

特273-924



1200501128857

78
8



始



78-98
#273
924

佛國セーニヨボス原著

日本山崎直三 共譯

歐洲現代政治史

下卷

明治
44. 8. 4
購求

例言

本書は上卷に續き大ナポレオン倒れて後の奧太利及び普魯西の形勢、ビスマークの成功、獨逸の統一、奧太利、洪牙利國の成立を叙して北歐及び東歐諸國に及び、歐洲共通の經濟的現象、宗教的關係、及び國際的革命黨の運動を記し、歐洲の國際政治史に移りて神聖同盟の活動、英露の競争、ナポレオン三世の盛衰、獨逸の大陸的霸權を述べ、最後に結論として著者得意の概括論を掲げ、歐洲政治の進化を説きて局を結べり。曩に本會が發行したる「歐洲文化史論」近世歐羅巴の基礎及び十九世紀末年史」等は本書と相對照して好伴侶たるべく、何れも歐羅巴人ならざる讀者に適應せる名著なりとす。本卷の譯者は上卷と同じく山崎直胤君及び文學士山崎直三君、早稻田大學講師なるが、第十八章より第二十一章に至る四章は文學士小山東助君の手に成れり。本會は是等の諸君の勞に對して厚く感謝の意を表す。

(1) 明治四十四年七月

大日本文明協會編輯局識

目次

第十三章 專制政治下の奥帝國

一八一四年に於ける奥帝國——メッテルニツヒの政制——洪牙利に於ける國民的反抗——スラヴの民族的反抗——自由派獨逸人の反抗——一八四八年の革命——スラヴ民族國に於ける革命——内亂及び其鎮壓——洪牙利の戦争——一八四九年の專制復興——一八五五年の教法條約……………一—四〇

第十四章 ウィルヘルム一世前の普魯西王國

拿破戰爭の期間に於ける普魯西の改革——政治生活の状態——專制的再組織——地方議會の創設——ウィルヘルム第三世施政の末期——ウィルヘルム四世君臨の初期——聯合地方議會——一八四八年の革命——國民議會——一八五〇年の憲法——反動——普國の獨逸政策——關稅聯盟……………四—四四

第十五章 獨逸統一の成形

普國兵制の改革——進歩黨の成形——憲法上の爭議——獨逸に於ける國民的及び自由主義的騷擾——侯國事件の危機——聯邦の解散——普國の膨脹——北部聯邦の成形——政黨の變化——南部獨逸——帝國の創立……………九—一二四

第十六章 獨逸帝國

帝國に於ける黨派——政治生活の状態——人文戦争及び帝國の體制——社會黨に對する争闘——ビスマークの經濟政策及び社會政策——軍制及び三黨の合意——ウィルヘルム二世及び基督教的社會主義——新航路——アルサス・ローレーヌ——十九世紀に於ける獨逸の政治的進化……………一四—一〇一

第十七章 奥國に於ける立憲制

奥太利洪牙利國の成立 一八六〇年十月の憲法——一八六一年の憲法——統一的政府の企圖——憲法の中止——洪牙利との妥協——一八六七年の自由憲法

奥太利洪牙利國 奥國に於ける政治生活の状態——政黨及び民族黨——自由主義の内閣——聯邦的憲法制の嘗試——選舉法改正及び立憲制的内閣——洪牙利に於ける黨派及び政治生活——ボスニア占領の危機——ターフ内閣の聯邦黨的政策——獨人と波蘭人との聯合及び一八九六年の選舉法改正——十九世紀に於ける奥國の政治的進化……………二〇三——二五〇

第十八章 スカンディナヴィアの諸國

スカンディナヴィア諸國の成立

瑞典 瑞典憲法の變遷——瑞典の政黨

挪威 民主黨——憲法上の爭論——國民的衝突

丁抹と諸公國 諸公國分裂以前の丁抹の君主政——シュレスウイグ・ホルスタイン公國——諸公國の戰爭——諸公國の分裂——一八六六年の憲法——憲法上の爭論——アイスランド……………二五五——二九〇

第十九章 露西亞帝國と波蘭

一八一四年に於ける露西亞——アレキサンデル一世の治世——芬蘭と波蘭立憲王國——一八二五年十二月の暴動——波蘭人の叛亂——ニコラス帝の治世——ニコラスの政治に對する反動——農奴解放——アレキサンデル二世の自由的改革——波蘭の暴動——波蘭の鎮壓——專制の復歸——諸反對黨——アレキサンデル三世の政治——國內の同化——ニコラス二世……………三〇〇——三六〇

第二十章 土耳其帝國

一八一四年に於けるオットマン帝國——希臘反亂の危機——マームードの改革——埃及の争闘の危機——レシッド・パシヤの改革——クリミア戰爭時代——改革の計畫、ブユアドとアリ——財政上の危機と少壯土耳其黨——露西亞の侵入と危機と分割——アブダル・ハミドの個人的政府……………三六一——三九〇

第二十一章 巴爾幹半島の基督教諸國民

オットマン帝國領内基督教諸國民の一八一四年に於ける状態

ルーマニア 一八五六年に至るまでのモルダヴィア及びワラキア兩地方の状態——ルーマニア州の組織——立憲王國

希臘 一八二〇年前の希臘國民——希臘王國の組織——專制政治——立憲政下の希臘

セルヴィアとモンテネグロ セルヴィア州の組織——立憲政治々下のセルヴィア——モンテネグロ

ブルガリア 一八八五年の合同前のブルガリア人民——一八八五年の合同後のブルガリア……………四〇〇——四三三

第二十二章 政治生活に就き物質的狀態の變化

物質的發明——破壊力の嶄新方法——新新の交通機關——人口の増殖變化——富の増進——經濟生活の變化……………四六四——四八三

第二十三章 教會及び加特力黨

佛國革命前の教會——教會に於ける革命——教會の復興——法王全權黨——自由派加特力黨——加特力派民主黨及び一八四八年の革命——教會内に於ける反動——法王のクァンタキュラ回章及び誤謬の要目——法王廷の大會議——教會と國家間の紛争——レオン十三世の政策……………四八四——五二九

第二十四章 國際的革命黨

フリー・マソン社及びカルボナリー黨——共和黨青年歐羅巴會——伊太利統一遂行の期間——社會黨の流派——共產黨
 ——一八四八年佛國革命間の革命黨及び反動——國際的社會黨——獨逸に於ける社會黨綱領の成形——無政府黨——國
 民的社會黨の成形——革命黨の方略——國際的社會黨會議……………五三〇—五七五

第二十五章 メッテルニッヒ宰制下の歐洲

一八一五年に於ける歐洲問題——神聖同盟——露帝アレキサンデルとメッテルニッヒの拮抗——エクス・ラ・シャベルの會
 議及びアレキサンデルの豹變——埃太利開議及び干渉——カンニングの英國政略——近東に於ける干渉——歐洲同盟の
 瓦解……………五七六—六〇一

第二十六章 露英の拮抗

一八三二年以後外交政略の状態——一八三〇年七月の佛國君主政の公認——白耳義の處分——波蘭問題——埃佛の伊太
 利干渉——西班牙及び葡萄牙に於ける干渉——近東問題——逃竄者及び專制君主國の同盟——英佛間同盟の破毀——近
 東問題及び海峽條約——英佛の親善的協商——西班牙の結婚——クラコフ事件——葡萄牙及び伊太利の事件——露西事
 件——一八四八年の革命——復興政策——普に對する埃の大成功——佛帝國の公認——露帝及び近東問題……………六〇二—六四一

第二十七章 佛の優勢及び民族的戰爭

歐洲政策の變化——クリミア戰爭——巴里の會議——奈翁の優勢——佛蘭西とサルヂニアとの同盟——伊太利の戰爭——
 埃國との和議——版圖の併合並に伊太利問題——波蘭事件——侯國の戰役——普埃間の經緯——一八六六年の普埃戰
 爭——ブラーゲ媾和——リニクサンブルグ事件——普佛間衝突の潛伏——開戰の宣告……………六四二—六八三

第二十八章 獨逸の優勢及び武裝的平和

普佛戰爭——倫敦及びフランクフォルトの條約——一八七一年以後歐洲政策の新狀態——三帝の同盟——近東事件——
 土耳其の戰爭——サン・ステファノの媾和及び柏林會議——三國同盟の成形——佛露協定の成形——武裝的平和……………六八四—七二六

結論 歐洲の政治的進化……………七二七—七四〇

目次終

歐洲現代政治史 下卷

第十三章 專制政治下の奧帝國

一八一四年に於ける奧帝國 奧太利は佛國大革命に由つて變更せられしこと極めて甚し。其政府は内治組織の改革を試むることなく、奈翁に對抗したる爲め、唯財政窮迫に陥り、一八一一年の布令に依つて紙幣の價格を低減し、國の破産を敢てして猶顧る所なかりき。領土も獨逸諸國の如く分合甚しからず、單に遠隔したる諸州(白耳義、ブリスゴ)に換ふるに、接壤の地域たるサルツブルグの大僧正國と、ヴェニス領地即ちアドリア海沿岸一帯の地を取得せるのみ。

獨逸帝國の滅亡以來、帝は奧太利皇帝の新尊號を冒し(一八〇六年)、所領の邦國を擧げて初めて合名的稱呼の下に一統したり。然れども此帝國は一國民を成形するにあらずして、依然同一君主の下に併立せる幾多國民の混合團なりき。故に奧國の歴

史を理解せんとするには、之を組織する所の不調和なる人民に想到せざるを得ず。即ち幾種の故民族若くは其遺類にして、其一統以前に於ては何等の共通點を有せず、各特殊なる言語と行政の様式とを有したりし者なり。ロンバルド、ヴェネシア王國に於ける伊太利人を除きては、歴史上之を四大部屬に區分すべし。

第一、種々の稱號の下に、奥太利の太公國を圍繞せるアルプス地方の本土十一州。

第二、ボヘミア、モラヴァ、シレシアの故三州より成れるボヘミア王領の地。

第三、ガリシアの波蘭王國と其附屬地、モルダヴィアより奪取せるルーマニア人國なるビュウヰナの地。

第四、洪牙利王國、トランシルヴァニアの公國、クロアシア、及びスクラヴァニアのクロアシア王國、セルヴィア州の四邦土より成れる故セントステーフエン王領の地。

此等の部屬は全く歴史的に成形したる者にして、素より統一なき民族の聚團たり。奥國に於ける政治生活の複雑なるは畢竟之に基因せり。

第一部屬の本土は重に獨逸民族にして、維納、奥太利太公國、及び北部諸州は獨逸語の國たり。されどスラヴ人種も亦カニオラ、スチリア、及びコリンシアの一部、ゲルツ、

グラヂスカ、イストリアなる南部諸州を占領せり。而もグラヂスカ、イストリア、及びトリエストに於ては、伊太利語を以て市府の通用語となせり。

ボヘミアの部屬は重にスラヴ種族なれども、獨人の植民多數にして、殊に市府及び獨逸に接壤せるボヘミアの北西地方は、殆ど全く日耳曼化せり。

ガリシアの部屬も亦スラヴ種族なれども、而も相異なる二種に屬す。即ち加特力教徒たる波蘭人は主に西部を占有し、往昔露人より侵略せる東部に於ては、唯貴族階級を成形するのみ。民衆は素と正教派なるも、今は一致派に屬し、スラヴ的式典及び妻帯の僧を存置して、加特力教と親近せり。

セントステーフエン王領の部屬は種族雜駁の最たるものとす。其優勢なるは洪牙利王國にして、マギヤール人(洪牙利の民名)國なれど、其平原特に西部に散在せる獨人の植

民夥しく、モラヴァに接壤したる北西に於てはスラヴ人多數を占めたり。トランスヴェニアはルーマニア農民より成り、優勢なる二種の人民、即ち洪牙利より來住せるマギヤール人と、數百年來中部に在住せる新教派の獨逸植民者(サクソン人)とに従屬せり。クロアシア、スクラヴァニア、ダルマシアは、加特力教徒たるスラヴ人なれども、伊

太利人は當時海岸の市府に優勢を占め、エステー地方はセルヴィアの通竄者の住居する所にして、依然たる正教徒なりき。

當時言語及び宗教に就ては、今時の如く相對抗する事なかりしも、而も其異同は帝に帝國の住民間のみならず、延いて各地方隣保の間に在りてすらも、一切の公共聯合の情緒を阻碍するに餘ありて、政府も之を共通なる管治の下に結合することを斷念し、メッテルニヒはジゼフ二世が試みたる、渾一化合策を排斥せり。洪牙利は奧國の君主政と獨立せる政府を有し、併立制は帝國の根本法なり。他の部屬(奧の本土、ボヘミア、ガリシア)は維納政府に直隸したれども、而も幾分特殊なる行政を殘留せり。帝國內に於て、スラヴ種族は、人口の多數を占めたれども、而も從屬的にして統一する所なく、ダニユーブ河の谿澗に占居せる獨人と洪人とに依つて南北に兩斷せられ、分れて六個の民族的集團をなせり。即ち北部に在つては(一)チェーク人、スロヴァク人、(二)波蘭人、(三)リテニア人、南部に在つては(四)スロヴェニア人、(五)クロアト人、(六)セルヴィア人なり。彼等は一層進化せる文化若くは優勝なる體制を有する少數人の代表者たる一の貴族階級と一の政府とに依りて制馭せらる。西部に於ける獨逸人、東部に

於ける洪牙利人即ち是なり。

全體に於ては獨逸優勢を占め、首都維納は獨逸市府たり。皇族及び宮廷も獨逸にして、獨語は政府及び軍隊の官語となれり。此政制は未だ國民性の觀念起らざる時代に於ける家族政策の結果にして、即ち愛國心の出現は之を不可行爲たらしめたり。

メッテルニヒの政制 内政は依然佛國大革命以前の組織にして、皇帝は大臣と諸顧問官との輔翼に頼りて專制權を行使し、其主要なる輔弼の宰相は、西部獨逸の一貴族たるメッテルニヒなり。何事を措きても先づ第一に外交家と呼ばるべき彼は、外務の局に當りたれども、其個人的勢力に依つて内治政策をも亦指導せり。プシンス第二世は其風采の簡素にして、維納の方語を用ふる容子の濃厚なるに似ず、專制趣味に浸染して、一切の抵抗に對し極めて頑強なりき。叔父ジゼフ二世が其性行を叙述せし如く、無頓着、不決斷、且つ不堅忍なりしが爲めに保守家たりしなりき。彼は帝國を以て古き家屋に比し、若し試に修理せば、却つて速に崩潰せんとして、一切の改革を厭惡せり。メッテルニヒは交際場裡の人、巧妙なる談話家、懷疑的なる讀書家にして、常に溫顔微笑を帯び、其保守的感情を化して一の學說となし、絶えず佛國大

革命を攻撃したり。これ蓋し實際に於ては一切の變革を阻碍し、人民をして政治に與らしむる一切の方法を排斥せんとするの意に出づ。彼は歐洲に於ては專制政府を維持し、煥國に於ては舊政制を保存しつゝ、絶えず革命と戦へり。

維納に於ける中央政府は、集合體的內閣の一種にして、事務長官たる各大臣と高等顧問との混合體たり。或る者は全帝國に、或る者は若干州の集團上に其管權を有せり。舊來の主要顧問會たるハウス、ホーフ、スターツ、カンスライは外務、警察、財政の事を管したれども、ボヘミア、ガリシア、オーストリア、イリリア及びバルド、ヴェニシア各地方の爲めには特別の主管局あり、又洪牙利、トランシルヴェニアの特別顧問、軍事宮廷顧問會、宮廷顧問會、會計大検査局を存置せり。此等諸種の機關を調和して運轉せしめん爲め、帝は一八一四年、各省長官と信頼せる二三顧問官との協議會を開かしめたり。然れども其組織を完成したるは尙後日の事に係り、彼の後繼者時代に至りて漸く內閣會議の一種となれり。當年改造せる、參事院は單に諮問會に止れり。總て此等の諸團體は互に相絆拘して、繁文縟禮事を處するの緩漫なるは俗諺的となり、細大となく決定の責を帝に歸せり。要するに此等の事務官は何等執るべき事

務もなく、亦政府は人民に何等報告のなすべき者もなく、且つ顧慮すべき輿論の代表をも有せざるを以て、百事擅斷秘密に行動したり。何人も豫算に依つて財政の状況を詳にする能はず、一八一四年以降、常に收支相償はざる歳計も、其缺陷を表白せず、臨時費として募集せる國債の殘餘を以て之を補填せり。

行政の繁文縟禮を極むること斯くの如くなりしかば、官吏は總て事の決定に遲疑し、互に相推讓して裁斷を敢てする者なし。ダルマシアの知事、スタデオン、町村の爲め一規則の急施を要せしに由り、自己の責任を以て之を施行せしに、彼は狂人の名を得たり。

公的方面より見れば、社會は依然貴族的にして、貴族は兵役を免れ、普通裁判所の管轄より除外せられ、彼等獨り貴族財産を獲得するの權利を有し、且つ獨り高等の官職に登れり。彼等は其領地内に警察、裁判、工業の規定を設くる等の領主權を有し、農民は貴族裁判、貢納、及び貴族領の徭役に服せり。州政は政府の官吏と、租税の賦課、及び新兵の徵募を擔當せる州會とに分任し、州會の廢絶に歸したる諸州には之を再興せり。然れども此舊州會は人民を代表するにあらず、又何等の權能をも有せず、チ

ロールを除くの外、殆ど全く貴族より成立し、單に二三の市府のみ代表者を出せり（ボヘミア四ヶ所、ガリシア一ヶ所）而も州會は租税に關して官吏の提議を聴取し、單に之を承認する爲めに召集せられたるなり。一八一七年、ガリシアに州會を再置せし時の勅令には、徵税は州會の協賛を要すとの妄想を生ずるが如き事を避くべしと誠めたり。斯くて州會の會議は莊重無言の集會たるに止り、饗宴之に次ぎ、多くは會期一日にして終れり。

されど茲に政府が州會に讓步せる一例あり。即ち一八二五年、ボヘミアの州會は、地租改正を要求したる政府をして、貴族の爲めに地租の不均等を維持するに決定せしめたり。蓋しこれウインヂスクラツ公がヴェロナの會議に於て、露國太公コンスタンチンより侮辱を受けたるが爲めに、之を慰むる報償なりしと云ふ。

此政制の主義は一切の動搖を阻礙するにあるを以て、政府は常に臣民の公事に干與するの途を絶てるのみならず、之を論議し、又之を考究する事の念をも絶たんが爲め、種々の措置を施し、圖書檢閱官及び秘密警察吏をして此任務に當らしめたり。檢閱は警察の所管にして、脚本のみならず、新聞、書籍にも之を適用し、別に法律の規

定なきを以て、檢閱官は殆ど無限の權力を振ひたりき。是に由つて政治的書籍の埃國に於て刊行せしもの更になく、苟くも自由思想を含める外國書籍、例へば英人ハラム、佛人オーゴスチンテリ、瑞典人シシモンデの著書を始めとし、佛人ブル、セーの醫書の如きも輸入禁止の厄を蒙れり。警察は外國人教師、學生、及び官吏すらも個人的に監視し、講義室に間諜を入れ、書籍館の監督をして各教授の借覽する書目を報告せしめ、一切の結社は嚴禁せられたり。大半教員なる瑞典の青年等、一八一七年、歴史教育會なる一會を創立し、幾もなく自ら解散したれども、一八一九年に至りて彼等は拘引せられ、十ヶ月の禁獄に處せられ、滿期の後外國に放逐せられたり。警察の報告に、該會の定款はフリー・メーゲン社の規約に類似せりと言へり。一八二五年、文人、畫家、音樂家等より成れる滑稽會の會員にして、戯名を記せる旅券を作るを以て娛樂としたるが爲めに拘引せられたる者もありき。郵便は私信を開封し得るの組織に成り、埃國の臣民は旅券を所持せずして、帝國外に出るを得ず、而も其旅券は容易に獲難かりき。

加特力教は猶國教にして、僧侶は密接に政府に従屬し、メッテルニヒ及び埃帝は所謂

ジ・セヒニズム、即ち常人たる君主の優勝權を固持せり。而も臣民は強制的に宗教を信せしめられ、學生は供養及び懺悔の證明書を賣買する風を生じ、一種の有價證券の如く時に其價格に高低を生じたり。學校は僧侶の監督を受けたり。加特力教以外の宗教も寛容せられ(ジ・セフ二世以來)たれども、其教徒は法律上官職に就くを得ず、不動産を取得し、市民の公權、職工組合長、大學の學位を得るに當つては其特免を請ふを要したり。世人此等の制限準則を總稱してメッテルニヒの治制と呼べり。然れども此稱呼は之が施行を司れる維納の官僚と一般、疎虞怠慢を極めたる親權的抑壓の體系を定義するに適せず。蓋しこれ一の體系たるよりは寧ろ一の傾向と謂つべきなり。

政府は臣民に一切の公事的思想を禁遏したれども、彼等が自由に嬉戯するを問はざりしかば、維納は正に遊樂の府なりとの世評を招きぬ。

洪牙利に於ける國民的反抗　　洪牙利國の憲法の中にはマリリア・テレーザの認許せる兩國併立制の遺骸を存し、煥帝は依然洪牙利王を兼ね、其憲法を保守せざるを得ざるなり。ジ・セフ二世之が改廢を試みて、叛亂を誘起し、一七九七年、遂に之を復

興したり。フランス皇帝は公式に之を嘉尚し、一八二〇年、陸軍演習に蒞む爲め、ベスト府に來りたる時、洪牙利政府の官語たる羅甸語を以て稱讚の勅語を下せり。然るに帝は此傳來的憲法に對し嘉尚の意を表しながら、之が適用は敢て意に介せざりき。中古以來、マギヤール貴族が王に課せる洪牙利憲法は、王と一致して國政を施さんが爲め、中央議會と地方行政區管理の爲め、每區に一、總計五十五の地方議會とを設置せり。此體制は英國の國會及びカウンチー(議會)に酷似せり。

中央議會は寡くも毎三年會合すべきものなりと雖、政府は一八一二年以來此召集を中止せり。斯く中央議會の會合なきを以て、地方議會は乃ち憲法の名に於て專制政府に抵抗せり。一八一五年、政府は國用の賦課、新兵の徵募を命せん爲め、直接之に諮詢したるに、議會は中央議會の決議を経たる上ならでは應ずる能はずと布告し、而も當該官の徵稅募兵を禁せしかば、帝は其布告を以て大權を侵す者として之を破毀したり。此時は地方議會の屈從に終りしが、後一八二〇年、政府が徵兵を令し、租稅の正金納付紙幣の代りに之を命せしに、議會更に之を拒絕して、中央議會の開會を要請せり。政府乃ち徵稅募兵の爲め官吏及び兵卒を派遣したるに、地方公吏は消極

的抵抗を試み、一切執務を罷めしかば、派遣官吏は公衙に到りしも、帳簿、印章、文庫の鑰を見はさず、従つて照査の途なくして、徵募を實行する能はざりき。帝遂に讓歩し、言を皇后の加冠に託して、一八二五年、プレスブルグに中央議會を召集したり。

一八三〇年以後、洪牙利に於て政治的動搖始まり、中央及び地方の議會に改革の黨與現はれたり。蓋しこれ國民的たると同時に自由的運動なりき。一八三二年、開會の中央議會は一層完全なる洪牙利人の政府を請求せり。即ち帝の洪牙利行幸を一層頻繁ならしむる事、議會會合地を國境に避在し且つ獨人の市府たるプレスブルグより移して中央に位し、且つ洪國人の首都たるベストに置く事、羅甸語に代へて本國語を官語となす事是にして、此國民的政策に就てはマギヤールを舉つて翕然一致の狀を現はせり。然れども自由的改革に就ては意見相協はずして、憲法及び社會の改革を提唱する一個の自由黨と、純然たる本國人の政府を以て舊政制を維持せむと欲する一個の保守黨とを成形せしむるに至れり。

洪牙利の社會は中古に於ける如く、法律上不平等なる二階級に分れ、貴族獨り公民にして、租税を免れ、有事の日、舉國兵たる時の外、兵役に就くを要せず、農民は貴族の

借地人にして、其領主に對し貢納及び徭役を負擔し、獨り租税を拂ひ、軍隊の爲め新兵を出し、而も一切參政權を有せざりき。貴族のみ獨り政治的國民を成形し、而も其數多大にして、中には田舎に生活し、貧窮にして且つ無教育なること農民と一般なる者少からざりき。

地方行政は貴族之を掌握し、一定の時期に一地方の總ての貴族レバラシ、即ち公吏、判事、理事、財務員等の職員を公選する爲め會合したり。其選舉に伴ふに宴樂を以てし、競争者の敵味方間に行はるゝ、爭論熱狂、喝采聲裡の表決、當選者の歡迎等實に喧騒を極めたる選舉會なりき。(自由派領袖の一人エオトグオスは此状態を著したり)

王國議會即ち中央議會は二班より成れり。即ち大貴族班は世襲權に依つて議席を有する領主より成り、民班は、每地方區より二人づゝ、總計百十人の貴族、總ての市府の爲めなりと云ふ二人の代表者、及びクロアシア王國議會の委員等の公選代議士より成れり。

これ英國の上下兩院に類似せる機關たり。然れども其動作に秩序なくして、一堂中に地方及び市府の代議士、クロアシア議會の派遣員、僧團及び寺院の主管及び代表

者、不在貴族の代人等相混じて就席し、觀覽人及び婦人等は別とし、或る者は表決權を有せず、一地方の代議士は二人集合的に一票を有せしのみ、殊に正規的表決法なく、投票は數の多寡に依りて之を決せず、投票者性格の良否に依りて之を決すべし、て中世の格言を適用せり、而も實際表決なるものなかりき、蓋し議員は選舉人の指揮を俟たざるべからざりし故に、假答辯の外なし得ざりしを以てなり。

中央議會亦眞のパーリメントにあらず、而も兩々相對すべき中央集權の眞内閣もなく、政策は一面維納に於て宮廷の勢力下に決し、一面地方貴族の意見に依つて左右せられたる地方議會に於て決定せり、自由黨は、徭役、貢納納税の不公平を廢して、社會を革新すると同時に、選舉權を擴充して、官公吏、教員、辯護士、公證人、醫師、僧侶、商工者に普及し、且つ議員各自に表決權を與へ、以て眞正なる代議制度を樹立せむことを切望せり。

斯くて改革案討議の議會は、四十ヶ月間繼續し(一八三二年より一八三六年に至る)四百七十回の會議を開きたり、自由黨類に苦情を訴へて出版の自由を請求したれども、大貴族斑政府と一致して、殆ど一切の改革案を排斥せり、然れども重要なる先例と看做されたる

一の措置採用せられぬ、即ちベスト府に於て、ダニュープ河に架設すべき釣橋の通行錢を徴し、貴族平民一律に之を拂ふべしと決定したり、正にこれ貴族が一切租税を免るゝ特權に對する第一打撃なりき。

同時にマギヤール人はトランシルヴェニアに於て之を洪牙利に合併せしめんとして騷擾せり、一八三四年に召集せる一八〇九年來初めて地方議會は政府に反抗し、政廳員は公選にあらざるの故を以て之を認識するを拒み、自ら議會を組織し、選舉人に向つて責任を負ふべしと宣言し、又出版の禁令あるに拘らず、議事録を石版に附して刊行せしかば、政府は之が解散を命じ且つ軍政を布くに至れり。

爾來洪牙利に於ける政治生活は覺醒の域に入れり、一代議士の書記たる少壯辯護士コッスト、初めてマギヤール政治新聞を發刊したり、之が爲め彼は拘引せられ、二年間未決監に繋がれし後處刑せられしが、大赦に依りて免されぬ、爾來彼が名聲大に揚り、反對黨の一領袖となれり、彼は任期三年にして毎年ベストに開會すべき一民選舉議會と領主權の廢止とを請求せり、一八三九年と一八四二年より四四年とに互り、議會の開會ありしかども、大貴族は猶改革を排斥し、地方議會も亦其派遣代

議士に貴族の租税免除を維持すべき訓令を與へたり。

政府は僅に國語問題に就きて讓歩し、一八三六年には洪語を法律上、一八四〇年には地方行政上、一八四四年には政府及び教育上の用語となしたり。ゴズストは活潑なる態度と朗かに且つ力ある美音とを以て、雄辯家の名噴々たりき。彼は民主的地方的なる一黨を組成し、一切の特權を廢し、地方議會の權能を減殺する事なくして、マギヤール人の政府を創立すべしと唱道したり。中央集權主義の自由黨は、特權主義を賛成せる地方議會の勢力を減殺し、中央議會の權能を増大すること必要なりと思惟せり。デアークの作爲せる一八四七年の同黨政綱は、税法の改正と議會に於ける租税の專決權とを要求し、我儕は洪國の利權を奧本土の利權の下に屬せしむるは不當なりと斷定す。世人の動もすれば君主政の統一と同視する行政の統一の爲め、我儕の權利を犠牲に供するは、決して我儕の堪ふる所にあらずと論せり。

スラヴの民族的反抗 洪牙利に比し組織の強固ならざりしスラヴ種族在住の地方に於ては、其民族的反抗較薄弱にして且つ散漫なりしが、波蘭、チェーク、クロアトの三民族間各別に發生したり。

(一)波蘭人の運動は、一八一五年以來、貴族的共和國を組織せる帝國外の地、クラコに其中心を有し、茲に舊波蘭復興の謀叛を計畫せり。一八三一年、奧國政府は領事を派遣し、後之を撤回したり。蓋し謀叛は奧領のガリシアよりも寧ろ普魯亞領と露領の波蘭を主たる目的地となせしに因つてなり。

(二)チェーク人の運動は、プラゲに發し、主として文學的なりき。一六二〇年に於てチェーク國民の滅亡以來、獨語は常に政府の官語たるのみならず、大學及び有識社會に於ける文學的唯一の科學的用語となり、チェーク語は農民及び無識者間の俚語たるに過ぎざりき。一八一九年、チェークの愛國者等は、キエニギンホーフの寺院に於て、十三世紀末葉のチェーク國歌の手録を發見して以來、今は贗作と看做さる、文士及び學者の一小團體、チェークに曾つて文學ありて、而も一大國民たりしことを想起し、國民的誇榮心を發揮するに努め、機關雜誌及びチェーク協會を創立し、愛國の史家バラキ、亦ホヘミア史を著はしたり。

此運動の影響は、奧國に於ける他の民族的運動と異りて、單に地方的に止らざりき。蓋しチェークの愛國者は主として國語問題に熱心したるが、彼等はスラヴ語人民の

多數なるに感奮し、若し此民族にして四分五裂の現状を脱して、其勢力を自覺するに至らば、其數及び天資に於て、世界に雄飛すべき秀絶の一人種たるべしと思惟せしなり。彼等は之を合して一大國となし、最も文化に進めるチェーク人自ら此同族融合運動を指導せんことを志せり。これぞスラヴ統一策の起原なる。元來孟浪たる一思想に過ぎずと雖、チェーク人は之に定形を與へんが爲め、スラヴ族中獨り獨立國民の組織を備へたる露帝國に依頼せんと欲しぬ。斯くて文學的反抗は、遂に其敵愾心を獨逸人種及び奧政府に轉向し、ホヘミアに於ける獨人官吏、官衙、學校に於ける獨語の使用に對する抗議に於て之を表現せり。然れども活動の手段を有せざりしを以て、實際的改革としては一も獲る所なかりき。

(三)南部スラヴ人の反抗は、國民的組織の遺跡を存せる唯一のスラヴ種族たるクロアト人之を畫策し、アグラムを中心として、文學的になると同時に政治的なりき。愛國者はクロアトの故事を研究し、クロアト文學を興さんと務め、ガジは一八三六年にイリリヤン國民新聞ナショナル・ニュースを創刊したり。クロアト人も仍ほチェーク人の如く、其同胞スラヴ人の指導者を以て自ら任じ、クロアト語の南部人を統一して、クロ

アシア、スクラヴニア、ダルマシアより成れる一個のイリリアン王國を創立せむ事を夢想せり。クロアシアは既に其自治、其總督及び洪牙利の中央議會に派遣員を選出すべきアグラムの地方議會を有せりと雖、而も彼は同時に洪、奧兩國政府の隸屬たりしを以て、クロアシアの國民黨は、奧政府と洪人の國民的運動との兩者に衝突せり。一八四三年、洪國議會が羅甸語に代ふるに洪語を以てするに當り、クロアシアの派遣員は依然羅甸語を用ひんと欲し、從來慣用の敬語なる冒頭を置きて演説し始めたるに、滿場騒然として之を妨害せり。結局洪人勝を制し、奧政府は洪語を議會の用語と公認し、且つイリリアン新聞をクロアト新聞の題名に改むべきことを命じたり。クロアト人は之が返報として、クロアト語をアグラム地方議會の用語とする旨を宣言し、且つクロアシアに在りて農生活を營む洪牙利貴族の地方議會に干與する權を撤廢せり。

自由派獨逸人の反抗　獨人の棲息地にして、其州政府亦獨人より成れる地方に於ける反抗は、民族的にあらずして、單に自由主義的なり。貴族、中流人士、學生等は出版の自由と共に、立憲制を冀望せり。其思想は、重に佛蘭西及び南部獨逸なる外國

より齎らす所の新聞及び書籍より得たる者なり。此等の出版物は禁制に屬し、國境に於て押收せらるべきこと當然なれども、其監視已に緩漫に流れたり。皇帝フランシス二世は一八三五年殂落し、其子フェルデナント位を嗣ぎたれども、資性暗弱にして事を視るの能なく、メッテルニヒは年老ふるに随つて益偏執不精となり、專制的機關は存在すれども、恰當の主動者なきが爲めに運用宜しきを得ず、禁制は依然たるも官吏黙容して多くは不問に附せり。プラブの警察長基督降誕祈念祭の期間、舞踏會を許可すべからずとの命令に接せしかども、舞踏者に背を向けて見ざる所爲せり。又警察は現政府に不利益なる小冊子の印刷流布若くは禁制せられし書籍の販賣をも許容せしかば、書肆は禁止に係る新聞紙を祈禱書若くは割烹書の包紙に擬して販賣せり。

貿易上に於ても亦同一にして、殆ど禁止税に均しき關税法を維持したれども、關稅吏外國商品の密輸入を等閑に附し、一八四四年に至るまで稅關徵收の税金は、驚くべき小額にして、公式の統計に據れば、三年間に絹服の輸入せられしもの唯一着のみ、教育に於ても亦一切の近世的課目を除外したり。僧侶管理の中學校に於ては、僅

に羅甸語を教へ、大學に於ては法律の外殆ど何物をも授けず。されば多くの奥人は外國圖書の密輸入に依つて自ら近世的知識を補修せり。其學識の無統不完全にして且つ皮相なる形跡は、現代に至つて猶顯然たるを見る。外國思想の接觸に胚胎せる奥人の反抗は、全く佛獨の自由主義的反抗の模倣に出でたり。

一八四八年の革命 政府は二種の政敵を有せり。即ち其專横を非難する自由派と、外國的管治及び國語を課せられたるに憤慨せる國民黨と是なり。此等不平の徒は、一八四八年全歐洲の動搖に乗じ、獨逸に於けると一般、自由的にして且つ民族的なる革命を企圖せり。然るに獨逸に於ける國民的革命の趨勢は、數小邦國を合して一大國民を成立するに存し、奥國に於ては一大國を數小邦國民に分裂せんとする傾向を示せり。

孤立せる第一の反亂は、已に一八四六年ガリシアに爆發したり。即ち波蘭の貴族等、波蘭獨立の再興を試みたれども、奥政府は敢て討伐の勞をも取らずして、元來奥國の農民たるリュテニアン人を驅りて對向せしめしに、農民叛徒を捕へて奥國官憲に致したり。尋いで政府は此機に乗じ、グラチー共和國を占領し、普露の承諾を得て

之をガリシアに合併したり(一七八四)。茲に於て獨立せる波蘭人國の遺存するもの一つもなし。

一般の動搖は一八四八年三月を以て、獨人と洪人の優勢なる奥洪兩國に於て同時に勃發し、殆ど之と相前後してスラヴ人在住の地方に發生せり。

奥本國に於ては、佛國革命の飛報已に政府を聳動するに足る者なりき。ソヒア女太公憂慮して、人望已に地に墜ちたるメッテルニヒの貶黜を要め、他の太公及び大臣之を可替せり。維納の自由黨示威表情を始めたれども、其冀望を政府に達すべき何等政治上の團體も之なきを以て、書籍商、工業會社、法政讀書俱樂部、學生等諸種の集團主唱して事を擧げ、教育、宗教、言論、新聞の自由、豫算の公表、定期代表議會設置の請願書を呈出せり。檢閱官及び警察吏は其行務を休止し、大臣會議は危懼に堪えずして、諸州議會の委員を召集し、政府の委員と協定せしむべしと聲明したり。

革命は單純なる一揆に依つて俄然勃發し、已に意氣沮喪せる政府は、自衛を勉むるの餘地なかりき。下奥太利の州議會開會して幾もなく、三月十四日學生等議場前の中庭に雲集し、年少なる猶太の一醫師井戸の家根に登り、自由萬歳を絶叫せり。議員

は窓に倚つて彼等と協議を試み、尋いで十二人の協議委員を出さしめたるに、此時官兵馳せ來るとの風説傳はるや否や、群衆忽ち議場内に侵入したり。議員は其請願を致す爲め皇居に赴きしに、其宮中に在るの間に軍隊發砲し始めたり。茲に於てか「メッテルニヒを倒せ、軍隊を倒せ」との絶叫群衆の間に起りたり。メッテルニヒは此騷擾を輕侮し、以て二三の猶太人、波蘭人、佛國人の教唆に係る一小策となせしも、他の大臣は恐怖して群衆を鎮撫せんと欲し、終にメッテルニヒに迫りて辭職を執行せしめたり。

革命は學生及び維納の中流人士の業にして、政柄を握りしも實に彼等なり。彼等は武装して學生隊及び國民兵を形り、五日に至り、人民の權利擁護の爲めなる中央委員を組織せり。而してこの委員等は維納府の施政を掌れり。帝國政府は最早何等の拒絶をも敢てせず、出版の自由を宣言し、代議士を召集し(三月十)。且つ白耳義に則れる一憲法を發布したり(四月十)。而して後中央委員を解散せんと試みたれども、群衆は之に迫りて普通選舉に依れる立憲議會を召集せしめたり(五月十)。尋いで皇帝は一族と共にチロールに免れ、各大臣は維納に留りたれども、兵備を有せざりき。當時

軍隊は悉く伊太利に派遣せられたり。彼等は先づ學生隊を解散せんと欲せしに、學生及び職工等街路に胸壁を築き、又秩序と人民の權利とを維持せんが爲め、市民委員會を組織したり。大臣恐怖して學生隊を存置し、且つ忍耐して市の警察を此委員に託し、委員は乃ち保安委員となれり。尋いで皇帝に代つて維納に遣はされたるジ・ン太公多數自由黨より成れる新内閣を組織せり。

普通選舉に依つて選出され、洪牙利を除くの外全帝國の代議士より成れる立憲議會は、七月二十二日を以て維納に合同せり。議員中農民議員九十二人あり、用語區々たりしかば、採決の前に當りて法案を翻譯せしむる必要ありたり。此際獨人は左黨を、チエーク人は右黨を成形せり。一農民の子は一切の領主權を廢止するの宣言をなすべしと提議し、討論一ヶ月の後七十三の修正案、百五十九の論題、議會は全會一致を以て、徭役貢納、領主裁判の廢止を可決し、貴族の領地と庶民の土地との間に一切の差別を廢除したり。之を一八四八年革命の主要なる結果とす。

洪牙利に於ける革命 洪牙利に於ては、既に三月三日、議會はコッスートの勢力に動かされ、憲法要請の上奏書を皇帝に致したり。而して幾もなく政社の俱樂部起れ

り。保安委員を形成したれども、議會は之に抵抗する能はざりき。乃ち議會は自由黨の要求に係る改革、出版の自由、租税の平等、領主權の廢絶を決議し始めたり。維納政府は抵抗の手段に窮し、洪人の請求する所を悉く容れたり。其第一は洪人内閣にして、保守自由民主三黨の領袖より之を組織し(三月二日)尋いで議會をプレスブルグよりベストに遷して、毎年の開會となし、圖書の檢閲を廢し、終に洪牙利方伯に一切王權の行施を許したり。洪人内閣は六月二十九日を以てベストに遷り、新法に依つて選舉したる洪牙利立憲議會は、七月二日に會合し、爾來洪牙利政府は奧帝國より獨立せる主權者を以て自ら處り、武官が維納の命令を奉ずるを禁じ、國民的旗章を有する洪牙利軍隊を創設し、紙幣及び國債を發行し、洪牙利人大使を諸國に派遣して、洪國は獨逸統一反對の戰爭起るに當りても、奧太利を援助せざるべしと聲言せしめたり(八月三日)。

スラヴ民族國に於ける革命 スラヴ諸國に於ては互に獨立せる四個の民族的運動發生せり。

ガリシアに於てクラコフなる波蘭人の一小反亂ありしも、該市の砲撃に依つて忽

ち平定に歸したり。

ボヘミアに於てはブラグのチエーク愛國者等先づ皇帝に上書して、チエーク人と獨逸人との一視平等及び舊王領の三州(ボヘミア、モラヴィア、シレジア)議會の合併を請願したるに、州の立憲議會召集の許容を得たり(四月)而して其選舉法準備の爲め本國民の委員を組織せり。然るに騷擾は一層加りて、チエーク人の國民兵は、獨逸人より分離してスラヴ民兵を形り、故國民の服裝をなし、街上に獨人と相擊鬪せり。尋いで維納の内閣は革命黨の擁する所なるを口實として、ボヘミア總督に迫り、チエーク黨の領袖を擧げて、假設政府を組成せんことを決意せしめたり(五月三)斯くて、スラヴ統一策の思想實行の始めとして、チエーク人はブラグに總てのスラヴ民族の大會議を召集し、六月二日、バラキー之が開會を司りたり。會員三百四十名中チエーク人二百三十七名、帝國外のスラヴ人中バクニンは露語を以て、リエベルトは波蘭語を以て、ザッハはセルヴィア語を以て、各スラヴ人種稱揚の演説を爲したるが、之を理解せる者少かりき。而して此大會議は方に歐洲各國民に致すべき檄文を準備せんとするに際し、俄然政府より停止せられたり。

南方スラヴ人の民族的運動は、洪牙利人に對して向けられたり。即ちクロアト人は始めに同國人たる一大佐セラチヒをクロアシアの總督に擧げん事を皇帝に奏請して、其勅許を獲しに、洪政府は其罷免を決議したり。セラチヒ之に應へて、クロアシア志士の冀望に従ひ、クロアシア、スラヴン、ダルマシアの三聯合國の州議會をアグラムに召集したり。然れどもダルマシアは其代議士を維納に派し、スラヴンはベストに遣し、來會せるは獨りクロアシアの代議士のみにして、特殊の内閣を有すべき南部スラヴ王國の建立を要めたり。奧政府はセラチヒの舉動に平かならず、インスブルックの行宮に來つて分疏すべき旨を命せり。インスブルックに於て、セラチヒは、伊太利の奧軍に従つて戰鬪せし南部スラヴ人に對し、皇帝に忠勤を致すべき勸告書を發し、是に因つて政府の信用を恢復したり。爾來政府はクロアト人に對し、洪人を支持するを避けたり。

セルヴィア人は洪政府に逆つて叛旗を掲げ、五月以來其宗教的指導者たる大僧正は、カルロヴヰツに會議を催して、民族的一政府を創建してクロアシアに聯合せんことを決議し、尋いで國民委員を任命し、戰を開始し、洪人を撃退したり。

政治的生命なき農民たるルーマニア人亦トランシルヴァニアに於て其主人公たる洪人及び獨人に對して騷擾し、一大集會を催し會する者四萬人と謂へり、他民族との平等權を請求せり。ルーマニア農民の此運動に對し、獨人は洪人と利害を同うしたるを以て、州議會はトランシルヴァニアと洪牙利との合併を決議せり(五月三)。同時に帝國領伊太利の各州叛起して、サルヂニア王國に結びたり。

内亂及び其鎮壓

奧政府は國內の事業に暗く、且つ剛毅果斷に乏しかりしを以て革命に惑亂せられ、政權を自由黨及び民族黨に放委し、而も彼等の微力なるを看破し得ざりき。されど漸次其真相を窺知するや、武力に依つて政權を克復せんとし、革命黨を敵視せる軍隊と、獨人及び洪人の敵手たるスラヴ民族とを驅りて其用に供したり。鎮壓の指揮を司りしは、伊太利軍の司令官ラデッキーと、其他の軍隊の總帥ヴンヂスグレッツ公の二將にして、各地の革命的政府を降し、其邦土を克復する爲め、中央政府は之に一種の獨裁權を與へたり。是に於て革命黨は武器を執つて抵抗し、革命は終に内亂戦争シナイ戦争となれり。正にこれ政府の爲め自由黨及び民族黨を撲滅し、專制を復興するの機關なりき。スラヴ人は革命黨を成形する所の獨人及び洪人が

專勢民族たるの故を以て之に對する憎怨心より政府を援助したり。征討はボヘミアより始められ、其住民たるチェーク人は、ボヘミア軍司令官ヴンヂスグレッツ公を貴族黨且つ專制家なりとして嫌忌する事甚しく、人民の一大集會を催し、維納政府にヴ氏の召還を請願し、尋いでブラグのチェーク民兵はヴ氏の居館前に示威運動をなし、遂に其窓戸に向つて發銃し、此際ヴ氏の夫人殺され(六月十)、ブラグの街頭には人々相搏撃せり。ヴ氏は維納政府の諭示に依つて一旦退却し、後再び來りて市を砲撃し、チェーク人の叛徒を粉塵せり(六月十、七月)。茲に於てスラヴ人大會は解散し、州議會復た會合に至らず、ボヘミアは軍政の下に置かれたり。斯くて革命の賊定者たるヴンヂスグレッツは、朝廷の親任を享け、帝國各軍隊の總帥たるべき内命を被れり。

伊太利に於ては、ラデッキー將軍サルヂニア人に提ちて、ロシバルデーを克復した

り(一八四八年七月)。

斯くて政府は、洪牙利の革命黨を絶つに足るべき自彊心を懷き、曩に方伯方伯に聽したる全權を撤回し、議會の通過せる公債及び軍制法律の裁可を拒み、セルヴィア人に對

し敵對行爲を止むべき事を命じ、且つ洪人に許容せし所の特典は、帝國內他の邦國の協賛を経るにあらざれば無効たるべしと宣言せり。六月十日の告諭に於て、帝は洪牙利王國の保全を誓ひ、洪牙利國民黨は此誓文の守持を要求し、議會より百人の代表委員を遣して、帝のベストに來駐せられんことを願はしめたり。然れども、奧政府は洪人に對してスラヴ人を用ふるに決意し、クロアシアのセラチヒの官職を復し、四萬のクロアト人^(一)を率ゐてベストに發向せしめたり。方伯は乃ち巴拉トン湖畔にセラチヒを迎へ、その汽船内に於て會談せむことを提議せしに、セラチヒ之を拒絶したり。蓋し彼謂へらく、船艦の機關は歡迎の辭よりも有力なり、一度其中に入らば余が意思に反する事をも抗拒する能はざればなりと。方伯乃ち其職權を致して洪牙利を退去せし^(二)。同時にベストに於て民主黨勝を制し、議會は六名の國防委員を任命し^(三)。其中の一人なるコッストは洪國政府の眞首長となれり。維納政府は公然洪人に對抗するに決意し、洪牙利の軍隊にセラチヒを攻撃するを禁じ、奧將ランベルトを遣して、洪牙利軍隊の總司令官に當てたり。然るに此任命は洪牙利宰相の副署なきを以て、新憲法に照し無効力たり。因つて議會は若しランベ

ルトにして此不法任命を受くるに於ては、違憲叛逆の罪に問ふべしと宣言したり。ランベルトは洪牙利首相の副署を得ん爲めベストに來りしに、之を得る能はざりしのみならず、群衆の襲撃を受けて殺されたり^(四)。セラチヒ亦退却の際洪軍に包圍せられ、捕虜となりし者を合せて一萬人を失へり。これ正に破裂の導火にして、維納政府は洪人の敵手たるセラチヒを洪牙利の統監に任じ、戒嚴令を布き、議會の解散を命じ^(五)。尋いで維納の軍隊に洪牙利に向つて進發の命を發したり。洪人に對する交戦は、獨人在住の地方に内亂を誘起したり。蓋し已に獨人議員と、立憲議會に多數を占めたるスラヴ人議員との間に軋轢を生じ、又内閣と民主黨との間にも紛争ありき。保安委員は解散したれども、猶街上及び俱樂部内等に於ける騷擾絶えずして、民主的政社の中央委員なるもの起れり。維納自由黨の洪人貴族制に對する輕侮心は、洪牙利に於てコッスト及び民主黨の勢を專にするに至つて消散し、從來競敵なりし獨人と洪人とは、其共同の政敵たる政府とスラヴ人とに對して相親近せり。

維納人の一聯隊は洪牙利に向つて進發すべき命令に接したるも、之に服従するを拒みたり。是に於て陸相ラツールは強ひて進發せしめん爲め、之にガリシアのスラヴ人聯隊を向けしに、兵士互に撃鬪せり。市外に住する職工團亦反抗者に與して捷利を制し、勢に乗じて群衆は偶大臣の會合中なりし陸相の家宅に侵入し、之を毆打して死に至らしめ、其屍を街頭に曝らしたる(十月)皇帝は夜陰に逃れてモラビアのオルミツなるスラヴ人の居住地に遷り、此處より勅諭を發して革命黨に對する奧國人民の義兵を募りたり。

茲に於て戰爭は維納に於ける獨人民主黨と洪牙利に於けるマギヤール人とに對し同時に始まりぬ。維納の役は短期なりき。セラチヒは其クロアト軍を率ゐて、東よりヴンヂスグレツはボヘミア軍に將として北より到れり(十月二十六日)方に唯一の權力者となれる民主黨政社は壯兵を以て維府を防禦せんと試みたりしも、十月三十日官軍總指揮官の勸告を容れ、市會は降伏を商議するに一決したり。恰も此時洪人軍、維納の救援に來り、遂に市府を望みてセラチヒを攻撃するに際會せしかば、ヴンヂスグレツは市を砲撃して之を占領し、戒嚴令を布けり。軍法會議は民主黨の諸領

袖を銃殺し、且つ之と同時に自由黨稱賛の爲め、フランクフォルトの國會より派遣せられたる獨人代議士の一人ブルムも亦射刑に處せられたり。斯くて維納は軍隊と間諜との下に恐怖時代を現出し、人心恟々たりき。

奧人立憲議會はオルミツ近傍なるクレムジエーのスラヴ人國に移り、十一月二十二日再び開會せり。政府專制權を恢復し、同月二十一日の新内閣は世故に通じたる保守家シワルツェンベルグ之を總理し、議會をして憲法の一般的主義に關する討論に忙はしからしめしも、而も曾つて議決に至らざりき。

洪牙利の戰爭 奧洪間の戰鬪は較長期に亙れり。洪人は組織ある一國民を形りたれば、此戰爭は兩政府兩軍隊間の眞個の戰爭なりき。

奧政府は洪議會の命令を破毀し、ゴッスト及び其黨與を大叛逆者なりと宣言し、ヴンヂスグレツに全洪牙利鎮定の職權を授けたり(十一月)尋いで奧帝は洪牙利の憲法を尊重すべしと誓文に依りて自ら制限するを難んせしが、僅に一詭策を案出して其拘束を免れたり。即ち誓文はフェルチナンド帝の個人的に煥發せるものと看做され、而も後須臾にして彼は其位を讓り(十二月)其甥フランシス・ヨセフをして之を

嗣がしめたり。蓋し新帝は何等誓言なきを以て、洪牙利憲法を無視するも自由なりと思惟せらるゝなり。一八四八年十二月を以て、帝の軍隊はガリシア、モラビア、ダニエーブ、スチリアを通過して洪牙利に侵入せり。議會及び國防委員はベストに在るの危険を慮り、タイス沼澤の後方なるデブレクジンに遷れり(一八四九年一月四日)。波蘭人デムビンスキーの指揮下に統合し、二ヶ月間訓練せる洪軍は、タイス沼の背面に撃退せられたり。

洪人は一種の牽制運動に依つて危急を免れたり。即ち維納防禦者の一人たる波蘭人ベム、トランシルヴェニアに於て一軍の兵を動かし、ルーマニア人の民兵に撓つて其地を克復したり。セルヴィア人も亦一八四九年三月四日の憲法に不満を懷き、洪人に對する交戦を休めたり。

洪軍五萬の勢に達し、再び攻勢を取り、タイス沼を渡過し、ヴンデスグレッツの軍を撃退し、且つ殆ど全國の敵を驅攘したり。此時議會はコッスートに激勵せられて、煥帝國より洪牙利の分立を宣言し、尋いで共和政を布き、コッスートを大統領に擧げたり。煥帝は自國內のスラヴ人を用ひて洪人を降す能はざりしを以て、外國のスラヴ人

に依頼せり。即ち帝は、歐洲革命黨撲滅の爲め援助を露國皇帝に求めたり。ニコラス皇帝は革命を嫌惡するが故に之に同意し、如今洪牙利征服の任は露國軍隊に移りぬ。露將バスキエウイチは八萬人を率ゐてカルバシアンスより進入せり(四月十)。洪軍はアラドまで退却し、中堅二萬三千人は煥人より寧ろ露人に降るを擇び、ヴィラゴスに於て降伏し(三月)。コッスート以下逃れ得たる者は土耳其に遁竄せり。此抑壓戦は流血の慘を極めたりき。軍法會議は將校を絞罪に、首相を銃刑に處し、愛國者の監禁せられ、若くは煥の軍隊に編入せられ、若くは追放せられたる者無數なりき。

一八四九年の專制復興 一八四八年の革命は、民主的、立憲的にして、且つ民族的なりしが、撓者たる政府は專制的にして而も中央集權的なる一政制を復興せり。煥國に於て、クレムジエーに難を避けたる立憲議會は、獨人の自由派左黨と、チェー人の内閣派右黨とに分れ、三月二日、一委員の提出に係る自由主義憲法案を討議せんとしたり。然るに宮廷を始め、貴族、武官、僧侶等の舊權勢家は、内閣に要請するに、所謂「議會的遊戯」の終局を圖るべき旨を以てしたり。内閣は突如として右黨すら餘に保守的なりと思惟せる欽定憲法案を提出せり(三月六日)。翌日議員はその議場の兵士に占

領せられ、街上亦君治國の眞状態と相容れざるを以て、議會を解散すとの詔勅掲げらるゝを見たり。この時三月四日の日附を以て全帝國に通すべき欽定憲法の頒布あり。之に依つて各民族は相互に總て平等なりとせられ、各州の代議士より成れる議會と責任内閣とを有する立憲制の建設を見たり。然れども此憲法は曾つて實施に至らず而も一八五一年十二月三十一日の勅令を以て、帝國の統一及び君政主義の名に於て之を廢止すと宣言せられぬ。

洪牙利に於ける墺政府の宣言に依れば、洪國民は叛亂の事實に因つて其舊憲法を失へるを以て、一八四九年三月四日の通有憲法に従屬せざるべからずと謂へり。然れども實際政府は新舊何れをも眼中に置かず、專制集權の一政制を樹立し、トランシルヴェニア、クロアシア、セルヴィア等總て洪牙利の屬邦を割き、特殊の民治を布き、且つ又洪本國を五管區に分割したり。中央議會も地方議會も已に存在せず、洪牙利は維納より派遣の官吏、即ち獨人及び多くのチエーク人に依つて管治せられたり。

蓋し一八四九年の反動は、一八四八年に於て顛覆せられし政制の單純なる復興にあらざるなり。革命に依つて破壊せられしものゝ或る部分は復興に至らず、又或る

部分は將來の革命的運動に一層克く抵抗し得んが爲めに變化せられたり。

其破壊の儘に留りしは貴族制にして、かの領主權、租税の不均等、貴族の地方管治權は再興を見ざりき。此改廢の議に際し、ヴンジスグレツ一書を裁して曰く、凡そ君主政體は貴族なくして存立する能はず。君主々義を維持せんとして他の要素を求むる如きは、全く無用の業なりと。シュワルツンベルグ復答して曰く、我國家の新政體に於て、貴族的要素を重視するの如何に望ましかは、何人にも勝りて予輩の明知する所なり。されど總て政體は元來人に依つて始めて生命を帯び、活動力を得るなり。而も予は此願望を實現するの胸算なきを奈何せん。貴族階級に於て能く政治的才智と必要の知識とを具備し、權力の一要部を委ぬるも、敢て失墜の慮なき者幾人かある。予は一ダースをも見出し得ざるなり。民主政は固より排撃せざるべからず。而も政府獨り之を能くし得べし。何となれば不幸我國の貴族の如き微力なる盟友は、事を益せんより寧ろ損する所多かるべければなりと。即ち貴族に人材乏しきが爲めに權力は官僚に與へられたり。

メッテルニヒ時代の專制政治は親權的にして且つ疎漫なりし爲め革命を先見し且

つ之を阻退する能はざりしかば、復興政府は法式整然たる専制となりて、大臣宰相は一切の權力を集中して直接に施政せり。一八四八年、議會の決議せる諸法律は廢止せられ、内亂の期間、政府の施したる例外措置は依然續行し、奥國は爾後十年間一個の「假設政府」の下に従屬せり。

革命に與したる各民族は飽くまで之を抑壓し、勅諭を以て、凡そ君治國內に在る者は一切の國と民族とを結合して渾然たる一大國家たらしむべしとの意を表示し、從來の併立主義に代ふるに集權的軍政を以てし、各王國特に洪牙利は統一的行政の下に之を屬州となさんと欲したり。帝國の中心は獨語國たる維納なるを以て、中央集權の一政策として、獨逸語を國國普通の用語とし、行政權を獨人官僚の掌裡に歸するに至れり。革命に對し政府の盟友たりしチェーク人亦權力の幾分を占めたり。

一八五五年の教法條約

シワルツェンベルグの死後(一八五三年)首相は一八四八年の舊自由派にして専制主義に改宗せるザッハ男爵にして、彼は將校、僧侶等、革命の敵手を持つて立てり。

一八四八年に至るまで奥國はジ・セフ主義を保守し、ヨセフ二世以來、教會は國家に

從屬し、教職は政府之を任命し、官吏と齊しく監督したり。宮廷は信神に厚かりしも、信仰歸依は文武官の爲め昇進の攀緣たるに至らず、而もザッハは僧侶階級を見るに、自由的及び民族的革命に對する自然の盟友を以てせり。維納に於ける三十二人の奥國監督大會は、政治的自由を、不信神的なりと非議し、民族分立主義は希臘羅馬の多神教の餘孽たり。蓋し國語の異同はバベル塔の故事に起源す(舊約全書の記事にして舊約の種々に分れたる典故)と聲明したり。

専制政府は遂に僧侶と聯結して、加特力教に國教たるの特權を附與し、監督が信徒に對し公權を行ふを認許したり。此宗制を確實ならしむる爲め、政治は羅馬法王と一八五五年の宗教條約を締結せり。これ實にジ・セフ主義の公然たる破却なりき。從來の教法組織は、國家の至上權に其基礎を置き、國家と教會との關係は普通の法律に準じ、國家に於て之を規定すべき者なりしも、此條約は其主義を轉倒したり。

即ち羅馬加特力教は神制宗紀の命する所の權利及び特權を享けて、當に之を全帝國内に行ふべし(條約第一條)と謂へり。これ教門の法律に従ひて、教會と國家との關係を規定すべき教會の權利を認識せるものにして、主客全く其地位を異にせり。

因つて政府は、監督が直接に羅馬法王と交通し、國家の免許を要せず、教會の公書を發布するの自由を承認し、而も學校を監督し、監督は公私立學校に於て少年の教育を指導し、教科に於て加特力宗の教義及び倫理に乖く事なきを監す、圖書に關しては宗教及び風俗に害あるものに就き檢閲を行ひ、又結婚の事を規定し、及び教會の懲戒的刑罰適用の爲め官權を要求するの權を許したり、羅馬法王は、時勢に鑑み、寬恕を以て僧侶の上に法衙の民刑裁判權を施すことを承認せり、然れども僧侶は、常人より區別せる場所に於て、其刑を受けしむるを要し、又教會は領地を取得するの權を有し、其所有權は不可侵的なりと宣明せられたり。

僧侶と政府委員との協議の結果として、(一八五六年)僧侶、信徒、學校、及び教會の財産上監督に全權を委ねたり。

斯くて集權的、專制的、宗教的、制度的完成して、一八五九年まで繼續せり、墺國に於ける一切の政治生活は十年間絶息し、財政は依然紊亂し、一八四七年より五七年に亙り、國債は十億の激増を來して、二十四億佛に騰り、租税の増徴に拘らず、逐年歳計上の缺陷増加し、一八五九年に於ては、二千八百萬佛に達せり。

第十四章 ウィルヘルム一世前の普魯西王國

普魯西王國は其領土の殆ど全部を獨逸聯邦内に有すれども、其發達の異なる者あるが故に、他の獨逸諸國より分ちて之を討究するを要す、又其演せる役目の冠絶せるが故に、其歴史は優に特書を値す。

奈翁戰爭の期間に於ける普魯西の改革

普は他の獨逸諸邦國と異りて、佛の支配若くは勢力下に移らざりき、戰敗れ、地を削られ、戰費を強徴せられ、奈翁の軍隊に占領せられて殆ど傾覆に瀕したれども、而も獨立の一國たるを失はざりき、王フリードリッヒ・ウィルヘルム三世は、萊茵聯邦に加入するを拒みて、完全無缺に其君主權を保持したり、されど其王國は此危急の秋に會して擾亂せられ、王は如何にもして奈翁に抗敵せんが爲め、親ら内治一切の政制を變更せり。

普國は其創業者ウィルヘルム一世及び二世の遺制に係る現狀に於ては、貴族的にして且つ官僚的、武斷的なる專制君主制にして、集合的内閣の一種たる各部長官

の團體之を統治し、行政は總て大官之を處理す。臣民は政府の上にて何等の監督權をも有する事なし。社會は公的に貴族、市民、農夫の三階級に分るゝこと依然たり。一七九四年發布の普國法典は正しく此差別を確認し、文武の官職は貴族に保留し、農夫は地主貴族の威權に從屬し、貴族は領地住民の上に裁判警察の權を有したり。一八〇六年の敗衄は、當否孰れにしても、此組織の缺陷に依る者なりと認めらる。これ王が一新制度の實驗を試むるに至りし所以なり。之を啓發せる改革者は元來普魯西の臣民にあらずして、佛に從屬したる地方より來り仕へたる獨人、シャルンホルスト、及びハルデンベルグなるハノーヴル人と、舊帝國の一男爵スタインとなりき。普人なる故參官僚は危疑の眼を以て之を視、甚しきはジャコピン黨を以て遇したり。王自身に於ても、趙起、逸巡頗る抑制を加へて事を行はしめたり。スタインは一八〇七年一月一旦貶けられ、同年十月復職し、翌年十一月全く罷められ、ハルデンベルグは一八一〇年六月に至り漸く樞機を握れり。改革は軍事を除くの外、貴族、官僚に障礙せられて不完全なりしも、而も普國をして克く其舊制を蟬脱せしむるに足れり。改革者は殆ど革命者を以て遇せられたりしと雖（スタイン、ハルデンベルグは誰を師表とせしかを究むるの途なしと雖、ハル

を有せざるは幾と確實たり) 一種の特色を發揮し、佛國革命論者と全く異なる主義に據りて行動せり。佛に於ては人民の主權及び公民の權利の宣示を劈頭第一とし、佛人は本來その權利を有するが故に、自由且つ平等たるべき一政制を組織せんことを望めり。普國に於ては王全然其主權を保有し、其獨特の權威、即ち命令の煥發に依つて改革を行ひ、臣民に向つては唯其義務として之を宣布せしのみ。蓋し臣民の情態を改善すと謂はんより、寧ろ佛人の侵入に因つて萎靡せる國家振興の爲め、一層臣民の勤勉を要むるに在りき。由來正反對の主義に出でたる此兩様の運動も、畢竟報國なる同一感情に訴へしかば、實際に於て同様の改革に歸着しぬ。臣民をして克く國用の分擔に堪へしめんが爲め、王は産業の妨害を免除せんとして、個人的自由平等を與ふるに決意せり。而して臣民をして、公共生活に利害の關係を有せしめんが爲め、之に干與せしむるに至れるなり。ハルデンベルグの謂へる如く、これ「最良の意味に於ける革命なりき」八月四日の高貴なる夜、此民主的原理を有する君主政體が下より起らず上より來りしなりき。

從來漠然として各部官長の集合的團體の分掌せる政務の統率は、英佛を模範とし

て體制を改め(一八〇一年)各一部門を統轄する五大臣(内務、財務、外務、軍務、司法)と、内閣議長にして首相たる總理大臣とを置き、總理、諸大臣及び二三の高級武官、一内閣を組成して相會同し、一般政務を謀議せり。固より王は親裁權を保有せり。

從來公事より遠けられたる臣民は、大政上に指を染め得ざれど、少くとも行政上には干與し得べくなりぬ。各市府に於て不動産を所有し、若くは多少の所得ある住民より議員を選出せる市會と一執行委員會とを創設し、委員中の若干は任期長く且つ有給となせり。此市會は市費の豫算を調成し、市税を課するの權能を有せり。之に對する國家の監督は、其會計を檢査し、其決算を證認するに止れり。官僚專權の當時に於て普國の市府が此自治制を許可せられたるが爲めに、時人之を、小共和國と綽名せり。

スタインは、同一筆法を以て州政を改革し、公選代表者をして之に干與せしめんことを提議したれども、王の決裁を得る能はざりき。然れども從來各州に於て行政上の監督を統べし所の、軍務兼公領局を廢して、更に整然組織せる管理局を以て之に代へ、之を二大部に分ち、一を行政部、一を經濟部としたり。而も尙昔日の如く悉く官

吏を以て組成し、人民選出者の協力を交へざりき。

着々改革を續行せるハルデンベルグは、多くは佛國制度を摸擬したるに過ぎず。一八一二年に、憲兵を創置し、其上級士官は行政官を補助すべきものとなせり。郡政改正法の頒布ありたれども(一八二一年)實行に至らざりき。ハ氏亦佛の收稅方法に倣ひ、營業稅、夫役稅を起し、教會の財産を官有に歸し、官有地を賣却し、奢侈品(車、馬、從僕)に課稅したり。

最も影響の著大なりし改革は、人民の公的階級を廢止したる事にして、其主義は一八〇七年の勅令を以て定立せられ、總て貴族は農商工の平民的職業を營み、市民若くは農夫は生來の地位を脱却するを許したり。一八〇八年の生業及び住所の自由の宣示は之が結實なりとす。宣示の文に曰く、苟くも國家全局の福利の爲めに必要なにあらざれば、何人も其資産と公權と自由との享樂を制限せらるゝ事なし。本來立法行政の要は、公民の能力と權能とを自在に發展せしめむが爲め、一切の障礙を艾除するに在り。

工業上の自由は、財政上の措置に依りて確立せられたり。即ち工業上に新稅を賦課

するに當り、舊來の工業團體若くは市府の獨占權を廢して、何人を問はず、營業税を納むる者は、何處に於て如何なる工業に従事するも自由となれり(一八〇一年)。

一層複雑の事業たる農夫の解放も公約せられ、且つ其端緒を開きたれども、猶完成に至らざりき。農夫に二種あり。官領の農夫と貴族領地の農夫と是なり。二者共に單に借地人にして、法律上、臣隸たり。即ち土地に附屬して之を離るゝ能はず。地主の爲めに養卒の役に服せざるべからず。官領の農夫は、殆ど到る處十八世紀の末葉より事實上已に隸屬を免れ、眞實世襲的所有者となれりと雖、貴族領の農夫は依然舊態を存して、土地に束縛せられ、領主の徭役及び奴僕の用に供せられたり。王は貴族の所有權を損害するを慮りて、之が解放を取てせざりき。

一八〇七年創置のワルソー新太公國の佛國管轄廳が波蘭農民を解放したる爲め、普國亦其農民を解放するの已むを得ざるに至れり。普國政府は初めは唯波蘭に隣接せる諸州の農民のみを解放すべき意志なりしが、王スタインの獻議を容れ、延いて之を全國に普及せり。即ち傳來の隸(Erbunterthänigkeit)を廢し、總て臣民は一身上自由なりと宣言したり。然れども農民は尙領主の警察及び懲罰權に屬し、家僕に關す

る一八一〇年の規則は、主人が其家人に、輕懲罰を加ふるを許せり。

農民解放の善後策として其狀態を處理するの必要あり。即ち官僚に於ては農民をして土地賠償金年賦支拂法を以て土地所有者となるを得しめたり。貴族の領地にも、一八一一年の規則を以て同一主義を施したれども、其規定は農民に較、不利にして、農民は土地の一部分を領主に還附して其自由を贖はざるを得ざりき。

百事半成處分の當時代に於て、唯一完全の改革を遂げたるを陸軍となす。これ、軍制改正委員の功績なり。其委員長は一兵卒の子にして、拔擢せられて將官となれるシャルンホルストたり。彼は、國國の住民は生來國家の干城たるべき者なりとの國民皆兵主義を定立せしめ、凡そ武器の携帶に堪ふる者を擧げて皆兵たらしめたり。然るに奈翁との條約は、普の兵數を四萬二千に制限したるに由り、此小軍隊は宛然一種の兵學校となり、新兵の訓練に必要な期間のみを爰に經過せしめ、觸て新陳交代せしむるの便法を施せり。斯くて短期兵役法は軍隊の實地制度となり、職業的老兵は青年と交代し、青年は社會生活を始むるの前に一回軍隊を経歴し、有事の日に當つて再び軍隊に復役すべく、單に將校のみは依然職業的軍人たるに至りぬ。則ちこ

れ民兵を以て常備軍を編成せるものとす。此改革は佛より借り來りたるにあらず。即ち革命時代の徵發法にも依らず、亦奈翁の壯丁強徵法にも依らずして、國防兵なる中古の觀念及び名稱を踏襲せるものとす。而も其適用は自ら民主的革命を馴致せり。蓋し貴族及び中流人士の教育ある青年は、免役若くは代人料を納るゝこと當時一般の慣習なりしも、如今軍隊の品位を高むる爲め、之をして必ず現役を経過せしむ多くは志願兵若くは見習士官として入隊せり。是等位地ある人々に對し十八世紀の舊紀律を適用すること不可能なりしかば、笞杖毆打の刑を廢したり。墮露の軍律には今猶之を存す。將校は試験に依つて任用するを定法としたれども、實際は猶舊に依つて貴族を擇びたり。但し教育試験に及第するを要したりき。

政治生活の状態 對佛自由戰爭後改革は更に着々續行せり。一八〇七年以後再び組織せられし獨逸王國は、奈翁の爲めブランデンブルグ、ポメラニア、シレシア及びプルシアの四州に分轄せられしが、維納會議は四個の新州ウエストフリア、ライン地方、サキソニー及びポーゼンを加へ、且つポメラニア州を補足し、合せて一圓となせり。普國の政治家はサキソニー王國の全部を併せ、舊領土と相俟つて地形良好

なる一疆域を形るを擇びしに似たり。然るに會議の議定に係る王國は、依然危難なる零碎地より組成し、其地域は互に相接續せざる二大部分に分れたり。即ち東はポーゼン及びサキソニーの一部分を加へたるが爲めに増大せる故王國の地にして、自から犬牙錯綜せり。西は萊茵及びウエストフリアの諸州とす。此二大部は帝にハノーヴァーの全域に依つて隔離せられしのみならず、社會的組織及び行政制度をも異にしたり。東部は以前貴族的農業國にして、約一萬五千の貴族領地と、最東の州に於ては住民僅に二百前後の寒村より成れる二萬五千の小町村に分れ、市府にして住民の自治權を有するものを除くの外、人民猶貴族に服從して、貴族は農民の上に警察權及び輕罰を科するの權を有し、教會の上には其長者たり保護者たるの權を保

有せり。西部は佛人の占居に依り自から革命せられて民主的となり、法律上一切の特權消滅し、萊茵州中殆ど貴族の跡を絶ち、社會上の勢力は佛に於けると一般、商工業者地主辯護士等の富有なる中流人士に歸したり。町村の制亦佛國式にして、市町村共に行政の形式を同らし、町村(約四五〇〇)は、東部に比すれば大にして且つ一層自治の

能力を有し、政府が名望家中より選任すべき町村長を戴けり。又萊茵州は奈翁法典なる民法、公開法廷及び刑事に陪審を有したり。斯くの如く散漫難駁なる王國は、辛うじて一千二百萬に垂んたる人口を有し、西部を除くの外は天然の貧國たり。之をして大強國の列位を保たしめんとするには、不_レ斷の努力と、嚴密なる經濟とを要したり。

戰爭中一八一二年より一五年に亙る停止せる國家再組織の事業は、ウオトルローの役後再び經營を始めた。危機の期間施行したる改革は、假設的不完全にして、而も舊四州に限れり。今や此改革の何れを保存し、如何に之を完成すべきか、尙之を新附の各州に普及すべきかを斷定せざるべからず、其採擇は偏に王の裁斷に繫れり。從つて王に對する勢力獻替の如何に關するや昭かなり。

當時普國に於ては人民の代表なく亦政治新聞なかりしを以て、政治生活は宮廷及び王を圍繞せる高官に集中せり。然るに此親近者の議論は區々に相分れて、舊政制の黨與は既遂の改革を革命的と呼び、之が翻覆を問題となさんと主張し、或る者は人民の監督なき官僚の權力の恢復或る者は地方に於ける貴族の威權の復興を望

みたり。此貴族的專制の黨與と明かに反對なりしは、改革賛成の黨與なりしかども、これ亦區々所見を異にし、或る者は英國トリ黨式、若くは佛國路易十八世流の自由的立憲制を冀ひ、フムボルト、シエン、ウインケ等、或る者は歴史的權利に基ける一政制(スタイン、ニープール、グナイゼナウ等)を望みたり。而して當時已に老衰せるハルデンベルグは此間に立ちて逡巡躊躇せり。

王は是等の勢力獻替に促されて、甲乙黨議の間に彷徨し、時に自家撞着の裁決を下し、或は妥協折衷を事とし、或は數回案件を委員より委員に附託して、更に決着する所なかりき。故に再組織事業は進行極めて徐々たり。市政に關する勅令は一八三一年に頒布せられ、勞働自由に關する規則は一八四五年に公表せられしも、農民解放の賠償規定は、一八五〇年に至るも猶完結せず、地租改正は漸く一八六一年に至りて終結し、郡區町村の地方行政は、一八七二年及び九二年に至り漸く其組織成れり。一八四七年に於て一個の委員會が猶調査中なりし舊法典の改正は、嘗つて完結の期を知らざりき。蓋し實際完成し得たる事業の大半は、一八一五年より二三年の間に出來上りし者なるが、其歴史は頗る複雑なるを以て、今は唯その結果を敘述する

のみ。

專制的再組織(一八一三年至一八二三年) 政府の中樞は新設の内閣にして、各部の長官たる大臣相會して大政を謀議し、各自專管の狀を報告する所とす。側に皇族、大臣其他の高官より組織せる議事團體たる參事院を存置せり。參事院は一八一七年の勅令を以て附議せられたる事件に就き意見を陳ぶ。當初は政府の大顧問府たるべき觀ありしも、一八二七年以後王は殆ど之に諮詢することを歇めたり。ハルデンベルグ逝去(一八二七年)後は、總理大臣を缺き、實際は王任意の選擇に係る親近の大臣、終身其職に在りて、王と共に政を見其勅書を起草せり。正にこれ王と内閣と一政府を成す者なりき。

各州の管領として、民政長官に類せる州長官を置き、其下に二十五の縣を設け、之に合議體理事局を置き、尙其下に從來の郡區を存し、其數約三百(一八六五年)に於て三百三十六、其長は有給官たる郡區長にして、郡區會に於て調製せる選良名簿に就き、其地方の土地所有者中より選拔し、更に試験の上之を任用す。已に一八一五年に公約ありし代議制度は、貴族と官僚との抗爭の爲め中止の姿となり、僅に一八二五年

に至り、郡區長の候補者を擧ぐるの外他に實權なき單純なる諮問的郡區會を設置するに至れるのみ。會は貴族地主の一萬人に對し、市府議員九百七十九人、農民議員九百七十五人より組成せるを以て、依然貴族的たりき。町村制は一八七二年まで改正せられず、各州其舊法律舊習慣を保存せり。

東方諸州に於ける貴族の地主權償還に關する一八一〇年の規定は、同一六年の宣言に依つて、農夫の爲め一層不利なる方法に解釋修正せられたり。即ち贖田權を有する者と、從來の狀態に留るべき者との二級に區分し、第一級に屬すべき者は、餘裕ある農民にして、其借地が耕作運搬に車馬を用ふるに足り、尙其占有の久しくして、地租臺帳の證明あるを必要とせり。此種の者に限り相當の賠償を支拂ひて、領主に對する貢租徭役を免るゝ權を有したり。斯くて從來借地人として占有せし土地の一部分を保有して所有者となれり。此場合借地にして世襲的なれば農夫は其地の三分の二を、否らざれば二分の一を得たりき。農民及び領主の兩者共に此處理を要求するの權利を有したりと雖、實際其整理は一八四八年に至るも猶完結を告げざりき。

第二級、而も多數なる農民は、此處理を要求する權利を得ざりき。政府は彼等に個人的自由は與へたれども、獨立の小地主となすを欲せず、彼等は依然貴族たる大地主の制下に留らざるを得ざりき。而して貴族は固より其領地を耕作せしむる爲め之を要用とせり。乃ち東部農民は依然村落若くは大領地内に住居し、地主が勞役の交換に放委せる一片の土地を耕作し、多くは父子相傳、其土地產物の一部分と、大地主の日傭稼となりて得たる賃金若くは現品を以て、憫むべき生活を營む小借地人に留りき。而も十八世紀に於て、王は貴族をして必ず若干の雇作地を維持せしめ、一八一六年以來は農民保護の制を放棄したれば、大地主は農民を扶助して、其住屋を修繕し、森林内に薪を取り、牧畜の放養を聽すべき義務を免れ、殊に大地主は其厚意的名義若くは年期を附して農民に占有せしめたる土地を還收するの權を有せり。結果は小農地を減少して大領地を増益し、借地人の大半を日傭稼に變化するに在りき。然れども一八五〇年第二級借地人の權利を處理する爲め一法律を布きたる時は已に其殘存する者極めて少數なりき。

是に因つて舊普王國に於ける社會の如何に貴族的なりしかを推知すべし。大地主

たる貴族は倍、其領地を擴大にし、農民の小數のみ地主となれりと雖、而も其占有地の一部分を喪ひたり。其他は大地主の使役に服し、且つ之に隸屬する農事労働者に外ならざりき。

ポーゼンに於ける大地主は、波蘭貴族たりし故を以て、政府毫も之を満足せしむるに勉めず、地主が小作人を抑壓するを禁じ、^(一八二九年)且つ領地を農民に償還せしむるにも其額較、僅少なるを要とし、^(一八三三年)且つ其處理も至つて敏速なりしが、此州に於ても亦小農は斯かる恩惠より除外せられき。

西部諸州に於ては改正既に成りて、農民地主となり、而も其社會は民主的たりき。殊に萊茵州に於て然りとす。

國王西魯普の前世—ムルヘルイウ

(55)

王國財政の改革は、一八一五年より同二〇年に亙りて之を遂行したり。戰後、一大流動國債と、一千萬ターレルの歳入缺陷を生せるとに因り、七二の最低價格を以て、五分利公債を募集したり。^(一八二七年)王は國家の信用を害せざらん爲め、公債の整理を秘密にすべきを命じ募集額を一億八千萬ターレルに止め、減債基金を備へ、且つ將來の議會の協賛及び保證を以てするの外、新債を起すことなしと約したり。^(一八二〇年)

歳計の均衡恢復の爲め痛く國費に節約を加へ、其豫算を約五千萬ターレルに削減し、王室費を御料財産の所得以内に限れり。且つ王は人民をして必要缺くべからざる租税の外賦課せざることを確信せしめんが爲め、豫算は毎三年之を公表すべしと告白したり。實際は一八二九年に至り漸く公表し、而も其計數は不精確なりき。然るに新税を起すの必要に迫られ、市府に於ては和蘭に則り消費税(麥粉税屠獸税)郡府に於ては階級に依る人頭税(本税は一八五一年所得税に變化す)を課せり。關税の改正は、獨逸聯邦關税同盟の起原となれり。

民刑の法律及び訴訟法の改正は布告せられしも完成に至らず、暫らく一七九四年の普國舊法典を新附の三州に施行せり。又政府は萊茵州にも之を施行し、佛の革命的法典及び陪審裁判法に代へんと欲し、再度まで試みたれども、住民佛法の存續を王に哀願し、辛うじて假に之を保存すべき許容を獲たり。

十八世紀に於て既に強制的たりし小學教育は、其舊制を保持したり。蓋し一八一七年に布告せられ、同一九九年に成れる改正案は失敗に歸し、一七九四年の學制を新附の諸州に普及するに止めたり。之に依つて父兄は兒童を學に就かしむるの義務を

負へり、校費の一部分は父兄の支辨に係り、學校は直接に僧侶の監督に屬し、宗教的教課を必要とせり。

軍制の改正は、普國の史乘に光輝ある英斷的行爲たりき。對奈翁戰爭の危機の期間咄嗟に組織せる兵制は、現役短期に過ぎて精銳を造る能はずとて、軍事専門家之を駁撃し、良家の青年の爲め餘り苛重なりとて、中流人士の厭惡する所となりたれども、王は固く國民皆兵主義を執り、歐洲他國之を許したるを顧みず、斷じて代人法の復興を肯んせざりき。伯林市會が兵役を請願するに當つて、王は請願者の氏名を天下に曝露すべしと威脅せり。斯くて兵役は依然一般義務なりしも、或る程度の教育を受けたる證明を有する青年は、食費制服費自辨の條件を以て、一年就役を許したり。即ちこれ一年志願兵なりき。他の新兵は原則に於て現役を三年と定めたり。此期限は當時短期に過るの觀ありしも、經費の節減を圖ると同時に、總て青年をして、軍隊の經歷を作らしめんが爲め採用せられたるなり。而して現役兵を減じて僅に一萬五千人となし、現役を終りし者は滿二十五歳まで豫備に屬せしめたり。

國民軍は由來革命的制度たるを以て、其存廢に就きては王大に躊躇したり。蓋し彼

等は實戰に不充分にして、騒亂の場合に於て危険なりとの世評ありしが故なり。然るに自由派愛國者は、現役兵を抑へて却つて之を稱揚するに努めたりき。久しく歐洲に擴がれる傳説は、一八一三年に於ける普國の勝利を國民軍の功績とせり。王は終に之を存置するに決し、尙毎年の操練期間を延長し、且つ現役兵と共に演習せしむること、なせり。斯くて普魯西は貧しき豫算に比例したる少額の常備兵を置くに過ぎざるも、戰時に當つては全國の壯丁より組織せる一大武力を有するに至れり。之を三分して現役、豫備國民兵とし、尙國民兵を二部に區分せり。

此制度は後來歐洲各國の採用する所となりしが、全く普國に濫觴せるものとす。軍隊は内に在つては、普國の國民的氣象を助長する學校となり、外に對しては、第二等の國家に、第一等國の武力と地位とを與ふるに至れり。

地方議會の創設(一八一五年) 斯くの如く刷新の事業經營の期間も、政體に關する根本問題に就ては、宮廷及び在朝臣僚中議論紛々未だ決せざりき。一八〇六年の危機奈翁に對し英露と同盟開戦して大敗せりに至るまで、普國は君主專制政治にして、王は立法は固より課税に關しても獨裁的主權者なりき。改新論者は、ウールヘ

ルム第三世に勸むるに代表議會の開設を以てせり。蓋し王は夙に一八一〇年以來「國民に一代表機關を與ふべき主義を容れ、一八一五年ウオトルローの戰役前、五月二十八日の名高き勅諭を以て、普國人民に一つの成文憲法を與ふべし」と約せしなり。其第一條に曰く、須らく人民の一代表機關を組織すべし」と。而して其代表者は地方議會より選出すべきものとなせり。然れども戰争終局の後、王は此論旨の實施の辦法に就き躊躇し、逐次五回の攻究委員を任命し、決定に至るまでに八年の歲月(一八二三年より二三)を費したり。

宮廷に於ける有力なる一黨派は、一切の憲法を革命的なりと非議したり。後日ウイヘルム第四世たる皇太子は、ハレル(瑞西人にして、ルイウの民約論の歎賞者にして、單に遺傳的權利のみを認容し、一切の成文憲法を嫌へり。自由黨は、一八一五年の儼然たる論言を引證して之を主張したれども、而も代表の様式に就き意見相諾はざりき。王は地方名望家の冀望を知らんが爲め、委員を派遣したり。其復命を俟つの間、奧國のメッテルニヒより憲法の危険に關する忠告に接して、漸次立憲黨を疎外せり。然るに後ち學生の騷擾起りしかば、王は驚いて大學及び新聞の監視を命じ、尋いで

「民黨煽動者」に對し迫害を始め(一八二一年)ヤーンは拘禁せられ、アルントは免職せられたり。一八二三年再び迫害を始め、百二十人の學生を捕へて要塞に監禁し、其裁判に至るまで三ヶ年間鐵窓の下に呻吟せしめたり。猶出版の檢閲法存在したれども、其適用の常に寛なりしものを厲行せしめ、高等檢閲はフヒテの獨逸國民に寄するの辭の再版をも禁じたり。

西班牙及び伊太利に於ける一八二〇年—二一年の革命は、王をして益々憲法を嫌厭せしめたり。彼はハーデンベルグの成案を排斥し、單に地方議會の設置のみに止めんと決意したり。而して終に皇太子の總裁せる第五回憲法調査委員、即ち最終委員の作成したる代表法採用せられて國法となれり(一八二三年)。王は一八一五年の論言を明かに撤回せざりしも、而も之を履行せず、王國の一般代表制の代りに、終に地方議會のみを許可したりしなり。

此議會は、皇太子の嗜好に従つて按排せられ、國民的にあらずして各州的たり、一般人民を代表せずして、階級若くは團體を代表し、且つ議定的にあらずして諮問的なりき。各州に一會の規定にして、其數は特に地方的性質を表示せん爲め、八種の地方

議會法とを別々に布告せう。其條文は大同小異にして、各議會は少くとも貴族、市府、農民の三階級に分ち、四州(サキソン、シレシア、ウエストファリア、萊茵)に於ては、貴族を尙領主、勳士の二種に区分し、領主は自ら議會に出席し、勳士は市府及び農民と一般、六年の任期を以て選舉したる代議員を出し、市府及び農民の選舉人は、財産資格あるを要したり。全國議員の合計、貴族二百七十八人、市民百八十二人、農民百二十四人にして、各州の三階級議員は一議會を形り、而して其議事は秘密會なりき。其權能は、該地方の利害に關する法律に就きて意見を陳べ、市町村の事務、道路、貧民救助を處理するに過ぎずして、各大臣と直接の接觸をだに有せず、其要請書は特別委員を經由せしめたり。而も王は八州の要請書を悉皆接受したる後にあらざれば批判を下さず、其間往々一年以上に及べり。

獨逸舊憲法の精神に則りて創設すと宣言されたる此議會は、或る新制度を作りて彌縫するにあらざれば之を構成するを得ざりき。即ち議會が代表すべき三種若くは四種の階級は、業に已に、法律上若くは社會上に存在せざる地方ありて、西部の諸州に於ては貴族階級を補充するに、都市の大地主を以てするを要したり。

ウィルヘルム第三世施政の末期 一八一五年より同二五年に互り設立せる政治は大なる變更なく、一八四八年の革命まで存続せり。即ち普は奥と一般官僚政治的君主專制國にして、貴族的の地方議會を有し、總て公事の生命は皇族と文武官僚の集團とに聚中せり。然れども社會は主として西部に在つては、他の西歐諸國に於けるが如く、法律上平民的にして、貴族は文武の官職に就くに較、便宜を有したれども、而も平民も亦全く擯斥さるゝことはなかりしが、大體に於て蓋しこれ官僚政治の時代なりき。世人久しくエルピング市會の愁訴に對する内務大臣の答辭を引いて、此政制の特徴となせり。曰く、政府の施設は、臣民の限りある智力以上にあらず。而も此官權者團體は、嚴密なる規律を以て其職務に服せしめられたり。實に普國官吏は試験に依つて任用し、其昇進遲々にして勤勞多しと雖、專横なる黜陟を被むるの虞なく自ら團體的精神に富み、之に因つて其職權を主張し、若くは其職務を執行するに當りて、充分の獨立心を發揮し、其誇學的良心と精勵とに依りて、全獨逸に令聞を博しぬ。

公的生命は纔に行政の事に在つて存せしのみ、一八四〇年ウィルヘルム第三世の殞

落に至るまで、人民に政治生命は幾ど絶無なりき。獨逸の史家此國狀を説明して、普國人民は、佛人の侵入に遭ひて國歩艱難なる往時に想到し、深く其老王を敬愛し、切に改革を要請して宸襟を惱ますが如きは、憚りてなさざる所なりと叙せり。事實人民は其願望を表示すべき實際的方途を有せず、王亦年老ふるに従ひて倍、變革を厭ひ、單に經常の事を視るに止まれり。乃ち彼が治世の最終十五年間に於ける内治上の出來事は、一八三四年の革命黨に對する迫害、其結果は三十九人の學生死刑に處せられ、後特赦に依つて要塞内に監禁せられたりと、教會に關する葛藤とに過ぎざりき。

新教々會との葛藤は二面より觀察すべし。ルーテル派教會との紛紜は素と調和の企畫に因由せり。王はカルヴン派とルーテル派との合同一致をなさしむべき冀望を示し、カルヴン派及びルーテル派の大半之を賛成したりと雖(一八一七年)、一八三〇年以後、主としてシレシアに於ける二三のルーテル派牧師之に抗議せり。其結果彼等は其職を貶けられ、猶且つ禁錮にも處せられ(一八三五年)しかば、終に分離して一教會を創立したり(一八四〇年)。

加特力教會との葛藤は、萊茵及びウエストフリアの新加特力諸州に於て、新教徒たる官吏に對する反抗に起因せり。普國に於て革命的制度たる民事結婚未だ許可せられず、僧侶は生死の登録簿を保管し、結婚式を執行し、異教者結婚の場合に於て、加特力教會の典律は、結婚夫婦をして、其子女を加特力教徒と齊しく教育すべき旨を誓はしむるを要せしに、普國の法律は子は父の宗教を襲ぐべき規定たるを以て、一八二五年此法律を萊茵州に施行せしに、加特力教監督之を法王に稟議し、法王は一八三〇年の宸翰を以て、教會典律の主義を維持したり。而も監督をして政府と妥協をなすの餘地を存せり。乃ち監督は異教者の結婚に對し祝禱することなく、受働的立會を以て婚儀を行ひ得べからしめたり。此便法は既に舊ジュリエー州に實施せり。此調停は、一旦之を容れしかども、後に至りコロンの新大監督尋いでボーセンの波蘭大監督の非議する所となり、法王之を聲援せしかば、王怒りて兩監督を拘禁せしめ、ボーセンの大監督を免職したり。

ウィルヘルム四世君臨の初期(一八四〇年)

皇太子四十五歳にて位を繼ぎ、プリ

ードリッヒ・ウィルヘルム第四世となりしが、能辯家として又學術の保護者として全獨

逸に令聞ありしかば、知識ある公衆は王に大なる改革の望を屬したりき。新王は莊嚴なる即位式前にケーニヒスベルグ、後伯林に於てと解辯的宣言及び仁慈表彰を以て其治世を開始せり。即ち國事犯の大赦を行ひ、ヤーンを召還し、アルントを大學の講座に復せしめ、仕官候補者の政治思想審問委員を廢し、繫獄の僧侶を解放して復職せしめたり。然るに王は多辯にして且つ熱心に、絶えず種々の計畫案を作爲せしも、大問題に關しては、何等決行する所なかりき。

王は自家の理想と臣民の願望との間に兩端を持せり。王の理想は、即位の勅語に明かなり。即ちケーニヒスベルグに於て、王は、朕は公正なる審判官たり、寛仁忠愍の君主たり、而して又基督教的王者たらんと誓ひ、尙君民上下の和合は朕が國家に於て之を見るべしと附言したり。又伯林に於て宣べて曰く、朕は全能なる上帝の冥護に頼り、茲に王冠を領戴す。故に朕は造次頓沛の間も、朕が政府の考課一切を舉げて神明に謀る所なくんばあらず。若し人ありて將來の保障を朕に求むる者あらば、朕は與ふるに唯此一語を以てせん。これ實に踐祚の誓約羊皮面上の保證一切に勝ると萬々なるなりと。尋いで宮城前の廣場に雲集せる人民に對し直接に語を寄せて

曰く、汝等は普國が一千四百萬の生靈を以て、世界の大神國に伍するに足るべき能力品性を發揮し得て、一層潔然たる者あらんが爲め、即ち名譽と忠實と、知識權利及び眞理に向つての努力と、并に長老の賢慮と同時に少壯の剛膽とを併せて進歩を圖らんが爲め、我を幫助せんと欲するか。……汝等は時の禍福を問はず、忠實に我に勤むべきか、嗟然らば祖國語の美音を以て明瞭にヤ（然り）と答へよと。斯くて群衆の歡呼聲裡に王は語を續けて、其ヤは朕の爲めに發せられたり、これ朕が財寶とする所なり。此一語は相互の愛情と忠誠とに於て我等を結合せしめて不可離たらしむる者なりと。ウィルヘルムは第四世歴史派及びローマンチック派に屬する其友人ニブル、ザビニー、及びランケ等と同じく、純理論的且つ民主的なる佛國の革命、人民の主權及び紙純上の憲法を痛く嫌忌せり。彼の理想は、ローマンチック派が懷抱せし意見の如く、中古の基督教の日耳曼人の國家を再造するに在り。即ち王は獨り神に對してのみ責任を有し、傳來の階級に分れたる臣民の贊助に依り、習慣に従つて統治し、個人的に愛敬せられ、萬民に父道的仁慈を布き、神の啓示の下に之を指導するに在り。

中産階級及び貴族の一部は立憲制を冀望せり。プロシア州の地方議會一八四〇年以來、既に國民代表議會を創設して、人民を安堵せしめんことを上願せり。議院政治の王國たる白耳義に隣接せる萊茵州も亦類似的の政體を切望せり。乃ち王國代表議會の件は、新聞紙、地方團體及び政府の主要なる時事問題となりぬ。王は地方議會の一發展を約することを初めとし（一八四〇年）其定規開會每二ヶ年及び議事録の公表を許可し、尋いで聊か逡巡の色ありしも、公債問題に就き諮問の爲め、各州の地方議會に於て選出せる委員を伯林に召集するに決せり。蓋し一八二〇年の告示は、公債の制限を定めたと共に、爾後新に公債の募集を要するときは、王國人民の各階級より成れる將來の議會の同意を得て之を發行すべしと謂へり。而も如今鐵道の幹線布設の爲め、資金の需要を告げればなり。斯くして開かれたる聯合委員會は貴族の委員四十六人、市府三十二人、農民二十人より成りしが、彼等は鐵道の布設を是認したれど、而も本會が其經費を國民に負擔せしむるを僭越なりとして之を肯んせざりき。因つて王は委員を散遣するに際し、委員たる者は其代表する各階級固有の權利を帶ふ、徒に世論の風潮、時流の教義を代表すべき者にあらざ

ることを反省すべしと勸戒せり。次で憲法案の攻究の爲め、特に委員を設置せり。普國に於て公衆は已に新政の期待に倦めり。王は圖書檢閲法を寛にすべきことを命じ(一八四一年十二月)、翌年版畫と書籍とに就き之を廢したり。不平の徒は之に乗じ、漫畫を以て政府を嘲弄し、殊に伯林及びコローンに於て甚しく、名高き諷刺畫の現はれたるも此時なり。王隻手に命令を携へ、他の隻手に反對命令を執り、其額に錯亂と書したるもの是なり。ウイヘルム第四世は後年發狂して殞落せしが、當時已に其言動に異狀を呈せり。新聞記者は概ね熱烈なる少壯者流にして、民主々義を奉じ、貴族的なると基督教的なるとを問はず、總て傳來の勢力を敵としたり(其多くは猶太人なり)。自家の所信を侮辱せられたるウイヘルム第四世は、長く出版の自由を堪忍すべくもあらず、ケーニヒスベルグの猶太人ヤコブを檢舉せしめ、終に無罪放免、秩序壞亂の傾向ありとの故を以て二新聞を禁止し、又檢閲裁判所を創設し、加之伯林大學をして強ひて一囑託講師の講義を禁止せしめ、大學に與へし憤激の書柬に於て、此證狀附革命者が、學生の純良なる精神を險惡に陥らしむべき責を大學に歸し、斷じて朕が所見を以て處置せざるべからずと言明した。乃ち宗務大臣は純理論者若

くは自由主義者たるの嫌疑ある教員を免黜し、名高き純理論者の伯林師範學校長(Diesterweg)の職を免じたり。

教育ある獨逸人士間の輿論はウイヘルム四世に反對し、特に詩人ハイネ、ヘルウエヒ、フライリヒヒラート等類に王を攻撃し、若くは嘲弄せり。王は之に對して、筆舌に依つて獨逸存立の幹根を傷害し、人民階級の自由なる位地を欲せず、却つて各階級の汚濁なる混合を望む群小なりと震怒したり(ブレンセンに致せる底翰)。

聯合地方議會(一八四七年) 王は其信認する近臣をして、全國に亙る議會の根本組織を攻究せしめ、一八四五年には特別委員會に之を附議せしめたり。尋いで其成案を委員會より移して内閣會議に附し、切實に討議せしめたり。事は一八四四年より四七年に亙り、終に同年二月三日の特許となりて頒たれたり。蓋しこれ時人の期待せし所の憲法にはあざりき。而も根本法に類似するの嫌を避くる爲め、單に王獨り之に署名したり。之に依つて聯合地方議會なるもの創設せられしが、これ亦一八一五年に約されたる、人民の代表機關にあらずして、單に各州會の一大總會を伯林に開けるに過ぎず。議員は固より人民の代表者にあらずして、各階級の代議士たり、

財政問題に就ては相共に會議すと雖、其他の問題に就ては兩班に分れ、王侯貴族より成れる貴族班と、之より下位に在る三階級班と各別に會議したり。議會の權能は新税の議定と、請願の呈出に限られ、法律案に就き諮詢するは王の任意に之を保留せり。蓋し之とても確定の制にはあらず。王は定期に之を召集すべきものとなさず、單に毎四年法律に關し諮詢の爲め各州會の聯合委員を召集し、各年國債に關する決算報告の爲め、各州一員より成れる八人の總代の召集を約せるに止れり。一般人は皆爲めに失望せり。各黨派は寡くとも聯合地方議會の定期召集を請ふに一致したり。一八四七年四月十一日、伯林に於ける聯合議會の開會に當つて、王は莊重なる宣言を以て、地上の如何なる權力も朕を撼かして君民間の自然關係を變更し、約定的若くは憲法的關係となさしむる能はざるべしと。又、在天の我等の神と我等の國との間に、第二の神命として一片の文書を布き、其條項に依つて我等を支配し、之を以て古來の忠實心に代へんとするは、朕の決して耐ふる所にあらず。卿等は遺傳的意義に於ける獨逸の階級的要素なり。即ち卿等は第一に卿等固有の權利、各階級の代表者たり、保障者たり。隨つて卿等は君主が認許せる權利を行使すべき

ものたり。卿等の任務は世論を代表し、時代及び學派の意見を主張するに存せず。若し夫れ否らずとせんか、全く非獨逸的にして、而も亦一般福祉の爲め好ましからぬ者なり。其理由は神命と國法とに従ひ、自己の自由なる裁斷を以て統治し、敢て多數民の意志に従ふべきにあらざる君主に對し、救済すべからざる困難を誘致すべきに因つてなり」と訓戒し、尋いで革命及び不信神の風潮に對する奮闘に對して彼を助力すべき旨、所謂忠誠なる議會に切望する所あり。而して後突然王は起立して名高き詩篇作者の語句を引き、吾と吾一家に對する如く、吾等は上帝に事ふべし。然り眞實に仕ふべしと宣べたり。

忽ちにしてウエルヘルム王と議會との間に於ける確執は恭敬的形式の下に始まり。議會は王に感謝の上奏を議決するに當り、百七票に對する四百八十四票を以て「議會の權利、即ち一八一五年に約せられたる人民代表の權利を保留すと宣言したり。王は之に答へて、議會を召集したるは全く大權の發動に出づ。而して其許與せし所は先考の約したる所以上に及べりと言ひ、更に何等の權利を當議會に許與するを肯んせず。一八四七年の特許(聯合議會)は、其根柢に於て牢乎不拔たるべし」と宣言

したり。

政府は鐵道公債の保證を求めたるに、議會之を拒絶せり。議會は出版の自由に關する請願の採擇及び豫算の監督、殊に定期に議會を召集するの諸件を可決したるに、王之を拒絶したり。斯くて議會は一も獲る所なく、亦與ふる所もなくして解散に畢りぬ。(一八四七年六月)

刑法案に就き詰問の爲め伯林に會同したる地方議會聯合委員の猶會議中(一八四一年一月)王は形勢の不穩に危惧し、議會の定期召集を許すべきに決意したりと雖(一八四一年八月)讓歩已に遅くして人民の動搖を沮止する能はざりき。

一八四八年の革命 普國に於ける革命は、佛國革命の摸倣にして、首都に於ける一揆に依つて成れり。從來伯林に於ては政黨なく、認知せられたる領袖もなく、亦組織ある秘密結社もなかりき。然れども少壯者と労働者及び外國人主として波蘭人を交へたる不平黨の一群ありしが、恐らく前年の凶作に繼いで物價の騰貴せる爲めならんが、頓に其數を増加したりき。夙に王侯貴族、將校に對し漠然たる民主々義的慨心鬱勃たる此群衆は、巴里革命の報に接し、又獨逸諸小國に於ける騷擾の刺

戟を受けて一時に激動せり。普國內に在つても、萊茵及びシレシア州の工業地市府に於て、上書作成の爲め已に人民大集會の催あり。伯林に於ては内外新聞紙の縱覽所たる珈琲店、咄嗟の間に集會所となり、尋いで公園内に催せる集會に於て、議會の召集要請の爲め、請願書を捧呈すべきことを決議せり。(三月七日)

此時三月の騷亂は始まりたり。これ伯林に於て物的勢力を備へたる二種の團體即ち革命黨と將校との猛烈なる衝突にして、中流人士は超然之に干與せざりき。將校は群衆を散せしめんと志し、輕侮の眼を以て之を蔑視し居たり。

群衆は宮城内軍隊の集合、大砲の配置、斥候兵市の要所に騎兵の哨置等、武力的警戒に危惧又憤激し、二三の小鬪起りて、數名の負傷者を出したり。衆民の憤怒は武斷的專制黨の巨擘として不人望なる皇太子後ち皇帝、ウイヘルム第一世に向つて聚中し、會維納革命の報道到るや、群衆は忽ちに太子の宮殿前に示威運動をなせり。(三月十五日)此際軍隊之を驅攘しけるが、暴力を用ふるに至らざりき。

王は早くも動搖に對し讓歩し始めたり。畢竟王は獨逸の他の王侯と一般革命黨の勢力を付度すること過大に失せるが如し。即ち三月十四日を以て、祖國の福祉の爲

め善後策に賛助せしめん爲め、四月下旬を期し議會を召集し、聯邦の現實的改新に勉むべき事を約したり。

王は三月十八日、萊茵、普魯西、シレシア諸州の總代員を引見し、聯邦政治組織の改造は、君主と人民との一致に依るにあらざれば遂行し得べからず。而も之が爲めには獨逸各邦國の立憲的組織を必要とすと宣明し、以て召集を四月二日に早めたり。斯くて王は愛惜せる神權主義を犠牲に供したり。

告諭は三月十八日の早朝公布せられたり。日中群衆は宮城前に來つて王を喝采し、王は欄に倚つて之を謝せり。然るに群衆は衛士の勸戒あるに拘らず、退散せずして玆に留れり。此時既に兩三日來軋轢せる群衆と軍隊との間に衝突拮開始まれり。會小銃二發の發射ありしに、群衆は叛逆と絶叫しつゝ、四方に逃走せり。此際宮城に屯集したる一部隊突然現はれ出で、歩兵の齊射、龍騎兵の襲撃ありて、數人の死者を出せり。玆に於て群衆は銃器店を掠奪して銃を獲、職工等は鐵槌を提げ、馳せ加はりて宮城の附近に搏闘し、巴里流に障壁を街路に築きたり。此街路戦は新聞記者、學生外國人の革命黨之を指揮し、鬪争夜半に及べり。

軍隊次第に叛徒を驅逐し、翌日を以て其潰滅を期したるに、王は卒然内亂の前に屈伏し、翌十九日の拂曉朕が親愛する伯林人に寄すとの勅諭を發し、病中なる皇后の名に於て、惡徒革命黨の一群に誘惑せらるゝことなきを伯林人に切望し、軍隊の撤回を約すべきを以て、障壁を撤却すべしと諭したり。叛徒は王の先づ軍隊を撤回すべきことを要求せしに、王は勳王なる中流人士の建言に従ひて之を聽し、街路配置の兵を撤退せしめ、市民に武装を許し、且つ内閣の更迭を行ひたり。是に於てか市民護衛隊は、伯林及び政府の司命者となれり。散彈親王と綽名せられたるウイヘルム親王は、伯林退去の勅命を受けて英國に赴けり。王は流血の慘狀を厭ひて、軍隊に對し人民に捷利を與へしなり。

ウイヘルム四世は突如として自家愛着の教義を放棄せしのみならず、國民的運動の率先者たる立憲君主の行動を取り、三月二十一日、普國の人民及び獨逸の國民に與ふの上諭に依つて、大臣の責任、公開裁判、刑事陪審、民權政に於ける各人の平等を認めたる眞誠なる立憲制度採擇の意志を表明し、尋いで帝國の徽章(學生の使用したる黒赤金の三色の外衣)を装ひ、騎馬にて市中を巡行し、到る所群衆に向つて語を

寄せ、黄昏に及び王は、朕が人民は朕を棄てざるべし。信賴厚き獨逸は朕に一致すべし。今後普魯西は獨逸に合體すべし」と言へり。王は實に一舉して佛國の革命的制度一切を採用したり。即ち成文憲法、普通選舉に依つて擧げたる單一の國民議會是にして、此等の制度は最後に會合せる議會をして之を通過せしめたり。

國民議會

國民議會は、四百二名より成り、人口五百に對し一選舉人の割合を以て、複選舉に依つて之を擧げ、各郡區より一代議士を出し、選舉人たらんには、年齢二十四歳に達し六ヶ月間の定住を以て足れりとす。議員は主に法律家、教授、牧師及び約百名の農工者より成り、就中最も著名なるは、多く獨逸前議會の議員たりし人なり。元來主權的に憲法を議定する爲めにあらずして、王と共に一憲法を討議せんが爲めに召集せられたる此國會は、王及び文武の官僚たる舊勢力と頻に衝突し、僅に七ヶ月間持續せしのみ。然れども此短日月は普國の政治的將來の爲め死活的時代にして、王國內に諸政黨の成形せるは實に此時なりとす。

主として民主的なる西部地方及び大市府より出でたる左黨は、佛の共和黨に酷似せる民主々義的急激黨にして、佛國流に人民の主權を樹立せんと欲し、國會自ら主

權者たりと宣言し、三月の奮闘者を以て殉國の志士として旌表せん事を發議し、又學校及び戶籍を常人の管掌に歸すること、及び行政の根本的改革を要求せり。本黨は各邦政府の上位に立つべき獨逸聯邦政府の設立を請はんが爲め、フランクフルト議會の左黨と協定する所ありき。

革命及び獨逸統一黨の反對黨として、主に東部の大地主より成れる各邦分立主義の保守黨起り、貴族の特權、新教僧侶の威權、及び普國の獨立維持を要求したり。時人之を本黨の創立したる機關新聞の名を取りて、クロエツェルツァイツング黨と呼びたり。

此兩極端黨の間に立てる中央黨は、勤王的國民的にして且つ自由主義的なる調和の一黨を成形し、普國の爲め自由主義の一憲法と、獨逸各邦の聯合とを望みたるも、普王の宗主權及び普政府の獨立保守を條件となせり。

中央黨國會に勢を專にし、左黨の提議を排斥し、特別委員をして憲法案を作成せしめ、直ちに其決議を始めたり。即ちこれ萊茵州の自由黨の視て模範國となせる白耳義の憲法に則りたる極めて自由主義の憲法にして、法律上の平等及び總て白耳義

人的自由、身體住所、所有權、宗教、教育、出版、集會、結社、請願の自由を確立し、領主權の遺物たる警察、裁判、貢納を全廢したり。政府の組織も亦白耳義と一般なり。公選の二議院は王之を召集し、又解散し、豫算及び法律を決議す。行政權の首長にして、憲法の遵由を誓ふべき王は責任ある大臣を通じて行政の事に任じ、裁判官は獨立し、地方行政は公選の會議に委ねらる。而も白耳義に於ける選舉資格に代ふるに、間接普通選舉を以てしたり。此憲法は白耳義に於けるが如く、王に依つて承允せらるべきものとなせり。

普國々會も尙フランクフルトの獨逸議會と齊しく、其議決を強行せしむべき武力を有せざりき。されど伯林に於て會議の間は、市民護衛隊之を警衛せるを以て、殆ど自由に討議するを得たり。六月十日、民主黨の一揆に對しても、克く之を防護せり。既にして王は自ら安固なるに至りて、漸く心を封建黨に傾け、且つ軍隊使用の自在を有したりき。各市府に於ては、市民護衛隊と市人を劣等者として遇するに慣れたる貴族將校との間に、諍鬪絶ゆることなく、數名の市民は殺されたり。死者十四名を出せるスワイドニッツ事件(七月十)後、國會は將校をして市民との衝突を避けしむべき

勅令の發布を請ひしに、王は其兵權を冒す者なりとして之を拒絶せり。而も國會は百四十三票に對する二百十九票を以て更に之を強請(七月)せしかば、是ぞ正しく兩者間絶縁の動機とはなりぬ。王は引續き二回(三月と六月)前に反對黨たりし自由黨内閣を擧げしが、今回は官僚内閣を組成し、武斷的抑壓の與黨たるウランゲル將軍を、ブランドンブルグ州の軍政司令官に擢用したり。斯くて威嚇せられたる國會は、左黨に多數を與へ、憲法案中、天祐に依つて王たる云々の措辭を否とし、且つ維納の自由を擁護すべき事を聯邦政府に勸告するの議を通過したり。

伯林の人民は佛の例に倣つて革命を遂行し、王は奧の例に倣ひて反動を敢行せり。即ち奧國軍隊が維納の革命を撲滅せし時に當り、ウエルム四世は伯林の國會に對し、普國の軍隊を用ふるに決意し、其叔父ブランドンブルグ太公を首班とせる。奮闘内閣を組織し、國會をブランドンブルグの小市府に遷すことを命じたり。然るに國會は之に従はず、依然伯林に留まりて會議を繼續せり。此時軍隊伯林に入つて議場を占領し、且つ市民護衛隊の武装を解かしめたり。尋いで伯林に戒嚴令布かれ、二十人以上の集會は禁せられたり(十一月二十)。國會之に抗議し、納税の拒絶をも決議し

たり。然れども國會は固より軍隊に敵對する能はずして散亂せられたり。王はブランデンブルグに少數の議員を會し得たるのみ、正當に議事を開く能はざるを以て、其解散を宣命せり(十二月五日)。同時に君主の大權を以て欽定憲法を頒ち、立法的方法に依つて之を改修せしむべき旨を附言し、伯林に新議院を召集したり。十二月六日の此憲法は、概ね曩に國會の作成せし者を復活したりと雖、唯國民代表者の之に干與せずして、欽定に係る旨を明かにし、又其第一百五條に於て、議院閉會の場合に當つて、法律の効力ある命令を發する權を王に與へたり。此條は蓋し佛國のシャルル十世が一八三〇年の非常處分の名としたる憲法の條項に倣へる者にして、直ちに之を施行して選舉法を作り、以て新議院選舉の用に供し、又幾多自由的改革(陪審制度の採用、貴族の特權裁判の廢止、貢納の償還斷行の用にも供せられたり)。畢竟王は兵馬の權を握有せるを以て、其欲せし時に於て忽ち其君主權を回復し得たるなり。而も最早、人民の切望せる立憲政體を廢棄することを敢てせず、自ら進んで自家固有の理想に反したる一切の革命的制度、即ち成文憲法、人民の代表及び普通選舉すら確實に採用したりき。

八五〇年の憲法

新憲法改修の爲め召集せられたる兩院は、其事業を成就するの速なく、初めは獨逸統一問題に就き、後は内國の事に關し、早くも王と衝突を來したり。即ち議會は曾つてフランクフルトの議會の捧げし、帝位の受諾をウイムルム王に悞願し、又同議會の決議したる獨逸憲法の有効なることを聲明し、尋いで伯林の戒嚴令撤回を請ひたるに、王は四月二十七日を以て衆議院の解散を宣告せり(四月二十七日)。王は一層順良なる議會を擧げんが爲め、勅令を以て新選舉法を布き、前法に比すれば大に民主的程度を減殺せり。

(一)選舉の第一段に於ては猶普通選舉行はれたりしも、而も其權利は不平等なりき。即ち各選舉區人口七百五十名より百五十名に至るに於て、第一段選舉人の直接税の納額を合計し、之を三分せるものを三級に別ち、各級總税額の三分の一を代表するを法とす。而して各級同數の第二級選舉人を擧ぐるを以て、第一級を成形せる最多額納税者は少數の人員にして、最少額の納税者及び納税者にあらざる者より成れる第三級選舉人に比すれば、代表の程度強かりき。勅令を以て假設せられし此三級制は今猶普國に現存す。

(二)第二段の選舉投票は、口頭の申告を調書に記録するにあり。法律の理由とする所は、眞の自由人民たる者は、公明正大に其所信を表白する 勇氣あるを要すと云ふにあり。

此法律に従ひ、而も一般反動の時代なりし一八五〇年に際して選舉したる議院は、三百五十人の議員中、約二百人の官吏を算せり。彼等は固より政府に抵抗するの意思を有せず、只管主意に適へる修正を以て該憲法を協賛したるのみ。即ち三級選舉、新聞紙に即税及び保證金を課する制度の再興、軍人の憲法に對する宣誓の廢止、國事犯特別裁判所の設置、并に第百〇九條の可決是なり。此最後の一案に依り現在の租税は更に法律を以て變更するに至るまで、引續き徵收すべき者とせり。蓋しこれ議院の權能を滅殺して單に新税を議決するに止らしむる者とす。(豫算と共、毎年度徵稅決議の毎年義を取)第一院の組織に就ては、輒く協定に至らず。議院は公選制度を保存せんと欲し、王は勅選を望みたるを以て、其解決を翌々年(一八五一年)まで延期するに決定せり。是に於て王は憲法の發布を允許し(一八五〇年)尋いで其遵由を誓へり。然れども之をなすに當つて、彼は憲法の改善せられしに因りて之を裁可せる旨を明示し、憲法

死活の要は、蓋し朕の統治を可能ならしむるに存す。何となれば普國の政體は王の親政を以て本義となす。而して朕親ら統治の任に當るは、これ即ち上帝の命に出づる者なりとの勅語を下せり。斯くの如く君主神權及び國王主權の教義に復還せりと雖、而も一八五〇年の憲法は、自由及び平等を確認し、以て普人の權利となし、民主的にして且つ自由的なる一政制を樹立し、(白耳義に於けるよりも一層民主的に)普國をして現代的政治生活に遷らしめたり。

反動(一八五〇年乃至一八五九年) 一八四八年の革命に對する反動は、普國に於ては一個の復古政に至らざりき。即ちウイルヘルム王は、奧政府及び奈翁三世の非常處分に倣ふことを非とし、憲法を欽定となし(Constitution of 1850)且つ階級選舉を再興せんが爲めに一案を提出せしめたり(一八五二年)。而も其誓約を無視するを敢てせずして、憲法を存保せり。

普國政府の專制的傳説と、新憲法との矛盾は、奈翁三世の施策を聯想せしむべき、實際の運用法に依つて解せられたり。

第二院は依然代表的議院たりと雖、而も政府に隸屬して其操縱する所となり、行政

官は仍ほ佛國に於けると一般適意に選舉區を分合更改し、王の意中の候補者多くは官吏を選舉人に推薦し、毎に大多數の内閣黨を挙げしめたり。時人此議院を目して郡長議院と呼べり。實に七十二人の郡長を有したるにき。

代議院の順良なること夫れ斯くの如くなるに至つては、幾ど其必要を見ざるなり。豫算は其費額支出後に至つて提出すること慣例となれり。議院は一括之を決議して敢て之を討議せず、單に之を是認するに止まりぬ。

況や第二院は立法權の一半たるに過ぎざれば、之を抑制せんが爲めには第一院を利用せば事足るべきを以て、王は最早白耳義に則り憲法の創設せる公選第一院を望まず、他の君主政體に於けると一般貴族的上院となさんとせり。乃ち王は議會を説伏して勅令を以て第一院の組織を規定する權能を授けしめ(一八五三年)結局勅令を以て(翌五年)半ば世襲半ば終身議員より成れる貴族院を創立せり、之を三種の範疇に分つ。即ち第一皇族、第二、一八四七年の地方聯合議會に於て貴族斑を成せし世襲貴族、第三、王の任意若くは貴族の眷屬、大地主、大學、及び市府の推薦に係る勅選の終身議員是なり。而して議員の定員を限らず、二百人より四百人の間に増減せり。而も貴

族常に優勢を占め、民選議院に對して克く王を支持したり。

此重大なる憲法上の變化は、既定憲法の條文に反し、而も一片の勅令を以て實施せられたるのみにして、爾來正則なる法律に依て追認せられし事なきを以て、普國公法の理論家中往々貴族院を違憲視する者尠からずと雖、而も其權能に於ては公選議院と對等なる立法團體の一部分として依然存留せり。普國の國會は一八五〇年の憲法に於て兩院を總括するの名稱を與へられざりき。蓋し王は歴史的古稱ランドターゲ(地方議會の意)の名を發議し、第二院之を排斥したり。然れども王は佛國の語原たるカンメルを用ふるを好まずして、内閣は實際にランドターゲの名稱を採用し、終に慣用語となりぬ。

憲法に依つて自由の保障を得たる新聞紙は、起訴若くは檢舉の威嚇に依つて萎靡不振に陥れり。一代議士は年少貴族に對して人民を煽動したりとて起訴せられ、選舉人新聞は、一週三回まで押收せられたり。

集會の自由は停止せられ、新教異說派の宗教的集會まで禁止を被り、政治的結社は解散せられ、行政署は酒舖に集會の席を貸すの許可を取消し、以て其權會を阻碍し

たり。陰謀の被告たる或る民主黨員等は、八ヶ月間何等の審理をも受けずして獄中に拘禁せられたるき。

此政制は宮廷、大地主、將校、及び正教黨の聯盟の上に基礎を据ゑたり。王、大臣、及び宮廷の半公的機關新聞となりたる、クロエツツァイツング等は擧げて王權、貴族の勢力、宗教の流行を恢復せざるべからずと聲明せり。

王は、シレシアに於て地方總代を引見せし時、其住民の、大都府の範例に倣へることを譴責し、再び騷擾するに於ては假借せざるべしと威嚇し、市府に不良の氣風ありと言へり。エルピンクに於て(一八五三年)王は其所謂破道德的にして且つ非基督教的な傾向に追隨して、汚濁頹廢せる恥辱時代の獲物を崇拜する是等都市の吏員なる者を詰責せり。伯林大學校長スタールは名高き乾盃の辭中に、學説は時に隨つて推移の要ありと言明し、王は彼が事物の實況に迂にして特に生存競争の理に對し爭論せることを譏れり。

貴族は憲法上の一變更に依り、再び其特權を獲得したり。即ち領地の賣買差押を禁じ、其永存を計るべき世襲法の再興に與り(一八五二年)且つ其領地の警察權を復還せら

れたり(一八五六年)。殊に又憲法に明記せる州郡區の行政改正の事停止せられ、已に其端緒を開ける一八五〇年の法律も廢せられ、舊州郡區會議、及び一八四八年以前の如く、貴族の市町村管治等共に復興を見るに至れり。斯くて普國は仍ほ同時代の佛國に於けると一般、民主的の代表制度の假面を装ひながらも、實は顯官及び大地主の行政治下に歸り、王及び大臣の個人的政府を戴くに至りし者なり。

此政制はウイルヘルム四世が精神病に罹り政を親らする能はざるに至り、其弟を初め監國とし(一八五八年十月)、尋いで攝政として、國柄を委託するに至るまで繼續せり。攝政ウイルヘルムは憲法に宣誓し、改革の與黨たる大臣を擧げたり。然れども彼は特に注意を加へ、政制の變更を期待すべからず、一旦約せるものは必ず實行すべし。否らざるものは抑制すべしと公式に宣言したり。

普國の獨逸政策 一八一四年以來、絶えず普は獨逸自餘の邦國に其權力を擴張せんと努めたり。奥と齊しく普は歐洲の大強國たると同時に、其州郡の一部分相跨れる爲め獨逸聯邦の一に列せり。然れども奥は獨逸人民の僅少部分、三千六百萬中、八百萬を有するに過ぎず、其疆土も南西の一角に於てのみ獨逸の他邦國に接壤

せり。昔は之と異りて殆ど全部獨逸人を以て充たされ、全聯邦中に介在したる州郡より成り、他の二十八邦國と犬牙相接し、獨逸の總ての部分と經濟生活上密接の關係を有せり。故に奥に倍從して獨逸的なる普は、獨逸聯邦の統一指導を掌るべき必然の地位にあり。是に因りて彼は軍事、政治、及び商業上より三方策を運らしたり。普は獨逸中最も精銳の軍隊を有し、佛の虎視眈々たるを慮りて、西部境界一半の防衛に當り、封建時代の或る城寨内に衛戍兵を置きて之に備へ、夙に一八一五年以來、聯邦議會が自餘の獨逸諸邦、尠くも北部諸邦の軍隊統率の任を授け、而して南部軍は奥之を統率せんことを要めたり。然れども佛人侵入の虞ありし危殆の時機に際し、二八三〇年、四〇年、四八年、其衝に當れる邦國の上に普をして一時的勢力を振はしめたるを例外とし、他政府は毎に普の兵馬權を樹立すべき改革に反對したり。従つて聯邦の軍隊は各邦に割據すること依然たりき。

政治上の指導に至つては、一八四八年まで、普王之を奥國に放任し、フランクフルトの革命的國會が、形式を獨逸皇帝の帝冠に借りて、之を普に捧げし時、ウィルヘルム第四世は其同輩即ち他の王侯より之を捧げざる限りは受領することを欲せずして、

之を拒絶したり(第十二章參照)。然るに他の王公、主として王號を有する者は、其同輩たる普王に屈從するを肯んせず。彼は我を抑損して自ら強大を圖らんと欲すと譏り、寧ろ併呑の野心なく、亦獨逸統一の欲望なく、傳統的に優越せる奥帝を支持せんことを擇びたり。

關稅聯盟　普國霸權の下に獨逸統一の端を啓きたるは、軍事的、畫策に由るにあらず、亦政略的にもあらずして、實に商業策に維れ由れり。即ち統一の第一形態は普國の創意に係り、其指導に屬する關稅聯盟なりとす。其組織は徐々にして、初めは一般の抵抗頗りなりしに拘らず、各政府の受くる所の物質的利益の確實なるに従ひて次第に緩和し、一八一八年に始まり、一八五三年に完成を告げたり。

發端は一八一五年の戰後、普國の財政非常の窮境に陥り、關稅法の根本的改革の已むを得ざるに出でたり。蓋し普國の各州に曾つて關稅の統一なく、各地特殊の制を有し、實に六七種の相異りたる稅則を施行せり。由來普國の領土たる二大部に切斷せられ、其中に片々たる介在地を交へ、稅關の監視線を布くこと困難なりき。要するに國境の交錯せると、其延長七千吉米餘の大なるとは、密輸入を啓くべき自然の門

戸たりき。

税關の整理を擔任せる官吏マーセンは通國一律の税則を設け、劃一の管理を施くに成功せり(一八二八年)。彼は直接手段に依つて、密輸入を圖るの利を減殺するの策を採れり。即ち監視に困難なる陸上輸入の製造品に一割、其較容易なる海口より輸入する植民地食料品に二割を課し、又課税價格に關して紛争を避くる爲め、分類價格標準率に依らず、重量尺度若くは個數に依つて課税し、即ち粗にして漏らさざる簡便法を採れり。斯くて普國は其國境の缺點を救ふべき策として、全歐を通じて最も自由なる商業政策を採るに至れり。禁止税的の制度を事としたる此時代に於て、列國中何れの大國も、斯くの如く自由貿易に近き税則を施行するものなかりき。

税關の監視線を布くに當つて、普國は、チーリンシアの小侯伯に屬する所の斗入地を包括せざるを得ず。因つて其地域の人口に比例して、徵收税額を分配すべきことを此侯伯に提言せしに、初めは之を普國の暴虐として抗議し、聯邦議會に訴へたりしが、後竟に之を容諾せり。シワルツブルグ、ゾンデルハウゼンの第一條約(一八二五年)好例となりて、普の疆域に介在する諸邦國相連りて、永く普國の關稅制度に加入し、普

國の税率及び其官吏の徵税を許容せり。加入國は其管理に與らざれども、其收入は人口に比例して分配を受け、小邦國の財政上頗る利益なる處理法たりき。

普國政府は南部及び中央の諸邦國と同一條約の締結を求めしに、該邦國の王侯は普の提議を視て、其宗權を侵害するものとなし、久しき間之を拒絶せしのみならず、寧ろ彼等相協定して、別に地方的關稅同盟を成形するを擇び、一八二〇年より二八年に亘り、中部諸邦間、萊茵沿岸諸邦間、及びバヴァリア、ヴルテンブルグ間に協約成れり。奧國政府は禁止的の制度を固守せしかば、獨逸諸邦と聯盟するを肯んせず。又之が普の聯盟に加入することを好まざりき。

普は權謀術數を運らすこと數年の後、竟に至近の接壤國を勸誘し能はざりしを以て、領土を兩斷して西方に孤立の狀を呈するヘッセ、ダルムスタット大侯國と直接に一條約を締結せり。ヘッセ、ダルムスタットは僅に三千方哩の領土に過ぎざれど、其關稅境界線は五百哩の長きに亘り、理財的行爲として不利なりしも、而も政府は茲に一先例を作らんが爲め、政略的目的を以て此舉に出でしなり。一八二八年の條約は、後果して他獨逸諸邦と關稅的約款を結ぶの模範となれり。即ち該條約は締約國の宗主

權を侵害せざらんが爲め、對等に締結せる一個の關稅聯合條約の形式を具せしめたり。兩國は關稅收入を等分に分割し、各自固有の關稅吏をして其國境を監視せしめ、相互に管理の實況監督の爲め、代理人を派遣せり。條約は六ヶ年を期限とし、滿期の後は各其自由に復すべきものたりき。然れども普國は聯盟國に其關稅率、煙草稅則及び外國との貿易條約を採用せしめたり。即ち實際に於て普國は關稅聯盟の指導の任に當りぬ。

北部を制せる普國聯盟に對抗し、南部關稅同盟、バウリアとヴルテンブルグ、及び中央獨逸の商業同盟起れり(一八三二)。然れども南北兩同盟は、中央同盟に依つて遮斷せらるゝの虞あるを以て、互に其共同の敵に當るべき策を講じ、南北貫通の爲め、該同盟中より二小邦を割きて味方に引き入れたり。是に於て中央同盟は瓦解し、ヘッセ、カッセルは普國聯盟に賛同し(一八三三)、一八三三年以來、南部諸邦之に倣ひ、尋いで其他の大半亦之に賛同したり。斯くて一八三六年に至り、獨逸の大部分假定條約の形式を以て普國と各邦と個々別々の協約に依り普國の關稅聯盟に加入せり。聯盟は二千五百萬の人口を包括すと雖、其境界の延長は普國單獨の時に於けるよりも反つて

減縮せり。猶聯盟外に留れるは、メクレンブルグと四個の自由市府、北西の三邦(ハノーヴァー、プレンスヴァイデ、オルデンブルグ)のみにして、一層低率の稅則を以て、別に一聯盟を成形せり。

普國に對し他政府は疑懼の念を抱きしに拘らず、聯盟の利得顯然たりしを以て、條約の滿期に至り、更に一二年間之を繼續したり(一八五三年)。

一八五〇年、普國が政治的聯盟を作らんとして不成功に終りし後、獨逸の王侯、普國の稅率は低下に過ぎ、保護貿易の趣旨に適せずと思惟し、較高率なる奧國と聯盟せんが爲め、普國の聯盟を脱せんと試みたり。普は奧に伍するを欲せずして、新に北西部の諸邦に結ばんとせり。蓋し北西部の諸邦は、普の稅率の猶高きに過ぎて、英國との貿易に不利なりとし、從來普の聯盟外に超然たりき。因つて普は更に稅率を低減して、之と聯盟を締結したるなり。斯く舊聯盟は廢滅に歸せるの觀ありき(一八五二年)。然れども舊聯盟國は奧との商議徒勞に歸し、終に十二ヶ年の期限を以て再び普國との聯盟に復歸したり(一八五三年)。

關稅同盟は、數次の特殊にして、而も有期的なる條約に依り、嘗つて聯邦議會の企及

し能はざりし所の商業的統一を幾ど實現せり。即ち奥を除くの外は獨逸諸邦を擧げて、今や其加盟者となりぬ。

第十五章 獨逸統一の成形

普奥兩國の頡頏に由つて聯邦の危弱なる状態にありし獨逸は、普の連戰連捷に由つて精強なる一國となりぬ。獨逸新帝國の創建は實に幾多の力争と變化とが、相次で之が準備をなせり。而も統一の成形の此期間（一八五九年より一八七一年に至る）の普國の歴史は、已に獨逸他邦國の夫れと密接に相關聯するを以て、併て之を叙述するを便なりとす。

普國兵制の改革（一八五六年至一八六二年） 一八五八年以來攝政たりし太子ウイヘルム親王は一八六一年一月、六十三歳の高齢を以て王位を繼ぎ、ウイヘルム一世となれり。夙に、普魯西軍人黨の首領として、普國及び獨逸の自由黨間に甚だ不人望なりし彼は、常に意を軍隊に傾注し、一朝國柄を掌裡に握るや、直ちに普國の軍制改革の事に從へり。

一八一四年の法律は、原則に於て現役三年の一般兵役法を確立せり。而も其後人口は千二百萬より千八百萬に増殖したりと雖、兵數には殆ど増減なく、年約四萬の適

齡者、今は六萬三千人となり、約十三萬の現役兵數は、適齡者を擧げて徵募する能はざるを以て、實際其大部分のみを募り、且つ二ヶ年の現役に止るに至れり。即ち一般兵役と三ヶ年就役との二原則は、實際拋棄に屬せり。豫備は唯僅に二ヶ年なりしを以て、戦時の定員に充るに足らず。四十萬人を得んとするには、之を補充するに三十歳までの國民兵(備後)を召集せざるを得ず。即ち家族の扶持者を徵集せざるべからず。然るに國民兵の價値は戰列兵に比すべくもあらざるに、之を召集するは徒に國民に課する犠牲を重からしむるのみ。

是に於てウイヘルム王は二大改革を斷行せり。第一、彼は三ヶ年の一般兵役制を復活し、以て六萬三千人の適齡者を悉く徵募して、之を三ヶ年間服役せしめたり。之に由つて常備現役兵幾と二十萬に達せり。第二、豫備年限の二年を改めて四年とし、一面後備年限を短縮して、四十歳を三十二歳に止めたり。三ヶ年の現役、四ヶ年の豫備、何れも二十歳乃至二十七歳の壯丁より成り、國民兵の召集を要せず、事あるの日、十四萬の訖蘇は一令の下に立所に致すべく、而も其兵は最も少壯に且つ精練を極むるに至りたり。然れども此改革の爲め將校の増加と、軍費の増加とは免れざる所

なりき。

王は一八五九年伊太利戦争(佛伊)に際して行ひたる普軍の動員を利用し、當時召集の後備大隊に於ける兵員解散の後、單に將校のみを殘留せしめたり。然るに之に必要なる經費は、一ヶ年分の決議に係るを以て、王は軍制改造案と其經費に充つる爲め地租増徴案とを議會に提出せしに、二年服役を保存せんと欲したる衆議院は軍制の改正を好まず、又地租の増徴は貴族院之を厭ひたりき。因つて政府は妥協に満足せり。乃ち議會は現在の戦時定員を假に維持し、且つ之に必要な措置を完成して軍備の擴張を圖らん爲め、更に一ヶ年を期したる補充費九百萬ターレルを通過せり(一八六〇年五月)。

衆議院の修正に係る、假にの文字に拘らず、政府は軍制改革を確定のものとして恣に施設し、假設的大隊編成を正規的聯隊編成となし、番號を附し、聯隊旗を授けたり。議院は飽くまで其假定なるを言明しつゝ、引續き補充費豫算を通過せり。

畢竟普國代議院は西歐議院制國に於けると同一の實際的權力を有せざるなり。革命的變動に因り創設せられてより日猶淺き此議院は、一朝專制的反動に際會して、

單なる諮詢若くは登録の機關たる地位に墮され、法律及び租税を決議すべき憲法上の權利は、新法新税を排否するに制限せられて、依然權力の保有者たる宰相及び其屬僚の上に何等控制を加ふるの手段を有せざるなり。ウイルヘルムは國柄を執るに當つて憲法を嘉納せり。然れども彼は王權黨の遺傳に従ひ憲法を視て以て國事を處する手續法を定むる所の一規則の如くに解し、之を以て君民間の一大契約とは看做さずして、彼は猶天授の最上權を帶び、之に依つて大政を統べ、殊に國家の安全を保つに必要な機密たる軍隊外交を指揮するの權利義務を有するものと思惟せり。蓋しこれトリイ黨が執れる神權主義に外ならずして、而も王をして軍隊の世襲的大元帥たらしむる所のホーヘンツォレルン家の遺傳に依つて、一層之を皇張せるものとす。

然れどもウイルヘルム王の行爲は攝政の時よりして自由黨を安堵せしむるに足れり。彼は兄なる先王を圍繞せし封建黨を斥け、憲法の與黨を宰相に擧げたり。是に於てか一八五〇年の反動終息し、憲法確實に行はれ、正に一新改紀元開けたり。即ち一八五八年の總選舉に於て自由憲政黨が強大なる多數を議員に擧げたるに之を徵

證すべし、此多數黨は新政の内閣と協同一致して行動するを求め、内閣亦自由主義の一改革案たる任意民事結婚法を提出せり。上院之を排棄したり。又多數黨は軍制改革に關する紛議を避け、猶其追加豫算を通過せり。然れども一八六一年に於ては僅に十一票の多數を以て通過し、而も其額を削減して不滿の徵候を示せり。

ウイルヘルムは一八六一年踐祚以來、彼と自由黨との間に不一致を徴し始むべきニ勅宣を下せり。即ち、人民への告諭（一八六一年）に於て、一八四七年に於ける先王の言を賞讃し、朕の爲め又朕が一家の爲め、吾等は上帝に事ふべしと反覆せり。又ケーニヒスベルグに於ける戴冠式の盛典に兩院の議員を召集し、特に注意して神權主義を説示し、普國の君主は當に冠冕を上帝より受くべし。即ち朕は明日を以て冠冕を神卓の上より取りて之を戴かんと。果して彼は神卓上に冠冕を取り、且つ聲明して曰く、近世的制度の四周を圍繞して以來、此帝座に登る者は實に朕を以て翹祖となす。而して王冠はこれ上帝の賜なり。朕素より之を忘れず。朕今冠を上帝より受けて、即ち此大義を示す。（一八六一年十月）

進歩黨の成形（一八六一年）

神權に據れるウイルヘルム一世王と議院に於て多

數を占むる自由黨との間に一爭議を開き、其光景霜烈にして四ヶ年繼續せり(一八六六年乃至一八六一年の改選に當り、普國に於ける新獨逸進歩黨なる一新政黨起れり。其選舉運動宣言書に於て内政及び對獨逸政策に就き、全然内閣に反對なる旨を聲明せり。即ち内政に就ては官吏の責任を明かにして立憲國を完成すること、具體的に之を言へば、官吏を法衙に訴ふるの權蓋しこれ當時歐洲各自由黨の宿望の一たりき)憲法に記載ありと雖、猶其規定なき宰相の責任に關する法律、大地主の特權を全廢すべき地方政の改革、僧侶より獨立不羈なる小學制の改正、民事的結婚、新聞の犯罪に陪審を用ふる事、軍費節減の一法として二年兵役の請求等はなり。又此等施設の必行を期する爲め、劈頭第一改革の端緒として一切進歩の妨害たる貴族院の根本的改革を冀望せり。對獨逸政策としては普國をして強固なる中央集權の地位を掌握せしめ、且つ全獨逸を通せる人民の代表議院を設けて、緊密なる聯邦を造らん事を要求せり。畢竟これ一八四九年の政綱に復歸せんことを主張する者なり。斯くて進歩黨は官僚、貴族、僧侶なる三權力者に對して同時に反對の陣を布けり。封建黨は單に消極的宣言書を以て之に應じ、進歩黨の一切の請求を排斥せり。此際

前議員の自由派多數黨は宜しく躁急を避くべしと忠告せしに止まれり。

一八六一年改選の議院に於ては、進歩黨牛耳を執れり。進歩黨は萊茵、シレシア、サキソニー諸州の大都府及び工業地を風靡し、舊自由黨は微々たる少數黨に衰退せり。而して兩黨の間に更に中央左黨ありて、爭議に就きては進歩黨に左袒したり。

議院は諸大臣に向つて決然たる態度を執り、軍事費の補充に就き假定の繼續を肯んせず、較、詳悉の款項を具へ、且つ流用を禁すべき正格なる豫算を要求せり。時に内閣は辭表を呈したるに、王は議院の解散を擇び、一八六二年三月に至り、ホーヘンローエを首班とせる一個の「奮闘内閣」を擧げたり。

憲法上の爭議(一八六二年乃至一八六六年) 爭議は人民を代表する代議院と、内閣員及び貴族院に依つて支持せられたる王との間に起り、先づ第一に實際的一問題に關せり。即ち選舉民は既に二十年來施行し來りて、國家防禦の任に堪ふべき觀ある二年兵役の保存を望み、軍事費の負擔を加重すべき租税の増徴を嫌へり。而も其決心堅く王にも抵抗すべき慨ありて、幾回の解散も、如何なる勅諭も、之を撼かす能はざりき。一八六二年、六三年の再度の解散に於て、彼等は毎に進歩黨を再選せり。王は頑然軍制

改革案を固執し、之を必要なりとし、而も軍事に關しては無上裁定者なりと思惟し、其大元帥の本分を盡す爲め必要なる經費を拒む議院の權利を否認し、職として其改正を維持せざるべからずと信せり。彼は讓位にも想到したれども、而も二ヶ年兵役は斷乎として容れざりき。

此實際的争議は普國の史乘に一新教義の争論を惹起したり。從來王は毎に主權的に軍隊の組織を執行せり。若し夫れ王が其改正の必要缺くべからざることを宣言するに當り、議院果して其經費を拒むの權利あるべきか、ウイヘルム一世は議院が假に供給したる經費に依つて、新聯隊を確定の設置として、以て本問題を暗々裡に裁斷せり。然れども他の一面より觀れば、若し夫れ議院に於て王が必要として請求せる一切の經費を必ず可決せざるべからずとせんか、議院は憲法の保證せる唯一の有効的權利たる租税の議決權を失ひて、單なる諮詢會の地位に墮し終らん。

内閣は此衝突を政權争奪の一現象なりと稱し、政府の權力は君主の掌裡に存留すべきか、抑亦代議院に移るべきかを所決問題となせり。即ち選舉民を動かさんが爲め官吏に致したる訓諭の回章を以て、王の政府と、民主黨との間に、截然たる反對あ

りて、該黨は、公權力の重心を君主より人民の代表者に移し、以て所謂議院政治を樹立せんと努むと謂へり。進歩黨は君主の憲法上の權利に論及することを自ら警戒し、單に政府の廣大なる權力と併行して、人民代表者の憲法上の權利が意義を有すべきや否やを結局の問題となしたり。

乃ち問題は、シャルル十世時代の佛國に於けるが如く、明白に立憲制と議院制との争議の形式を以て提起せられず、議院と王との孰れか終決の語を有すべきかをば問はざりき。双方とも事實問題の提起法に就てだに一致せず、唯漫然と王は議院制の企圖に對し立憲制を維持すと宣言し、議院は專制的主張に對し憲法を擁護すと謂へり。抑斯くの如く問題を錯綜せしめしは、議院は人民の主權に基ける外國憲法の摸擬たる一八五〇年の憲法に其權源を汲み、又王は其大權を專制武斷的君主政の遺傳に執れる所以なり。元來根原に於て相矛盾せる此兩權力者の間に、會争端を啓くことありとも、憲法も遺傳も之を裁斷すべき方途を示さざるなり。

王議院を解散せしに(一八六〇年)進歩黨再選、而も一黨にして多數を制し、舊自由派内閣黨も之に合同せり。

内閣は外交政略の或る讓歩に依りて多數黨と調和せんと計り、伊太利新王國を公認し、ハッセ、カッセルに干涉を試みたり、又軍制上漠然たる讓歩の約言をも與へたり。然れども交渉久しきに亙りたる後、議院は其權利を肯定せんが爲め、十票に對する三百八票を以て數年來假決したる軍制改造費の繼續を拒絶せり。(一八六三。年十月)王は爲めに躊躇し、己に位を去らんとして、禪讓の告文をも作成したりしが、尋いでピスマークを召し、一奮闘内閣の組織を命じたり。プランデンブルグ州の一紳士たるピスマークは、議院制及び革命主義を嫌忌し、專制的君主政に熱心なるに由りて、夙に一八四七年以來著名なりき。彼は一八四九年に於て普國に西歐の立憲制度を採用せしこと、特に議院の豫算專決權に對して異議を懐けり。彼は毫も讓歩せざるべきを王に誓ひて太政總理の職に當れり。

ピスマークは胸中既成の政策を以て此難局に立ち、豫算委員との會談に於て寓意的言辭を以て之を表白せり。曰く我等は我等薄弱の體に慚はざる重鎧を着することを好む。我等は又之を利用せざるべからずと、又獨逸が注目する所のものは普國の自由主義にあらずして、實にその武力に在り。獨逸の統一は演說に藉り、亦多數黨

の決議に藉りて現實し得べきにあらず。唯鐵と血とに頼りて之を遂行し得べきのみと、曾つてフランクフルトの議會に普の派遣委員たりし彼は、普が事毎に少數に置かるゝを遺憾とし、從つて現存の聯邦を輕蔑するの念を起し、之を破壊せんことを望み、塙と快戦すべき時機を俟てり。此一戦は實に獨逸の運命を決すべき所たるを以て、精強にして而も迅速の行動を能くすべき軍備を整へんと欲したり。是に因りて彼が銳意軍制の改造を主張することは王に讓らざりき。

斯くの如く郷紳黨の顯著なる代表者に政府を寄託したるが爲めに、王は終に議院と相絶ちぬ。ピスマークはアヴィギンに於て自ら採りたる橄欖樹の枝を携へて豫算委員會に臨みしに、和協を意味する此表號は却つて一種の愚弄の如く見えたりき。議院は憲法問題を提起したり。即ち議會の決議を俟たずして假に前年度の費額を繼續支出せしむる政府從來の慣行手段を排除し、且つ議院の否決したる經費を支出するは違憲なりと宣言せり。内閣之に應じ豫算を貴族院に提出し、大多數を以て通過せしめたり。然るに豫算は代議院の先決を要するを以て、衆議院は此行爲を違憲無効なりと言明せり。(一八六三。年十月)

議院は宰相の違憲を言明し、確證するに憲法の明文を以てしたり（憲法第九十カ條に曰く、國の歳出は毎年豫め見積りて豫算に掲げ、豫算は毎年一法律を以て決定す。第百條に曰く、國庫の爲めの租税及び收納は、豫算に掲げ、若くは特別法律に依りて命令したるにあらざれば徴收するを得ず。）然るにビスマルクは憲法の不備なるを理由として之に答辯せり。彼は内閣が憲法の規定せる根據に依る事なくして豫算を處辨するの已むを得ざるに至りしとを承認せり。然れども内閣は國家の制度施設を維持し、國の安寧福祉に必要な歳途を支辨すべき職分に迫られたり（一八六）と力説せり。且つ憲法は此場合に處すべき何等の規定をも備へず、因つて憲法以前の法律を用ひて之を補充するの外なし。而も普國に於ける舊法は王の無限の權能を認めたり。乃ち王は豫算を處理するの權能を有せざるを得ず。憲法は王と兩院との三立法權者に均等の權限を賦與し、豫算に就ても亦異なるなし。三權者の孰れも他に讓歩を強ふるの權なし。其不一致の場合に當り、憲法は解決の法を示さず。畢竟妥協に依つて和衷を期せしなり。若し夫れ一方が教義的専制主義を以て其解決を強ひんと欲するが爲めに妥協を無益とするに至らんか、妥協は忽ち衝突となるべし。而も國家の生命は休止すべからざるを以て、衝突は力争の問題となりて、強力を掌裡に握れる者進んで克く他を制すべ

し（一八六）と。此語はビスマルクの敵手に依つて一種の反語に用ひられ、即ち名高き勢力は法律に克つてふ成句となれり。

争議は果して力争となれり。然るに議院は輿論の後援力と豫算專決の法律上の權利とを有するのみ。王に依つて支持せられたる内閣は、軍隊の物質的強力と租税徵收の實際的手段とを有せしかば、所思を翻さず、勇往邁進し、上院の決議に係る違憲的豫算を提げて、三ヶ年間其職に留りたり。一八六三年、再び議院を解散せしに、進歩黨は依然強大の多數を以て其地位に復せり。内閣之に動せず、唯最早豫算を代議院に提出することをなさず、而も力めて其會期を短縮するに止めたり。内閣は敵手に對し、ナポレオン三世の故智に倣ひ、官僚的帝國政策の手段を普國に移用せり。官吏に寄せたる回章の形式に依つて、既に一八六三年に試みたる議員の官選候補者指名は公然と復興せられたり。王は一命令を發し、官吏の致せる忠順なる宣誓は、之をして選舉者として亦王の指示したる徑路を履むべきことを要せしむと宣明せり。

新聞紙に對し、政府は命令に依つて、憲法に掲げたる出版の自由を停止し、注意通告

の制を設け、公共の福利の爲め危険なる新聞に注意を加へ、再度注告の後には禁止するの権能を行政官に與へたり。而して政府の行爲に關する批難は禁せざるべからずと説明せり。主要なる自由派新聞紙は禁止せられ、若くは沈黙に至らしめられたり。公選的町村吏員に對し、政府は其就職を聽さざるの手段を執り、委員を官命して之に代らしめたり。蓋しこれ普國に於て町村制創設以來未曾有の事に屬せり。政府の此抑壓に對し、人民及び其代表者は輿論の示威表情を以て相對するの外他に詮術なし。是に於て代議院は上奏文を通過したれども、王其受領を拒絶せり。代議院は又憲法違反として新聞命令に對して抗議し、選舉干涉に關する實地調査を決議したれども、内閣の阻止する所となれり。又宰相責任に關する法律案を通過せり。(一八六三年)市會も亦請願書を提出せしに、内閣は罰金を課して之を罪し、幾多の市府、大集會を催したるに、忽ち政府の禁止に遇ひ、之が報復として該市府は天長節の祝賀を拒みたり。

同時に議院はビスマークの外交政略に對して抗議せり。波蘭人の普國に遁竄し來れる者を交付するの普露協約(一八六六年)、スレスヴィグ・ホルスタイン(丁株)の遠征(一八六四年)、奧

國に對する交戰(一八六六年)是なり。

獨逸に於ける國民的及び自由主義的騷(一八五九年至一八六四年)

獨逸諸國に於ても普

國に於けるが如く、伊太利戰爭と共に政治生活の新生面を開けり。一八五九年以降、獨逸は專制的及び各邦個立的反動を去りて、國民的たると同時に自由的なる騷擾の時期に入りぬ。蓋しこれ混亂紛争の時代なりき。各邦政府は專制的政制を維持せんと欲し、自由主義の其臣民は一八四八年の立憲制に復歸せんことを望めり。各政府は各自宗主權の維持に専心し、國民黨は獨逸の統一を要求し、殆ど到る處に個立專制黨に對して争抗したるは國民自由黨なりき。然れども統一黨は奧普てふ二大強國の與黨に分れたり。故に各邦内に於て同時に内治政策と國民的問題との紛争あり。聯邦政府内に於ては二大國間の軋轢あり、獨逸を通じては兩雄國與黨間の頤頤となれり。

各邦の内部に於ては民選議院憲法若くは自由の名に於て官僚と抗争せり。其最も名高きはヘッセ・カッセルに於ける一八四九年違法的に廢止したる憲法に關する紛争にして、他國君主の脅嚇に依つて、選舉侯之が復興を強ひられたり。

國民的問題に關しては、ナポレオン三世が獨逸に一攻撃を加へんとするの危惧起りし以來、外敵に抵抗するに堪ふべき爲め、聯邦改革の必要なるは朝野一般の認識する所たりと雖、而も其施すべき改革に就ては、未解決の三問題に對して、仍ほ一八四八年に於けると同一なる不一致に再會せり。即ち第一、何人が指導を掌るべきか、普王は自ら盟主たらざる限り聯盟に加はるを欲せず、而も他の王公は普王を忌めり。第二、何れの國々が聯邦に加入すべきか、墺國は其全帝國を擧るにあらざれば加入するを望まず、而も獨人は之が加入を許すことを欲せざりき。是に於てか小獨逸派たる普國黨と、大獨逸派たる墺國黨と兩々併立し、一八四八年に於ける兩黨の再現を見るに至れり。

此二黨派を代表する二種の政治的俱樂部崛起せり。獨逸統一を圖らん爲め伊太利の統一會を象り、一八五九年に創立せる國民一致會は、一八五〇年に企てたる統一の計畫に従ひて、普國指導の下に民選の一議院を設け、緊密なる一聯邦を創建せんと提唱し、往年ゴータに會合せる舊議員、主として教授連之を指導し、北部獨逸に其會合を募れり。一八六二年の創立に係る改革協會は之と反對に合議體的理事局と

各邦議會派遣委員の一議院とを以て墺國を加入せしめ、較、緩濶なる一聯邦制を實施せんと主張し、南部獨逸主にバヴァリアに其會員を募れり。

政治生活は漸く生氣を加へ來れり。愛國的祝賀會、學術的會議頻々たる此時に當り(一八五九年、乃至六三年)、二協會の活動は大に知識ある公衆の注意を惹き、各邦政府にも不安を懷かしめ、國民一致會に臣民の入會するを禁せし政府も尠からざりき。然れども大問題の現實的決定は獨逸兩雄國の事業に俟たざるを得ざりき。

一八六一年を以て立憲制を布きたりし墺政府は、普王の敵手たる獨逸王公の大半を與黨とせり。此等の政府は已に一八五九年以來、ヴェルツブルグに協議會を開き、聯邦の爲め改革案を提議せしが、議事は荏苒として三ヶ年餘に亘れり。普は一八六〇年に之を拒絶し、墺は翌六一年其大體の主義を容れ、久しき商議の後終に一八六三年八月、フランクフルトに各君主の會議を催し、會議は墺國の改革案を採用したり。即ち六人より成る一理事局(墺、普、バヴァリア各一人、他の三人は他の諸國相互交代)、二十一票の投票權より成れる一聯邦參事會、但し開戦は三分の二の多數に依るにあらざれば決議するを得ず、各邦國立法議院の派遣員三百二名より成る一議會、聯邦

の一法循是にして、二十四名の君主此案を可賛せり。然れども普の賛同を得ざれば實行し難く、而も普は之を拒絶したりき。

ビスマルクは普に不利なること顯然たる奥の加入せる聯邦は已に望まず、之を除外して普の指導の下に一新聯盟を編みて之に代へんと欲せり。既に一八六二年以來、彼は奥國大使に言明して、奥は獨逸の經營に斷念し、其重心點をオーフェン即ち洪牙利の首都に移すべしと説けり。各君主の會議に普國の會同を拒絶するの旨を報ずると共に、彼は二回(一八六三年一月と八月)普の計畫案を提示せり。即ち聯邦制の代りに一個の軍隊組織と獨立金庫とを有する一聯盟理事局の代りに單一なる主腦即ち普王派遣委員の集會の代りに、人口に比例したる直接民選代表者の一議會を以て、獨逸國民の唯一正當の機關とするの案件にして、蓋しこれ各政府の個立的抵抗を克服すべき必要に出づと言へり。要するに此案は一八四九年の革命的計畫の翻案に外ならず。

各邦國議院の自由派議員の集會、及び國民一致會の總會に於て、一八四九年の憲法可賛を宣言したり(一八六二年十月)。乃ち國民黨は其舊政綱を踏襲せし普國を支持するが

如く見えたり。一八六一年、國民一致會は檄を飛ばし、獨逸は普國を必要とす、普國政府を當路に推薦せざるべからずと宣言せり。然れども獨逸の愛國黨は同時に又自由黨たりしかば、普政府が自由主義を敵視して爭議を醸せるに鑑みて普に望を絶ち、ビスマルクが改革の綱領を發表せし時も之に信を置かず、其黨與と一般專制主義且つ普國個立主義の選手なりと思惟せり。因つて獨逸自由黨の一部分は、當時獨逸人自由派の政局に當り居たりし奥國に意嚮を轉じたり。奥帝は一八六三年、各君主の會議に來臨の途次(一八六三年)、南部の市府に於て盛に喝采せられたり。

獨逸の王公に至つては、其大半而も最も有力なる者は猶普に反對にして、僅に近隣北部の小王と南部に於けるバーデンのみ之に賛成せり。將に來らんとする危機に際し、政府及び臣民より成れる獨逸の大多數は、普に向つて反對せんとす。

侯國事件の危機(一八六四年)　　ビスマルクは既に統一問題は武力に藉るにあらずんば決せざるべしと告白せり。乃ち彼は武器と外交とに藉る戰爭準備に従事しぬ。彼は迅速に勝を制するに堪ふべき一大軍隊を必要としたるが故に、全國民の紛争を賭して普國軍制の改造を固持したり。彼は又歐洲大強國の支持若くは局外

中立を獲るの必要ありき。蓋し歐洲均勢の現組織に於て、獨逸は幾ど無主の國土を以て遇せられ、全歐之に干涉の權利を有するが如く看做されたればなり。されば成功の鍵鑰は主として外交に存したりき。ビスマルクは第一に外交家、而も嶄然一新機軸を出せる外交家にして、巧言麗辭を事とする慣用手段を棄て、其達成せんとする所を眞摯に告白して其歩武を進めたり。彼は奥を孤立の地位に陥らしむるの策略を運らし、波蘭人に對し露を援助して之が歡心を買ひ、ナポレオン三世の要望しつゝある或る地域の兼併を助成するが如く付度せしめて佛を籠絡し、ヴェネシアの克復を約して巧に伊を收攬したり。英國に至つては大陸の戰爭に就きては、其承諾を得るの要なしと觀察せり。

獨逸の統一は彼が豫言せし如く、果して對丁抹一八六四年、對奧一八六六年、對佛一八七〇年の三戰爭に於ける、鐵血に藉つて之を大成せり。

對丁抹戰爭は丁抹新王クリスチアンとアウグステンブルグのフレデリック侯との間に於けるシュレスウィグ、ホルスタイン侯國繼承論より起れり。曩に一八五二年歐洲諸強がクリスチアンの爲めに決定したる處分法は、獨逸議會及び兩侯領の住民を

代表せし所の各階級民の議會、及びアウグステンブルグ侯繼承者の容諾する所とならず、獨り奥普兩國のみ之を約守せり。丁抹王フレデリック七世の殞落に因つて繼承問題の起りたる時、侯領の議會はアウグステンブルグの候補者たるフレデリック八世を擁立せり。元來ホルスタインは住民悉く獨逸民族にして、シュレスウィグ亦大部分獨人なりしを以て、獨逸に合同する爲め丁抹より分離せしなり。是に於てか侯國問題は民族的一問題となり、獨逸愛國者は外國人たる丁抹人に對し、兩侯國が獨逸の列邦たるが爲めと、フレデリック八世が獨逸の侯たるが爲めとに由り之に與したり。

初めは公衆間の愛國的一運動にして、二大政治協會釀金を集め、丁抹人排斥の爲め義勇兵を募り、尋いで協會一致の行動を取り一八六三年十一月、各邦議會員の會議を催し、侯國の獨立運動指導の爲め、三十六人の委員を選任せり。各邦議會は果して其政府に迫り、已むなくフレデリック八世を公認するに至らしめ、尋いで聯邦議會をして實行の爲め一軍隊派遣の議を通過せしめ、軍隊ホルスタインを占領せしかば一八六三年三月、茲にフレデリック八世の名に於て一政府を組織したり。

普奥兩國は其民選議院の異議に拘らず、依然此動作に反対し、アウグステンブルグ侯擁立の排棄を請求し、三十六人の委員の解散を望みたれども、他の列邦之を肯んせざりき。獨逸は正に兩黨派に分れ、一方二大國政府はクリスチアンを繼承者に公認し、丁抹と侯國との間に唯侯一身の個人的聯合を樹立するを條件とせり。他方は他列邦の政府及び總ての自由黨にして、普奥の自由黨も此内に含めり。ピスマーグは輿論を顧慮せず、奥を誘ひて相共に聯邦議會の所爲に反対の干渉をなせり。而して奥、普はシュレスウィグに一個の獨立政府を與ふべきことを丁抹に要求し、其拒絶に遭ひて即ち戦を開きたり。(一八六四年一月)蓋しこれ聯邦議會の作戦に相關せざる別個の一戦争なりとす。普奥の軍は實行の聯邦軍をホルスタインより驅攘し、關を交へずして兩侯國を占領せり。爾來戦は丁抹の領土に於て雌雄を決したり。此戦争の期間、普奥は正當唯一の解決はアウグステンブルグのフレデリックを公認するにありて中外に宣言せり。(一八六四年五月)然れども平和條約の締結に際し、(一八六四年五月)兩國は俄然前議を翻し、クリスチアンに迫りて侯國に於ける一切の權利を舉げて、之をフレデリック侯に歸せず、普王奥帝に讓與せしめたり。而して兩國は各一人即ち

二人の理事官に依つて共同統監すべき假管理府を設立して此侯國を保管せり。確定處分に就きては兩國政府の議相合致せざりき。兩國政府は曩に自ら贊成し、(一八六四年)且つ獨逸及び侯國に於ける輿論の支持したるアウグステンブルグ侯の要求を排斥することを今猶敢てせざりき。而も普は侯をして繼承せしむるに先ち、侯國が關稅同盟に加入し、軍事條約を結んで侯國將來の軍隊を普軍の一部分とし、普國の兵力を以て當國を繞圍し得んが爲め、キール港其他要害堡壘ある地點及び軍道の讓與を要求したり。(一八六五年一月)侯躊躇決せず、人民の代表者が此條約を容認するを以て承諾の條件としたり。而も侯國の人民は種々の示威運動に依つて普政府に不服の狀を表示せり。是に於てピスマーグは斷然侯國を普に兼併せんことを提議し、奥之を拒絶せり。侯國駐在の普國理事官は地方官憲の待遇法に就き奥國の同僚と衝突を生じ、巷説紛紛として奥普間の開戦當に近きにあるべきを説き始めぬ。蓋しピスマーグは奥の戦備なきを知るを以て之を冀望せり。彼はバヴァリアの公使に言へり、普は一戦を以て克く其條件を口授するを得べしと。然れどもウィルヘルム王は平和を擇び、ガス

・タインの協約に依つて(年一八六五)侯國を分領し、奥はホルスタイン、普はシュレスウィグを獲たりき。

十月一日を以てフランクフルトに開催せる各邦議會委員の集會は、ガスタインの協約を以て、權利の侵害なりと宣言し、シュレスウィグ、ホルスタイン人民は自ら其運命を決すべき權利を有すとなして、侯國の人民固く其權利を主張し、且つ又獨逸人民の之を聲援せんことを勧誘せり。普、奥はフランクフルト議會に威迫的公文を致し、最早此攪亂的運動の忍耐すべからざるを告知し、且つ三十六人の委員をば正に獨逸革命黨の常設機關と看做すべき旨を以て之に酬ひたり。議會に於て威迫せられたる各邦議員は、狼狽して何等の處決をも敢てせざりき。シュレスウィグに於ては普の總督飽くまで獨立の黨與を窘迫し、侯爵にして若し侯國に來ることあらば、之を拘引すべしと脅嚇し、侯爵を當國の侯と呼びたる新聞紙を差押へ、之を歡迎せし市府に普の衛戍兵を置いて處罰し、一切の愛國的政社を禁止し、獨立黨の官吏を免黜し、剩へ了抹官制の職員を以て之に代へたり。普は侯國內に於て了抹人と少數貴族との同情を有せしのみにして、シュレスウィグに於ける普の政策は、侯國の愛國黨及び獨

逸の總ての自由黨をして政府と葛藤を開くに至らしめたり。然れども彼等の抗議は普國政府が頼りて強威を張れる普國軍隊の上に何等の効力をも及ぼさざりき。
聯邦の解散(年一八六六) 普、奥は聯邦議會に拘らず、強ひて一八六四年、了抹に對し開戦したるに因り、一八一五年に於て、獨逸列邦と共に組織せし聯邦制は、道德上已に之を破壊せしに等しく、一邦復た一邦、互に絶縁の姿なりしもの、軀て兩雄國の事實的に破壊する所となり、戦後に至つては最早公式に其解散を認識するの餘地を貽せるのみ。

普、奥間の罅隙はガスタインの協約に依つて一時彌縫したりしが、侯國の事件に依りて竟に破裂を見るに至れり。ホルスタインに於ける奥國の總督はシュレスウィグに於ける普の政策に對抗の方針を執り、獨立の與黨及びフレデリック侯の與黨を支持し、侯國の定期代表議會の召集を要請せし所の一會議の開催を許したり(年一八六六)。ビスマルクは奥政府が革命黨を幫助するを非難し、其普國と歩調を共にするを欲するや否やに就て率直に言明せんことを求めしに、帝は之に對し、普の苦情は不當なり、奥國は最早普を歡ばしめんが爲めに此上獨逸列邦と親善なる關係を犠牲に

供するが如き事を敢てする能はずと答へたり(年一八六六)。
 之より普は直ちに伊太判と商議を開きつゝ、戦争を準備し、又聯邦議會に送るに聯邦組織の根本的改革案を以てしたるが、其中に普通選挙より成る國會の開設をも含みたり(年一八六六)。普は自由黨及び愛國黨の普に對する憤慨を利用して、他の諸邦に親近せしに、其議院の大半普に與して軍費の追加を可決したり。斯くて雙方共に戦備をなせり。此際普は又ホルスタインの民會を召集せり。
 攻勢を取りしは普にして、在ジュレスウグの兵をホルスタインに進入せしに、普は兵撤退せり。普は聯邦議會に求むるに、聯邦軍隊の動員を行ひて此戦争に干與せんことを以てしたり。公然の破裂は此干渉問題の決議に依れり(六月十)。可とする邦國九票、否とするもの六票、普は固より議事に與らず、多數を形造れる他の二票は小邦の集合的投票にして、其本國に於ける可否は疑團に屬せり。普は直ちに宣言して曰く、聯邦の盟約は破れたりと思惟す。然れども、獨逸國民の統一を計り、而も一層鞏固なる形體の下に之が再興を主張すと、是に於て民選的國會を以てする聯邦憲法を發表したり。

表決を辭せる諸邦(オルデンブルグ、メクレンブルグ、リグゼンブルグ)は中立に止り、普に賛成の表決をなしたる者は普に對抗して聯盟せり。されば一方は單獨の普と、他方は普と主要なる獨逸列邦(即ちバヴァリア、ヴルテンブルグ、サキソニー、ハノーヴァーの四王國、ヘッセ、ナッソー、バーデン)との對戦なりとす。然れども普は伊太判との同盟に藉つて普の兵力の一部分を控制するの外、一層軍備の完整せる軍隊と較、迅速なる動員とを有するの利便あり。是に於て普は戦を三方面に分ち、各方面共に攻勢を取れり。

第一、北部に於てはハノーヴァー、ヘッセ、カッセル、ナッソーに侵入し、其解兵及び普の聯邦改革案賛成を條件とし、中立を勸告せる最後通牒書を致したる後、ハノーヴァー、全國を占領し、其軍隊のサキソニーに退却しつゝ、あるを強襲し、當初の一敗北に拘らず、ランゲンサルツァに於て竟に之を降伏せしめたり(六月二)。

第二、南東部に於ては、一戦闘をも交へずしてサキソニーを占領し、尋いで三軍を合し、破竹の勢を以てポヘミアに侵入し、サドウの一戦に於て普軍に對し勝を占め得たり(七月四)。

第三、南西部に於ては、バヴアリア其他南獨逸の二軍團が錯雜なる行動に由つて遲滯し、サドウアの戦鬪に先ちて相合するの暇なきに乘じ、普軍は早くも個々別々に之を邀撃して、フランクフルトを占領し、此自由市府を處すること嚴酷を極めたり。普の將軍は上院議員數名を拘引せしめ、新聞を禁止し、六百萬ターレルの戦費を賦課せり。後繼の將軍は市を焚き焦土と化すべしと脅し、二千五百萬ターレルを要求せしかば、市長は悲憤の餘り自ら縊首したり。玆に於て、奥國より放棄せられたる南部の諸邦は和を請へり。

戦争即時の結果は、聯邦の公然たる破壊にして、奥國は聯邦の解散を公認し、且つ奥の相干與せざる獨逸の一新組織に承認を與ふことを言明せり。普は冲天の勢を以て其政綱に従ひ、單獨に一新聯邦を創立し、マイン河以北の諸邦國を擧げて之に加入すべく餘儀なくせしめ、バヴアリア、ヴェルテンブルグ、バーデン、ヘッセ、ダルムシュタットの四國のみは其以外に留れり。マイン河を境界とせしは列國政府、主として佛國の請求に出でたり。蓋し其意は之に由つて獨逸の統一を制限し、且つ南部の一聯邦に相對衡せしめんことを期せしなり。然れども南部諸邦は早くも普國と攻守同盟の

條約を締結したれば、南部聯邦なる者は終に實現せられざりき。普の戦捷は獨逸の小邦分立主義と兩雄併立主義とを維持せし二大強國間の競争を終結せしめし者なり。然れども奥國の臣民たる八百萬の獨人を獨逸より驅逐したれば、かの大獨逸主義は茲に至りて全く廢棄せられ、普國の計畫に屬する小獨逸主義の全捷に歸したるなり。

普國の膨脹 (一八六六年) 指導命令の位置に立てる普は、倏忽の間に其領土を擴めたり。奥國が其權利を讓與したる所のシュレスウィグ、ホルスタイン侯國に就ては、プラグ條約中に、シュレスウィグ北部の人民が自由なる決議に依り、丁抹に合併せん事を願ふの意志を表明せば、丁抹に割讓すべしとの條款あるに拘らず、普は其人民に諮ることなせず、恣に之を併吞せり。蓋しビスマルクは單に戦利即ち、征服の權利を主張せしなり。ラウエンブルグの侯領は戦争前奥より購ひて、既に之を合併したりき。

普は又其西部の諸州を隔離せし所の三小邦、ハノーヴェルトの自由市を合併せり。此合併を告知せし勅諭は、神明の審判と普國の義務とに口を藉り、當國の政府は普の

提供せし中立を拒絶し、武力の判断に訴へたり。此處決は天命に依り彼に向つて逆轉せり。實に政治上の必要は、我軍隊の捷利に依り、彼等が奪はれし所の權力を再び彼に還付し得ざらしむ。是等邦國にして若し其獨立を保たんか、其他理的位位置を利用して、彼等の實力に不相當なる多大の障害を普國に與へんも計り難しと。合併法案の説明に曰く、普國は有事の日に當り、其背面の防備に兵力の大部分を供用するの必要を免れざるべからずと、尙附加して曰く、新附國の政府は聯邦制の改革を頑固に拒み、獨逸國民の満足すべき組織の實現と相容れざるの狀を示し、聯邦の永續を不可能ならしめたりと。

衆議院の委員は獲得の名義を征服以外のものに索め、今や單なる武力は、邦土領有權の基礎となすに足らず、國際法學者中亦此根據を認識する者なしと。ビスマーク答へて曰く、我等が所謂權利は、獨逸國民が存立し、休養し、結合するの權利なり。獨逸國民に對し其存立に必要な基礎を與ふるは普國の權利なり又義務なりと。

伊佛二國は他の國土を合併するに先ち、其民意を問ふを常としたるも、普は一切新附の人民に諮ることをなさざりき。勅諭も、住民の一部分のみ合併の必要に信服せ

しことを自白し、而も國民的社會の間斷なき發展に親しく參與せしむるは、彼等をして容易に新且つ大なる社會内に推移せしむる者なるを確信すと宣明せり。即ちヘッセ・カッセル及びナッソーの住民は、抵抗なく普の統制を納受せり。北方侯國の住民も亦シュレスウィグの丁抹人を除き、自由派の反對運動に與しつゝ、も之に忍從せり。ハノーヴァーに於ては不平人民の一團ありて、猶數年間舊王朝の復興を冀望し、ゲェルフなる一黨を成形し、國會に自黨の議員を選出するの勢ありき。フランクフルトに於ては少壯市民續々瑞西に移りて歸化せり。而も普政府は移住せざる者は擧げて普國臣民と看做すべしと宣布したり。

以上の合併に依り普國の人口は増加して二千五百萬となり、又從來甚だ缺如たりし領土の結合力を得たり。然れども最早舊制に屬する征服の權利を名とせること、併合の事に關し斷然人民の表決權を認めざること、外交上の微妙なる形式に違へるビスマークの言辭、及びシュレスウィグ、フランクフルトに於ける普國將軍の強壓行為に由り、歐洲一般に普は侵略に飢ゑたる野蠻國なりとの印象を與へ、疑懼百出警戒頻々なりしが、爾來二十五年間の平和政策に依り、辛うじて之を消散せしめ得た

り。

北部聯邦の成形成(一八六六年) 普王と列邦政府間との和協に依り、ブライグ條約に豫告せる獨逸北部聯邦の組織成り(一八六六年)、尋いで其憲法案は普通選舉の一議會に於て討議の上協賛せられたり(一八六七年)。

北部聯邦は南部の四國を除くの外、全獨逸を包含し、ヘッセ・ダルムスタットの如きは、マイン河北方の片土を以てすら之に加入せり。聯邦はブンドの舊稱を踏襲すと雖、一八一五年の夫れとは大に逕庭あり。學者の用語例に従へば、最早列邦の聯合にあらずして、正に聯合せる一國なり。各邦は各自の政府を保存すと雖、而も上位にして且つ武力を備へたる聯合的一政府に服従せり。

此聯合的一政府は一八六五年及び六年に於て、ビスマルクが公然提議したる一八四九年の統一政綱の復活案に従ひて組織せられ、普國人の一統領職、各邦政府を代表せる聯邦參事會、人民を代表せる民選聯邦議會是なり。乃ち獨逸の指導を争ひし所の三強力者(普王、自主の王公、民選議會)に夫れく地位を與へたれども、而も其權能は不均等にして、他の王公政府及び議會の反對黨を凌駕して捷利を占め得たる

普國政府は、新獨逸の指導權を握れり。

統領職は普王に屬し、其任意に選任せる一宰相をして之を代表せしめ、普王は和戰條約の締結、大使の任命及び迎接の權、聯邦軍隊の大元帥たるの資格を有し、各種軍隊及び衛兵の司令官を命じ、兵制を定め、軍規を頒ち、其施行を監する等、兵馬外交一切の權柄を掌握せり。彼は亦内治上に於ても政治的主權者、聯邦の元首にして、百官を任命し、聯邦中其義務を怠る者ある時、兵力を以て之を強制するの權を有せり。聯邦參事會は各邦の官僚にして、舊議會に於けるが如く、其政府の訓令に拘束せられたる派遣委員より組成し、開會中は常設委員を置けり。表決權も仍ほ舊議會に於けると一般各部に分賦し、總表決數を四十三票とし、其最も多きを普新附五邦の分を併せの十七票とし、之に次ぎサキソニーは四票を有したり、ハノーヴアは四票、ホルスタインは三票、ヘッセ・カッセル三票、ナッソー二票、フランクフルト一票。參事會の權能は法律の議決に限られ、憲法の變更に就ては三分の二の多數決を要とせり。按ずるに此參事會は立法上に於ては上院、行政上に於ては理事會及び衆議院に提出權を有するに由つて、參事院たるの性質を具有す。

聯邦議會は人口十萬に就き一人の割を以て、普通選舉に係る二百九十七名の議員より成り、無報酬にして、法律及び豫算の決議権のみを有せり。要するに此體制は舊議會と普國憲法とを調和せしものなるが、ビスマルク流に依りて最上權は王に與へられたり。統領職たる普王は帝に兵馬の權のみならず、他一切の權柄の指導をも掌れり。即ち彼は聯邦議會を召集解散し、其宰相は聯邦參事會の議長を行へり。兩會相合するも十全なる立法權を有せず、王は裁可權を保持して之を分有せり。事の議院制的形式に涉るものは一切之を避け、ビスマルクは聯邦責任内閣の設立を拒み、宰相獨り聯邦議會の前に政府を代表し、聯邦國諸大臣は其屬吏に過ぎざるなり。統領職たる王の命令は彼獨り副署し、之に依つて彼責任を負ふと憲法に掲げられたも、而もこれ德義上の責任たるに過ぎず。聯邦議會は宰相に對し、隨つて政府に對し、何等提控を加ふるの途なく、畢竟するに唯々新法律の通過を拒絶する消極的權能を有するのみ。

由來參事會と聯邦議會とは全く其權源を異にするを以て、相連合して政府に反對するの虞なければ、ビスマルクは反對に之をして互に相對抗せしめんことを期し、

自然に貴族的にして君主政的たる參事會を使用して、民選代表者の君主且つ議院制的要求を阻退せしめ、國民的輿論の機關たる聯邦議會を利用して、個立的政府の抵抗を克制せんと欲したり。故に彼は各邦の個立的感情に對する保障として、普通選舉に係る一議會の開設を要求せしなり。き時方に佛國に於ける普通選舉が、其帝政に絶大の多數を與へし時代なりき。

獨逸諸邦國は相互に一聯邦を組織しつゝ、各自の存立と各自の特殊の體制とを保存せり。即ち其政權を聯邦の新政府と從來の地方政府とに兩分しぬ。ビスマルクが原理としたる主義は、各個立國が聯邦全體の生存の爲めに提供すべき讓與の最少限を見出し、國民的一社會を成功せしめんが爲め、缺くべからざる犠牲の外は、敢て多きを各個立政府に需めざるにありき。

是に因つて國民的及び經濟的統一を樹立せんが爲め必要なる一切の權能は、舉げて聯邦政府に附與したり。即ち第一、陸海軍の兵力、第二、大使、領事、條約等、國際的關繫、第三、商事、運搬、稅關、郵便、電信、貨幣、度量衡、鐵道の一般規則、銀行、旅券、外國人警察、第四、衛生組織、第五、商法、海上法、刑法、訴訟法等の法制の一部分是なり。

軍隊は各邦を通じ、普國の模範に従つて組織し、國民皆兵主義に依る三ヶ年現役、四ヶ年間豫備役法を採用せり。普國の制たる地方的編成に依つて、各邦の徵員をして其郷土に留ることを得しむ(サキノニーは一軍團を成形せり)。

而も總て普國式に武装し、普國將校の監督の下に普國式に訓練す。かの黑白赤の新國旗は白黒を旗章とせる普國覇權の表號たり。

聯邦經費の爲め聯邦豫算を創設し、其収入は二種より成れり。第一、關稅、消費郵便電信の間接稅、第二、一定の比例を以て補充の爲め各邦より支出すべき賦課金はなり。軍事費に關し、政府は聯邦議會が毎年の決議權を拋棄し、兵一人に付二百二十五タレルの割合を以て、五ヶ年据置(一八七一年の終りまで)のことを要求したり。

他一切の權、即ち裁判、民法、宗教教育、土木と共に獨立の行政、財政、其議會、及び立法權は、各邦依然之を保有せり。各邦は最早有主權的國家にあらずして、瑞西の夫れに比して較、獨立の程度高き自治國たるに過ぎざるなり。

蓋してこれ國民的統一と各邦個立の舊慣との調和、或は寧ろ普王と他の王公との一妥協と謂ふべき者なりとす。ビスマーグ曰く、吾人は曾つてフランクフルト及びエ

ルフルトの計畫を失敗せしめし所の抵抗力に鑑み、可及的之を挑發せざることを索めたり。又彼は統一國家の實現を急ぎ、諸君願くは敏捷に事をなさむ、先づ獨逸を以て駿馬に駕せしめよ、彼は克く自ら千里を馳するの術を解すべしと言へり。

政黨の變化(一八六六年) 一八六六年の普奧戰爭及び一八七〇年の普佛戰爭の中間に於て、獨逸は甚深なる變化の一時代を經過せり。聯邦は正に一國民となれり。而も當時一世を傾けし國民的統一論は、政黨の一新形成、及び普國政府の政策に一變更を發生せしめぬ。

一八六六年の戰爭は、普國に於ける憲法上の爭議を終結せり。蓋し爭議の張本たる進歩黨は選舉民の見棄つる所となり、一八六六年六月改選の衆議院に於て七十名の議員を有するに過ぎざりしに、保守黨は幾ど百名に騰れり。理論的問題は解決に至らず、而も衆議院の豫算決議權は政府の認識する所となりぬ。蓋してこれ内閣が正規的豫算なくして執政したりし責任の解除を議院に求めたるに依つて明白となりたるなり。此責任解除法たる事後承諾は、七十五票に對する二百三十票を以て通過し(一八六六年十月)、事實に於て政府の勝利を證明し、内閣は依然留職し、王は今後再び此

種の事態に會せば、之と同様の處置に出づべしと宣言せり。國民自由黨なる名稱の下に一新政黨起り、内治行政に就ては誠實眞摯の態度を以て反對の位置に立ちしも、外交政策に就ては充分に政府を支持せんと欲する旨を宣言したり。尋いで憲法討議の爲め聯邦に於て假議會議員の選舉を舉行せしに(一八六七年二月)、ビスマルクに左袒せる自由黨の多數黨擧げられたり。彼等は曩に諸政府の作成したりし法案を是認して、繼に細目の修正を加へしのみ。多數黨が豫てビスマルクと不一致なりと宣言せし問題に就ても、結局多數黨の讓歩する所となり、聯邦政府の責任内閣及び議員の報酬制に就ては、一旦正式の決議を經たりしに拘らず、何れも憲法中に加ふる能はずして止み、聯邦議會(一八六七年八月)及び普國衆議院の正規的選舉は終に黨派の類別を完成せしめたり。

國民自由黨は進歩黨の一部分舊自由黨の殘類、ハノーヴァ、ヘッセ、ナッソーの新附州の自由派反對黨の代議士を糾合し、舊保守黨より分離したる自由派保守黨と提携して政府の多數黨を成形し、新附州の同化を計りて普國を鞏固にし、南部諸國の聯邦に加入するを許して、獨逸の統一を大成せんことを望めり。彼等はビスマルクの大政

總理を嘉納し、唯自由的改革を請求するに止れり。即ち貴族の猶享有する權力を削ぎて地方政を改革し、僧侶の權力を削ぎて初等教育を改革し、普國の選舉法を改正して普通選舉となすこと、同時に又經濟的改革、商工業の自由を望みたり。この黨派は從來普國の公私生活に勢力を振ひたる貴族、僧侶、官僚の威權に反對なる帝國黨中産階級の人々にして、重に故王國の中央及び新附の州に於ける商工業者、大學教授より成り、中に多くの猶太人を含めり。其首領ベンニグセンはハノーヴァの舊自由反對黨の首領なりき。

自由派保守黨の一派は一八六七年の聯邦議會に於ては四十人にして、中央の諸州主にシレシアの大地主より成り、専心一意内閣の與黨を以て自ら處り、政府の請求すべき一切の改革を賛成せんとする者なりき。

聯邦議會に於て獨逸保守黨と自稱せし所の保守黨の大部分は、クロイツツァイツングてお舊貴族黨にして、議會と政府と憲法上の爭議をなせる期間、ビスマルク及び王を支持せり。主に東部の諸州より出で、貴族僧侶の威權の維持を冀ひ、普の議會に勢力を有し、上院は幾と獨占の舞臺なりしが、下院に於ては極めて少數なりき。敵黨

は之を普國個立黨と非難したり。進歩黨は其敵手たるビスマルクの勝利に依つて次第に衰落し聯邦議會に於ては僅に十名の少數に落ちたり。大市府とシュレスウイグ、ホルスタインの一部分のみは猶其忠實なる根據地なりしが、彼等は統一政策を容れつゝも自由主義の反對を繼續せり。

此時より急激反對の新政黨出現せり。これ即ち新附の州に於ては、合併に對し悍然抗議せる黨與にして、シュレスウイグに於ける「丁抹人」はブラーグ條約に依る人民の表決を要求せり。假議會に於ては其黨員二人なりしに、政府は選舉區の改正に依つて聯邦議會には之を唯一人に、普國議會には僅に二人たらしめぬ。ハノーヴァーに於ける「グループ」黨は、聯邦議會に七、普國議院に三の議席を有し、舊王を慕ふの黨與と、普人の治制に不滿なる個立的愛國者の一聯合黨なりき。從來普の所屬なれども、聯邦外に游離せるポーゼン州に於ては、波蘭出身の議員等、ポーゼン大侯國を獨逸聯邦に加えしむるを以て條約違反なりとし、且つ普領波蘭人に獨逸的性質を與へ、其民族的存立を没却すべき一切の行爲に反抗せり。波蘭黨は聯邦議會に十三、普國議會に

約二十人を算し、加特力派貴族より成れり。

此民族的反抗の三黨派と相並びて、社會的反抗の一黨出現せり。即ち之を社會黨とす。既に一八四八年の交に於て、獨逸に佛國流の社會黨存在したれども、政府の追窮窘迫に依つて四方に散亂せしが、一八六三年に至り、普國西部諸州の労働者間に初めて再現し、四八年の社會黨の一人たる猶太人の一辯士ラッサールの活動の下に、佛の舊社會黨に借れる教義の名に於て國費を以て支辨し、且つ職工の經營に係る國立操業場を設くべしと云ふルイブランの舊政綱を採用し、社會民主黨なる佛人の舊稱を踏襲せり。(これ一八六五年創刊の機關紙。此時恰も政府と議院と爭議の時代に舊稱を踏襲せり。この顯號を冒せるものとす。)此時恰も政府と議院と爭議の時代に際せしに、進歩主義的中産階級の敵手たるラッサールがビスマルクと交際を有せしに因りて、他日ビスマルクは社會黨を獎勵したりとの非難を蒙りぬ。黨員は初め自由黨員シュルツェデリッツの創設に係る協力協會員中に募り、普通選舉法の施設を鼓吹して政界に馳驅し始めたり。一八六四年、ラッサールは決闘に依つて落命し、君主政的獨裁權の下に組織せられし一黨を遺して去れり。其後繼者シュワイツェルは一八六七年の聯邦議會に選舉せられたり。

ラッサールの徒弟の此普國社會黨に對抗して、マルクスの國際的一黨起れり。初め普國外サキソニーに於て、進歩主義の中流人士に依りて組織せられし、教育協會員中に黨員を募り、一八四八年の革命黨員たる一新聞記者にして、倫敦に遁走し、茲にマルクスの門弟となれるリーブクネヒト其創立者たり。彼はサキソニー職工最愛の雄辯家にして、加特力民主黨たる一旋盤工ペーベルを教化せり。ペーベルは一八六七年より八年に互り、其同志と共に漸々社會主義に加擔して、竟に一首領となれり。ニューレンブルグに催したる教育協會の會議(一八六八年)は、決票三分の二の多數を以て國際的社會主義に賛成を表せり。尋いで翌年八月、民主的社會職工黨の創立あり。其政綱はマルクスの經濟教義と瑞西急激黨の政治的要求とを折衷せり。其兩首領リーブクネヒト、ペーベルは夙に一八六七年以來、聯邦議會に席を占めたりき。兩社會黨は一八六八年より九年に互り、和協の交渉を試みて成らず、一八七二年まで對抗の地位に立てり。

黨派の此新状態に鑑みて、ビスマルクは其政策を一變し、單に保守黨にのみ倚賴するを止め、漸々國民自由黨に接近せり。普國に於ては議院の多數黨たる自由黨が僧

侶監督の學制を維持したる文相ミューレルに對し反抗せしかども、仍ほ憲法的爭議時代の内閣を留職せしめ、一八六九年十二月に至り、僅に國民自由黨中より二大臣を擧げたるのみ然れども既に一八六八年、議院の保守黨、ハノーヴァの地方的起債を拒絶せしを以て、彼は辭職を以て脅したれど、僅に百九十二票に對する百九十八票を獲しのみ、彼は遂に國民自由黨の持論たる行政的及び經濟的改革を容れ、之と提携を始めた。而して地方行政の改革は遷延一八七二年に及びたれど、經濟的改革は之を敏速にし(一八六八年より一八六九年に互り)、主として聯邦議會を通過せしめたる法律に依つて着々實行したり。即ち利息制限の廢止、企業制限の解除(一八六七年)、結婚の自由(一八六六年)工業の自由民事に關する體刑の廢止、勞働者聯合の自由是なり。尋いで商事高等法院を組織し、聯邦の新刑法を頒ちたり。

斯くの如く實際的改革に就ては、ビスマルク善く國民自由黨と提携したりと雖、かの責任内閣及び議員給費制の請求に至つては、嘲弄侮蔑の態度を以て、依然之を排斥せり。

此等改新の施設は尠からざる不平者を生じ、殊に従前普國の政制外に留りし人民

其多きに居れり。蓋し一舉全獨逸に普及せる普國式一般兵役法は頗る嚴酷の觀を呈し、而も經費の増加夥しく聯邦各國は勿論、普魯西に於ても歲計に缺陷を生じ、増税の已むを得ざるに至れり。又經濟的自由放任の新制は、大地主、手工者の舊慣を錯亂するに至りぬ。

新附の邦國中ハノーヴ、最も著しく敵對の兆を表はし、ハノーヴ王は普國政府の提供したる賠償金を拒絶し、領國の奪收を被りし他の君主は之を受領せり、尙其王國の復還を絶えず要求し、且つ普の敵國と協議する所あり、特に佛國に於てハノーヴの義勇兵を以てゲルフ隊を編成せり。ビスマルク之を奇貨とし、ハノーヴに致すべき賠償金を差押へ、其利息受領の權を得て、初めは之をゲルフ徒黨監視の秘密費に使用したり、彼は此徒黨を呼んで、惡性の匍行動物となし、其巢穴までも追求して其所爲を見届くべしと言へり(一八六八年)。然れども時人の目して、匍行動物資金と號せしものは、漸次機密費となりて、獨逸新聞紙買收の資に轉用せられ、匍行動物の號は一轉して内閣黨の新聞に移りたりき。

南部獨逸

南部獨逸に於ける四獨立國は、今猶矛盾せる兩箇の政策を抱きて

彷徨せり。關稅同盟及び一八六六年の攻守同盟の條約にて既に普と相親和せる彼等は、北部聯邦を疎外する能はざるなり。バーデンの太公及び議院は、之に加盟する事を容諾せんとしたれども、歐洲の紛糾を恐れて斷念しぬ。而もバヴァリア、ヴルテンブルグの二王國に於ては、政府は其宗主權を愛惜し、人民は普人を憎み、且つ其兵役を厭ふが爲め、朝野共に北部と更に緊密の聯盟をなすを欲せず。其政府は北部獨逸の統一に誘致せられんことを恐れて、ナポレオン三世の夢想せる南部聯邦の成立をも望まざりき。

是に於て南部諸邦は孤立に留れり。ビスマルクは關稅同盟を方便として之を致さんと試み、各政府間の條約に依つて關稅率を一定する代りに、北部聯邦議會に普通選舉に係る南部の代議士を加へて關稅議會を開き、之をして法律の形に議定せしめんと計畫し、各政府の用意を得たり(一八六八年)。然れども普の政敵たるヴルテンブルグに於ける民主黨と、バヴァリアに於ける加特力黨とは南部に勢を逞うし、國民自由黨はバーデンに於てのみ多數を有したり。關稅議會に選出したる議員八十五名中、二十四名のみ關稅統一に賛成し、四十六名は普に反對し、其他は各自政府の意見に

従へり。反對者は北部に於ける保守黨及びビスマーグの敵手と結托し關稅統一に反對する一多數黨を成形し、關稅議會は終に百五十票に對する百八十六票を以て統一案を排棄し、尋いで石油の課稅を否決したり(一八八六年)。此議會は一八七〇年まで繼續したるも、其行動は全く關稅問題に限られたり。南獨逸に在りては、普國に反對の氣焰益々増長し、ヴルテンブルグに於ては民主黨より瑞西軍制の採用、尋いで軍事費の削減を提議し(一八八七年)、内閣辭職せり。バヴアリアに於ては議院の解散となり、尋いで再選の議院に於て(一八八六年)加特力愛國黨多數を占め、王に迫りて内閣を更迭せしめ、兵役を八ヶ月に減せんことを請へり。バーデンに於ても國民黨は内閣との争闘に依りて衰運に向ひたり。

帝國の創立(一八七〇年) 一八七〇年の初めに於て獨逸統一の業は、一八六六年の交に於けるより却つて前途遼遠の觀ありしに、對佛戰爭に際し局面一變し、獨逸各邦國は喜んで聯邦と共に行動し、相共に獲得せし戰捷は、獨人をして舉國一致の觀念を發揮せしめたり。戰爭の終局に先ち、巴里包圍の期間、南部諸邦の君主進んで聯邦加盟を提議し、バヴアリア王の主唱に依り、帝國及び皇帝なる史的故稱を復興

するに一決せり。蓋しこれ領土の擴張名稱の變更に過ぎずして、別に新憲法を設くるに及ばず、個々別々の特殊なる條約に依り、南部の四國は獨逸帝國てふ新名稱の下に既存の聯邦に加入したり。四國中の二大邦は特殊の條件を締約し、軍事に就ても特殊の條件を附せり。バヴアリアは其獨立郵政、固有の軍服を保留したり。帝國は單に王侯間の一禮式に依つて其祝典を舉げ、普王は獨逸各邦君主の參列せるヴェルサイユの宮殿に於て戴冠せり(一八七一年一月)。茲に於て初めて四政府間の條約は批准の爲め各邦の議院に提出せられたり。バヴアリアに於て普國反對の多數黨たる愛國黨の議分れ、一部分は三分の二の多數、四十八に對する百二を作くる爲め國民自由黨に投合し、其餘は熱心なる加特力黨たる地方議員にして、バヴアリア獨立の名に於て異議を唱へたり(一八七一年一月)。他の三國に於ては殆ど異議なく、一八七〇年に於て既に條約を是認せり。聯邦議會は一八七一年四月を以て之を是認し、且つ公式に之を改めて帝國の憲法となしたり。

佛國より割取せし領土アルサス・ローレーヌは國民自由黨の請求せし如く、普に併合せずして帝國に屬せしめ、之を帝國領土となして特別狀態に置けり。此領土は契

約に依つて聯邦に加入したるにあらずして、征服に惟れ依れり。勿論自治政府を有せず、又聯邦參事會に派遣委員も之なきを以て、帝國政府の直轄、即ち實際に於て特殊なる一局の輔佐を以て帝國宰相の管治に附せられたり。仍ほ一八六六年に於ける一般住民に諮詢することなく合併を斷行せり。

斯くの如き成立の帝國は今古比類なく、公法學者の義解を難んずる所たり。これ自治の小君主政國より組織せる聯邦的一國家にして、而も上位の一君主に從屬せり。一聯邦は帝國となりたれども、仍ほ聯邦たるを失はざるなり。公書に於て、此聯邦は帝國の名稱を負ふべしと言へり。然れども此聯邦は外國に對し、又各聯合國政府の上に位すべき聯邦的政府を有せずして、聯邦の一たる普國の王が當り難き兵馬の權を提げ、皇帝の威嚴を帶び、一個の優勝者として命令の地位に立ち、他の君主は最早其等輩にあらずして、其臣下たるなり。

各邦は常に外交軍事商事等の各邦通有の事項に就き帝國の隸屬たるのみならず、其地方的固有の事務に就ても、帝國政府の採用せる法律に準據せざるべからず。各邦は永久的條約に依つて羈束せられ、而も將來の爲め別に保障なし。憲法修正に就

き聯邦政府の權能に何等の制限をも加へざれば、法律に依つて各邦國の自治權を限りなく削減して、遂に組織を一變ずることを得べし。而も亦帝國參事會に三分の二の多數を得るの一條件に於て、帝國制を變化して其聯邦的性質を奪ひ去ることなきを保せず。縱令條約に依つて或る邦國に保留せる特殊の權利と雖、議院の協賛を要せず、其政府に依つて放棄せられ得べきなり。

聯邦政府其者の組織は普國に於て國王の優勢なると等しく、帝國に於ても皇帝に優勢權を與ふべき構成法に依り、萬機を皇帝の親裁に待たざるべからざるを以て、皇帝は自己にのみ進退を仰ぎ、民選議會の復た如何ともすべからざる宰相を通じて、宛ら一立憲君主政國に於けるが如くに其主權を行使す。主權は皇帝と聯邦參事會とに屬し、獨逸人民の有にあらざるなり。

一八四八年に於て特に保障したる個人の根本的權利は、一八七一年の憲法に之を掲げず、獨逸帝國の憲法は單に諸權力の實際の規定たるに過ぎずして、帝國の創業者たるビスマルクと一般現實的なりとす。(憲法は領土、立法、聯邦參事會、統領職、聯邦衆議院、關稅及び商的制度的、鐵道、郵電信、海軍、領

事、陸軍、財政、爭論、調理、及び刑罰、總則の十三章七十八條より成れり。)

帝國は正確に一民族の上に建立せるものにあらず。關稅同盟に加入したる列邦、普國の領土、及び其征服略取したる區域より成る。これ又總ての獨逸民族をも包含せず。奧國の獨人は其以外に屬す。一面侵略に依りて併吞を被り、猶之に對して不服の抗議を絶たざる異民族をも包含す。ポーゼン及びプロシアの中なる波蘭人、シユレス、ウイグの丁抹人、アルザス、ローレーヌの佛人は是なり。

第十六章 獨逸帝國

帝國に於ける黨派 聯邦を一帝國に統合せしことは、一八六六年に端を發ける政治的變化の完成よりとす。各邦に於ける衆議院の上位に立てられたる帝國議會は政治的活動の大部分を集め、政黨は國家的政策に對する見解に基きて成形せり。

黨派の類別は北部聯邦時代と略同一に留りかれども、而も其比例を異にせり。一八七〇年前の如く帝國議會は十個内外の小黨派の分立より成り、孰れも未だ嘗つて單獨に多數を制せず。而も之を對政府の態度に依つて類別し難し。何となれば其多くは政府の政策に従つて時に之を變更したればなり。然れども帝國の憲法にも反對なる組織的反對の黨派と、憲法には遵ひながらも、間歇的に反對する黨派とに之を大別するを得べし。

組織的反對黨は頗る不調和の團體より成れり。帝國の三邊疆に於ける獨逸民族に

あらざる人民の代議士より成れる民族的反抗の三黨派あり。即ちシュレスウ、グの丁抹人其一にして、議員一人、ポーセン及びプロシア州の波蘭人其二にして、選舉區の民種の混合に依つて時に或は十三人より十九人の間に増減せり。元來貴族黨と加特力黨とに分れたりしが、一八九〇年以來融和せり。一八七四年以來新に加はれるアルサス・ローレーヌの議員十五人は其三にして、大半加特力黨たる民主黨なり。此三黨は其郷土の帝國に併合せられたるに對し反抗す。他に尙王朝的反抗の一黨あり。即ち普國の敵手たるハノーヴァのクルフ黨是にして、其核子は當國正統王を欣慕する貴族及びブルテル派僧侶の黨與に存し、之に普政府に不平なる選舉民加擔し、其黨與の議員四人より十一人に増加せり。

社會的反抗黨は初め兩派に分れ、一八七四年の總選舉後一黨に合同して、社會職工黨となり、ゴータの該黨會議に於て其組織を整へたり。君主政的政府、社會組織の現狀及び僧侶の勢力に對し組織的反抗を試むる急激なる一黨にして、共和黨の名稱を冒すことは許されざりしかども、一切君主政的制度に反對なりと公然言明せり。畢竟議員の選舉に依り議員となるは、初め社會黨の爲めには其教義傳播の一方便

たるに過ぎざるなり。縱令當選の望なきも黨與糾合の爲め到る處に候補者を出し、當選議員の數よりも、全國に涉り只管其候補者に投票數の多きを計れり。帝國議會に於て、本黨は一切經常の政務を放擲し、専ら現存の政治組織攻撃の機會を狙ひ、毎に政府に反對の表決をなせり。一八七五年の合同に至るまで、マルクス派の舊首領リーブグネヒト・ペーベルを依然黨首に推し、大市府工業地ライン、サキソニー、シレシア等の普國州郡及び伯林、ハンブルグに其根據を有す。其選舉人の數は絶えず増進して三十萬より百七十萬に騰り、代議士の數は二名より四十四名の間に消長せり。一八九八年の總選舉に於て、七百六十萬の總選舉人中二百十二萬を占め當選議員五十六名に達せり。

他の黨派は帝政及び其憲法を賛襄し、彼等が政府に執らしめんと企圖する所の方針に従つて分立す。其相岐るゝ所の主要の問題は、聯邦豫算、軍隊、税關、及び間接税内閣と議會との關係、法律及び手續法の問題等、直接帝國議會に附議せられたる事項にあれば、必ずしも之に限るにはあらずして、宗教及び學校問題に就き成れる普國議會の黨派と結合す。蓋し殆ど事々物々其根原及び主動力を普國に取ればなり。

保守黨は普國に新教正統派貴族黨の舊團體を繼承せるものにして、之と同じく普國の東部農業地に根據を有し、同じく大地主貴族より成り、同じくクロイツァイツングなる機關紙を有せり。其政綱は王權、軍制、農民に對する貴族の威權、學校に對する僧侶の威權等總て既定の制度を保守するにあり。彼等は陽に帝國の新憲法を攻撃するることなしと雖、本黨は普國を獨逸と渾一すべき自由黨の傾向に對して抗議し、東部舊普魯西の特殊なる貴族的政制を維持せん爲め、獨逸に同化することを阻碍せんと欲したり。故に此黨與は統一に反對なる普國個立黨と看做され、實際普國外には殆ど其黨與を有せざりき。本黨は曩に政府と議會との爭議の期間、王及び其内閣を支持し、ウイヘルム王の上に強大なる勢力を得、爾來朝廷及び貴族の黨與として留れり。彼等は普國上院に於て争ふべからざる主人公の位地に在るも、帝國議會に於ける地位は不定にして、其内閣に賛成すると否とに依り、議員數に甚しき増減(二十七名乃至七十六名)を示せり。

自由派保守黨一名帝國黨は、大工業者、大地主主としてシレシアに於て、及び官人社會より成り、内閣の自由的進化に伴ひ、常に之を支持して内閣黨に留りたり。

國民自由黨は全帝國各處に其黨與を有し、其創設以來非僧侶的なる中産階級の一帝國黨たり。其政綱は帝國を強固に組織せん爲め、ビスマルクを支持し、其交換として彼より常人的にして且つ自由貿易主義的立憲制を獲得するに在り。責任帝國內閣議員の報酬、商工業の完全なる自由、之に因つて自由貿易及び間接消費税の輕減を請へり。普國內に於ては出版の自由、農民に對する貴族の威權廢除の爲め、地方行政の釐革、僧侶の教育監督權廢除の爲め、學校の獨立を要求せり。

進歩黨一八八四年以來僧侶は常に本來の政綱を保持し、國民自由黨と一般非僧侶的中産階級の一黨たりと雖、而も武斷政及び官僚政の敵手にして、内閣反對の一黨たり。彼等は兵役及び軍費の輕減を求め、議院政治の傾向を有し、自由貿易の利に就て英國マンチェスター派の教義を鼓吹せり。國民自由黨がビスマルク政策の進化に伴はんが爲め、此教義を放棄したる時も、其中に依然自由貿易論を把持せる一派ありて、終に進歩黨と合同せり。本黨は主として其勢力を大市府ホルスタイン、プロイス州、ヘッセ、サクソニー王國に張れり。

民主黨は南部獨逸の名物にして、主にヴルテンブルグに根據を有し、常人的にして

非普國的なる急激黨たり。本黨は帝國の建立に依つて痛く衰微したるが、一八九〇年以降、政府に反對し、聊か勢力を得たるが如し。

中央黨は初め普國に成立したる加特力黨なり。從來普の衆議院には常に加特力黨の一小團體存在せしも、幾ど保守黨と混同せられたりしが、羅馬法王宮廷の宗務會議及び伊國が羅馬侵略の後、一八七〇年改選の衆議院に於て、單獨に加特力黨五百五十人より成れる截然異別の政黨を組織し、加特力教會の權勢の恢復を要求しつゝ君主政的保守黨として出現せり。其公的第一の行爲は法王の政權恢復の援助を普王に奏請するにありき（一八七一年）。次で一八七一年の帝國議會に於て活動を始め、中央黨と命名せり。其公表せる政權に於ては、單に帝國の聯邦的性質の維持と教會の自由とを求めたり。然れども常に單獨なる加特力黨に留まり、普國、バヴリア、バーデンの加特力教徒多き地方に其黨員を募り、加特力教及び羅馬法王を擁護し、僧侶の權勢を維持若くは振興し、俗化主義黨を攻撃するの外に政策なし。正にこれ加特力保守黨たり。然れども新教主義なる帝國政府に對する自然の憎惡に因り、聯邦の側に於ては政府反對黨の性質を帶ぶるに至れり。此黨の一部は西部の民主的人民よ

り成り、自然民主黨と接觸して頗る人氣を博したりき。

政治生活の状態

以上獨逸政黨の方略を了解せんとせば、先づ獨逸帝國の立

憲的體制を知解せざるべからず。普國に象りて創建したる新帝國は、ルイ十八世の佛國に於けるが如く、嚴正なる立憲的君主政なり。帝國に於ける皇帝及び大宰相、普國に於ける王及び諸大臣は獨り自己に従屬すべき官僚を通じて、政府の主權的諸勢力を行使す。人民の代表者は、政府の上に何等提控を加ふるの途なく、獨立的立法權をだに有する事なし。蓋し帝國議會は法律改定の發案權を有し、議員十五人の請求あれば如何なる提案をも討議し決議することを得と雖、而も皇帝の勅裁と聯邦參事會の協賛とを経るにあらざれば之を法律となすこと能はず。憲法に皇帝の法律裁可權を明示せず、亦禁止權をも掲げず。然れども彼は聯邦參事會を用ひて不同意なる法律を阻遏するに足れり。實際民選議會の權能は單に消極的にして政府の請求に係る新法と新税とを拒否するに在るのみ。

實際に於て主裁權は帝國宰相兼普國內閣の總理にして、嘗つて帝國宰相と普國總理との職を分ち（一八七三年）各專任者を置かんと試みたる事ありしも永續せざりき。一

八九〇年に至るまで、君主の信任厚かりしビスマルク之を掌握し、一八六二年の彼が教義を一貫し、飽くまで獨逸の議院制に向つて進化することを阻碍したり。殊に他をして命維れ従はしむるに馴れたる彼は、常に人民の代表者に依れる監督に心服せざるのみならず、閣僚若くは議會に於ける自黨の部分的異説をも容れざりき。彼は規律整然たる一帝國內閣の組織さへも拒否し、聯邦政府は僅に數人の官僚より成れる宰相直隸の簡易なる一局に止め、事の準備を普國內閣に受けしめたり。されば獨逸も仍ほ普國と一般、皇帝と宰相との親裁政府下、自由主義の官僚政治下のみに生活し、ビスマルクの處見、随つてウイルヘルム二世の裁決は政界を壟斷し、政黨も亦此二者の態度に依りて左右せられぬ。一切の行政權を握れる此政府は、新稅附課案及び時としては法律案、而も其多くは抑壓法律案の外、帝國議會に求むる所なし。政黨も亦他に提控を加ふべき方途なきことを知れるを以て、單に防禦的方略を採れり。即ち受動的抵抗を以て政府に對向し、苟くも其選舉民の誤解を招く虞れある時は政府の請求を成るべく削減せしめんとして、歩一步ならでは容易に讓歩せず。永年に渉る經費若くは將來苟くも議會の權勢を殺ぐべき確定的法律の通過を

避け、其通過の交換として或る讓與を獲得せんことを努めたり。

政府側に於ても亦議院制國に於けるが如く、施政上必ずしも永續的多數黨を要とせざるを以て、表決の當日聯合の多數を制せば事足れりとし、之を獲得んが爲め黨派の分立を利用せり。而して政府は立憲政の黨與保守、國民自由、中央、進歩の各黨中就き最も安値に其政策に賛同すべきものを選び、其投票を獲得するに必要な範圍に於て、各黨の特殊政綱に對し幾分の讓歩をなせり。されば其後に至りて政策を變更したる時は、臨機應變更に他の聯合に依りて賛成黨を得たり。官僚の極めて有力なる君主政國に於ける自然の情勢として、政府と一時親和せる黨派は反對の逆境に立つ者よりも其數多大なりき。其消長は、政府賛成の黨派内に殊に甚しく、保守黨は二十一人(一八七四年)より八十人に増減し、帝國黨は五十七人より二十一人に、國民自由黨は百五十二人(一八七四年)より五十人(一八八四年)、其後九十九人(一八八七年)より四十二人(一八九〇年)に昇降せり。

年 號	黨 派	保守黨	帝國黨	國民自由黨	進歩黨	民主黨	社會黨	中央黨	ポツダム黨	波蘭人	アラビヤ人	丁株人	ヒミチツク族反對派
一八七一年	五	三	二〇	四	二	二	三	四	四	一	二	一	

一八七四年	二	三	一	九	九	四	四	二	二
一八七七年	三	六	一	九	九	五	四	二	二
一八七八年	四	七	二	九	九	六	四	二	二
一八八一年	五	七	三	九	九	七	四	二	二
一八八四年	六	八	四	九	九	八	四	二	二
一八八七年	七	九	五	九	九	八	四	二	二
一八九〇年	八	一〇	六	九	九	八	四	二	二
一八九三年	九	一一	七	九	九	八	四	二	二
一八九八年	一〇	一二	八	九	九	八	四	二	二

右は帝國創建以來の帝國衆議院内黨派の概數表なり。野黨派なりと呼び做せる團體以外の議員は此外たり。

獨逸帝國を看て、これ政治的生命を帝國政府及び帝國議會に聚中せる中央集權的一國家なりと思惟すべからず。普國に於ても其他の邦國に於ても各固有の衆議院あり、是等のものは普の舊州會の如く地方政的一州會の斑位に零落したるにはあらずして、依然教育、教會、財政の活動的問題を討議する所の政治的議會たり、又政黨の類別も依然として茲に存在せり。

普の連戰連捷は、到る處普の指導の下に獨逸の統一を謳歌する黨員を増加せり。之を國民自由黨とす。本黨はバーデン及びヘッセに於ては少數黨たる加特力黨に對し優勢を占む。ヴルテンブルグに於ては、非武斷的非普國的の民主黨に對抗して、政府黨に左袒せり。バヴァリアに於ては、自由黨の核子此處に成形し、其勢力は主に萊茵地方及び舊佛人新教徒の中に在り。多數黨たる加特力黨に對抗して内閣を支持す。當國選舉法の効に依り衆議院に於ても、選舉民の大部分を占むる所の愛國黨加特力黨と幾と均勢を保てり。サクソニーに於ては、社會黨漸く頭角を顯はし、議院に黨員を出すに至りしが、之に對抗せんが爲め握手提携の必要なる時期に至るまで、國民自由黨はルーテル派舊保守黨と勢力伯仲の間に在り。メクレンブルグに於ては、夙に一八七一年以來、本黨は莫大なる投票數を占め得たれども、猶十八世紀の陳腐なる組織を株守して公國に勢を專にしたる、貴族議員に依つて敗られたり。帝國議會は此舊制國に對し、數次帝國憲法に背馳せることを抗議せり、而も嘗つて太公の試みたる改革は貴族の抵抗に衝突して無効に歸したり。他の小邦に於ては、選舉民は常に國民自由黨と進歩黨との間に兩分せり。

獨逸諸邦は普國及び帝國と一般君主宰相官僚の施治する所に係り、其政制は時に自由的なるも嘗つて議院制ならず、其民選議院は消極的權力を有するに過ぎずして、克く當局宰相を苦惱せしむることあるも、而も之を顛覆することなし。バヴァリアに於て加特力黨多數を占むるに拘らず、ルッソ内閣が終始其職を維持せし如き蓋し好適例なり。全獨逸は猶官僚的君主制下に棲息す。

人文戦争及び帝國の體制(一八七一年)

帝國創建の初年間ビスマルクは一八

六七年、普墺戦争後の進路を繼續して、統一に必要な諸制度を具備する爲め、國民自由黨と親和せり。此時ビスマルクの敵手たりしは加特力教徒たる中央黨なりき。白耳義の憲法を模型として作成したる一八五〇年の普國憲法は、加特力教會を國家より幾ど獨立せしめたり。新舊教會も總て他の宗教團體と一般獨立的に會務を規畫管治す。故に政府は、監督牧師等教職の推薦任命選舉認可の權、教職文書の公表、外國人と通信の監督等、僧侶に對する監督權を放棄し、且つ之と同時に僧侶に小學校に於ける宗教的教育の指導を委託せり。而も尙僧侶の公給、生死婚の民籍管掌、公式敬禮權及び教職に對する國家の公然たる保護を依然存續せり。蓋しこれ白耳義

に於けると一般僧侶は常人政府の監督を免れ、自ら一個の公權力者たるに留る底の政教分立法なりとす。監督獨り教職の主宰となれるを以て、信徒の上に政治的勢力を得、中央黨の成形に會して明白に之を表示したり。

加特力僧侶が精神的勢力の豫想外に強大なりし此一啓示は、政客をして驚き且つ憤らしめ、法皇全權論者を國敵として遇し、之をゲルプ黨若くは社會黨に比するこゝと時流となれり。是に於てか中央黨と政府との間に自由黨に依りて人文戦争と號せられたる錯雜なる政争始まれり。法王若くは獨逸僧侶の示威運動、之に相對せる政府の鎮壓の舉措頻々相次ぎ争鬭久しきに亙るに従つて次第に激烈の度を加へ、帝國議會と普の衆議院とに於て同時に戦鬭を開きたり。

中央黨は普の衆議院に行動を始め、法王の政權の恢復を請求せり(一八七一年二月)。帝國議會に於ては、宗教の自由を保障せし普國憲法中の一條項を帝國憲法中に挿入せんことを提議せり。此黨はハノーヴァのゲルプ黨の一人ウイントホルストを領袖とし、ボーセンの加特力黨たる波蘭人を支持し、小學校に波蘭語の教科を設くることを賛成せしかば、痛くビスマルクの嫌惡する所となれり。

衝突は大學の神學教授及びギムナジウム(羅馬希臘語學校)の宗教々授にして、法王の無謬主義排斥論を唱へし所の舊派加特力僧侶の事に坐して生まれり。即ち監督は彼等の教講を禁じ、尋いで之を破門したり。政府は法王廳教務會議の教令を容れずして、彼等の免黜を峻拒したり。監督は皇帝に連名上奏を致して抗議せり(一八七一)。蓋しこれ教會の權限に關する一爭議なりき。

爭議は次第に蔓延せり。僧侶は主にバヴアリアに於て、教壇よりかの舊派加特力及び之を保護せし所の政府に對し反抗の聲を放てり。バヴアリア内閣の請求に依り、帝國衆議院は僧侶にして政論を縱にし、又は教壇上より政府侮辱の言を放つ者を禁獄に處すべき刑法の増補條項を通過したり(一八七一)。普國に於ては僧侶等小學校監督の權利に依りて、舊派加特力教徒の教員を罷免し、或は其結婚を拒否する爲め、民衆の管掌權を利用したり。是に於て政府は僧侶の權能を減殺するに決意し、衆議院に戶籍及び學校監督に關する法案を提出せり。婚姻の宗教的性質及び學校に就き新教僧侶の勢力維持を主張したる、保守黨及び皇帝自らは一八四〇年の傳習に反する此政策を擇ばざりしが、先づ小學校の監督を常人視學に移す法律のみを通過

せしめたり(一八七二)。此際僧侶の與黨にしてビスマルクより疎斥せられたる教務大臣引退し、國家權の主張者たるフルク之に代れり。監督等は之に抗議しボーセンの監督は法律の適用を拒絶したり。

ビスマルクは羅馬法王廷と交渉商議せんことを試みしかども、其推薦せる大使候補者、カルヂナル・ホーヘンローエの羅馬駐劄に就き法王の承認を得る能はざりき。是に於てビスマルク、帝國衆議院に於て慨歎し、名高き一峻語を放てり、我等は斷じて法王の意思に従はざるべし(一八七二)。法王は一訓諭中に、獨逸に於ける教會に對する虐待の事を指摘して之に應じ、政府は議會をしてセスイット講社員及び其入會者放逐の一法律を通過せしめて之に酬ひしが、所謂僞信者虐待に對する法王再度の訓諭あるに當り、ビスマルクは法王廳駐劄大使を召還して復たこれに酬ひたり(一八七二)。蓋しこれ獨逸帝國と法王廳との外交關係の破裂たりき。

僧侶は教權上の君主たる法王と政權上の君主たる政府との間に向背を決せざるを得ずして、舉げて法王に與みし、政權者の法律命令に對つて抗議せり。政府は殊に加特力信徒の一職工がビスマルクの暗殺を企てし後(一八七四)は、謀反人を以て僧

侶を遇し、監督を檢舉し、先づ其所得を差押へ、尋いで之を免黜し、終に獄に下せり。同時に普國の僧侶を國權の下に置かんが爲め、五月の法律一名、フカルク法律と號せる三法章(一八七三年)を通過せしめ、先づ教職を官吏に變化するを目的とし、凡そ教職の候補者は大學に三ヶ年修學し、一般教養(哲學及び歴史)の考試を経るを要とし、監督をして教職一切の補任を官に申報し、教門學校の監督を政府に致さしめたり。又僧侶の公職權を廢除する爲め、皇帝は終に普國に強制的民事結婚法を布くに斷決し(一八七四年)、尋いで帝國の一法律を以て之を全帝國に普及したり(一八七五年)。法王、普國の監督に致せる回文を以て、此法律は宗制に反るに依つて無効なりと公式に宣言し(一八七五年)、且つ處刑を被りたる監督を祝福せり。斯くて確執は政教二權力者間に於ける一個の主義争ひとなれり。

政府は僧侶が新法遵由の言明をなさんことを要求し、之を肯んせざる監督以下の俸給を差押へ、普の衆議院をして、一八五〇年の憲法中、教會獨立の各項を廢止し、且つ總ての僧庵を廢止するの議案を通過せしめたり(一八七五年)。此時ビスマルクは、甲冑完備せり、國家は宜しく守勢を持すべしと宣言せり。爾來争鬪は加特力黨側の示威

運動及び抗議、政府側の抗議者の檢舉、處刑、教職の免黜に於て酣となれり。教職の一部は缺員の儘にして補職を行はず、而も一八七四年に一層多數となりし中央黨は、飽くまで反對を固持せり。

此爭抗はビスマルクを驅りて從來の政策以外に馳せしめ、彼は加特力中央黨を攻撃せん爲め、自由思想家及び猶太人の指導に係る常人的自由黨に親近せり。ビスマルク黨の綽名を得たる國民自由黨は、政府の候補者として多數の當選者を出し、進歩黨と相結んで帝國議會及び普の衆議院に多數を制し、爭議時代の保守黨大臣は漸次に國民自由黨大臣に替り、實權はビスマルクと自由黨との聯合に依つて行使せられたり。

蓋し猶これビスマルク專權の時にして、彼は苟くも議會の權勢を伸張すべきものは、決して之を其新聯盟者に許さず、責任内閣、議員の報酬の如き政治的請求は傲然として一切之を排斥せり。纔に鐵道無料乗車を聽したり。彼は初め假協定に依つて其聯盟者に軍備擴張の賛成を強ひ、尋いで一八七四年、平時兵額を四十萬一千人まで増加の事を要求し、而も之を確定のものとして決議せしめんことを欲し、辛うじ

て妥協を遂げ得たり。即ち帝國議會は向ふ七ヶ年四十萬一千人の額に對し協賛を與へしが、恰も此時佛國に於てマクマン大統領の任期を七年とせしを引援して之を七ヶ年期軍制と呼びたり。彼は亦帝國議會が看て以て嚴酷となせし軍律を強行し^(一八七三年)、且つ刑法に數條項を追加増補し、政局の各種の敵手を網羅せんとしたり^(一八七三年)。其一項は頗る適用範圍伸縮自在なりしを以て、護謄製條項と綽名せられたり。又新聞紙に關する一新法律に依り印紙及び保證金は廢せられしも、而も政府に對する攻撃に向つては一層嚴刑を設けたり。

自由黨が獲得せし所の者は、行政司法及び經濟上の改革のみ、則ち普國に於ては、かの人文戰爭の結果たる小學校の常人的監督權及び民事結婚法の外、夙に一八一四年の公約に係る東部諸州の地方行政改革を終に遂行せり。これ貴族院の毎に排斥せし所にして、一八七二年に至つても猶之を容れざりしが、ビスマルクは新議員二十五名の選敍を奏請して、改正法律を通過せしめぬ。之に依つて地主の其領地内に於ける裁判警察權を全廢し、且つ郡區會を變化して公選代表團體となし、課稅權をも附與したり。

帝國の事に關しては、議會と政府と和衷協同して、經濟的及び司法的統一の樹立に努めたり。佛國より支拂へる五十億法の償金は、經濟的整理を資け、數種の特別資金^(廢兵、軍備、要塞、海軍)を設け、馬^{ポウ}を單位として幣制を統一し^(一八七二年)、各邦國の紙幣を帝國々庫の兌換券に替へ、鐵類の關稅を幾ど全廢したり^(一八七三年)。司法制度に就て各邦政府は帝國參事會をして議會の通過せる制度劃一の法案を排棄せしめしかば、其後妥協を遂ぐるに到るまで四ヶ年を経過せり。即ち伯林に於ける各邦大臣の協議會、尋いで法律家の委員會、最後に議會の委員會を経て終決したり。其結果として共通なる民事訴訟法、破産法を採用し、民法、刑事訴訟法、裁判構成法等にも或る點まで共通原則を樹立し得たり。

佛國より得たる鉅億の償金は、戰費の賠償として配分し、若くは國家の工事費として使用せられしかば、初めに物價賃銀の昂騰、株式起業、殊に鐵道及び伯林に於ける家屋建築の勃興を來し、一時起業者及び投機取引旺盛を極めたりしが、觸て事業界の恐慌と不振とに歸着しぬ^(一八七四年)。

行政改革、自由貿易、學校及び結婚を常人化したること、に不満なる保守黨は、漸く反

對の地位に立ち、ビスマルクを以て普國を獨逸化し、徒に宗教及び社會の根柢を動搖するものなりと誹謗するに至れり。個人的には教會及び貴族院に愛着したるウィルヘルム帝が、其輔相に自由手腕を揮はしめしこと依然たりしも、而もその親任者に向ひ、私に疑懼の念禁する能はずと告白せり。保守黨の或る人々は此機に乗じてビスマルクを陥れ、宮廷の親任厚く皇后に依つて擁護せられたる佛國駐劄の大使アルニム伯を以て之に代はらしめんことを冀圖したるが如し。斯くてビスマルクとアルニムとの暗闘は遂に激發して、アルニムの召還となり、糺問となり、初めは大使館公文書隱匿の爲め(一八七五年)、尋いで大宰相に對抗する匿名の小冊子を公にしたるが爲め、アルニムは處刑せらるゝに至りぬ(一八七六年)。保守黨はビスマルクに對し新聞紙上の攻撃に依つて之に酬ひ、彼は猶太人の投機者、特に銀行家ブライヒロエデルに依つて買収せられたりと譏謗し、ブライヒロエデルの時代を開ける者は彼なりと誹毀せしかば、之が爲め更に新なる檢舉起りぬ。

社會黨に對する爭鬭(一八七七年) 帝國の創建以來、政府は檢舉手段に依つて社會黨を攻撃し、一八七二年に其兩首領を大叛逆の罪に問ひて禁獄に處し、翌七三年伯

林に於ける其機關新聞を告訴せり。然れども恐らくは一八七三年の事業界の恐慌に次で起れる經濟界の不振に原因せしならん。社會黨は駁々として職工間に勢力を扶殖し、殊にサキソニー、ホルスタイン、チュリンゲン、柏林に於て然りとす。一八七四年の總選舉に於て社會黨は三十四萬の投票を獲得せしかば、新に合同して單獨なる一黨を作り、中央幹部を置きて統一し、一機關新聞、一金庫、及び毎年一回の會議制を設くるに至りぬ。

ビスマルクは新聞條例を以て、社會黨の傳播を阻遏せんと欲したれども、帝國議會新聞の自由の爲めに憂慮して其案を排棄したり(一八七四年)。一八七七年に至り、社會黨の獲得したる投票は、實に四十八萬の多きに達せり。

皇帝に對する兩度の加害計畫(一八七八年)は、終に自由黨の狐疑逸巡を克服すべき手段を政府に與へたり。兇行者は全く孤立的に行動し、社會黨も亦其行動を非難したれども、而も其社會主義者たるは事實なりき。ビスマルクは第二回の兇行に因つて勃發せる公憤に乘じ、經濟的政策に就き既に紛争を醸せる帝國議會を解散せしに、自由黨は多數を失ひ、新議會は政府の要求に係る社會主義煽動者抑壓の法案を

通過したり。蓋しこれ、社會民主々義者の破壊的努力に對し、特に設けたる除外令にして、社會的秩序の破壊を目的とし、若くは公衆の平和、殊に人民各階級間の調和を妨害すべき社會黨的傾向ある總ての結社、集會、出版物を嚴禁し、警察に社會主義の出版物押収、社會黨的集會を解散又は禁止するの權を授け、尙政府は危險の虞れある市府には臨時に一年間を期として小戒嚴令を布き、有司をして一切の集會を禁遏し、疑はしき人物の放逐若くは滞在を禁せしむるの權を授けたり。此法律は四ヶ年を期限としたれども、再度延期して一八九〇年まで十二年間續行し、社會黨の公然たる組織を破壊し、結社を解散し、其新聞を禁止し、十二年間に概計千四百の出版物を禁止し、九百人を放逐し、千五百人を禁獄に處したり。然れども社會黨は地方的協會の姿に擬して更に組織を改め、政治に無關係を装ひ、唱歌會、喫煙會、職工協會等を設立し、私語密談若くは窃に印刷したる片々の書面に依つて其傳播を續け、其公然の機關紙をば瑞西のツリーッヒに於て刊行し、全獨逸に密輸入して流布を圖れり。社會黨の會議は獨逸國外即ち瑞西に二回（一八八〇年、一八八七年）丁抹に於て一回（一八八八年）開催せり。

政府の此抑壓的舉措は、初め社會主義傳播の速度を減殺するの効を奏せし者の如く、一八八一年の總選舉に於て社會黨は僅に三十一萬票を獲得し、十二人の議員を擧げたるに過ぎざりしが、一八八四年には五十五萬票、二十四議員、一八八七年には七十六萬三千票、一八九〇年には百四十二萬七千票の多きに達したり。

ビスマルクの經濟政策及び社會政策（一八七八年）乃至一八八六年 加特力黨擊摧の爲めビスマルクは國民自由黨と相結び、マンチェスター學派の教義に適從せる經濟政策を容

れたり。即ち自由貿易に近き關稅率、直接税を以て帝國の經費を支辨する事、職工と工場主との關係に對し國家の干涉せざる事是なり。然るにビスマルクは、僧侶に對する抗爭に疲憊せると同時に、漸次此政策に嫌焉たるに至り、茲に一轉して軌近獨逸に現出し來れる新思潮を採用せり。

經濟問題に關する國家の干涉を主張する經濟學の諸教授、特にワグネル、シュモラーは、一八七二年に社會政策研究會を創立し、労働者の真相調査を企て、國家の施設に俟つ經濟的改新案、即ち勞働法、工場監督、生命病災の保險、住宅等の諸法案を提唱したり。反對黨は之を綽名して「講壇社會主義者」と言へり。

一八七四年の事業界の恐慌に際して、勢力を得たる保護貿易黨亦、税法の改正及び新商業政策の爲め運動を始め、鐵類税の廢止を取つて問題に供せり。ビスマルクは先づ保護貿易黨となり、尋いで國家社會黨となれり。彼は輸入新税率の發議を劈頭とし(一八七七年)、數年の後社會政策の下に國家の干渉説に同意したり(一八八一年の頃)。

一八七七年以來、已に帝國の豫算に缺陷を生せしかば、ビスマルクは骨牌及び煙草の間接税の増徴を提議したるに、國民自由黨は其交換として帝國內閣の創設を要求せり。ビスマルク之を拒絶し、請暇して別墅に休養せしが、轉て財政上の革命を來すべき一計畫案を齎らし歸れり。從來獨逸帝國は殆ど自由貿易に近き低率の關税及び輕少の消費税を課徴せしに由り、税關の收入を以て國費を支辨するに足らず。其不足額は一定の比例に従ひ、各邦より支出すべき賦課金を以て補充し、其額は時に増減ありしも、一八七二年に八千二百萬馬、一八七八年に七千萬馬、毎年の決議を経て直接税より之を取れり。ビスマルクは他の諸大國、英、佛の例に鑑み、工業保護の爲め關税の増率を行ひ、是に由つて帝國の歳入を増し、各邦の賦課金を廢し、尙佛に則り帝國內を通じて煙草專賣法を布き、且つ間接税を高めんと欲したり。斯くて

帝國の豫算上多大の收入超過を見るに至り、之を各邦に分配し、其直接税を輕減するを得べき計算なりき。此改革成功の曉には、帝國は獨立的歳入を有し、今後各邦の門に其補足を要求するの要なきに至るべし。

國民自由黨は此案を以て啻に自由貿易主義に反するのみならず、毎歳の決議を免るべき歳入の資源を開くに至つては、議院が政府の上に提控を加ふる主要なる手段を失ふべきが故に之を排斥したり。是に於てビスマルクは自由黨を見棄て、從來互に抗爭せる普國保守黨及び加特力黨なる保守的兩黨と協和し、以て反對黨の側に多數黨を覓めたり。彼は一八七八年皇帝に對する兇行を利用し、前年の選舉に係る帝國議會を解散したるが、恰も議會に於ける除外令を拒否したりしなり。改選後の新議院に於ては、ビスマルクの敵黨となれる自由黨多數を失ひ、保守黨と加特力黨との聯合に藉りて、拗くともビスマルクの經濟的政綱の一部分に賛成せんとする新多數黨成立せり。此多數黨は初めは、經濟的團體の形狀を採り二百四人、保護貿易制の爲めに賛成を宣言したり(一八八七年)。

ビスマルクは此聯合に藉りて新關税率を通過せしめたり。即ちこれ較、保護主義的

税率なりとす。然れども農業地主の請へる程度まで外國産の麥穀税を昇騰するに
 は至らざりき。彼は斯くして其政綱の一小部分を遂行し得たれども、其進行遅々と
 して而も妥協に惟れ依れり。議會は初め煙草、石油、珈琲税法を通過せしも、關稅及び
 帝國租稅の收入一億三千萬以上に達する時は、之を各邦に配當し、尙此等租稅の或
 るものは法律の形式を履み、毎年の決議を要すべきものとなせり。蓋し是に因つて
 議會の財政的權能を維持せしなり(一九八七)。
 是等諸案の交換としてビスマルクは、其新盟友に普國內治政策の變更を許容せり。
 彼は自由黨閣僚と絶ち、かの人文戰爭の大臣ファルクに代ふるに一保守黨員を以て
 し、保守黨の反對せる地方行政の改革を停止せしめたり。中央黨との融和は徐々に
 して、新法王レオ十三世との商議に依つて之が端緒を開きたれども、好結果を得ざ
 りき。事は死亡及び免黜の爲め缺員に屬せし教職大小六百人補充問題に係れども、
 五月の法律は僧侶が承諾し能はざる或る種の宣言を要せしなり。因つて一便法を
 設けて此抗爭を排除せり。即ち政府は衆議院をして法律特免の權能を附與せしめ
 たり(一九八八)。斯くて人文戰爭は終局を告げぬ。尋いで抗爭の期間に施設せる舉措を

一件復た一件に撤回し(一九八八〇年)其依然存在するは民事結婚法と、一八五〇年の
 憲法中教會に關する條項の廢止のみとなれり。加特力僧侶は遂に對政府の抗爭に
 於ける勝利者と認められぬ。
 保守中央兩黨の聯合は、普國鐵道の改革案をも亦通過せり。二萬吉米中六千は已に
 國有たりしが、ビスマルクは總て之を國有に移さんと欲し、一八七九年以來漸次買
 收の法を採用せり。

此政策の變更に遭ひて國民自由黨分裂し(一九八七)第一ビスマルクに忠實なる一團
 は之に依附して右黨に加入し(一九八七)自由貿易及び五月の法律を固持せる他の一
 團二十八人は、左黨に入りて(一九八八)分離派を形造り、終に一八八四年進歩黨に會合
 したり。此離合の危機に際し、ビスマルクは其舊盟友及び閣僚に對する惡感を發露
 し、且つ帝國議會及び議院政治の政府に對する諷刺嘲弄を擅にせしが、彼は遂に議
 會を二ヶ年一度の開會とし、豫算を二ヶ年据置になさんことを提議するに至れり
 (一九八八)。一九八八一年の總選舉に於て、自由黨は政府の選舉民に加へたる強壓に就き
 不平を鳴らせり。

社會黨の傳播を阻遏する爲め、ビスマルクは労働階級の物質的状態の改良に資すべき生命及び災害保険の官營を企圖し、以て民望を帝國政府に收めんとしたり。世人の目して社會政策と號せるもの即ち是なり。

第一着手として一八八〇年十一月を以て、普國に七十五名の經濟會議を設置し、尋いで災害保險法案を提出し、これ逐次續發すべき法案の前驅なりと告白したり。一八八一年十一月名高き勅語を以て、朕惟ふに國家が窮乏無告の民を救護する所以の者は、人道及び基督教の單純なる義務心に據るのみにはあらず、これ實に國家自存の一要件なればなり。本來國家は常に必要なるのみならず、又實に仁慈の制度なりて、お觀念を、無教育無資産なる多數人民の間に鼓吹するは、最も緊要ならずんばあらずと宣べたり。蓋し、扞衛の義務以外に更に積極方法を取りて、萬民特に弱者の福祉を助長すべきことは、基督教の道義より出でたる國家觀念の近世的發達なりとす。

ビスマルクが十八世紀以降普王歴代の傳説として祖述したる此教義は、國家社會主義論者、及び宮廷の説教師ストイケルに依つて會創立せられたる新基督教社

會主義派の所説と其揆を一にせり。

新主義は苦辛慘澹之餘、帝國議會を通過したる諸法律の形狀に藉りて徐に實行せられたり。即ち災害、疾病、老衰に因つて労働に堪へず、而も工業の發展と共に倍多きを加へたる労働階級に恩給扶助料を與ふる爲め、帝國政府に依つて管理すべき金を創設し、一八八四年より一八八九年に亘り、毎歲相次で其法を布けり。此施設は幾百萬の労働者の窮困を救済し、且つ彼等をして社會の維持を顧念せしむる所の社會的一革新なりとして、獨逸大學に於ける經濟學者等の慶祝する所となりぬ。社會黨は之を以て労働者をして眞個の改革より遠ざからしむべき方便なりと論駁せり。實際に於ても之に由つて労働階級を政府に親近せしむるの効果を收め得たりとは見えざるなり。

一八八一年改選の帝國議會に於て自由派の反對黨は増大し來れり。進歩黨五十八、分離派四十七。ビスマルク乃ち保守、中央黨との聯合に一層親昵し、之に頼りて其財政的及び社會的政綱の一部分を法律となし、又無政府黨に對する一法律案を通過し得たり。然れども其煙草專賣法案は拒絶せられぬ。同時にビスマルクは植民地政

策に意を傾け、個人若くは會社を獎勵して其經營を始め(一八八八)帝國議會をして補助案を通過せしめ、其結果帝國植民地の創造となれり(按ずるに國外主として米國に向つて移住する者の夥きに由り、國家の被れる損失の多大なる感覺は、ビスマルクを促して決然獨逸植民地の新設を企てしめ、先づ亞弗利加に端を發き、獨逸をして植民國の伍列に入らしめたるなり)而もこれ一面に於ては反對黨に新論題を提供せる者にして、一八八四年改選の議院は熾に植民政策を駁撃したり。

軍制及び三黨の合意(一八八六年)

保守、中央兩黨の聯合は、植民地問題に就きて破れ、中央黨はビスマルクとの同盟を絶ち、植民地經費拒否の爲め進歩黨其他の政府反對黨に投合したり。普國政府は普國東部の諸州より波蘭人を放逐したりしが、之に對する詰問に答辯するを拒絶せし時に至つて、政府と中央黨との絶縁は明白となり、中央及び進歩兩黨首領の統率に係るビスマルク反對黨の聯合成立して、帝國議會に多數を制し、財政改革案を抑止したり。

而も内治政策は外交的紛糾に依つて擾亂せられたり。即ち時恰も佛國に於てブーランゼー内閣成りて、愛國同盟黨躍起の折柄なりしかば、獨逸は佛若くは恐らく露

と一戰の危機に迫れりとの風説傳はりき。ビスマルクは帝國議會の敵手を反省せしめんが爲め、半官報新聞をして故らに流説せしめたるの觀ありし。此危懼を奇貨とし、猶二ヶ年の期限を繼續し、猶且つ四萬一千人の兵額増加を請求したり。進歩黨及び中央黨は軍制法律の期限を三ヶ年に限りて此増加を可決したり。是に於てビスマルクは帝國議會を解散せしめぬ(一八八七年一月)。

一八八七年の改選に於て七ヶ年期軍制の敵手に對し、ビスマルクに賛成せる各黨の大聯合成り、保守、帝國、國民自由の三黨明確の協定をなし、之に依つて互に決選投票を幫助すべきことを約せり(獨逸に於ける決選投票は、單に第一選に於て最高點を占めし二名の候補者に就き選擇するにあり)軍制問題に就きて行へる改選は、各左黨主に進歩黨及び民主黨を衰微せしめて聯合黨に大多數を與へたり。即ち百七十五人の反對黨に對し、二百二十人の賛成黨を得たり。

此新聯合黨を提げてビスマルクは議院を制御し、軍制法を通過せしめ、社會黨に對する法律を更新し、猶且つ帝國議會の改選期を三年より五年に延長したり。彼は法王と直接に協商し、之をして中央黨が軍制七ヶ年法に反對せしことを譴責せしめ

たり。其交換として彼は普の議會をして、宗教的講社の再興を許す所の一法律を通過せしめ、又漸くにして彼が宿案たる社會政策の數法律を通過せしめ終へたり。

ウイルヘルム二世及び基督教的社會主義　　ビスマルクはウイルヘルム第一世親

任の宰相として、普國をば一八六二年以來、帝國をば創業以來之を主宰し、彼が普の衆議院、帝國議會、普國內閣の閣僚、聯邦參事會と相争ふ時に當りて、毎に其主君の支持を得たり。幾回か辭表を奉りしも、帝は毎に之を容るゝを欲せずして、克く彼が政策に對する抵抗を摧きしかば、時人看て股肱の臣、政府必須の主宰となしぬ。

ウイルヘルム一世は、一八八八年三月、九十一歳の高齡を以て殞落し、後嗣たる太子フリードリッヒ三世は、登極の當時已に喉頭癌に悩み、施術に因つて音色を失ひたり。ビスマルク常に新帝と善からず、殊に英國女皇の女にして、英國流の自由主義議院制を嘉みせるヴィクトリア皇后と不和なりき。フリードリッヒ三世は六月十五日に殞落し、治世餘に短くして政府の政策を變更するの遑なかりき。されど帝の御宇には宮廷のビスマルク排斥運動頗る熾なりき。暗闘の結果、遂に一八七〇年より七一年に至るフリードリッヒ三世の日記なるもの公にせられ、ビスマルクに不利なる

事實の曝露を見たりしかば、ビスマークが偽造の訴を起したれども無罪に歸せり

(一八八九年)

後嗣ウイルヘルム二世帝は祖父ウイルヘルム一世及びビスマークの嘆賞者を以て聞え、軍隊及び教會の事に關して頗る熱心なりき。其第一の勅宣に徴すれば、帝は普國王家の尙武的且つ基督教的遺風を繼承したる君主にして、統治者の神權を確信し、社會黨及び自由思想家に對しては斷然たる反對者なりき。勅諭の第一は陸海軍に對して下されたり。人民への勅諭に曰く、朕爰に國柄を上帝照鑑の下に乗る。誓つて敬神の念を涵養し、至公至仁の君たらんと。又帝國議院開會の勅語に於て、帝は其祖父の遺業を繼承して立法の事に従ひ、特に一八八一年十一月十七日の詔旨を紹述するの意あるを告白し、且つ基督教的道德の主義に従つて勞働階級を保護すべしと言へり。爾後彼は乾杯の辭、即席演說、上奏に對する答詞、陸海軍新兵への勅語に於て、常に自個の感覺印象を吐露し、普王歴代の常習たりし家居閑棲の生活を一變して、絶えず活動の生活を採り、外は歐洲の各君主國を往訪し、内は各聯邦に巡幸し、屢々快走艇に乗りて北海沿岸の各地に遊航せり。されば伯林に於ては綽名して「外界の

ウイヘルムムと言へり。彼は終始軍事に非常なる趣味を有し、親ら兵を率ゐて操練し、帝國各地の觀兵式及び演習に親臨せり。

帝の發表せる政見は、主として宗教の崇重、社會的革命の嫌惡、君主の親政、及び軍紀の稱讚すべきを示したりしが、一八九〇年の總選舉に社會黨成功の後、殊に破壊的分子に對する反對の言説は益々威迫的となれり。帝はシレシアに於て、公民の終に空望夢想より覺醒して、革命的分子排撃の事をば獨り國家及び其機關にのみ放任せざること、を冀ひ、教會の崇重、法律の畏敬、君主に無條件の服従を復興し得んことを望むと謂ひ、ブランデンブルグの州會の宴席に於ては、(一八九九)今や不恭順の氣風國內に浸潤し、朕及び朕が主義を知る所の者には極めて明白なるべき道路をも蔽ひ隠さんが爲め、印刷用の紙とインキとを用ふること無數にして、市價は爲めに貴しと言へり(一八九九年二月)。又ミニニツヒに於ては、外賓書畫帖に羅句語を以て、須らく帝意をして至高の法律たらしむべしと記せり。

一八九一年、ポツダムに於て軍人の誓を宣べたる新兵に、騷亂の場合に於ける本分に就き諭示して曰く、汝等今や朕が武夫にして、身心共に朕に致せり。汝等の爲め唯一

の敵は即ち朕が敵なり。方に社會黨陰謀を逞うす。朕は本意ならずも汝等の同胞慈親の上に發砲を命ずることなきを保せず。而も汝等一朝有事に會せば、須らく大義滅親の義に基き、速に難に赴くべしと謂へり。と時報に傳へたり。

同時に彼は専門的事項にも躬親ら干渉して、勞働に關する法制討究の爲め國際的協議會を招集し、中學教育法改正の爲め招集したる學事會に臨み、佛語より來れる *Schulengetze* (學校調査)の語をば *Schulfrage* なる獨語に改めんことを要求し、又改正の意見を述べ、近世的科目に一層重きを置き、其授業時間を増すべしと要求し、而も現代の出來事より始むべき歴史教授法の立案さへも試みぬ(一八九〇年)。

ウイヘルムム二世は登極の初めに當つて、依然ビスマークに國の重荷を荷はしめたり。然れども君主の代はるや、幾もなく政黨の類別に變更を生じ、尋いで政府の職員中に交迭を來せり。

保守黨は宗教上に於て皇帝と同感を懷きしを以て、宗教に冷淡なるの嫌ある俗權黨たる國民自由黨より分離したり。絶縁の端緒は小學校無料法案に就きて先づ普國に開かれたり。保守黨は加特力中央黨に合同して、之を失敗せしめたり(一八九八年)。尋

いで保守黨の機關紙はかの三黨の協定は、非基督教的たり、拜純金の保守黨主義と卑金屬の自由主義との混合なりと駁撃しつゝ、攻勢を取れり(一八八九年十月)。保守黨は伯林に於ける領袖として、保守黨的社會黨的新運動の兩主唱者を有せり。即ち國家社會主義の代表者の一人なる經濟學者ワグネルと、基督教的社會黨の創立者にして宮廷の説教師たるストエツケル是なり、已に一八七八年以來、職工黨として起れる本黨は、基督教的信仰と勤王愛國との地盤上に立ち、社會民主黨主義は非基督教的非愛國的にして實行すべからざるを以て排斥すと宣言せり。乃ちこれ君主政的にして且つ教會的一黨たり、然れども此黨は國家に向ひ、根柢深き社會的革新を要請せり。國家の補助を以てすべき強制的職業社團、勞働法制工場監督、災害疾病保險資金、所得及び相續の累進税法、勞働時間の規定是なり。此黨は又商工業の自由を主張せる凡ゆる舊自由黨の政綱に反對して、自らマンチエスター學派及び猶太人の政敵なりと宣言したり。ストエツケルは其黨員多からずと雖、其演説及び間斷なき運動に依つて、保守黨の上に一勢力を有するに至れり。

ウイヘルム二世は保守黨と國民自由黨との聯合を維持せんが爲めに干涉し、スト

エツケルの政治運動を阻遏し、保守黨の機關紙を譴責し、而も官報をしてかの三黨協定は彼が政府の主義に適從したる政治的協定なりと説かしめたり(一八八九年十月)。一八九〇年の總選舉の爲めに更に三黨の協定を重ねたれども、共通の政綱としてはなかりき。選舉運動の標榜は新税に因つて食料品の騰貴せし事と、政府黨が宗教的反動の氣味ある事とに反對するに在りしが、遂に政府黨の全敗に歸し、前回の三分の一餘を失ひ、二百二十人は減じて百三十五人となり、左黨と中央黨は却つて三黨協定以前よりも強勢を呈せり(進歩黨六十七、社會黨三十六、民主黨十)。

新航路 政府其多數黨を喪失せしかば、ビスマルクは保守黨と中央加特力黨との聯合に藉りて一新多數黨を作らんことを提議し、皇帝之を拒否せり。既に一八八九年以來、ビスマルクと皇帝の個人的繞圍者特に參謀總長ワルデルゼー伯との間に隱然軋轢を生ぜり。ウイヘルム帝大宰相間の關係も亦ビスマルクが勞働問題に就き國際協會を開催するに不賛成なりしが爲めに切迫し、皇帝が中央黨と協定すべき新聯合を拒絶せしに、次でビスマルクが普の各大臣は首相を經由するにあらざれば、國事に就き王に直奏することを得ずと云ふ一八五二年の規定の拋棄を

拒絶せしに因りて破裂せり。
 破裂は突如として人目を驚かしぬ。皇帝はビスマルクに帝國大宰相及び普國の相立を共に辭すべきの旨を傳へしめ、直ちに將軍カプリヴを其後任に擧げ、一八九〇年三月、海軍的句調の一詔勅を下し、此更迭を宣示すると同時に政策上に何等の變更を加ふるの意なき旨を告白し、朕は再び朕の祖父を喪失せし如き思あり、而も神の負はしむる所は縦令倒るゝまでも之を擔はざるべからず、國家なる船上に當直は朕の番に當れり、されど航路は依然として同一なり、全速力前へと、帝は海上の周遊に於て海軍語の興味を露らせて如しが。

事實上ビスマルクの隱退後、政府の方針は多少異れる方面に嚮へり、人之を、新航路政策と綽名せり、其主なる者の第一は帝國議會議員と大宰相との個人的關係にして、從來議會の討論は甚だ峻烈にして、些細の反駁もビスマルクを怒らしめしが、カプリヴに對しては較、靜平となり、カ氏亦、ビスマルクの非常に強勢なる人格が障礙をなせし所の思想をも嘉納すべしと言明し、而も新聞及び集會に較、多大の自由を與へたれば、彼が政策に最も反對せる進歩黨、社會黨すら、少しく攻撃の鋒を緩めぬ。

社會黨に對する除外令は一八九〇年滿期に至りたれども、再び之を續行せざりき、社會黨は其新聞、黨員より醸出したる資金、獨逸に開催せる會議、公然たる本部等を具備して、公々然と再び組織したり、而も其革命的たること較、慥きに至れり、詮ずる所、新政府はビスマルクの擅制的性質が感受せしめたる抑壓の感情を輕うし、政府の満足を得せり。

商政に於て新政府は自由貿易に復歸することをなさず、國別通商條約締結の制を採り、先づ初めに帝國の政治的同盟國たる奧——洪、伊と之を締結し、一八九〇年、尋いで歐洲の他の諸國、瑞西、白耳義、セルヴィア、西班牙一八九〇年、露國一八九〇年と之を締結せり、目的は獨逸の工業生産に販路を廣め、關稅率の急速の變更に由つて通商條約の締結なき邦國との貿易上に及ぼすべき困難を豫防するにあり。

商政策の變更は外交政策の變更に聯關せり、即ち政府は露の同盟を求むることを斷念し、顯然波蘭人に親近せり、而して普國に於て政府はポーゼン州を日耳曼化するの經營を停止せり、蓋し是より先、ビスマルクは一資金を備へ、波蘭人の大領地を買收し、之を獨逸人の植民に分賦し、以て獨人の土着民を創設せんことを企て、猶且

つ小學校に波蘭語を廢絶せんことを圖れり。然るに波蘭人は毫も退歩せず、一八六〇年以來は反つて進歩せり。即ち加特力信徒たる波人は日耳曼化せずして、獨人の一部分波蘭化するの事實を證明したればなり。政府乃ち波蘭人と融和し、波人の大主教に僧侶の管轄權を與へ、伯林の宮廷に於て波蘭貴族を優遇したり。波蘭人は蓋し露政府を嫌惡するの甚しき爲めにや、普政府に歸服し、普國及び帝國の議會に於て從來徹頭徹尾反對黨たりし波蘭黨も、一八九一年以來は政府黨となり、毎に内閣に賛成を表せり。

此間曾つてビスマルクが獻策したる加特力中央黨との聯合政策は、政府の爲め遂に已むを得ざるに至れり。即ち保守黨は町村政改革の議を拒否し、國民自由黨は勞働法及び軍費の増額に不満なるに由り、カブリヱは中央黨の應援を容納し、之に加特力神學校學生の兵役免除法を許與せり。新教學生は此處分外たらんことを請へり。之に報ひて中央黨は普國に於て久しく期待せられたる所得税法と町村行政の二改革を通過したり(一八九一年)。其第一は工業所得の算定の低きに過ぐるを醫する爲め申告課税の制を探り、三萬馬以上を軽く累進的となし、因つて得たる剩餘は町村

費納税者の輕減に資せり。町村政の改革は一八〇八年に端緒を開ける改革を完成するにありて、東部の諸州には英國に則り、道路、學校、救助等一定の事項に就き組合を設置せり(町村費小にして佛國流の一)。

普國に於ける學令改革案に就ては、新教の保守黨と舊教の中央黨との間に聯合成れり。政府は混成小學を廢し、悉皆宗教的となし、教員に宗教的講習をなさしめ、而も其教員は教門の上司より適任の證狀を受けしむべしと提議したり。總て他の黨派は自由派保守黨に至るまで、舉げて本案に反對して聯合せり。討議に臨み、諸大臣は事體重大にして基督教と無神論との爭論問題なりと言明せり。大學及び市會に於ても亦反抗運動ありき。皇帝は反對の諸處に起れるが爲め、此法案の支持を止め、端なく内閣の一危機を惹起したり。カブリヱは其職を辭せんと欲したりしも、唯普國首相の地位を棄てしのみ。帝國の宰相たること依然たりき(一八九二年三月)。皇帝に不満なる保守黨は、社會的改革黨の名の下に、下流の中産階級に名望を博せし猶太人排斥論者に接近し、保守黨の一集會に於て其政綱を採定し、神の制度たる教會及び國家なる兩者間の和衷協力は、衆民の生活撫育の爲め必要なりと宣言し、而も我等は我

國に跳梁跋扈して其生活を破滅せんとする猶太人の勢力を排撃すと附加せり。此際故山に歸臥せるビスマークは、新聞紙上の論説と訪問者の會談とに藉りて、其後繼者に批難の征矢を放ち、彼は露國と手を分ち、以て帝國の形勢を危うし、保護貿易主義を放棄して、獨逸生産者の利益を損害せりと譏れり。一八九二年、ビスマークの維納旅行は、半ば政府の譴責を加ふるの機會となり、官員は其歡迎に與ることを禁せられたり。(埃帝をして一市人として遇さしめたるは獨逸の惡戯に出でたり。)

政府の商事的政策に對し經濟的一新黨起り、主として東部諸州内に於て一八九二年の穀價の低落に不滿なる普人保守黨中に黨員を募り、農業者同盟會の名の下に之を組織したり。(一八九三年二月)。純然たる農的一黨にして、其主動者はシレシアの名もなき一農夫なりしが、其檄文に曰く、我等は自由黨法王全權論者、若くは保守黨たるを罷め、唯一の主農的大黨に結合し、議會及び立法上に一層多大なる勢力を獲るに努めざるべからずと、斯くて各地方に支部を置き、一幹部と地租百分の三の割合の入會金とを以て組織し、其政綱は農産物の爲め保護稅則、兩本位幣制、農業會議所の設置、穀類取引所の監視を要請するにあり。此同盟會は一八九四年に議會を通過せる

露國との通商條約に反對し、麥穀の輸入を官營にせんことを要請したり。(一八九四年)。保守黨側より攻撃せられたる政府は、薄弱ながら進歩黨たる左黨と中央黨に依つて支持せられしが、其合致は復た軍備擴張に就きて中絶せり。蓋し曩に一八六〇年に於けると一般人口増殖し、現在額は總適齡著を募入するに足らず、六萬の過剩を見るに至りしかば、政府は十萬人増加の費額を請求せり。但し一八六〇年の請求に反し、三ヶ年の現役を改め、歩兵の爲め假定二年役を提議せしに、進歩黨は軍費の増加を非として拒絶し、詮めては又二年役の確定を請ひ、中央黨は教會に關する讓歩を望み、提案は否決に歸し。(一八九三年五月)。帝國議會は解散せられたり。

一八九三年の總選舉に於て、進歩黨は軍費擴張案に賛成なる右黨の一部分と、南獨逸の民主黨に合同を試みし左黨の一部分とに割れ、勢甚だ衰微し、他の諸黨は悉く多_二少_一の座席を贏ち得たり。是に由つて案は新議院に於て十一票の多數を以て通過したり。

大成功を收めたるは社會黨にして、得票の計數に於ては他黨の之に比肩すべきものなく、實に一八九〇年の百四十二萬七千票は百七十八萬六千票となれり。之に次

保守黨は百〇三萬八千票を得しのみ。社會黨の當選議員の四十四人に過ぎざるは、選舉區の配置自黨に不利なりしが故のみ。蓋し選舉區は帝國議會創設當時(一八七一年)の人口に基き區劃したるものにして、爾來政府の之が改正を欲せざりしは、人口の最も増殖せる大市府工業地の代表の比較的薄弱なる所以なり。

社會黨に對する抗爭は皇帝の頗る焦慮する所となり、ケーニヒスベルグに於ける盛式勅語中に、諸子に特に軍令語を寄す。起つて擾亂破壊の黨與に對し、宗教道徳及び秩序の爲めに戦へ」と告げたり(一八九〇年九月)。政府が擾亂破壊の徒即ち社會黨に對する法案を作成するに當りて、宰相カブリヴィと普の首相オエレムブルグとの間に葛藤を生じ、遂に兩相の退職を見るに至りぬ(一八九四年十月)。新大宰相ホーヘンローへは、終に何人を問はず、軍人の不恭順を教唆し、若くは侮辱的言論に依つて宗教君主政結婚、家族若くは所有權を攻撃する者に對し新刑を設くべき一法案を提出せしに、保守及び加特力黨は其主義を賛成したり。されど帝國議會に於ける討論は、大學及び講座の社會黨に對して攻撃を加ふるの機會となり、自由派保守黨に不安を懷かしめたり。尋いで議會の委員加特力黨の主張を容れて法案に修正を加へしかば、他の

諸黨連合して之を排棄したり(一八九五年五月)。

農業黨の創立及び猶太人排斥黨の協定に由つて既に變化したる保守黨は、基督教的社會黨内の一分裂に由つて動亂を來せり。即ち貴族制に反對して、牧師ナウマンは本黨の大部分を民主的政策に誘致せり。其所説に曰く、第四階級の組織を助けて、基督教的基礎の上に平等を獲るに到らしむべし」と。彼は日傭農夫の爲め連合の權利を要請するに至りて、保守黨たる大地主及び彼を社會黨の同類なりと指摘せる保守黨の機關紙との絶縁を招けり。皇帝は明白に基督教的社會黨に反對を表し、政治的牧師の所説は奇怪なり。何人を問はず基督信者たるものは亦社會的にあらずや」と斷言せり。猶太人排斥黨は總選舉に成功の後、既に卿紳及び農紳士に反對なる「民黨」なりと宣言したり。是に於て保守黨は民主的進化の潮流に誘致せられたるが如し。

アルサス・ローレーヌ

一八七一年、佛國より略取せる該地方は、常に特別の状態に於て保有せられき。これ玆に特に其歴史の要項を叙説するの必要を見る所以なり。同地は大様佛蘭西の三區に分てるに相應する三部分より成る。即ち工業地に

して舊教徒の大部分を有する高部アルサス、農業地にして新教徒の多數を包含する低部アルサス、及び農業地にして全部舊教徒なるローレーヌ是なり。ローレーヌ州の大部分に於ては佛語を話し、獨逸語を解するもの稀なり。其殘部并にアルサスに於ては獨逸の俗語を操ると雖、北方獨逸人には理解すること極めて困難にして、而も高部アルサスに於ては全く不可能の事に屬す。

該地方たる、普魯西の方策に従つて住民には何等協議する所なくして合併せられたるものなり。蓋しビスマルクは彼等を懐柔するを以て容易なりと思惟せしが如し。彼は一八七一年の帝國議會に於て、一方アルサス・ローレーヌの住民が獨逸との聯合に反對なるを容認しつゝ、曰く、吾人の忍耐を以て彼等を制服するは吾人の義務なり。予は予自ら彼等の加入しつゝある新國家に於て、彼等の辯護者たるべく要求せらるゝを感ずと。斯くて彼は彼自身の掌中に保たんが爲めに、該地を以て帝國大宰相の直接支配の下に在る皇帝領土に屬せしめたり。而して帝國議會に向つて選舉せられたる代議士に依つて代表するを得たり。但だ同地には自己自身の政府を有するなきが故に、聯邦議會に於ては何等代表するを得ず。帝國々法の支配の下

に置かれ、唯特別法——合邦以前に厲行せられたる佛蘭西法——のみは、之を保留したり。

暫らくアルサス・ローレーヌは專制政治の下に置かれぬ。即ち大宰相の代理者によりて獨裁的の政治を施されたるなり。佛國の計畫によれる行政組織は、依然其續行を見たり。知事の代りに總督は置かれ、副知事の代りに府縣長官は置かれ、佛蘭西制度の地方會議は其儘保存せられたり。されど佛蘭西法の下に於ける十二縣制は撤廢せられて、更に二十二郡制となされぬ。宰相によりて任命せられたる官吏は總て獨逸人なりき。幾もなくして、國語及び佛國式の表示の問題に關する紛争は住民と行政官吏との間に生まれり。行政官は學校、官廳事務、及び公の手段、今は國有となれる鐵道等より佛人の勢力を削減するが爲めに着々と其歩を進め、甚しきに至りては揭示等に於けるまで、佛蘭西語を用ふるを禁じたりき。禁錮并に投獄は凡ゆる形式に於て佛國に對する同情の表示を制遏せんが爲めに行はれ、佛國的傾向を有し、又は佛國より入り來る新聞雜誌は容赦なく沮止抑留せられたり。人民は獨逸官吏が嚴密にして、且つ族長制度に慣れ、行政上の注意も恰も從者に向つてなざる

るが如く強制的なるに就き不平を漏らし、官吏は又人民を責むるに、彼等を遇するに傳染病者に對するが如く、且つ彼等を排斥するを以てしたり。次に選舉權に關する爭論は惹起せられたり。フランクフルト條約は合邦の住民に許すに、佛國市民たるを選ぶの權利を以てしたり。此選舉權を附與せられたる時の終期に於て(一八七三)佛蘭西の國民籍を有せんことを選擇したる人民の數は無慮十六萬四千に達したり。然れども政府は外國移住民の外は此選擇を以て無効なるものと思惟すべき旨を宣告し、其土に留れる凡ての者は皆獨逸の臣民として取扱はれたり。

獨逸軍制の端緒は又しても他の紛争の基を開きぬ。獨逸に仕ふる事を欲せざる幾多アルサス・ローレーヌの青年は佛國に逃竄し、獨逸政府は其家族を抑留して、以て其質となせり。此困難は更に文化の争と聯結するに至れり。アルサスの僧侶は加特力の學校に於て佛語を維持せんことを努め、佛蘭西派の一社會は加特力の利益を防護せんが爲めに設けられ、政府はストラスブルグの監督代理を放逐したり。專制政治は一八七四年まで繼續せられ、アルサス・ローレーヌにて獨逸の行政を施

くことを續けたり。されど爲めに未だ民心を得るに至らざりき。是に於てか政府は遂に帝國々土に普通法を行ふの利益を許與せんと決しぬ。斯くてアルサス・ローレーヌは帝國の立法權の下に配屬せられ、而して帝國議會に十五人の代議士を出すを許されたり。第一期の代議士は一八七四年に選出せられしが、彼等は凡て「反抗者」より成れり。彼等は其邦土が獨逸に合併せられたるに對して共同的抗議を試み、併せて人民は身自ら自己の運命を決するの認容を得べき要求を提出せんが爲めに、帝國議會を指して上れるなり。斯くて彼等は其團體より退けり。

爾後アルサス・ローレーヌに於て一の團體は組成せられぬ。目的とする所は、徒に獨逸政府に反抗するにあらずして、其征服の政策をして緩和せられん事を期するに存しき。其公言せられたる目的は、アルサス・ローレーヌの自治權を得るに在り。即ち内政を整理し、及び獨逸帝國の諸州に於けるが如く、選出代議員と豫算案を有するの權を收むるに在り。此自治權者の團體は主に新教徒の低部アルサスに於て勢力ありき。彼等は其活動を反抗者が皇帝に對して忠順の誓をなすを避けんが爲めに、議席を取るを拒める所の地方會議に於て始めぬ。一八七四年に於ては九十四人の

議員中、之を拒めるもの四十九人を出し、十五のカントンに於ては選挙は全く行はれざりき。然れども自治権者は喜びて議席に就き、政府をして三會議中の一を開くを得しめたり。低部アルサス即ち是なり。此團體の勢力を助長せんが爲めに、政府は縣委員會の制度を設けぬ。各地方より十人を選出して總數三十人の代議員を以て組織し、立法、租税及び其地方の費用等の議に參與するの權能を與へたり。これ將來に於けるアルサス・ローレーヌの立法府の胎兒なりき。

自治権者は明かに行政參與によりて勵まされ、反抗者等が夫れを拒むにも拘らず、進んで委員の職責に任じ、而して政府との關係に就て斡旋する所ありき。彼等は國民的政策の問題を避け、主として實際的事件に就て討議したり。此團體は一八七七年に於ては、帝國議會に向つて低部アルサスより五人の代議員を選出するを得るに至るまで強大なるものとなれり。政府も合邦の住民との調和を計らんと欲し、此新制度を採用するに決しぬ。これ一八七一年以來、第三次の變革なりとす。

此地方委員會は一八七七年に於て法律と豫算案に對して投票するの權利を得たり。爾後政府はアルサス・ローレーヌに對して法律に關し此團體と帝國議會の間に

介在して選擇することを得たり。現今此行政部は伯林よりストラスブルグに移れり。斯くて太守は任命せられ、其下に高級官吏及び政府選定の十人若くは十人以上の名士によりて組織せられたる中央政府及び地方會議の書記官ありて之を助く。これ上院にまでも發達し得る制度といふべし。而して此郡縣は固より投票の權利は之なしと雖、帝國に於ける聯邦會議にすら代議員を出すを許されたり。是に於てか自治権者は帝國內の他の諸州と全く均等の權利を要求するに至れり。アルサス・ローレーヌは皇帝領土とせらるべく、而して皇帝は其地には地方君主たるべしとの要求即ち是なり。

第一期に於ける郡縣太守はモンティフェル將軍なりしが、彼は先づ調和の綱領を提げて臨んで曰く、皇帝が予を諸君の國に送れるは創傷を作るが爲めにあらずして、之を癒さんが爲めなり。予は佛蘭西の如き國柄より分離したる後には自然に起るべき種々の感情を慰撫せんとす。予は公義と便利とを兼ね備へたる行政により、精神的并に物質的に住民の利益を計り、以てこの變動を平滑にせざるべからずと、斯くてモンティフェルは事實に於ても、好意ある行動と其善しと考へたる行政とによ

りて、民心を政府に懐柔せんと試みたりき。然るに茲に自治権者團體の存在するあり、其政策は端なくも其誤解を招くに至れり。自治権者の選舉を行ふを得たるや、其政策は單に獨逸法に於ける事實の認識に限りて、如何なる方法に於ても其適法なることを承認したるにあらざりしなり。一八八一年の選舉に際し、モントイフェルは彼等に對して、アルサス・ローレーヌと獨逸との結合に就て忠實に且つ公然に認識するや否を問ふ所ありき。團體は此暗示によりて閉塞せしめられたり。選舉の結果は、反抗者の外一人も選出せられたるものあらざりき。

獨逸政府は何等制度を變ずる事なくして、初政時代の方法に還れり。——官吏の自由專制權と庶民的表示の禁遏と即ちこれ。人民との紛争は續行せられたり。行政部は佛蘭西より兒童の心を轉せしめんが爲めに、學校に於て佛語を教ふるを禁じたり。佛蘭西の新聞紙は沒收せられたり。一般佛國人は固より、假令アルサスに於て生れたるも佛蘭西に歸化したる者なる時は之を放逐し、若くは數日の滞在に限りて之を許せり。

一八八七年の選舉は人民の感情を表白したり。選舉運動に於ける問題は新陸軍法

案なりき。政府は原案賛成者に反對するの投票は、佛蘭西の侵襲に便するの投票なりとて之を廢棄したり。選舉人は是を以てこれ獨佛間に於ける信認を決する種類の投票なりとの感銘を與へられ、反抗者側の候補者に向つて投票したるもの多くなりき。政府は更に抑壓手段を鋭くしたり。苟くも佛人たるものは帝國議會に選出せられたるものと雖、容赦なく之を放逐したり。新聞紙は沒收せられ、親佛的傾向を有すと猜せられたる團體は解散を命せられ、何物にもあれ、人民の間に青、白、赤等を持ち廻る者は迫害せられたり。斯くて愛國的同盟の隊員を拉して、高度の反逆を試むべきの淵に驅れり。一八八八年に於て、佛國との交通を沮塞せんが爲めに、通行券の制度を回復せり。これ既に廢毀に屬せる一七九五年より一八一四年まで行はれたる例外的佛蘭西法を復活したるものにして、佛國の國境に於て佛國に入る旅人に對して通行券を要求したるものなり。大宰相カブリヴは、一八九〇年に於て説明して曰く、人民を獨逸化せんとする試験は正に失敗に終れり。此上は唯佛蘭西よりアルサス・ローレーヌを隔離するの溝を深くするの一途あるのみと、通行券制度は一八九一年に於て廢止せられぬ。然れども太守の專制自由の權力によりて、例外の

制度を持続するに足る。

一八九三年の帝國議會に於て、反抗黨は新形式を取りぬ、一人の社會主義代議士は選出せられ、且つアルサス・ローレーヌよりの加特力の代表者は中央黨に加はれり。

十九世紀に於ける獨逸の政治的進化

佛人の侵入を免れたる後の獨逸人民

は、言語、風俗、共に一様にして、正に一民族なりとの感覺を起し、且つ政治的統一を冀望するに適せしなり。然れども政治的進歩に至つては通國同一程度に至らずして、依然統一に反對せる諸政府に従屬せり。佛國に依つて革命を與へられたる西部地方は、民主的にして常人的なる社會と一律整然たる行政とを有し、唯代議制度の一事を餘せるのみ。十八世紀の舊態に止りし東部地方は、貴族專制的君主政の外に適應すべからざる風俗と傳來的行政とを以て、閭族及び僧侶の公權を保存せり。而も奧普の兩雄政府は何れも其政治的中心を此東部に有し、その貴族的專制的政制に依りて、自由的政制に向つて獨逸の進化を沮止し、其競争に依りて政治的統一に向つての進化を沮止せり。民主的西部と貴族的東部との間、及び奧と普との間に於ける此二重なる反對故障は、蓋し十九世紀に於ける獨人政治生活の混亂且つ矛盾的

なる動搖と、突如不規則なる進化の狀を呈せる原因なりとす。

三十四年間餘(一八一四年至一八四九年)政治生活は西部に集中し、茲に佛國に摸倣して蓋爾たる若干の自由主義の君主政を形成し、其自然的進化は白耳義に類似したる議院制數小國の一聯邦に歸着すべきが如く見えたりき。此間普國は民主々義に依りて其軍隊を組織し、且つ其關稅同盟を創設し、以て全獨逸に於ける軍事的及び經濟的制御權を獲るの手段を準備したり。

一八四八年の革命は二様の情形を齎らしたり。一は兩專制國の首都に於ける佛國流の民主々義的騷亂にして、他は民主的聯邦の一議會を設け、是に藉りて統一を圖らんとする獨逸自由主義者の企圖是なり。前の二騷亂は維納及び柏林の政府に自由民主的憲法を強行せしめしが、後の聯邦議會も亦全獨逸の爲め一憲法を通過せり。然れども專制的君主は其軍隊の力に藉りて自由民主的政制を掃蕩し、且つ非常處分に依つて其憲法の係累を去れり。即ち奧帝は之を廢し、普王は擅に之を點竄して幾ど施政上の一手續法に近からしめたり。民主的聯邦憲法は普の軍隊に依りて掃蕩せられ、尙普軍は踵を旋らさずして西部に於ける共和黨を殄滅せり。一八四八

年の此失敗せる實驗より殘留せるは、普國に於ける民主的憲法の遺憾と、加特力教會の獨立となり。一八四九年に於てかの、小獨逸黨の苦心慘澹せる統一の方案、即ち奧を除外し、全獨逸を代表すべき民主的議會を以て、首王の統治すべき聯邦的一帝國の創設案も亦遺存せり。

專制的及び各邦個立即ち非一統的反動の休止せる時(一八五九年)政治生活は并行的二進化に依つて再び活氣を呈し、一は議院制的自由政制に向ひ、一は奧をも包含せる全獨逸の統一に向へり。此二進化はビスマルク其人の働に依つて倏ち阻止せられたり。普王に倚り、普の軍隊を恃みたる彼は、議會との爭議に就ては、普國をして君主政的解決を遂行せしめ、統一問題に就ては、獨逸をして一八四九年に畫策せる普國中心的解決を強行せしめたり。蓋し兩者共に獨逸國民の冀望と、普王の權力とを折衷せる妥協たり。而もこれ普王の口授に係る妥協にして、利益の大部分を王自身に保留せり。

獨逸帝國は獨逸民族の聯合と普國の獨逸兼併とを折衷せる者にして、奧領諸州を除きし獨逸諸州と、一部分の異民族波蘭、丁抹、アルサス、ローレーヌ人の棲息せる普

の新舊侵略地とより成形し、之に普王政府を戴かしむ。ゼルマニアはボロシヤ(普國の子にして、テュートニア古獨逸の子にあらずと時人は言へり。

普國及び帝國の立憲制は、一八四八年の自由的民主政と普國の專制的君主制とを折衷せる者なり。而してこれ國王の獨裁政府にして、其官僚的及び武力的一切の裝置を保留し、單に民主的一代表議會ありて僅に之を監督するあるのみ。

此民主的帝國主義の治制に於ける政黨は、他の大國に於けると同一の序次に従つて成立すること能はざりき。加特力右極黨より社會主義左極黨に至るまでの連鎖は、獨逸に於ては一八四九年に撲滅せられ、急進共和黨の闕如せるに因りて中斷せられたり。而して此急進黨は民黨と呼べる一殘類の之を代表するあるのみ。乃ち通常急進黨に屬すべき分子は、勢ひ社會黨に投合せざるを得ず。是に因りて社會黨は非常なる一勢力を獲得せり。之に反して右黨は重複せり。何となれば所謂中央黨は政治上に於ては一個の加特力黨にして、保守新教派右黨なればなり。而して兩者共に教會に結親せる君主政の與黨なりとす。

帝國の創立以來、獨人社會は相反したる方針に於て兩個の進化に誘致せらるゝの

觀あり。其一是官僚的武力的なる君主政的進化にして、普政府に其源を酌み、帝王神權及び僧侶的權勢の古制に則り、之を正規的形體に改修し、以て普國の模型に従ひ全獨逸を改造せんとする者是なり。他の一は民主的進化にして、大市府及び輓近工業勃興地方の新民に原動力を發す。而も漸々都鄙に普及し、彼の農業同盟、猶太人排斥論者、基督教的社會黨に依つて保守黨間に浸潤し、其勢侮り難し。此兩進化中ウィルヘルム二世に權化したる教會的武人的君主政的たる一と、非教會的實業家的且つ民主的たる他の一と、彼此の撞着矛盾は極めて明白にして、獨立政治生活全體の上に渾沌たる而も拒むべからざる一種の不安を感せしむ。(獨逸帝國は一八七一年以來、國となり、其商業は石炭、紙類、織物を以て英國と相競争するに至り、人口は一八七五年に於ける四千二百萬は、一八九五年に於て五百二十萬に達し、此期間市府の人口は百分の三十六より百分の四十七に増加し、柏林の人口は三十年間に過ぎざりき。)

第十七章 奧國に於ける立憲制

一八五九年、伊太利戰爭の後、奧國は專制政治を脱却せり。然れども、奧太利洪牙利の立憲并立制帝國となるに先ち、一八五九年より六七年に亙りて一危機を経過し、其間に於ける君主政國の憲法は假定の狀態に留り、數次變更を加へたりと雖、皇帝の治下に屬する民族中の或る者は、毎に之に異議を挿みたり。蓋しこれ奧國の政史中短期なれども、而も中央集權的專制政治と現代の新制との間に於ける抗爭の跡分明にして、兩者の分岐點に立てる決濟的一時代なりとす。

奧太利洪牙利國の成立

一八六〇年十月の憲法 一八四九年に復興したる專制政治は、一八五九年の伊太利戰爭の敗績と共に崩壊せり。而も其拋棄の必要を認めたるは政府自らなりとす。數年來政府は慢性的の歳計不足に悩み、毎歲募債に由つて之を填補せり。戰敗

の後軍隊の充實を圖らんと欲すと雖、信用已に地に落ちて國債を募集する能はず。一八六〇年に於て二億佛の募集額に對し、僅に七千五百萬の應募ありしのみ。國事より全然遠けられたる臣民は、固より痛痒相關せざるものゝ如し。茲に於てか生活を覺醒せしめんと欲せば、須らく之に多數權を與へざるべからざりしなり。

皇帝は戰後直ちに下したる一勅宣(一八五九年八月)に於て、戰敗の原因たりし所の積弊を認め、且つ一八六〇年の國債發行の前、直接に其臣民に訴へ、自由主義改革の交換に其助力を求めんと決意し、諸州に代議制度を布くべき旨を告知せり。其間帝は參事院の常議員に若干の高官顯職と、普く全國を代表せしむる爲め各地より擧げたる三十八人の名望家とを加へ、其多くは大貴族たる、參事會を召集したり。

官僚及び貴族の優勢を占めたる本會は、主として財政的事項及び重要法律上に就き其意見を開陳すべき任を負へり。而も一切發案提議の權を有することなし。墺人は之を以て既約改革の前提と看做し、召集を受けたる名望家之に參會せり。洪牙利の貴族も來會せりと雖、畢竟單に其善意を表する爲めに過ぎず。而も其來會を促す爲め、從來四人の州知事ありしに代へて單一總督を再置し、猶且つ一八四九年の反

動政策以前の如く、各州議會の再興を約するを要したりき。

大參事會に於て洪牙利人は自ら洪牙利人の代表者と思惟せず。洪牙利の歴史的權利を保留して、速に特別改制廢止の手段を講せられんが爲め、只管皇帝に倚賴すと言明したり。豫算調査の爲め委員の選任ありしに、全員一致、君主國に於ける内治の體制を非議し、經濟の整理を計り、殊に又國家の道德的勢力を萎靡せしむる所の此公共心の痲痺を救治すべき唯一手段として、各邦國をして其行政に干與せしめんことを求めたり。然れども此行政組織の方法に就ては、委員の議相分れたる。此權限狭小にして、纔に代表的なる最初の議會よりして、早くも統一聯邦の兩黨の類別現

れ、其抗爭は向後墺國君主政の政治生活を左右せんとす。統一黨は獨人の棲息する州郡の中産階級中に其主力を有せり。蓋し、君主政國統一の維持は、國都維納に樹立せる獨人政府の維持を意味すればなり。而してこれ市府及び工業地の黨類にして、貴族の如何に拘らず、自由的改革を遂行し、又僧侶の如何に拘らず、常人的制度を復興せんが爲め、強固なる一中央政府の存在を必要としたりしなり。彼等は隣接の大民族に對抗して、善く保護の任を盡し得べき中央政府を

切望せる小民族の代表者を味方とせり。一八六〇年に於ては洪牙利内の小民族即ちセルヴィア族、及びトランシルヴェニアのサクソン族を除くの外、他に小民族の代表者なかりしも、其他の代表者漸次公議會に參會し來るに及んでは、皆之と同一政策を執れり。

聯邦黨は主として洪牙利人、クロアト人、チェーク人、波蘭人、スロヴェン人（一八六〇年即ち伊奧戰爭前に於けるヴェネシアの伊太利人）より成り、孰れも中央政府より獨立して各國の自治政府を建設し得べき勢力を有する者なり。彼等は歴史的權利即ち帝國に合併する以前の舊態たる獨立を要求し、其通行の權域を滅殺し、若くは一步を進めて之を全廢し、帝國をして唯數國民の一聯邦たらしめん事を欲したり。此等諸邦に於ける社會に於ては猶貴族優勢にして、其代表者は多く貴族若くは高位の僧侶なりしかば、聯邦黨は同時に又舊政制黨にして、其民族の貴族的舊政府に復還せんが爲め歴史的權利を主張し、貴族僧侶の專權を維持せんと欲し、獨逸諸州に於ける舊政制の與黨、中流人士の敵手たる貴族、及び常人的政府の敵手たる僧侶を盟友となせり。

委員は多數黨と少數黨とに分れて、各其報告を提出し、其報告中將に奧國の典章的たらんとする獨逸政治哲學の成語を用ひたり。

多數黨たる聯邦黨二十五票の内貴族十三、監督三は、各邦國の政史的個立の認識、帝國內各邦の對等權、及び各邦の爲め、行政及び立法の自治權を求め、改革をして力めて、往時の制度に連續せしめん事を建議したり。少數黨たる統一黨十三票は、帝國の統一、及び強固にして集權的なる帝政の威力を損して、自治を許すべからずと謂ひ、縱令各邦個々の權能を許すも、統一國家及び帝國政府に於て、眞個の統一に缺くべからざる如上の權利を保留せんことを要め、此等の制度は皇帝に於て、其固有の全權に由り、君主の特旨として設定すべく、民族的舊權利の復興として要求せる歴史的權利説には正に反對の原則に據るべしと提議せり。而も當時革命的と看做されたる憲法に論及することを敢てせざりき。

皇帝は初め多數黨の意見を容れ、一八六〇年十月の特許詔書を以て、恆久不拔なる國家の根本的一法律を頒ちたり。此詔書は各邦の議會が其歴史的形式に従ひ、法律議定の權能あるを認めたり。而して、洪牙利の各邦に於ては其往時の憲法に従ひ、又

其他の諸國に在りては各國別々の條令に従ひて、此法律議定權を認められたるなり。全帝國を通じての法律、主として財政、租稅、公債、豫算、會計、検査の爲めには、各邦個々の議會より派遣せらるべき代議員百名の帝國顧問會を創設したり。皇帝は内務、司法、教部の共通衙門を廢し、洪牙利及びトランシルヴェニアの事務局を再置し、此改廢は、其諸王國及び各邦の歴史的權利を採酌せるものと宣言せり。蓋しこれ聯邦黨の持論の公然たる承認たりき。

一八六一年の憲法　此最初の聯邦憲法は四ヶ月間存續せしのみ。再び自國憲法の領有し得たる洪牙利人は、一八四八年以降、即ち洪牙利政府と維納朝廷との絶縁以降、其國會の協賛を経ずして中央政府の專行せる一切の行爲は無効なりと宣言し、フェルヂナント帝の讓位、フランシス・ジョセフの登位をも無効中に包括せしめ、一八四八年の憲法及び當年の法律、即ち國會と王との協致に依つて合法的に制定せるものゝ外、一切他を認識せざりき。蓋し一八四八年の政制は洪牙利を全然獨立の一國となし、單に國王一身上の關係に因つて奧國に聯結したるのみ。蓋し皇帝は各邦を通せる一立法議會を創設し、洪牙利をも此中に包含せしを以て、斯くの如く極

端に馳すべきの意なきは勿論なり。然れども洪牙利人に其憲法を恢復せしむるに當り、其程度を限定することを開却したりき。

洪牙利人は直ちに一八四八年の憲法が全然復活せるものゝ如く行動し、各地方は政府當局の回章に接したれども、之を敬遠して省みず、一八四八年の法律に従ひて自ら處し、選舉法を規定し、租税も國會の議決を経ざるを理由として其納付を止め、尙且つ奥人法術に聽從するを拒めり。此一般の動搖に對し、帝國政府も地方長官も何等控制の手段を有せず、皇帝は物情を慨歎し、最早國會を召集せざるべしと威嚇せしに、各地方は四八年の法律の完全なる復興及び革命に與りし者の爲め大赦を要求せし所の上表を以て之に報復せり(年一八六一)。

新内務大臣シムメルリング(年一八六〇)は方に帝國內地の邦國に約するに、公開にして法案提出の權利ある直接選舉より成る地方議會、即ち各邦國の爲め一立憲政府の設立を以てしたり。然るに自由派中流人士は帝國大政府の爲めに同一政制を望めり。藏相、紙幣價格の低落挽回の方法に就き、商法會議所に諮詢したるに、各會議所は舉つて、眞個の憲法を頒つこと、これ積弊を醫治すべき唯一手段なりと答申せり。

皇帝は洪人に推譲するを欲せず、而も財政の窮状を憂慮し、少数黨たる統一黨の意見に改説し、前年の特許詔書完成の色を粧ひて一八六一年二月二十六日の特許なる一新憲法を頒ち、以前と全く異なる政治組織に改めたり。各邦は特別命令に由つて組織したる其議會を保有せり。但しヴェネシア及び洪牙利の諸邦を例外とす。各邦議會は一八四八年前の普國地方議會の選舉法に酷似し、選舉民を大地主、市府、郡村に三分し、以て地主貴族の代表の偏重を計れり。而も帝國顧問會は兩院より成れる眞個の一議會となりぬ。而して貴族院は、勅選の或る大官職及び世襲貴族より組成し、代議院は各邦議會より選出の三百四十三名を其議員とす。洪牙利八十五、トランシルヴェニア二十、クロアシア九、ボヘミア五十四、モラヴィア二十二、ガリシア三十八。但し時宜に依り政府は直接に選舉團體をして之を選出せしむべき權能を保留せり。蓋し各邦議會が選出を拒絶するの場合に備へたるなり。

皇帝は、此等根本的法律を一括し帝國憲法として布告し、帝及び其後繼者の之を維持して侵すべからず、各踐祚毎に特別の勅宣を以て之が遵由を誓ふべき旨を約したり。此欽定憲法に由りて、奥國は英國トリ黨の思想に遵由したる一立憲君主國

となれり。即ち皇帝は任意に其宰相を選任し得る政府の對絶的主公の地位を留保し、議會は佛國ルイ十八世下の議院と一般、法律及び豫算の議決權のみを有せり。

統一の政府の企圖 (一八六一年) 一八六一年の憲法は、統一黨の宿望に副ひ、自由派獨人、小民族、洪牙利のセルヴィア人、ルーマニア人、ガリシアのリテニアン人、ダル

マシアのクロアト人の支持する所たり。而も此憲法は大小の民族を通じて一議會に隸屬せしむるが故に、貴族派聯邦黨及び成立強固なる諸國民に不快を與へ、又自由主義の一立憲制を設立せざるが故に、舊政制の與黨の不滿を招けり。

是に於てか一八六〇年の多數黨を形造りし聯合は破れたり。較、獨立的なる大民族は憲法は其歴史的權利に反せりと宣言し、随つて帝國議會に議員の派遣を拒絶せり。即ち洪牙利人、ヴェネシアの伊太利人、クロアト人は選舉を行はず、議會に代表なし。他の聯邦黨民族は、初めより斯く急激なる政略を探るを敢てせず。波蘭人、チェーク人、スロヴェニアン人は其代議士を派遣し、單に其歴史的權利を保留するに止まれり。イストリア、トランシルヴェニアなる地方議會は初めに拒絶せしかば、政府は之を解散して更に選舉法を變更し、辛うじて選舉を行はしむべき多數を制したり。僧侶黨

優勢のチロルは教派の同等權に反對して抗議し、新教派の禁止を要請せしかども、其議員をば派遣したり、萬事の決濟は各地方議會に多數の代表者を有する大地主の態度如何にありしが、彼等は其盟友たりし聯邦黨を棄て、政府に歸服したり。帝國議會猶滿員に至らず、百四十名の議員を缺けり。然れども、洪牙利を除きたる帝國の他の部分の爲め、一の小會議として合法的に行動するに足れり。尋いで一八六三年、トランシルヴェニアの議會を組織したるに因り、洪牙利人に反對のサキソン人、帝國議會に其議員を派遣せしかば、皇帝は之を全帝國の重事を議するの權能ある大會議なりと宣告したり。

斯くて立憲制は、舊自由派にして且つ獨人なる愛國黨に屬し、曾つて一八四八年に於て帝國の前宰相たりし、シメリングの總理せる獨人内閣の下に其實行を始めたり。彼が政策は主として自由的且つ獨人的宣言に依つて其特色を顯はせり。此時に當り、獨逸諸邦國と外交上の交渉に際し(一八六三年)たれば、獨人の多數を占めたる議院は、此政策を賛成し、獨逸諸邦國との聯結を緊密ならしめんことを皇帝に請願すべき上奏案を通過せり。

此政制は初め獨人の施政を擇ばざる諸民族の聯合的抵抗に逢着し、後亦政府を十分自由的ならずと觀破せし獨人自らの反對に逢着したり。

民族的抵抗はヴェネシアと洪牙利とに始れり。ヴェネシアの州會、其代表委員の派遣を拒絕せり(一八六一年)。洪牙利の議會をベスト府の對岸オフエンに召集したるに、會同は承引したれども、而も忽ち皇帝に致すべき奉答に就き幾と等分の兩黨に分れ、甲は討議をも待たず、洪牙利は一八四八年の憲法の全然復活を要求することを明示すべき議會の一決議を以て應ずるに止めんと欲し、乙は舊自由黨の率ゐる所にして、新憲法に反對の上奏文に止め、較融和的形式を採らんことを提議せり。斯くて三週間討議の末、上奏黨は決議案の上に勝を制したり。百五十二票に對する百五十五票。而も上奏は決議案の意義に作成し、洪牙利の慣例たる國王に奏すの冒頭語を用ふるの代りに、仁慈なる君なる語を用ひ、前王の讓位、今上の登位を認識せざるの意を暗示せり。皇帝は上奏書の接受を拒絕したり。議會は一七九〇年の形式を用ふべきことを承諾したれども、洪牙利王は即位式を行ふにあらざれば合法的に王とならず、而も即位式は左の先決條件に關聯する旨を宣言せり。第一、洪牙利國各邦を通じて、ク

ロシア、トランシルヴァニア其代議士を洪牙利議會に列坐せしむる事、第二、根本法律の完全なる恢復、即ち一八四八年の憲法の復活、第三、議院制及び責任内閣の復興是なり。議會は洪牙利を、奥國の一州となし、外國人多數の團體に從屬せしむる奥國の憲法は、本國と現朝との間に締結したる條約に違反するものとして之を排斥し、又議會は、奈何なる理由若くは利權の爲めたりとも、本國の憲法的獨立を犠牲に供する能はず(一八六一年七月)、洪牙利の政府をして、洪牙利王の外一切他人に從屬せしむるを得ず、亦、帝國全體の代議院に参加するをも欲せず、唯單に事毎に一個獨立國が他の獨立國に對するが如く、奥本地の諸民族と商議することを承允するのみと宣言したり。

斯くて洪人は其歴史的權利、皇帝は其欽定憲法を擁護し、各其權利の正式なる認識を得たる後にあらざれば、協商を開くを欲せざりしを以て、兩者の主張齟齬相容れず、商議は遂に公然たる破裂に歸着せり。政府は洪人をして耐忍に倦ましめん爲め、一の假定制度として抑壓政策に復還したり。而も洪人屈伏せず、假定制度は一八六六年まで繼續せり。クロアト人も奥政府がダルマシアとの合併を聽さざる限り、

帝國議會に議員派遣を拒絶したり。

組織較不鞏固の民族たる波蘭人、チエーク人にして、初め帝國議會に参加したる者も、洪人のなす所に倣ふの利益なるを察し、漸次其政略を變更せり。波蘭人先づ議會を退き、チエーク人亦ボヘミアの議會に多數を制するに至つて、帝國議會に代議員派遣を拒絶したり。玆に於て議會に殘留せるは獨逸人及び小民族の代議士のみとなれり。

此期間内閣は主として財政策に就き、獨人黨とも紛争を開けり。蓋し歳計の窮乏日に甚しく、國債月に加はりて、閣は反則的流用に依つて缺陷を充填せることを自白するの已むなきに至れり。獨人自由黨は内閣が立憲制を輕んじて唯金策の爲め財政の處辨にのみ之を供用する者なりと譏り、議院は第一に豫算の均衡(一八六四年)、尋いで經費の削減を要め(一八六五年)、終に公債の募集を拒否したり。

憲法の中止(一八六五年) 皇帝が一八六一年の憲法を容納したるは、國內諸邦國の統一を維持し、政治を補助せしめんが爲めなりと雖、其憲法は纔に帝國の一部に實行するを得て、他の部分に於ては人民之を排斥し、其代議員を召集する能はず、

議會は執政者を毫も補助する所なく、却つて會計の精算を要求して之を妨礙したり。皇帝は此失敗せる實驗に鑑みて、奥國傳來の併立主義に復還したり。即ち洪牙利國には獨立の氣象に富める特殊の民族ありて、集權的奥帝國に統一するに適せざるを以て、之を分別して一聯盟國となすに止めんとす。

是に於てか洪牙利の歴史的權利と帝國の統一とを調和せんが爲め、洪人と商議を開始し、此商議の間他の繫累を避けんが爲め、皇帝は帝國議會を解散し、自由派獨人内閣を貶け、又終に憲法を停止し、東部人民の合法的代表者と協定するに決意せるを以て、已むなく憲法を中止すと宣言し、而も此中止は一時的と告白せり。然るに新内閣は貴族黨の貴族より組成し、又中止は自由派獨人に依つて一暴斷視せられて其非難を招きたりと雖、波蘭、ボヘミアの聯邦黨及びチロルの加特力黨は嬉々として之を迎へたり。洪牙利及びクロアシアの議會、協定の條件討議の爲め召集せられ、皇帝は大綱に於て一八四八年の諸法律を認識し、議會に於て帝國統一の意義を體認して之を訂正すべきを條件となせり。商議は一八六五年を以て開始し、六六年の普奧戰爭に因りて中絶し、六七年に至り漸く終結したり。

商議は兩個の政制中に就て一つを擇ぶの必要に迫れり。即ち帝國を單に兩民族マギヤール人に於ける洪牙利と、獨逸人に於ける奥太利に別つ所の併立制と、帝國を大小許多の邦國に個別すべき聯邦黨と是なり。内閣は斷然聯邦制を擇びて臨時帝國議會を召集せしに、聯邦黨多數を占めたり。然れども獨人國の選出議員列席を拒み、議會は洪牙利と締結したる妥協案を議すべき定數に不足を告げたり。

此時に當り、一八六六年の普奧戰爭の後を承けて奥國に仕へし、サキソニーの前首相皇帝を勸誘して聯邦主義を放棄するに決意せしめ、ビュスト内閣（一八六七）併立制及び立憲制を定立し、是に因つて憲法中止の終局を告げたり。

洪牙利との妥協 新政制の基礎は一八六七年の妥協にして、帝國を部別し、權利に於て嚴正均等なる兩國となし、共に同一君主を奉すべきも、而も奥太利皇帝と洪牙利使徒王との相異りたる兩尊號の下に雙鷹の同一徽章を採用し、君主國は公式に奥太利洪牙利なる複稱的國號を冒せり。劃域は史傳に據りて行ひ、洪牙利は舊セントステーン王國の諸邦より成りて、其州七、奥太利は國內諸邦を合せて州數十七を計ふ。兩國共に政府に民族的性質を帶ばしめし所の優勢民族、即ち奥に於け

る獨人、洪に於けるマギヤール人と、大半はスラヴ人種にして組織不鞏固、文化幼稚なる數多の小民族とより成れり。時人語つて曰く、ビュスト嘗つて洪牙利の宰相に謂ふに、卿等須戒心於其匈奴吾儕亦當警我蠻貊之民」と。

今や兩國は前日(一八四八年)の如く、單に君主一人の聯結にあらず、而も通有の國務を擔當すべき共同的一政府に依つて聯結す。而して其國務を二種に大別す。

第一、帝國議會に代表ある諸邦及び洪牙利諸國を通じたる國務は三事項に過ぎず、外交、陸海軍(但し各邦の兵額及び兵役法を除く)、共同經費の會計是にして、兩國のバールメントに對し等しく責任を負ふべき帝國々務三大臣之を擔當す。

第二、隨時協定の共通主義に従つて處分すべき事項(商事、關稅、貨幣、軍制、工業、法制、及び通有經費の兩國分擔額は、兩バールメントの委員會に依つて規定す。委員は各六人(其三分の二は下院より、三分の一は上院より選出す)にして、兩國の對等を表する爲め、兩國の首都維納、ペストに交、毎年召集す。蓋しこれ合同的一議會にあらず、各訓令を帶びたる派遣委員の會議にして、討議の爲めにあらず。表決の爲めなりとす。——雙方の委員各別に會同し、各その國語を以て合議し、兩者は文書に依つてのみ

相交通す。雙方の議相合はざる時に當つては會同すと雖、而も討議の爲めにせず、單に表決の爲めにす。——委員會は十ヶ年を期限として締結すべき契約の形式の下に、一時的協定を決議するに過ぎずして、尋いで兩國に於て内容同一様なる法律の形式を以て、更に各バールメントの議定を経べきものとす。

第一契約は共通關稅制度、一銀行共通貨幣制度相異りたる印象を以て、及び度量權衡を設定し、往時の國債將來の經費の分擔額を定め、洪牙利は其百分の三十を分擔せり。

此政制は前古無比の創造にして、理論家も其定義を下すに艱めり。蓋しこれ北部獨逸の如き聯邦的一國家にあらず。——經濟的利害を計る何等長久の規定もなく、短期なる一時的合意に由つて設定したる兩國の經濟的共同は、其期限毎に更に問題となり、關稅聯盟は固より銀行其他經濟的法制、度量衡の統一の如きも之を廢改するは、兩國議會各自の任意に係れり。唯其不易的たるは外交軍事の合同のみ、而もこれ恆久的にあらざるなり。其合同は兩國家間の締約にあらずして、而も其一國家と現埃朝間の締結に繫れり。不幸にして一朝ローレーヌ系統の絶滅するあらんか、聯

結は忽ち休止して、洪牙利は再び選挙的一王國となり了らんのみ。

一八六七年の自由的憲法

兩國共に妥協は憲法及び公選的代表制の再興と

相伴ひ、洪牙利は王の請求に由つて訂正を加へ、王をして總て國務大臣選任の權を有せしめたる一八四八年の憲法に復還したり。即ちこれ自耳義の憲法に酷似せる頗る自由主義の一憲法にして、公私總ての自由を保障し、責任内閣に行政權を授け、立法權は上下兩院より成る議會に與へたり。上院は依然貴族的に留り、主に世襲貴族(八百人餘)より成り、實際主要の議會となりし下院は、僅少の納稅資格と、廣く教育及び職業等の能力資格とを取れる寛宏なる選挙法に依り、公開投票に由つて擧げたる代議士より成れり。

奥國に於ても亦一八六七年の根本法に依つて變更したる一八六一年の憲法は、自由主義にして議院制的たる一憲法となり、國民一般の權利に就ての法律は革命黨の定説に従ひ平等權を宣明し、凡爲公民者向法律平等也官途亦均向各人公開と、又自由派の定論に従ひ、公權及び私權的自由を認識したり。獨逸民族にあらざる他の民族を安慰せしむる爲め、言語及び民族の對等を宣明したり(國內の各人種は權利に於て平等にして、各其民

族及び言語の保存に就き、疑すべからざる權利を享有す。總て常用の國語は國家、學校、官廳公務の用語たるべきことを公認す。數人種棲息の地方に於ける公立學校は、強迫に涉らざして第二國語を教習し、各人種を以て各其國語の練習を要す。)

帝國議會は、貴族院と十七州の地方議會に由つて選出したる二百三人の代議士院とを以て成れり。内閣は議會の前に責任を負ふと宣明せられ、法律發議權は議會に認許せられたり。

中央議會たる帝國議會と各邦議會即ち地方議會との權限は、常に獨逸に於て帝國議會に賦與したる權能のみならず、通國豫算、軍事、商事、度量權衡、信用、運送、衛生、歸化、尙出版自由の規定、集會結社、宗教關繫、教育綱領、民刑商法、裁判及び行政の組織等、統一の維持に必要な事項を擧げて帝國議會の權域に歸し、特に帝國議會に保留せざる他の立法事項は地方議會の權内に放委せり。又憲法變更の爲めには、帝國議會に於て三分の二の多數決を要したり。

是に於て奥國は三重代表制を以て、幾と議院制的立憲自由の一君主政國となれり。即ち十七州に於ては各州法及び州豫算を決議すべき各邦若くは地方議會、奥國の爲め帝國議會、奥洪共同の爲め委員會是なり。

奥太利洪牙利國

奥洪國は一八六七年以來、判然たる二國にして、各自内治上の政治生活を有す。然れども君主及び外政の共同は、兩國間に連帶の責任を持續し、其内政上に影響する所尠からざるなり。乃ちボスニアの占領（一八七八年）なる帝國外政史上の出来事に因つて兩時代に分れ、兩國内治上の進化を變更せし其政史を諸相叙述すべし。

奥國に於ける政治生活の状態　奥國は猶異種民族の混合體にして、一八六七年以後と雖、絶えず政治生活は各民族間の争抗に依りて左右せられ、黨派は眞に民族的にして、獨人の指導にかゝり、共同政府の與黨たる中央集權黨と、スラヴ人波蘭チエグ、スロヴェニアン、クロアートの指導に係り、地方政府の與黨たる聯邦黨とに類別し、獨人は又政黨として、貴族的にして且つ加特力的たる舊制黨即ち保守黨と、民主的にして且つ常人的黨即ち自由黨とに類別せり。

大に政治生活を複雑ならしめたる所以は、文物の同化に由つて最早各民族の區別判然たらざる一事にあり。即ち奥洪兩國に於ける各人種は、實際唯其日常用ふる所

の言語の異同に依つて之を識別するのみ、獨人の一部分は正に獨逸化したるスラヴ人なり。歐洲に於て人種學上の意義に於ける人種、即ち一定にして世傳的たる人類學上の性質を備ふる異人の存在するか、若くは唯言語教育の異同のみなるかは別問題とし、されば各州に於ける民族即ち同一言語を用ふる人民は、相併んで生を營むのみならず、相雜り相重りて郷黨互に親和の狀を呈す。スラヴ語の優勢なりし殆ど各地に於ても、獨語は依然市府、大地主教育ある人士の用語として留れり。蓋し獨語は、朝廷、商業、美術、文藝上の用語たればなり。アドリアチック沿岸に於ては、伊語之と同一の効用をなせり。——上述の如く全く獨逸化して民族的抗争の跡を絶ちたる地方は格別、其他の地方に於て用語の異同は、同一地方は勿論、同一市府に於てすら往々住民間に敵愾心を生せしめ、其抗争は、常に中央に於ける帝國議會に於て帝國の一般政策に關して起るのみならず、各州會に於ても亦各民族の權利問題に關して頻々として起り、其實用語に關するもの多きに居れり。

憲法は、各民族及び學校、官用、公事に於ける言語對等の主義を宣明し、國語問題を提起せるのみにして、之が解決を下さゞりき。實際に於て小學校は、各國語教習の爲め

カルニオラなるスロヴェニアン人州は、本州に於て已にスロヴェニアン人の對等權を獲得せしを以て、猶獨人の制下に留れる諸州(カリンシア、スチリア)若くは伊人の制下にある諸州(イストリア、ゴエルツ、トリエスト)に於て同一權を要求せるスロヴェニアン民族黨の中心なりき。

南部諸州に於ては前に伊人優勢を占めしが、後漸くイストリア、トリエストに於けるスロヴェニアン人、ダルマシアに於けるクロアト人なる在郷のスラヴ人に地歩を譲れり。即ち大地主の脱離は伊人をしてダルマシアの地方議會に多數を失はしめ、クロアト人の多數黨、クロアト語を州の官語となしたり。——チロルに於ては人種の地方的分裂猶存續して、北部は獨人、南部は伊人にして、伊人の少數黨は伊人地域の爲めに特別管治を要求したり。

スラヴ人の強盛なる北部諸州は殊に民族黨の分裂甚しかりき。

ボヘミアはチエーク民族黨の中心にして、チエーク人は地方に優勢にして、尠くもボヘミア王國の三分の二を制したり。然れども政府がチエーク人と結親し、之に多數を制せしめし時まで(一九一七)は、大地主等、地方議會に於て獨人に強大なる多數を確保せ

り。ボヘミアに合併したる舊州(モラヴィア、シレシア)に於ては庶民の大衆チエーク人たりしも、獨人は市府及び大地主の贊助に頼りて多數を保持せり。

ガリシアに於ては、波蘭人の衆庶が猶歸服して留りし加特力派貴族の統率に係る波蘭黨優勢を占め、リテニアン人は絶えて其多大なる數に比例せる政治的權力を有するに至らず。依然として社會上卑賤なる鄙人階級に留り、而もリテニアン人郷に於て代議士の一部分は波蘭人なりき。ガリシアの地方議會は毎に波蘭貴族の多數に屬し、リテニアン人の少數黨は、學校教會希臘教一致派の自治權を請求するに止れり。

衆庶が、ルーマニア人たるブーコヴィナは微々たる政治生存を有するに過ぎずして、初め帝國議會には政府黨たる其議員を派遣したれども、終にルーマニア民族黨地方議會に多數を制したりき。

斯くて埃國には立憲制の創始當時、既に自由保守の兩獨人政黨と、七民族黨(Czechs, Poles, Ruthenians, Slovenians, Italians, Croats, and Rumanians)存在し、其政策は主として其國語及び民族的自治の爲め、中央政府より讓歩を獲得するを目的となせり。此等の各

黨派は帝國議會に於て俱樂部なる院外會を組織したり。故に議會内に於て單獨一黨より成れる同心一體の多數黨としては絶えて之あることなく、多數は毎に黨派間の聯合に成れり。

内政上に於て主要なる問題は宗教士との關係の整齊にして、政教の分離説と一致説とに兩分し、獨逸の國民自由黨に類似せる帝政派非教士的中産階級黨たる自由黨は、主として教會及び學制的改革を請求し、保守黨は教會及び經濟的舊制の維持を要求し、獨人加特力黨及び小民族(スロヴェニアン、クロアト)の保守黨なる二種の自由黨の敵手より成れり。

民族的事項に就ての問題は、國語と地方議會の權利とに關し、獨人は獨語を國語とし、法衙行政上及び中學以上の專用語として之を維持せんと欲し、他の民族は其大小強弱に従つて、或は單に其學校寺院の管理權のみを要請し、或は全く行政上の自治權、或は其國語の完全なる對等權、或は地方議會の獨立を要請したり。

外交政策に於て自由派獨人は獨逸伊太利に好意を表し、加特力黨は之に敵意を挾みたり。スラヴ人種中に於て、チエーク人はスラヴ種族糾合黨首唱者として、將た熱心

なる露國黨として、獨逸の敵黨たり。波蘭人は露と融和し難き仇敵にして、スロヴェニアン、クロアト、リテニアンリテニアンの各種族は之に同情を寄せたり。

斯くの如く相矛盾せる政策の交又するに當つては、各黨派の結合は唯臨機苟合を事とするの外なきが如き觀ありと雖、而も埃國に於ける黨派は、獨逸に於けるよりも較、永續的聯合に由つて結合したり。蓋し社交的親和力の存するありて、波蘭人及び貴族的チエーク人俱樂部と獨人保守黨俱樂部とを親近せしめられたればなり。即ち中央集權的にして又自由主義なる新憲法に反對の同氣相求めて、歴史的權利の民族黨と舊政制黨とを結合せしなり。スラヴ人種族と貴族黨及び加特力黨との間には自然的聯合存在したりき。

一八六七年以來、皇帝は立憲制的君主として施治せるのみならず、議院制の實行をも採れるが如き觀を呈せり。何となれば内閣は毎に代議院に多數を有したればなり。然れども議院制とは反對に、皇帝は議院の多數黨中より宰相を擧げず、自家の政策に従つて議院に多數を制し得べき内閣を選任したりき。階級制の選舉法は、代議士間に社會的疎隔を生じ、獨立せる政府の多數黨の成形を妨げ、實際に於て大地主

の代議士は常に内閣に歸附し、其表決は兩聯合黨の甲乙に對して多數を制するに足れり(上院に於ては終身議員を勅選し、黨派の均衡を直接に變易することを得たり)。故に多數を制するは大地主の向背に關係し、大地主は内閣に、内閣は皇帝に相關聯せり。是に因りて皇帝は相憑つて施治せんと欲する所の黨派を擇ぶを得たり。而も皇帝は兩個の聯合黨間に絶えて確實なる選擇を加へ得ざりし所以は、獨人として又其帝國の統一の利害上に於ては、獨人中央集權的聯合黨に傾向し、貴族制及び加特力徒としては個人的に聯邦的聯合黨を擇べり。斯く皇帝が兩者の間に遷轉して一貫不易の國是なき所、即ち奧國政史の主眼たりき。

自由主義の内閣(一八六七年乃至七〇年)

皇帝は一八六七年の新憲法を留保なく容納せし所の獨人自由黨を内閣に擧げ、且つ之に多數を制せしむるを以て新政の第一着手としたり。即ちオイエスベルグ内閣は主として教會的抗爭に力を專にせり。蓋し一八五五年の宗教條約に依つて明かに認識せる加特力教門の權威は、宗教の完全なる自由を保障したる一八六七年の憲法上解決し難き抵觸を來せしかば、内閣は宗教條約の廢棄を通告せずして、實際之を廢止すべき法律を通過せしめ、第一、婚姻

に關する事件の審權を常人法衙に復し、教職に於て結婚を拒絶する場合に對して、民事結婚の法式を創定し、第二、學校と教會との關係の法律を以て、教育上の最高管權及び監督を國家に屬せしめ、國家の命すべき官僚をして之を行使せしむべき主義を提置し、第三、宗派間關係の法律を以て宗教の對等權を樹立したり。辛うじて上院を通過したる(一八六八年)此等の法律は、一舉にして教士の強行的權威を廢滅し、宗教の自由を樹立し、且つ教育をして教會より獨立せしめたり。蓋しこれ法王と皇帝、加特力黨と政府との間に反抗の主要なる原由にして、法王及び加特力黨は宗教條約の無視を非難し、政府は國家の主權の名に於て内政の時宜處分權を主張し、國家と教會との兩權力者間の衝突たりき。法皇は一演說に於て一八六七年の憲法を眞に慨歎すべきものと稱し、又一八六八年の法律は忌嫌すべきものと呼べり(一八六八年六月)。而して教王の權力に依りて此等の法律を排斥非難し、且つ現在未來の爲め無効なりと宣言したり。是に因りて或る教長は結婚書類の交付を拒み、リンズの大教長は威力を以て抵抗せしが爲め處刑せられたり(一八六九年)。然れども後に特赦に預れり。

内閣は、軍隊及び財政再組織の事に従ひ、普國に則りて三年役國民皆兵制(二部一に分年、他の一部は後備七年、後備三)と佛國式の國民兵とを採用し、其進退を賭して、獨逸に於けるが如く、毎年の議決を要せず、現役の兵額、十年置据法を獲得したり、財政に就きて内閣は積年の缺陷を募債に由つて填補する方法を放棄し、新税と公債の利息に課税の形式を粧ひ、其實部分的破産行爲とに由りて、歳計の均衡を恢復したり。内閣は毎に獨人自由黨及び大地主より成れる多數黨の支持する所なりしが、而もスラヴ民族黨壯烈なる抵抗をなし、内閣終に爰に挫折せり。

チエーク人黨はボヘミアの地方議會に列席を拒み、一八六八年八月の宣言を以てチエーク民族の論議及び要求を表示して曰く、奥國にしてボヘミアの世襲王と政治的ボヘミア國民との間には、王の戴冠式の誓宣と代表者の尊王の誓詞とを以て、即位の度毎に更新せる契約の存在するあり。ボヘミア王國は當代の合體に因りて奥國に聯結するのみ、當朝と始終を共にし、其歴史的及び公法的特性を保有す。此憲法的關係はボヘミア王と、合法的に代表せる國民との間に一新契約を以てするにあらざれば、正規的に變更し能はざるなり。其他の代表團體は、縱令帝國議會たりとも、ボ

ヘミアに課するに國債若くは租税を以てするの權利なし。奥洪兩國の妥協は一八六〇年、六一年の憲法に全く價値を失はしめたり。最早ボヘミアは帝國議會を認識する能はず。蓋しこれ史的根據なき偶然の一團體を代表するに過ぎざればなり。憲法上の爭議は王と國民との間の協定に依るにあらざれば、調停し得べからずと。

チエーク人黨は皇帝に對し一八六七年の洪人と正しく同一の態度を取り、歴史的權利と帝王一身上の聯結とを名として、獨立國民の地位を要求し、亦故ヴェンセスロス王國の三邦(Bohemia, Moravia, Silesia)を合併し、中古の王國の再興を請へり。蓋しこれ洪人と同一なる史的立論にして同一策略たり。即ち帝をば單に王として認識し、帝國內の他邦と關係を有することを拒絶するものとす。然れども現實の形勢同一ならざりき。洪人は常に自治を行ひ、一八四九年の事變の後、專制的政制の嘗試ありしも、其期至短にして自治の體制を壞るに至らず。依然民族的たる貴族制と共に完全に之を恢復し、一切の外人的政府を排斥するに同心一體に決意しけるが、チエーク民族は一六二〇年に反動を起し、其集權は既に二世紀半を経過し、貴族の一半、庶民の三分の一はチエーク人を劣等視し、維納の政府を擁護するに馴れたる外人たりき。モ

ラヴイア、シレシアに於ては外人分子が國國を風靡せり。チエイク人の宣言に對し、獨人はボヘミアは毫も特種の史的權利を有せず、隨つて皇帝の特許せる憲法より外に公法を有せずとの論理に依りて報復せり。

波蘭人黨はガリシアの地方議會の波蘭人多數黨に依りて通過せる決議書に其論議を表示せしが、洪人やチエイク人の如く獨立の一國成形の權利を主張する能はずして、單に民族的自治を請求するに止れり。此黨は一八六七年の憲法が、波蘭に與ふるに適當なる立法行政の獨立を許さざるを非難せり。是に因つて、ガリシアの代議員は、當王國及び他邦に通有なる事項に就てならでは、帝國議會の議事に與からざることを請求し、商事、信用、教育、衛生、刑法、司法、行政の裁判組織に關する立法權を地方議會に留保せんと欲したり。

聯邦的憲法制の嘗試 (一八七〇年乃至七一年)

反對黨は洪牙利人が用ひて以て成功したる禁斷政略を採用して、帝國議會に出席するを拒絶したり。憲法は各邦議會が團體として帝國議會に委員の派遣を拒みたる時、之に對すべき手段を政府に與へたり。即ち各邦議會の選舉民をして、直接に帝國議會員を選出せしむる是なり。然れども

各邦議會の委員が個人的に出席を拒む場合に當つては、何等の強制力もなかりき。内閣員の多數は帝國議會の爲めに直接選舉法を提議し、同時に維納に於て獨人社會黨の組織に係る職工の一群、議會の前に稀代なる示威表情をなし、普通選舉、集會結社及び出版の自由の請願書を選出せり (一八六九年十二月)。皇帝は内閣中貴族制的少數黨を貶ることより着手せり。然れども反對黨即ちチロルの加特力黨、ガリシア人、スロヴェニア人、伊太利人、ルーマニア人等は舉つて議會より退き、纔に議事の定數に滿つべき獨人のみ留れり。是に於て中央集權黨内閣は議會の解散を請求したれども、皇帝之を聽さず、其政略を一變し、以て一八六五年洪人貴族に對せし筆法を用ひて、スラヴ民族の貴族黨と和衷すべきことに決意し、其間一波蘭人を首斑としたる過度の一内閣を舉げたり (一八七一年四月)。

此時に當り普佛戰爭に由つて生せる不測の形勢は、皇帝をして一時其計畫を中止せしめ、戰爭終りて後一貴族黨を首席とし、二チエイク人を舉げて聯邦黨の一内閣を組織したり (一八七二年二月)。此時政黨は二大集團に別れぬ。即ち一八七一年の中央集權的憲法を保存せんと欲する所の立憲黨と、地方議會の權能を擴張せんことを望む所

の聯邦黨とは是なり。而して聯邦黨内閣が立憲黨多數の獨人各邦議會を解散するや、常に内閣黨たる大地主等は聯邦黨の側に權衡を傾けたり。

チエイク人は單にボヘミアの獨立を獲得するの條件を以て聯合黨に加はり、その領袖個人的に皇帝と交渉し、皇帝は一勅諭に依つて協定の意を告白し(一八七二年九月)、當國の權利を嘉尙認識し、且つ即位の宣誓を更新すべき旨を宣言し、ボヘミアの議會は洪牙利と同一なる聯合制定立の爲め根本法十八ヶ條を以て奉答したり。

茲に於てか獨人諸邦に於て激烈なる騷擾起り、各邦議會の抗議、新聞の論說、内閣に反對の示威表情頻々たり。殊に皇帝をして深く顧慮せしめしは、尙書ビュスト及び洪牙利の各宰相が、チエイク人のスラヴ種族糾合策に危愆の念を懷き、聯邦黨に反對の態度を取りし一事是なり。主要大臣の會議(一八七二年十月)は皇帝をして一八六七年度の憲法に復還するに決意せしめたり。ホーヘンワルト内閣引退し、尋いで其主要の敵手たるビュストに不興を被り、一洪牙利人(Archduke)代りて奧洪國外務の局に當り、尙書の官名は爰に廢止せられたり。

選舉法改正及び立憲制的内閣(一八七七年)

憲法に復還しつゝ、皇帝は再び獨

人の一内閣(Archduke)を擧げたり。蓋し各邦議會再應の解散は帝國議會に於ける獨人立憲黨に多數を與へたればなり。さればチエイク人、スラヴ人、加特力黨、亦一轉して帝國議會に出席を拒絶したり。然れども内閣は波蘭人及びクロアシア人を收攬するを得て、議員の直接選出法案を反覆したり。

選舉法の改正は主義に於て一決せりと雖、其實行を見るまでに一年餘を費し、二に對する百二十票、總員二百三に依つて通過したる一八七三年の改正法は依然階級別を存し、唯直接選舉(地方議會の派遣にあらず、直に代へ、議員數を増加して三百五十三人となせるのみ。即ち八十五の大地主、百三十七の市府及び商業會議所、百三十一の郡村(是は間接選舉)にして、猶代表の多大なる不均等を矯正することなし)一八九〇年に於て、地主階級に於ては選舉人六十三に就き議員一、商業會議所に於ては二十七に就き一、市府に於ては二千九百十八に就き一、郡村に於ては一萬千六百に就き一人の割なり。多數は依然獨人の占むる所にして、一八七八年に至るまでは、百十五の斯拉ヴ人、十五の伊太利人に對し、獨人二百二十なりき。

斯く獨人立憲多數黨の支援ある内閣は、常人的政策を復行し、獨逸の文明奮闘法律

に摸擬し、五月の法律と號せられたる法律を以て、宗教條約を正式に廢止し、教長をして缺員の補職を俗門官憲に申告せしめ、加特力教徒以外の者に宗教會を創設するの權利を認許したり。法王抗議して皇帝に親書を送りしに、皇帝は帝國議會の權利を盾として之に復答せり。

此内閣の政下に、伯林に於ける企業熱に齊しく、維納に於て企業速に勃興し、銀行、鐵道、建築會社等の濫發に係る假想的有價證券は、忽ち取引所の危大なる破綻たる名高き維納の大破産を惹起し(一八七三年五月九日)、爾後久しく事業の不振之に次げう。

帝國議會に於て立憲黨は別個の俱樂部を組織したれども、而も内閣支持の爲めには相携提せり。反對黨は波蘭俱樂部(四十より四十五人)たりき。加特力黨は組織猶成らず。ホーヘンワルト俱樂部(Reichspartei)は小民族の聯邦黨より成り、チエーク人(四十人餘)は一八七一年の絶驪以來、帝國議會に出席を拒絶せり。

洪牙利に於ける黨派及び政治生活(一八六七年乃至七八年) 洪牙利王國に於て一八六七年の奥洪間の妥協に次で政治的小康の一時代を呈したり。奥國に於けると一般、妥協の結果は、人口の數に於ては寡少なれども、政治上優勢の民族に政府を與へたり。

即ちマギヤール人は是にして、千六百萬の人口中纔に六百萬餘に過ぎずと雖、而もその比較的勢力は奥國に於ける獨人の夫れよりも多大にして、而も治務に鍊熟し且つ皇帝の寵遇を被り、愛國心深き貴族黨と自動力なき淳朴なる農民とより成れる堅實なる一民族を成立せり。但し主として獨人及び猶太人より成れる商工界の中産階級は、政治上の勢力皆無なりき。其他の民族は主に政治生活なき佃夫より成り、而も北西にスロヴァク人、東部にルーマニア人、セルヴィア人は南東の邊土に散居せり。洪牙利平原に散居せる獨人の植民、個別に都市に定住せる獨人及び猶太人は調和なく、民族的組織なく、随つて一黨派を成形するに至らざりき。單に二團簇民族的組織を有せり。南西部に於けるクロアシア、スラヴァニア王國と、獨人の植民にして獨人性質を存せしも、而も繁殖微々(一家族二子の割合)たるトランシルヴァニアに於けるサクソンの小民族(十萬口三)と是のみ。

スロヴァク人農夫に就ては洪政府初めより之を眼中に置かず。蓋し彼等は選舉の事に關せず、關する時は洪人貴族の爲めに投票したればなり。——セルヴィア人は其正教々長、其教會、其學校を有して晏如たり。殊に其宗教的自活を專一とせり。——トラ

ンシルヴァニアには維納の政府一個獨立の地方議會を設置し、サクソン人を驅つて洪人に對抗せしめたりしが(一八四九年、後)遂に之を洪牙利王國に合併し、其地方議會と其特殊の管治とを廢し、七十五區に分ち、洪牙利の議會に直接代表せしめたり。サクソン人は人口の大部分を占めし正教徒ルーマニア農夫を恐れて洪人に結親せり。即ち財産資格を置ける選舉制は、當國代議士の坐席を殆ど悉皆此二貴族黨に與へたり。

古來一建國法を備へて貴族に依りて代表せられしクロアト人のみ獨り、奥洪間の頭領を利用して其自治權を維持し得たり。洪牙利とクロアシアとの兩議會間に締結せる妥協は(一八六八年)クロアシア、スラヴォニアの聯合王國に其パンと其アグラムの首都を依然存置し、其議會は財産資格に依り公選せる七十五人の議員と二十五人(英主四)の當然有權議員、貴族高位高官者より成れり。正にこれ民族的徽章、民族的官語(クロアシアン)、裁判、教育、宗教、及び議會に依りて行使せる立法權を有せる一個の自治國なり。然れども奥洪兩國に通有なる事項の外に、商事交通一切の案件を包含し、範圍廣き通有事務に依りて依然洪牙利に聯合す。而して此等の事務處辨の爲め

クロアシアは政府内にクロアシア事務宰相、洪牙利の議會にアグラムの地方議會の派遣委員二十九人、帝國委員會に同じく四人に依りて代表せらる。又十ヶ年期の爲め締結せる財政的一協約に依り、クロアシアの租税の收入を兩國に分ち、其百分の四十五をクロアシア固有の歳出に充て、缺陷を生せし場合に洪牙利に於て補足すべき限度を定めたり。パンは洪牙利政府の任命する所たり。又洪政府は一八六八年に選舉法を強行せしめ、妥協の與黨に多數を制せしめんことを計れり。斯くて洪牙利の上下兩院に於て第二流民族は極めて少數黨に屬し、議會は幾ど全く洪人より組成し、黨派の分別は偏に政治問題に關して成り、其形勢は幾ど一八四八年に同じく保守黨たる右黨即ち溫和反對黨は、殊に上院に多數にして、依然維納の宮廷に好意を寄せ、可及的貴族制にして加特力的政制の維持を覓求せり。デアク俱樂部に組織せる上奏黨は、一八六七年の妥協及び奥國との協和を容れ、貴族管治を保守しつゝ、洪牙利に自由主義的議院制を樹立せんと欲したり。——奥國に敵意を挟み、一八四八年の舊憲法黨たる左黨は、帝兼王一身上の合體を要求し、一八六七年の妥協は國民的獨立に反するものとして之に抗議せり。——極左黨は奥政府の宿敵にし

て、一八四八年の亡命者コシュート^{コシュート}を欽慕せる民主黨より成れり(コシュートは伊太利に隠遁し、死に至るまで本國に歸り、フランスス、ジ、セフ帝を認識する事を拒絶せり)政府は常に嚴正なる議院制に留り、王は議院多數黨の支持ある内閣のみを擧げたり。而も洪牙利に於ても伊太利に於けると一般、今日に至るまで内閣は毎に選舉上に勝を制し得たり。

デアクの黨當初強固なる多數を有し、自由派内閣黨となれり。自由派内閣與と協約を締結し、一八四八年の法律を更正せしめ、後ち軍制、行政、及び財政の改正を始めた。——現役軍は依然與洪兩國通有に留り、獨語を號令の語に存したり。然れども與の國民軍に相應せるホンヅ^{ホンヅ}ドは専ら洪人的の軍となれり。——州の管治は自治に留り、一半は公選の委員、一半は多額納稅者委員より成れる委員之を統理す。貴族の憤激を恐れ、完全なる改革を敢てせざりき。——自由黨も亦政教分離の政綱、宗教の完全なる自由民事結婚、信仰の告白の廢止を有せしかども、加特力黨を驅りて左黨に投合せしめんことを恐れ、此改革の討議を久しく遅延せり。

國是は國務を洪人化し、以て國民的統一を固うするにありて、各黨派より援助せら

れし政府は、洪人をして奧本土に於ける獨人の位地に至らしめ、其語を官用及び文化の用語たらしめんことに努めたり。而して其語を啻に政府及び大學の用語となせしのみならず、行政、裁判、徵稅、中學の用語たらしめ、尋いでブダベストの市會及び鐵道に採用し、使用人に之を教習せしむ。(洪牙利の國都として、オヘンなる舊獨人市即ち村とを合併してブダベストの新市を作れり。)

財政の改正は至難にして、政黨内に一危機を發生せり。蓋し歲計の缺陷益増加して信用は減退し、内閣黨は漸く衰退せり。即ち一八六九年の總選舉に於て五十票を喪失せしかば、一八七二年以來、右黨を收攬せんことを求めたり。チザ一の統率せる左黨の主要なる一派は、財政の秩序恢復の爲め、帝兼王の聯合を放棄すべしと宣言して、デアク黨に左袒したり。(一八七五年)——自由黨是に因りて増大し、八十八の反對黨(左三十七、右黨十八)に對し、三百二十九席を有せり。爾來毎に多數を保ち、間斷なく洪牙利を治めたり。——一八七五年の總選舉後、チザ一政局に當り、十五年餘其職を保てり。

クロアシアに於て、一八六八年の妥協を賛成せし聯合黨は洪人に賣られ、一切の官

職を獨占せりとの非難を被り、一八七二年以來民族黨アグラムの地方議會に多數を制し、洪政府に迫りて議長をバンに任命せしめたり。

ボスニア占領の危機（一八七七年）
 澳洪兩國間に十年を期限として締結したる妥協は、兩國委員間に於ける二ヶ年半の苦心慘憺たる商議の末、之を重修することを得たり。兩國の内閣は相謀りて其進退を問題とし、辛うじて雙方の議會を通過せしめたり。

外交政策の危機は皇帝と立憲黨との間を愈不和ならしめたり。蓋し露土戦争後彼の伯林大會議の結果に於て、奥國はボスニア及びヘルゼゴヴィナに秩序恢復の爲め、土帝の名に於て其管治を擔當せり。而して奥國軍隊は戰を交へずして該地を占領したりき。然れども回々教徒忽ちに山谷の間に蜂起し、之を征服する爲め二十萬の兵力を用ひて眞個の一戦争を實現するに至れり。而も征討費に多額を要せしも、平定後未開貧國なる該地より辨償せしむるの途なく、遂に該地の占領は國費の損耗となるのみならず、諸民族間の争抗を一層紛糾錯綜ならしめたり。即ち占領せる各州は回々希臘、加特力の三教徒に分れ、クロアシア語を用ふる人民なるを以て、クロ

アシア民族黨はクロアシア語の各國クロアシア、スラヴン、ダルマシア、ボスニアを聯合すべき一大クロアシア國建立の念を起して熱狂せり。此スラヴ人的騷擾は奥洪兩國の爲め齊しく不安を懷かしめたり。

されば兩國に於ける議會は、ボスニアの占領を敢てし、議會に諮らずして國費を増加せる内閣に對して憤慨し、伯林條約を其討議に附せんことを要求し、兩國共に内閣は幾と退職の難局に陥りて、信任問題を提起するに至れり。而も洪牙利に於ては、内閣常に絶大の多數なるに拘らず僅に二十二票の多數を以て、政府に賛成の上奏を通過し、奥國に於ては、波蘭人及び平素内閣の敵手たる右黨の賛成に藉り、辛うじて通過したり。

兩國の委員會はボスニア征討費の補充を削減し（一八七七年）飽くまで占領問題に就ての不同意を固執し、左黨はボスニアの撤兵を望み、政府は占領費を償はしむるに至るまで確實なる占領方を講せんことを欲せり。而して百方立憲黨内閣の彌縫を試みしも、終に假攝的一内閣を以て代ふるに止れり（一八七七年）。

是に於てか第一に外交政策に重きを置ける皇帝は一轉して立憲黨を棄て、貴族派

聯邦黨聯立内閣に復還したり。乃ちチェーク人との協定を要せしに、今次はチェーク人ボヘミア王國の獨立を要求せず、帝國議會に出席することを承諾し、單に、ボヘミアの公法及び王位問題を保留すべき旨を宣言したるに止れり。

一八七九年の總選舉に於て、大地主等は再び黨派の均衡を破りたり。而も聯邦黨聯合の多數は猶甚だ薄弱にして、二俱樂部の立憲黨百四十五、即ち自由黨九十四、進歩黨五十一、三俱樂部の聯邦黨百六十八、即ちチェーク五十四、波蘭五十七、ホーヘンワルト俱樂部五十七、獨人聯邦黨スロヴェニア、デルマシアのクロアト人に過ぎず。團體外に於て、主として大地主より成れる四十名の議員あり。内相(Falco)之を中正の一黨に團結せしめ、是に依りて兩反對黨の間に均衡を保たしむべき意志を表白したれば、皇帝は彼に一内閣の組織を擔當せしめたり。

ターフ内閣の聯邦黨的政策(一八七九年) 十五年間の久しきを保つべきター

フ内閣は、當初兩大黨員より成形し、融和の一内閣として出現しけるが、實際は初めより貴族的加特力聯邦黨の聯合に傾向し、而も一八八〇年以來は、單に聯邦黨のみの内閣となれり。

獨人左黨は軍制法案に就きて内閣に反對し、三ヶ年期の爲めに決定し、且つ現役兵額を減少せんと欲し、内閣は同一現役を以て十ヶ年期を要求したり。本案決定の爲めには三分の二の多數決を要せしかば、二回失敗の後、自由俱樂部より變説脫會者を得て漸く通過したり(一八七九年十二月)。聯邦黨の聯合は内閣黨となり、スラヴ民族及び加特力教士の爲めに讓歩を獲べき政府の賛成を利用しつゝ、事實一八六七年の憲法を容納し、徐々ながら絶えざる努力に由つて、民族派貴族黨及び教士は、獨人官僚及び俗門の権力を抑損して其勢力を振張したり。

獨人に對して一致したる舊友青年兩チェーク人黨は、ブラーグ大學を獨語チェーク語の二大學に分立することを獲得し(一八八八年)、尋いで法相(Prasch)をして公衆が獨語若くはチェーク語の一を以て指令を請ふ時は、官吏の之に應ずべき命令を發せしめたり(一八八八年)。蓋してこれチェーク語に通せざる獨人官吏を排斥するの一手段なりとす。ボヘミアは依然帝國中最も騷擾多き州にして、チェーク人の示威表情、ブラーグに於ける獨人學生とチェーク學生との喧争、チェーク人の遂に多數を占めし地方議會に於ける争闘、學校に關する葛藤に因りて紛擾を極めたり。獨人其濫妄に堪へ難く、初めボ

ヘミアを國語別に兩民族團に分割せんことを要請し、尋いでチェーク人の舊策略に倣ひ、地方議會に出席を拒絶したり。

波蘭貴族黨は既にガリシアに優勢を占め、一八七七年以來、其地方議會に於てリュテニアン人を微々たる少數に陥れ、百五十人に對し十人たれば、政府はガリシアの處辨を舉げて波蘭人に放委し、唯外交上の妨害を慮り、露國に反對の公然たる示威表情を禁遏するに止れり。

スロヴェニアン黨はカルニオラの地方議會に再び多數を制し、(一八七七年より一八八三年に至る間少數なり)該地方を全くスラヴ化するに至れり。

保守黨は工業自由の廢止を獲得し、一八八三年の法律を以て商工業の一部分の爲め強制的社團を再興し、試験の後技術證明書を徴し、之に加入せしめたり。又保守黨は下等階級の選舉資格を低減して、常に加特力黨に好意なる、五佛人に投票權を與ふべき選舉法の改正案を通過せしめたり。

皇帝の親和に由つて抗敵し難きに至りたる此聯合黨に對して、獨人自由黨は執るべき方策に躊躇して分裂を來し、進歩黨俱樂部は當初軍制法案に對する争闘の際

變節脫會者ありしに不満を懷きて自由黨聯合より分離し、(一八八七年)尋いで、埃國に於ける獨人の共同一致の題目の下に、獨人民族的性質を取りし所の一致左黨に親近し、後復た此左黨は、獨人俱樂部及び埃獨俱樂部に兩分し、終に獨人俱樂部は猶太人排斥黨と絶つを拒みし所の、獨人民族黨より分離したり、(一八八七年)

帝國議會の選舉毎に左黨は減少し、埃洪兩國委員會に於ても亦多數を失し、(一八八八年)一八八五年に於ける百三十二人の議員は一八九一年に於て百十人に下れり、獨人優勢なりし貴族院は、學校法案の通過を遲滞せしめたりと雖、政府は新議員を叙任して終に多數を制したり。

帝國議會外に於て社會黨は、かの維納の大破産後、事業の不振と、社會黨と無政府黨との抗争に因りて、久しく萎靡不振に留れり。蓋し無政府黨は主にスラヴ人中に募り、殘害暴虐を試みたりと雖、(一八八二年)政府戒嚴令及び除外令を布きて之に應へたり、(一八八三年)乃至(一八八四年)。

ターフ内閣の聯邦黨の聯合は、チェーク民族の民主的進化に由つて瓦解せり。蓋しチェークの舊友黨と青年派との争論激烈を極め、青年派は普通選舉、出版及び集會の自

由を要求し、抗議、大集會、露佛の爲め示威表情等の運動頻々、舊友黨は一八六七年度の憲法を容れ、ボヘミアの獨立露に同盟し獨に反抗すべき從來の民族的政綱を犠牲に供せり。一八九一年改選の帝國議會に於て青年黨多數を制し(舊友黨三十二、一層對し三十三)、革命的政綱を採用し、民族的事項に於てはチエーク人に於ける獨立ボヘミア國、ブラーグと維納府との對等、鐵道管轄權の分割、政治上に於ては普通選舉職工階級の平等、兵員の減少を要求し、帝國議會に於て其民族的慣用の騷擾方を用ひ、激烈なる議論、喧騒なる活劇に由つて之を主張したり。

同時に獨人の市府及び工業地方に民主的運動始まり、獨逸に則りて組織せる、社會民主職工黨盛大を致し、八時間労働、普通選舉の爲め五月一日の祝祭を擧げ、大示威表情をなせり。維納に於ては居住民益、異質雜駁となり、獨人、猶太商人、チエーク職工多きを占めたりしが、茲に革命黨及び加特力黨の聯合たる猶太人排斥黨を形造り、遂に維納の市會、下奧太利州會を侵略せり、又猶太人排斥運動は議院内の宣言及び新聞の論說、路上の騷動に由つて之を表示せり。

獨人と波蘭人との聯合及び一八九六年の選舉法改正

皇帝は斯くの如く革

命黨が増長し、民主的要求に由つて内治政策を危殆ならしめ、且つ該黨が奧獨同盟に反對の示威表情に由つて、外交政策を妨害せんことを憂慮せしに、ターフ内閣遂に巡して先づ獨人左黨と謀り(一八九二年)、尋いでチエーフ人と議し(一八九三年)、後ブラーグに戒嚴令を布き、終に急激的選舉法の改正案を提出し、市府及び郡村の二階級に於て三百五十三の總員中二百六十八人を選出せし、何人を問はず、六ヶ月以上定住して讀み且つ書するの知識ある者に投票權を擴充し、百五十萬の選舉民を四百五十萬に増加せんことを提議したり。

保守黨及び獨人黨は本案に反對して聯合せり。皇帝は彼等と協議してウインヂスグラーイト内閣を組織したり(一八九三年)。即ち獨人黨左黨、自由、加特力兩派、ホーヘンソルト俱樂部、露國の友にして、青年チエーク黨の敵手たる波蘭俱樂部等より成れる奧國に未だ曾つて見ざる異分子的聯合黨の支持する所たりき。内閣は選舉法改正の動搖鎮靜の爲め、普通選舉に係る四十三人の一新階級議員を増置せんことを提議したり(一八九四年)。然れども其實行方法に就きて聯合黨の議相諾はず、スロヴェニアン一中學校補助問題に會し、聯合は遂に破れたり。獨人左黨補助を拒否し、且つ聯合を脱すと

宣言し、内閣は辭職したる。吏務的假攝内閣の後(一八九五年六月)保守黨波蘭俱樂部、ホーヘンワルト俱樂部、自由黨、加特力黨の聯合を根據としたるパデニー内閣成れり。其政綱は保守黨融和的にして、民族的要求と、遺傳的地位及び發達せる獨逸人種族の文化とを參酌し、社會的秩序の顛覆を防阻し、奉教心を涵養し、且つ青年の宗教々育を奨励することを期するにありき。

貴族派波蘭黨は民主黨となりたるチエイク民族と絶ち、スラヴ人聯合を脱して非民主々義なる獨人黨の聯合に加入し、其牛耳を執るに至れり。即ち首相外相は俱に波蘭人なり。今や争衡は皇帝の支持せる貴族派聯合黨と、新民主黨、ボヘミアの青年チエイク黨、社會黨、猶太人排斥黨との間に開かれぬ。

政府は輿論の壓迫の下に選舉法を改正し、從來の階級に關係することなく、第五階級議員七十二人を増し、普通選舉に由つて之を挙げしめたり。六大市府に於ては直接選舉、其他に於ては間接選舉、之を一八九六年の改正とす。

十九世紀に於ける奥匈國の政治的進化　　奥國は異種民族の混合體にして、其

異種民族中更に異質分子を含有し、貴族的專制君主政たり。政府は能く政治的統一を維持し、民族的反抗をして、洪牙利議會内に於ける或る要求其他に於ては單に文書上の抗議に過ぎざらしめたり。然れども此政制は官僚政の邦國に於ては實行し得べきも、民族的熱情を感受せる代表議會とは相調和せずして、代表制度を採用するや、忽ちにして不可行となれり。乃ち一八四八年の革命は俄然民族的頡頏を呈露し、遂に兩國並立制、即ち帝國を獨人と、洪人との兩優勢國民に分立するに至れり。然れども兩者共に民主的議院制に與したるを以て、君主政的政府は依然皇帝に服従せるスラヴ民族の援助に藉り、之を抑壓して專制を復興し、而も教士に優勢力を與へて之を完成したり。一八五九年の伊太利戰爭、一八六六年の普奥戰爭の大敗と、財政上信用の失墜とは、獨人政府を促して自由主義の立憲制を採用するに決意せしめたり。政府は初め帝國の統一維持を試みしも、後には洪人種族を擧げての抵抗に屈折し、斷然セメントステーション王國を擧げて洪人に放委せしかば、其處に半ば貴族制的自由なる議院制政府を以て、國內の小民族を威壓するに足るべき洪人的一國構成せられたり。而もクロアト民族は遂に自治の一國を成立せしむるの已むな

きに至れり。
 殘餘の部分をして獨人政府は再び統一的立憲制の組織を始め、獨人及び豪族に利益なる選舉制に頼りて、或は自由派獨人と貴族黨とを聯合せしめ(一八六七年)、或は獨人貴族とスラヴ民族の貴族黨とを聯合せしめつゝ(一八七九年)、此政制を運用し得たり。然れどもスラヴ獨人兩貴族の聯合に就ては、自由主義にして且つ常人的なる政制(一八六七年)の一部分と、從來優勢なりし獨語の一部分とを犠牲に供せざるを得ずして、煥國をして一時貴族及び教士の權威下に於ける舊制に向つて退歩せしめたり。尋いで民主的一新政黨起り、民族的愛國の感情に訴へ、チエーク民族を風靡せるを以て、政府は民主黨の増長を危惧し、チエーク黨に失ひし所は獨人自由黨の附加に由つて相償ひ、波蘭人の指導に係る非民主黨の聯合を頼んで立てり(是を帝王中最高年の皇
帝フランチス・ジョセフの現政府とす)

第十八章 スカンディナヴィアの諸國

スカンディナヴィア諸國の成立 スカンディナヴィア國と稱せらるゝ瑞典、那威、丁抹

の三國は中世紀に於て成立したる古き國家なり。三國人民の起源、言語、宗教及び生活状態は略々一樣にして、彼等は進化の經路を同らし、且つ其歴史は十九世紀に至るまで平行的なりき。

三國の政治的地位は、佛蘭西帝國との戰爭に依つて翻されたり。スカンディナヴィアの近世に於ける政治生活は宛ら瑞西、白耳義、和蘭、伊太利、イベリア半島國、及び獨逸の如く佛蘭西の干涉に依つて覺醒の域に入れり。

瑞典はナポレオンが露帝と同盟を結べる間、露國に依つて征服せられ、芬蘭の太公國を殺がれたり。瑞典人は王の無能に堪へずして騒擾を起し、一八〇九年に於ける政體の形式に則れる或る種の憲法を定めしめ、專制的王室に代ふるに貴族的政府を以てしたり。

瑞典のホメラニア占領軍を指揮したる佛將ベルナドットは瑞典の貴族的政府と調

和し、國の子なきに依つて其嗣子となれり。ベルナドットは内親王として王に代つて政權を握り、英露同盟を結んでナポレオンに反抗せり。丁抹及び那威二國の専制君主たる丁抹王は依然としてナポレオンの味方に屬したりしが、反對同盟諸國はベルナドットに與ふるに那威を以てするの意ありき。斯くしてナポレオン歿落後、丁抹王は一八一四年正月のキール講和條約に依り、那威を瑞典に讓るべく餘儀なくせられ、唯丁抹、シュレスウイグ、ホルスタイン公國のみを支配するに至れり。

那威は過去四世紀の間、丁抹政府の遠隔せる領土として取扱はれしかば、今や殆ど政治上の感興を失ふに至れり。元來那威人は丁抹語を語り、丁抹文學以外に何物をも有せざりしかば、自ら一個獨立の民族と感せざりき。されば一八〇一年に至るまで、那威愛國黨なる者は出現せず。其漸く、那威人利益増進會を起すや、會員を主として、那威大學に募りたりき(一八一一年)。

國民的感情の發達は迅速にして、那威が瑞典に合併せられたりとの報道に接するや、那威人は斷然之に服従せざるの決心を固めたり。當地總督の名を以て、那威統治の職に當れる丁抹の一皇子は、此運動に賛加して自ら那威國王たるを誓言せんと

希望せり。然れども彼は其當初に計畫したる如く、専制君主として誓言を發するに至らず、教授スーエルドルップの勸告に従ひ、國民に對して訴ふる所ありたり。即ち彼は先づ貴族の一大會議を催し、次で百十二人の代議士及び官吏より成れる國會を開きたり。是に於て國會は那威の王冠は丁抹國王之を辭したるが爲めに人民の手に歸りたる旨を誓言し、 그리스チャンフレデリック親王を選びて王としたり(一八一五年七月)。且つ同時に一七九一年の佛國憲法と同様なる一新憲法を定めたるが、之に依れば、主權は人民に在り。人民は選舉によつて成立し、解散せらるゝ事なき議會を以て其代表機關となす。

ベルナドットは那威を占有せんとして來り、且つ一總督と一憲法とを樹てんとしたり。那威人之を拒絶せしかば、戰爭起り、瑞典軍は敗退せり。然れども歐洲列強合議の命令に反抗せん事は那威の不可能とする所なりしかば、 그리스チャン王は國會を召集し、其位を退かんと諮りたり。國會は瑞典國王に遵從するを諾したれども、王權在民の主義を維持し、新に那威國王としてチャールス十三世を選舉し、一八一四年の憲法を承認すべき旨を條件としたり。

一八一五年、那威瑞典二國の間に開かれたる會議に依り、二國とも外國關係、即ち戰爭及び外交に就て共通の大權を有する君主、瑞典、那威王なる者を承認するに至りたれども、此二國の人民は各自の憲法及び政府を維持し、那威は内閣の役目をなす顧問官會議、國會、大審院等を有し、其首府をクリスチヤニアに置き、其銀行をドロントハイムに置けり。

此故にスカンディナヴィア國は判然相異なる國家たる那威瑞典の二國となしながら、共に同一の君主を戴き、且つ丁抹と同一の言語を用ふ。三國共にルーテル派教會を國教とし、且つ三國共に十九世紀に於ては一樣の經濟的、政治的及び文學的復興の徑路を辿り、三國共に信仰の自由を認めたり。即ち三國の進化は相平行する者なれども、其委曲を理解せんが爲めには、各國を別々に觀察せざるべからず。

瑞 典

瑞典憲法の變遷 瑞典の社會は十九世紀の間終始貴族的なりき。南部のスカニアは大地主の居住地にして、其他の豐饒ならざる地方は農民、漁夫の散在するに

過ぎざる礦區及び都會あるのみ。宮廷、貴族、軍人、官吏、及びルーテル派の僧侶は、國民中の活動的分子にして、人民を支配する地位に在り。政治生活の中心はストックホルムに於ける國王なり。

瑞典は其舊制度の總てを保續したり。即ち内閣の役目を務むる最高諮問府、貴族、僧侶、市民及び農夫の四階級より別々に選出せられたる國會、他宗教の行事を禁制せる結果國教となりしルーテル派教會、特に交附せられし土地に依つて維持せらるる軍隊是なり。一八〇九年以來、國王は如何なる問題をも裁決するを得ず。二名の大臣と四名の國務卿と、一名の大法官と、六名の顧問官とより成れる最高諮問府は全體として責任の局に當り、而して政府は唯國會を通じて法律を制定し得るのみ。第一の改革は政府の上に加へられたり。最高諮問府は一八四〇年に於て近世の内閣官制を採用して七省に分たれ、各省は國務長官の指導の下に各職掌を司れり。外交、陸軍、海軍、司法、内務、大藏、文部、國務は先づ各省の長官に依つて吟味せられ、其後内閣會議に移さる。國王は其會議の決議に對して署名し、軍事を除くの外は關係事項に依り各省の長官之に副署す。

次に信仰自由の制度を確立したり。禮拜に關する一八二六年の告示は、平人の宗教的公衆會を司るを禁じたりしが、一八五八年に至つて之を撤廢したり。宗教上の調和的精神も事實となつて現はれ、從來純粹なる福音主義を奉ずるにあらざれば官吏たるを得ざる法律ありしが、之を廢止せられたり。教務廳及び大審院の抗議ありしに拘らず、非國教徒に對し特別法を以て傳道の權利を與へたり。唯これと同時に公の禮拜は、公認せられたる、宗教團體のみの特權とせられたり。當時に至るまで僅に四箇所の都市に居住を限られし猶太人は、王國到る所に定住するを許されたり。
(一八七三年)。

代議士選舉の割合は尙改正せられざりしかば、當時の國情に對して比例を失すること甚しかりき。一八五八年の計算に依れば、五億三千七百萬リックスデラーの資産を有する三百萬の人口の内、二億四千五百萬リックスデラーを有する百十九萬四千人の人は代議士選舉の權利を有せざりき。且つ又階級投票の結果として五千二百萬リックスデラーを有する二萬七千人は、恰も三億四千萬リックスデラーを有する二百四十七萬八千人と匹敵する投票權を有する割合なりき。

憲法上の大改革は斯くて議會の變化に在りき。改革委員會なるもの組織せられ、人民の請願運動を鼓吹せり。市民及び農夫の階級は改革案提出を國王に乞ひ、貴族及び僧侶の特權を有する二階級は、之に反對なる投票を行へり。(一八六〇年)國王は改革運動に同意し、第一着歩として先づ地方議會を設立し、其議員は階級の區別なく總て財産を有する人々をして之を選ばしめたり。それより政府は更に國會全體の改正計畫を發案せり。(一八六三年)

一八六五年に於て二つの特權階級は王の發案に對して投票を拒みたるが、これ實に急進的の改革なりき。從來の國會は開會期間も短く且つ不定なりけるが、此改革に依つて新なる近世的のパールメントとなり、毎年四ヶ月間開會するの制度となれり。國會は二院より成り、第一院は貴族的にして二十五の地方議會及び諸の都市より擧げられたる代表者より成れり。後者は人口三萬人に就て一人の割合にて、任期は九ヶ年、多額の財産資格を要し、報酬を與へず。第二院は有資産者より選舉せられし任期三ヶ年の代議士より成り、報酬を給したり。代議士の割合は地方に於ては人口四萬に對して一人、都市に於ては一萬に對して一人なり。二院共に同一權力を有

し、共に法律を制定し、豫算を議決す。若し財政問題に關して二院の意思一致せざる時は、二院同所に會合し、多數決に依つて最後の決意を成す。これスカンディナヴィア獨特の議事法なり。

瑞典の政黨 瑞典に於ては他のスカンディナヴィア國と同じく歐洲の他の諸國とは全然反對なる慣習に依つて作らる。宮廷及び官吏の勢力旺盛なる都會は、貴族的、保守的黨派(右黨)を形成し、國王に依つて選ばれたる内閣を支持する任に當れり。之に反して農村地方は民主的黨派(左黨)を形成し、内閣に反對の地位に立てり。右黨は自ら知識派と稱し、其黨員は教養ある階級より成れり。左黨は主として農民より成り、野人派と呼ばれたり。他のスカンディナヴィア諸國に於けると同じく、政争は國費中殊に陸海軍の費用に就て起り、國王と其内閣員とは瑞典の軍事的傳説を繼承し、且つ恐らくは獨逸諸王國の感化を蒙り、普魯西の模範に従つて軍隊を改造し、常備軍を置き、且つ海軍建設の爲めに多額の費用を費さんとする。左黨は經濟上の理由に依り、外敵に依つて脅迫せらるゝ事なき人民に取つては、全く無用の費用なりとして之を拒絶し、且つ瑞西の國民兵組織に倣うて軍隊を改造せん事を要求せり。

内閣と第二院との關係は、立憲君主國の慣習に従つて行はれ、國王は議院制の成立を回避し、其大臣多數黨の外より之を求むるを常とせり。第二院は政府を支配する方法を缺くが故に其勢力は唯政府の提出案を拒絶する場合に現はるゝのみ。衝突は一八七一年の軍隊改革問題に依りて始まれり。左黨は既に頽敗せるインデルタ制度の廢止を要求し、政府案は第一院を通過したりしも、第二院の否決する所となれり(七十九票對百五票)。

兩院の合同會議に在りては、貴族的にして且つ内閣派なる上院の投票に依りて内閣多數を占め得たりしも、一八七五年以來は左黨多數を制し、合同會議に於てすらも形勢優越なりき(百四十一對百五十五票)。而も政府は絶えず其計畫を提案し、國會は絶えず之を拒絶したりしかば、軍隊の改正は終に成就するの期なかりしも、衝突の程度は他のスカンディナヴィア國の如く激烈なるには至らず。國王は野人派中の溫和なる分子より領袖を抽んで、内閣員たらしめたる事數次なりき。

斯くして政黨の分派は自から變遷せり。野人派よりも一層急激なる新民主黨都市の間より起り、一八八四年にはストックホルムに於ける保守黨の勢力全く地を拂ふ

に至れり。當時租税問題に依つて舊政黨は分裂を來しつゝあり。穀類の價格非常に下落したるが爲めに、一八八〇年には穀類輸入税の増加を要求する爲め新一黨の成立を見たるが、政府は既に久しく自由貿易を支持し、長日月の間此保護税に反對せり。一八八六年には上院に於ける自由貿易派の大多數に匹敵する能はざりしとは言へ、下院に於ては保護論者少しく多數を制するに至れり。一八八七年、政府は國會制度改正以來最初の解散を行つて人民に訴ふる所ありしに、自由貿易派は二百二十二票に對し、纔に百票を得たるのみなりき。保護派の多數を得たるは主にストックホルムの選挙に依れり。此市より選ばれし民主黨員二十二人、蓋し曩に擧げられし議員の一人は法律の規定せる被選資格を充足せずとて選挙は無効となり、保護派候補者を擧げて當選の宣告を受くるに至りしなり。茲に於て内閣は辭職し、保護法案の通過を見たりしが、一八九二年に至りて自由貿易派再び第二院に於ける勢力を回復し、百八十六票に對する百四十二票、一八九六年には百二票に對し百二十八票を獲るに至りぬ。

社會主義派の組織せられしは一八八九年なり。其模範を獨逸社會黨に採りし者に

して、労働者の政治的團體及び組合を創設したり。彼等は出版物に依つて民心の煽揚を始め、又八時間労働の爲めに示威運動を試みたり(一八九〇年)。政府は之に酬ふるに迫害を以てし、叛逆若くは不敬を名として、社會主義機關新聞の記者等を獄に投じたり。社會主義派は財産資格の選挙民に依つて其候補者を擧ぐるの不可能なるを知り、民主黨と提携して普通選挙運動に従へり。此聯合せる二黨は選挙に依る、人民の議會なる者を興し、一八九三年に開かれし此私設國會は普通選挙請願書を國王に捧呈せり。此問題に關して、野人黨は分裂し(一八九三年)。其一部分は選挙法の改正を阻碍する爲め右黨に連合せり。第一院は一八九六年に再び改正案を拒絶したり。政府は都市に於ける騷擾を焦慮して、一八九四年、一法令を發布し、代議士の數を減じて二百三十人となし、特に都市の選出議員を少からしめたり。此年以來政治生活は専ら那威との衝突に向ひぬ。

那 威

民主黨

瑞典と聯合したる以後の那威は、社會上政治上の體制に於て、歐洲諸

國中最も民主的なる形式を採れり。丁抹と分離したる後は從來支配階級の地位に在りし丁抹人は本國に移居し、官吏も其數少く、且つクリスチアニアに集中し居りしのみならず、此首府にすら最早宮廷は在らざりしなり。されば社會の殆ど總ては地主とも謂ふべき農民と、及び商人、水夫、牧師等の諸要素より成るのみ。其性質上劃然として民主的なりき。

政府は形式上君主制なれども國王は外國人にして、那威に來るは唯國會開會中のみなれば、其個人的感化は極めて少かりき。一八一四年の憲法は、一七九一年の佛國憲法と同じく、分權主義に據りたれば、國會は全然國王より獨立せる者なりき。他の君主國的政體と異りて、議會は解散せらるべからず、又假令事實に於ては緩慢なる手續を要するも、兎も角國王の意思に反してすら法律を制定し得るなり。唯法案にして國王の拒絶する所とならんか、其法律となるには、議會の三開期を通じて常に多數の投票を得ざるべからず、而も議會は三年を隔て、漸く一度開かるゝなり。議會は間接選舉に依る任期三年の議員より成る。其選舉團體は當時に在りては最も民主的なる者にして、總ての地主、總ての市民、及び地方に在りては五百クロン（約

一弗の四分の一)都會に在りては八百クロンの收入ある者悉く選舉權を享有せり。議會は二院に分れ、別々に議事を開く。されど上院は寧ろ議會の一部分に過ぎずと謂ふを適當とし、互選に係る全議員總數の四分の一より成る。他の四分の三は下院を構成し、専ら調査監督の權利を乘る。或る議案に關し意見一致せざる時は、兩院議員一堂に會して投票し、全員三分の二以上の多數を得るにあらざれば法案は成立せず。

國王は最高顧問官を選任して之に行政權を與ふ。顧問府は二名の宰相と九名の顧問官より成り、二部に分たる。一名の宰相と二名の顧問官とは那威の代表者として、ストックホルムに於ける國王と共に在り。他はクリスチアニアに至りて内閣を形成す。分權主義の原則に依り、最高顧問官たる者は代議士たるを得ず、又議場にすら入る事能はざるなり。

初め政治は國人の感興を惹く事少かりき。國會は三年に一回而も唯三ヶ月間開會せらるゝのみ。されど黨派は瑞典に於けると同様の主義に基き、二派に分れたり。農民階級の代表者より成れる民主黨は政府の要求する豫算に反對し、内閣を助くる

右黨は資本家階級より選出せられたる代議士に依つて支持せられたり。左黨は當初より多數を制し、且つ彼等は外國王を代表せる政府黨に反對する所の那威愛國者の團體と思惟せらるゝ利益を有したり。

チャールス十四世(ベルナドット)は其治世を通じて那威人と衝突を續けた(一八一八年)。即ち或は民法上の問題に就き、或は貴族階級の廢止問題に就き、國會は三開期を通じて此廢止案を了決せり、或は憲法改正問題に就き、國王は他の君主國に於ける王の享樂すると一様なる權利を保持せんと欲し、即ち最高認可權、議會解散權、官吏任命權を得んとせしも、國會は一八二四年に於て其改革案を悉く拒絶したり、又一八二九年に於ては學生團體が那威、瑞典聯合紀念祭の代りに那威憲法の紀念祭を祝せし時、國王は軍隊を送りて之を解散せしめたる事もあり、又那威總督の選任に就ても衝突する事ありき。當時國王は終に國會を解散せんと試みるに至りしが、國會は之に抵抗し、王に勸告して憲法違反の行動を取てせしめたる内閣員を彈劾し、之に罰金を課し、終に王をして總督は那威人を擧げしむるに至りたり。

チャールス十四世に次ぎて王位に登れるオスカール一世(一八四四年)及びチャールス

十五世(一八五九年)は國會と能く和協せり。オスカール王は那威人が自國國旗を用ふるを承認し、總督任命の權利を放棄せり。此命令は一八七三年に至つて廢せらる。從來憲法上開却せられたる宗教信仰の自由は、新に法律を以て規定せられ、一八四五年の非國教徒條例は、總ての基督教宗派に教會を建て、宗教上の儀式を行ふ事を許せり。一八五一年には猶太人にも同様の特權を許せり。一八七八年は普遍的なる信仰自由を許したりしが、官吏に限り、ルーテル派主義を強制的に奉せしめたり。一八六九年來、國會は年々開會する事となり、其結果那威の政界に活氣を添ふる事著大なりき。

國內の繁榮は迅速に増進し、那威に於ては古來未だ曾つて見ざりし程の人口と富とを知らるに至れり。一八三五年に於ては人口百二十萬以下なりしが、一八七五年には百八十萬となり、一八九一年には二百萬に及び、都會の人口も一八三二年には十三萬五千人に過ぎざりしが、一八七五年には三十三萬二千人となれり。國債は一八一五年に於て極めて多額なりしが、一八五〇年には全く償却せられたり。生産の發達するに従ひ關稅收入次第に増加して、國費を支辨するに充分なりき。されば一

小那威人は全歐洲商船の四分の一を有し、一八七九年には水夫五萬六千人、船舶七千八百艘に上れり。漁夫の數は一八九〇年に及んでは十二萬人の多きに達するを見る。土地は多數農民の分有する所にして地主の數は一八一四年に四萬五千人なりしが、一八三五年には十萬五千人に上れり。以て大資産家の遺存せざるを知るべきなり。

憲法上の爭論

憲法改正に關する大衝突は一八七二年のオスカ―二世の時に生まれり。由來民主黨は一八一四年の憲法に明記せられたる條文を固執して、單に豫算を削減して以て政府を制限せんと試みたり。國務參與官が議院の集會に列するを禁じたる法律に就ても、民主黨は是等官人の勢力或は議員を動かすに至らん事を恐れて、之が改正を肯んせざりき。彼等は一七九一年の佛國憲法に含まれたる舊主義を固執して毫も渝る所なかりき。其後一八五一年に至り、國務參與官をして國會の議に参加せしめんとする一法案彼等に依りて提出せられたるも、此度は國王之を拒絶せり。

一八七二年に至り民主黨は其政策を變更して最高顧問府を支配し、國王をして其

大臣を國會に於ける多數黨中より選任せしめ、斯くて從來の分權主義に代ふるに英國流の議院制を以てせんと努めたり。憲法は既に大臣の議會に列するを禁じ、民主黨は之を許すの法案を通過せしめたり。是に於てか國王對議會の衝突は起りぬ。王即ち宣言して曰く、憲法の改正は王と議會との合議に依つてのみ之をなし得べし。議會は其單獨なる意思のみに依つては之をなすの權力なし。憲法上他に何等の修正方法を規定せざる限り、二者の合意以外修正の道あるべからず。且つ王は喜んで改新に同意すべきも、其條件としては他の君主國に於けると一様に解散權を得ざるべからずと言へり。而も國會に於ける多數人は、他の理論に依りて此問題を解決し、即ち宣言して曰く、憲法上別に法律と憲法上の改正とに關して劃然たる區別を立てたるを見ず、故に法律は以て憲法を變更し得べき者なり。而して王は之を裁可せざるべからずと。故に國會は大臣の議會に列するを許すの法律を通過したるに國王之が承認を拒みしかば、國會は那威獨特の慣例に従ひ、三開期を通じて三度此法律を可決し(一八七二年、七月、七年、八〇年)、且つ幾回となく内閣彈劾の決議を通過せり。國王は三回の決議を経たるに拘らず、猶此法律を裁可せず、遂に飽くまで之に反抗

するを誓へる所謂戰鬪的宰相を選任するに至れり。茲に至りて國會は最早何等の人口法的手段を有せず。蓋し分權主義に依り、國王は大臣選任の自由を有し、國會の投票に就ては何等注意を拂ふの義務を有せざればなり。二者の争鬪は益々大となりぬ。國王と議會は互に服従を肯んせず。議會は從來王を呼ぶに、至仁至愛の陛下を以てせしが、今や簡單に「王よ」と呼ぶに至れり。王はクリスチアニアの法科大學をして其説に好都合なる意見を立てしめたり。斯かる程に瑞典に於ては専ら武力に訴ふべしとの評判起り、那威に於ても義勇兵を武装せしむべき一團體の成立を見るに至れり。殘れる最後の手續としては最高顧問府を彈劾するの一事なりしが、其結果は頗る疑はしきものなりき。憲法に依れば彈劾せられし諸大臣は九名の大審院判事と二十二名の上院議員より成る法廷の審理を受くべき規定なるが、同時に又被告は第三者に對して忌避の申立をなすを得べし。而も判事は政府側の人々なれば此方面には何等の希望を繋ぐに足らず、唯上院議員のみ王に對する係争を裁斷するに足る者と豫期せられたり。

一八八二年十一月の總選舉は一の決勝戦なりき。左黨議員八十三名、保守黨は三十

一名のみ。茲に於てか左黨は其多數を利し、大臣彈劾の目的を以て上院議員を選任せり。審理は長時日を費しぬ。下院は諸大臣を訴ふるに、彼等が憲法の改正に關して王をして故らに其裁可を拒絶せしめ、之が爲めに國家の利益を阻害したりとの理由を以てせり。法廷は大臣等の有罪を宣告し、之を退職せしめたり(一八八四年)。

王も是に至りて遂に聽從し、議會の宣告を承認せり。されど王は猶保守黨内閣を作るの意ありしが、何人も進んで局に當る者なかりき。王遂に自ら屈し、左黨首領スウェルドルプをして内閣組織の任に當らしむ(一八八四年)。これ實に急進的變革なりき。那威は之に依りて立憲君主制より一躍して議院制となり、最高顧問府は變じて政治上議會に責任を有する一個の内閣となりぬ。且つ又從來國王、クリスチアニア在住の官吏及び保守黨の掌握する所なりし政權は、轉じて農民々主黨の支配下に立ち、那威人民に依つて選ばれたる代議士の手に歸せり。

國民的衝突

左黨領袖の入閣は争鬪を終熄せしめしにあらすして、單に新方針を與へたるのみ。國王を屈從せしめたる黨派は異分子より成る數團體の鞏固ならざる聯合に過ぎず。即ち君主政治派及び頑固なるルーテル教會派より成れる舊

農民左黨と相併んで、最近三十年間に新に崛起せる急進派の一團あり、會員の大部分を都市及び海港に有す。此一團は教會に對して無頓着なるにあらざれば、即ち反對の態度を取り、小説家ビヨルンステルン、ビヨルンソンに依つて指導せらるゝ者なり。

國王對手の鬭争中に於て、宰相スウェルドルップは民主的改革案を立て、選舉權の擴張、陪審制度の設置、軍隊改造、及び教育の發展策等を立案せり(一八八八年)。是等の改革案に就ても左黨の歩調一致せざりしが、對教會策に關して全く意思の疏通を缺くに至れり。スウェルドルップは其甥に當る正統派の牧師ジョンに動かされて、著作家キートランドが非基督教的意見を發表したりとの理由に依り罰金を課せしが、却りて其拒む所となりぬ(一八八五年)。スウェルドルップ乃ち教區會議に、一法案を提出し、苟くも教會に反對し若くは不徳の生活を送る者は、之を選舉人名簿より削除せんとせり(那威に於ては教區會議は即ち市會と同一義にして、此法案は正統派の信徒に無制限の權力を附與する者なり)。茲に至りて民主黨二派に分れ、舊左黨はスウェルドルップを支持し、新左黨はビヨルンソンの指導の下に之を攻撃せり(一八八六年)。ビヨルンソンの敵手は

此新左黨を呼んで、文學的若くは歐洲的左黨と言へり。蓋し外國思想を那威に輸入したる者は彼等なればなり。

左黨の二派は選舉法(一八八四年)、陪審制度の制定、及び陸軍を改造して國民兵制度を樹つる事(一八八七年)等に就ては一樣の行動を取れり。されど新左黨はジョン、スウェルドルップの退職を促し、議會に於て其教區法案を敗北せしめたり(一八八四年)。スウェルドルップは少數黨となりたれど、其生涯を通じて抗戦し來りし非國會制度主義に頼んで敢て退職せず、其地位を保持せんが爲めに右黨と結び、一八八八年の信任投票に於て終に勝利を占むるに至れり。投票の結果は五十一票對六十一票なりしが、後者の中三十票は保守黨の投票なりき。スウェルドルップは、内閣の主公たる王の信任を得るの必要ありとすら明言せり。民主黨の大部分は新左黨に投じ、一八八七年七月、ドロントハイムに集れる民主黨各俱樂部代表者委員會は其政綱として普通選舉議院制(敗北したる内閣が辭職するを意味す)及び那威に特殊なる執政官を置くの諸件を以てせり。此最後の一項に依つて新左黨は瑞典王に對する那威人の愛國心を喚起したり。

此年以後黨派は三種となれり。即ち保守派、内閣派、及び急進派是なり。一八八九年の總選舉に於て、内閣派は保守派と聯合したる結果多數を制し、内閣派二十二名、保守派五十四名、急進派三十八名となれり。されど内閣派は其地位を保つには餘に薄弱となれり。今や比較的大黨となれる保守派は頓てスウェルドルップを破り、王はスタングを宰相とする保守派の所謂戰鬪的内閣を形らしめたり(一九八八)。

此時瑞典王に對する民主的愛國的運動始まれり。工場組織の那威に輸入せらるゝや、新に労働階級起り、社會主義黨は労働者の間に組織せられ(七八八)労働組合の會議を維持するに決したり(一九八八)。那威職工組合の同盟に依つて代表せらるゝ他の急進的職工黨は婦人の選舉權、累進所得稅、遺產稅、八時間労働、及び職工の利益を増進すべき法律の制定を要求せり。

保守派内閣が瑞典那威の關係を規定する一法案を提出したる時、左黨の二團體聯合して政府を少數に陥らしめたり(一九八九)。王は急進黨首領の一人ステーンを召して内閣を組織せしめしが、ステーン内閣は其初め國會に多數を制する能はざりしも、一八八九年の總選舉に於て大多數を占むるを得たり。彼の黨與は普通選舉直

接稅及び特に外交を司る那威内閣及び那威領事館の創立を以て其政綱となせり。總選舉は頗る激烈なりしが、急進左黨は一萬八千五百票を得、六十五名の代議士を挙げたり。スウェルドルップ派は十四名、保守派は三十五名なりき。

那威領事館の問題に就く忽ち國王と紛紜を生ずるに至れり。國會は誓言して曰く、領事館の創立は全然那威一國の事務に屬し、那威の法律を以て決定すべき筈の者なりと。國王は之に答へて曰く、兩國の聯合に依つて設定せられたりし諸法律に依れば、此問題を決定する權利は全く朕が掌裡に在りと(一九八九)。國會は終に自ら領事館を創設するに決し、王は之が裁可を拒絶したりしかば、内閣は辭職を申出たりしも、王之を聽許せず(一九八九)。前回衝突の場合と同じく、今度も亦手續の問題に達し、國會は自己が那威の王權者たる人民を代表するの故を以て、此問題に關しても最後の決定權を有すと主張し、國王は兩國の關係に變化を生ずる事柄は總て兩國政府の合意を要する者なりと主張す。王を賛助する者は瑞典にあつては國會(一九三三)那威にあつては右黨なりしが、王は再び保守黨内閣を作り(一九八九)三月四月(一九三三)國會の不信任投票ありしに拘らず、之を維持したり。國會は之に對する報復手段と

して國債及び文官費を否決し、且つ那威領事館の分設を決議せり。一八九四年の總選舉に於ても左黨多數を制し衝突依然たり。國會は國王の大臣に反對なる諸案を可決し、又領事館の分離及び聯合の徽章なき那威國旗を樹つる事を許さんとす。國王は國會の決議に裁可を與ふるを拒み(一八九四年)、尙保守黨政府を支持して其辭意を表明したる後さへも、容易に之を許さざりき(一八九五年)。

此衝突は瑞典國內に反射的運動を惹起し、終に那威人と瑞典人との間に於ける國民的衝突の形式を取るに至れり。兩國の國會は特別軍事資金案を可決して、共に相互の間に於ける信任の缺乏を表白せり(一八九五年)。瑞典政府は終に聯合條約の改正を發案したりしも、國會は那威の多數黨と調和の状態にある内閣に依つて妥協の道あるべきを主張したりしかば、國王は一個の事務的内閣を作り、係争は依然として繼續したり。

丁抹と諸公國

諸公國分裂以前の丁抹の君主政

那威の讓與後丁抹の君主政は丁抹王國(ジャ

ストランド及び諸島を含む)、アイスランド、シュレスウィグ、ホルスタイン、及びラウエンブルグの諸公國に限定せられたり。

人民は重に農業を事としたれど、宮廷を支配し、官廳に充滿したる多數の貴族存在したり。一七八八年に至るまで、かの奴隸性に似たるものを有する限り、貴族に隸屬せる農夫は猶未だ何等の政治運動をもなさざりき。最も重要なる唯一の地位を占めたるコーペンハーゲンは宮廷生活の中心なりき。王は奉教自由絶對秘密なる族長的行政、及び利己的政府等の如き、十八世紀の啓蒙的君主專制(テ)を傳説を固持したり。

フレデリック六世(一八〇七年乃至一八三九年)は豫算案の編成をなすべき約束をなさざるを得ざりき(一八三〇年)。而して一八三五年に至るまで實行せられざりしなり。又王は法律と財政問題とを考ふるに、全く協議的なる露西亞の例に倣ひ、一團の州領を造れり(一八三四年)。諸島、ジャストランド、シュレスウィグ、及びホルスタインの四州是なり。唯一の公に行はれたる事務は、佛蘭西の戦争の結果より生じたる財政上の重荷を整理することなりき。一八一三年、紙幣は其價值の四分の一に下落し、政府は殆ど破産に瀕したり。

負債は莫大にして、一八四一年に至るまで減少することなかりき。傳習的國君より憲法を奪ひ之を維持せんことを希望して、小なる自由主義の貴族がコーベンハーゲンに於ける教育ある階級の中に形成せられたり。然りと雖當時の國王クリスチャン八世(一八三九年乃至一八四八年)は專制主義の人となれり。彼は又ホルスタインに居住する其獨逸人に反抗することに熱中し、憲法の計畫を遂ぐることに能はずして崩せり(一八四八年一月)。

フレデリック七世の治世は(一八四八年乃至一八六三年)全く奸計、商議及びシユレスウイグ、ホルスタイン事件の戦争にて充ち、其間丁抹の政治は諸公國との争闘に依つて掣肘せられ擾亂せられたり。

然るに自由黨は諸公國と聯合し、少くともシユレスウイグと聯合し、全王國に唯一個の憲法を有せんことを望みつゝある丁抹の國民黨なりき。フレデリック七世は此黨派に頼り、自由黨内閣を造れり(一八四八年三月)。而して出版の自由を禁止せる法律を廢止したり。斯くて王は一八四九年六月の根本法即ち憲法を許容したり。是に依つて財産家の選舉したる兩院より成立せる議會は年々召集せらるゝに至れり。憲法は又出

版、宗教、公會の自由を保護したり。

丁抹王國に限られたる此憲法は短命なりき。斯くて王は諸公國を合して全王國に適應すべき憲法を提出したり。されど此計畫は代議政體に對する一般の反動時代に定められたるが故に、議會の力を削げり。議會は抗議したり。政府は之に答ふるに、出版物の告發を以てし、王は自己の權力に依つて一八五四年七月の憲法を發布したり。是が爲めに議會は低下し新税の賦課以外に權力ある投票を有せざる協議會となりき。議會は内閣を彈劾する爲めに投票し、議會は解散せられたれど、再び選舉せられ(一八五四年)。王は内閣を代へたり。衝突は妥協に終れり。これ即ち一八五五年十月二日の憲法なりき。此憲法は其全力を議會に貯へ、全王國に普通の州議會を置きぬ。其中丁抹王國は四十七名の代議士、三十五名は選舉に依り、十二名は王の指名を有し、諸公國は三十三名の代議士を有したり(八名は王の指名)。諸公國に依りて空しく宣言せられたる此憲法は危険に臨めり。

シユレスウイグ、ホルスタイン公國　丁抹王はシユレスウイグ、ホルスタイン兩公國及びラウエンブルグ公國(ポメラニアを失へる賠償として一八一五年に受く)の君主

なりき。是等の公國は丁抹王國とは截然たる區別を有し、公として王に屬せり。而して同一の君主の下に結合せられ、全く強固に結合せらるると宣言せられたりと雖、何れも各自の歴史を有し、異なる行政を有し、州會を有しき。然りと雖、一八一五年、獨逸聯邦の組織せらるゝや、ホルスタイン及びラウエンブルグのみは之に加出し、シュレスウィグは之に加はらざりき。ホルスタイン、ラウエンブルグ及び北方シュレスウィグの人民は獨逸人にして、北方シュレスウィグの人民は丁抹人なりき。斯くの如くして相容れざる條約の聯合により、諸公國と丁抹とは一國民を造ること能はずして、唯同一王國の一部となれり。ホルスタインは丁抹政府に屬せりと雖、外國聯邦の一員なり、而してシュレスウィグとホルスタインとは膠漆の關係ありしと雖、之に加はることなかりき。而して丁抹國民の限界と各州の限界とは全く同一にあらざりき。是等の矛盾は合理的解釋を不可能になせり。

然りと雖、公國問題は國民的感情未だ喚起せられざりしが故に、久しく著しきものなりき。即ちホルスタインにある獨逸人は常に丁抹を自國と考へ、丁抹の國歌を歌へり。

ホルスタインの騎士の歴史的特權を顧慮せず、絶對的君主として支配したるフレデリックに對する擾亂は起れり。キール大學の教授にして歴史家なるダールマンは歴史的特權の名を以て騎士の歴史的特權を得んことを提出しき。之よりも激烈なる煽動者ウウ・ロルンセンは一八三〇年、兩公國に適合する一個の憲法と、丁抹より分離せんことを要求したり。彼曰く、吾等が丁抹と共通に有てる者は、王と敵あるのみと。彼は逮捕せられ、王は二個の州會を造り、一はシュレスウィグの爲めにし、一はホルスタインの爲めにせり。然りと雖、ホルスタインにある獨逸人は稍、自ら丁抹人たることを廢めんとし、キール大學は獨逸人的主義鼓吹の中心となれり。

斯くて諸公國の爲めに分離せる行政を欲したる獨逸の愛國者と、聯合王國を維持せんことを欲したる丁抹の愛國者との間に争闘始まれり。二個の過激黨の間に二個の中間黨來れり。一はシュレスウィグを棄てたるホルスタインの獨逸黨にして、一はホルスタインを棄てたる丁抹黨なりき。されど直ちに總ての獨逸人は諸公國の分離すべからざる性質を支持することに一致したり。

フレデリック六世の死後(一八三三)二人の王あり。何れも嗣なし。クリスチャン八世及びフ

レデリック七世是なり。王位繼承の問題は決せられざるを得ざりき。而して王位繼承の権利は王國を通じて同一にあらざりき。丁抹に於ては王位を嗣ぐものは女にして、ホルスタインに於ては男子に限れり。而してシュレスウィグ及びラウエンブルグに於ては此點争はれたり。然りと雖、丁抹政府はホルスタインを合併して完全なる王國を支持せんとし、獨逸黨はホルスタイン及びシュレスウィグを分離すべからざる者として丁抹王國より分離せんとしたり。此二黨は公然其要求を宣言したり。ホルスタイン州は一八四四年の請願を以て、左の三點を主張したり。諸公國は(一)獨立なり、(二)永久的聯邦なり、(三)王位繼承は男系に依ると。王は之に答へて曰く、シュレスウィグは丁抹の如く男系に従へり。ホルスタインに取りて此問題は疑あり。されど遂に止むを得ず丁抹王國の主張を確保せしめらるゝならむと(一八四六年)獨逸黨は群民大會の形式に於て之が答をなせり。即ちホルスタイン州より王に對する抗議をなしたれども、王は之を受けざりき。而して獨逸黨は獨逸議會に告訴したり。斯くて諸公國の愛國の歌海を廻らせるシュレスウィグ・ホルスタインは歌はれたり。

諸公國の戦争

一八四八年の革命は國民黨を激昂せしめ、遂に争闘は戦争と

化せんとするに至れり。王が内閣に招ける丁抹の改進黨は混成的解決を採用したり。即ち聯邦に屬せる獨逸の國なるホルスタインを棄て、アイデル河の北方に位する國、即ちシュレスウィグを維持し、之をして丁抹と一國民ならしむることは是なり。これ即ちアイデル・デーンズ(アイデル)の丁抹人黨と呼ばれるものなり。此解決はシュレスウィグとホルスタインとの結合が分裂すべきことを示し、又シュレスウィグ及び丁抹に共通なる憲法及びシュレスウィグに對しては、將來男系に依りて王位繼承をなすべしとの憲法を制定すべきを示せり。諸公國に於ける獨逸黨は、確固たる同盟を名とし、シュレスウィグを聯邦の中に入れんことを、諸公國に對して共通の憲法を得んことを要求したり。王の之を拒絶するや、獨逸黨は確乎たる同盟男系の王位繼承及びシュレスウィグを聯邦に入ることを可とする假政府を設立したり。此時より解決を待てる三個の問題あり。(一)シュレスウィグはホルスタインと同盟し、聯邦に加入すべきか、或は聯邦に加入せずして丁抹に加はるべきか。(二)憲法はシュレスウィグ、丁抹、或は諸公國に共通なるべきか。(三)王位繼承は男系なるべきか、或は女系なるべきか。

戦争は一八四八年八月に始まり、一八五〇年に至るまで繼續し、休戦の爲め三回の戦争をなせり。獨逸黨はキールを中心とし、義勇兵或は獨逸の正規軍の援助に依つて働けり。丁抹黨は丁抹軍及び歐洲外交の援助に依つて働けり。

(一) 第一回の戦争に於て丁抹軍はシュレスウイグ、ホルスタインの獨逸人及び獨逸義勇兵をアイデル河の彼方に驅逐したり。普魯西軍は丁抹人をして諸公國を引渡すの止むなきに至らしめたり。歐洲の列強は休戦を命じ(一八四八年八月)半は丁抹人、半は普魯西人より成る假政府を造れり。フランクフルト國會は二百二十一票に對する二百三十八票を以て休戦を否認し、然る後、二百三十八票に對する二百五十八票を以て之を是認したり。丁抹人はシュレスウイグが王國より離るべからざるものとならむことを願ひ、獨逸人は之を欲せざりしが故に、確定せる協定は行はるゝに至らざりき。

(二) 休戦は過ぎ去り、ホルスタインの獨逸軍はジャストランドを攻めたれど、不意に襲はれて敗れたり。新なる休戦は布告せられ、然る後、ホルスタイン軍に依つて奪はれたるシュレスウイグは、普魯西軍に占領せられ、一人の丁抹人及び一人の普魯西人より成る二人の官吏に依つて支配せらるゝに至れり(一八四九年四月—七月)。

(三) 獨逸革命の失敗後、歐洲の諸強國(英吉利、佛蘭西、露西亞)は倫敦會議に於て丁抹王國の完全を維持するは歐羅巴に於ける國力平均に必要なものなりと決定したり。孤立せる普魯西王は其軍を撤回したり。獨逸より棄てられしホルスタイン軍は一八五〇年七月、丁抹軍の爲めに粉碎する所となりき。

丁抹王は再び諸公國を占領し、法令に依つて同盟の分裂したることを宣言し(一八五二年)諸公國に課するに丁抹と同一の憲法を以てせり。王位繼承は倫敦に於て採用せられたる議定書の形式に依り列強の規定する所なり(一八五二年五月)即ち王の姪の夫なるグリックスブルグ公は諸公國を合したる全王國の嗣子と宣言せられたり。列強の干涉は丁抹が欲したる如く諸問題も決定したり。然りと雖、此解決はシュレスウイグ、ホルスタインの諸州、獨逸聯邦、及び諸公國の男系の嗣子(其承繼者の同意ならざるもの)外、最も近親なる嗣子の同意は悉く保證せられたり)の賛する所とならざりき。シュレスウイグ、ホルスタインの兩州は女系の王位繼承を認むることを否認し、一八五五年の憲法に抗議し、丁抹人の多數を占めたる州會に代議士を選挙することを否認したり。

丁抹政府は其敵手等を反逆人として取扱ひ、凡ての官吏、牧師、獨逸黨に屬する教師——キール大學の教授等を買職したり。シュレスウイグの或る處にては學校にて獨逸語を用ふることを禁じたり。獨逸に於ては、諸公國の獨逸人民に對する丁抹の權力が國民黨を苦むるものとなれり。

丁抹に於てすら、國民黨は王の政治を是となさざりき。國民黨は獨逸人の要求あるに拘らず、シュレスウイグを丁抹に合併せんことを望み、シュレスウイグを保留せんことを主張したり。然りと雖、ホルスタインを保有すべきことを欲せざりき。ホルスタインの獨逸人民は其整然たる反對説を以て眞の國民的憲法の設定を妨げしなり。獨逸に於ける此國民黨は遂に王に勝てり。丁抹の自國の公務に對して外國人が干渉を企てんとする一切の努力に反抗し、シュレスウイグに於ける丁抹人の國籍を維持し、一八四九年の憲法に依つて約束せられたる彼の自由をか國に導き入るゝ爲めに、愛國黨即ち丁抹同盟は一八六一年に於て設立せられたり。王はホルスタインの爲めに特別なる組織を建てたる規則を宣言したり。(一八六二年三月)シュレスウイグ州に於ける獨逸人の大多數は之に抗議し、然る後彼等は其議席を棄てたり。フランクフルトに

於ける獨逸議會は、一八五八年、一八六〇年、一八六一年、及び一八六三年の決議を遂行するの止むなきに至らしむる爲めに投票したり。丁抹政府は之に答ふるに共通の憲法を提出するを以てせり。

諸公國の分裂

此争闘の最中に於てフレデリック七世は俄に崩じ、王位繼承の問題は決定せられざるを得ざりき。丁抹王位の嗣子、グリュクスブルグのクリスチャン九世は倫敦議定書に依つて裏書せられ、自ら宣言して丁抹及び諸公國の王となせり。彼は倫敦議定書に反するが如き丁抹、シュレスウイグに共通なる新憲法に賛成することを躊躇したり。然りと雖、コーペンハーゲンの人民は愛國黨が其議席を棄てし時、一團となりて宮中に來れり。而してクリスチャンは一八六三年の憲法に署名したり。之に反し諸公國に於ては、男系の嗣子オーガステンブルグのフレデリックの君主なることを承認したり。三問題は同時に起り來れり。シュレスウイグの同盟、共通なる憲法、及び王位繼承是なり。

此問題の解決は、丁抹人或は諸公國の住民等より來らずして、却つて外國列強より來れり。諸公國の獨逸人は、已に同盟軍を送ることに決定したる獨逸議會の上に其

希望を置けり。丁抹人の頼む所のものは(一八五)丁抹王國の領地を保護したる歐洲諸國なりき。されど此豫期は何れも皆齟齬した。奧太利、普魯西の二大獨逸國は自ら倫敦議定書に責任ありと稱し、 그리스チャンの王なることを是認せんとせり。フレデリックは獨逸の數小國に依つて支持せられしのみ。普魯西及び奧太利は王位繼承を賛したれど、一八六三年の憲法をば賛せざりき。而して其憲法は撤去せられざるべからずとの要求を丁抹に送り(一八六四)王の之を拒絶するや、軍隊をシュレスウィグに送れり(一八六四)。丁抹政府は歐洲諸國の干渉を待てり。然りと雖、英國女王は戰爭を欲せず、又ナポレオンは國體の主義に依れば、諸公國の住民の投票に依つて此問題の決せらるべきを言へり。

丁抹軍は(三萬五千人)決行的行爲をなさざるべき命令を受けたり。丁抹軍のなすべき所は、歐洲列國の干渉を現出せしむる爲めに時間を與ふるにありき。丁抹軍は殆ど何等の抵抗をもなさずしてシュレスウィグを讓與し、ジャストランドを擁護せる。ジュッペルの堡障の後方に退却したり。丁抹軍は其處にて六週間を支へたり。陣地は四月十八日奪はれたり。四月二十五日、歐洲列強間の會議は再び開かれたり。英國はシュレ

スウィグを分割せんことを提出し、ナポレオンは直接に丁抹よりの協議を受けて此計畫に賛成したれど、言語に據りて此公國を分割せんことを提出したり。普魯西及び奧太利は一國を形成すべき筈の此二公國を全然讓與すべきことを請求したり。商議は妨害せられたり(一八六四)奧太利及び普魯西の兩軍はジャストランドの全部を占領し、諸島を威嚇せり。歐洲各國より棄てられたる丁抹は奧太利及び普魯西に三公國を讓與する和親條約に調印するに至れり(一八六四)。

奧太利及び普魯西は常に勝利を得たり。一八六六年奧太利の破るゝや、諸公國に對する權利を拋棄したり。而して普魯西は是等を合併したり。條約の一項に約して曰く、北方シュレスウィグの人民が、若し自由投票に依りて丁抹と聯合せらるべき希望を示さば、丁抹に讓與せらるべきなりと。されど普魯西は決して人民に協議せず。而して一八七八年、奧太利は此句を抹殺することに同意したり。シュレスウィグにある丁抹黨は普魯西の下に支配せられ、住民等は代議士として常に抗議者を選擧し、以て彼等の不満を顯はすことを廢せざりき。普魯西政府は之に答ふるに、丁抹愛國者の迫害と、丁抹語使用の禁止とを以てせり。一八八五年、十六人の少女が丁抹の愛國歌を

歌へる爲めに科料に處せられ、一人の書籍商は丁抹國旗を描ける表紙の書籍を賣りたりとて科料に處せられたり。

一八六六年の憲法

諸公國の分裂後丁抹の政治は一變したり。農民の友なる新民主黨は現在の憲法を廢棄し、一八四九年の憲法を恢復せん事を要求したり。政府は一八四九年の制度を再設すべき計畫を提出したり。而して之に重大なる變化を加ふるは勿論なり。議會の兩院の中、下院は猶非常に擴張せられたる投票に依つて選舉せられたる眞の代議士の團體ならざるを得ざりき。然りと雖、上院は六十六人の議員より成立せざるを得ざりき。其中、王の指名せるもの十二名、其他は二千クラウンの収入を有する投票者の選舉する所なりき。下院は此計畫を非民主主義として拒絶したりしかば、解散せられたれど、再び選舉せられたり(一八六六年)。而して長き争闘後、政府の計畫は今日丁抹を支配する一八六六年の憲法となれり。

當初の數年間、内閣は殆ど何等の反對なくして政治を行へり。而して軍隊、海軍及び軍務の再編成に熱中したり。然りと雖、大なる變化は公衆の意見の中に起らんとしつゝありき。諸公國との争闘間、内閣を維持したる自由黨は先づ好戰的愛國黨なり

き。其綱領の要點は重にシュレスウィグを擁護するにありき。シュレスウィグを失へる後、此自由黨は官吏及び土地所有者より成る保守黨即ち宮廷及び中等社會黨となれり。其勢力は首府(コーペンハーゲン)及び其近隣にありき。其他の國は速に反對黨に加はれり。是を二群に分つべし。即ち諸島及びジャストランドの北方よりの代議士より成る穩和左黨、及び諸島の南方及び南方ジャストランドより重に募集せられたる民主左黨農民の友(是なり)。

那威に於けるが如く、争論の主題は豫算案なりき。右黨は軍事費を請求したる王、官更及び内閣に左袒したり。左黨は經費諸税の節減を希望したり。那威の如く、首府は保守黨を選び、農民は民主黨を形成したり。

選舉毎に反對黨は下院に於て席を得たり。一八七〇年、右黨の一團は勢力を集め、豫算案を無効にしたるが故に、内閣は辭職したり。其れより以後の内閣は唯少數の差にて過半數を得、僅に其豫算案を護れり。一八七三年、左黨は四十九名の議員を有し、右黨國民自由黨は十五名の議員を有せしのみ。之に加ふるに第三黨(十五名)及び移變黨(九名)あり。是等の反對黨は投票を擴張すべきことを要求し、又信者によりて牧

師を選ぶべきを要求したり。而して豫算案を否決し、三十四票に對する五十五票を以て内閣不信任案を通過したり。下院は解散せられしも、右黨は再び選舉せられたり。

憲法上の争闘 (乃至一八七三年) 豫算案を衆決する爲めに起れる争闘は遂に憲法

上の争闘となれり。一八七三年に於ける下院の宣言は問題を斯くの如く説けり。曰く、政府が一般の投票に依つて選舉せられたる下院と調和すべきは、立憲王國の必要なる條件なりと。王は、人民の代表者と調和する内閣を選ばざるべからず。これ實に英吉利、白耳義及び佛蘭西に於て行はるゝ議院制度の理論なりき。王は之に答ふるに、院が憲法の事態を誤解せるを以てせり (一八七三年) 王は、上下兩院の何れか、供給せる内閣を維持する權利を與へられたるものと思へり。宣言して曰く (一八七八年) 妥協は兩院間の商議に依つてのみ可能なりと。これビスマルクが普魯西を欺ける三列強國の融合及び兩院間の平等といふ理論なりき。

争闘は一時穩和内閣によりて中絶せられしも (一八七四年) 一八七五年に於て形成せられたる争闘的内閣 (エストラップ) の下にありて進行したり。右黨は解散せられたるに

拘らず (一八七六年、一八七八年、七月) 下院に於て過半数を占め、一八七六年の解散後、投票の四分の三を占めたり。然りと雖、内閣は辭職することを欲せず、院は彈劾して之を去らしむること能はざりき。如何となれば、審問に際し審判の席に坐せんことを欲したる上院が、一八六六年の憲法發布後、宮廷に依つて支配せらるゝに至りたればなり。

下院は豫算案を否認し始めたり。これ豫算案が常に國民の信用を有せざる内閣に依つて提出せられしが故のみにあらず。國民自由黨の好戰的傳説に従ひつゝ、海軍及びコーペンハーゲン築城の爲めに大金を得んことを要求したればなり。民主黨は曰く、獨逸人の侵迫なくんば、丁抹は高價なる軍備を要せざるなりと。上院は勿論内閣を援助したり。下院は毎年豫算案を否決し、上院は毎年之に投票し、而して内閣は假財政法に依つて之を行へり。一八七七年以後用ひられたる此方法は、憲法第二十五條に依る。王は緊急の場合、議會が召集せられざる時は、假法令を發布し得べし。是等の法令は常に次會期に於て議會に提出せられざるべからずと。此解釋は、佛蘭西の海國にてシャルル十世のなしたる解釋の如く、次年度豫算案の是認を保證

すべき義務は、内閣の免るゝ能はざる所なりき。左黨は其政策に同意せざりき。穩和黨は内閣との破裂を避くる爲めに、コーベンハーゲン築城の經費を削除して、中和せる豫算案に投票し、假財政法をして習慣法たらしめんことに同意したり。

凡ての妥協に反対したる民主左黨(ベルグ)は、遂に一八八四年、下院に於て過半数を得たり。コーベンハーゲンの一部は初めて保守黨を脱せり。社會主義者は三人の議員を得たり(九名より)。斯くて争闘は烈しくなれり。下院は宣言して曰く、現内閣と共に改革を論ずるは時間を勞費するのみと。而して如何なる計畫をも調査することを拒めり。これ實に選舉に依る下院が代表せる如き民主國と、内閣の主長にして且つ貴族の維持せる如き王との間に、公然たる戦争の起るべきを示せり。一八六二年より一八六六年に至る普魯西に於ける戦争の如き戦争の起るべきを示せり。

普魯西に於けるが如く、其行政能力上支配權を有せる内閣は、國家の利害を名として法律上の常例以外を支配すべき力を有せり。内閣は常に下院の賛同なくとも、古き豫算案に依つて是認せられたる物の爲めに引續き金錢を費せしのみならず、軍事費に對する新項目を開始し、之を上院にて可決せしめ、之を假財政法に加へたり。

故に丁抹に於ては法律に依れる豫算案は存在せざりき。人々をして不満を抱かざらしめんが爲めに、内閣は巡查及び憲兵の數を増し、出版及び集會の自由を禁じ、他の假法令を通過せしめたり(一八八五年)。内閣は公會に於て、反逆を煽動したりとの罪を以て民主黨の主領(ベルグ)を禁錮したり。丁抹は特殊なる行政の下に恰も軍法の下にあるが如く生活したり。

軍備なき國民に對して、武装したる内閣は遂に成功を以て其反抗を挫けり。民主黨は個人的競争に苦められて解散したり。一八八四年以前の農民黨なる、丁抹左黨はベルグを主長として、著作者(ヒュッブランダス)の一團の下にある、文學左黨より分離したり。これ恰も那威に於ける、歐羅巴左黨及び一般の投票と社會改良とを要求したる初めの都會黨に似たり。文學左黨は一八七八年労働者黨として組織せられ、其後地方に於て、殊にジャストランドに於て補充せられたる社會主義黨と協同して働けり。

一八八八年四分せられたる左黨は其政策に就て争論したり。ベルグは議事妨害の政策を繼續せんとせり。反對黨の會議は内閣と商議せんことを決し、一八八五年の

特別法の忘却及び廢弛を保證せり。遂にベルグは死し(一八九九)ヒュラップは再選せられざりしが故に、民主黨は過半数を失へり。一八九二年の下院に於て民主黨は隠和左黨の三十八名、政府黨の三十二名に對して、僅に二十九名を有したるのみ。穩和左黨は豫算案及び軍事法に投票した(一八九九)斯く王の感謝を以て辭職したるものはエストラップありしのみ。争鬭は遂に王及び其内閣員の勝利に歸せり。

丁抹人は那威の如く政治的争鬭の渦中にありて、最も光榮ある作者、無数の名聲噴噴たる小説家を産出した。丁抹人は比類なき隆盛に達せり。少くとも一八〇〇年より一八七〇年に至るまでに二倍となれる人口は引續き増加したり(一八七〇年七十九萬四千八百八十九人に於て)貿易商は一八七〇年及び一八九〇年前に船數七百艘、噸數八萬五千噸を増加したり。一八六六年に於て三億八千萬に至るまで増加したる國債は、一八九一年に於て二億五千萬に減じ、豫算案は殆ど常に過剩を示せり。

アイスランド 丁抹の争鬭が進行しつつありし時、政府はアイスランドと争鬭をなせり。一八七四年之まで族長制度に依つて支配せられたるアイスランドは

憲法を受けたり。王の指名に依るもの六名、一般選舉に依るもの三十名、即ち三十六名の院が立法權を有せり。行政權は駐劄知事及び丁抹にあるアイスランド大臣に授けられたり。院に於て過半数を占むる反對黨は、内閣に要求するに、アイスランドをして丁抹の政策より獨立せしめ、又財政上の獨立を行はしめん事を以てせり。一八九三年の憲法は遂にアイスランド地方自治を設定せり。アイスランドは已に丁抹王國の國庫に納税する要なし。アイスランド長官はコーペンハーゲンに居住し、憲法を主張するの義務あり。院は兩院より成る。即ち王の指名による六名の上院、下院に依つて選舉せられたる六名より成る。兩院は知事の罪を問ふの權利を有す。されど王は斯かる告訴を決すべき權利を有するなり。

第十九章 露西亞帝國と波蘭

一八一四年に於ける露西亞 露西亞帝國は一八一四年既に其最廣領域に達し、歐羅巴露領のみにも歐洲諸國の最大國たり。人民は征服の結果同一支配の下に立つ數種族より成り、一八一五年其數四千五百萬に上り、而して是等の種族皆服裝言語宗教を異にし、自から一別種族を成せり。されば此種族的偏見を打破せんと露國政府の苦心は十九世紀露國史上顯著なる事實なるを以て、先づ以下露國人民の諸種族に就き解明するも不要の業にあらざるべし。(政治史に於て露西亞帝國をべし。露國は專制の權力を以て近世の一般人民の立憲運動を抑制し、以て依然專制國たるを得し。露國にしてアレキサンデル二世の自由なる時代を除いては、其政治史も十八世紀の專制國に於けるが如く、殆ど君主及び政府の歴史たるかの觀あり。然れども此歴史たるや、大部分は秘密に附せられ、僅に政府反對黨の外國にて出版せる從つて本國政府の取柄外にあり。記事或は公文書に依る外は殆ど之を知るを得ず。故に所註此章にても露國の内情は記する事少く寧ろ波蘭人社會黨非正教徒と政府との争闘史たるに止まるべし。)

一、大露西亞は帝國の中堅本領地たる所にして、住民は露人にして露語を用ひ、希臘正教を信ず。此外十七世紀禮拜式の改革以來、國教より分離せる非正教信徒は法律の禁止する所なれども尙諸種の宗派をなせり。

二、小露西亞キープ、又はウルカインは一部は昔波蘭に屬せしが、後露領となりし地方にして、住民露語を話し、希臘正教を信ず。然れども小露西亞語は所謂露語とは異なる所あり。従つて別種の文學を有し、又正教も唯一の宗教にあらず。蓋し猶太人と波蘭人との混血兒の都市町村に居住するあり、且つ正教徒にして僧の妻帯を許し、希臘教の禮拜式を守りながら、而も尙羅馬教會に加はるればなり。此宗派を羅馬希臘教と言ふ。況や其他獨逸人の植民地ありて新教を信ずるをや。

三、ウオルガ河東に至る一帶の地はタルタル人の古地にして、露人と亞細亞人と雜居せり。主として正教なれど多少回教を信ずるもあり。

四、南露西亞は土耳其帝國より得たる地方にして、露の植民者コサック人及び亞細亞人種雜居し、其間に國風保存の約束の下に定着せる獨逸人の植民者點在せり。一八一二年、モルダヴィアより得たるベッサラビアの地方は、正教徒なるルーマニア人及び猶太、波蘭の混血種族の據る所たり。要するに南露西亞は種族言語宗教の統一なし。

五、高加索はアレキサンデル一世帝の合有する所に係り、小種族の集合にして、基督教(アルメニア人)と回教(シルカシアン人)とを信ず。住民凡て慄慄にして、一八六四年までは歸服せざる者もありき。されば今に尙各別種の種族的生活を営み、其間劃然たり。或る貴族就中ジョーチアの貴族が露西亞の貴族と婚を相通せるが如きは、蓋し異數なりと謂ふべし。昔も今も此地方は露帝國の邊塞にして、軍人屯田兵是に據り、軍政の支配を受く。

六、西露西亞は昔のリスヴァニア公國とカザリン二世の併吞せる地とにして比較的、古く、リスヴァニア人の羈絆を脱して露領となりし地方と、リスヴァニア領たりし地方とより成る。前者の地の住民を白露西亞人と稱し、露語を操り、羅馬教を信ずる其貴族の外は正教を信ず。後者の地の住民の一部は尙リスヴァニア語と其服装とを用ひ、一部殊に其貴族は己れを波蘭人となす。而して本來のリスヴァニア人の信ずる宗教は羅馬教なり。猶太人も又此方に可なり多數を占む。

七、バルチック沿岸の諸州(エストニア、リヴォニア、クールランド)は上下二階級の人民より成り、下級は即ち土着の民なるフィンランド人、リスヴァニア人にして、貴族、僧

侶、町民等、獨逸の植民者の子孫は即ち上級なり。下級民は農民にして、其自國語を用ひ、上級民は獨逸語を話し、獨逸人の生活に倣ふ。宗教は凡て新教なり。蓋し露國の此地方を其配下となすや、住民に其習慣と特權とを保持せしめむ事を約せり。唯聖彼得堡前に之をイングリシアと言へりのみは分離せられて首都となり、此處には露國內凡ての言語宗教相共に行はれ固より一定ならざるなり。

其他西伯利亞即ち後の亞細亞露西亞は、州と言はんよりは寧ろ植民地に過ぎず。新にアレキサンデルの占領せし芬蘭公國、波蘭王國は、獨立の一國をなし、唯露帝が太公又は王の位にありしに過ぎざりき。

斯くの如く當時の露西亞帝國は、埃太利帝國の如く、諸民族の混合集積より成り、之を統一する唯一の連鎖としては、絶對無限の主權を有する專制獨裁の露帝の權力に服従する事に過ぎざりき。而して政治及び社會の組織は依然として彼得大帝とカザリン女王との企てし所を改めざりき。即ち社會は貴族平民の二階級より成れり。農民の大多數は貴族及び皇帝の農奴として、或は體刑の下に苦み、或は人頭税に惱み、或は兵役の義務を免れず。彼等農奴は獨り政府に對しては租税を負擔し、貴族に

は小作料を納め、剩さへ二十五年の間軍役に服す。之に反して約十萬の地主たる貴族は體刑人頭税を知らず、兵役の義務を免れ、農民の膏血によりて暖衣飽食し文武の官職を占む。中等社會は殆ど何等の力なし、俗僧又は白僧と稱するものあり、妻帯し、無智貧困にして教會の儀式を司る外、又高職に任せらるゝことなし。正僧又黒僧と稱するものも、唯獨り僧正方丈の位に居ると雖、實社會に毫末の關係なし。商人は一團をなして一階級と公認せらるゝと雖、教育なく政治に參與せず、其實情は農民と五十歩百歩のみ、政府の官省を除けば露西亞は殆ど悉く村落に過ぎざる觀あり。斯くの如く社會には二階級存し、一は他の上に位せり。是等の農民、俗僧、正僧、商人等は即ち下級の人民にして、何等の教育なく、政治的權力なく、正教を信じて未だ西歐文明の氣を吸はず。此上に立つ官吏及び貴族等は即ち上流の民にして西歐化し、只管彼の風俗言語と共に其政治的思想を凡て採用せんとし、神を崇信する念を缺く。而して上下兩階級各利害を異にし、言語を同うせず。上流は佛語の外殆ど他の國語を用ひず。尤も或る官職はバルチック沿岸諸州より來れる獨逸人の占むる所となれるもありき。

政治も亦之と同一の不相應なる性質を有せり。畢竟するに政府も人民と同じく東洋的族長的なりき。——即ち專制的なりき。斯くの如く獨裁の皇帝は唯一の權力、政府中心にして彼の勅令以外に法律なく、彼の官吏以外に權力なく、彼の自らなせる制度の外、一の制度あることなきなり。されど歴代の露帝自ら進んで歐風の制度を建てんことを勉め、従つて歐羅巴風に則れる都市、彼得堡、外交、中央集權主義、及び會議、委員會、成文の訴訟法を有する裁判所、但し此訴訟法は一般人民には知らしめず、警察、課税、專賣、郡縣の行政區劃、獨風に則れる陸軍と貴族院等は吾人之を專制國露西亞に見るを得るなり。

唯一の國家制度たる正教教會すら尙教會院の監督の下にあるなり。教會院は西歐の例に従ひ、平信徒の武官を長と戴き、主教の任命、其他一切の教務を提案せり。されど概して十九世紀の近世的專制主義行はれて、臣民に對して何等の政治的自由を認めず。即ち出版集會の自由なく、官許あらざれば討議會、演說會を許さず、官吏の行動を抑制するを禁じ、其職權濫用に對する保障を與へず、信教の自由すら國教會に依りて制限せられ、凡て従前の正教の信條は皇帝の特別保護の下に立てり。新

教、羅馬教、猶太教、回教等、外國の宗教は凡て之と異りて全く宗教上の自由を許されたり。されど正教を信する臣民は官立教會を去ること能はず。正教信徒が如何なる他の宗教に入ることも重刑の下に處罰せらるべく、舊教會を脱したる非國教派は罪人の如く追及せられたり。

斯くの如き組織は完全に實施せられざりき。蓋し露國の官吏は東邦風の懶惰專擅の風に馴れて、事を處理するに甚だ緩慢を極め、時に我儘勝手に若くは賄賂によりて事を處決せるのみ。彼等は歐風の複雑なる官省組織に迷ひ、又往々にして矛盾せる夥しき皇帝の勅令に迷ひ、心紊れてなす所を知らざりしなり。

アレキサンデル一世の治世

帝は大傳瑞西ヴォード縣の人ヲールプの教育を

受けて夙に自由博愛の思想を抱き、諸大臣の仕事の規定し、以て中央政府の秩序を回復せんとしたり。(一八〇二年には陸軍、海軍、外務、大蔵、通商、司法、文部、内務の八省大臣、設定變遷を経て、一八九六年には教務院、從來各大臣は委員會を開きて時事問題を決議す長をも加へて十二人の大臣ありき)。彼等各大臣は委員會を開きて時事問題を決議すべき規定なりしが、未だ一の内閣を形式せざりしを以て、政治の方針は皇帝を壓倒する或る個人の左右する所となりき。彼得大帝の時の元老院は僅に裁判所の作用

をなすに止り、一八一〇年に設けたる樞密院も單に法案に對して助言をなすの會議に過ぎざりき。

帝は一賤僧の子にして西歐風の改革に熱心なるスペランスキイと言ふ經驗ある官吏の助言に従ひ、教育、財政の改革、法典の編纂、農奴の解放を計畫せり。されど一八一一年、帝の佛と隙を生ずるや、正教徒、專制論者等の排佛主義の愛國黨及び股肱の臣アラクツエーフ等の左右する所となり、次で一八一五年後は革命の危険を喋々せるメッテルニヒの藥籠中の物となりて、遂に帝は悉く改革思想を放棄し、再び百官有司をして十八世紀の慣例の儘に行はしめたり。斯くして露の政治社會は高位の官吏并に軍人を會員とせる秘密慈善團體の運動となりたり。帝は依然として露の專制君主なりしも、新しき歐洲諸國に於ける自由主義の君主たらんことを希望せり。

芬蘭と波蘭立憲王國

アレキサンデル帝は約して芬蘭太公國に立憲政治を

敷く事を許せり。バルチック沿岸諸州に於けると同じく、住民全く新教にして、上下の二階級より成れり。即ち地方民と特殊階級と是なり。地方民は古の芬蘭人の子孫に

して、芬蘭の服装と其國語とを墨守し、特權階級は貴族、牧師及び中流社會之に屬し、瑞典人なりき。従つて瑞典語は政府の公用語なりき。其露帝の下に屬して後、芬蘭は其四階級を代表する議會を存置し、範を瑞典(一八六三年までは)に求めたり。斯くて芬蘭は完全に自治を守り、法律裁判所、通貨、郵便制度、及び關稅まで露の支配を受けざりき。而して内政は舊の如く、芬蘭の元老院に委任し、之を司法、財政の二局に別ち、瑞典の貴族、及び中流たる官吏と市民と之に參與せり。瑞典語は又依然として行政上の通用語なりき。

一八一五年、昔のワルソー太公國を波蘭新王國となす。其領域は僅に舊波蘭王國(十二世紀頃の波蘭の主領地はポーゼン州にして、中世紀の末葉まではガリチアの一小部分なりき。前者は一七九三年普魯西に又別に後者は奧地利に併吞せられたり)の一小部分、即ち波蘭第三回分割(一七九五年)に依りて一度普魯西に割讓せられたる地域に止ると雖、此一小部分ワルソーこそ實に近世の波蘭國民の中心なりしなれ。アレキサンデルはツアルトリスキー皇女との好誼を思つて特に波蘭國民を尊重せむと欲し、波蘭を獨立國たらしめ、波蘭王國は凡ての獨立の制度を有し、羅馬教會并に其特權と寄進物とを有し、學校にては波蘭語を教へ、通貨、郵便制度、關稅、行政、さては陸軍に至る

まで獨立なりき。且つ其官吏、僧侶、陸軍將校、皆波蘭人にして、波蘭人にあらざれば諸種の官職に就く事を得ざりき。而して露帝は唯波蘭國王と稱するのみにして、波蘭と露西亞と同一の君主を戴くことによりてのみ聯合の實を表はせり。されば外國人としては單に皇帝の代理たる太守と行政委員に過ぎざりき。帝は專制主義者の忠告をも顧みず、堅く波蘭を立憲王國となす方針を取りて動かざりき。一八一五年十二月の勅令は之に自治を保證し、且つ議會を作り三十名の議員より成る元老院と、貴族及び市民の選舉に係る六十人の法王の使節よりなる代議院とより之を構成す。議會は唯二ヶ年に一回召集せられ、其開期も短く、行政委員其議事を指導し、法律及び新なる課稅に對し賛否の投票をなす權限を有せるのみ。従つて内閣は國王に對してのみ責任を有し、議會の左右する所とならず、又政府彈劾の權すら議會之を有せざりき。一八一八年の開期中アレキサンデルは言を反覆して曰く、國會は政府が國會の審議に附する必要ありと認めたる問題に對して意見を發表せむが爲めにのみ開かれたり。されば立憲自由の制度と雖、不完全極まれるものにして、新聞紙は檢閲を要せしを以て爲めに出版の自由は著しく制限せられたり。遮莫專制

主義の當時にありては歐洲大陸に於て波蘭人程に政治上の自由を有せるは稀なりき。社會の狀態は形式は依然として貴族制なりき。即ち一八〇七年以來、農民は農奴の狀態を免れたりと雖、未だ土地を有せざるを以て日傭人や小作人の如き狀態にありて、地主たる貴族の左右する所なりき。幾部の猶太人を交へたる都市の民も、毫も政治上に與らず。社會を操縱する者は依然として貴族及び僧侶なりき。而して内閣は以前の親佛派を以て組織せられ、最初はリスヴァニア人にして羅馬教徒たるルベッキ―牛耳を執れり。彼は立憲制には快からざれども、主として國家の物質的の利益の増進を計り、波蘭銀行及び公債引受組合を設立して負擔を整理したり。されば一八一五年より同三〇年に至る間に於て、人口の増加百五十萬に達し、波蘭公債騰貴し、財政も整理せられ、從つて露政府に對する年貢の額を増す事を得たり。斯くの如く物質上の繁榮は之を増す事を得たりしと雖、波蘭の自由黨と愛國黨とは之を喜ばず、愛國黨はワルソー太公國の領域内に限られたる波蘭王國を承認せず、少くとも彼等は波蘭新王國の領土外とせられし舊リスヴァニア諸州をも要求せり。又自由論者は或は政府の常設判事を罷免し、或は國會議員を捕へ、或は書籍を檢閲に

附し、或は小學校を閉鎖したるを憤りて、これ一八一五年の勅令を蔑視するものと批難せり。加之人民は行政委員のヴァイレルツォー及び殊更に太守たる皇弟コンスタンチンに對して不平を唱へたり。コンスタンチンの如きは一の狂者にして、廣縁なる帽子を禁じ、手づから其縁の廣きを剪除せる事ありき。國會遂に露帝の注意を促さむ事を試みたれども、帝は之に對へて曰く、朕が臣民は朕の基督教道徳によれる主義に絶對に信賴せざるべからず(一八三〇年)と。又宣言すらく、波蘭は己の上に布かれたる制度の下に安んずる能はざらんか、波蘭の存立は爲めに危うせらるべしと。是に於て青年間には西歐の例に倣ひ、秘密結社結ばれ、就中愛國黨は黨員をして誓はしむるに、不幸なる愛する祖國の再興の爲め一命を捧ぐる事を以てせり。されど遂に露國警察の發見する所となり、軍法會議は單に一秘密結社に屬せりとの事實のみを以てルカチンスキーを苦役に宣言したり。斯かればアレキサンデルも遂には國會の公開議事を禁止し、反對黨の領袖を捕へ、之を己れの土地に於て囚人となし、警察の二六時中の監視の下に置きたり(一八三〇年)。

一八二五年十二月の暴動

アレキサンデル帝は其晩年專制獨裁の君主とな

りしが、嗣子なくして世を去れり。彼の弟コンスタンチンは波蘭婦人と婚せしが爲め、寧ろ却りて波蘭の太守たる地位に安んぜむ事を望みて、嘗つて皇位を辭したる事あり。されば其尙露西亞にありし次弟ニコラスは、直ちにコンスタンチンを皇帝と認め、而してコンスタンチンが辭して王と稱せざるべきを豫期し、更にコンスタンチンの名の下に宣誓して皇位に即けり。不平家は此機に乗じ革命を起さむと試みたり。當時露には西歐風の特に燒炭黨に倣へる三個の秘密結社ありき。其社員は西班牙、伊太利に於けるが如く陸軍將校にして、當時最も活動したる者なりき。彼等の政治的觀念は混亂したりき。彼等は露に西歐文明の制度を輸入せむと欲したれども、其何れの制度を模範とすべきかに就ては一致せざりき。彼得堡に設立せられたる北方協會は立憲王政を欲し、小露西亞地方に胚胎せる中央協會は共和國を可とし、スラヴ統一協會は寧ろ聯邦を取らむとす。而して領袖は各氣脈を通じて一八二六年一月一日を期して陸軍暴動を企てんとせしが、偶アレキサンデル崩御の爲めに數日其期を早めたり。即ち徒黨の將校機乗すべしとなし、兵卒をして正當なる帝はコンスタンチンなりと信せしめたり。是に於て彼得堡の二聯隊は立てり。絶叫

して曰く、コンスタンチン萬歲、立憲萬歲と。蓋し兵士の考にては立憲と言ふ者をコンスタンチンの妻と洒落たる譯なり。されどこれ一時世を騒がせしのみ。間もなく暴動抑壓せられ、一味徒黨の將校互に摘發し合へりしを以て、國の中央に於ては未だ事を舉げざるに、一味の者縛に就けり。(一八二五年十二月)此十二月黨の暴動の結果は暴戻なる告訴に終り、五名は刑場の露と消え、三百二十一名の貴族は刑罰を受けた。かのベステルとリレーフとの殘酷なる死刑は能く人に知られたる所なり。新帝ニコラスは此暴動の爲め痛く心を打たれ、愈西歐の自由思想を蛇蝎視し、高等法院第三部の名の下に國事警察署を設立して、以て疑はしき者を取締れり。

波蘭人の叛亂(一八三〇年)

(一八三〇年)

ニコラス帝は波蘭王位に即き、其制服を着する事を諾したれども、之を治むるに専制主義者を以てし、國會の召集を廢止せり。而して彼等専制主義者は一八一五年の勅令の撤回を主張し、其一人は曰く、今や壓制服従の期なり、討論の時にあらずと。斯かれば波蘭人は此政策に對し憤怒措く能はざりしも、相一致して事をなすを得ず。遂に二派に分離せり。二派とは白黨と赤黨にして、前者は地主、官吏、僧侶等の穩和なる貴族黨にして、後者はワルソーの學生より成る平

民愛國黨なり。白黨は波蘭は再び立憲を行はんとせば、露の壓迫の下に必ず亡國の嘆を招かざるべからざるを信じ、さりとて獨立を失ふを欲せざる故に、亡國の民たらんよりは寧ろニコラスの專制政治の下に甘んせむ事を主張す。赤黨は佛國と其革命を稱揚し、自由の爲めに又波蘭を昔の領域に返さむが爲めには、公然戈を露帝に向けむと欲し、秘密結社をなし、燒炭黨と氣脈を通せり。其領袖等(一八二五)黨と會見し、議して波蘭の邊界に就き一致する能はざりしが、却りて元老院の取調を受けしと雖、幸に放免せられたりき。一八三〇年に至るまでは自黨の勢力大にして、赤黨を抑止したりしが、一度七月革命の容易に成功せるを見るや、主戰黨此處に決然立つに至れり。初め露帝は佛、白耳義に於ける革命運動鎮壓の爲めに波蘭軍隊を派遣せむとしたり。主戰黨此機に乗じ、佛、白の革命軍に向けらるべき矛を逆にして露帝に向けたり。一夜ワルソーの宮廷は陸軍學生の襲ふ所となり、コンスタンチン周章狼狽、服装もしどろに露の軍隊と官吏とを率ひ惶惶として國外に走れり。これ一八三〇年十一月より同十二月に互れる事件なり。露政府より棄てられし波蘭人は使者を以てコンスタンチンに歸國せむ事を求めたれども、聽かれず。よりにて穩和黨な

る白黨は假政府を設立して露帝の權威を維持せむとしたり。クロビッキは即ち軍隊に命令して其革命軍に投ずるなからしめ、更に露帝の名を以て假に太守の職を攝り、帝に書を送りて、これ蓋し未曾有の例外的事變のみとて帝の寛大の情に訴へ、而して露軍の撤去を願へり。帝は宣言書を以て、服従か亡國か、二者其一に出でざるべからざるを要求し、頑として此宣言書を撤去せず。曰く、波蘭人は朕が命に信賴せざるべからず。波蘭の如きは一撃の下に滅ぼさるべしと。穩和黨退き、主戰派代りて假政府に入るや、國會は露國朝廷を呪咀し、波蘭とリスヴァニアと必ず合一して一國をなさざるべからざるを宣せり。(一八三一)而して使節は援助を求めん爲め維納會議に參列の諸列強に派遣せられたり。然るに英のパーマーストンは、維納會議は波蘭に立憲の保證を何等與ふる所なしと宣言し、佛にても輿論は動かされしに拘らず、政府は戰に加はるを拒絶せり。嗚呼波蘭は今や孤立の狀に立てり。波蘭軍は先づ己れより火蓋を切つてリスヴァニアに進入せりと雖、ディビツェ大軍に將として來るや、波蘭軍はヴィステラ川の邊まで退却し、二月より五月に互りて五ヶ所に勇戰苦闘を勉めたれども、十二萬に對する四萬五千、元より衆寡の敵する所にあらず、且つ虎列拉

病猖獗を極めたる爲め交戦渉々しからざりしが、援軍を得たる露軍は遂にワルソ
 ーに迫れり。露將は特別の恩愍を加へて特赦し、且つ立憲を許さむ事を提議し、波蘭
 の將又之に従はむことを忠告したりと雖、平民黨時に牛耳を執りて、之より先、虐殺
 を恣にせしが、今又之に耳を傾けず、露人と商議することを拒めり。是に於てワルソ
 ーは砲撃せられ、一八三一年九月、遂に陥落したり。國會は解散し、殘軍埃露に移り、多
 數の貴族は佛に亡命せり。露帝は是に於て勅令して曰く、波蘭は爾後露の一部たる
 べしと。一八一五年の勅令を廢し、一八三二年二月、更に合併條令を發し、國會と軍隊
 とを壓制して露の太守、官吏、及び彼得堡の波蘭事務局に權力を與へたり。唯其教會
 言語、及び行政は改變する事なく、其儘に之を認許するを約したれども、元より何等
 の保證なき事として實は履行せられざりき。新に波蘭太守となりしパスキーウチ
 は、二十五年の間其臨終に至るまで專制の權力を振ひ、周圍の露國軍人と官吏とを
 以て苛酷なる軍隊政治を行ひたり。或は合併條令に據りて命令を發し、或は二百八
 十六名の移住者を死刑に處し、其財産を沒收して正教を奉ずる露國將校の間に分
 配し、或はワルソー大學に抑壓を加へ、且つ多くの教育機關を閉鎖し、公債引受組合

の外は讀書會に至るまで凡ての會を禁じ、或は書籍音樂を検閲に附して外國書は
 毫も許さず、或は凡ての國事犯は軍法會議に附し、或は凡ての官吏に對し露語を強
 制し、或は公會を禁じ、唯私の夜會のみは許されたれど、之として招待の數を限られ、且
 つ警官も列席し得るを條件としたり。一八三五年、ニコラス帝はワルソーに有名な
 る演説をなして曰く、汝等にして尙頑迷に波蘭獨立を夢み、其他凡て之に類する志
 想を抱く事あらば、禍は懸りて汝等の頭上に及ぶべし。朕は既に堡城を作れり。記せ
 よ、聊かたりとも暴動の模様あらば朕は此市を粉碎すべしと。

ニコラス帝の治世(一八二五年—一八五五年)

彼得大帝以來、歴代の露帝は絶對專制政治を
 行ひしと雖、宗教に對しては自由を認め、且つ西歐の君主を稱揚して其制度文物に
 倣はむ事を求めたり。然るにニコラス帝は立憲自由政治を憎むこと甚しきのみな
 らず、西歐の風俗を嫌へり。彼は熱心なる正教信徒なりしを以て、異端なる西歐の思
 想を排して聖なる露西亞を守るは自己の天職なりと感じたり。一八二五年より五
 五年に亙る彼の治政は凡て西歐文明を破壊し、古の露西亞固有の制度を回復せむ
 と試みたる點に於いて、前代の諸帝王と異れり。即ち西歐との交通困難となり、外人

の來國を許されたる者と雖、尙警吏の監視を免れず。又凡ての外國書籍新聞は一度國境にて檢閲を経るにあらざれば入る事を得ざりき。元來露西亞の國法は臣民の國外に行くを認めざるが、ニコラスの時は之が爲めには殊に勅許を必要とし、其勅許とても與ふる事稀にして、長くも五年を出でざりき。移住などとは以ての外にて、之を犯す者は流刑と資産沒收との刑を課せられたりき。今尙然り。斯く鎖國主義なりしを以て、露西亞人は國內に安んじ、從來西歐文學の模倣を事としたる文學も、漸く露國固有の特色を發揮し、露西亞古代に對する嘆美の愛國的情緒を描寫する事を始めた。されば露國固有の作家の顯れたるも此時なり。守らせ給へ君が身の國歌や、忠君の國劇の作られたるも此時なり。斯くの如くニコラス帝は終身正教國露西亞の古に復せむと盡力したれども、官吏は官吏によりてのみ制御せられしを以て、制御は常に無効なりき。官吏の腐敗極に達し、買収怠慢至らざるなかりしを以て、帝すらもゴールが喜劇檢察官を藉りて、其實情を寫せるを稱讚し給へり。官吏は上に恐るれども下を虐ぐる事甚しく、臣民は之を如何ともすべきなく、一切政治に干與するを禁せられ、新聞紙も官吏の行動を云々するを禁せられたり。例へば

一八四八年彼得堡に於て青年軍人、官吏、教師の一團が夕景相會して西歐の出版物を講讀論評するを常とせしが、翌年彼等の内三十二名は警吏の捕ふる所となりて死刑の宣告を受けしが、恰も處刑に先ちて一等を減せられ苦役に従ふ身となりき。其一人ドストイウスキは後在獄の追懷を公にせり。其他ニコラス帝晩年の頃は、凡ての公文書には露語を用ふる事とし、官吏は露語のみを話す事にした。しが實は行はれざりき。又一方宗教の自由も禁止せられ、或は正教徒の他宗派に轉宗するを禁ずるの刑法發せられ、今に効力あり。或は信仰を棄つる者は財産を沒收せられ、剩へ八年以上十年以下苦役に服し、或は説教若くは紙面によりて正教徒の轉宗を勧めたる者は八ヶ月以上十六ヶ月の禁錮に處せられ、若し三度此罪を犯さば西伯利亞に流罪となるべく、轉宗を防止するを怠れる者も亦往々にして禁錮に處せられたり。或は正教徒と然らざる者との婚姻は必ず正教の住職之を司り、正教以外の牧師の與るを禁じ、其子女は正教により教育すべしとせられたり。當時此外西方諸州を強制して露國化せしめむとした。即ち波蘭領リスヴァニア州には羅馬希臘教を信ずる農民は正教信奉の命令を受け、希臘教の僧正會議は羅馬希臘教會の羅

馬教僧より分離して正教會に歸屬すべきを宣言せり(一八三九年)。波蘭王國にて露帝の約束ありしにも拘らず、羅馬教徒なる教師を用ふる事并に檢閲を経ざる説教をなす事を禁じたり。其他波蘭の自治を全く跡なからしめむとし、教育及び行政司法事務を夫れ々々露の文部省と元老院とに歸屬せしめ、且つ露國刑法を此處にも施行したり。

此ニコラスの政治は自由思想の漲れる歐洲を通じて、東洋專制主義の模範として批難せられ、當代の文學は專制君主と其政府に對する呪咀を以て充たされたり。ニコラスは實に自由革命の思想に反抗せる專制主義の權化にして、自らも好んで之を自己の天職としたり。ニコラスは常に軍服を纏ひ、閱兵に忙しく、天晴れ大元帥として當時の最良の陸軍を有すと信せり。一八四八年以後は、歐洲の覇者にして將來の土耳其征服者たるの觀ありき。されどクリミア戰爭は彼が陸軍の弱點を暴露し、彼が嫌厭措かざりし西歐人に打ち負かされて、悶々の情に堪へず、遂に一八五五年恨を吞んで永眠せり。死後又彼の專制政治を繼ぐ者なかりき。

ニコラスの政治に對する反動

アレキサンデル二世は先帝ニコラスを重ん

じて父の閣僚を改めざりしと雖、仁慈叡聖なる君主なりしかば、父の專制政治を踏襲するを欲せず、又再び西歐の文明を模倣したり。彼は憲法を約せざりしと雖、改革の志望を告げ、貴族の助力を仰げり。斯かれば從來緊逼せられて一時屏息せる輿論は是に再びインテリゲンチヤ(有識者)として知られたる貴族、學生の間に聲を大にしたり。クリミア戰爭は俄然社會の一轉調を示して、官吏は戰敗の責任者として其姦邪怠慢を責められ、威信地に落ちて敢て自己の行動に對する世の批評を防止するを得ざりき。檢閲も幾分寛にせられたれど、尙露國發行の新聞紙は未だ言論の自由を有せず。唯亡命者ヘルツェンと云ふもの倫敦にて「コロル」(鐘)と稱する一新聞を發行し、禁を犯して盛に露に輸入したり。アレキサンデル二世自らも官吏亂權の事情を知らむが爲め、之を購讀せり。嘗つて紙上にて彈劾せられたる一官吏が己れの非を掩はむ爲め、帝の許に其記事を抹殺せる虚偽の新聞を呈したりしが、暫らくにして帝は倫敦より該記事及び官吏の奸計を記せる一通の手紙を手にせりといふ。而して有識者は改革を欲する點に就ては異存なしと雖、如何なる改革を施すべきかに就き、進歩黨、保守黨と二派に別れたり。前者は彼得堡に本據を有し、大多數之に

屬し、西歐の自由制度を欲して國會憲法、自由の保證を得むとせり。後者はニコラスの時彼得大帝以後廢都となりし莫斯科に設立せられたる愛國黨にして、十八世紀の西歐文明の輸入物を抑止し、彼得大帝以前の古に返さんとし、露國固有本來の制度即ち正教と家長的貴族政治とを行はむとせり。然れども此黨とても全く西歐の模倣の外に立つ能はず、其理想とする古代露西亞は恰も浪漫主義者の嘆美する中世と同様、一の想像架空に過ぎざる露西亞の時代なり。貴族を國民議會とし、村を地方自治體となさむと夢みたりき。而して二黨共力して凡ての改革の共同の敵たる官吏に對抗し出版教育の自由の外官吏を取締り殊に農奴の解放を主張せり。帝も其勸告を容れ西伯利亞流刑の囚徒を召還し、檢閲の方法を改正し、外國旅行をも許し、農奴の解放を計畫せり。實に彼は大臣及び政治組織を變ずる事なくして尙著しく自由を臣民に許せり。

農奴解放 一八五八年
乃至一八六四年

アレキサンデル二世の治世中尤も肝要なりし方策は、農奴を解放して土地制度を改革せる事是なり。自作農民の住める北方及び外國植民者とコサ、ク人との多き南方を除きては、當時他の殆ど露西亞本國の全部は貴族

の所有に歸し、農奴之を耕すの状態なりき。今此土地制度の三箇の重要なる點を擧ぐれば、

一、土地を廣大なる區分に別ち、露の全耕作地の十分の九は露帝皇族及び十萬の貴族の所有する所たり。而して各の農地は二分せられ、一は地主の自作とせられ、一は年貢を約して一農村の耕作に委せらる。

二、農民は法律上其土地に拘束せられ、之を離るゝを得ず。従つて其土地の所有主に絶對に服従し、之に税を納め、勞役を強制せらる。其狀恰も中世に於ける農奴と同じと雖、地主は中世の地主にも勝りて絶對の權力を振ひ、往々農民を土地より分離して之を勝手に使役したり。即ち或は之を町に遣はして商人工匠となし、其利得の中より定期に税を徴收し、且つ何時にても再び元の土地に復歸せしむる權を保留し、或は二百萬の農奴は主人の家にありて雜役に服せり。されば農奴は昔の奴隸の如きものにして、十九世紀の露國に於いて古羅馬の奴隸を再現せりと言ふべし。農奴は絶對の服従者にして、主人は絶對の權力を有し、虐待至らざるなく、農奴にして女なるものは主人の氣隨氣儘の爲めに屏息

したり。偶、殺人、放火によりて怨恨を主人に晴らさむとせる農奴は、打撲傷害遂に死に至らざるべからず。斯くの如きもの少くとも一年平均七十件を下らざる。吾人は露國社會を描寫せる凡ての著書(其最も著しき者はツルゲイ)に於て之を見るべきなり。

三、農奴は中世の農奴に於けるが如く、農民の耕作せる土地は分たれて各自の耕地とならず。農奴の所有物としては唯其家屋あるのみ。農地は全體としては村の共同保有に屬し、森も牧場も河流も共同の使用に供せられ、耕地と牧場は區分せられ、地方々々の習慣に従ひて二年より十五年の期間を限りて各農民間に分配せらる。其年限の終には凡ての土地再び一村の共有に歸し、再び改めて農奴の間に配分せらるゝ定めなり。元來露人は自國の事情を考察せず。この制度とても近來漸くハグスタウゼンてふ一外人に依りて世に知らるゝに至れるなり。其國粹保存論者は此事情を知るに至るや、此土地制度(地方自治體)も同様に恐ろしくは村全體に責任を負はしむることによりて、税を容易ならしめんが爲め露帝の命令によりて設立せられたる近世的制度なるべし。十六世紀以前に明白に之なく、又小露西亞(コイヌスレル參照)は人類の元始時代の面影を留むるものにして、古

代露西亞の尊ぶべき遺物なりとして大に彼等の満足を買へり。

事態斯くの如かりしを以て之を改革せむこと元より一朝一夕の事にあらず。アレキサンデル帝は先づ地方の貴族に計り、其自ら進んで改革せむことを求めたりと雖、彼等貴族は農奴解放を欲せずして肯んせず。されど帝は毫も怯まず、更に農民調査委員會を組織し、農奴解放の計畫を準備せしめたり。當時政府は之に就きウイリナの太守の注意を喚起し、又帝はリスウニアの貴族は改革の意あるものと斷じて、之に農民の狀態改善の目的を以て、一の委員會を造るを許可せり。帝は更に他の地方の貴族の注意を促し、同じく強ふるに之が爲め委員會を組織せむ事を以てしたり。一八五八年、遂に宣言書を以て改革の方針を示すに至れり。曰く、農民は己れの家屋敷及び生計に足るだけの耕地に對する地主の權利を買収すべし。國家は之に幾分の補助を與ふべきなりと。帝は卒先して皇族所屬の農奴(御料地の農民は農奴として、唯御料地に拘束せられたりしのみ。一八六六年、是等の農民は長期の小作をなす自由農民とせられ、併せて其土地に於ける皇帝の權利を買贖する權を與へられたり)を四十九年間の年貢を條件として之を解放し、農奴は直ちに地主となれり(一八六三年)。其他の農奴に對しては、貴族の反抗ありしを以て之を完成するには尙三年有餘の年月を

要したり。一八六一年二月の勅令は遂に全く農奴の制を廢止したり。是に於て土地より分離せられて地主の家僕となり、若くは町に營業をなせる農奴は解放せられて自由を得たり。但し財産に對する權利を有せざるを以て、西歐の通例の日傭人の状態になれり。されど土地附屬の農奴に就きては尙次の三個の問題殘れり。即ち

一、農地に於ける農民の權利——法律上土地の所有者たる貴族は土地の全部を保有せむと欲して之に反し、農民は先祖代々耕作し來り法律上之に拘束せられし土地を所有する正當の權利ありと思惟せり。或は村の農民の如き耕作地を去る事を條件として自由を賦與せむとの主人の提議に對し答へて曰く、吾等は且那樣のものなり。されど土地は我等の物なり」と。一八〇七年ワルソー太公國に於ける、及び一八一六年より同二〇年に互るバルチック諸州に於ける解放に際して、農奴の自由、及び貴族は土地の唯一の所有者なる事を宣言せる事ありき。此土地を農民に與へざる結果は彼等を貧困なる日傭人或は小作人の状態となす傾向ありき。露國に於て斯かる賤民を生せしむるを避けむが爲めに一の案採用せられたり。即ち農地を二分し、一部は貴族の有とし、一部は農民

間に分與せられ、農民は地主の同意を得て爲めに蒙るべき貴族の損害を償ふに足る額を以て、己れの家屋、宅地、及び土地に於ける地主の權利を買ふことを得たり。政府は之が爲め買収に必要な額の五分の四即ち合計二億五千萬留(ワレリスの露西亞帝國によれば貴族は概して他の五分の一を有せり)を支出したり。而して農民は四十九年間に政府支出の六分を政府に支拂ふ義務を有するものとせり。但し各農民の土地の分け前及び政府に對する負擔は其土地の肥瘦によりて異れり。

二、土地の所有者——新制度に於て土地の所有者は個人か團體か、これ問題なり。當時世人は憂慮して謂へらく、農民は西歐諸國に見るが如き傭人の状態に至るやも測られずと。此危険を避くる唯一の望は土地を地方自治團體の共同所有となす事にありき。さればミリウティンの主張に動かされ原則として土地は一體として地方自治團體の共同所有に屬し、之に又土地分配の權を賦與し、其三分の二の投票によりて土地を私有として個人の有に歸せしめたり。

三、貴族の農民に對する權利——初め貴族はバルチック州に於けるが如く、農民に對する警察裁判權を保有せむとしたれども、露帝は以前の土地等より司法權

を奪ひ、農民集會に政治上の力を與へんことを欲せり。自治體の機關は家長の會議にして年長者之を指揮し、或は自治體に新加入の件に就き、又は土地課税の割合を決定し、或は體刑を課し、若くは自治體より放逐する權能を有せり。放逐は重刑にして西伯利亞の遠きまで放逐せられたるもありき。數村の結合より成る郡は選舉に係る郡會、收納長、收納係を有し、又書記を有し、而して道路學校、貧民救助等の公共事業を監督し、尙選舉に成る裁判所を有し、輕罪を習慣法により裁斷し、禁錮答刑に處せり。

一八六一年の勅令は一舉にして農奴解放を斷行したりと雖、尙之が實行には餘日を與へ、且つ土地の分配價額に關する爭議を解決せむが爲め特別裁判所を設立したり。貴族は贖金は四十九年の期間を長しとして二十年間に皆濟すべきを主張したり。されば事涉々しからず、豫定の如く進行せざりき。一八八二年には尙未だ貴族に辨濟に至らざる農民百五十萬にも達したりき。最初は此改革の經濟上の結果は當初の豫想と伴はざりき。蓋し貴族は自己の權利をば法外の高價に見積り、農民の生計を支ふるに必要なる土地をば極めて狭小に見積りたり。即ち各の割當に對し

て八乃至十留にて定められたる賠償價値は、實際の土地の價格より超過し、中部地方にありては割當の土地は十二エーグルより少かりき。凡て農民の三分の一は八エーグルに足らざる土地を得たるのみ。斯く狭小の土地を以てして生計し得ざる者は他國に移住し、又は折角の自治團體制度の設立の趣旨に反して勞働傭人の階級を生ずるに至れり。加之地方自治體も自ら漸次消滅し行けり。蓋し人口の増加は愈土地の缺乏を來したればなり。一八八二年莫斯科政府にある家族の一割は土地を所有せざりしと言はる。一八九〇年に至るまでに貴族に辨濟せられたる額七億留に上りしと雖、豫期の如く農業改良の結果を來さず、貴族は土地を資本家に賣却し、資本家は悉く其森林の伐木をなして木材を得るを目的となせり。兎も角も農奴の解放は人民に自由を與へ、且つ自治制度を許したるを以て、露西亞の社會的事情を一變せしめ、壓制屈從の風漸く地を拂ふて絶無ならんとし、政治の紀綱も張り、個人の自由權利も保善せられたり。帝の晩年耕地増大し、地價昂り、收税額も増し、輸出超過し、農民の事情改善せられ、以て經濟上の進歩を示せり。

アレキサンデル二世の自由的改革

此社會の大改革の後、自由主義者は又憲

法の發布を豫期したり。然れどもアレキサンデル帝は之を許さざりき。さればティヴェルの貴族の集會は國民議會の召集を請願する所ありしが、却りて其中十三名は捕縛せられたり。帝は特權や階級の區別を打破して自由主義に基ける一國民を形成せむとの希望を以て幾多の改革を實行したり。即ち、

一、司法——司法は從來は十八世紀の遺風を存して行政官之を司り、且つ成文の訴訟手續ありと雖、一般人民に之を知らしめざりき。然るに今や十九世紀の社會に適應するが如く改正せられたり。即ち一八六二年、帝は令して司法權と行政權とを獨立せしめ、西歐の制度に則りて常設階級裁判所を採用し、判事一人より成る仲裁所、數人の判事より成る區裁判所、英に倣ふ、地方裁判所、控訴院、及び大審院としての元老院の制を定めたり。又他國に於けるが如く檢事を任じ、法廷を設け、公判傍聽を許し、裁判官を保護し、又刑事に關しては陪審の制を採用したり。而して仲裁所、區裁判所の法官は都市及び地方議會の議員の選舉に
なる。此改革は蓋し公平に各人の自由平等を保護し、行政權の亂用を抑止せる政治的意味を有せり。

二、地方自治——人民は一國の政治に參與するを許されざる代りに、地方行政に與る事を得たり。當時歐洲にては自治を以て政治的自由の唯一の確固なる基礎とせり。されば露國も郡會と州會との二級の地方議會設立せられたり。郡會は貴族、市民、農民の選舉に係り、其中貴族と市民とは直接選舉に與るを得れども、農民は唯仲間選舉人を選ぶを得るのみ。州會は郡會の選舉より成り、年に一回短期開會せらるゝのみにて、三年を任期とせる一の常設委員會を選舉す。而して此二つの地方議會は人民の經濟上の共同なる利益と需要とに關する事項、例へば道路、橋梁、公設物、寺院、學校、監獄、救貧、衛生等に關し議決し、尙地方税を課する權を有す。

三、出版の自由——書籍新聞の檢査は、一八六五年、唯彼得堡及び莫斯科に於て從來の制度を改め、佛の奈翁三世の制度を採用し、即ち治安に妨害ある記事は行政官廳之を取締り、再度之を犯す時は發行停止を命じたり。

四、學校——西歐の制に則りて學制を改正し、古典學校の外、獨の實業學校に倣ひ、尙近世科學教育を授くるの設備をなせり。

五、陸軍——陸軍も普魯西を模範として改正し、從來農民に限り二十五年の間服従する定めなりしが、一八七三年、之を改めて皆兵主義を採用し、其年限も短縮したり。

波蘭の暴動(一八六三年)

ニコラス帝の苛政は未だ以て波蘭を亡國となすに至らざりき。貴族は各所領地に隠退して農民の間に伍し、婦女僧侶と共に子女の間に敵愾心を鼓吹し、外國に亡命せる者は波蘭を再興する爲めに各國の干渉せむ事を促し、ツアルトリスキーを中心として巴里に集れる貴族の亡命者は羅馬教國の援助に倚賴し、青年波蘭人は既に各國に於ける民主黨に加はりて歐洲の天地事あれかしと待ち望めり。此運動は遂に露西亞本國と合併せられて其西北州とせられたるリスウニアまでにも及ぼせり。アレキサンデル二世は元より波蘭の獨立を欲せず、ワルソーに於て貴族の會に演説して曰く、願はくは妄想を抱く事勿れ、露西亞との結合を守り、永遠に不可能なる獨立の思想を悉く放棄せよ。朕が父の方策は悉く正當なりき。朕は此方策を繼承せむのみと。されど新に太守となりしコルチャコフは壓制を幾分寛和したり。抑、波蘭の貴族は各の所領地に於ける支配權を留保するを

許され、其正當なる所有者として各所領地の警察行政を監督し、併せて僧侶を選任する權を有したりき。一八五五年、五千餘名集りて一の土地協會を組織し、五千人以上のワルソーに中央委員會を設けて指揮監督の任に當らしめ、以て貴族の共同行動に便ならしめたり。當時露帝は波蘭に於ても又自由的改革をなさむと欲し、現に波蘭貴族の領袖株なるウイロポルスキーは帝の命に依りて帝の諮問に答ふる所ありしが、政府は進んで更に計畫する所あらざりき。されば波蘭人は待ち悶しがりて一八六〇年及び翌年に於て漸く世論沸騰したり。當初は即ち一八三〇年の革命の祝祭の名目の下に、群民諸所に密に集合せり。然るに土地協會の庇護の下に行はれたる一祝祭に際して、群衆は兵士の狙撃する所となりぬ。此不幸なる人民の埋葬は益々人心を激昂せしめ、土地協會は遂に帝に建白して、波蘭の歴史と國民性とに基ける制度を要求せり。帝は保守黨の説に従はむか自由黨の説を容れむかに迷ひて思へらく、自由を許して波蘭人を宥めむか。將た又暴力を以て鎮壓せむかと。一八六一年三月、帝は波蘭に獨立の教務大臣を置く事を許し、ウイロポルスキーを之に任じ、又樞密顧問官一名及び選舉に成る地方議會を許せり。されど四月帝は、土地協會を禁

壓し、群衆之が再興を迫りしが爲めに却りて虐殺せられたり。五月より翌六月に至る間に、帝の太守を更迭すること五度、時には帝の味方を太守とし、時には其敵を太守となせり。波蘭の運動尙熄まず、殊にリスウヰニア聯合及びコンシユースコ殉死の紀念祭に際して著しかりしが、暴民は寺院に逃れ、兵士は之を獵り出せり。地方議會の選舉人は、選舉を拒み、言論の自由を有する議會の設立を要求したり。而して波蘭に於ては一八三〇年に於けるが如く、穩和貴族黨と急激平民黨との二派に別れたり。露帝は波蘭の自治を強固にせむ爲めに、露の支配の下に甘んじたるウイロポルスキ侯爵に波蘭の政治を委ねむと決し、自由主義なるコンスタンチン太公を以て太守に任命したり。されど波蘭の愛國黨は獨立を欲して熄まず、平民黨はウイロポルスキを國賊なりとして一八六二年七月及び八月に於て之を刺さむと試み、貴族黨は彼を助けむことを拒みたり。コンスタンチンの改革の計畫を發表するや、一貴族團體は之に答へて曰く、凡ての地方に自由なる法律を布き、波蘭國民より成る政府を以てするにあらざれば到底駄目なりと、ポドリヤ及びリスウヰニアの貴族も亦波蘭との合同を要求する建白を議決したり。ウイロポルススキは徵兵に託して平民黨

の銳鋒を挫かむとし、徵兵の密令を發して從來は農民より徵募せしを常とせるに拘らず、都市よりも募りたり。而して學生たると否とを問はず、騷擾以來風評の如何はしき者を殊更に募集せむとしたり。斯くてワルソにて多くの青年夜捕へられて堡城に禁錮せられしが、大多數の者は逸早く此警報を聞きて森村中に逃走せり。是に於て一八六三年の暴動始まれり。されどこれ僅に鼠賊の類に過ぎず。一八三〇年の暴動と同日の談にあらず。暴徒は軍隊政府又は確乎たる中心點を有せず。一の市府をも支配する能はず。國內には依然として露の官憲及び軍隊の勢力存せり。暴徒は森林中にて勢揃し、突如として顯はれ、二三の小競合をなしたるのみにて遂に墮領ガリチヤに遁走せり。ワルソの中央委員會は秘密に宣言書を印刷告示し命令を發し、軍資を募り、恰も一政府の如く振舞ひたりしが、人民は露の警察の目を盗みて之に従へり。大學にて集合せりと。中央委員會は初め自ら假政府なりと宣言し、農民には土地を賦與し、地主には國費を以て之を賠償する事を約し、横暴なる露政府に反對の宣言をなしたり。されば従軍したる者は悉く土地の割當を受くべきものなりき。(一八六三年一月)三月、假政府は墮普

にある波蘭人に命ずるに、該地に於て暴動をなさざるべきを以てしたれど、恐るべき仇敵露西亞に對しては悉く勢力を集めて是に當らむ事を命じ、且つ露西亞にある波蘭人に壯丁、武器、軍資を送らむ事を請へり。而して相踵いで二人の執政官を任じ、自ら波蘭國政府と宣言せり。又ウヰルナに設立せられたる他の秘密委員會も、リスウヰニアは波蘭の一部なりと宣言して、自らリスウヰニア政府と稱したり。(三月三十一日)五月、次で西南の諸州、ヴヰリニア、ポドリヤ、及びウクレーンも亦反亂を起したり。ワルソアの秘密政府は新聞を發行して各大臣の署名ある公の命令を發し、露に納税する事、一部分の特赦を受くる事、劇場に行く事、教會にて讚美歌を歌ふ事、或は鐘を鳴らす事を禁じ、又は表服を着するを命じ、貸附釐金の制を強制的に設定し、而して是等の命令は悉く行はれたり。或は各區に三人の判事を以て構成する革命裁判所を設立して國事犯を裁斷せしめたり。ワルソアの裁判所は十名の露の官吏を死刑に處せり。否寧ろ暗殺せりと言ふを以て至當とすべし。

されど波蘭人は勿論自己の力に依りて獨立を完うせむと期せずして、歐洲列強の干涉を希望せり。然れども普魯西の宰相ビスマルクは露と秘密協定を結びて、却り

て國境を嚴にし、暴徒の遁走を禁じ、其國會はビスマルクが亡命者を引渡したるを批難せる程なりき。佛、澳、英の三強國は聯合して露政府に覺書を提出して、一、特赦、二、波蘭立憲議會、三、波蘭人を官吏とする事、四、信教の自由、五、波蘭語を公用語となす事、六、徵兵の規定の六ヶ條の實行を迫れり。歐羅巴の諸政府は波蘭の爲めに斯く共同して運動せること三度に及びしと雖(四月、六月)、之を貫徹する決心に乏しかりしかば、露政府は答へて、是等は維納會議の決定せる所にあらず、且つ暴徒は外國の干涉を唯一の頼として維持せらるゝに過ぎずと。

波蘭の鎮壓　露西亞本國に於ては、自由主義者は萬民に政治上の自由を與ふべしとの要求に基きて波蘭の叛亂に惡意を有せざりき。ヘルツェンモ之に與し、彼得堡の學生はワルソアの死者の爲めに葬式に盡力し、バクレーニンは義勇兵團を組織せり。唯莫斯科の國粹黨は政府に助力し、莫斯科新報の記者にして排西論者なるカトコッフは波蘭人を以てスラヴの同胞社會に反するものと攻撃し、且つ曰く、露國の統一同化を完成せむ爲めには露國は現在の政策を取る外道なく、従つて波蘭人も現在の情態を以て甘ずる外由なきなり。然るを之を不満として兵鋒を向くるが如

き彼等こそ正に自由の敵、正教の敵なれと言へり。然れども波蘭が再び一部分露西亞人にして正教徒たるリスウニアを併せむとの志望は甚しく露人の愛國心を害し、輿論は帝に建白して、露國の爲め正教の爲めに波蘭に對して義軍を差し向くべしと促せり。此意味にて一八三二年の時よりも一層整然たる方法にて鎮壓は始められり。

先づリスウニア州より始まる。リスウニア四州の統督に任せられたるムラビーフは、一八六三年五月、遂に武斷政治を行ひ、各郡には戰に馴れたる一名の士官を長として之に至權を與へ、官吏、僧侶、地主等凡ての監督を委ねたり。此士官は凡ての官吏を解除する權を有し、暴徒を助け若くは之を告發せざりし嫌疑ある者は凡て捕縛し、之を軍法會議に附する權利を有し、或は暴徒若くは政府顛覆の計畫を扶助したるむ者の財産を取り上げる權を有したり。ムラビーフは又貴族の資産の上に一割の收入税を課し、若し之を八日以内に收めざる時は、其全財産を賣却する刑を課し、或は羅馬教徒なる波蘭貴族に備ふる爲めに正教徒なる農民を使用し、全人民の武裝を解除しながら、農民の一隊を武裝せしめ、暴徒の搜索に遣し、囚人に對しては寛

大なる處分を約し、或は暴徒たる貴族の資産を農民間に分配し、戦功ある者には分配に關して優先權を與へ、或は武器携帯の暴徒は皆二十四時間以内に處刑し、之を哭するを禁じ、或は地主は其所有權に留らしめ、之に其領内の凡ての叛亂に對する責任を負はしめたり。而して叛亂鎮定するや、ムラビーフは更にリスウニアの露西亞化に努め、一八六四年二月、彼は露西亞語を唯一の公用語と宣言し、波蘭語の書籍の賣店及び出版所を閉鎖し、特許なくして羅馬教會の建設若くは修葺をなすことを禁じたり。後羅馬教の宗教教育にも露語を用ふべく、波蘭語及び羅馬字は日常の交際に在りても用ふるを禁せられ、商人が客に對し波蘭語にて答ふるも罰せられたり。さればムラビーフは波蘭人よりはウイユルナの鬼と綽名せられたれども、露國本國の露國人は彼を大に稱讚し、リスウニア降服と波蘭貴族の服従とを紀念せむが爲め國祭日を定めたり。

次に西南諸州に於ても同様の方法にて、露國大守は波蘭人の運動を破り、或は歸服せざる貴族を捕へて西伯利亞に送り、或は波蘭官吏に換ふるに正教徒なる露人を以てし、羅馬希臘教會を正教會としたり。

又波蘭に於ては統督は指揮官として九月ワルソを圍み、各戸を隈なく搜索したれども、中央委員會を突止むること能はざりしかば、其代りに非常税を課し、且つ數百の嫌疑者を捕縛したり。波蘭人は歐洲列強の援助全く絶望なるを知りて、一八六四年二月戦争を中止したり。中央委員も捕へられて八月處刑せられたり。而して波蘭國中の露國の士は暴徒に聲援したりとの嫌疑を以て皆捕へられ、或は自由囚徒として或は坑夫として隊を組み、西伯利亞に護送せられたり。斯くて行政委員會を設け、之に全權を賦與して、波蘭國再組織の事に従はしめたり。委員長は羅甸文明を根絶して純スラヴ文明を以て換ふる方針を持し、波蘭固有の一切の制度を破壊し、一八六七年には他の諸州と同じく之を十縣八十五郡として他の諸州と同一の制度を布けり。是に於て行政の事務はワルソを離れて彼得堡に於て取り行はるゝ事となりたり。

然れども波蘭の貴族、僧侶、學生は尙愛國一片の衷情を有して波蘭語を用ひ、羅馬教を信じて自ら露人と獨立せる國民なりと信せり。されば露政府は波蘭語を廢絶せむとし、ワルソに大學、高等學校、及び小學校に於て皆露語を以て教育する事を定

め、又行政官廳の訓令に一切波蘭語を用ふるを禁じ、果ては教會にも、看板揭示に至るまで之を用ふることを禁じたり。僧の勢力を弱めむとしては、百五十五の修道院を二十五に減じ、従つて其僧一千六百三十五人を減じて三百六十名とし、又四十二の尼寺を十に、五百四十九の尼を百四十名に減少せり。直接民間の宗教に與る俗僧は破壊せらるゝこと能はざりしを以て、之をば政府の監督の下に置き、且つ其財産を神聖ならざるものとなし、其代り教會は國庫より授與金を得たり。羅馬法王との契約も法王バイウス九世の抗議ありしにも拘らず、一八六六年撤回し、羅馬教會の管理は彼得堡の教務院に之を委任し、命令を發して羅馬希臘教會の僧侶は露國語を用ふべく、又羅馬教の儀式は一切用ひざらしめたり。是に於て波蘭の羅馬希臘教會は法王を離れて正教會の一部となしたり。

地方の貴族の權勢を削がんと爲めに、一八六四年三月、急激なる土地改革を斷行したり。即ち之により皇族、貴族、僧侶に屬せる農民は、小作人の状態より一轉して其土地并に家屋、家畜の所有者とせられ、從來の小作料の五分の四と、其賦役に相當する價

の三分の二の年税を納むれば足る事となれり。政府は此年税を收め、四十二年間五分の年金を以て地主に對する賠償を仕拂へり。村は地方自治體となりて農民及び村長、裁判官共に選舉により、の議會之を治め、僧侶、貴族は此議會より除外せられたり。此改革の結果、一方貴族は其收入の半分と從來農民の上に有せる凡ての權利とを喪失し、一方農民は一舉にして地主の羈絆を脱し、且つ露の農民よりも一層土地を増して負擔を減せられたり。又別に波蘭人の自國に於ける土地取得を禁ずるの一方策を立て、大に露西亞化せむ事に努めたり。

專制の復歸 從來專制を敷きて人民の干渉を許さざるに馴れたる官吏は、アレキサンデル二世の自由的改革をも誠意を以て容れざりき。而して帝自らも之が斷行に躊躇し、官吏は前の專制政治に復らんと百方盡力したりき。されば農奴解放に際しても、土地の分配額と貴族に支拂ふべき買收料の爲めに農奴に不利なる事を規定し、贖償のことを抄々しくなさざりき。又一八六二年例の中央委員會の治安妨害の宣言をなし、多くの教唆罪が彼得堡を驚かしたるに當りても、政府は或は讀書會或は巡回圖書館を閉鎖し、或は多くの新聞發行を停止したり。當時民主々義の

記者にして有名なる、何をすべき、(What is to be done?)の作者ツェルニースキは捕へられて十四年の苦役に處せられたり。又青年民主黨の或る者は貧兒教育の目的を以て日曜學校を建設したりしが、政府は又之を閉鎖せり。

波蘭の一揆の後、保守黨は漸く西歐の制度を呪ひ、專制政體を以て露國の統一を起す唯一の者と宣言し始めたり。莫斯科の會議は議會及び代議制立憲を許されん事を露西亞皇帝に請願せしが、帝は之に答へて曰く、建議權は全く朕にのみ屬し、且つ專制獨裁の神權も離るべからざる者なり。従つて國家の利益と必要とに關しては何人の之に容喙する事を許さずと。又地方議會も地方事務に執掌し、官吏を抑へ、政見を發表せんと試みたりしも、政府の疑ふ所となり、其議事は總督の檢閲を経ざれば公にするを許されず、政見の發表も禁せられ、議會も停止閉會せられたり。地方議會は總督に與ふるに、國の治安に有害と認めたる時は、凡ての議決を停止すべき權利を以てせり。斯くの如く虐遇せられしを以て、地方議會は當初の自治の希望を達せず、依然として官憲の左右する所となりき。

又司法上の改革は人民の自由を保證して專制政治に反對し、秘密特別裁判制を廢

止するにありしも、國事犯に此新裁判制度を適用するに及んで、政府先づ自ら躊躇
 逡巡したり。カラソコフと言ふ一暴漢帝に發砲せし時、之を普通の裁判所に送らず
 して、舊慣に従ひ特別裁判所に於て秘密に訊問したり。此先例習慣法となり、凡て國
 事犯は特別裁判所にて證人を立てずして秘密に裁判する事となりき。此方法は一
 八七一年規定せられ、凡て國事犯に就ては司法大臣先づ普通の手續を以て陪審裁
 判に附するか、又は特別の手續を以て秘密裁判に附するかを決定する事となれり。
 其實は陪審裁判に附すること稀なりしを以て、國事犯人は自由の保證公判傍聴を
 受くるに至らず、警吏に捕へられ嫌疑者として十八世紀風の陰鬱にして濕氣深き
 獄中に投せられ、獄吏の監視の下に呻吟するを常とせり。加之又官吏は裁判の普通
 の手續を省略する事を得たり。而して露國の法律は人民に住居選擇の自由を保證
 せざりしも、官吏に對しては國中の如何なる場所に於ても、西伯利亞に於てさへも、
 臣民の住居を指定する權を與へたりしを以て、官吏は不穩の言論をなせる者を捕
 へ、之を行政處分を以て西伯利亞に送る事を得たり。(此流刑と行政權に依る法定住居
 者ケンナン氏の記述に係る、氏の著「西伯利亞」は佛にては知らる。)往々にして訊問の結果
 者ケンナン氏の記述に係る、氏の著「西伯利亞」は佛にては知らる。(此流刑と行政權に依る法定住居
 者ケンナン氏の記述に係る、氏の著「西伯利亞」は佛にては知らる。)往々にして訊問の結果

放免せられし者までも送る事ありき。罪囚輸送の方法は貨車を用ふるを常とし、囚
 人の家族は屢、其囚人の何處に在るやを知らざりき。故に、貨車裁判の稱起れり。
 又彼得堡及び莫斯科に於ては注意處分と發行停止とに依り、出版の自由は唯形骸
 のみとなれり。新聞紙は唯官憲の欲する所を掲ぐるに過ぎず、僅に存せしものは保
 守黨首領カトコフの經營する、莫斯科新報と御用新聞のみなりき。

教育も專制主義なるトルストイ伯の文部大臣となるや、自由主義を稱へ、福音主義
 を稱へ、大小説家にして且つ同じく伯爵なるレオ・トルストイと混同すること勿れ、
 高等學校制を改革して、革命的と考へられし科學を禁じ、之に換ふるに古典を以て
 せり。又大學々生の俱樂部を爲すを禁じ、學生の之を怒りて集會するや、之を暴徒と
 して取扱ひ(一八六九年)果ては學生の行動監視の爲め特別監督を任命せり。

諸反對黨 斯くの如く政治が漸次專政に復歸せるは大に有識者をして失望
 落膽せしめたり。アレキサンデル二世の最初の政治は有識者間の痛く喜ぶ所なり
 しが、今や却りて非常なる不満を抱くに至れり。反對黨は組織せられ、殊に青年間に
 組織せられ、漸次革命的性質を帶ぶに至れり。此運動は一八六二年に始まり、之を三

期に分つべし。即ち一八六九年の次の自由黨の危険なる不満、一八七五年に至るまでの社會主義者の運動、及び革命の爆發是なり。

(一)一八六一年の改革以後、不平不満に耐へざりし者は貴族、青年、學生等凡て西歐心醉者なりき。彼等は改革を百尺竿頭一步を進めんことを欲し、歐風の憲法、代議制の議會數州の貴族は公然この設立を政府に要求せる事あり、及び出版及び宗教の完全なる自由を得んことを欲したり。而して改革の實舉らざるを訴へたり。此不満は初め唯推理より出でしものにして、是ぞと確としたるものにあらずして一種の普通の不満足に過ぎざりき。斯くて改革の實際失敗を示すに至るや、教育ある露西亞人は自國の社會事情を回顧して全く絶望の淵に臨めり。而して活力ある黨派をなすにも至らず、秘密結社は一八六二年より一八六四年に至るまでの告訴にして破壊せられ、僅に社會萬般の事を悲觀して聊か悶を遣れるのみ。當時の風潮は自然科學、唯物論、及び實驗哲學盛にして、人々は或は蛙を解剖し、或はダーウィン、バクセル、ピエーネル等の著書に親めり。ツルゲーネフは此傾向を一八六二年、父と子に於て描寫し、是等の偏屈なる歴世家を虛無黨(語夫れ自身は一八四八年以前佛にて)と言へ

り。此名稱歐洲一般に傳はり、今や露國の革命黨員を惡様に言ふ意に用ひらるゝに至れり。當時の不平黨員は宗教、血族關係、政府等一切を蔑視し、極端なる破壊思想を抱けりと雖、未だ之を實行せんとせざりしが、一八六六年に於けるカロソフの暴舉は大に人の耳目を聳動し、露國人の革命運動の魁となれり。政府は是に於て詔勅を發し、この危険なる主義傾向を以て、正にこれ家族及び財産制度の基礎を危うし、國憲を蔑視し、又凡て神聖なる物を破壊せんとする者なりとせり。此詔勅は愈々專制主義の昔に復歸せる事を明白に宣言せる者にして、不平黨は今更の如く自己の危険を感じ、國外に走れり。

(二)亡命者は外國にて社會主義の思想を採用したり。此思想は二つの形式を執りて露西亞に入り來れり。即ちマルクス派の社會主義はラヴロソフ之を代表し、ブルードンの無政府主義はバクレーニンの採用したるものなりき。但しバクレーニンはブルードンの説を露西亞に折衷し、土地は凡て地方自治體の所有に歸せしめん事を欲し、且つ革命を達する道は唯非常手段あるのみと宣言したり。ネツヤジーと云ふ革命者は一の秘密委員の指揮する結社を組織し、今や革命の機熟せりと結社員を

説得せり。而して是等の秘密結社中の英雄はラジン、ブーガツエ等の無頼漢なりき。されど一八八八年、此結社が一間諜を殺害せるが爲め、端なくも暴露せられ、抑壓を蒙りたりしが、革命思想は益一般に普及したり。バクーニンは、身を人民の間に投ずる事を標語としたり。蓋し人民と直接交りて之を煽動せんとしたるなり。ラヴロフは一般人民の知見を開發し以て平和なる經濟上の革命を遂行せん爲めに備へん事を推稱したり。有識者は即ち此革命運動の宣言書に應じて、密に一身を投じて一般人民に交れり。之が爲め多くの團體組織せられしが、之に屬せるものは青年の男女學生なりき。斯くて密なる運動は始まれり。青年は人民と交はる爲めに労働者又は農民となれり。白き皮膚の爲めに發覺せられんことを恐れて顔を日光に曝し、手にはタールを塗り、親しく其同勞者と交はり、密に革命宣言書を印刷配布せり。ツルゲーネフは、ヴァージン・ソイルに於て虚無黨と全く異なる新しき煽動者の時代を描けり。斯かる社會主義者は諸州に廣がりしも、彼等は普通一の組織もなく、又其運動の方針等も區々にして一定ならざりしかば、目覺しき結果を生ずるに至らざりき。而して遂に政府は或る一人の密告を聞いて大に驚愕し、一八七四年、命令して七

百七十人を處刑し、翌年二百六十五名の嫌疑者を捕縛せり。是に於て秘密結社は最早非常手段に依るの外道なきを認め、土地分配の不公平を説いて大に農民を煽動したり。されば諸方に農民一揆蜂起し、土地分配額の少量に過ぐるを訴へたり。されど是等の農民も續々逮捕處刑せられ、就中一八七七年、オデッサにては百九十三名を刑せり。入獄せる國事犯人は牢中の殘酷なる待遇を訴ふる所ありしが、一八七八年、ヴェラサスリッチといふ年若き一處女は、囚人打撲の故を以て獄長に對して發砲せり。豫審裁判所は取調の結果之を放免したり。

(三)斯くて後革命運動も其性質を變じて過激なる社會主義者勢力を恣にするに至り、社會主義者は革命思想の普及及び社會的革命を促すの方針をも放棄したり。蓋し經驗は專制國に於て革命宣傳の不可能なる事、及び露國には革命を扶助すべき一の平民階級なき事を證明したればなり。故に不平黨は初め專制政治を破壊し、政府に強ふるに國民議會と出版の自由を許さむ事を以てし、然る後に社會的改革を行はん事を欲したり。よりて革命黨は一先づ自由黨の以前の狀態に歸らんが爲めに一時社會運動を廢止し、政治上の自由を要求せり。されど彼等は其主義を進む

る爲めに、別の手段を用ひたり。即ち政府の威壓に對抗して、革命を以て人民を脅喝せむと欲したり。一八七八年五月、テルブルグ及び南部露西亞の秘密結社の殘黨は指揮權を有し、官憲に反抗することを命令し、且つ準備する一委員の下に、ベチルブグに於て堅く組織せられ、秘密結社にて會合せり。黨員は微賤なる青年學生、勞働者及び年弱き婦人等甚だ少數に過ぎずと雖、印刷製作所及び寄附若くは脅喝によりて得たる金を密に所有し、團結甚だ強固にして、一身を賭して命令の履行に務めたり。此黨先づ多くの間諜を屠りて血祭となし、次で黨員を捕へ又は之を逆待したる司法官、行政官を襲ひ、第三部長、高等警察署長の如き黨員逆待の故を以て白晝彼等の刺す所となりたり。其他黨員は單騎政府に迫り、一八七八年より八二年至る間に於て一方高官を覘ひしこと四度、及び九名の間諜を屠りしが、一方又三十名の黨員は處刑せられ、八名は牢死し、三名は自殺したり。一八七八年八月、帝は國內の人民に對し此革命黨撲滅に力を添ふべきを要求せり。或る地方議會は却りて之に答ふるに行政の弊を摘發して、帝が嘗つてブルガリア人に對し許したると同様の自由を露國臣民にも許されむ事を以てしたり。革命黨は更に皇帝を弑せむと欲し、之を

試むること四度、即ち一度は狙撃し、一度は皇帝乗用の汽車の通過すべき線路の上に坑道を設け、一度は冬宮にダイナマイトを爆發し、一度は一八八一年三月、帝の馬車に爆裂彈を投じたり。是に於て帝は是等の暴徒を取締らむが爲め、一八七九年、國內に六總督を設置して之に全權を賦與し、翌年國の秩序維持を目的として一委員會を設置し、其長ロリス・メリコフは兵馬の大權を攝れり。彼は革命黨の意を迎へむとし、或は罪囚を免じ、或は牢獄の検査を命じ、或は總督が行政命令を以て西伯利亞流刑を宣告する事を禁じたり。帝も亦或はトルストイ伯を罷免し、或は高等警察署を抑壓し、以て再び自由政治を行ふ意あるものゝ如くなりしが、遂に刺客の爲めに倒れたり。帝は當時將に國會設立の案に署名せんとしたりき。革命黨の實行委員は已に一八七九年九月、帝に下したる死刑の宣告が正に執行せられたる旨を告示し、皇太子アレキサンデル三世の代りて自由政治を施かむ事を要求せり。

アレキサンデル三世の政治　アレキサンデル三世即位して直ちにロリス・メリコフを罷免せざりしが、改革委員を定むる事を聽許するが如くなりき。されど彼は彼の父と異りて西歐文明を嫌厭し、寧ろニコラス帝の如く一個の露人にして正

教信徒なりき。而して西歐の思想を蛇蝎視したり。先づ顧問を國粹論者中より選任したり。即ち國民黨の主領にして、露西亞教會の神聖集會代理者なるカトコク及びイグナチーフ大將是なり。五月十一日宣言書を以て、朕は專制獨裁の力と其眞なる事を信ず。故に朕は之が爲に内は國民の平安を増し、外は外寇を防止するの天賦を有すと告げたり。されば帝は終世祖父ニコラス一世の專制政治を固持したりしも、唯祖父と同じからざりしは、外國との平和を保持せる事にして、現にイグナチーフは歐羅巴の侵略的政策に賛同したりしが爲め、一八八二年罷められたり。帝は他の二名の專制主義の顧問のみを留任せしめ、更に近世科學を排斥せるを以て有名たりしトルストイ伯を再び舉げ用ひたり。アレキサンデル三世が其專制政治を宣言するや、革命黨は再び帝に鋒を向け、莫斯科に於ける戴冠式を期して弑せむと企てしも、巡查の爲めに暴露されたり。革命黨も大に其數を減するに至り、一八八四年の頃には遂に剿滅せられたり。以後警吏は帝の護衛を怠らざる事、屢、同様の陰謀企てられしも皆不成功に終りて捕へられたる事、或る時は陸軍士官中に起りしといふ等を、吾人は外國新聞によりて報道せられたれども、今に尙革命黨の存するや否や

は吾人之を知らず。露國政府も又之を知るとも秘して公にせず。兎も角も、露國政府は再びニコラス一世の專制政治に立ち戻りて、アレキサンデル二世の改革を打破するに務めたり。即ち西歐思想の輸入せらるべき凡ての事物、例へば書籍、學校、大學、地方議會に關しては嚴重に取締り、或は地方新聞の檢閲をも嚴にし、獨り政府を批判するを禁ずるのみならず、火災、強盜、死亡等の如き、凡て官吏に取りて不快なる報道を公表するを禁じ、或は都府の新聞紙は政府の干涉の結果遂に御用新聞に過ぎざるの狀を呈したり。獨り言語の自由を有するは保守黨の機關新聞のみに止り、従つて西歐文明殊に佛國共和國の呪咀者カトコフの言論は、外國に對しては露國全體の意見を代表する姿なりき。外國の書籍と新聞も又特別なる檢閲の下に、或は全く其輸入を禁せられ、或は露國讀者に危険なりと認められたる記事を抹殺して後初めて輸入を許されたるもありき。此抹殺の方法はインキを塗りたるロールにてなされしを以て、世に「たゞきつふし」の稱あり。政府は又一方小學校を作り、之を正教の住職に委ね、以て宗教教育の發達を計り、一方バルチック諸州の新教徒及び波蘭の羅馬教徒たる農民等を正教に改宗せしむる事によりて、西歐の非正教派の根絶を

計り、且つスタンヂスト派を迫害せり。大學に於ても多くの自由主義の教授は罷免せられ、若くは緘口せられ、不審の學生は絶えず監視せられ、爲めに一八八四年より同九〇年の間に屢煩を惹き起せるものゝ如し。元來露國にありては中世紀の歐洲に於けるが如く、大學の學生は主として貧家の子弟、俗僧の子弟、小官吏及び小商人なる猶太人なりき。而して一八八七年の騒亂に際しても連累者の中には教授及び下等社會の學生の名も見えしを以て、政府は回令を以て高等學校及び大學が職工や家僕の子弟を入學せしむるを禁じたり。其他アレキサンデル二世の設定せる公選裁判所も抑止せられ、各郡は一八八九年之に換ふるに、新に郡長として政府任命の貴族を以てしたり。此職は獨り司法事務のみならず、村長の任免及び村會の管理を司れり。斯くて農民は貴族の下に従屬する事となりたり。斯くの如き事情なりしを以て、人民は法律上正當なる方法を以て事に反對すること能はざりしと雖、外國新聞は屢陰謀、秘密印刷所、政治結社等を發見せることを報道したり。是等の者は或は革命宣言書を發し、或は露帝に行政權の亂用を指摘するの請願をなし、或は政治犯人の虐待に對して抗議をなせり。

アレキサンデル三世の治世は經濟上の革命時代なりき。加之政府の財政は露土戰爭、農奴解放の爲めの支出、及び凶年の爲めに著しく窮乏の狀態に達せり。豫算は不足を示し、紙幣は亂發の結果正貨の流出を招き、且つ其券面額の半分の價格に下落したり。一八八七年ヴイネグラツキ新に大藏大臣となるや、始めて缺損を變じて却りて剩餘を來せり。彼はカトコフの引立を蒙れる者なるが、獨逸品に對して内國品保護の目的を以て、殆ど禁止税に近き重税を課し、一八八八年以來、數度佛に公債を募りて國債を償還し、其佛よりの借財實に十億若くは十五億弗に達せり。政府の統計の示す所によれば、國庫の收入一八八一年より同九一年に至る間に六億五千萬留より八億九千萬留に増加し、鐵道運輸も一八八五年には四千二百萬噸なりしも、一八九〇年には六千七百萬噸に増大せり。

國內の同化

西方諸州を強制して露國化せしめんとすの試は、ニコラス一世の時に生まれ、踵いでアレキサンデル二世は、初めは波蘭の獨立運動を防止するに忙しくして、單に自治のみを要求せる州に對しては其言語、宗教を其儘許す決心の如くなりき。さればバルチック諸州にはニコラスの計畫を廢し、芬蘭州に於ては一八

六三年新税制を謀らん爲め始めて議會を召集したり。芬蘭州に於ては四ヶ國語行はれ、露の太守は露語を用ひ、貴族僧侶は佛語を用ひ、中流の民は瑞典語を用ひ、農民は芬蘭語を用ひたり。然れども外國の言語、宗教の排斥に勉めたる露國の保守黨は其勢力を得るに至りて、遂に帝を動してバルチック諸州に對して一八五〇年の勅令の勵行、元來小露西亞地方にては主に此地方の方言を以てせられたる文學一般に行はれたりき。即ち一八七六年政府は小露西亞語にて著作せる創作及び劇、朗吟唱歌用の物まで一切印刷するを禁じて露語を強制したり。是に於て、三州の議會はこれに抗議して自己の權利を保持し、併せて政府市の官衙及び裁判所に於ける獨語使用の許可に關する歴代の露帝の約束を履行せられむ事を請願せり。政府は之に答へて曰く、歴代の帝は唯帝國の一般法制と兩立し得る範圍内に於てのみバルチック諸州に其固有の權利を保證したるなり。然るに國語を異にするはこれ國內統一の原則に矛盾するものなりと一八六七年乃至七〇年。但し此方策は實は行はれざりき。アレキサンデル三世の時、又再び此同化政策を試みたり。即ち一八八五年にはバルチックの三州にて通信には露語を用ふべき事を命令したりしかば、リガとレヴェルとの市會

は之を拒絶して刑せられたり。高等學校も露語の教育を第一に重んぜよと命令せられたり。之と同時に宗教上にも新教の壓迫を計り、或は新教徒と正教徒との間の子は必ず正教にて教育する事とし、或は一度政府の約諾に依りて正教に改宗せる者の再び元の宗教に還らんとする者は捕へられ、之に與れる牧師は正教徒の改宗を勧めたる者として處刑せられたり。新教の僧は抗議する所ありしが、ポビエドノスツエフは之に答へて、露國の第一の天職は内外の異端を排斥して正教を守護するに存す。——西歐の宗教尙未だ神聖なる露國を犯す事を止めず、吾人は親愛なる國民が之に誘惑せらるゝを默許する能はずと言へ。斯くて遂に過激なる方策行はれて一八八九年、命令を以て獨逸語の學校にも露語を用ひしめ、看板の獨語を露語に改めしめ、露語を唯一の公用語となし、其他獨逸裁判官を罷めて露國裁判官を之に替らしめ、バルチック諸州の學府たるドルバット大學も一八九〇年、露語にて教育をなす事を命せられたり。當時露國には主として西方諸州に住する猶太人の數五百万を下らざりき。彼等は其形式的なる宗教を維持せるのみならず、其風俗、習慣、言語（之は一種の獨逸語とヘブライ語との混合語なり）をも昔の儘に維持したり。依りて

政府は一方此驅逐に務め、先づ一八八二年、其酒類の賣買と土地の取得とを禁じ、人民の猶太人に憤慨せるものは其住居を掠め、之を焼拂ひ、或は猶太人の高等なる職業に従ふを防ぐ爲めに高等學校、大學に於ける猶太人收容數を制限し、其總數の一割より三分まで減少せり。一八九〇年、更に一般的の處置に及び、内國の猶太人は凡て西方諸州に移住すること、猶太人集合の地方にありても彼等の土地を所有賃貸する事を禁じ、且つ都市在住の者は凡て高等職業に従ふ事を禁せられ、さりとて之を立ち退くを許されざりき。一八九一年、莫斯科の猶太人の職工は軍人に捕へられ、拉し去られ、又農民は諸所に猶太人を襲ひしを以て、凡そ三十萬の猶太人は國外に逃走せり。最後に此同化政策を受けたるものを芬蘭太公國となす。アレキサンデル二世は五年毎に、アレキサンデル三世は三年毎に議會を召集するを常とせしが、露國政府と出版檢閲條令に關して衝突したり。而して芬蘭議會は之を通過することを拒みしかば、一八六七年露國政府は行政處分を以て之を強行し、同時に教育財政に關する改革を漸行したり。されど芬蘭州は依然として瑞典に則れる政治を持続し、一八六七年には銀行を、翌年裁判所を、其翌年教會を、七二年には鐵道と學校と

を、翌年に交通制度を、七八年には國民軍隊を、及び民法、救貧法等を再設したり。而して、芬蘭黨成立せられ、政府より瑞典語同様芬蘭語も公用語となさむ事を許されたり。然るに一八九〇年、芬蘭の財政、關稅、運輸に關する經濟上の國法が廢止せられむと、又露國を模範として芬蘭刑法を改革せむとの計畫ありしを以て、一八九一年の芬蘭議會は此政策に反對して抗議せしかば、帝も芬蘭の自治を害ふ事はなかりき。

ニコラス二世

一八九四年十二月、アレキサンデル三世崩御して其子ニコラス

即位せしが露國の内政は何等の變更する所なかりき。帝は屢、父の方針を踏襲せむとの希望を宣言し、一八九五年一月、貴族、市民の代表者に對して、朕は先帝と同じく專制政治の方針を毫も動さざるべきを心得よと言へり。彼は國會の國政に參與するなどは妄想に過ぎずと思へり。されば記者、作家は出版條令の改正を請願する所ありしと雖、聽かれず。ポピコドノスツェフは首相として權力を振ひ、且つ政治の細目も一に先帝の方針に則りて決せりと云ふ。されば財政上の處置によりて銀貨留の下落を回復するに必要な金の額を得ん

と種々試みたりし事は、先づ重なる畫策と言ふべし。國內又無事、一八九六年の莫斯科の即位式の當日、警官の不注意に依りて數千の死者を出したるを著しき事件となす。而し莫斯科の學生は此死者の葬の式場に於て大に政府の非を鳴らす示威運動を行ひしが、之も抑壓せられたりき。此事件に關して政府へ報告せる文書を見れば、更に自由運動の蔓延しつゝあるを示すものゝ如し。兎に角政府の宣言條例にも拘らず、一般に今や政體變更の機の近づきつゝありと信せらるゝものゝ如し。從來政治上には何等與る所なかりし皇后は、元來西歐文明に馴れたる獨逸の王女なり。且つ帝も亦專制を以て永遠の良策とは信せざるもの如し。

第二十章 土耳其帝國

一八一四年に於けるオットマン帝國

オットマン帝國以下通稱に従ひ土耳其

帝國と呼ぶは往昔オットマン・サルタン族によりて建設せられ、爾來其名稱を負ひて亞細亞に於ける一個の絶對的武斷君主國として、征服に依り全歐を席捲したりき。其領域は十八世紀に失ふ所多かりし後と雖、猶甚だ大にして、小亞細亞の全部は勿論、遙に波斯、シリア、埃及を包容し、更に歐洲に在りてはバルガン半島の全部、及び奧太利、露國に及びべし。然れども其政府は東洋的回々教的なる專制主義を保持し、自由主義の政體が次第に基礎を確立しつゝある歐洲基督教國より益々隔離せり。而も同帝國は改革の計畫と之に伴ふ危機との變轉極なきに拘らず、十九世紀に於て能く其生存を保ち得たり。總ての東洋專制國の如く、土耳其帝國は法律に遵據して行動すべき制度組織を有せず、中央政府は皇帝サリタン又は其寵臣の個人的意思と、皇帝の代官即ち首相の命令と、及び要路大官より成れる諮問府の決議との渾沌錯雜なる結合の中に在り。軍隊は主にコンスタンチノープルの府中及び市外に駐屯せる近衛兵

に依りて組織せらる。是等は實に世襲にして而も訓練を缺ける貧弱の戰士なるが、時としては主君に對して反逆をさへ計畫す。現に彼等は二人のサルタンを廢黜せり(一八〇七年)。財政は又頗る亂雜に組成せられ、サルタンは豫算を立てず、自由に國庫より支出をなせり。出納原簿もなく、又會計検査もなく、書類の管理も亦極めて亂雜なり。徵税に就ても税額一定せず、徵收法も規律立たず。回々教徒にあらざる總ての男子に課する人頭税、所有地に課する地代、通行税等の徵收は之を請負人に取扱はしめしが、彼等は其取り立つべき税金以上の誅求を敢てしたりき。地方政府は宛然これ一種の公認せられたる威嚇強奪の機關にして、知事は競賣にて州を引受け、俸給を受けざる代りには別に監督を蒙らざる故に、擅に住民を抑壓し暴虐を敢てせり。

土耳其帝國は回々教徒の政府なるが故に、歐羅巴に於て特殊の困難に遇へり。土耳其帝國は則ちケトリフ(回教王)即ち信徒の指揮者なりき。コランは凡ての回教徒に對する法律なりき。常に宗教上の律法なるのみならず、同時に民法、政治法なりき。國家の法律を制定する爲めに教會に従ひ、却つて教會と國家とを亂せり。市民關係の

力は、總ての回教徒が他宗教に改宗するを禁ずるに死刑を以てしたり。眞のオットマンの人民は回教徒のみを含めり。土耳其帝國は人類學上の意味に於ける一國民にあらざりき。歐羅巴の國民の如く、共通の言語習慣に依つて結合せられたる一群にてもあらざりき。回々教に歸依したる國民は自國の國語及び服裝を變せずと雖其征服者と同等の權利を與へられたり。通常土耳其といひ、土古耳帝國といふは、政治上正確にあらず。如何となれば、凡ての回々教徒はオットマン人なればなり。而してこれ人類學上にも正確にあらず。如何となれば、コンスタンチノーブルを除くの外、歐羅巴土耳其に於てすら、回々教徒は土耳其人にあらざればなり(亞細亞土耳其に於てすら、回々教徒は土耳其人、改宗者、アルメニア人、希臘人及びシリア人の混合なり)。ボスニアに於けるクロアチア人、エピラスに於けるアルバニア人、マセドニアに於けるブルガリア人(ボマク人)、又諸島には希臘人あり。官位官廳は總ての人々に公開せらるゝが故に、政府は凡て是等の回々教徒の中に、理論上實際上孰れにも差別を置かざりき。回々教徒帝國は眞に民主的君主制なりき。

然りと雖、回々教徒は中世紀の基督教徒等の如くならずして、非回々教徒を單に社

會の劣等者として之を許したるが故に、凡ての歐羅巴諸州の人民は二階級より成り、一階級は他の一階級の上に位したりき。オットマン帝國人民にあらざる基督教徒にして基督教會信徒となりたりし古代の住民は、原則として、軍隊にも、如何なる官省にも入ること能はざりき。政府は彼等を許せりと雖、政治的生活より彼等を杜絶し、カーラヂに依つて金錢を徴收したり。同々教徒間に於て民主制を造りたれど、其基督教會と關係するや貴族政治となりぬ。オットマンの社會は政治的權力を奪はれたるものと、獨占の權力を有せるものとを含めり。即ち宗教的憎惡に依つて分裂せられたるが故に、互に不平等なるは必然にして、且つ反撥する和すべからざる二階級を含めり。政治的不平等は社會の不平等を生せり。何處にも同々教徒は土地所有者にして主人なり、基督教徒は小作人にして臣下なりき。

基督教徒は回々教徒に對する自家防衛のために自己の宗教を保護すべき約束を得たり。即ち基督教の僧侶及び教會を保護すべき約束を得たり。凡ての基督教徒社會は猶太人も同様に眞の行政區域となる爲めに充分強健なる組織の宗教團體を造れり。オットマン政府は之に依つて其臣民との交通を容易にするものとして、此團

體に好意を示せり。凡ての團體に於て、僧侶長、族長、管長、監督及び政府に責任ある基督教會の公の代表者は、市の官吏となり、裁判及び政治を行ひ、時には其臣下を壓制したり。

歐羅巴より來れる土耳其人民ならざる基督教徒の爲めを慮り、初め、數ヶ國のものが土耳其皇帝より領事の職を得て、各自其國民の政治上の主領となせり。斯くて土耳其皇帝は外國領事の保護權を基督教を信する臣民に至るまで擴張せらるゝやうになせり。佛蘭西は亞細亞に於て殊に無數なりし加特力教徒を保護する公權を得たり。露西亞は歐羅巴土耳其にある殆ど凡ての基督教徒を含める正統派を保護の權を得たり。斯くて歐羅巴の二政府は土耳其帝國の内事に干涉することを得たり。

土耳其皇帝は回々教徒なるが故に、歐羅巴の基督教を信する主權者と聯合すると能はざりき。土耳其帝國は基督教徒の萬國公法の外に立てり。而して土耳其皇帝は強ひて闖入者として之に入り、強ひて放逐せらるゝ危険を冒せり。

斯く土耳其帝國は常に其軍事的勢力體制の失敗に依つて衰弱したるのみならず、

其衰弱は殊に宗教的體制に至るまで擴がれり。土耳其帝國は一國民を支配したるにあらずして、國家の主義なる回々教に大部分は反せる、重複して調和すべからざる一群の國民を支配したりき。國家の當然の敵なる基督教徒は、反亂に備ふる國民軍を組織したり。公然土耳其帝國に敵意を有し、且つ國法に束縛せられざる歐羅巴の一大政府の下に基督教徒は保護せられたり。

歐羅巴列強間の戰爭に依つて西歐羅巴の敵の注意が轉換せられ、又印度に至る道より他の列強を排することは英吉利に直接の利害關係ありしが、其印度に英人の確立したるが爲めに、十八世紀に於て土耳其帝國分割の爲めに協定したる奧露同盟に依つて威嚇せられたる土耳其帝國は遂に救はるゝことを得たり。土耳其帝は其古き同盟國なる佛蘭西に加ふるに、英吉利よりの擁護に依頼したり。而して埃及戰役間其同盟國となりき。土耳其の先の敵なる奧太利は今や伊太利、獨逸と忙しかりき。露西亞は獨り土耳其の敵なりしも、土耳其を征服して之を分割せんとするカザリン女王の夢を棄てたり。

希臘反亂の危機(一八二〇年乃至二七〇年)

歐羅巴に於て平和の回復せらるゝや、東洋問題

(今日も斯く呼ばるゝ如く)が論せらるゝに至れり。即ちオットマン帝國の將來は如何と。此問題を分ちてことなす。(一)オットマン帝國は持續せらるべきか、或は分割せらるべきか。(二)基督教を信する土耳其皇帝の臣民は基督教會衆徒として殘るべきか、或は一國民として組織せらるべきか。主權者のみを眼中に置く外交官は、此二問題の中第一の問題のみを考へたるが如し。第二の問題は外交官の注意せざりし所なるに拘らず、徐々として人々の注意を引くに至れり。希臘人、セルヴィア人は、已に之をヴァナ會議に於て強求し、國民的行政を要求したり。彼等の請願は拒絶せられたり。オットマン帝國は一八一四年以來、殆ど不斷の動亂の中にありき。臣民の反亂、總督の謀反、入寇歐羅巴列強との談判の如き是なり。宮廷の陰謀は言ふまでもなかりしなり。最初の一大危機は希臘人の反亂に因つて起れり。(一八二〇年)されど希臘人は皆オットマン帝國の全面に散亂したるが故に、彼等は、初め、如何なる邊に反亂を起すべきかを明かに知らざりき。而してエピラス、ロマニア、及び希臘に於て同時に此計畫を行へり。

ロマニアに於て此暴動は一の秘密社會の事業なりき。即ちオデッサに設立せられ、秘

密なる主領を戴き、數種の入會式、組文字、不死鳥を標號にしたる旗等を有し、當時の秘密社會の定めたる儀式に従ふ共妻社會の事業なりき。彼等はアレキサンデル帝の援助に依つて希臘帝國を回復せんことを議せり。首領等はモレアに於て反亂を起さんことを決せり。されどモレタヴィアに同志を有したるイブシランチはジッシにて宣戰を布告せんことを望めり。ロマニア人は希臘人の反亂に何等の利害をも有せざりしが故に、人々はイブシランチと共に其神聖大隊を棄て、次で澳太利に驅逐したり(一八三一年)。カラヴィアスはガラツ市を脅し、回々教の禮拜堂を略奪し守兵及び回々教徒を虐殺したり。

反亂は希臘に普くして虐殺之に伴へり。虐殺は回々教徒の中に鋭き激昂を起し、土耳其帝は復活祭の日曜希臘教會の門前に於て僧衣を着けたる三人の監督長と共に希臘の族長を絞殺したり。斯くてサモスの希臘人はチオマに於て反亂を起さんとしたるが故に、土耳其人はチオス島に遠征軍を送れり。土耳其人は大赦を約したれど、かの溫和なる希臘人を虐殺したり。此死刑執行、虐殺は歐羅巴をして土耳其に一種の偏見を抱かしむるに至れり。されど列強は徐々として干涉に着手したり。

土耳其皇帝は埃及の副王メヘメッドアリよりの援助を乞へり。アリは公には皇帝の臣下なるが、其子イブラヒムの率ゆる軍隊を皇帝に送れり。軍は希臘に侵入して之を破りしが、イブラヒムの出發を強ふる爲めにモレアに艦隊を送り(一八三七年)たる歐羅巴列強の干涉のために、特に露西亞軍がオットマン帝國に侵入したるが爲めに、希臘は漸く救はるゝことを得たり。露西亞軍のアドリアノーブルに入るに及んで、土耳其皇帝は平和を請はんことに決せり。皇帝は新希臘王國の獨立を承認したり(一八二九年)。一八二〇年以後、帝はセルヴィア人なる一基督教徒ミロチに許すに、ベルグレイド州に於けるセルヴィア人の世襲的君主たることを以てせり。これオットマン帝國に於ける第一回の破裂なりき。

土耳其皇帝は露西亞皇帝と和せんが爲め、一八二九年九月、黒海に近きボスフォラス及びダーダネルス海峡を外國貿易に開かんことを約せり。土耳其皇帝はダニューブ左岸の凡ての城塞を破壊する計畫をなせり。これ全ロマニアに對して軍事上の拋棄を示せるものなりしなり。土耳其皇帝が貨幣を有せざりし時、露政府に頼りて得たる軍事費を償還するの約束をなせり。而して期限の経過したる時は政治的讓與

に依つて之を償還せざるを得ざりき。
マームードの改革（一八二六年）
 一八〇八年以後土耳其皇帝なりしマームードは彼得大帝の如く歐羅巴の例に倣ひ自國を改良せんとせり。彼が歐羅巴を崇拜する心は彼の伯父セリム（一七八八年乃至一八〇七年）より來ると云はる。セリムは之が爲めに犠牲となりしものなり。如何となれば彼は土耳其護衛兵を改良せんとして黜けられたるものなればなり。

マームードは先づ軍隊より着手したり。希臘との戰爭中（一八二六年）彼は告示して亞刺比亞人に依つて訓練せらるべき軍隊を編成したり。彼は新計畫を唱道せんとしたるにあらずして、不當に拋棄せられたる古代オットマンの傳説（ソリマンの規則）を改復せんとしたるなり。彼は其新軍隊に向つて護衛兵に二三の壯丁を供給すべきことを命せり。護衛兵は騒動を起せり。他の軍隊に保護せられたるマームードは護衛兵の營所に砲丸打撃の命を與へ、同時に自ら逃亡せんが爲めに裏門を開くべきことを命じたりとぞ。其中最も暴戾なるものは殺戮せられ、土耳其皇帝は護衛兵の廢止を宣言したり（一八二六年）。次で騎兵及び兵仗看守者より成る軍隊を廢止したり。

斯くて歐羅巴風の服裝と訓練とを以て七萬の新軍隊は組織せられたり。後年名を得たる普魯亞の士官モルトケは此組織をなすに大に盡力したり。而して其書簡の中に之に就て嘲弄的に記して曰く、改革は重に外物、名稱裝飾に留まりき。軍隊は歐羅巴風に造られ、露西亞の短寬衣、佛蘭西の律法、白耳義の銃砲、土耳其の頭巾、洪牙利の鞍、英吉利の劍、及び列國の下士官を用ひ、後備兵、備兵職務の定まれる名なき國民兵より成る軍隊なりき。其中主領等は新兵にして、而して新兵は一昨日の敵なりきと。

マームードは又彼得大帝の如く歐羅巴風に其帝國の風俗を改良せんことを熱望したり。彼はコーランあるに拘らず、酒を飲み、高官等が酩酊するを見て喜べり。彼は埃及人の如く裝ひ、短衣を着し、髯を短く刈れり。而して廷臣の服裝の仕立方と材料とを一定したり。彼は（一八三七年）頰髯の長さに関する規定を造り、習慣を破りて、髯は頤より一インチに刈るべしと命せり。マームードは此時宮廷及び諸州に於て世襲の官職所有者の階級を造らんとしつゝ、ありし一種の官衛的貴族制を打破したり。彼は各大臣と個人的に事件を決する習慣に依つて内閣を攪亂したり。彼の改革に對

して全く公然たる反對をなすことなからしめんが爲めに回々教徒の一團一齊に神學者及び裁判官を威嚇したり。されど正規の制度を再設する爲めに、回々教徒の中に充分教育ある援助者を見出すこと能はざりき。而して基督教徒なりとて輕蔑せられたる歐羅巴人の爲めに力を盡すこと能はざりき。彼は財政制度の改良に失敗したり。彼が歐羅巴を摸したるは、軍隊の外、悉く表面的にして無効なりき。

埃及の争闘の危機(一八三〇年)

是等の運動が進行しつゝありし時、オットマン

帝國は新なる危機に遭遇せり。埃及の知事メヘメッド・アリは土耳其皇帝を助けて希臘人に抗したる後、其個人的の敵なる總理大臣チ・スルー・パシャの指導せるオットマン政府と隙を生ずるに至れり。

メヘメッドは先づシリア政府を得んことを要求したり。これ土耳其皇帝が援軍の報酬としてメヘメッドに約したるものなりしが故なり。三年を待ちてメヘメッドは強ひて之を占領せんと決心し(一八三三)たり。然るに彼は猶自ら土耳其皇帝の臣下と自稱し、大金を土耳其帝に提出し、同時に朱地を受くることを要求したり。されど宮廷に於けるマームードの敵はマームードをして、自ら反逆人と宣言せしめたり。斯くて

シリアの配下にあらしマームードの軍隊は小亞細亞に侵入しコンスタンチノブルに進めり。マームードは警報を聞きて露西亞帝よりの援助を乞へり。露西亞帝はオットマン帝國の保護者として一萬五千の露人を送り、コンスタンチノブルの前に陣せしめ、之を護れり。而して之と交換するにウンキアル・スケレッシ盟約を結ばざるを得ざりき(一八三三)。これ盟約の假面の下に露西亞の保護權を設定したるなり。露西亞は土耳其皇帝を援助すべきことを約し、土耳其皇帝は其報酬として露西亞海軍の海峡を通過することを許せり。メヘメッド・アリを援助したる佛蘭西は彼の爲めにシリア政府の讓與を得たり。

メヘメッドは、常にオットマン帝國を破壊することを欲せず、却つて惡大臣を免黜し、主人の爲めに彼等に取りつて代り、以て帝國を強固にせんとしたる土耳其帝の忠信なる僕なることを表はせり。東洋に於ては、西洋に於ても曩には然りし如く、主權者の代理者に對する反抗は、主權者其人に對する反逆の意にあらざりき。されど歐羅巴列強は之を見ること他と異れり。即ち彼等はメヘメッドを獨立の主權者、土耳其帝の敵手、オットマン帝國の敵と見たり。彼等はメヘメッドを妨げんとて準備したり。

マームードの死後、チスルーがクード人征伐軍より歸るや、自らメヘメッドよりシリヤを奪ひ得る力ありと考へしも、却つてメヘメッドの破る所となりき(一八三九年)。これ一八三三年の戦争を新にしたるものなりき。埃及軍は小亞細亞を過ぎ、コンスタンチノープルに進み行けり。されど此時英吉利政府はメヘメッドに平和條約を結ばせ、且つメヘメッドをしてシリヤを棄てしめんことを主張する爲めに佛蘭西の希望と反對の交渉を行ひ、他の列強の力を削げり(一八四〇年)。斯くて英吉利政府は土耳其皇帝を助けて、以て露西亞の獨占權を奪ふ爲めに、凡ての歐羅巴艦隊をして二海峽を通過すること能はざらしむる海峽條約(一八四〇年)を得たり。

此危機はオットマン帝國の統一を致せり。

レシッド・パシャの改革(一八三八年)

(一八三八年)

マームードは埃及の危機の過ぎ去らざる

前に已に死せり。彼の承繼者アブダル・メジドは其大臣に政府を任せたり。總理大臣レシッド・パシャは嚮に英吉利の大使なりしが、彼地にて公衆の意見の力あるものなることを知りたりき。彼は歐羅巴諸制度を輸入し、歐羅巴にて愛顧を得んとし、歐羅巴の諸書より寫したる嚴格なる法令に依つて諸制度を告示したり。

一八三九年十一月三日の法令は貴顯、基督教會衆徒の代表者、希臘人、アルメニア人、加特力教徒、及び猶太人、及び歐羅巴外交官の一團の面前に於て、朗讀するに適當なる瞬間を注意せる占星者と、百一發の禮砲と、祈禱とを以て、グリーレーン(土耳其皇帝の)に於て發布せられたり。此法令は、土耳其皇帝より其臣民に宗教上の區別を脱したる凡ての國民に與へられたる一種の憲法なりき。土耳其皇帝は舊き習慣を稱讚し之を棄てしより困難は起れり。宣言し、斯くて新なる諸制度を告示したり。此矛盾は宗教的傳説に愛着せる人民の中にある改革者の地位に、先天的に抜くべからざるものなりき。是等の國民的諸制度は如何なる宗教を信する國民にも、生命、名譽、財産の安全を保護すべきものなりしなり。皇帝は税を課して田圃を貸し附くること、沒收して公用に充つること、及び專賣權を廢せんことを約せり。

回々教徒が有せしと同等の個人的權力を基督教會衆徒に認めたるは一の革命なりき。されど法令は約束に限れり。レシッドは其手段を實行せんことを努めたり。歐羅巴の無數の諸制度は已に採用せられたり。即ちボスフォラス海峽に於ける燈臺、病院、及び入港檢疫の如き是なり。行政會議は中央政府を更に正確ならしめんが爲めに

設立せられたり。レシッドは財政制度を改良せんとせり。彼は通商條約に依つて、歐羅巴諸政府をして、以前契約せられたる最大限の税則を棄てしめたり。而して其代りに内國運輸に雜多なる課税額を課する複雑なる制度を廢し、之に代ふるに、外國商品には九分の單一なる税則を課したり。此制度は歐羅巴との貿易を容易にしたり。彼は帝國の内部に於て、税を課して田圃を貸附くることを廢し、人頭税は諸區に依つて分配せられて徴收せられ、收税吏に支拂はるべしと命せり。

是等の改革は、土耳其皇帝をして其内閣に反對せしめんと欲したる、舊土耳其黨、即ち舊政治を愛したる同々教徒を怒らしめたり。アブダルメジドは舊土耳其黨と改革者との間に踞蹠したり。此争は土耳其皇帝の宮廷に於て、各自其特殊黨を有せる英露兩強國間に起れる勢力扶植の競争によりて複雑にせられたり。レシッドは英を助け、リザは露を助けたり。幾度となくレシッドは免職せられたる後呼ば戻されたり。リザは又無數の改革を企てたり。レシッドとリザの争ひつゝありし時、官吏等は自己の計畫のまゝになすことを得たりしかば、税を課して田圃を貸し附くること、及び集金の舊制度等は軍人的知事の手にて再び回復せられたり。

レシッドは歐羅巴殊に英吉利の善良なる説に尊敬を拂へり。一八四六年、彼曰く、吾等の政府が善を去る遠しとは予も亦認むる所なり。されど吾等は其改惡せらるゝことを欲せずと。アブダルメジドは改革に興味を有したるが如くなりき。彼は公衆に向つて自ら設定したる法令を讀めり。其中に彼曰く、予が計畫は豫期の結果を得ず、又予が臣民に科學工業の諸原理を滴注する爲めに必要なる學校を設立することを廢したるを悲むと(一八四五年)。

反動に依つて妨げられし是等の困亂せる改革——大部分は唯約束として殘れる設定——は、土耳其帝國を最も深き根柢の上に再建するに至らざりき。歐羅巴の徴兵制度に依つて募集せらるゝ軍隊のみは永續せる制度となりき。而して之を二分せり。一は五年間服務する實習軍、及び五個の地方軍隊にて成立し、歐羅巴の軍器を有せる七年期の豫備軍是なり。これ亦以前の如く同々教徒のみより成れり。軍隊は勇敢にして且つ規則正しき善良なる軍人にて成立せりと雖、之が指揮權を握れるものは不適當なる士官なりき。

レシッドは行政官を完全に設立すべきことを告示したり。今日に至るまで、州知事の

一般の力は、軍事的知事、市の裁判官、及び收税官といふ三種の截然異なる官吏の中に分割せられたり。斯くて歐羅巴に於けるが如く、長官としては各大臣を戴ける三個の職務が設定せられたり。レシッドは市の裁判官をして其下に巡査を支配せしめ、以て之を至當の官吏たらしめんことを欲し、而して貴族の地方會議を設立して、以て裁判官を掣肘せんとしたり。されど是等の會議は改革を妨げたり。裁判所の再設は、成文の手續を有せる回々教徒及び歐羅巴人より成れる多くの混合裁判所に限られたり。財政上の改革は正義の代理者なき爲め打棄てられ、再び租税、海關税の義務は田圃を借りて返却せらるゝに至れり。告示せられたる國立學校は設立せられざりき。レシッドが設立せんと企てたる銀行は、歐人に依つて處理せられたるオットマン銀行の代る所となれり。

されどこれ一八四一年、クリートに於ける基督教徒等の反亂を除き、實に隆盛平和の相關係する所なりき。政府は嚴酷の度を減じ、苛刑と沒收とは行はれざりき。

クリミア戦争時代(一八五二年至一八五九年)　歐羅巴風に再設せんとする計畫は、オットマン帝國を近代的國家に改造し、以て東洋問題を定むるの希望を歐羅巴諸政府に與へ

たり。されどニコラス皇帝は此解決に賛成せざりき。早く一八四四年に於て、彼れが英國を訪へる時に曰く、吾内閣に於て土耳其に關する二説あり。一は曰く、土耳其は死しつゝありと。一は曰く、土耳其は已に死せりと。何れにもせよ、土耳其がその最後に向つて急速に赴きつゝあるを引止むること能はざるべしと。一八五二年、彼英吉利の大使に言つて曰く、人々は葬式に同意すべきなりと。英吉利政府は露西亞政府を妨げて、以てオットマン帝國を維持せんとしたり。而してナポレオン三世及びサルヂニア王と同盟を作ること成功したり。

争鬪は、佛蘭西の保護の下にある加特力僧と露西亞の保護の下にある希臘僧との間の争に依つて複雑にせられたり。彼等はパレスチナに於ける聖地ヘツレヘム及び聖墓の鍵の所有に就て論じつゝありき。久しき商議の後露西亞皇帝は正統派教會を保護せんと言ひつゝ、軍をモルダヴィアに運べり。是れ實に戦争の如くなりき。されど歐羅巴軍はオットマン帝國を擁護し、軍をクリミアに導けり。

巴里會議に於て(一八五六年)歐羅巴の列強は土耳其帝國を以て國力均等に必要なるものとなし、オットマン帝國の領地の完全を保證せらるべきことを宣言したり。然れど

も列強は其代りに皇帝に或る免許を與へたり。ナボレオンはモルダヴィア及びワラキアの爲めに自治權を得たり。これ土耳其帝國に於ける第二回の破裂なりき。

帝國の内部に於てすら、之までオットマン政府の信用を信じたる列強は、長年月間種約せられたる改良を遂行せざるが故に、其抵當物を要求したり。土耳其皇帝は改革令(一八五六年)を發布し、之を他の政府に通知したり。他の政府は之に答へて曰く、盟約せる列強は此通知の高級價值を知ることを得たり。此通知が全體にせよ、部分的にせよ、如何なる場合にも、土耳其皇帝と臣民との關係に於て、及び帝國内部の行政に於て、件の盟約せる列強に與ふるに干渉すべき權利を以てすること能はざらしむるは明かなりと。

改革令は一八三九年に於けるが如く、單に個人の保護の原理を宣言したるにあらざりき。されど又宗教の差別なく、凡てのオットマン臣民の自由と、法律上平等の原理とを宣言したるものなりき。回々教徒と基督教徒との間の一切の差別は打破せられたり。基督教徒は凡ての軍人社會、及び凡ての官省に入ることを許されんとした

り。已に人頭税を拂ふ要もなくなり、州會にも代表者として列席せしめらるゝこととならんとせり。是に因つてオットマン帝國は其宗教的性質を失はんとせり。されど事は満足に果さるゝこと能はざりき。英吉利政府は回々教徒が他の宗教に轉じたる場合には、廢止せられたる死刑を行はんと欲せり。怒の瞬間に回々教徒となり、而して後基督教に復歸したる際には死刑に處せられたる青年基督教徒の事件は歐羅巴人の義憤を買へり。オットマン政府は之に答へて曰く、刑は再び強行せられざるべし。されど之を宣言すれば狂信を防ぐを得べしと。英吉利は此曖昧なる條項にて満足せざるを得ざりき。凡ての宗教的信條は自由に行はるべし。オットマン臣民は其宗教の儀式を行ふことに於て妨害せられ攪亂せらるべきにあらず。又之を變更するも何等の束縛を加へらるゝことなかるべきなりと。

改革の計畫 **ブニアドとアリ** (一八五九年) 改革令は基督教徒が法律に依つて保護せらるべき根本的改革即ち平民の國家を造るべきことを約せり。然りと雖、回々教徒制度が基督教徒に何等の保護をも與へざりしが故に、基督教徒と回々教徒とに同一權利を與ふることは未だ嘗つてオットマン政府の嘗めざりし苦辛なりしな

り。一方には歐羅巴列強は此約束に従つて行ひ、之が維持せらるべきことを主張する爲めに政府の行動を注意したり。土耳其皇帝は改革を欲せざりし其臣民と、之を主張したる外國列強との間に板挟みとなれり。

基督教徒なる臣民は改革を疑へり。其主領、族長、監督等は信徒に對する力を失はんことを恐れたり。如何となれば政府は凡ての臣民は平等なりと宣言したる後、宗教團體の特權は廢せられざるべからず、少くとも訂正せられざるべからずとの結論を之より導き出したればなり。基督教徒は其特權を棄てざりき。普通の制度は基督教徒の心に明かに特別の保護なきことを顯はせり。而してこれ抵抗なくして回々教徒の手中に與へらるべきことを示せり。基督教徒は貨幣を以て兵役の義務を通れんことを欲せり。人頭税は兵役免除税の形式となりて回復せられたり。

常に不信者を輕侮したる回々教徒は、武官、文官たる基督教徒に従ふことを欲せざりき。政府は司法上の改革を告示せり。司法官は行政官より分離し、名家に依つて選舉せられし混合裁判所に依つて管理せられたり。而して此裁判所に於ては基督教徒も回々教徒と同じく證人たることを許され、又審判は公衆の着席及び正規の手

續を履む近代法典に其基を置けり。凡ての土耳其人は此改革の適用せらるゝこと能はざるを知れり。此改革は適用せられざりき。而して隣國人なるモンテネグロ人の助くる所となりしヘルツェゴヴィナの基督教徒を信ずる山國民は遂に謀反したり。斯くて之を服從せしむべき軍を送らざるを得ざりき(一八六〇年)乃至(一八六一年)。

歐羅巴の諸政府は公然オットマン帝國が諸改革を漸次に又確實に應用するまでに進まざるを悲むと言へり(一八五九年)。而して露西亞は基督教徒の事情を調査せんことを提出したり。彼等の興味は伊太利事件に依つて亂され、リバナスに於ける基督教徒虐殺に因つて大に刺戟せられたり。一八六一年、アブダル・メジド死し、新皇帝アブダル・アヂスは二人の寵臣にして公認せられたる改革者なるフエアド及びアリに政府を委ねたり。されど彼等の支配權は折々干渉せられたり。帝は嘗つて踏舞する一僧侶に政府を提出したりと言はる。

重なる改革は一八五六年一般の行政官より分離せる司法官に依つて作成せられし約束を維持する企畫なりき(一八六四年)。各行政區劃に於て、政府、省、區、裁判所及び名家會議が設立せられ、重に是等のものが回々教徒より成立したるは勿論なり。如何と

なれば各目録は回々教徒の準備したるものなればなり。
 重に希臘人基督教徒及び一部は武装せる山國人より成るギリートに於て、不平は
 普通の反亂の形となりて現はれたり已に一八四一年に於て反亂はありしなり。希
 臘王國に於ける希臘の愛國者はギリートを希臘同盟に引返さんと努力したり。グ
 リート委員はギリートと接觸せるアデンに於て設立せられたり。一八六六年、基督
 教徒等は委員を擧げ、土耳其皇帝に請願をなして、知事と回々教徒に依つて權力の
 亂用せらるゝことを批難し、身體及び財産に對する權利を要求したり。政府は之を
 用ひざりしかば、基督教徒等は反亂を起せり(一八六六年五月)。ギリート人等の一般集會は
 オットマンの規則の廢せられたることを告示し、ギリートは其母希臘と確固たる結
 合をなせり(九月)。回々教徒等が隱家としたる北方の城塞の外、一揆は全島を占領した
 り。武器と義勇兵とはギリート人を援助する爲めに希臘より來りしも、彼等が援助
 を乞へる歐羅巴列強は其間に入ることを拒めり。少くとも三萬人の土耳其軍が攻
 戰的態度をとりし時(一八六六年十月)。一揆は直ちに山中に驅逐せられたり。彼處にてはス
 フチア人、一八六八年に至るまで防戦したりき。エピラス及びテサリの希臘人は反

亂を企てしも破れたりき。

一八六七年、列強の行へる調査は、一八五六年に約したる平等の權の未だ實現せら
 れざりしことを示せり。基督教徒を官省に入るゝことは夢想なりき。唯從屬的地位
 にのみ入ることを許されしなり。而して是等の官吏は何等の勢力を有せず、他教義
 を奉せる基督教徒の忌む所となれり。混合裁判所は甚だ奇なるものなりき。而して
 又基督教徒は其處に着席する勇氣を有せざりき。基督教徒の證據は聽取せられざ
 りしが故に、回々教徒に對して相當の罰を與ふること能はざりき。公平なる道を得
 んとするには、二人の回々教徒に賄賂を贈らざるを得ざりき。基督教徒は軍隊に於
 て回々教徒と共に軍務に従ふを欲せず、回々教徒は又不信者に従ふを欲せざりき。
 故に軍隊は回々教徒より成れり。裁判所に於ける公の手續は想像を造り出せる虛
 構の觀ありき。如何となれば法廷に入る際には巡查之を護りたればなり。牢獄は慘
 憐を極め、巡查は犯罪者中より募集せられたり。改革者等が極力廢止せんとしたる
 税を課して田圃を貸し附くることは再び回復せられたり。豫算案は僞にして、會計
 検査院の力は皆無なりき。贈賄者は罰せられず、高等法院は唯一回集會したりしの

み。尊重せられし唯一の制度は、宗教團體の特權と權力の濫用をなす族長等の權力となりき。蓋し是等のものは皆舊制度なりしが故なり。

故に一八五六年の改革令を遂行せざりし爲めに、歐羅巴は土耳其皇帝に抗議したり。改革の行はるべきものなることを決する爲めに、勢力を得んとする努力は佛蘭西と露西亞との間に起れり。佛蘭西は諸民族を統一せんことを提出したり。即ち凡ての種々なる國民間の區劃を破壊し、一個のオットマン國民を形成するが如き、佛蘭西に於けるが如き市民の平等權と一様の行政とを建てんことを提出したり。露西亞は已に、オットマン人民の不調和なる統一に反對する旨を宣言したり。而して、愛國主義者の主義に適せる宗教制度社會制度に基礎を置ける特殊の擔保を要求し、又法律は土耳其人が土耳其人なる限り土耳其に於て實現せられざるが故に、その以前に於て、即ち彼等と基督教徒との間に存する抹殺すべからざる線を描くコローンに誓つて彼等が拒絶するまで平等の權を要求したり。露西亞の忠告は、歐羅巴の國力平均の困難なるが故に、土耳其皇帝の支配の下に、凡ての國民と信條とに許すに同類の發展の道を以てし、以て基督教徒と同々教徒との利害を分離せんことな

りき。これ凡ての基督教國民をして小なる自治國を造らしむることを示せり。佛蘭西の忠告は親切なれど實行すること能はざる友人の忠告となりき。露西亞の計畫は實行し得べきものなりしも、危険なるものなりき。如何となれば、敵意を抱ける諸民族の自治政は即ち分割と同一なりければなり。オットマン政府は先づ佛蘭西の忠告に従へり。政府は融合を企て、青年に歐羅巴の教育を施し、以て其行政官吏を改良せんとしたり。コンスタンチノーブルの郊外なるガラタの佛蘭西大學は此時に設立せられたりき。されど改革大臣なりしフュアドは一八六九年に死し、アリは一八七一年に死せり。佛蘭西の獨逸に敗らるゝや、佛蘭西の土耳其皇帝に對する勢力は失墜し、露西亞に反抗しつゝ、オットマン帝國を保護したる歐羅巴會議は敗れたり。

財政上の危機と少壯土耳其黨

(一八七一年至七六年)

一八七一年以來、混亂は益々甚しくな

れり。政府は殆ど破産せんとしたるが如く、缺乏は甚しくなり(一八七五年に於て、貨幣は少くなれり。而して負債の利子の半分を仕拂ふことを得るのみと宣言せられたり。租税は益々重くなり、不平は益々甚しくなれり。遂に隣國人なるモンテネグロ人に依つて刺戟せられ、又恐らくはセルヴィア露西亞より來れる探偵に依つて刺戟せら

れたるヘルツェゴヴィナに於ける基督教を信ずるセルヴィア人は賦役をなすことを拒み、反亂を起せり(一八七五年)。此時に當りて内事を治むるに汲々たりし歐羅巴列強はオットマン帝國に多くの興味を有せざりき。

土耳其政府は不平黨を鎮壓する爲めに新改革令を發布し(一八七五年)、再び凡ての臣民が官省に入ることを承認すること、税を課して田圃を貸附くることを廢止すること、裁判所の再設、及び改革の遂行を監視する會議を設くべき旨告示したり。されど歐羅巴諸國は既に是等の約束を信せざるに至れり。彼等は奧太利の大臣なるアンドラセーに倣つて命名せられたる集合的外交書束を以て答へて曰く、列強は歐羅巴と土耳其と一揆との間に利害關係の嚴密なる一致の存するを感ず。列強は改革が不幸殘酷なる争鬭を止むる爲めに適用せられざるべからず(一八七五年十月)と。故に、基督教が理論に於ても實際に於ても同々教と同一立脚地に置かるべく——又税を課して田圃を貸附くる事が直ちに廢止せらるべきことは必要なり。改革の遂行が總督の隨意處分に委任せられ、基督教徒及び同々教徒にて作られし統監部の設立せらるべきことは不必要なり。當時帝國の保護者等は約束に満足せざりしも

擔保と支配權とを要求したり。土耳其政府は拒絕したり。ヘルツェゴヴィナに於ける反亂は眞の戦争となれり。其後委員に依つて刺戟せられたるブルガリアの農夫等は稍、反亂を起さんと企てたり(一八七六年五月)。同時にサロニカに於て同々教徒の暴徒等は佛蘭西及び英吉利の領事を虐殺したり。

斯くて新なる危機は土耳其に迫れり。數年間土耳其皇帝アブデル・アジドに對し又彼の奢侈に對する不平を増加しつゝありき。土耳其皇帝は殆ど狂せりとの風聞ありき。憲法を要求する少壯土耳其黨は重に青年者の同々教徒の中に勃興したり。早く一八六一年の頃ケレデンは言へり。曰く、ソリマンの傳説に依れば僧侶と大臣とは土耳其皇帝と議論すべき權利を有せり。若し皇帝が法律を犯し自己の狂想を欲するが儘になさんと欲する時は、之を廢黜すべき權利を有せりと。同々教を信ずる愛國者が外國列強に發布したる告示に曰く、土耳其が暴君の代りに、吾等の凡ての民族及び宗族を代表する者より成る議院に依頼する賢明なる王を有したりとせば、帝國は救はるゝならん。これ眞の解決なり。又コーランに反せるものにあらず。土耳其政府は選舉に依るなりと。

少壯土耳其黨は、ブルガリア反亂に因つて起れる激動にて利益を得たり。神學生等は舉つて宮廷の前に來れり。土耳其皇帝は彼等に問はしむるに、彼等が何を欲するやを以てせり。彼等答へて曰く、吾等は何物をも欲せず、されど支配權を有する政府は無用なりと。土耳其皇帝は驚いて直ちに内閣總理大臣を免黜し(五月十)、少壯土耳其黨の主領の一人なるミドハト・パシャを容れて大臣となせり(五月十)。ミドハト・パシャは土耳其皇帝が政府を改良すること能はずと宣言する斷定を認めつゝ、而も信仰の擁護者(Mehmed Talat)即ち土耳其皇帝と訂約したる大臣なりき。アブダル・アシスは免黜せられしが(五月三十日)、其後直ちに自殺したりと告示せられたり。彼の甥モーラド五世は其承繼者と宣言せられしも、間もなく狂となれり。モーラド五世は免黜せられ、其代りとしてアブダル・ハミド立てり(一月三十一日)。ミドハトは土耳其皇帝の名を以て支配したり。

ミドハトはヘルツェゴヴィナの基督教徒の爲めに歐羅巴の要求したる所に答ふるに、歐羅巴領事等の監督の下に改革を行はん爲め、一委員を送られんことを以てせり。斯くて彼はブルガリアの一揆と戦はざるを得ざりき。正規軍がヘルツェゴヴィナに於

て忙しかりし時、半ば盜賊なる不規則の軍隊(バンバツーク人)はブルガリアに頼れり。彼等は村落を燒棄し、人民を虐殺し、婦女を誘拐して樂めり。亞米利加領事の調査によれば、百の村落が破壊せられ、二萬五千より四萬に至る住民が殺戮せられ、一萬二千の婦女が誘拐せられたり。歐羅巴は恐怖して立てり。グラッドストーンの名づけし如きサロニカに於ける領事の暗殺及びブリガリアの殘虐は、始めて公衆をして土耳其に向つて反感を抱かしむるに至れり。

露西亞の支持したるセルヴィアは一八七六年、スラヴ人種混成運動を呼び起して公然戰爭を開けり。土耳其帝の政府は債權者等を説得して負債の利子を仕拂ふこととなしたりしも、それさへ仕拂ふこと能はざりき。列強はオットマン帝國を以て自ら支ふること能はざる劣等國となせり。而して列強の保護の下に之を置かんと決せり。列強は先づ土耳其帝國をして破れたるセルヴィア人と暫時休戦をなさしめたり。斯くて彼等はコンスタンチノーブルに會議を開き遂に之まで英吉利の同意せざりし土耳其帝に委ねらるべき改革の目錄——即ち伯林覺書を起草したり。少壯土耳其黨は此歐羅巴の保護を脱せんが爲めに、專制政治國を變じて立憲王國

となさんと夢想したり。オットマン國民は皇帝の専制政治を廢して、國務を監理せざるを得ざりき。國を再設し、外國の干渉を無益にすることは直ちになし得べきことの如くなりき。此計畫を建てし人々が眞に立憲制度を以てオットマン帝國の滅亡を防ぐべしと考へしか。或は外國の干渉を脱する爲めに、唯歐羅巴を樂ましむる喜劇を演じたるものなるか、明かならず。

官吏及び僧侶等の委員が秘密に起草したる憲法は、思はざるに一八七六年十二月、嚴なる儀式を以て發布せられたり。これ實に歐羅巴風の憲法なりき。即ち責任ある大臣會議、二院より成る普通の議會、元老院と選舉に依る代議士院出版及び集會の自由終身官の法官及び強制的の初等教育、これ其内容なりき。同々教は國教なりき。此憲法を列強の前に示したる時、神政的傾向なきこと、此憲法は帝國の中に自由正義、公平、及び文明の勝利といふ權力を設立したること、就中、此憲法は約束にあらずしてオットマン臣民の所有物となれる眞の嚴肅なる法令なることが指摘せられたり。故に列強が其改革案を提出したる時、高官より成る大會議は之に答ふるに、夫等の要求が憲法に反せることを以てせり。(一八七七年二月)

露西亞の侵入と危機と分割(一八七七年乃至七八年) 少壯土耳其黨の支配は短かりき。政府の總理大臣なるミドハト・パシヤは忽然死せり。(一八七七年二月) 重に同々教徒即ち政府黨より成る院は歐羅巴の要求を拒絶する役をなせしのみ、代議士等は已に古く東洋諸國にて用ひられし絶對的賛成黨の名にて知らる。

今や歐羅巴は回々教徒の作れる改革を信ずること能はざるに至れり。列強はかの英吉利すら、今や露西亞の提出せる計畫即ち基督教國民の自治政と歐羅巴代理者の監督とを置かんことに賛成したり。コンスタンチノール會議は宣言して曰く、列強は其大使等を通じて土耳其政府の約束の遂行せらるべき方法を看取せんことを提議し、若し列強の希望にして再び欺かれんか、列強は共に其方法を講ずべしと、歐羅巴はオットマン帝國を拋棄しつゝありき。

一八五四年露西亞は嘗つて歐羅巴の爲めに妨げられし計畫を再び提出したり。露西亞皇帝は戰爭を宣したり。此時に當りては、一八五四年に於けるが如く、宗教を名としたる宣戰にあらずして、壓迫せられし基督教徒の動亂に由つて攪亂せられたる露西亞及び歐羅巴の利害を名としたるなり。これ一八二八年より二九年至る

戰爭を繰返したるものなりき。ロマニア軍の援助を得たる露軍は遂にアドリアノ
 ーブルに到着し、露西亞の命じたる條約を以て、強ひて土耳其皇帝に平和を結ばし
 めたり(サンステファアの平和)。
 露西亞は自ら利害を感せざる希臘人(セサリ、グリート)の占領せるもの、外、凡ての
 基督教國の分割を要求したり。土耳其皇帝は猶自らに屬せる凡ての基督教を信ず
 る人民(ロマニア、セルヴィア、モンテネグロ)に對する權力を棄て、彼等に其土地を許せ
 り。土耳其皇帝は巴爾幹半島及びマセドニアの兩端に位する國にて構成せる新基
 督教國ブルガリアを承認したり。土耳其帝國は歐羅巴に於て唯三個の分裂せる部
 分を留めしのみ。(一)ロマニア、(二)サロニカ、セサリ、エピラス及びアルバニア等の半島
 國、(三)基督教徒が獨逸の行政を有せざるを得ざるボスニア及びヘルツェゴヴィナな
 り。

他の諸政府は此分割を以て餘に露西亞に便益なるものとなし、伯林會議は他の分
 割を適用したり。ロマニア、セルヴィア及びモンテネグロの三個の基督教國は増加せ
 る土地を有せる君主國となれり。而して殊に露西亞、モンテネグロ、及び殊更にブル

ガリアに保護せられたるニヶ國の分前を切り取れり。之を償ふ爲め、三國は所有の
 時を制限せず、秩序を回復するを目的として、ボスニア及びヘルツェゴヴィナを所有せ
 んことを奧太利に乞へり。佛蘭西及び伊太利は希臘擴大の約束を保證したり。され
 ど外交的地位の變化は此約束をして無價値なるものとなせり。希臘がオットマン政
 府よりセサリとエピラスの一部を得たるは、永き商議の後なりしのみ。

土耳其皇帝はロマニアの回々教徒の諸州(コンスタンチノーブル及びアドリアノ
 ーブル州、アルバニアとエピラス、及びマセドニアの基督教州を歐羅巴に留めたり。

アブダル・ハミドの個人的政府 一八七八年の危機はオットマン帝國を痛く混
 亂せしめたり。而して露西亞の撤兵及び戰爭の賠償に關する條約を締結せざるを
 得ざりき。土耳其帝國は貨幣缺乏の爲め露西亞より負債せり。而してボスニアの地
 位に關して奧太利と協定せざるを得ざりき。専門に土耳其皇帝はボスニアの上に
 主權を有てり。されど宗教上の自由を尊敬する約束を以て、奧太利の欲するが儘に、
 ボスニアを組織するの權利を承認したり。實にボスニアは奧太利の軍隊に依つて
 占有せられしのみならず、奧太利の官吏より成立せる政府及び統監に依つて、奧太

利洪牙利の大蔵大臣指揮の下に支配せられたり。土耳其皇帝は其債權者と商議せざるを得ざりき。負債の元金は引下げられ、海關稅の收入は歐羅巴の委員に依つて管理せられ、保證金として、抵當にせられたり(一八八八年)。

領内に於けるアルバニアの回々教徒等は、土耳其皇帝の命令に反抗して武装して立てる基督教徒に譲れり。而してモンテネグロを攻撃し(一八八七年)高アルバニア同盟を作れり。而してこれ廢滅せらるゝの止むなきに至れり(一八八八年)。

アブダル・ハミドは初め相反對せる勢力の間に動搖したり。而して無數の改革を告示せる以前のチユニスの大員佛蘭西の擁護者ケレツチンを總理大臣として採用したり。土耳其皇帝はケレツチンが諸大臣を選ぶべき權利を主張したる時、之を免黜したり(一八八七年)。而して英吉利をして、未だ實行せられしことなき改革の計畫を提出せしめたり(一八八八年)。斯くて皇帝は自ら内閣の主長として政府を監督したり。

公務上の内閣は猶存在せしむるも、政府の眞の權力は土耳其皇帝の手に歸し、彼は其寵臣と個人的會議をなして事件を定むる習慣を採用せり。遂に陰謀の疑ありとの風聞頻なりしかば、アブダル・ハミドは自らクード人、シリア人、アルバニア人より成る

大護衛兵に圍繞せられ、涼亭に閉ぢ籠り、其臣民に謁見すること頗る稀となれり。オットマン帝國は勤勉なれど誤れる帝王の個人的政府の下に服従せり。

アブダル・ハミドは凡ての回々教徒の宗教的首長として行動することを欲せしが如し。彼は聖き人々の社會を求め、メッカより來る順禮者の説教を勵ませり。彼は土耳其皇帝の指揮の下に凡ての信者を統一する聲として、回々教徒民族間に存する統一の觀念に就て考へつゝありと想像せられたり。彼は一八七六年の改革を唱道せる歐羅巴諸制度の代表者を免黜し、アブダル・アシスの虐殺者としてミドハト・パシャを罰せり。少壯土耳其黨は外國に遁れ、アブダル・ハミドを免黜する爲めに歐羅巴に勢力を占めんとする革命的反對黨となれり。

然りと雖、アブダル・ハミドは官吏選舉權を英吉利に託せり、而して改革は失敗したりと雖、亞細亞諸州に可成の行政部を設立することを得たり。彼は兵役を基督教徒に推し及ぼして以て軍隊を再設せんとする二三の普魯西將軍と(一八八八年)正確なる豫算案を立案せんとしたる獨逸の財政家とを(一八八八年)引き來れり。クリートに於ける久しき動亂とアルバニアに於ける無數の運動の外(一八八八年、一八八七年)殆ど平和は土耳

古帝國に克復せられたり。此靜穩時代はアルメニア人、グレゴリアの基督教徒、勵精にして平和を愛する山國の人々の便宜となれり。是等の人々は商人、勞働者、及び眞の勞働の必要なる事業に屬する官吏の顯著なる配列を小亞細亞及びコンスタンチノープルの上に形れり。

一八九〇年の頃、アブダル・ハミドは其政策を變せしが如し。彼は獨逸及び英吉利の勢力を棄て、露西亞及び佛蘭西に即けり。アルメニアに對する彼の政策は之と同時に一變したり。斯くてアルメニア人に反する暴徒はコンスタンチノープルに起り(一八九〇年)。アルメニア人とグロド人との争鬪は小亞細亞に起れり。而して後者は回教徒なる官憲に依つて激勵せられしなり(一八九三年)。亞米利加小國民黨は革命的委員等に依つて指導せられ、一部は露西亞のアルメニア人より成立せられて形成せられたり。亞米利加國民黨は分裂を要求せるにあらずして、唯アルメニア人に對する自治政と保護を保存せらるべきことを要求したるなり。眞なるにせよ、僞なるにせよ、凡ての革命家の責罰(一八九三年)、及び同々教徒なる官憲に依つて指導せられ、軍人及び備はれし暗殺者の遂行せし虐殺(一八九四年乃至九五年)、これ政府の答なりき。

遂に歐羅巴の注意を喚起する爲めに一團のアルメニアの革命者はオットマン銀行を不意に襲へり。政府は直ちにコンスタンチノープルに於ける凡てのアルメニア人を虐殺すべきことを命せり(一八九六年八月)。政府に媚びし新聞紙の沈黙せしに拘らず、報知は四方に喧傳し、歐羅巴領事の報道は、歐羅巴をして土耳其皇帝に對する憤怒を惹起せしめ、列強をして改革及び保證を要求することに於て一致するの止むなきに至らしめたり。

第二十一章 巴爾幹半島の基督教諸國民

オットマン帝國領内基督教諸國民の
一八一四年に於ける状態

土耳其帝國の歐羅巴に在る半部は、其普通名詞のなき所より通例歐羅巴土耳其又は巴爾幹半島と呼ぶるゝものなるが、其住民は中世以後常に言語服裝國民感情を著しく異にせる數多の民族の混合より成れるものなりき。實際彼等は遠き昔に各別に組織せられたる各別の數國民たりしなり。十五世紀に於て土耳其人は之を征服して一齊に掩包したりしが、其内情をば舊の儘に留め置きたり。土耳其人が植民し居たる地は唯コンスタンチノーブル附近のルーメリア地方ありしのみ。

土耳其人の侵入前、巴爾幹半島には、ジプシー人及び猶太人を別として、五種の國民ありて、彼等は互に人種を異にし、少くも言語を異にせり。即ち西北部にはセルヴィア人あり、西部にはアルバニア人あり、南部と島嶼と沿岸とにはエレネ人即ち希臘人あり。北部巴爾幹半島の兩端にはブルガリア人あり。ダウノー河の北方にはルーマ

ニア人ありたるなり。

アルバニア人は山地住民なるが、其服裝習俗は勿論其固有言語シキベターをまで舊のまゝ保存し居たれども、大部はマホメット教信徒となり、従つて土耳其帝國の一部を化し居れり。彼等の中より出で、帝國の諸官職特に軍人及び軍族に就きたるものも少からざりき。セルヴィア人の一部もマホメット教に改宗し、ボスニアにてマホメット教的貴族政治を立てたるものあり、之もスラヴ語と固有の服裝とをば舊のまゝ保存したれど、既に基督教を信する自己と同國民の多數には没交渉となれり。是等の基督教を信する諸國民は宗教以外他に共通せし所なし。如何となればセルヴィア人とガリア人とは共にスラヴ人種なれども、互に言語服裝を異にしたればなり。而してボスニア人のみは天主教徒なるが、歐羅巴土耳其の基督教徒は皆正教會員にしてコンスタンチノーブルの希臘教會に屬せり。其教職には妻帯の僧と獨身を立誓せる僧とあり、妻帯僧は教育低く貧乏にして一定の収入なし。主教は獨身僧の中より選ばれ、教職等の首長たるのみならず、又一般社會の首長たり。正教會の習慣に由りて、宗教は主に勤行儀式、斷食、巡拜を事とせり。僧侶は説教し若くは宗教的教

育を施すこと稀なりしを以て、平信徒の知的生活の上に彼等の及ぼす感化としては殆どなしと言ふべきなりき。

此等の基督教諸國民は夫れく、或る地方に緊密なる集團を造り、集團のある所は次第に一の基督教州の中心をなさんとする有様なりしも、之と共に各國民中の幾部分は、其中心地以外に住せるものもありしかば、二種の錯綜を見るに至れり。

(一) 各國民族領域の境界をなせる地方と、國民的中心地の中間に介在せる地方とにある住民は諸國民の混合せるものにして小なる國民的集合を造れり。此に於て諸國民は此等所有主の定まらざる地方を占領せんとして、互に衝突するに至れり。此異國民の錯綜は特にマセドニア地方にて甚だしく、同地方にては重にスラヴ人(ブルガリア人又はセルヴニア人)たる住民の中に、アルバニア人分け入りて植民し來り、ワラキア牧民の諸群も入り來りたり。海岸地及び諸都市も素と全く希臘人若くは希臘化したる人民の住したる所なりしに、又異人種混入の最も激しき所とはなりたり。セルヴニア人、ブルガリア人、希臘人間の境界は、實に確定せられざるのみならず、今は楚に付き、明は秦に附くといふ風に浮

漂極りなかりしなり。この境界線は人口の變化と共に變化し、人口の變化は出生比率の高き國にては極めて迅速なるものなり。而して他の理由は人民が着着希臘化せらるゝ故にあり。希臘人は其接する外國人を化して希臘人となし了る點に於て昔ながらの能力を有し居たればなり。

(二) 此等諸國民の凡てのものは其領域外に出づるに當りてや、隣邦の諸大帝國の臣民なれども、而も其本國の宗教言語を保有し、驕氣ながら一個の國民なりとの感情を抱きたり。是を以て全國民を統一せんとする願望は、其近隣の大國家と衝突するの原因となりき。近隣の大國は其の臣民を奪はんとする如何なる計畫にも反對せしこと勿論なればなり。諸國民の國外居住の事を言へば、ルーマニア人にしてトランシルヴァニアの中に在るもあり。ウンガリア王國中に在るもあり。埃太利のプロフィナに在るもあり。露西亞帝國のベッサラビアに在るもあり。セルヴニア人にして、ウンガリアに在るもあり。アルバニアに在るもあり。ヘルツェゴヴィナに在るもあり。希臘人にして亞細亞の島嶼及び海岸に在るもありしなり。

一八一四年、此等の基督教諸國民は凡て土耳其帝の臣下なりしも、同じ世紀の中に遂に獨立したり。東方問題は露西亞人の征服に由つても、オットマン帝國の改革に由つても決定せられしにあらず。唯基督教諸國民が分離して、自ら歐羅巴風の國家を組織したるに由れり。

此分裂は徐々に行はれ、希臘以外の基督教諸國は一八七八年までは名義上依然オットマン帝國の一部にして最後に組織せられ、ブルガリアは今尙斯かる状態の中にあれど、其歴史を知らんとせば、其名義の如何に頓着することなく、各別に之を研究し、夫れ々、其政治生活の初めより之を見るを良とす。

ルーマニア

一八五六年に至るまでのモルダヴィア及びワラキア兩地方の状態

土耳其皇

帝に臣従せし基督教諸國民中にて、土耳其人統治の爲めに變化を受けしことの最も少きものをルーマニア人とす。ダニューブ河とカルパテア山脈との間の一帯の平原ワラキアとカルパテア山脈と黒海との間に互れる平原モルダヴィアとは土耳其

帝に對して單に貢賦を納めしに過ぎず。如何に勝ち誇れるマホメット教徒も未だ曾つて此基督教民を壓倒せんが爲めに入り來りしものあらず。此兩地方は其社會的、政治的組織や、ポイヤ」と稱する地主及び貴族より成れる基督教貴族政治や、此貴族政治に由つて選舉せられし、ホスポダル」と稱する君主や、其正教會僧侶や、凡てのものを舊の儘に保存したり。

然るに十八世紀に於て土耳其政府は、ルーマニアの、ホスポダル等が露西亞帝と通ずることを疑ひ、同國人と縁故なき基督教徒を、ホスポダル」として遣はすの慣例を採用せり。之には通例コンスタンチノーブルの希臘人區たるファナーより希臘人にして十分此職を買ふの資力ある者を選びて充つることとし、其任期をば極めて短くしたり。一七一六年より一八二一年に至るまでの間に、ワラキアにては、ホスポダル三十七人交迭し、モルダヴィアにては三十三人交迭したり。一七七四年以後、露西亞皇帝が基督教徒の保護者として立ちしより、土耳其帝をして貢賦の額を定めしめ、且つ、ホスポダルを七年間づゝ任命する事を約せしめたり。露土の間に戦争ある毎に、露西亞人は眞先に此地方を占領し、假政廳を組織し、撤兵と共に假政廳を廢す

るを常としたり。一八一二年、露西亞はモルダヴィアの一部ベッサラビアをダウノー河左岸に至るまで占領せしが、一八三四年の撤去の際、露西亞はルーマニアに屬するに自らホスポダル(君主)を選ぶべきを以てしたり。又露西亞官憲の指揮の下に貴族及び監督等の集會に依つて造られたる一八三一年の憲法を完全にせり。兩地方とも政治生活は尙甚だ幼稚なりき。市としては、ホスポダルの住する二地、即ちモルダヴィアのヤッシーと、ワラキアのブカレストと、ダウノー河岸及びブルート河岸の諸貿易港とのみ。住民は殆ど皆農にして各、大平原に定住し、森林にて蔽はれたる山地は實際人煙絶えたる様なりき。土地は四百ヘクタール乃至八千ヘクタール(即ち一千エーカー)乃至二萬エーカーの大封地に分たれ、貴族之が所有主たり。而も貴族にして、其封地に住む者は至つて稀に、殆ど皆之を監督者の手に委ねたり。特にワラキアの方は此狀勢最も甚しかりき。されば農といふも實は唯小作人にして、君主が保有せる封地の一部に勞作を加ふれば君主は之が報酬として僅少の地面を與ふるを以て、彼等は父祖代々之を耕作し居りしなり。此勞力は一八三一年、官定にて十二日と定められしが、實際は屢三倍にせられたり。農民は村落に群集したる哀むべき

小舎に住し、殆ど何等の什器なし。これ斯くの如き平原地に在りて、絶えず露西亞軍若くは土耳其軍の通過に會ひ、其掠奪に由つて何物をも餘さざるが故なり。公生活は凡て首都に集中し、貴族等は首都にて、ホスポダルの邸舎に群集し、争うて己が收入を費消せり。ブカレストは其頃既に人口十萬に上り、多くの宮殿、劇場、新聞紙、車馬を有し、實にスラヴ及び東洋の砂漠の中に立てられし佛蘭西文明てふ綠島なりき。元來ルーマニア人は羅馬系の言語の國民にして、佛蘭西化せられ、其貴族は佛蘭西語を學得し、巴里の奢侈と文學とを輸入したればなり。政治問題にて興味を起せしものは、重に「ボーヤー」等が、ホスポダルに對する不平なり。「ボーヤー」等は屢、ホスポダルを壓制政治なりとて非難したり。此地方を俄然呼び醒まして政治的生活に入らしめたるは、一八四八年の佛蘭西革命なりき。ルーマニア貴族等は、佛蘭西に敬服せるものから、巴里の模範に倣へり。モルダヴィアの貴族等は、其、ホスポダルなるスツルツァに向つて一の憲法を與へられんことを要求するや、スツルツァ、彼等に答ふるに國外に退去すべきを以てせり。而して彼等はスツルツァ暗殺の計畫を試みたり。ワラキアにては、不逞の徒、ブカレストの人

民を後援として、ホスポダルなるビベスコを強迫して憲法に調印せしめ、ビベスコの國を逃走するに及んで、彼等は假政府を建てし、露西亞皇帝は其所謂被保護者たる、ホスポダル等を助け、革命を鎮壓せん爲めに干涉したり。露西亞軍は七月モルダヴィアを占領し、次でワラキアを占領せり。ワラキアにても土耳其軍は之より先き、既にブカレストを略取したりしなり。露帝と土帝とは一八四九年五月、バルタリマン條約を結びて、兩、ホスポダルを罷免し、七年間の任期を定めたる後任者を以て之に代へ、一八三一年の憲法を再興し、之を改訂することをも約束せしが、露土戦争は全く此協商を顛覆し去れり。一八五四年、露西亞軍隊此地方より撤退するや、埃太利は之を占領して一八五六年の平和締結に至るまで及べり。

ルーマニア州の組織(一八五六年至一八六六年)

ルーマニア州は歐洲諸國政府の造りしものなりき。巴里會議は露西亞をして、ルーマニア人の保護權を獨占せざらしめん爲めに、諸強國が合同して兩地方(モルダヴィア及ワラキア)を保護することゝしたり。土耳其帝は兩地方の内國行政の獨立を許すべきを約し、一八二九年既に兩地方の城塞と守備兵とを棄てたるが故に、土耳其皇帝の主權は實際上大に減縮して、唯貢賦を徴するこ

とと兩地方の外國と獨立して關係することを禁ずるのみとなれり。列國は露西亞をダウノー河に南下せざらしめん爲めに、ベッサラビアの一部を回取して、之をモルダヴィアの有に復し、兩國を組織する爲めに歐羅巴諸國委員任命せられ、之が補助として、ドイツと稱する二會議員は住民等より選出せられたり。

結局如何なる組織を立てんかと云ふ點に關して兩黨派現はれ來れり。ナポレオン第三世はルーマニア國民を統一して一國とせんことを欲し、ルーマニア人の多數も之を希望せしが、他方に土耳其及び埃太利の兩政府は、兩地方を分離したるまゝにせん事を願ひ、モルダヴィアの一部も兩地方合同せば、ブカレスト市が至上權を握らんことを恐れて此案に賛成せり。土耳其帝の任命せし假總督は計を廻らしてモルダヴィアより其非合同派を選出せしめんことを勉めし、佛蘭西の干涉に由つて土耳其帝をして強ひて選舉を無効とせしめ、合同派の當選を見るに至れり。一八五七年十月、モルダヴィアとワラキアの兩議會は外國人なる王を戴き、ルーマニアてふ一州に合同せんことを乞へり。土耳其帝は之を拒絶して、議會に解散を命せしが、ナポレオンはルーマニア人を助け、遂に巴里會議に於て妥協案成立したり。即ち兩

地方は舊のまゝ、兩政府を有し、各別に、ホスボダーを選擧し、各別に代議院を有することゝなれり。されど一八五八年兩國はモルダヴィア及びワラキア合衆州となり、兩州共通の政治を料理する兩國共通の委員十六人と、兩國共通の裁判所を立つるに至りぬ。

一の政略に依りて完全なる合同は成立したり。兩地方議院は一八五九年、合意の上クイザと云ふモルダヴィアの、ポイアーを共通の、ホスボダーに選び、クイザはアレキサンデル第一世の尊號を有して、ルーマニアの君主と稱せられたり。土耳其帝も一八六一年終にこの尊號を終身の尊號とすることを認可せしかば、クイザは乃ち宣言して、ルーマニア國民建てられたりと言へり。兩個の内閣は退いて一内閣成り立ち、兩個の議院は一八六二年ブカレストにて合併して一個の國民會議となれり。爾來ルーマニア州は政府あり首都あるなり。

合同成立に次で直ちに政治上の動搖と、主權者對議會の永久の衝突とは起れり。立憲政體は既に名義上には成立したれども、實際の運用には至らず。主權者は專制的に統治し、規律ある豫算案もなく、私情を以て連に大臣を更迭したり。七年間に内閣

の更ること實に二十回。議會は投票を以て憲法制度要求の議を建て、次で内閣が議會の財政上の權利を承認するまで、豫算案には投票するを拒否したり。君主は議會を閉鎖して自ら任命して大元帥となりぬ。(一八六三年)次期の議會は内閣に對する不信任案を通過し、豫算案を討議するを拒みしかば、君主はナポレオン第三世に倣ひて「グイデター」を行ひ、議會の解散を布告し、議院を占領し、出版法を停止し、普通選舉制と元老院と議院とを立つるといふ法制を發布し、一般人民の投票に由り、一千三百七の否に對する六十二萬の可を得、之を以てこの法制を確定し、尙免職を以て脅して官吏を強迫し、以て此新政體を賛せしめ、次で一八六四年には、謀反の名を以て立憲黨の首領等を捕縛したり。其後と雖、凡て強硬なる政策を取り、豫算案を布告し、其官吏候補者を選擧し、立法部の權限を減縮して單に立法部の決定せる所を法律に立つるのみに止まらしめたり。一八六五年には自ら世襲の君主たることを宣言せしも、子女なかりければ其後任者を任命したり。議會は此衝突に於て代表せられたるも、固より國民全體を代表せるにあらず。唯ルーマニア貴族のみにして、即ち國民中の政治生活に參與するに足る教育ある分子のみなりき。國民の大多數は何等の

活動をもなさざりき。アレキサンデルは又ナポレオン三世に倣うて自ら民主政治の主権者たらんとせり。巴里會議はルーマニア人に委するに、ルーマニア人間の凡ての階級に屬する特權を廢止すべきことを以てし、直ちに進んで農民の狀態を改善する方針にて地主及び小作人間の關係を規定する法律を改正せんことを以てせり。議會は此改革に同意する能はず、君主は一八六四年八月、其幾分を實行せり。農民は其小作地として所有したる土地を受けて自己の所有地とし、且つ損料の代りとして大地主の爲めに存せる義務的勞働より脱却することを得たり。政府は自ら之が實行の任に當り、地主の所有地を取り上げし、少くも其土地の三分の一を地主に残し、又賠償金を支拂へり。土地は農民の耕作、用家畜の數に比例して分配せられ、農民は之が爲めに十五年間以上の年賦を以て之を償却せざるべからず、斯くて四十萬戸は地主となりたり。

アレキサンデルはブカレスト市の人民より甚しく憎まれしかば、ルーマニア貴族等は之を利用して、計略を以て彼を國より除かんとし、徒黨の者ども一夜其寢室に闖入し、強ひて王位を剝奪し、假政府を建設し、此假政府は新に君主を選ぶ爲めに議

院を召集せり。ルーマニア人は一大家族等が同一階級の一家族に服従すること能はざる如く、ルーマニアは到底ルーマニア人の君主に由つて能く統治せらるべからざるを確信したるが故に、外國人たる君主を招く事に同意し、議院は先づ白耳義王族の一人を選びし、同公子は之に應せず、獨逸ホーヘンツォレルン家の天主教に屬せる一枝族の公子、一八六六年に選ばれてルーマニアのカール一世となれり。

立憲王國 カール公の即位と共に政治生活は始めて規律正しくなれり。一八六六年の憲法にて、ルーマニアには白耳義に於けるが如き自由制度(裁判上の豫審、國民守備軍、出版、及び集會の自由)、立憲國政府の機關、王の選任する責任内閣、兩院より成る議會等立てられたり。而して兩院は普魯西の階級制と同じ制度に由つて、數群に別たれし諸級の投票人より選出せられたり。元老院は議員百二十人にして、内百十人は地主の中より出で、二級の土地を所有する選舉人之を選び、代議院は議員百七十八人ありて、殆ど全民普通選舉に由りて選ばれるれど、不平等の投票に依るなり。即ち四級の投票者の中、第四級選舉人の中には、凡ての納稅者をも含めず、國家組織は佛蘭西の郡縣制度に則り、縣知事及び副知事地方行政に當り、集中政務、會計檢

査院、佛蘭西に倣へる法典を有せり。

轉て從來の諸黨派の權力爭奪は起れり。諸黨派の相異の要點は對外政策及び社會政策に在りき。白黨即ち保守黨は大地主より成り、ポイヤードと稱せられたるが、これ即ち外國出身の君主を戴くことに反對し、改革を喜ばざりし露西亞黨なりき。赤黨即ち自由黨は中等社會を以て政府を造らむことを要求し、且つ獨逸及び奧太利と同盟せんことを欲せり。自由黨首領ジョン・ブラチアノはルーマニアのピスマーグの名を博したり。兩黨の中間に個人的の競争の結果として他の一黨生じ、青年正義黨と稱し、主にブラチアノの行政に反對したり。他にも自由黨より分離せし一派あり。ブラチアノの兄弟の一人之を率ゐしが、此外に又ロセチの率ゐし一派は自由黨より分離して一般選舉を賛成し居たり。議會生活は是等諸派の對争及び離合に由つて頗る活氣を帯び、且つ複雑の趣を呈したり。

カール一世はルーマニア國主となる前には普魯西軍隊に在つて將校たり。常に軍事及び外交に執掌し居たりし人なりしかば、終始緊密に議會の政策を觀察して統治を行ひ、其内閣員等は議院に於ける多數に援けられ居たり。されどルーマニアに

ては、國王が多くの場合に自己の欲する政黨を以て内閣を造り得る程選舉の上内閣が力を有せしは明かなり。カール一世は自然獨逸同盟を喜びし自由黨の方に頼りしかば、ブラチアノの率ゆる自由黨と事を共にするに至り、他派の聯合反對が非常に優勢となる時の外は、自由黨を内閣に在らしむるを常としたり。

一大難問題は財政組織の事なりき。國家は既に大負債を有し、殆ど一億六千萬弗に上り、負債を仕拂はざること二十年に及べり。國有地は賣られ、煙草專賣制は立てられ、兌換券制度は改革せられて十位算制度に由つて定められ、ブラチアノは鐵道及び學校建設を以て國家の財源の開拓を計るの政綱を立てたり。されど自由黨は尙勢力充分ならずして、其權力を維持し難く、ルーマニア人の佛蘭西に對する同情の盛なる爲め佛蘭西と普魯西との間が圓滑ならざる間は、ホーヘンツォルン家出の君主の地位は頗る困難なるものなりき。轉て保守黨は議院にて多數を制するに至りしかば、カール一世は自己の人望なきを知り、保守黨に附きしが、而も一八六八年まで時々ブラチアノを舊の地位に復せんと勉めたり。ルーマニアは斯くて烈しき争鬭を通過し、其間に暴發も時々起りしが、一八七〇年、議院は公然佛蘭西と提携

することを發表し、カールは王位を棄てんことを告げ、一八七一年三月、獨逸の戰勝を祝する爲めの演説はブカレストに騷擾を起せり。遂に解散せられたるが爲め、帝と協力して政治を行はんとしたるカタルギの率ゆる妥協的保守黨を保護せんと欲したる議院は安全にせられたり。秩序は此に於て回復せられ、カタルギ内閣は一八七六年まで在任し、議院は初めて其期間續くを得たり。カール一世は普魯西式の軍隊を設くる事に努力し、三年義務服従制を立つるを得しが、豫算は全適齡者の召集を許さざりしかば、之を二種に別ち、三年間の現役軍を豫備軍とし、豫備軍をばドロバンツェと稱へ、一定の時期間實習勤務の爲め召集することゝせり。斯くて殆ど戰時に於ける十五萬の陸軍は成り、之には獨逸より輸入せし近世式大砲をも備へぬ。此ルーマニア陸軍こそ土耳其との戰爭に於て、最も著しき効力を顯はしたるものなりき。

カール一世の地位は堅固を加へたり。土耳其帝國の危機に臨むに至るや、カール一世は既に自ら一の國民政策を遂行するに足る力の具はれることを見、其計としてルーマニアを土耳其主權より脱せしめんとせり。これ土耳其主權は猶ルーマニア

に臨み、且つ有害なりければなり。土耳其政府は此國家をルーマニアと呼ぶを欲せず、土耳其に於けるルーマニアの外交上の代理者を承認することを欲せず、又其等外交上の代理者をしてルーマニア國人の事件を處理裁定せしむることを肯んせざりき。カール一世は此に及びて驟然として保守黨より逸脱し、一時混合内閣を作らんと勉めたる後、一八七六年、ブラチアノを首とせる自由黨内閣を作れり。此内閣は一八八一年中暫らく中絶せしも、屢再設せられて、一八八八年に至るまで繼續したり。

ルーマニアは露西亞と勢力を合はせて土耳其帝と戰爭を始め、露西亞はルーマニアに約するに領土の保全を以てせり。されど平和成立の時、露西亞はルーマニアのベッサラビアを取得せり。これ其領土をダウノイ河左岸に達せしむる必要の爲めに、出でたるなり。而して露西亞は之に代つて土耳其帝をしてダブルドシヤをルーマニアに分與せしめたり。ダブルドシヤは土地肥沃なれど衛生に害ある所なり。ルーマニアは伯林會議に訴へしも、贏ち得たる所は唯少許の報償を増加せられしことのみ。されど此戰はルーマニアを一個の獨立主權國たらしめたり。其獨立は之より先既

に一八七七年に於てルーマニア議院の宣言せし所なりしが、此に及びて公然土耳其帝及び伯林會議の承認する所となれり。されど其條件として宗教の異同に關せずして法律上の平等權利を與ふべきことありき。これモルダヴィアの猶太人の事を指せしものにて、同猶太人は殆ど三十萬人を數へ、其れまでは政治上の權利を有するを得ざりしなり。カール公は一八八一年改めて王の尊號を以て呼ばるゝに至れり。

さは言へ、ルーマニア王國は尙容易に全ルーマン人種を包容する状態に達する能はざりき。ワラキアの牧羊民や、ブルガリア、セルヴィア、マケドニア、一面に散布せしルーマン人等は言はずもがな、此外ベッサラビアには五十萬、ウングリアとトランシヴァニアには二百五十萬、ブコヴィナルには二十萬のルーマン人在り。此を以て一團體は結ばれて此等の未だ救はれざるルーマニアを救はんと企て、國外のルーマン人と交通を始め、種々手を盡して示威運動をなせしかば、ウングリア政府は公然之に抗議を提出したり。

一方に於ては露西亞正教派の運動が、キエフの露西亞神學校にて教育せられたる

僧侶等に依つて僧侶間に行はれたり。農民等の間には地方教會の神父や露西亞の愛國的徽章を有する行商人等に依つて此運動は行はれたり。斯くてルーマニア教會は、平信徒なる官吏の指揮の下に、主教等の會議に由つて統治せられ、全然コンスタンチノーブルの希臘教會教長より獨立せる旨を宣言せり。此宣言は正教徒をして動搖せしむるに至りしが、これ實は王が天主教會信者なるが爲めに王に反抗したるなり。此不平を鎮めんとして、王は其甥にして王嗣たるフルヂナンド公をルーマニアに招けり。公は自己は終まで天主教信者として已みしも、其子をば一八九三年、正教會の信仰に従つて洗禮を受けしめたり。

自由黨内閣は鐵道を布き、學校を建て、又ブカレストを一大堅城となさんとする王の軍事計畫に賛成して着々其歩を進め行けり。内閣は土地均分の改革を計畫し、一八八四年憲法を改正し、國民守備軍を廢し、選舉權を一層民主的として三千法選舉人の特殊階級を抑壓したり。一の小社會黨も起り、其中心をブカレストに置き、農民にして土地を受領すべきことを期して受領すること能はざりし者を後援にせんとしたるものなりき。

自由黨は内には其首領等の分裂に由つて力を弱くし、外には佛蘭西と露西亞の意志疏通の新に成り立ちたる爲め起れる動搖に由りて顛覆せられたり。保守黨は自由黨を攻撃して、ルーマニア陸軍を以て普魯西陸軍の一部としたる者なりと言ひ、又佛蘭西の敵と同盟したりといひ、議院にては保守黨多數を得て、一八八九年にはブラチアノ内閣弾劾の投票さへ行へり。

王は自由黨の分離者と青年保守黨との聯立内閣を設立したる後、一八八九年、自由保守聯合黨の殘餘の一部を加へて再び保守黨内閣を造れり。此内閣は一八九五年まで續きしが、其年自由黨は、ブラチアノ死せしも多數を得て再び内閣を造れり(一八九五年、スツルツァ内閣、九、六年、オリリアン内閣)。

ルーマニアの工業は次第に進歩せり。國債は増加せしも、こは國有鐵道布設の爲めに外ならず、斯くて、政府の信用は加はり、公債は騰貴したり。

希 臘

一八二〇年前の希臘國民

希臘は土耳其人の爲めに征服せられ、マホメット教

信者たる總督の管下に置かれ、マホメット教徒たる守備兵に由つて守護せられ、毫も國民的組織に當るものなかりき。元來希臘人は中世以來一個の國民を成さざりしなり。希臘教會は凡ての正教會と共通にして、門外者は希臘人とスラヴ人との區別を立て難きほどなりき。されど希臘語は古代希臘の記憶と相結びて、エレネ國民てふ思想を存續せしむるに餘りありき。而して希臘語を國語とせる基督信徒は、必ずしもエレネ人の子孫のみに限らず、エレネ化せられたるアルバニア人や、スラヴ人もありしが、此等もかの顯著なる希臘民族に屬する者なりと自覺し、之に屬する光榮をも自覺したり。

エレネ國民の復興は十八世紀の終に於て著しくなりぬ。其臣下の基督信徒に好意を有したる土耳其皇帝セリムの下にありて、希臘人は人口に於ても、富に於ても、文明に於ても、益々發達し、殊にセッサリに於て絹及び木綿の製造所を立てたり。又歐羅巴諸國の戰爭を利用し、中立を取れる土耳其國旗の下に、海岸商業を興したり。又オデッサより輸出する露西亞穀物の全體を殆ど彼等の一手にて取扱ひ、レヴァントに於ける歐洲商業も亦大部分彼等の經營に係りたり。彼等は航海者に適し、且つ勇氣あ

りしかば、少額の費用を以て敏速なる航海をなしぬ。これ船主の親族が船員となりて利益をば分配することゝなり居れるが故なり。一八一六年に此等の商人は船六百艘、船員一萬七千人を有し居たりしと云ふ。地中海の主要港には大抵彼等の立てたる希臘商人の植民地あり(マルセイユ、レグヅ、サント、ピエール、オデグヅ、サント)。倫敦及びリバプールにさへ植民地を造れり。

文明諸國と接觸せし爲め、希臘人の文明は進歩し、其商人等は新興の貿易に由つて富を得たるものから、希臘少年の教育の爲め、ブカレスト、ゴルフ、及びコンスタンチノーブルに學校を起し、長き間外國方言を帶ぶる語を用ひたるが爲めに、希臘語は卑くなりしも、此時初めて當初の純潔を復せんとするに至り、コライの盡力に由つて俗語と古典希臘語との實用上の和合も成り立つを得たり。

希臘人は教育に由りて、其國民性を意識するに至れり。佛蘭西革命は希臘人を覺醒したり。後ヴェネシア共和政の破壊するや、イオニア群島内に於て土耳其帝の統治より全く獨立せる一のエレネ人の中心を起し、佛蘭西は之を認めて七島共和政府となせしが、英國之を略取せし後、英國總督の下に置き、特殊の行政に由つて之を統治

することゝなれり(一八一五年)。

希臘人は土耳其帝國全面に散布し、海岸及び諸大市に在りしも、歐羅巴土耳其の南部にありし密集せる希臘はモレア、ロマイエ(中央希臘)、セッサリー、及び諸島嶼を占領したり。其中にはアルバニア人及びストラヴ人の基督教徒もありて、迅速に希臘化せられつゝありたり。此等の地方には、エレネ人の集團ありて、國民的獨立の思想を抱き、之を實現するに足る力を有せり。

マホメット教徒の少きモレアに於ては、基督教徒の諸團體は、何れも各團體の中の著名なる人の統治する所なりき。其地方全體の爲めには、其各團體の代員より選ばれたる、司長等の會議ありて、毎年トリポリツアにて土耳其のバシヤと會合せり。マイナ即ち古代のテコニアにては山地住民、マイナ人、昔の如く鎧を着け、其首領等は堅固なる城砦に住み、互に小競合をなし居たり。

中央希臘及びエピルスの山地中にては、基督信徒とエレネ人とアルバニア人とは一の不規則なる軍隊、バリカールを作り、其軍隊は國民的服裝を保存し、又國民的首領、アルマトレスを昔の儘に戴けり。されど土耳其の治下に入りてより此基督教徒

の首領等に信用を置かず、アルバニア人のマホメット教徒を煽動して之に反対せしめしかば、バリカールは山中に退きて、クレフト即ち匪徒となれり。此等は土耳其の權威に服するを肯んせざりし者にて、エレネ人中の國民的勇士なりしなり。彼等は常に小部隊をなして戦ひ、通例銃を携へ、之を岩陰より發射したり。其頃は海上の業に従ふ者は唯諸島の住民のみなりしが、諸島にては希臘人は自治を許され、唯土耳其へ租税を納めたり。海上の業に従ふ人民はアルゴリア灣内の裸出不毛なる三個の小島、海業島と稱する所に殆ど集中したり。其最大なるはヒドラにして、同島の人民は服装のみは希臘風なりしも、尙アルバニア人にして、アルバニア語を用ひ、其人口は四萬にして、高き斷崖の蔭に建てし三千の家屋の中に群集し居たり。其社會組織は貴族政にして、地主なる司長等のみ投票權を有し、是等のものが十二人のデモグロンテス即ち長老を選び、此等長老等が島内を統治したり。スベヂアは半ば希臘化せるアルバニア人の住める所なりしが、こは人口も富も稍劣り、政治もヒドラほど貴族政ならず、司長の數も少く、貴族の數も其勢力も又少かりき。最小の島プサラは全く希臘風にして、又民主的なりき。此等三島は皆小共和國の如き狀を呈し、土耳其

古海軍の高官へ贈物をなす條件として此狀を保ち居たり。

其商船は大砲を備へて、バーバリア海賊に備へ、船員は半ば軍人たり。故に頼むに足るべき一海軍を造り居たるなり。一般の平和の爲めに、土耳其國旗に附き居たる特權失はれしかば、以上の三島の航海者等は商業には不活潑となり、好んで冒險に身を投ずるに至れり。

希臘王國の組織

(一八二〇年)一八二〇年には希臘には武器を備へ、戦闘準備

成れる戰士ありたり。モレア山地人民とバリカール軍隊と海業島の人民等即ち是なり。機會は終に到れり。マホメット信者の總督、ヤニナの「バシ」アリが謀叛したること、は彼等に一揆の手本を示したるものにて、希臘人はエピラスにて、モレアにて、諸島にて、同時に蜂起謀反せり。

モレアにては此蜂起を壓服する爲め、トリポリツァニ遣はされたり。司長等却つて自ら考慮して叛徒に合し、マイナ人等は山より下り、パトラスの大主教は其信徒に説いて、武器を執らしめ、斯くて三週間にマホメット教徒は凡ての物を失ひ、唯首都トリポリツァを餘せしのみなりしが、基督教徒の一揆等は「クレフト」コロクトニに

率わられ、同市を包圍してマホメット教徒を殺戮せり(一八三二)。此戦争は初めより人種宗教の戦争なりき。天下分目の戦争なりき。兩軍とも俘虜は勿論、婦女小兒に至るまで殺戮せり。戦争は長期に亘り、其区域も廣く、悲劇的の物語に充ち、詩人等之を歌ひて、全歐羅巴に有名となれり。此時代は全歐羅巴諸國に於て強壓政策行はれ居りし時代なりしを以て、内國の事を記するを禁せられたりし各國の新聞紙は争うて希臘勇士等の美談を滿載したり。

希臘の獨立せしは實際此一揆の力に依りしにはあらず、歐洲の基督教諸強國の力に依れり。一揆は少數にして土耳其帝國の全勢力に抵抗し得べくもあらざりしなり。然れども一揆の抵抗ありし爲め歐洲の輿論は諸政府をして之に干渉せざるべからざるに至らしめたり。されど獨立するには實に六年を経過したるなり。

一揆は屢、大殺戮に遭ひて、エピルス、セッサリー、クレテには殆ど跡を絶ち(一八三二)、モセアと諸島と中央希臘との三地方に集中せり。これ後に希臘王國をなせし地方なり。希臘は一八二一年より二五年まで四年間固く執つて撓まず、一八二三年モレアにて土耳其陸軍を撃ち退け、二四年には土耳其海軍を撃破したり。彼等の戦闘法は、小

戦を以て敵を惱ます事にして、陸上には伏兵、海上には燒打船を用ひたり。

希臘人は初めデメトリウス、イブシランチといふ青年貴族を首領に戴きたり。イブシランチは其従者と共に援助に來りし者にて、其黒色旗には不死鳥の記號を描けり。彼は、大參謀と稱せられぬ。國民議會はエビダウラス附近の森林中に會して希臘の獨立を宣言し、名家より成れる三政廳を組織せり。此政廳中二は中央希臘の爲め、其一はモレアの爲めに立ち、此上に全體を統一する共同中心政府立てられたり。然れども希臘人は外來者に服従することを好まざりければ、直ちにイブシランチの従者等及び其不死鳥より脱走したり。次で二黨に分れ一方にはモレアの司長等と海業島民と相結びて歐洲文明を喜び、常に黒地の上衣を着け、眼鏡を掛け居たるマウロコルタトに率わられ、他方にはモレアの戰士等、クレフト人なるコロコトロニに率わられて立ち、初めの内は、クレフト人等立法議會を驅逐して兩黨各別に政府を立て、次で互に相戦ひしが、文明黨は終に勝利を占めたり、其後に彼等は又司長黨と海業黨とに分れ、又互に戦へり(一八三二)。

遂に一八二五年に至り、二個のマホメット軍は同時に希臘に侵入せり。一は北の方陸

上よりし、ミソロンキを包圍し、一八二六年に於ける有名なる攻撃と殺戮とを行へり。一はイブラヒム之を率ゐて埃及より海を渡りて來り、南方に上陸してモレアを奪へり。此時司長黨は英國に傾き、戰士黨は露西亞に傾き、兩黨間に争闘あり、又各別に議會を開きしが、合して一議會となることを決議し、此議會に於てトロエセン憲法を作り、七年間政府の首長たるものを選ぶこととし、カポードイストリアと英國の陸軍大將及び海軍大將とを之に擧げたり。カポードイストリアはイオニア人にして露西亞の味方たる者なりき。一八二七年六月、土耳其人はアクロポリスを取り、希臘軍民は少しの砦の外に何物をも餘さず、彈藥なく、糧食なく、金錢もなくなりぬ。されば再びマホメット教徒の掌中に歸したる希臘は、歐洲列強の手に依りて救はるる事を得たり(此交渉と之に關し戰爭とに就ては、第二十五章を見よ)。

英國露西亞及び佛蘭西の諸政府は干涉する事を決定せしが、何れも唯土耳其帝を威嚇し、帝をして希臘の自治政を承認せしめんとするのみなりき。諸國の艦隊の希臘に來りしも、唯イブラヒムの軍隊を撤去せしめんが爲めなりき(一八二八年)。然るにナヴリアの戦争、諸政府の意向に反して起りし爲め、諸政府は進んで積極的に干涉を

試みるの已むなきに至れり。佛蘭西軍隊は再びモレアを土耳其人より奪ひ(一八二八年)。翌年露西亞軍隊は強制的に土耳其帝をして列強の決議に賛同せしめたり。倫敦會議は獨立希臘王國を造り、初めの計畫にては土耳其帝に納めざるべからざる資金をも結局收むるに及ばずとなせり。然れども、此會議は未だ眞の希臘國民を建設せんことを欲せず、王國の國境は定められしも希臘人の住める凡ての地方を含めるにはあらず、唯一八二五年一揆の蜂起しつゝありし地方のみを含みしなり。即ちモレア中央希臘及び歐羅巴に屬する諸島是なり。歐羅巴の一公子を以て國王となすこととなりしが、容易に其人を得ず、一八三〇年後に白耳義王となりしコーブルヒのレオポルドを招きたれども、辭して之に應せざりき。

專制政治(一八二九年乃至一八四三年)　此間カポードイストリアは壓制を以て統治し、希臘人を侮辱しつゝありき。彼曰く、汝等は匪徒にして虚言者なりと。ヒドラの人民は謀反して希臘の船を捕へて之を焚き、マイナ人中の大家マウロシカリス家は謀反したり。カポードイストリアは國家の長を獄に投せしが、自己も一八三一年十月暗殺せられぬ。カポードイストリアの兄弟は彼に繼がんとせしも、不平の徒は政府を立て、彼と

戦ひ、之を國外に走らしめたり。終はパウリア王ルイのネオトローが歐洲諸強國の何れにも關係を有せずして、而も希臘を愛する人なりしを見出し、之を戴かんとするに至れり。

此戦争と外交談判とに由りて生み出されたる希臘國は一の蕞爾たる貧乏國なりき(人口七十五萬人)希臘中の最も富裕なる地方セッサーリヤ、最も重要なる大島クレテも其内に入り居らず、希臘の取り留めし地方は、十年間繼續せる天下分目の戦争の爲めに土地は荒され、人民は剝絶せられたり。その時にも尙武器を着けたる隊伍(半輕兵)は到る所に徘徊し、財源としては絶えてなく、既に一八二四年、二五年に契約せられたる有利公債は重荷となれり。希臘國民は植民を新にし、土地を耕作地に復し、匪徒の累を去り、國境を擴張し、財政状態を改良せしむる爲めに十九世紀の全部を費せり。これ其財源に比して殆ど力に餘る計畫なりければ、之を成就するは唯徐々に一部づゝを果し行くの外なかりしなり。然るに歐羅巴の公衆は國の實狀斯くの如きをば殆ど知らざりしを以て、古代希臘の復興せんことを豫期したり。この希臘國を愛慕する熱情の暴露せらるゝや、人々はこれを侮蔑するの心を起したり。希臘

は實際進歩せしこと明かなるにも拘らず、此侮蔑を其後も雪ぎ去ること能はざりしなり。

希臘人は農夫航海者、戦闘力より成れる人民にて、民主的習慣を有せしが、而も人望ある首領の下に糾合せらるゝを常とせり。此地方は山のみの所として、途も爲ければ、市といふも殆どなく、公生活としては唯市中生活のみに限れり。此半野蠻的の人民を治むるに歐羅巴風の政府を以てせしなり。オットー王は尙丁年未滿なりしかば、其丁年まで統治すべき攝政者をパウリアより伴ひ來り、又パウリアの官吏、パウリア義勇兵の一軍隊をも伴ひ來れり。王自身は尙天主教信者にして、又一個人の獨逸人なりしかば、個人的統治の觀念及び方法を其事業となせり。斯かる内に希臘正教徒の外國天主教徒に對する惡感情と、獨逸風の制服を着けたる軍隊中に合併せられし希臘軍隊の不滿と、希臘軍隊解散せられてマイナ人叛徒と共に「クレフト」となりたる者の暴掠と、最後に希臘教會を露西亞風に則りて、五人の高僧侶と一人の平人管事より成る大會を以て組織せしに反對して起りし僧侶の激昂とは、政治生活の幕を開けり。然れども政府は首尾よく文明國の制度の幾分を取りて組織するを得、一八

三四年ナウプリアの代りにアテネを以て首府となし、一八三三年には重騎兵隊置かれ、佛蘭西に於けるが如く知事の治むる十個の「ノムス」副知事の治むる四十二個の「エパーキ」事實上政府の任命せし「デマーク」の治むる郡が劃定せられ、一八三五年には重なる希臘人より組織せられたる州會立ち、一八三七年にはアテネ大學立ち、ちて全エレネ世界の學問と愛國心との中心となり、一八四一年には國民銀行立ち、希臘王國を助け立て、其設立の爲め必要なる金錢を貸與したる者は、露、佛、英の三強國にして、負債は千二百萬弗の公債の形となり、三國の共に保證する所となり、此を以て希臘の政治は全然此等三強國に依りて立てるものなりき、而して三國は各國內に黨派を有せり、露西亞はカポードイストリアの舊黨派たるナピスト黨を助け、こは僧侶及び正教信徒の間にて募られしものなり、佛蘭西は中央に勢力ありしコレツヂ黨を助け、英國は重に島地住民より成りしマウロコルダトー及びトリクーピスの黨派を助けたり、此等諸黨派は何れもバヴアリア人宮廷及び政府に反對し、革命に一致し居たり、而して露西亞黨は王を放逐して正教會の一公子を以て之に代へんと欲し、英佛兩黨は王を憲法の下に在らしむることを欲したり、彼等は政府

の財政上の困惑に乘じ、英國と露國とは一八四三年中、公債利子と經費節減を要求し、王をしてバヴアリア人なる兵士を解除するの已むなきに至らしめたり、次で希臘軍隊は謀反せしかば、防衛を有せざる王は大臣等を罷免し、國民議會を召集し(一八四一年)、一八四四年の憲法を承認せり、此憲法は歐羅巴風の自由主義のものにて、責任内閣及び上下兩議院を規定し、此議院は王の選べる元老院と、一般選舉に由つて選ばれ三年間を任期とせし有給なる代議院となりき。

立憲政下の希臘　王は孤獨に陥れるものから、自ら國會制度を正直に運用するの止むなきに至れり、巴爾幹半島列國の中にて、國務大臣が實際多數者の意志に服従し、下院即ち人民の反對投票に屈服したるは、唯此希臘ありしのみ。

希臘の社會は本來民主的にして、宗教的情熱に驅られず、僧侶の感化とても極めて少かりしかば、眞實の黨派の生ずるに足るべき明白なる差別とは存せざりしなり、然れども國內にて事業をなすの途至つて少く、人物の用途又稀なる上に、高等教育は上流社會に限られしを以て、斯かる貧國の割合には極めて多數の政略家と獵官者とを生ずるに至れり、此原因より下院議員に選ばれんとする競争は頗る激し

きものあり、議院内にては内閣を得んとする競争最も猛烈なるものありたり。選挙に於て行政者の抑壓や、詐欺や、投票に關する騷擾や、討論及び新聞論説に顯はれたる希臘人の政治的情熱は實に至深なるものにして其類實に少しとす。

初めは権力争奪は舊來の黨派の間に起れり。英佛兩黨は露西亞黨の反對あるに拘らず、西洋流の憲法を立て、天主教信者たる王を立てんことを主張したるを以て利益多かりき。次で佛蘭西黨内閣を取り(一八四四年)て之を保てり。之が爲め英國政府との間に困難を生せり。葡萄牙生れの猶太人にして、英國国籍に列り居りしドン・パシフィコが、一八五〇年中の騷擾の際、其家を奪掠せられし件に由り、英國は艦隊を送りてピライオスを封鎖したり。

クリミア戦争は希臘政治を一新せり。希臘人は此戦争に由つて自國の境域を擴張し、希臘民族を皆包容するの機會を捕へんとし、一八五四年、セッサリーに希臘人の一揆起るや、之に義勇兵と武器とを送れり。されど英國及び佛蘭西は土耳其帝國を削ることを欲せず。佛蘭西軍隊は來つてピライオスを占領し、一八五四年より五七年にまで至れり。希臘は迫られて土耳其帝と平和を締結し、負債を償却することを約

せり。此時露西亞は希臘の爲め何事をもなさず、唯スラヴ人の保護をなしたるのみなりき。

以前希臘の擁護者たりし列強の行爲が佛蘭西黨、英國黨、露西亞黨を瓦解せしめ、オットーを不人望の極に至らしめたり。王は歐洲列國に對して少しの抵抗をもなさず、りしとて攻撃せられたり。黨派は新に分れて宮廷黨と民主黨となりぬ。選挙を處理して以て自己の地位を保ちし宮内大臣(ミアウリス、一八五七年)は、非常に不人望となりて、軍隊は王に反して起つに至り、兵士は王の不在中謀反して王宮を掠奪し、民主黨より成立せし假政府は國民議會を召集し、オットー廢位の投票をなせり(一八六〇年)。希臘人は此革命を利用して其境域を擴張せり。イオニア群島は一八一五年以來、英國政府の統治する所となりしが、其人民は希臘人にして王國に合併を求めて已まず、一八四八年より四九年までは謀反さへ起したる程なりしかば、一八六一年、英國は若し希臘の新王にして英國の意を充たす人ならば、同群島を希臘に與へんことを決定せり。希臘人は急ぎてアルフレッド公を選びしも、公は之に應せざりしかば、彼等は更に英國の候補者、即ち丁抹の王太子グリックスブルヒのクリスチアンの一

子を選びしかば、一八六三年即位してジョルジ一世となり、イオニア群島は合併となり、ユルプ大学はアテネ大学と合はされたり。

一八六四年の憲法は出版の自由を與へ、元老院を廢止せり。議會の權力は全く一般選舉に依つて選出せらるゝブレールに集中せられ、此ブレールの員數は百九十二人に増加し、其任期四年となれり。政府は殆ど個人的團結以上に出でざる者となり、其首領の名に由つて呼ばれ、通例其首領の出身地方の人々を以て組織せられたり。重なる首領はマイナのコムンヅロス、モレアの德里ヤニス、海業島のブルガリス、北部モレアのサイミス、ミソロンギのデリゲオルギス、イオニア群島のロムバルドスなり。政權の競争は烈しく内閣は短命なりき。加之曾つて合衆國に於て在りしが如く、各黨とも勢力を收むる毎に、凡ての官吏を更迭するの習慣起り、之が爲め政争は終に私利の爲めにする争鬭の狀を呈するに至れり。されど此等の紛々たる黨争の中にも其根柢を洞觀すれば、二様の反對せる傾向が相闘ひしを認め得たりしなり。一は國民的傾向にして歐洲文明に反對し、德里ヤニス及びモレア人等特に之を代表し、一は歐化的傾向にして、トリクピス之を代表し、其公共事業及び學校設立等に現

はれたり。

十五年間トリクピスと德里ヤニスとは交、内閣に立ちぬ(トリクピスは一八八二年より九〇年まで、一八八三年より九五年まで、德里ヤニスは一八八五年以後)。希臘政策の最大問題は尙舊の如く、境域の擴張、國債の償却なりしが、而も此二問題は何れも歐洲諸政府及び資本家等の意志如何に由つて左右せられしなり。土耳其帝國の危機に接する毎に、希臘國は希臘人の住する境域を寸地にも獲取せんと企てしが、列強は常に干渉して之を妨げたり。即ち一八六八年、巴里會議によりてクレテ島叛徒に援助を與へし後の如き、一八七八年、露西亞軍侵入の時の如き、一八八六年クレテと結合したる時の如き是なり。佛蘭西と伊太利とは一八七八年、希臘の爲めに約束を得たり。而して此約束に依つて、長き交渉の後、主として英國の盡力に由り、終に一八八一年、セッサリーを合併することゝなれり。財政は尙秩序の回復を見ず、缺損は累り、土耳其に對する戦争計畫の爲めの軍用と、鐵道及び水道事業との爲めに益増加し、國債は利子を拂はずして之を元金に加ふること、新公債券發行(一八八六年)に由つて激増し、一億弗を超ゆるに至り、一八九三年、終に支拂を停止したり。

されど國家は人口を加へ(二百二十萬人)富を増し來りぬ。富は耕作及び商業と共に發達し、初等教育は普及し、之と同時にエレネ人の同化力は次第に土耳其帝國內にエレネ人の數を加へ、希臘語を用ふる者は八百萬人を數ふるに至れり。希臘王國は各地に散在するエレネ人と、歐洲の諸大市に在る希臘商人と、マホメット教國內の希臘醫士等との國民的中心たり。希臘特にアテネが自らをして歐洲文明國の間に伍せしむるに要する資産と基礎とを有するを得るは、實に此等同族人の力に由るものにて、彼等は國外にて富を得れど、而も尙希臘の愛國者たるものなり。

セルヴィアとモンテネグロ

セルヴィア州の組織　セルヴィア國民は致命傷を受けしかば、其國民的貴族政を失ひ、残りし者は唯セルヴィア語を用ひ、正教を奉ずる農夫にして、彼等は玉蜀黍とマイズ(玉蜀黍の一種)を食ひ、豚を牧し、之を櫛林の中に飼へり。國內に植民せるマホメット教の軍人等貴族政治に代つて人民を統御せり。されどセルヴィア人は奧太利と關係を結び、奧太利陸軍に服従する者も多く、或る者は隊に在つて下級士官に任せら

れし後、郷里に歸り來れり。此農民のみの地方にて名士と仰がれしは、此等歸休士官と豚肉商人なり。

セルヴィア人にして基督教徒たるものは、マホメット教戰士同志間の内訌を機とし、初めには土耳其帝の名に由つて謀反し、次でマホメット教徒に對して反旗を立て、一八〇五年、ベルグラードを取つて之を掠奪せり。この一揆中の戦闘力はシュマディアの豚肉商と匪徒ヘーデグナリキ、シュマディア牧豚者は武器を持つて森林中を徘徊するを常としたるもの、匪徒は此地方にても希臘に於けるが如く民間の勇士たりしものなり。彼等の首領ジョルジスは土耳其人よりカラ(黒)と呼ばれしが、素と奧太利軍隊の下級士官にして豚肉商となりたりし者なり。露帝は土帝と戰爭中なりしが(一八〇六年)セルヴィア一揆を助け、一揆は露帝を其保護者と認めたり。然れども平和締結後、一揆は露西亞より棄てられ、抵抗の力を失ひ、奧太利に走れり。カラのジョルジスの下のセルヴィアの事に就ては唯記憶と少しの叙事詩とが残れるのみ。土耳其人は再び集稅者を立て、再び強制的に勞役を課し、基督信徒の首を斬り、或は之を尖れる杭に突き當て、殺したり。

ミロシユ、オブレノウィチと呼べる地方首領あり、豚肉商にしてカラのジールジスの敵なりしが、異なる方法を以て土耳其の軛より脱離するの途を講せり。彼は國民的勇士として立たずして、土帝の臣下として立ちセルヴィアの奴隸的狀態に對して抗議し、斯くて租税を集むるの権力と武器を保つゝの權利とを得たり。カラのジールジスはセルヴィアに歸り來りて暗殺せられたるが、こはミロシユの命に由ると言はる(一八八一年)。ミロシユは租税を課し且つ豚肉商の專賣權を握れるものから、次第に富を加へ、土耳其政府は、ベルグラードのバシヤ領内のセルヴィア人の君の稱號を與ふるに至り(一八八〇年)、土帝と希臘人との戦争、及び露西亞との戦争の間には中立を守り、之が報酬として一八三〇年土耳其帝は彼を世襲の君主とし、ベルグラードの外は國內の土耳其守備兵を撤去し、又そのバシヤ領外セルヴィア人の住める地方をも之に與へたり。これ實に臆氣ながらセルヴィア州の起原に外ならずして、土耳其帝國內にて自治州の形をなし、土帝の名義に由り世襲の土着君主の統治したるものなり。

ミロシユは内地のクラグエヴチに都を定め、專制君主として統治し、唯、大事の場合にスクプトチナと稱する一般會議を召集するのみなりき。此會議は彼に少しも抵

抗せざりし諸家族の長より成り立ちし者なり。然れどもミロシユは露西亞をも厭ひ、次で土耳其政府にも強硬に對抗し、斯くて其援助者の多くと自己との間を自ら引き裂きたり。其兄弟イェブレムの率ゐし一黨派は、一八三五年、ミロシユをして一の憲法を立つるを承諾せしめしが、土耳其露西亞の兩政府は共に之を聽かず、此を以て反對者等は國外に走り去れり。一八三七年に至り、土耳其帝と露西亞とは終ミロシユに一の憲法を與へ、三大臣を置き、十七人の終身議員より成る元老院を立てしめたり。此元老院はミロシユの敵を以て成り、彼に向つて協議を請求せしかば、ミロシユは元老院の累を脱せんと企て、農民一揆を起せしも果さず、一八三九年、其子ミランを愛するの心より位を之に譲れり。ミランは肺病を患ひ居りしかば、幾何もなく死し、其後繼者として十六歳のミカエルを殘しぬ。

ミカエルは名士より成れる攝政局に輔けられて統治せしが、此攝政局はミロシユを壓服せしも、内部互に一致せず、其強き方の黨派は土耳其人に助けられて謀反し、ミカエルを放逐し、スクプトチナ(議會)をして先の國民的勇士カラのジールジスの子アレキサンデル・カラジールジウチを選ばしめたり。土帝も之を認可せり(一八八四年)アレ

キサンデルは平和を愛する君主なりき。都をベルグラードに定めしが、同市はマホメット教徒守備兵ありしも、彼は奥太利と土耳其帝とに屈服したり。されど東邦の習に従ひ、フェズ帽を冠きながら人と接見したりとか、奥太利の領事に依つて邪路に導かるゝことを甘んじたりとか、種々の攻撃も受けたり。セルヴィア人は正教徒なりければ、天主教徒及びマホメット教徒を愛し、且つ、スクプトチナをも召集せざる君主に好意を抱く能はざりき。一八五七年、元老院議官は彼に反對して徒黨を結ぶ、彼の之を捕縛して其官を免するや、土耳其政府は彼に迫りて彼等を復職せしめ、其大臣等は露西亞と同心となりて活動し、スクプトチナを選出し、スクプトチナは彼に讓位を請求し、彼の之を聽かざるや、即ち廢位して老ひたるミロシュを招還したり(一八五〇年)。一八六〇年、ミロシュの後を繼ぎしミカエルは、ボスニア、ヘルツェゴヴィナ、及びモンテネグロをセルヴィアに合併し、斯くて正教徒のセルヴィア人の住する凡ての地方を以て一州を造るの計畫を抱き居たるが如し。此國民的政策を實行するには、内には兵力を要し、外には在外セルヴィア人との默契を要せしかば、ミカエルは先づセルヴィア陸軍の建設に着手し、二大隊の少數なる常備軍を以て之を造り、之をば唯幹部として

用をさせんと計畫し、之と共に凡て體格の適せる男子八萬人を含める國民軍を設けたり。國外にてはセルヴィア人はヘルツェゴヴィナの基督教徒叛徒を煽動し、援助せしが(一八六二年)。此國民的動搖の爲めベルグラードにては住民の基督信徒と土耳其守備兵との間に衝突起り、土耳其人は市に向つて發砲せり。歐洲諸強は又干渉して土耳其帝をしてベルグラードより軍隊を撤退せしめしが、或る城塞には土耳其守備兵尙ほ残り居たるを、ミカエルは土耳其政府と直接協商の上、一八六七年之を撤去せしめ得たり。而もミカエルは尙セルヴィア國旗と併べて土耳其國旗を立てしが、これ實に土耳其帝のセルヴィアに於ける統治權の最後の遺物なりしなり。ミカエルは實に一步を進めて將にボスニア政府をして貢賦を納むる事を約せしめんとするに至り、之にして果さるれば大セルヴィア國建設の方面に向つて長足の歩を取りし事となるべかりしに、カラのジョルジスの一家、カラジョルジウイチ黨の抱きし嫉妬の爲め妨げられて事成らず、此等反對黨は奥太利の援助を受け、一八六八年、徒黨を造りてミカエルを暗殺したり。

立憲政治々下のセルヴィア

ミカエルには子なかりしも、其家族即ちオブレノ

ウィク家は人望ある國民的王朝となり、スクプトチナはミロシユの甥の子に當るミランを君主と宣言せり。時に十四歳にして巴里の學校にありき。ミランの丁年(一八七二年)は歐洲流の政府を組織せんと勉め、一八六九年憲法を立てたり。元老院は改められて州會とせられ、其議員は政府の任命に由り、十一人乃至十五人とせられ、其權能は立法を起草し、行政法に於ける事件を決定し、之に加へて公共經費を監査するに在りき。スクプトチナは人口一萬人に一人づゝ規則正しく選ばれたる議員の組織する代議院となりぬ。元來此國は根本が平等なる土地所有の農夫の國なりしかば、中流代議制や、貴族政的の第二院を立てんなどの思想は原より存せず。租税を納むる者は悉く投票權を有せしかば、選舉は殆ど一般選舉にして、代議士は俸給を得たるなり。スクプトチナは唯一の議會なりしも、又一種の貴族政治の體を具ふるを得しむる爲め、君主は任命に由つて其議員を全體の四分の一まで増すことを得たり。憲法、境域又は政府の變更は通例の議會に比して四倍の議員ある特別、スクプトチナに由つて投票決定せらるゝを要しぬ。これ實にセルヴィアに於け

る政治の起源なりき。黨派は歐洲風の名にて造られ、保守黨、進歩黨、自由黨、急進黨と呼ばれたり。中には唯名のみにして、實は黨派の首領の間の個人的競争を意味するに過ぎざるものもありしが、而も兎に角セルヴィアの政治は實際兩黨間の反目にあらずんば、少くとも兩傾向間の反目に由つて支配せられしは明白なり。

セルヴィア人民は元來農民と正教徒なりしかば、官吏を戴くことゝ租税を納むることゝを免れんと決心し、其内治策の第一目的として、地方自治制を作り、經濟を主張し、納税を拒絶する方針を取れり。對外策に於ては其宗教上の同情より正教の露西亞と同盟を欲し、且つ凡て正教を奉ずるセルヴィア人をセルヴィアに合同することを企てたり。急進黨は此運動の牛耳を執りしものなるが、歐洲文明を喜ばざるを以て最も人望を得たる黨派なりき。同黨の利器は、スクプトチナにして、之を選舉するに當り、政府の壓迫を受けずして常に多數の急進黨を得たり。其中心は、初めは舊都クラグイヴァツチにありしが、後ベルグヨード之に代れり。

之に反し政府は王政々治歐羅巴諸國の制度をセルヴィアに輸入せんことを目的とし、鐵道を布き、セルヴィア農産物の自然の吐出所たる埃太利との貿易を盛にし、之に

由つてセルヴィアを文明世界の經濟界と接着せしめんと欲せり。之を實行する爲めには政府は租税と公債券とに由つて金を集め、且つ西洋諸政府時に奧太利の意向を問はざるを得ざりき。此を以て其内治策は主としてスクプトチナの形勢如何にあるに拘らず、地方自治體の出費にて官吏の權力を擴張すること、常備軍と租税とを増して、中央政府の至上權力を維持することなりき。其外交策は奧太利と同盟を結ぶ事なりき。此政策を抱ける黨員は數こそ少けれ、便利なりし事には凡て國內の永久的權力を有するもの、即ち君主、諸大臣、國家會議、在官者及び陸軍將校が皆此方に加擔したりき。彼等は各異れる黨派に屬せしが、其各黨派はそれ〴〵程度を異にして、急進黨の運動を制止する爲めに勝手なる手段を用ひんとしつゝありしなり。

自由黨はリスチッチを首領として攝政期間（一八七二年より一八七六年まで）内閣を保ちしが、ミラン公丁年に達するや、保守黨内閣を擧げ、次で進歩黨内閣を擧げしも、ヘルツェゴヴィナに於ける基督教徒なる叛徒は、スクプトチナに於て國民的熱情を燃え立たしめ、ミランをして急進黨的國民黨内閣を任命せざるを得ざるに至らしめたり。此内閣はグ

ルーチ及びリスチッチの内閣にして露西亞の助を得て土耳其と戰を開くことを決したり。

セルヴィア戰を開けり（一八七六年七月）敵軍はセルヴィアを征服して侵入せしも、セルヴィアは歐羅巴諸國の干涉ありて救はれ、諸國は土耳其帝に休戰を命じ、次で平和を命せり。然れども一八七七年の露軍土耳其侵入の間にセルヴィアは再び戰を開き、伯林の最後の平和會議（一八七九年）にて領土を擴張し、完全に獨立したりしも、之が爲めに重き負債を得、平和條約はセルヴィア人の在住せるヘルツェゴヴィナを奧太利の權下に屬せしめしかば、これ即ち大セルヴィア建設を望なからしむるものなりとて大不平の因となりぬ。

急進黨的國民黨は尙露西亞の政策を續行せんと欲しブルガリア人と交渉して露西亞の助を得てボスニアの回復を計り、嚮て奧太利制度と交ふる鐵道計畫に對して抗議し、奧太利との通商條約を拒めり。

奧太利は之に對して威嚇的通告を送り、之が爲め内閣は解散したり。奧太利黨は一八八〇年十月に權力を得、屢内閣の交迭はありしも、大抵進歩黨を以て組織し、一八

八七年まで之を維持したり。君主は奧太利及び同盟諸國より許を得て、一八八二年セルヴィア王と稱しぬ。急進黨は一般同盟とホンツと締結したる條約に抗議を提出し、一八八三年憲法改正を要求したり。政府は初め急進黨の選舉を無効とし(一八八二年)次で「グーデター」を行つて反對の累を去れり。急進黨は再び多數を得、王は代議院を停會し、自由權利の保證を停止し、國內に戒嚴令を布き、凡ての武器の納附を命せり。急進黨は謀反し、多くの者射殺せられ、夥しき人々訴へられ(告訴八百十九人)專制政治の立てらるゝに至りて、一揆は始めて終息せり(一八八三年)代議院は政府官吏の壓迫の下に選出せられ、單に政府の提出案に投票する道具たるに過ぎざりき。人頭税は廢せられて、土地家屋資本所得に於ける諸税の新制立てられ(一八八四年)煙草專賣制も立てられたり。各自治團體は自治權を失ひ、併せて課税の權と特殊の場合に裁判をなす權利とを失へり。斯くてセルヴィアは歐羅巴風に隨ひ中央集權政治を以て統治せらるゝに至れり。而して歐洲諸國の如く三年兵役の常備軍をも有するに至れり(歩兵二萬五千)又一八七六年より七八年までの戰爭中に歐羅巴風の公債を起し、其後の缺損と共に公債も増加しつゝありき(一八七八年には五百萬弗、一八八九年には六千五百萬弗)。

一八八五年のブルガリアとの戰爭は敗北に終りて侵入を受け、政府と王とは非常に不人望となりて、ガラスチャニン内閣は屢内閣の危機を経、屢之を改造したりしが、而も此奧太利依頼派たる進歩黨内閣は内閣を維持する能はずなり、ミランは反對の國民黨たる露西亞黨に内閣を取らしめたり。此内閣は急進黨と自由黨との聯立にして、初めにはリスチャチの下に自由黨内閣立ちしが(一八八七年)直ちにグルイッチの下に急進黨内閣立ちて之に代れり。

急進黨は一八八八年の憲法を造り、スタブトチナを純粹なる代議院となし、王の任命せる四分の一の議員を壓抑し、大に議會の權力を擴張したり。ミランは一八八九年讓位し、己れは紙に押印する事の爲めの王たるを欲せずと公言せり。其子アレキサンデル尙未丁年なりければ、リスチャチを攝政となせり。リスチャチは從來の對外策を維持することを約せり。斯くてセルヴィアは急進自由聯立黨に指導せられて、國會制度を處理したるが如くなりき。

然れどもミランは攝政の自由黨と急進黨とに間隙あるに乗じ、陰に自ら少年王を操縦し、斯くてアレキサンデル一世は父の助言に依り、引續き二回の「グーデター」を

行へり。即ち(一)自ら丁年に達せりと宣言し、攝政官を捕縛し、自由黨に依れる其師ド
キッチに内閣を興へたり。(一八九三年)王は父をセルヴィアに携へ來り、而して父を攻撃中な
りし新聞紙を沈黙せしめん爲め、布告を發して父が王家の一人たる資格あること
を宣言したり。(二)次で急進黨と絶ち、布告を發して一八八八年の憲法を廢棄し、又出
版の自由、地方自治團體の選舉の自由を保證するの法律をも廢棄する旨を宣言し、
又一八六九年の憲法を復活し、然る後自ら奧太利黨に投じたり。奧太利黨は屢、名を
改めて内閣を組織し、或は自由黨内閣クリスチチ内閣となり、或は進歩黨内閣ガラ
スチャニン内閣となり、官吏及び陸軍將校の後援を得、王令に由つて課税し、急進黨及
び自由黨の首領を或は捕縛し、或は免職し、スクプトチナには内閣黨の多數を選出
せしめ、其權力を保ちて統治するを得たり。王と急進黨との間には憲法改定の交渉
屢、なりしも、終に何等の効なかりしかば。(一八九六年)セルヴィアは假制度に依つて支配せ
られたり。

モンテネグロ チェルナゴラは伊太利名のモンテネグロといふ稱にて多く知
られたるが、東部アドリア海の縁をなせる山脈中に横はれる小國にして殆ど他よ

り侵入し難き所なれば、土耳其帝國内にありて實際獨立せる地方として自ら維持
し來れり。其住民は正教を奉ずるセルブ人にして、名のみ土耳其帝の臣下なるが、武
器を持てる山民の一小國民を成し、之を治むる一家は國民的にして且つ宗教的首
領の一族にして、此等の首領は互に叔父より甥に位を傳へ、ウラディカ即ち君主々教
の名を有せり。政治は戰士等の民主政にして、婦人土地を耕作し、男子は軍事に従へ
り。モンテネグロはヘルツェゴヴィナに近き爲め政治上の役割を興へられたり。ウラディ
カスは露西亞の同盟となり、露西亞はモンテネグロ人を用ひてヘルツェゴヴィナの基
督教セルブ人を煽動し、土耳其人に向つて侵入せしめたり。

一八五一年、ダニコは其叔父の後を襲ひしが、ウラディカてふ名を廢し、結婚してモン
テネグロ公朝を立てしかば、土耳其帝は之に對して軍隊を送りしに、露帝は土帝を
して其軍隊を召還せしめたり。(一八五二年)次で露帝はモンテネグロ公がクリミア戦争
の時に取りし態度に報ひんが爲め、彼に年々補助金を興へたり。ダニコは一八六〇

年其敵の爲めに殺され、甥ニキタ其位を繼げり。モンテネグロの政治界は殆ど絶えずマホメット教徒に對する戦争をなせし外には、

何事もなさざりしといふて可なり。是等のマホメット教徒はヘルツェゴヴィナ一揆の蜂起したる間、モンテネグロに向つて開戦したる者なり（一八七六年と）。露西亞は一八七七年の戦争に於てモンテネグロの盡したる所に報ひんが爲めに、土帝をしてモンテネグロ全領土よりも廣くして且つ人口多き境域をモンテネグロに割讓せしめたり。此境域には一の港灣ありて歐洲との交通を確實にしたる（一八七）然りと雖、境域を占有したるアルバニアのマホメット教徒等は之を棄つることを欲せず、而してモンテネグロは長期の戦争をなし、歐洲諸國艦隊はツルチニヨの前面にて、かの有名なる示威運動をなして後漸く之を占領することを得たり。

内政は殆ど言ふに足らず。君主一度土耳其古帝より公然獨立してより専制君主たり。意の儘に豫算を立て、凡ての權力を行使し、教會の職位にさへ自ら人を任命せり。而も此族長的制度を装ふに歐洲風の形を以てし、一八七九年の行政律にては八人の議員ある立法州會を立て、君主は議員の半數を選び、人民は半數を選ぶこととし、佛蘭西式の法典採用せられ、國家組織をば軍隊組織たるまゝとし、人民をば諸民族に分ち、各族に選舉せられたる長者と軍長とあり。然れどもモンテネグロの公家は一

八八九年露西亞帝室の一族、一八九六年伊太利帝室の一族と結婚して、歐洲諸帝室の伍に列せり。

ブルガリア

一八八五年の合同前のブルガリア人民

ブルガリアはセルヴィアの如く正教を奉ずるスラヴ人にして、一のマホメット教徒貴族政治に依つて支配せられたり。ブルガリア人民は農民即ちマホメット教徒なる地主の小作人なりき。然れども他の基督教國民は少くとも自國の僧侶を有したるに拘らず、コンスタンチノーブルの希臘教會に従へるブルガリアの僧侶は無秩序なりき。希臘の主教等は正教を奉ずるブルガリア人をエレネ化せんと努め、彼等のブルガリア宗教書に代ふるに希臘の書を以てし、スラヴ語の式文に代ふるに希臘語の式文を以てし、且つ希臘語學校をも立てたり。土耳其帝國內にては、凡ての國民性は其國內特有の教會に表はされしが、縱令ブルガリア人は希臘主教に服したりとも、一の國民性を造る事能はざりき。彼等は正教を奉ずる希臘人といふ一般名目の中に希臘人と共に算入せられ、世界

はブルガリア人あるを忘れたり。一八二八年露西亞人のブルガリアを占領するに及び此に露西亞語と頗る相似たる言語を同うするスラヴ人の在るを發見し、一方ならず驚けり。

露西亞の占領と共にブルガリアの新生活、若干の愛國者等は勇氣を振ひ興して希臘と争ふに至れり。上希臘の僧侶等は土耳其政府の助を受けて、此等愛國者を迫害せり。彼等は是等の愛國者等を以て露西亞主義宣布の道具となりて働くものと疑ひたるなり。ブルガリア人は希臘僧侶を脱せん爲め、奧太利の天主教徒の助言に従ひ、一八五九年の頃、一致希臘教會を組織して、天主教會と結び、其スラヴ的儀式と妻帯僧侶とを保有することを條件として法王に服従したり。其結果としてブルガリア人は天主教強國即ち佛蘭西及び奧太利の保護國となれり。露西亞は之を失つて甚だ窮乏し、終に土耳其帝に勸めて一八七〇年、獨立のブルガリア教會を立てしめ、其上に最高首長即ちブルガリア教主を立て、之をコンスタンチノーブルに置かしめたり。而して希臘教長はブルガリアの僧侶等を破門せり。

而もブルガリア人は尙マホメット教徒統治の下に在る基督教會徒の國に過ぎざり

き。ルーマニアにて立てられし一結社の者の起したる一揆は、其結果一八七六年の有名なる虐殺となり(土耳古帝國)露西亞人の爲めに占領せらるゝ所となりき。戦後ブルガリア州は露西亞に依つて建設せられたり。ブルガリアの領地は露西亞が土耳其帝との條約中に定められたる所に由りてブルガリア人全部を包み、マセドニアをも含むことゝなれり。マセドニアは種々の國人の混住したる所なり。ブルガリア人、セルヴィア人、希臘人、ワラキア人、アルバニア人、皆その中に在りき。此新國は長く露西亞の權下にあるべきものとして初めより定まり居たる如く見えぬ。

伯林會議は露西亞の勢力を恐れてブルガリア國を三分せり。而して土耳其帝のマセドニア所有權を十分に回復せり。又巴爾幹半島南部のブルガリア領の中、東部ルメリアを以て混合統治の下にある自治州となせり。而してブルガリアに残せるものは唯北部地方のみ。此北部地方は一八七八年前のルーマニアの如く土耳其帝に貢を納め、其君主は國人之を選びて土耳其帝之を認可したるなり。

ブルガリア領は之を占領せし露西亞人に由つて組織せられ、露西亞人は撤退の際此に軍隊の將校を残せり。一八七九年露西亞總督は選舉より成れる國民的議會に

憲法を提出して、議會の採用する所となれり。同憲法はセルヴィアに於けるが如く、一内閣と單一議會を立てたり。此議會はソブランジュと云ひ、一般選舉に由つて選ばれ、其議員の四分の一は君主之を選ぶこととし、憲法を變更するに當りては二倍の議員を要せり。其外同憲法は凡て近世の種々の自由權利も宣したり。ブルガリアの社會はセルヴィアの如く又民主的にして、農民、神父、宗教の及び學校教師より成れり。議會が選舉したる君主はバテンベルヒのアレキサンデルにして、こは露帝が此人を選びては如何と助言せしに由れり。ブルガリアの軍隊は露西亞の士官に由つて組織せられ、指揮せられ、露西亞軍隊の殘し行ける軍需品を用ひたり。露西亞の處置を感謝しつゝある議會は、ブルガリア在留の人々を認めてブルガリア市民の有せる權利を悉く有せりとなし、其結果斯かる人々の凡ての官省に入ることを許したるが故に、實際に於てブルガリアは露西亞人の手に依つて支配せられたりき。

ブルガリア議會は直ちに各政黨に分れ、各黨の實際上の力に依つて外部の人々を驚かせり。其等政黨の首領の重なるものは外國にて教育を受けし學校教師等なり。分裂は國家的問題より起れり。保守黨グレコフは歐洲諸國との不和を避くる爲め

ルイメリアの分離に従ひ、戰爭を開いても統一を要求せる國民黨は自由黨サンコフ及び急進黨カラウエロフの二派より成れり。而して此等の分裂は個人的競争に由るなり。アレキサンデル公は奧太利と同盟を欲する保守黨内閣を造り、一般の人民に人望ありし急進自由聯合黨はソブランジュに於て多數を占めたり。(一八七九年)斯くて公と議會との衝突は政治運動の原因を開けり。議會は一八七九年解散せられ、一八八〇年再選せられたり。アレキサンデルは國民黨内閣を造らんとせしが、次で、グライダーを行へり。而して内閣を解散し、議會を召集し、憲法を抑壓し、自ら特殊の權力を收得したり。(一八八一年)公は二人の露西亞將官を首とせる保守黨内閣を造りしが、露西亞人等は終に保守黨を罷免し、獨り彼等の統治を見るに至れり。

ブルガリア政黨の首領等は悉く此外國政府に不平を抱き、彼等同志密に相計り、次で公とも計りて此露西亞人の手より脱離せんことを企てたり。議會は俄に公に上書を呈し、一八七九年の憲法を回復せんことを乞ひ、之に修正を望めり。露西亞人は大に驚き、憤然として議會を後にし、辭任したり。公は保守黨自由黨聯立内閣を造り、(一八八三年)次で自由黨のみの内閣を造れり。改正憲法は第二議院を造れり。されど露西

亞士官は其後もブルガリア軍隊の指揮權を握り、露西亞の外交官は急進黨を刺激して自由黨に反對せしめたり。急進黨は一八八四年の議會に於て多數を得内閣を取れり。

折しも東部ルーメリアは組織せられて自治州となり、歐洲人將校に由りて指揮せらるゝ國民的軍隊と、選舉に由る領議會と、土耳其帝より任命せられ五年を任期とせる一人の基督教徒なる知事と、内閣の運用を行ふ一人の司宰官を有するに至れり。最初の知事は希臘人ヴゴリデスにして、ブルガリア人と事を共にしたり。次の知事は露西亞より壓制的に任命せられしが、司宰官の一人にしてガヴリル・パシヤの名あるブルガリア人(クレストウイッチ)なりき。州會はブルガリアとの合同を希ひ、官吏及び軍人等は之が爲めに道を開かんと努めたり。これ普通の陰謀なりき。一日(一八八九年九月)陸軍の一大隊は總督と大將とを捕へ、假政府は建てられ、直ちに凡ての地方官憲に依つて承認せられたり。假政府はブルガリア公よりの援助を乞へり。一八八三年以後ブルガリア人に快からざりし露帝は、此合同を欲せざりき。ブルガリア公アレキサンデルは之を知りしも、露西亞と相離るゝか、然らざればルーメリアのブ

ルガリア人と戦うて以て自己の臣下と相乖離するか、二者其一に出でざるを得ざりき。彼則ち此合同に同意し、兩ブルガリア公の稱號を取り、其軍隊を率ひてルーメリア占領の爲めに赴き、此所にて住民の一般投票に由つて君主として承認せられたり。

一八八五年の合同後のブルガリア

此合同に依りてブルガリアの政策は一變せられたり。初め列強は一般の叛亂を恐れて、ブルガリア人の行動を非難したり。露西亞帝はブルガリア軍隊を指揮したる露西亞士官を召還したり。コンスタンチノール駐劄歐洲諸國公使等は此革命を非難し、ブルガリア人に武器を棄て、合同を解くべきことを請求したり。次でセルヴィア軍隊はブルガリアの西方の防備なきに乗じてブルガリアに侵入し來れり。此に於てアレキサンデルはルーメリアより歸り來れり。軍隊は露西亞士官の代りにブルガリア士官に指揮せられて攻勢を取り、セルヴィア人を山道より撃退し、之をセルヴィアに逐ひ歸せり。歐羅巴諸國は平和を命じたり。

ブルガリアの勝利に由つてルーメリアの分立は實際行はれ難くなれり。されど諸

大國は尙伯林條約を實行すべきこと、兩ブルガリアの融合に由つて成れる諸國家を認むることを拒んで已まざりしも、唯抗議するのみにて満足せり。終に土耳其政府は妥協を承諾し、アレキサンデルはルーマリア總督に任せられたり(一八八六年)。露西亞は容易に其感情を和らげんとせざりき。其結果急進黨中より此合同を維持せんと決心して外國の干渉に反對する一の國民黨的黨派出で來れり。此黨派は内閣を擁し、且つ、ソブロンジュにて著しき多數を有せしに、今又ルーマリア選出の代議士によりて更に勢を加へたり。之に對して自由黨の首領サンヨフは露西亞の用をなして政府反對の煽動者となりぬ。陸軍の中と正教の僧侶の間には尙有力なる露西亞黨殘れり。特別軍務に服せる士官及びソフィアの陸軍士官學校學生は、一の軍事的「クーデター」を行へり。アレキサンデルは此叛徒黨に太く驚かされ已むを得ず讓位して國外に去れり。サンヨフは宣言を發して、此廢位はスラヴ人に反對せる政策に由つて生ぜし當然の結果なりと説明せり(一八八六年八月)。然るに間もなく之に相反する革命起り、徒黨は捕縛せられ、アレキサンデルは呼び還され、喝采を以て迎へられぬ。然れども露西亞帝はアレキサンデルの歸還を是認することを肯んせず。此を以

てアレキサンデルは讓位し、新君主の選ばるゝまで三人の攝政官統治權を握れり。其時ブルガリアの政責を負ひしは、攝政官の一人にして、ソブロンジュの議長たりしスタムプロフなりき。彼は同じく攝政官たるルーマリアの陸軍司令長官ムトクロフとは善く一致して統治せしが、第三の攝政官にして曾つて自由黨首領たりしかラウエゴフとは不和にして相争へり。ブルガリアの政治運動の全局は歐洲諸國をして合同を承認せしむること、露西亞黨に對して抗爭することに傾きたり。露西亞は、ソブロンジュにルーマリア選出代議士が出席し居ればとて、ソブロンジュを認むることを拒み、先づ一八八六年、戒嚴令の撤去と、新選舉の執行とを要求し、次に一八八七年には攝政官の中に一人の露西亞將官を入れること、君主としては露西亞の臣下たるミングレリア公を戴くべきことを要求せり。ソブロンジュは國民の獨立てふ名を以て之を拒みしが、君主を得ることは容易ならず。一八八六年、丁抹のワルデマー選ばれしも應せず。ブルガリア人は最早露西亞帝に依頼することを棄て、奧太利に倚らんと決心したり。而してウングリア陸軍將校にして天主教徒なりしヨーブルヒのフルヂナンド公を選舉

せり(一八八七年七月)。公は請に應じてスタムブローフ内閣を作れり。されど列強は公を認むることを肯んせざりき。

ブルガリアの露西亞黨は陰謀を用ひ、又軍事的計畫に由り、又は一揆を起し(一八八八年十一月)、又は虐殺を計り(一八八七年)、スタムブローフを顛覆し、再び國家を露西亞の保護の下に置かんと努力したり。スタムブローフは告訴、處刑、新聞紙抑壓、拷問制度を以て自衛したり。之が爲め告訴せられしものに苦痛を加へ、無罪の者を罪に處すと非難せられたり(一八九〇年のメーショール)。自由黨は憲法にて保證せられたる自由の侵害に對して抗議せしが、政府は基礎鞏固となり、フェルチナンドは土耳其帝の承認を得、憲法も改正せられ、之に由つて代議員の數は減じ、其任期は三年なりしもの五年となりぬ。大都主教は此天主教君主反對の説教をなせし料に由り投獄に處せられぬ。

然るにフェルチナンドは終にスタムブローフに服従するに倦み、保守黨内閣を建て、前の兩首領急進黨のカラウエロフと自由黨のザンコフとを再び招きて、正教の露西亞黨に與みするに至れり(一八九四年)。スタムブローフは一八九五年暗殺せられしが、下手人

は未だ罰せられざるなり。フェルチナンドは太子たる其子ボリスを正教會に入れて洗禮を受けしめ、露西亞帝を之が教父となせり。斯くてブルガリアは露西亞と和し、同時に其國民的獨立と統一とを維持せり。

マセドニアを合同せんとして生ずる動搖は續きて止まず。ブルガリア叛徒の群は之が爲めに小き戰をなしたることもあり(一八九六年)。然れどもマセドニアにてはブルガリア人の動搖あれば之に應じて他の動搖あり。何となればマセドニアにては民族は頗る相混合し、其スラヴ人の多數はブルガリア人なるかセルヴィア人なるか明かならざればなり。

第二十一章 政治生活に就き物質的狀態の變化

物質的發明

有史以來何れの時代に於ても、十九世紀の歐羅巴に於けるが如く、物質的狀態の變化の雄大にして且つ迅速なるものは未だ曾つてあらず。細目の徐々たる進歩に由つて古來漸く熟達せる應用技術は全然革新せられ、十八世紀の舊式と近世の新式との間には、十八世紀の技術と古代技術たる埃及の其れとの間に於けるよりも多大の懸隔あるなり。(試に埃及の古墳墓にある工作を像る畫と、十八世紀の學書の圖畫とを比較せば、其發達の迅速偉大なるを感知すべし。)

此革新は實驗的に成り、又は理論的科學の方式に従ひたる其應用に由れる發明の結果にして、十八世紀の後三分の一に溯るもの尠からざれども、其實際の効果を歐洲の民衆が感受したるは、奈翁戰爭の終局前後にあり。即ち物質界の變化は漸く一八一四年以後に始まりけるが、洵に近世的絶大の出來事にして、而も國際的出來事たり。何となれば諸種の發明は各國の學者若くは發明家の親密なる國際的協力に

由りて成れるものなれば、其事物に就き逐一何れの國の創意に出でたるかを討究するは幾ど不可能たり。況や發明は各國無差別に利用せられつゝ、甲國より乙國に傳はりたればなり。

吾人は既に物質界の新狀態に慣れたれば、年を経ることは尙尠けれども、生活の嗜好を異にすることの多大なる、一八一四年頃の歐羅巴は今より想像するに困難なり。僅に一世紀の四分の三の期間に於て、我等と我等の祖先との間に、斯くの如く懸隔を生ぜし所の主要なる發明の事を概説するは無益にあらざるべし。然れども凡そ發明の事たる例へば電信、汽船に於けるが如く、幾多の遲疑と漸次の改良とを経て始めて成功したるものなれば、年次を追ひて之を叙述すること既に困難なり。本史は素より其歴史を叙せんと試むるにあらず、唯實地應用の普きものを類別して概括的に舉示するのみ。

(465) 二機械的發明は、十八世紀に於ては、幾ど悉皆英國に於て成り、初めは手工機械、綿、毛絲の紡績、織、編、機械、ミシンは十九世紀に入りての發明、尋いで一七九〇年より一八一五年に至るの間に於て、英國は紡績、織、編機械の原動力として水力を應用せり。

蒸汽の應用は尙後年にありき。機械工學の部門に屬し、實際の使用の較遅れたる農業諸機械、及び製紙機械の發明あり。又斯學は往時の高價且つ不愉快の直線急勾配敷石道路に代ふるにマカダム式碎石、及び緩勾配道路を以てし(一八二〇年)たると、釣橋、陸橋、隧道とに依りて交通道路を革新したり。

尙機械工學は探掘工業を變化して、石炭、金屬、石油等他の工業に必要な原料の莫大なる數量を供給し、探鑛冶金の金屬的工業は、石炭の使用、熔鑛爐、大鐵槌の創造に依りて鍊鐵、及び鋼鐵を産出して、今世工業の原料となし、諸種鐵製の器具、機械武器、軌條橋梁、家屋の建築材料を供給するに至れり。

機械力及び嶄新なる化學的作用に依りて金銀鑛の探掘高を増加し、従つて金銀貨幣の量を倍蓰したり。

石炭、鐵の産額増進の概計

石炭	英	佛	獨
一八五〇年	六四 <small>(百萬噸)</small>	四	一八五〇年
一八八七年	一六二 <small>(百萬噸)</small>	二〇	一八八七年

鐵	英	佛	獨
一八五〇年	二、二	〇、四	〇、二
一八八七年	六〇	七、五	一、五

金の産出高は一八〇〇年より一八四八年に互る期間六億磅、一八四八年より九〇年に至る四十二年間に於ては、五十億磅と概計せらる。

物理學は蒸汽と電氣との近世文明の特徴たる二原動力を供給し、而も汽力は三大用途を與へたり第一、鑛業機械に使用せられ、次で動物的又は天然的动力に代り、紡績組織等の大工業より、遂に農業上麥苜、麥打機械にまで應用せらるゝに至り、第二、船舶に應用して海上運輸を敏活にし、第三、汽鐘及び鐵道に應用して、陸上の運搬力と速力とを莫大の比例に増進したり。獨逸に於て計算したる所に據れば、運賃は鐵道の爲めに二十と一との比例に低落せり。

最新なる電氣は、既に陸上海底の電信、電話、電燈、鑛金法、蓄音器を與へたり、顯微鏡、燈

臺の返照玻璃等の視學的機械も、尙物理學の範圍に屬す、氣球、潜水器は未だ完全なる成功を告げず。

化學は第二次に位すべき數多の發明を出せり。即ち使用上遲鈍且つ煩雜なる燧石に代りたる摺附木、人造肥料、菜根糖、街路廣場の點燈となりたる瓦斯、石炭より製出する染料、繪具、安息油、ケレオソート、寫眞、腐蝕銅版、爆裂藥、化學的醫藥、洗濯用格魯兒、柔皮、食料貯藏法、アルミニウムの製法、木材製紙等是なり。

進歩較、遅々たる生物學も、麻醉劑を出して外科の施術を容易にし、防腐劑を以て醫療を變化せり。實驗と博物學と相依り相扶けたる結果、家畜の種屬種子の改良を致したるも、亦此部門の貢獻に加へざるを得ず。

斯く主要なる發明を舉示すれば、其吾人の生活上に及ぼしたる變化の絶大なるに想到するに足る。要するに此物質的變化が、直接には實際爲政の狀態、間接には社會の組織を變更し、以て如何に歐洲人の政治的生活の上に其影響を及ぼせしかを示さんと欲するのみ。

破壊力の嶄新方法

十九世紀の中葉までは、依然中古の末期に於ける陳腐の

爆裂物を使用するに止り、一八一四年、奈破烈翁戰爭當時の軍隊は、燧火銃を持ち、大砲は少しく精巧に至りしも、猶口装にして、銃砲共に裝彈遲緩、命中不精確にして、遠距離に達せず、寧ろ股々たる砲聲の感應を多とせり。されば訓練ある兵をして密集縱隊を作り、敵に肉薄し、銃劍を翳して突貫せしむるを妨げざりき。若し夫れ當時に於て叛民蜂起せんか、獵銃と煙硝彈丸とを有すれば充分にして、官兵と叛徒との間に武装の優劣は幾ど之なく、殊に市街戰に於ては、墻壁家屋間に隠現して、往々叛徒の利多かりき。

然るに新爆裂藥は一の破壊力を政府の專用に供して、鎮壓の方術を一新したり。初めは水銀爆裂藥にして、是に由りて雷管を發明し、尋いで硝石の複合藥にして最も猛烈なる爆發力あるニットロ・グリスリンの發明あり(一八六四年)従つて之に或る惰性質の物を加味して綿火藥を造り出せり(一八六四年)硝酸複合物を以て製したる新爆裂藥は即座の化學的作用に依りて爆發し、熱に依りて爆裂する火藥よりも一層激烈にして、其破壊力數等優れり。——凡そ火坑用の火藥としては、單に軍用の地雷水雷のみならず、道路開鑿の工事用まで概ね綿火藥に代れり。——軍用火藥は一八七〇年

以降、列國各自の發明に係る無煙火藥小銃用となり、大砲用はアシッド・ニトリック若くはアシッド・ピロリックの複合物たるメリニット、ロルムリット等に代れり。

爆發藥の發明と同時に兵器上に革新を來し、全く整頓したる藥筒を銃尾より裝填する雷管銃の發明ありて、射撃上多大の迅速を加へ、命中も亦少しく精確を増した。其第一の應用は、一八四七年、普國歩兵銃の爲めに採用せられたるドレイス式針銃なりとす。然れども他の列國は之を模倣するに急ならず。佛國の如きは僅にルフェーイシュー式獵銃に止まりしが、一八六六年、普奧戰爭に於て、普國勝利の後に至り、銃尾裝彈藥シヤスポー、モーゼル、マルチニー等種々の様式を以て、全歐洲の軍用銃となれり。

大砲も同様の進化を來し、佛の施條砲に次で、砲尾裝彈なる英のアイムストロング(一八五四年)出で、獨逸に於て一層精巧のクルップとなり、尋いで鋼製砲となり、臼砲はメリニットを以て榴彈を發射するに至れり。此等兵器の革新は化學的發明と相待ちて成れり。——無煙火藥は爆裂力を増しつゝ、銃身を軽くし、彈丸を小形にし、而も着彈の距離を遠大ならしむることを得たり。これ不適當にレベル銃と呼び倣せる銃なり。

とす。

從來の兵器に比し數等優勝なる此等新式兵器は戰爭の狀態を一變し、壘壁を以て圍繞せる舊都府は全く抵抗力を失ひて國防の用をなす能はず。今は設堡野營にして分派堡の帶狀を以て防禦し、軍需兵糧の集中點たるにあらざる限りは、復た顧慮するに足らざるなり。速射銃と榴彈とに由りて不可能に屬したる密集縱隊の戰術は、起伏凸凹の地形に隱蔽する散兵の機動に代れり。一八七〇年の普佛戰爭の當時より變化を來したる此軍事的革新の效果に就きては、未だ充分の實驗を経るに至らず。當職の軍人に於てすら、將來歐洲の二大國民間の戰爭の果して如何なるものたるべかは、殆ど豫想するに難しと云ふ。(一八七七年露土の戰爭、及び一八八五年セルヴィアとセルヴィア間の戰爭の如きは訓練足らざる所)然れども吾人今之を想像するに、蓋し極めて恐るべきものにして、列國政府をして之が責に任ずるを難んせしむるに足るべし。適戰術の進歩は人をして、戰爭の倍厭惡すべきものたるを感知せしめ、何人も之をなすを敢てせざらしむ。夫れ然り、爆發藥を製造したる化學は、平和を固結するの結果を齎らしぬ。

嶄新の兵器は又内治上に於て抵抗すべからざる一強力を政府に確保したり。されば縦合叛民蜂起すとも偶所在の武器を取るか、又は銃砲店を掠奪し、以て咄嗟の用に供せんとするも其効なし。獵銃と軍用銃と相對しての戦闘は全く不可能に屬し、敷石を以て墻壁を築くも、新式の大砲に抵抗し得べくもあらず。一八四八年の頃まで歐洲に頻繁なりし一揆が、兵器の革新以來殆ど其跡を絶ちしは、蓋し偶然の事にあらざるなり。獨逸の社會黨ベール斷言して、連發銃とマキシム砲の此時代に於て、多くとも二十萬人に依りて企つべき革命叛徒の果して何事をか成し得べきは予既に明言したり。即ち我等は憐れにも群雀の如くに銃殺し去らるべしと。

故に今日は帝に合法的に存在する政府を顛覆すべき何等の手段なきのみならず、專横なる行政權に對抗して憲法を擁護する方法さへも之なし、人民は政府の權力濫用に抵抗すべき唯一有効の手段を失ひたり。されば革命黨の加害兇行の術も亦爆裂物に由りて變化し、佛王ルイ・フィリップに對して猶用ひられし陳腐なる殺人機は、一八五八年、伊人オルシニが奈翁三世に對して試みたる如き爆裂彈、其他ダイナマイトの破壊機具に代りき。此震懼すべき加害手段の變化は、孤立せる僅々數人の

徒にも公衆の警戒を強ひて、恰も一黨派たるの形狀を取るの手段を供したり。遮莫彼等は革命黨の力を増大せしことなく、爆裂の恐るべき想像は、彼等に對し公衆の憤怒を奮興し、彼等をして其責を連帶せしめしに由り、恐らくは反つて之を滅殺したるならん。

嶄新の交通機關

通信交通方法の革新は、電信、鐵道、及び出版の三方法に由つて直接政治生活を變化したり。従前通信交通の遅緩なりしは、政府施政難の一にして、中央政權の命令を四達し、在地方の官吏より情報を得るに、飛脚若くは船舶の舊運搬方法に藉らざるを得ざりしを以て、時に長時間を要し、命令を其時機に發着すること能はず、爲めに中央政權の活動を鈍らし、若くは全く不可能に歸し、在地方の官吏に不明確の權限を與へ、殊に遠國駐劄の外交官に幾と專斷の權を與へざるを得ざりし等、凡そ官吏に對し臨機の指揮監督を施さんが爲め、其行爲に就き迅速の報道を得るを斷念せざるを得ざりき。

佛人(Chappe)の發明に係る空氣電信は、一大進歩の如く看做されしも、晴天の日稀に通信をなし得たるに過ぎず、一八五〇年以降の建設たる電氣電信は、政府に供する

に、地の遠近を問はず、轉瞬の間に通信し、臨機に處するの手段を以てしたり。其影響は幾もなく外交上に現はれて、細大洩らさず情報に接する政府は親ら一切の事務を指揮し、其代官をして傳達機關の技を演せしむるに至れり。内政に在りても電信は政府と在地方官吏との關係を敏捷ならしめたり。官廳に於て今猶以前の舊規存在して繁文の弊あるは、畢竟之が改廢の怠慢に由るのみ。要するに電信は中央集權を多大ならしめたり。

鐵道は古制なれども而も運搬方法の薄弱なるに由つて、其力に限ある驛遞の制を革新し、強大無限の運搬力と低廉なる運賃とを以て之に代りたり。一八九〇年に於ける全歐羅巴の郵便局の數は、萬國郵便中央局の統計に據れば九萬餘にして、郵便物の箇數百億の多きを致せり。——鐵道郵便及び改良道路は、人の移動、信書の發着を至便ならしめ、以て總ての公務及び政治關係を敏捷ならしめられたれば、整齊連続したる活動に依りて、遠郷僻陬の人民にも周到なる一行政を布き得るに至り、最も文明の國土たる歐洲中に存在したる野蠻の島嶼は今に於て之を見ることなし。殊に佛の憲兵に倣ひ、各國が組織したる警察は網狀的交通路の便に由りて、山野森林内

と雖、山賊の跡を絶ちたり。

總て人民は裁判、租稅、徵兵、其他の公事に就き當該官吏と規則正しき關係に由りて、公共生活に加入せり。實に交通の新方法は治者と被治者とを接近し、從つて事務を簡便にし、經費を節約するに至れり。之と同時に政黨も亦集會及び論說傳播の便利を得たり。

新聞紙は機械に由りて革新せられたり。一八一四年、英のタイムズ新聞社に蒸汽印刷機械を創設したる以降、植字機、回轉印刷機械續出し、時間を減じ、手間を省き、費用少くして多大の部數を印刷するに至れり。時の節約を知らんが爲め、或る米人の計算に據れば、今は一時間に於て往時百日を要したる七萬二千枚を印刷すと。嘗つて中産階級以上の豫算購讀者を顧客とし、一の驕奢物視せられたる日刊政治新聞も、今は每號の購讀者増加して、一般民衆の中に透徹せり。政治は組織的に新聞の民間に流布することを阻止せんと試み、十八世紀の末葉、英國に於て案出したる印紙貼用法、一八一九年、佛國に於て工夫したる保證金利、若くは用紙稅を課する等の制限法を施せり。其他一八四八年佛國革命に對する反動時代の如き、檢舉及び行政處分

の禁止頻繁にして、一時販賣上に些の減少を來したれども、其廉價の勢は滔々民間に侵入し、政府の敵視したるに拘らず、遂に新聞の購讀は全歐洲人の風俗とはなりぬ。

されば民衆中に無比の透徹力を有する日刊新聞は、近世社會に於て常に商業上公告の機關たるのみならず、政治上に於ても亦必要なる機關となり、法令裁決等、公文の舊公布式一變して、新聞上の登載に代り、宗門官憲の文書を公にするの禁制も空文に屬し、嘗つて根本的自由權の中に數へられたる上願權も亦無益なるに至れり。夫れ然り、新聞紙上は主に二手段に由りて輿論の上に影響す。即ち單に政府の行爲のみならず、尙官吏の行爲をも報道し且つ論議し、是に由りて權力の濫用に對し、最も有効なる監督の手段を供す。又政黨の成形に必要な條件たる政綱を解説し且つ傳播す。

新聞紙が富者階級の奢侈物に止りし間は、中産階級のみ監督及び反對の言論たる政治生活を獨占し、他の人民は唯騷亂に由りてのみ政治生活に参加しけるが、廉價なる新聞はこの無氣力なる民衆間に傳播及び反對の潮流を注入し、是に由りて人

民の政治教育を啓發し、且つ民主主義に向つて政治生活の進化を促したり。

較、細事に屬するも、街燈の設置及び寫眞術の警察に便益を與へたるが如きも、政治生活に直接の變化を及ぼしたるもの、中に數へ、以て公共生活の状態に於ける直接變化の列記を完結すべし。其間接のものに至りては、枚舉に遑あらざれども、而も亦證據明白を缺くものあり。畢竟最も重要にして疑議なきものを舉示するのみ。

人口の増殖變化 物質界技術の進歩が生存方法の増進を促し、必然歐洲人口の迅速にして、而も連続せる繁殖を助成せることは、列國政府に於てなしたる概ね精確なる調査に據りて、其多大なるを測知し得べし。一八〇〇年に於ける歐羅巴の人口、無慮一億八千萬と計算したるもの、今日は三億五千萬を超過す。殊に北部諸國の繁殖は顯著なりとす。一八二〇年と一八九〇年とに於ける吉米平方に於ける二三の比例左の如し。

獨	五〇	九一
澳	四七	六六、一
白	一八二〇年	一八九〇年
	一三八	二〇六(一八四〇年)

英

八〇

一九二

五六

七一

但し人口の増加其ものが必ずしも政治生活に影響するにはあらず。近東諸國に於ては人口稠密なりと雖、其人民は甚だ無氣力なり。北米合衆國は一吉米平方に七人の疎なるも、八十八の密なる英領印度より遙に政治生活は活潑なり。十九世紀に於て、人口増殖の政治上に切要なる所以は、主として市府の住民に著しきに由りてなり。一八一四年頃の市府の過半は、其界限の地主又は農夫の爲め物貨の供給所、施政の中心たるに外ならず。多少の商工官吏等農家と相雜りて群居したるものに過ぎずして、其人口の五萬以上のものは甚だ少數なりき。然るに職工數千を一場内に集めて使用する大規模の新工業及び世界各地に彌りて、廣大なる國際貿易を開成せる汽力に由る運搬は、職工夫及び商業使用人より成れる一新移住民を出生したれば、從來の市府は空前の速度を以て膨脹し、工業地たる村落は一變して大都會となれり。殊に英、獨、自の或る工業地に於ては、此新移住民の麇集殆ど全土を覆はんとす。

(一八八〇年、歐羅巴に於て人口百萬以上の市府四、百萬以下五十萬以上六、五十萬以下二十萬以上二、五十萬以下十萬以上四、五十萬以上百七十八を算したり。同年に於て五十萬

以上の大都會の總人口一千一萬なりしが、一八八〇年に至つては一千四百萬を超過せり。市人口と全國人口との比例は、佛に於ては一八四六年に百分の二十四なりしもの、一八八六年に至つては百分の三十六となり、此進化の隨一たる英に於ては百分の七十九に進みたり。

夫れ大市府及び工業地が毎に革命や政府教會に反抗の中心たりしは、十九世紀の歴史の明示する所たり。殊に多く民主黨を出したるも亦市府工業地なりとす。是に由つて之を觀れば市府人口の増殖は、平民主義に向ひて歐洲一般の進化を促したる、物質的狀態の一たりしや必せり。

富の増進 機械は無限の天然力を工業の用に供し、短少時間に於て物品多大の數量を産出し、従つて大に廉價に販賣することを得しむ(勞力と時間との節約は工 明子は六人分、織物は三十人分、紡績は一千一百人分、印刷は凡そ一千人分の差ありとす。) 汽力の與へたる運搬の便利は、歐洲に世界各地の原料品及び農産物を極めて廉價に輸入し來ると同時に、歐洲に於ても亦開墾、輪轉耕作法、化學的肥料等盛に行はれ、農産物の數量を増進せり。金銀の産出亦齊しく増進したるを以て、物價は久しく外觀上に於て低落を防止せり。而も生産の増殖と金銀貨の増加と駢び進みて、必需有益なる物品を潤澤ならしめ、且つ之が購求を容易ならしめたる事實は、消費力の増

八八一年に於て三)又遊資本は政府をして信用借即ち國債に依頼して戰爭をなし、其費用は後世子孫に負擔せしむるを容易ならしめたり。是に由つて政府の經濟的權力を増大し、又此莫大なる豫算處辨の任ある代議院の勢力は更に増大せり。

經濟生活の變化

動産的富の創造は文明國民の經濟生活の方針上に一革新を來せり。昔日は勞働階級の物資を生産するや、纔に自家消費の爲め、若くは一地方の市場を目的にせるのみ、農民は賣ること尠く、買ふ所亦幾もあらず、工匠は唯一地方の顧客の爲めに從事するの有様にして、大規模の工業及び海外貿易としては、二三工場之製作に係る奢侈品と、海外の植民地産食料品とに殆ど限られたりき。然るに十九世紀に至るに及んで、既に一七八九年乃至一八一四年の交より英國に始まる進化に由りて、列國の生産者は工となく農となく、自家用若くは相知れる顧客の爲めに生産するに止まらず、而も市場の爲めにし、市場も一地方の市場に限らず、迺ち世界の市場を目的に從事するに至れり。

株式會社の仕法迅速に發達し、大なる商工業の經營に資せり。之と同時に又國債募集の頻繁なるに由りて、政府の債券の増加を致せり。斯くて投機に供せらるべき株

券公債證書等の新なる有價證券の莫大なる高を造出したり。茲に於て生産界の支配は物價の高低を制し、工業に注文を與へ、諸國の市場を左右し、且つ公債株式の相場を定むる所の投機者の集團の勢力に移り、商業取引所、主として公債株式の取引所は、諸國民の經濟生活を支配する中心となれり(一八一五年、倫敦取引所に於て取引は一千三百〇七、巴里は同上十五、同五、右來の閩閩貴族より擯斥せられたりし動産所は一千三百〇七、巴里は同上十五、同五、同六、百十三)。有の新貴族銀行者、大なる商工業者、所謂實業家なる者、自由黨の幹部員を出し、以て政治上に地位を占め、國民の民主政の大衆續々此黨派に加入せり。商工業の利益ある經營及び大投機は關稅法、公債、諸工事の特許、請負等に就き直接政府と關係を有し、廣告其他の手段に就き間接に新聞と關係を有せしかば、是に由りて財界貴族は政府、議院及び新聞紙を其豪制下に置かんことを努めたり。歐洲諸國に於て彼等が果して如何なる程度まで成功せしかは、今猶秘密の歴史に屬し敢て叙事を試みざれども、而も國家の政治的方針、上投機の勢力は、確に十九世紀政治生活の特徴の一なりとす。

第二十三章 教會及び加特力黨

佛國革命前の教會

十九世紀に於ける加特力教會の政治的歴史は、教門と俗門即ち政權と教權との關係の歴史なり(此關係の學語を政教の關係と稱す。教會の歴史との關係を政究すべきもの、如しと雖、プロテスタント教會と希臘正教會とは總て俗門の君主に從屬せる國民的教會たるを以て、通有的政治上の歴史を有せず。同一宗派の教會員の間に、若くは甲國より乙國に互り、私人的關係や同情もあり得べけれども、而も國際的プロテスタント若くは正教の黨派なるものなきは、蓋しプロテスタント若くは正教教會には一般的組織なきが所以なり。獨り加特力教會は世界的にして、各國の政府より獨立せる唯一の教長に依りて支配せられたる、國際的一團體を形造り、其宗徒は國の内外を問はず、相互に一致して國際的團結す。)此世紀を滿せし所の確執紛争の狀を會得せんとするには、政府と教士との間に案件が如何に提起せられて、如何なる權力を争へるかを知悉せざるべからず。而も現代の社會に於ける教士の地位は、佛國大革命前の教會の體制に溯るにあらざれば之を表明すること難し。

中古以來總て加特力教國の主義は、凡そ基督教社會は同時に道俗の兩權に服従するを要す。即ち俗門の君主は身體を治め、教門の法主は心靈を正す。兩者は職權を分

ちて相互に支持す。心靈を正すの權は、服聽を能くする爲め實質的一權力を附帶す。是に由りて教會は官權の一部分を要求したるなり。

教會は神的使命を行ふ爲め完全なる獨立を要とす。即ち國家と同じく自ら百事を辨給するに堪ふるの團體を形造らざるべからず。之を十全なる教會と稱し、國家の構成に酷似せる體制を有せり。即ち其君主權(法王及び其職員等級ある一團體に組織せる教職)其教令教典(カノン及び其法術)其監獄、其領地(財)其租稅(十分一)を有し、其教民に命令を下し、且つ刑罰を科するの權を有したりき。

總て世俗は教會員にして且つ宗教の事に關して教士の配下たりしかば、教士は信條、祭祀、倫理、道義を規正し、世俗に言、行、信の三事を命令し、而も其命令は強行的なりき。聖禮の施行、免除は教士の掌る所にして、其一是人生三大事の一たる結婚式に係れり。又彼等は生死の記録を保管し、學校及び教育、病院、貧院、救助賑恤の事を管理し、言論を監督して出版物を其檢閲に屬せしめたりき。

奉教の實踐は公益上の一義務たるを以て、一切の世俗に之を強ふること、恰も有形的秩序の尊重を命ずるが如く、強力に藉りても之を實行せしむべしと雖、教會は強

制の實際手段を有せざるを以て、國家之を教會に貸し、教士は宗徒に強ふべき奉教上の義務を令し、其違背を告發して處罰を宣告せり。政府は拳々其用に服して彼の決定を實行し、強制して男女の修道君(比丘)をして其誓約を満たさしめ、世俗をして教士に服聽せしめ、規則正しく祭禮を行ひ、教會の祭式に出席し、齋戒し、懺悔し、結婚し、埋葬し、子女をして宗教々育を受けしめ、又教會の檢閲に依りて非難せられたる書を禁止し、教會法院の裁判宣告を執行せしめたりき。

各加特力教國に於ては國家と教會との間に三條件を具せる約款存在せり。第一、教職者の獨立的體制、第二、一切の世俗に命令を下すべき教門の權、第三、教門の權威を維持する爲め、俗門政府の助力是なり。此制度に於ける教職者は俗門の統轄を免れ、政府は教士に何等世俗的負擔を課するを得ず。租税も兵役も將た亦法衙に出廷の義務をも課する能はず。反對に政府の職員は、宗徒として教士の權威に従屬し、猶且つ其命令の執行に従事せざるを得ざりき。斯くて政教兩權の區別あるも、俗門は獨立的主權の一部分をだに確保せられざりき。其所以は教士獨り兩門の權域を劃定し、且つ孰れの事物が俗門の所屬なるかを決定したればなり。斯くて教士は命令を

下せども之を受くることはなかりき。これ法王ボニファス八世が其教令に於て定説せる理論なり。即ち基督は二個の權柄を設けたり。其一つは教權にして教會に屬し、他の一つは政權にして王公に屬す。而も王公は法王の意志に従つて其權を行はざるべからず。蓋し教會權と相並びて獨立的俗門權を認むるは、マニセアン派の異端たり。何となれば凡そ人類は教王に服屬すべければなり。教會は正に國家の上位にありき。

然しながら實際に於て俗門は、之を倒逆せる制度を教會に強ひ、依然加特力教に留れる邦國に於ても、政府は教會をして國家に従屬せしめ(新教國に於ては正教國に於ては)の首長となれり。宗教改革は信仰の自由を確立せざりき。蓋し羅馬教會より離叛し、設立せる教會は、尙微々として自らその權威を維持するに足らず。その教士は俗門君主の被役者となれるなり。俗門君主の單獨意志に従へる政府は、漸次宗教に無頓着となり、教士は最早獨立の一團體を成形せず。租税を賦課せられ、俗門法衙の審權に屬せしめられたり。即ち最早自治的體制を有せず、教士の長たる司教は俗門政府の選任する所となり、宗教上の事に於て無上權にも保たず、政府は彼等の上に監督を加へ、加特力教の諸大國に於ては皆類似の形式に依つて之を表示したり。即ち教門官憲の或る決定

は發表の前に要請せしむべき政府の許可、一切の命令執行の爲め必要とせる政府の認可、教會裁判の宣告は俗門法衙に於て破毀するの權是なり。

此政制は強行的教權を廢滅するに至らず、國家は引續き其臣民を擧げて宗教を奉せしめ、教士に服聽を強ひたりき。然れども多くの國に於て新教勃興の大改革に引續きたる宗教的争闘は、信條の統一なる加特力教會の根本主義に反したる讓和に導き、政府は加特力教に限らず、他宗を奉ずることを一般人民に許せしかば、加特力信徒は依然教士の權威に服従したれども、加特力教外の者は之を免れたり。此制限は兩様の形式を取れり。其一是寛容制即ち、私の奉教は國教の優等を維持して、他の宗教は劣等的條件に於て單に之を寛容するに止まる者とす。即ちジ、セフ二世以來、奧國、ルイ十六世以來の佛國の制度是なりき。其二たる同等一視制は獨逸諸邦及び洪牙利に於て實行せる所にして、種々の國教を併置し、政府等しく之を支持し、信徒の爲めには夫れ、（プロテスタント教國、左の三制度に分れ、英國和蘭は寛容制、普義務的奉教なりとす。此制度は公認せざる宗教の爲めに寛容制を以て相調和せり。單に西班牙と伊太利の諸邦のみは、加特力教的統一と他宗の不寛容制とを保存せり。國は同等一視制、瑞典、那威、丁抹はルーテル派の外許容せざりき。

正教國に於ては、原則として義務的奉教と教會の統一とを固守したり。土耳其に於ては、サルタンの認許せんと欲する所の宗教を強行し、露國に於てはツァーリは併合せる邦國の教會の維持を保。他の諸國は寛容制と俗門權優越の制とに遷轉せり。

同時に政府は加特力教士をして一層俗門君主に從屬せしめんが爲め、法王なる教門の權威を滅殺し、或る加特力國に於ては、信條は共通に依りて世界的教會に聯絡すべきも、而も國民的別個の組織と殊特の禮拜式とを以て、國民的一致會を設立せんことをさへ試みたり。其適例は佛に於ける佛國教會、獨に於けるヘブル、ユースの教義、奥に於けるジ、セフ主義是なり。

斯くの如く、明知なる專制政治の時より教會は其特權、領地及び寄附財産、教士の兵役免除、課税の特別法、及び儀式禮典に於ける名譽優遇に依りて顯著なる上位を保ち、猶且つ世俗の行狀の監督、書籍の檢閲、生死の記録、及び墓地の保管等、現實的一權威をも有したり。これ猶政府と教士と協力分勞の制度なりき。遮莫、教職者は俗界君主の官吏の伍列に降り、教會の頭首たると同時に俗界の君公たる法王のみ、單に獨立の一主權者に留れり。而して尠くも信仰と祭禮との事に關しては、加特力教會内に於て惟我獨尊精神的權威を維持したり。然れども其政治的勢力は衰頽したりき。

教會に於ける革命

新教分立の大改革以來已に撼搖せられたる教會の舊制は、佛國革命に依りて顛覆せられたり。革命時代の國民會及び督政官政府を左右せし共和黨は、亞米利加合衆國に於て既に經驗せる根本的解決法を採用し、社會に専ら俗門權の優勢を樹立し、行狀、教育、生死の記録の事に關し信徒の上に教士の有せる一切の權、其裁判所、其十分一税、其領地、其名譽の特典より教職者の誓約に至るまで、凡そ公式的教會の制度の殘存せるものを舉げて悉皆破壊しければ、宗教は一切外面的權威を除かれて純然たる私事となり、教士は其教會員に對してさへ實體的強行の手段を奪はれ、生死の記録、教育、救助、埋葬等、一切公共の制度は悉く俗化し、儼然存留するものは俗門權のみとなれり。これ政教の完全なる分離、宗教の事に於て政府の全然無關係、各宗教の絶對的自由及び平等にして、即ち中古の制に正反對の制度なりとす。

奈翁一世は、明知なる專制の制度と、佛國教會制度とに復還したり。法王との宗教協約に依りて彼は教會を公設物と認め、教職官等を復興し、是に公式敬禮を與へ、年俸を官給し、兵役を免じ、神學校を有するの權利を與へたりと雖、而も此復興せる教士

に、生死の記録なり、書籍の檢閲なり、學校の監督なり、俗門の上に何等の權威をも復せず、又強行的誓約なり、強制の手段なり、教會員の上に何等實體的權力をも還すことなきのみならず、政教分離の制度の下に、私立協會に認許せる内部の自由をさへ教士には之を許さず。恰も官吏の一團體の如く、之を俗門政府に従屬せしめたり。而して佛國教會の上に舊國王の權を回復せり。これ取りも直さず俗門君主に全然隸屬し、而も個人の上に其權威なき佛國教會制なりとす。

畢竟奈翁は舊制度中より教會の上に、俗門政府の監督權と形式とを復興したるのみにして、革命制度よりは一切教士の公的權威の廢止、宗教の自由平等たる根本主義を保存したれば、政府の爲めには蓋し、明知なる專制、個人の爲めには革命の制度其儘にして、唯協約の形式が教會に認むるに國家と對等談判の權能を以てして、其革命的制度たるの性質を掩へるのみ。然るに奈翁は國と國との條約の體裁に締結したる此協約に加ふるに附屬條例を以てし、法王の抗議に拘らず、専ら俗門權の業たる單純なる法律を以て、教會法規に反對の意義に、國家の法律及び警察と教會と一般關係を規定し、教會に強ふるに俗門權優越の舊態を以てしたり。即ち教權問

題に就き参事院に告訴法王の令達の公表、法王使節の派遣、宗教會議の開催、視察の設定、教區の設置の爲め政府の許可是なり。

奈翁の統治若くは威制に服したる諸國即ち奥、葡兩國を除く外、總ての加特力教國には宗教協約若くは之に類似の制度擴充せられ、是に由りて歐洲に於ける加特力教會の組織を翻覆したり、而して國家と教會との關係を簡約にしたりき。此等諸國に於て教會は國家の公立的性質を保存すと雖、一切強制の手段を奪はれ、政府の附屬物として遇せらるゝと同時に、從來の教社及び教會領地の廢止等、事々物々俗化主義に侵害せられて衰微したり、獨逸に於て俗門の王公は、教會君長の國を亡して（人口三百萬以上の）自ら之を割取し、奈翁自らも亦法王の國土を其版圖に合併したりき。

教會の復興

奈翁を敗りし同盟國は法王に其國土を還附せり（アヴィギオンを除く外）而もこれ復興せられたる唯一の教會國とす。由來教會は舊制度の一部分に屬せしかば、革命に依りて顛覆せられ、復興政に依りて再興せられたり。そも復興せられたる俗門君主が教會組織を復興したるは、蓋し正統君主政と同時に正統教會

を振起するは、彼等の爲め良心の務めにして、而も自然に保守的なる教士の權威を挽回するは正しく保守政策の一行爲なりき。されば正統黨は「祭政一致」即ち政府と教職との聯盟を要求したり。これ正統派(Chateaubriand, De maister, Haller, Schlegel)の鼓吹せる理論にして、政府の實行せし所なりき。蓋し革命に依りて迫害せられたる政教兩權は、利害連帶の感を抱きて、共同の敵に當らんが爲めに提携せるものとす。されども兩權の關係は種々の方法に依りて處理せられたり。法王は其國內に於て完全なる復興をなし、革命以來廢止に屬せる修道院を再興し、猶且つ舊君主政に依りて強ひられたる一廢令を取消し、政府に謀ることなく、壯重なる教令を以てセスイット協會を復興したり（一八一四年四月）。西葡、及び伊（奥領の諸州とト）の專制君主政も亦舊制に復還し、信仰の統一（加特力教の強制）裁判、十分一税、教會領地、生死の記録及び教社を復興せり。

二大加特力教君主政國は、教會の監督と宗教の自由とを保存したり。即ち奥は寛容制と共にジ、セブ主義、佛は宗派の平等と共に奈翁の宗教協約を保存し、兩國共に信仰の統一も教會の獨立も復興せざりき。佛は又革命に依り破壊せられたる教社及

び教會領地をさへも復興せざりき。法王は専ら俗門的文書にして、一言の加特力宗教に及ぶものなく、天主の稱號をだに記載せざる憲法、就中宗教及び信仰の自由を確立し、異端派而も不信實なる猶太も、基督の神聖無垢、之を措きて他に救世の求むべきなき天主教をも同一列に置き、苟くも教職と名稱するものに保護を約せし所の第二十二條、風教を侵害する所の自由たる出版に關する第二十三條に對して抗議せり。

獨逸に於ては革命以前の教會制の復興を見ず、常に教會國の廢止のみならず、修道院をも依然廢止の儘に留めたり。全聯邦の爲め單一處理の案は失敗に歸し、法王と各邦政府との特別の合議に依り、新區域を以て新教會を設置したり。バヴアリアのみ此合議に協約の形式を與へ(一七八一、七年)、天主教會に、神命と教會法規とに依りて彼に屬すべき權利及び特典を認許せり。然れども奈翁の附屬條例に等しき告示を以て此條約を公布し、法王の異議に拘らず、宗教の自由を保障したり(一八八一、八年)。其他の獨逸聯邦に於て教會は、政府と協定せる數個の法王の教令に依りて組織せられたり。到る處政府は教會の上に其權力を保持し、而も十八世紀に於ける如く引續き、禮拜式、祭

祝巡禮等の細事にして純然教會の處理に屬する事にまで干涉したり。

要するに復興政は、疲弊して而も政府に從屬せる一教會を再興したるのみ。

法王全權黨

革命の危機に際會し、教會は是非なく變化を致せり。世人は之を

衰頹せるものと思惟せしに、豈圖らんや、反つて自强に到れることを認めぬ。十八世紀の教士は、其貴族的にして不完全なる中央集權的教憲を以て、多くの特權と外觀的權威とは有したりと雖、社會の上に活動甚く、又勢力も振はず、識者階級は彼に聽從せず、而も民衆の上に彼の勢力は地方的にして、之が指導の統一なく、各大國は實際に殆ど法王より獨立して政府に從屬せる其國民的教會を有したりき。

貴族中に募りて實際世俗的侯伯たりし教正や、大領地の所有者たる從來の教社は、危機の際に一掃せられ、貴族制及び分權の此器具に代りて、神學校出身の由來民主主義的教正が教士の長となり、羅馬に起りて法王に忠誠なる教社、主としてゼスイツト協會員、説教及び學事の指導を執るに至れり。神學校はトレントの宗教會議の命令に從つて改正し、新時代人に教授せる法王最上權の信條は、再び教會の組織上根本的教義となりぬ。

十四世紀に於ける法王權の衰頹以來の設立に係りて、トレント宗教會議の復興論に拘らず維持し來りたる國民的教會は、猶此法王權の新復興に抵抗せんと試みし與黨を有せしかば、政府は法王を蔑如してこれを支持したり。斯くて加特力教徒を國民派と法王黨とに分裂せし紛争は、主として佛國に於て激烈にして、一六八二年の佛國教會の訓言、一個教義の形を呈せり。奈翁之が強行を宣言したり(彼の法王の特免慣例を妨害するの箇條を列記せり)。茲に於て佛國教會と法王全權黨との間に宿昔の争鬭を再開し、佛國教會は俗門權を恃みて立ち、復興政以後に於ても、王、大臣より政府の職員及び議院に至るまで依然佛國教會に留まりしかば、プレジヌース大學總長、サンシユルピス神學校長、巴里の大教正等の要職には佛國教會徒を擧げ、法王主權の與黨たるゼスイット協會員を逐斥し、而も一八一四年の法の教令に拘らず、引續き該教會は廢絶に屬するものとして遇したりき。然るに法王全權黨は、次第に教士及び信徒の大衆を收攬するに至れり。之と同様なる紛争と進化とは獨逸に於ても發生せしかども、佛國に於けるが如く顯著ならざりき。結果は俗化的國家の半官吏にして、國民的、貴族的なる以前の教職者は法王權なる一種の國際的教門君主

政に服従せる民主々義的教職者の代はる所となり、加特力教會の政府は愈羅馬に集中したるにあり。斯くて教會は財産と公式の權威とに於て損失せりと雖、集權の力に於て利得したり。同時に新なる協會及び主として婦人修道院の起立あり。而も之が爲め寄附遺贈夥多なりしに由りて、再び教會の資産を興し始めたり。羅馬に於て法王は、其政教二權の敵手に對し争鬭せり。ピエ七世は聖書の翻譯を發布せし聖書協會を批難し、レオン十二世は、秘密結社が伊太利の統一に努むるは、法王の政權の滅亡を圖るものとしてカルボナリー社を、又宗教の自由を主張し以て、信條の統一を駁撃せしフリーマソン社を主として追窮したり。茲に於てか十九世紀を充さんとする宗教上の論戰なる法王廷とフリーマソン社との間にかの熱誠なる争鬭は始まりぬ。

自由派加特力黨 加特力教士の一定不變の傾向は、眞誠の宗教を強行せしめんが爲め、及び信條の統一を維持せんが爲め官憲に倚據するにありければ、法王の宣言中に説示せる教義は、宗教及び出版の自由を非難したり。然るに加特力教徒は、英國、瑞西、佛國、白耳義の改革及び革命に歸着したる自由的政制に向つての運動に

吸引せられ、一八二八年の交に及び自由派加特力黨なる一新政黨現はれ、教會の遺傳的權力と自由的新教義とを調和せんことを企圖し、教士の爲めに特典、宗教の敵手に對して國家の助力を要求するに代へて、自由的政制が一個人に許與せる普通法的自由を教會の爲めに要求するに限れり。結社の權、財産特有の權、教育及び慈善事業を施設することの權是なり。以爲らく眞理の保有者たる教會は強制を要とせず、教育、説教、其德行及び道義卓越の表彰に依りて社會の指導を掌らんが爲め、自由あれば足れりと。

運動は愛蘭、白耳義、佛蘭西の三國に於て生まれり。蓋しプロテスタント若くは佛國教なる其政府は、自由的教義が私立結社に許せし程、活動の自由を加特力教士に與へざりしかば、單純なる自由も教會の爲めには權力伸長の見を懷きしなり。自由派加特力黨は三國に於て一齊に運動をなし、其首領は個人的に聲息を通じたりき。愛蘭に於てオーコンネルは自由の名に於てテスト・アクトの廢止、及び加特力教徒の平等權を要求して之を獲たり(一八三九年)。白耳義に於て自由派加特力黨は、自由の名に於て和蘭に對する謀叛を聲援して、一八三一年の憲法を獲得し、是に依りて米國

に於けるが如く、教士に完全の自由を與へしめ、而も歐洲に於けるが如く、彼等の特典をば保存せり。佛國に於ける黨員は青年者の一團體に過ぎず、其首領たるアベラメネーは、ゼスイット協會員の放逐に對して抗議して言へり(一八三九年)。我々は加特力教會の爲め憲法に依り、各宗に約せる自由、プロテスタント教及び猶太教が享有する所の自由を要求す云々。テコロヂールは米國流の自由を要求せり。黨員尠き本黨は政府の上には毫も勢力なかりしが、一八三〇年の創立に係る其機關紙(L'Avvenir)と、上院議員モンタランベールの宣言とに依りて輿論を刺戟し、教育の自由即ち加特力學校の設立の權を要求し、尋いで教正選任の權を宗敵の手に委せし宗教協約の廢棄、及び政教分離の請求に及びり。

自由加特力黨は自由主義を容るゝと雖、道義教育、救助の指導を拋棄するものにあらず。而も此等の事たる國家の本領にあらざるを以て、私人に依りて處理すべく、私人は之を教士の指導に委するの權ありと宣言したり。教會内に於て彼等は法王の無上且つ專制的權を認識せり。動もすれば輒ち佛國の公衆は誤りて自由派の形容詞を佛國教會派と同辭義に解して、法王全權黨の反對黨となせとも、彼等は國民的

教會の敵手にして、正しく法王全權黨なりとす。然れども自由の教義も猶信條の統一に反するものとして、曾つて羅馬法王廷の容るゝ所とならざりき。グレゴリー十六世は、ピエ七世が先に佛國憲法を非難せし如く、白耳義の憲法をも非難したり(一八三〇年乃至四〇年)。何となれば該憲法は宗派及び出版の自由を認めればなり。又法王は回章(The encyclical Mirari vos) (一八三二)年八月を以て佛國の自由加特力黨を非難したり(黨員を無頓着主義を認めり)。

法王の非難に拘らず、自由派は立憲政國に於ける加特力黨の運動の指導を執りて、引續き教會に必要な自由を要求せり。

自由派の運動は、後日伊太利に於てもかの伊國再興論と共に勃發し、自由と國民的統一とを同時に確立する爲め、教職者に依りて成形せられ、重に自由派僧侶協會の形狀を呈せり。再興論の記者の一人(Gioberti)は牧師なりき。奥國人黨の候補に對し選舉せられたるピエ九世は、自由派の法王として當選したれば、其選舉は先づ自由派加特力黨の確乎たる勝利の如く看えたり(一八四六年)。

加特力派民主黨及び一八四八年の革命

加特力徒は政治的新運動の効力を

感じ始めたりしが、此運動は、民主政に趨向して、遂に一八四八年の革命に歸着したり。一八三〇年前に自由主義の諸國に自由派加特力黨の起りし如く、一八四八年前には民主主義の諸國に加特力派民主黨起り、瑞西の加特力教カントン中に於て、最初に民主的革命の起れる處に端を發けり。即ちこれ法王の主權説を確信せる一個の法王全權黨にして、ブレールに於てはセスイット協會員を誘うて入會せしめ、リュセルヌに於ては彼等政權を握れる時、グレゴリー十六世にカントンの新憲法の認可を仰ぎたり。正にこれ宗教自由の教義に反對なる信條統一の一黨なりき。然れども従來の教義を保存しつゝ、活動の新方針を採りたれば、實際上教士と政治社會との關係を一變したり。従來教會は理論上政體の如何を問ふことなかりしが、實際に於ては王公若くは貴族との外は餘り親結せず、其固有の組織は君主政治的階級制にして、一切の權威は神秘的權利に依り上より下降して、配下たる教民の上に無制限に之を行使す。之と反對に瑞西の民主的共和政は、人民の主權と其選舉に係る政府の上に基礎を据えて、權威は下より上に委任する所たり。此相反せる兩制度の間に加特力黨は、實際的調和法を發見したるものとす。即ち選舉に依りて俗門自主

國の主公たる主權的人民の代表者は、加特力教徒として隨喜渴仰法王の無上の教權に服従し、且つ法王をして政教二權間の吟域の裁定者たらしめたり。由來革命的たる此制度に於ては間接に君主政國に於けるより勝れたる權威を回復せり。何となれば法王は命令することに慣れたる世襲的君主と交渉するとは異なりて、服聽に慣れたる教會の兒孫に相對するに過ぎればなり。されば彼は今復た教會と國家との關係を處理すべき無上の裁定者とはなりたりき。

然れども此新權力を掌握する爲め、教職流活動の舊手段は最早不充分にして、必然民主政的方便を探るを要したり。即ち選舉及び議院の組織及び新聞これなりしかば、議院に於ける加特力黨、加特力會の組織成り、加特力新聞の發刊を見るに至りしが、茲に於て又新なる困難は起れり。加特力黨員及び新聞記者の大半は俗家にして、正しく加特力徒の利益を圖るの上に於て一新權力者なりしかども、彼等相互及び教正及び教師なる教會有司間に於ける勢力の競争及び意見の杆格は新なる一種の紛争を惹起したり。斯くて無上の權威に依り之を落着すべき任ある法王は、益々加特力教國現當の政治に干渉し、政黨の一首領の技を演出せんとす。

此民主政的進化は、一八四八年の革命に依りて俄に之を促進したり。蓋しこれ人民の俗門的主權と、絶對的自由との名に於て、而も概ね教士の爲め親切の感情を以てせる俗門的にして民主政的革命なりければ、教會の制度を破壊することはなかりしかども、而も宗教の完全なる自由の主義を聲明して、一般の制度を俗化するの傾向を呈しぬ。佛國に於ける國家の制度は既に全く俗化せしかども、教會の公式組織は依然同一に留まれり。遮莫、普通選舉は教士に政治上の一勢力を與へ、教士は保守黨の最も活動的勢力となりぬ。——伊太利に於て政府は宗教自由の主義を樹立するを以て足れりとし、加特力教依然特典ある國教として留まれり。——獨逸諸邦に於ては當年の革命に際し、教會自由の白耳義の制度を輸入し、フランクフルトのパリメントが採用したりし、凡て教社は一箇獨立的に其事務を規劃管理す。而も依然國家の法律に遵由して留まる云々の一條遂に普國憲法に傳はりたり。一八四八年十月、ウルツブルに集會せる獨逸の教正は、教會に強ひられたる監視の廢止（法廷と通信交通の禁止、教會の命）を要求したり。革命の結果は普國及び奧國に於て此禁止及び國家の監視を廢止するに至れり。獨逸の他邦に於ては物議紛糾を極め、其處

理遅々たりき。

教會内に於ける反動 一八四八年の革命は、ピエ九世の上に深刻なる感動を與へたり。即ち彼は親權的政府の下に許容せる自由をば承允せり。而も其教民は憲法上の自由を彼に強ひて彼が權力を合法的に制限せんと欲せしなり。斯くて彼は自由黨と相絶てり。革命の徒に依り羅馬より逐はれたる彼は、政府の援助を以て革命と奮闘すべき決心を抱き、而も法王の政權は革命に對する須要の屏障なり。確信し、專制々度の與黨となりて歸來せり。孰れの國に於ても革命は反動の繼ぐ所となり、俗門政府は復興政時代後に於けるが如く、教門官憲と親和せり。而も一八四四年に於けるより一層方式ある一個の同盟に依れり。一八四八年の社會黨の運動は中産階級を聳動し、之をして教士の保守的權力に訴ふるの決心を抱かしめたり。一七九三年の革命後貴族間の流行を過ぎし無宗教は、一八四八年の革命後中産階級内の流行を去り、加特力教諸國に於て奉教は世間的義務、善良なる教育及び善良社會の作法の一部分となりて、而も之に留まりたり。加特力黨は教士の權力振興の爲め此状態を利用し、佛國に於ては中等教育及び宗教小學校の自由を獲得し(一八

年五〇) 尋いで三世奈翁の代に政府の殊遇に浴したりき。——普國に於て國家は、教士及び神學校の管轄を教正に放任し、他の獨逸小國に於ては彌久且つ複雑なる商議を重ねたる末、普と同様の制度を樹立するに至れり。——奧國に於て法王廷は、一八五〇年にジゼフ主義の放棄、尋いで一八五五年の宗教條約を獲得せり。教會が其權利を得しは俗門權の讓歩に出づるにあらず、而も神制宗法に依れる事を大國政府が認めたるは之を嚆矢とす。教職者の上に國家の刑事裁判權さへも、單に時の状態に鑑みたる法王の讓歩として之を表示したりき。類似の條約、一八五一年、西班牙に於て締結せられたり。同時に法王は、英國(一八五〇年)及び和蘭(一八五〇年)のプロテスタント教國に於て、司教職及び宗教區を公然設置するの權を獲得したり。全歐洲に於て一八四九年より五九九年に至る反動の時代は、殆ど凡ゆる各國に於て加特力黨の權力増大の爲めに供用せられたり。獨りサルヂニア王國は、夙に一八五〇年以來制度の俗化を企て、法王廷と明々地に紛争を開きぬ。

此部分的復興に加ふるに尙ピ一九世は、其公書に示し、其半公的機關紙たる、シヴリタ・カトリック(一八五〇年創刊)をして評說せしめたる計畫に従ひ、加特力社會の一般的復興に

努力せり。彼は聖ドミンゴ會員に依り排斥せられし、聖フランシスコ會員及びセス
 イット協會員が宿望の教義たる聖母の瑕瑾なき懐胎説を宣言しつゝ、教義的主權者
 たる一行爲より着手したり。即ち彼は教正の意見を徴し、殆ど悉皆是定の答議五百
 七十六を得たる後、教會の爲め由緒ある日を卜し(十月)(嗣後法王職の大事を)羅馬に
 於て名あるシーステス會堂に於て盛式に教條を宣布したり。宗教會議を開かず、法
 王の職權に依り之を宣布したるは、蓋し法王獨り加特力教會の信條を定義するの
 權利を明確にせんが爲めなり。尋いで現代社會に於ける教會の任に就き教義の完
 全なる解釋を調製し、且つ近世謬説の要目を作る爲め委員會議を開催せり。會議は
 五ヶ年間拮据勉勵し、發して一八六四年の教職的宣言となりし所の文案を作成し
 たり。ピエ九世が其教義の解釋を調製するの期間、サルヂニア政府伊太利王國を建
 立し、法王領地の一部分を奪ひ、且つ羅馬を略して新王の首都となすべき意志を
 告白せり。ピエ九世はこの侵略を以て盜賊的行爲として論じたり。法王政權の破壊
 は一君主政國に依りて實行せられしかども、法王の眼には革命の最も忌まはしき
 事實の如くに影じ、一八四八年の逆境に復還の思ありき。蓋し伊太利君主政府が當

年の革命の徒と相呼應し、就中羅馬共和國の三執政の一人たるガリバルデーと行
 動を與にしたればなり。即ちピエ九世は新革命を咎め、其領州の罪惡的侵入に與力
 せし者を悉く破門したり(佛に一八六〇年三月二十六日付法王の震諭に、)
法王政權の由來天授なるの教義を説き示せり。
法王のクアンタキユラ回章及び誤謬の要目(一八六四年) 佛國が九月の協約に依り、
 羅馬に於て法王を護衛せし駐屯軍撤退のことを承諾せし時、ピエ九世は憤慨措く
 能はず、社會改造の其方案を發表するに決心したり(一八六四年)。彼は之に基督教徒回
 章の形式を與へ、附するに先に批難せし近世誤謬の要目を以てせり。
 クアンタキユラ回章は、シヴィルタ・カトリックに於て既に説明せる法王の根本的概念を明
 確に解説して曰く、中古に於て旺盛なりし加特力教の教化は、ルーテル、ジャンセ、ヴォル
 テールの教旨及び社會主義に依り次第に衰勢を來し、社會は異端的精神に於て組
 織せられたれば、其根柢より之を正統の權威上に改造せざるべからずと。
 回章は劈頭第一、法王の務は、信者を保護して左道及び誤謬に陥らしめざるにある
 ことを喚起せり。ピエ九世は既に我等の悲しむべき時代の主要なる誤謬及び主と
 して我等の時代を制して、殆ど凡ゆる他の誤謬が由來する奇怪の説を非難したり

根本的誤謬は唯理論にあり、其思想たるや、政府最良の組織及び文治的進歩は、人類社會が宗教の頓着なく、殆ど其存在をも認めず、即ち擣くとも宗教の正邪を問はず、其間に差別を措かずして構成せんことを絶對的に要求し、而も最良の政制は、政府は公共の和平が必要とせざる限り、加特力教の違反者を刑罰に處すべき權義なきものとなすにありと（政府は天理の上に基くべく、而も宗教に無關係たるべしとの思想、其結果は教士より一切物質的強制手段を奪ひ、唯徳義上の權威のみを彼に遺存せしむのみ。又此思想は教會の根本的教義たる信條の統一に反對す。蓋し以爲ちく種々の宗教は價值匹敵す。人をして各其好む所に從ひ、甲乙孰れを）。社會的政府の全然誤れる此思想より、グレゴリー十六世に依りて狂暴の沙汰と名狀せられたる誤謬は出で、良心及び信仰の自由は各人固有の權利なるが故に、總て善良に構成せる社會に於て宣明せられ且つ許容せられざるべからず、又公民は出版に藉りて其意見を公表する完全の自由、即ち道俗孰れの官憲に依りても制限せられざる權利を有すとの説起りしが、蓋しこれ、自暴自棄の自由のみ、何となれば、若し夫れ常に人に論争の自由を許したらんには、眞理にも抵抗を敢てする者を絶たざるべければなり（良心及び出版の自由は實の革命に依りて攪亂せられたる國々なりとは、宗教）。

民事社會より宗教を排斥したる曉、人は、曲直邪正及び人道の觀念を失ひ、其直接の結果は、輿論若くは他の方法に依りて表示したる人民の意志は、一切神と人との大道に關係なき無上の法律となり、又政治界に於て成し遂げたる事實は成法の効力を有し、遂に教社の廢止に至るなり。一朝社會より宗教を驅逐したる後は家庭より之を排斥せんと欲し、遂に民事結婚及び俗人教育を見るに至るなりと（實に人民の上教會の主權を認めざる國に於てのみ許容せられ）。遂に民事結婚及び公立學校の中立に及びたりき）。

政治上の事に於ける誤謬たるや、基督に依りて教會及び法王廷に委ねられたる最上の權威は、文治官憲に従屬すべきものと謂ひ、宗教及び教會に關する法王の令達は文治官憲の承認を要すと謂ひ、教會は其法令の違反者を罰するに政治上の刑罰を科するの權なしと言明し、以て外界の秩序に屬する事に就き、教會及び法王廷の一切の權利を否むにあり（同章の末文は國王の權勢は單に世間の政治の爲めに授けらるべきものとあり、而も主として教會の保護の爲めたることを如き共謀及び法王廷加特力社會に對し、斯かる大誤謬の積れる時に際しては、神の加護を祈願すべく）。此政制は教會の權力とて、神法に依り、別に政權より獨立異別せるにあらずとの異端主義に基くものなりと（實にこれプロテスタント教國、加特力教の教理

は之と反對に、基督より神命的に法王に授けられたる全權は、世界的教會を守護管轄するにあり。是に由りて、教會は獨立なる一社を形らざるべからざるなり。斯くの如く回章は宗教の自由と文治權優越との上に基礎したる俗門的國家に對抗するに法門權の完全なる獨立と義務的信條の統一との上に基礎したる加特力教治的國家の理想を以てす。

法王ビー九世が教正會議回章、其他の文書に於て表示したる現時代の誤謬の要目は、彼が批判せし總ての教義を概括して否定の形に轉載し、これを計上して一より八十に至り、而も論理的順序に類輯し、理論的誤謬を劈頭第一に置けり。其題目左の如し。第一、萬有神教唯理論、絶對的純理論、第二、節制的純理論、蓋しこれ哲學的論說に對せるなり。第三、局外主義、廣教説(教則に拘泥せざり、これ良心自由の理論に對せるなり。第四、社會主義、共產主義、聖書協會、自由派僧侶、第五、教會及び其權利に關する誤謬、これ俗門權に教士の從屬及び實際寬容制に就きての理論たり。第六、文治社會其れ自ら及び其教會との關係に就きての誤謬、これ教會の事に國家の干涉權(法王の命すめ政府の許可、神學校、宗教協會等)に對、及び俗人的教育に就きての理論たり。第七、自然及び基

督教的道義に關する誤謬、これ俗諦的道義、既遂事實の價值、無干涉主義に就きての理論たり。第八、基督教的結婚に關する誤謬、これ民事結婚及び離婚に就きてなり。第九、法王の政權に關する誤謬、これ政權の破壊に對してなり。第十、近世自由主義に關する誤謬はなり。

されば此要目は實に教會を破滅せんと欲する所の敵手、其公式の特權を奪ひ、一個の私立結社の状態に貶さんとする所の局外主義者、民事結婚、生死記録の俗門管掌、俗門學校を望む所の宗教自由、及び宗教上局外主義の與黨を非難せるのみならず、教會と與に革命に對して奮闘したる所の教會の條件同盟者、教會の裁判權、強制的誓約を廢し、政府の認可裁判の上告等に依れる監督の制度を維持せんとする所の俗門的主權論の與黨たる君主政府をも亦非難す。尙之に法王政權の反對者たる佛國教會徒及び、宗教自由を容受する自由派加特力黨をも加ふることを得べし。理想的加特力社會と近世社會間との反對を一層明晰に指示する爲め、要目は其末項に於て左の提議をも非としたり。法王は世の進歩、自由主義及び近世文明に鑑みて之と融和するを得べく且つせざるべからず。

要目は概略的にして而も否定的たる文體を用ひたれば、頗る難解に屬し、各條項を對照反覆するも消極的意義に定説したる述者の眞意を尋究するに苦む。殊に又神學的な文章なれば、主題假説を分別せざるべからず、主義に於て非とせられたる提議も、實際に於ては或る條件の下に寛容せられ得て、正しく相反せる兩解釋公にせられ、ピール九世の是認する所となれり。同章と對照するに、要目は假令法王は現代の俗門的國家を非難せずと雖、尠くとも彼が全然異なる理想を抱き、而も中古の制度を憚ることを示せり。實際要目は近世社會に對する法王の宣戰書に准へられ、教會の敵手に依りて痛快を以て迎へられたれども、之が發表を阻止せんと試みし所の政府に依りては煩悶を以て、自由派加特力黨に依りては當惑を以て接せられたり。

法王廷の大會議(一八八六年)

加特力社會の教義的改造の儀觀を壯にする爲

め、ピール九世は教義の事に於ても教會に於ける法王の専制君主的權力を正々堂々、法王無謬の教條垂示の形式下に承認せしめんと決意し、教令案調製の事を六教正の委員會に附託し(一八八六年)、尋いで三百年來始めて萬國大會議を法王宮に召集したり(一八八六年)。

一八六九年十二月八日に召集せる此會議は、約七百八十人より成れる單獨に教職者の集會にして、孰れの政府も之に代表されざりき。法王、大權を以て議事の手續を規定し、議案は法王の任命せる委員之を作成し、法王の許可を得るにあらざれば何事も討議に附する能はず。彼獨り發議權を有せり。第一の討議は總會に於てし、法王の指名に係る一教正を議長とし、發言は其許可を要せしめ、案にして全會一致に可決せざらんか、祕密投票に依り舉げたる廿四人の委員の手に移し、委員討議の上印刷したる報告書を呈出し、是より再び總會に附し、各員可、否、修正の上可と口頭採決せり。羅旬語を以て議し、會議は祕密を保つを要し、公開會議は發表の儀式に限れり。法王は伊太利人、四十二の東洋人、百十九の教民を管せざる教正より成れる確固たる多數を制したり。

反抗は或る文書に依り會議の前より始まれり(獨逸の加特力神學者として名高きドールの變名にて法王及び會議と題名せる一書に編せり。佛國に於ては、會議に於ては第一に巴里神學校教授マレー、會議及び宗教の利益なる一書を公にせり)。會議に於ては、第一に法王の強行せる會則に對するクロアシアの教正、ストロスマイエルの抗議に依りて起り、尋いで同一意義の獨逸、教正の請願書に表はれたり(一八七〇年一月)。反對は二種に

して其一たる非無謬説は無謬の教條は自ら教會の傳説に相反するものとして之を排斥し、ドーリングは之を、教門の革命と名状せり。他は教條をば容受すれども(大半然る)而も之を頒布するは機宜に適せずとの觀察に出でたり。蓋し法王は全世界の支配を志望すとの印象を與へ、以て徒に政府の激怒を買ひ、且つ要目に由りて發生せる教會に對する臆測偏見を増長せんことを恐れたるものとす。時人之を時機不適當黨と呼べり。自由派加特力黨是なりき。

反對者は會議に強ひられたる議事規則、動もすれば辯士の自由なる論辯を妨害すとの評ありし議長教正の態度、議場の音響悪しきこと(一教會堂、議事筆記を缺ける)こと、無謬派の新聞記者に依りて發せられたる論説等に就き不平を鳴らし、又其敵手が不意突如として決議を促すことを譏り、且つ議場に於ける小數黨の教正のみにも、主に伊太利人(信徒二千四百萬を代表す)、東洋人(代表す)及び無教區の教正より成れる多數黨に比し、加特力信徒の大多數を代表すとの計算を立てたりき。法王は議事の秘密を犯せし者あるを慨歎せり。蓋し一八七〇年一月發行の「オーグスブルグ・ガゼット」に、宗教會議の來書を登載し、祕密に留るべき討論を公にしたればなり。彼は人が彼

に對抗するに傳教説を以てせんとするを憤り、傳教は予自身である、(I myself am tradition)と謂へり。斯くて公衆は争鬭を看て以て專制派セスイット協會員に擁せられし法王と、自由派若くは民族黨教正との衝突と做せり。而も今に至るまで尙此拮抗が、如何に會議の分裂に影響せしかを歴史的に證明するは殆ど難し。

會議の事項數種なりしかば、信條、紀律、教社、東洋的式典委員の四委員會に分課したり。主眼は信仰の項目にありき。要目に似たる誤謬批判の文案作成せられたれども、而も法王無謬の箇條は案中に載らざりき。無謬説宣傳の與黨は其宣傳案の提出を法王に願ふ爲め、四百の議員の署名せる請願書を致したり。是ぞ正しく紛争の原由にして、法王の支持ある多數黨は採決の急を迫り、小數黨(四十六の獨人及び埃人、三十の伊人)は先づ此議事の必要を強ひらるゝ事なきを法王に願ふの一書を上れり(一八七〇年一月)。法王は一新議事規則を頒ち、之に依りて會議は全會一致にあらず、多數決に於て決議すべきこと、なせん(二月二)。小數黨は意見の表示に依りて之に應對したり(三月)。茲に於て法王は、基督教會に關する一新箇條を提出して議案中に加へしめたり。是ぞ法王無謬の明確たる宣言にして、多數黨は他を措きて其先決を請へり。

全會一致を以て信條案の一部分を可決したる後、議事の順序變更に反對して抗議せる七十七員の建議ありしに拘らず、無謬の箇條に移り(四月二日、ボアチエーのピト)臺下の委員報告に於て宣傳を可とし、一新論據を呈して曰く、セント・ペートルは頭を逆にして傑せられたれば、その頭首が全身體の重量を持てるが如く、法王は全教會の重きを擔ふ、されば不可誤たるべき者はその之を負擔する所のものにして、負擔せらるゝ所の者にあらざるなりと、案に對し百三十九の修正案の提出ありき。然れども不健康の狀態日に益甚しく、會員の羅馬滞在を困難ならしめ、終局を急げる多數黨は通告ある演説の盡くるを待たず、閉會を決議し、猶四十人の演説者を殘したりき。無謬の箇條と共に法王に關する章は、八十八の否、六十一の修正の上可の投票に對する三百七十一の可票に依り總會に於て通過せり(七月十日、小數黨は五百十)公開の會議前に羅馬を退去せり。此公會に於て二に對する五百七十七票を以て加特力教會の宗制を通過せり(七月十日)。此時恰も佛國は普國に對し戰を宣し、羅馬の佛國駐屯軍を撤回しければ、羅馬に護衛の兵なく、將に伊太利人の跳梁に委せられんとす。法王は會議を中止し、尋いで無期限に之を延期したり(十一月二十日)。

斯くて法王宮の會議は其目的の事業を果さずして終り、單に信條に關する數章と法王に關する四章とを可決せるのみにして、其效果は信條の事に於て法王の獨占權を承認せる無謬の教條を神聖にせしに過ぎず。此舉動たる無謬說宣布の反對者の憂慮せる大失敗を醸すに至らず、教正は舉つて之を遵奉し、飽くまで無謬說排斥を主張せるは單に獨逸の教士と神學者とのみにして、彼等は其教正の要求せる遵奉の申告書に署名するを拒絶し、一教會を設立せり(一八七一年)。遮莫、舊加特力派の此分裂は獨逸と瑞西とに限り、而も神學者と中産階級人士の少數に過ぎずして、信徒の大衆中には徹底せざりき。政府は一應反對の意を宣揚したれども、而も世俗の爲め信條の事に干涉するの時勢は既に過ぎたりと考量しぬ。獨り奥國は會議の教令を公布することを禁じ、又獨逸二三の邦國も公布の認可を拒みたりき。

教會と國家間の紛争

反動の終局以來、加特力教會と俗門政府との間に紛争再發せり。其最も激烈なりしは、法王の政權と羅馬の領有とに關する伊太利人の確執なりとす。法王は政權を以て其教權の行使に缺くべからざる一條件なりと宣言しけるが故に、政治上の争闘も宗教の一問題となり、諸國の加特力黨は、法王の政權

恢復の爲め其國政府の干渉を要求せり。又法王は伊太利王國の建立を承認する事を拒絶しつゝ、其告辭に於て絶えずピエーモン政府の羅馬横領に對し抗議し、加特力黨に選舉に與ることを禁じたり。伊國政府はカヴール以來、自由國內に自由の宗教なる自由派加特力黨の定説を採用し、伊國に白耳義の制度を輸入するに努め、一方に於ては教會の裁判所、十分一税なる強行的舊教會權の遺物を廢止し、宗教の完全なる自由の扶植を圖り、後日民事結婚法を採用し、修道院の大半を廢し、教會の領地を官收し、之に代へて一般教職者に年俸を給し、他の一面に於ては教會が國家の所屬たることを廢し、法王に教正任命の自由を放任し、又教士の名譽的特典を保存したり。然れども法王は頑として交渉を拒絶したりければ、此組織は實際に止り教會は不承認なりき。

羅馬の占領(一八七〇年十月)は紛争をして一層重大ならしめたり。政府は保障の法律に依り、法王をしてヴァチカンのその宮殿に於て一君主の位置を享有せしめ、歳費を供し、教會頭首の務を行ふに就ては絶對的不羈獨立を保障すと約せり。而して教會の事に關し、政府一切の權能を廢したり。而もピエー九世は正しく就擒の覺悟なりと言明

し、一切の交渉を絶ちてヴァチカン宮裏に籠居せり。彼は最早羅馬府内に出づる能はず、若し出でなば縱論橫議を事として憚らざる革命黨若くはプロテスタント教徒なる宗敵に邂逅すべしと謂へり。爾來紛争は慢性的となりて嘗つて熄まざりき。奥國に於ては一八六七年の憲法が宗教條約に反して宗教自由を保障したるに由りて法王と紛争を開きたり。政府は議院をして宗教條約に反したる法律を通過せしむるを以て第一着手とせしに、法王は使徒職の權威に依りて之が無効を宣言せり。斯くて俗門權の法令を取消すの權を帯べる教門權の優越を肯定したり。奥政府は其法律を固執し、縱令教門官憲と協議決定せる一規則たりとも、獨斷以て變更する俗門の權利を肯定し、尋いで法王無謬の宣傳を奇貨として、既に破りし宗教條約を廢除せんと欲し、宗教會議に依りて宣布せられたる教義は法王の權限を擴張し、而も一切の權力を其一身に集中し、以て全然一新基礎の上に教會と國家との關係を定立し、正しく兩締約者の一方が其位置を變更したるが故に、契約は無効に歸せりと宣言したり。紛争は一八七三年の法律に依りて繼續し、奥國はジョゼフ二世の制度に復還せり。而も國家の監督の舊態を再興することなく、教會の奥國に於ける位

置は、教會が依然管轄せる生死婚の記録を除くの外、略佛國に於ける其れと同一となれり。

佛國に於ては帝國政の末期に至るまで紛争は要目の公布(一八六四年)大學に於けるデュリーの改革案、女子の爲め俗人學校の設立、教授の唯物論的教義に對する論争等の小事に限られ、加特力黨は政府をして法王の政權の擁護に決意せしめんが爲め、所謂羅馬問題に全力を傾注せり。蓋しこれ自由派加特力黨(Dupanloup)と、法王無謬說黨(Veuillot et l'Univer.)と熱烈なる論争の時代なりき。普佛戦争の期間争闘中止し、戦後國會の會期中加特力黨は法王政權の爲めに干涉を議決せんめんと企圖せしかども、單に加特力大學設置のことを獲得せるのみ、尋いで、非教士的反動起り、共和黨をして官許なき教社を放逐するに至らしめ(一八八〇年)、一八五〇年の法律以來、町村會の所屬たりし公立小學校を教士の手より奪ひて、教士をして私立學校の外從事するを得ざらしめ、一八八九年に至りては加特力教の諸國に於て教士の享有せる兵役免除をも廢したり。

西班牙に於て紛争は一八六八年の革命後激烈となりて、當國に於て始めて信條の

統一公式に廢せられ、一八六九年の憲法は加特力教の外、信仰の公的自由を宣言せり。尋いで教士政府を駁撃せしを以て、國民は民事結婚法を設定したり。ピエ九世は明かに正統王ドンカルローに與したれば、一八七四年の復興政に至るまで、法王廷と西班牙政府とは全く絶交なりき。法王はアルフونس十二世の政府を公認することを承諾したりと雖、而も信條統一の完全なる恢復を獲ざりければ、加特力教外の者に私的奉教の寛容を與へし一八七六年の憲法に對し抗議したり。

露國政府は波蘭の加特力教會に對する露國化的處分に關し、一八六六年以來ピエ九世と國交を絶ち、羅馬より其大使を召還し、且つ波蘭の教士と法王との交通を禁じたり。

獨逸及び瑞西に於ける紛争は、宗教會議の間の結果にして、舊加特力派の破門に就きて始まり、遂に法王廷との絶交に歸着せり。

ピエ九世は歐洲諸國に於て、教會の自由の冒瀆に對する抗議に其晩年を徒消して日も亦足らざるものゝ如く、巡拜者に對する告辭、法王使節への回章、若くは繫争國に於ける教士信徒に致せる震翰等に依りて、其憤慨を示し、遂に國家と大紛争の渦

中に教會を投じて逝けり。到る處教會の公的權威は傾頽し、南部の諸國に於ては其獨占的支配を失ひ、西班牙すら信條の統一より逸出したり。伊、埃は宗教自由の制度に遷轉し、獨に教會より結婚權と教職の自由權とを撤回し、佛、白に於ては教會に反對の一黨將に政局に立ち、彼より學校の監督を奪ひ去らんと準備す。されど總て此等の争闘は加特力教徒の熱誠を刺戟し、以て民族的及び自由的小異を捨て、大同一致の已むなきに至らしめ、加特力徒は舉りて政争の爲めに臍を固め、紀律ある一政黨に結合したり。加特力黨の強勢なるや、白耳義に於て一八七〇年より七八年に至るまで政柄を握有し、瑞西に於ては再組織成りて、ソンドルブンドより從來の七カントンを克復し、普國及び獨逸に於ては中央黨の創立となり、埃國に於ては自治黨形成の發端となりぬ。西班牙及び佛國に於て加特力黨は依然保守黨に合體して留り、而も其主力たりき。本黨の如何に資力に富めるかは、ビ、九世の登位(一八七〇年)三十年の祝典に際し之を徵證す。加特力教徒より法王に致せる寄贈は三百萬磅以上なりき。信徒の喜捨に係る教王の多資は、法王廷をして伊太利の補助を受くることなく、優に其費途を支ふることを得しめたり。

レオン十三世の政策

ビ、九世の繼嗣としてベクシーは、伊太利との調和に就き賛否の兩派間にある中立黨の候補として選舉せられたりと聞えぬ(一八七八年二月)。彼はベスイット會員の門弟にして、レオン十二世の優寵を享け、レオン十三世の名を冒したり。前に教會領に於ける一知縣にして、後白耳義に於て加特力黨其組織を完成せし時(一八四三年、當國駐割の法王の使節たりしを以て、多少政治上の經驗を有したりき。教會と國家との關係に就き、レオン十三世の政治的教義は、ビ、九世の其れと全然其揆を一にし、其教義的言辭に於て基督教社會に就きて同一理想を示し、而も近世社會に對する要目の批判を反覆し、一八七八年のインスクリュタビリー回章を以て、多數の邦國に於て百非を教へ、且つ公にする妄慢なる自由の採用に係る加特力教會の神命的宗制を破壊すべき法律を批難す。

社會黨に對する一八七八年十二月の、近世社會に關する回章は、俗門的國家、人民の主權及び俗人教育を非とし、基督教的結婚に關する回章(一八八〇年)は、教會が基督教徒皇帝時代以來絶えず行使せる婚姻上の、立法的及び司法的權能を要求し、レガリスト(昔時王者の特權)が結婚の契約と宗教禮式とを區別し、其契約の事を王公の權能

及び專斷に委ねんとするを批難す。

「文治權の根源に關する回章(一八八)は、自由承諾の上に基礎せる社會の理論、所謂近世の法律及び人民の主權なる十九世紀の偽哲學を非とし、フリーマリン派に關する回章(四年一八八)は之を擯斥して、唯理論者の爪牙、即ち法律及び政府より穩健なる加特力教の感化を排除して、全然教會の制度及び教訓に無關係なる國家を建立せんとする所の、俗門的國家の與黨なりと謂ひ、ピエ九世の下せる批難を敷衍す。

「諸國の基督教憲に關するインモルタルデー回章(五年一八八)は、教會に依り是認せられたる教義を差措き、他に私的生活の準繩を求めんとの期望を批難し、新法律思想の誤謬を列舉し、又要目の批難を明確に喚起したり。洪牙利の教正に宛てたる回章(八年一八六)は、生徒をして毫も聖經の知識を得ることなく育成せしめんが爲め設置したる所謂中立混成俗門學校を非難す。

「人類の自由に關する回章(七年一八八)は、自由主義者と呼稱せられんことを欲する此擴大して而も有力なる一派を擯斥して、唯理論の原則を政治上に應用せんとする自由主義の煽動者と謂ひ、世人が現時代の成功と誇れる宗教、言論、教育の自由たる近

世的自由を批難す。自由主義に對抗して法王は寛容制の性質を説明し、教會に依りて許可せられたれども蓋し一時的のものなりと。

「時難の爲めに切願すべき、聖ジセフ及び聖ヴィルダンの加護に就きての回章(九年一八八)は、今時を以て基督教社會の爲め、嘗つて最も災難多かりし時に比して纔に其働きのみと宣言したり。

レオン十三世は伊國政府に對してピエ九世と同一の態度を固守し、政權は法王廷の自由及び教權の自由なる行使に缺くべからざる條件として、嘗つて之が要求を絶ちしことなく、毎年其戴冠節(三月)と基督降誕祭とに當り、教正に對する盛式の告辭に於て、羅馬の占領に對する抗議を反覆して、法王廷の權利を留保したりき。ピエ九世と同じく彼も正しく就擒者なりとの揚言を固執して、ヴァチカン宮より一歩も出でざるを誓ひ、絶えて伊國政府を公認せず、自己の登位を之に通知だにせず、勿論之と交渉し、保障の法律を容るゝことをなさず、歳費の受納をも拒絶したり。彼は伊國の加特力信徒に議員の選舉に與ることを禁せり。彼は時に法王と伊國王との間に調和の風説ある毎に、斷乎として之を打消さしめたり。敢て調停を提言せる教

士も否認せられて、自ら食言するの已むを得ざりき。伊王も往訪せる加特力教の君主は、ヴァチカン宮に於ては之を迎接せず、プロテスタント教君主のみ單に此状態に於て迎接せられたりき。幾回か(一八八三年、八)法王は其居を伊國外に遷すべしとの風説傳はれり。巡拜者は絶えず法王を羅馬の君主と看做し、時としては、法王兼國王萬歳を呼びて示威表情したりき。

ピエ九世と等しくレオン十三世は絶えずフリーマソン社を排撃し、之に對する一八八四年 *Humanae Genus* なる特別回章と、伊國人民に與へたる書とを以て、フリーマソン社に屬し、若くは其一味たるの疑ある輩と一切關係を避くべしと勸告したり。遮莫、レオン十三世の實際政策はピエ九世の其れと同一ならず、諸國政府と争闘するに代へて彼は之と交渉を開き(但し有政權の主權を犧牲に供せざ、徒に葛藤を彌久することを止めて之が結着を求めたり。斯くてピエ九世が絶てる瑞西獨逸帝國及び露國との交際を回新することを得たり。佛國に在つては宗教講社に對する争闘の期間(一八八〇年)彼は絶縁を避けて、佛國教正の抗議を是認するに限れり。彼は各國に於ける宗徒をして各自別個に争闘せしむる代りに其活動を聯合するが爲め、加特力

黨及び加特力新聞の指導を掌らんことを企圖せり。

彼が政策は各國に加特力黨を形造り、之と親結を願はしくするに足るべき政治上の一勢力を代表せしめ、而して此親結を政府に提供し、其報償として教會に讓與する所あらしむるに在りしが如し。獨逸に於てレオン十三世は中央黨をして軍事法律を可決せしめたり。而して久しき交渉の後、彼の人文奮闘の期間に施せる舉措を漸次に廢止せしむるを獲たり(但し民事結婚及び普國憲法の改廢を除く)。英國に於ては彼は愛蘭に一使節を遣はし、土地同盟會に反對を表せしめ(一八八八年)。以て愛蘭の騷擾に對し政府を援助し、露國に於て彼は波蘭の教士を説諭して政府に恭順を致さしめ(一八八九年)。是に由りて羅馬に露國大使館の再設を獲得し(一八八九年)。佛に於て彼は一八八九年に於ける保守黨の失敗の後、教會の權利に抵觸せる法律の革除に努めんが爲めに、共和黨の主張せる憲法を賛成すべきことを共和派加特力徒に命じ、以て一個の加特力政黨を創立せしめんと企圖したり(一八八九一年、乃至九二年)。斯くて法王は諸國の内政に干涉するに至りしが、先づ第一に自黨政略の操縦に慣れたる加特力黨領袖の抵抗に衝突しぬ。一八八三年及び一八八七七年に於て愛蘭人、一八八七七年に於て獨逸中央黨、一八九一年

に於て佛の保守黨是なり。此等の黨人は凡て加特力徒が法王に服聽せざるべからざる信徒の事と、各人の不覇獨立たるべき政治上の事とを區別すべしと主張したりき。レオン十三世は此區別は法王廷の正當の權威に反するものとして之を非難したり。其所以は教會の頭首として法王は教會の利害に就きて唯一の裁斷者にして、信徒は其聽順の畛域を定むるの資格を有せずと。蓋しヴァチカン宮の宗教會議に於て宣傳せる宗教上の統理に就きての君主政的統一は、總て加特力徒の政治的指導の統一に歸着したればなり。

獨逸政府が社會的政策嘗試の後、レオン十三世は、労働階級の狀態に關する名高き回章(一八九一年)に依りて、社會的運動にも亦干涉し、社會主義を批難し、同盟罷工を咎め、資本と労働との一致を説き、職工社團を稱揚し、私人的發起の協會主として加特力職工組合の創設を勸諭せり。

レオン十三世は正教會を加特力教の統一内に入れんことをも努め、夙に一八八四年、クロアシアの民族黨首領の導けるスラヴ種族の加特力巡拜者(クロアシア、チェーク、ガリシアン)の盛式迎接に於て、スラヴ大民族の結合の希望を説示し、一八九四

年に於て、彼は東洋人及びプロテスタントの徒をも結合内に招致せんが爲め、世界王公及び人民に宛てたる回章を公にし、結合準備の爲め一協議會を召集し、羅馬に歸依せる東洋教會の爲め一規則を頒ち、其禮典の維持を保障したり。

十九世紀の經過中に於て、國家は歐洲に於ける加特力教會より一切の實質的權力を奪ひ、宗教の自由樹立の爲め、信條の強制的統一を廢止したり。然れども教會は俗門の權威を舉げて、一種の專制君主となれる法王の一身に現實的に集中せしに由り、各國に於て對議院的加特力黨を成形して、共同の中心に屬せしめしに由り、道俗兩教職の増員せしに由り、資財の蓄積せしに由り、又凡ゆる程度に加特力學校の組織成りしに由りて新生面を開き、慥に其失ひし所の公的權力に優れる社會的及び政治的一權力を收得したりき。

第二十四章 國際的革命黨

フリー・マソン社及びカルボナリー黨 十八世紀に於て、仁道の傳播の一協會となれるフリー・マソンは政黨の性質を帯びざりしも、已に國際的一聯合なりき。而も宗教の自由を樹立するに努力するに當り、教門官憲に對し争鬭を發き、教會は之を異端の徒として批難せり(一七三八年)。又教會の強制的權力(奉教の義務等)の破壊を畫策するにつれて、遂に革命的一結社となりぬ。

佛國大革命の後、俗門的國家の政制樹立するや、復た元の精確なる政治的目的なき平和的一協會となれり。復舊政の後、宗教の自由を保有したる邦國に於ては、内式の禮典、祕密の集會を以て、名は祕密結社に留まりたれども、實際は寛容せられ、又往々獎勵せられし者もありて、富裕なる中産階級及び高級官吏中にも社員を募り、政黨を其高職に推舉したりき。加特力教を再び強制的と爲したる南歐諸國に於て此協會は禁制に屬し、若し發覺すれば革命黨として追窮せられしが故に、眞個祕密結

社に留り、會員は主として中産階級の自由思想者なる少壯、及び不平の士官中之を募りぬ。西班牙、葡萄牙、伊太利殊に羅馬教會國に於て、本協會員は政府に對し陰謀を企てたりき。

フリー・マソンは元來宗教の自由なる單純なる通有の主義を執りたるのみなれば、政府の君主的たると共和的たるとを問はず之を賛襄し、敢て共和黨を以て自任することなかりき。唯實際到る處教士及び其聯盟者たる專制政府に反對なる自由派人士中に社員を募りしのみ。組織は自治の各地支部を聯合せるものにして、通常國民的聯合として各國民毎に總裁、評議會を設けたり。各國のフリー・マソンは互に氣脈を通じて、國際的識章(形圖)を有せり。立憲國の本會員が同會員を虐待する政府に對抗したるは蓋し事實なるべく、又漠然たりとも自由なる立憲制度の或る理想を甲乙の邦國に齎らしたることもあるべし。然れども國民的公式の組織の一面に、國際的祕密の總理部ありや、世上に表明せる教義と目的との外に、孰れの國にか共和的にして俗門的なる革命を畫策したる形跡ありしや、蓋しこれ二三加特力派文士の問題たりと雖、歴史上之を證明する能はず。唯其

政治的教義に統一なく、偶革命黨の領袖中フリー・マソン會員のあるありて、或る者は本會を利用して革命的傳播を爲したるは明かなれども、而も彼等が本會員として革命に努めしことの證據は絶無なり。

各國復舊政府のフリー・マソンに對する態度は互に異同ありて、新教國は全く自由に放任し、佛國自由黨内閣は之を庇護し、露帝アレキサンデル一世は支部の創起を獎勵したり、墺國に於けるメッテニコフ氏は之に反して一切の結社を嚴禁し、之を異端(玄妙主義派及び聖書協會等、總て政治的の考)の陰謀として、他の政府に警告せり、彼は蓋し國民的たるべきフリー・マソンに關係なき獨逸學生の結社を奇貨とし、殊に又西班牙、伊太利の革命を好機として、秘密結社の禁遏を露帝に忠告し(一八二〇年、アレキサンデルは遂に露國に於けるフリー・マソンを禁制するに斷決したりき)、ネーブルに於て專制政府復興の後從前専ら伊人のみなりしカルボナリイ秘密結社恐らくはフリー・マソン會員なりし佛の革命黨と關係を開きたり、茲に於て伊のカルボナリイを模型として、佛のカルボナリイ社興れり(一八二〇年、真理の友と稱するフリー・マソン支部の創立者の發起する所たりき)、然れどもこれブルボン族放逐

なる國民的一政綱を有する國民的一社にして、國際的組織の協會としては、佛の自由黨二三の領袖(Lafayette等)の創立に係る唯一の博愛同盟會ありしのみ。

秘密結社の活動は不成功なる西、伊の革命失敗せる佛のブルボン族に對する謀反(一八二〇年)、又恐らくは露の十二月黨の反亂を懲慝せるに局限すと雖、而もこの結社は佛に於て一八三〇年の革命を遂行せし小共和黨、自に於てフリー・マソンの總裁(DeLaqz)の組織せる自由黨の成形を援助したりき。

共和黨青年歐羅巴會 一八三〇年佛の革命後、佛の共和黨に模倣して、數國、主として獨逸諸邦、中央伊太利、波蘭等の微力なる政府を戴ける邦國に於て、青年職工中に募れる共和黨の成形ありき、此黨は國際的統理部をば有せざりしかども、甲國より乙國に氣脈を通じたり、其各自國內に於ける行動は、他國の革命者の爲めに同情を表彰するに限り、主として露帝に對し叛旗を翻したる波蘭人、叛起せる法王の臣民を援助せんが爲め、強大國の干渉を要求したりき。

羅馬法王國の叛起失敗の後、マジニイは序次整然と革命を畫策し、且つ民主的にして俗門的なる共和政樹立の爲め一政社の創起に努めたり、當初其組織は伊人的に

して、一中心を外國に置きけるが、忽ちにして全歐的となり、青年伊太利會は、青年歐羅巴會の一支部となれり。本會は伊太利各邦國を打つて一九となし、唯一にして不可分離的共和制たらしめんが爲め起れり。會員は規約を遵守し、祕密を保つべきを誓ひ、一個の秘密裁判所は違犯者を懲罰し、又會員の之を私誅するに放任したりき。マッジニーは各國民的數支部を組織するを得て、伊を初めとし、波獨、瑞、佛、西の青年會、四十歳以下の健兒、主に中流人士より會員を募集し、彼が統率の下に互に相聯合せしめたり。マッジニーが非凡の活動も結局、或は兇徒嘯集、不成功の暴動及び二三の弑虐を逞うしたるのみにして、青年歐羅巴會は直接政治的結果としては何等の獲る所もなく、一八四八年佛の革命後遂に瓦解したり。然れども佛、獨、瑞、波蘭等の諸國に於ける共和黨の團體は、始めに共產黨及び社會黨を出したる革命徒の中心たりき。マッジニーは、伊太利に共私政を建立し、且つ壞人と驅攘する爲め、依然陰謀を繼續したり。奈翁三世が伊をして壞の羈絆を脱せしむべしとの誓言を食みたりとて、其暗殺を試みしオルシニーの兇行も彼が鼓吹の致す所なりき。

伊太利統一遂行の期間(一八五九年) 彼は、伊太利政府の領袖恐らくはヴィクトル。

エマニエール王ならん、洪牙利遁竄者コシュート、將軍チュール、及びクラブカ及び波蘭の叛徒等と通謀し、壞に對し一般叛起を企圖せしかども(一八五九年)畢竟これ國民的革命黨の聯合に過ぎずして、國際的黨派にはあらざりき。

社會黨の流派

共和黨が政治的革命を準備し始めたる期間に於て、社會的一

革命に盡瘁せし、一新種類の黨派の成形ありき。其運動は復舊政(一八一四年)時代に英、佛に於て同時に、教義の形成に就きて徐々且つ錯雜なる業に由りて始れり(社會黨論者^{の傳記及び其教義の詳悉を敘述するは、政治史の範}。平和主義なる博愛者、英に於ける國外に屬す、本史は唯其政治的動作を擧示するのみ)。近世社會を批評し、オーウェン及びトムソン、佛に於けるサン・シモン及びブリーエー、進んで哲學者經濟家の視て以て確固不拔なる社會の基礎と做せる社會制度(私人所有權、遺産、親族、賃)に於て論及したり。蓋し科學を應用せる大工場の勃興は英佛の如き先進國に於て既に顯著なる生計法一變の端を發き、生計の爲め自己の質、銀の外無一物にして、一朝工業の危機に際するや、忽ち失業貧困に陥る日給職工の一新階級を形造りたりしが、世人此新階級を呼ぶに、羅馬のプロレタリアン即ち卑賤民なる古

語を用ひ、工業上の富力に由り新種類の貧困をボーベリズムと稱して論説を始めたり。其形狀に於て相異なる批評も詮する所二個の根本的意想到歸結するを得べし。

(一) 貧者の爲め社會は餘に刻薄にして、彼等に苦痛を蒙らしむること過多、賃金薄給にして而も不確實業務は艱難不健康にして人を愚昧に陥らしむ。労働時間長きに過ぎ、工場主及び工長に對する關係は奴隸的たり。住家は隘狹不潔、食物は粗惡にして、共に衛生に害あり。生活陰鬱にして而も放肆、婦女の爲めには賣春の醜業あり。斯くの如き生計法に對する異論抗議は、基督教の回想と講演術の激する所と相俟ちて、貧者の爲めに憐み、富者に對して憤る感情的形を帯び來り、佛に於ては、各人に其必需物を得せしむ。即ち法律語に於て生存の權利なる成語に依りて之を表白せり。

(二) 社會は公道に反して組織せられ、所有權及び遺産は人を不平等なる二階級に分離す。労働に成れる生産物の分配上の不公平は一七八九年、佛の大革命の宣明せる主義に反して、法律に依り確認せられたる此不平等に起因す。即ち資本主が生産物を收得し、職工には勿論其價值以下たる一賃金の外與へざるは、蓋し彼が富を致す所以なり。而も其労働をなしたるは彼にあらざるなりと。此苦訴要求は各人其作業

に準じて償を得、法律語に於て労働の充分なる成果を得るの權利 (Right to the full product of labour) たる成語を以て之を表白せり。(以上二成語を綜合し、労働に由りて生存の道を得るの權、即ち職業の權を要求するに至れり。)

後日社會黨と呼ばれし此社會的批評の首唱者は、社會の害惡の源因を經濟的組織、私の所有權、遺産、賃金の契約、自由競争(之に就きて力の濫用を非難せり)に歸したり。其匡濟法に就きては意見區々にして、一八三〇年前既に兩教系あり。英のオーウェンの其れ(英國政史の職工騒擾、バサルの敷衍したる佛のサン・シモン、其れ等は是なり。サン・シモン派の項参照)、バサルの數行したる佛のサン・シモンの其れ等は最も多數にして最も機關紙たる、グローブ(一八三〇年)の標榜に曰く、凡そ社會的制度は最も多數にして最も貧困なる階級の道德的物質的、及び智的狀態の改善を目的となさざるべからず。凡そ人の生來得たる特權は悉皆廢せざるべからず。各人は其能力に準じ、各能力には其作業の程度に従つて報償すべしと。

社會黨の第二代人として佛に於けるルルー、コンシデラン、ルイ・ブラン、ブルードン、獨逸に於けるヴィンケルブレシユの假名たるマルロ及びロドベルチユスに至りて社會的批評を完成したり。

ルイ・ブランを除く外、總て社會黨は政治的關係を斷ちて、其理想を傳播するに止れ

り。或る者(サン・シモンの徒、カペー、イカウエン、ブーリ)は其改革を小規模に試験する爲め、模範的一社會を創造せんと試みたれども、而も政黨を組織したることなし。遮莫、彼等は正に社會主義の鼻祖にして、現存社會全般の批評、立論定説より活動の實際的手段、改革の方略に至るまで悉く案出したるは彼等なり。一八四八年以前より既に、依他圖私利(exploitation of man by man)就業權、加工増價の利權、無政府、社會民主々義、階級争闘、職工黨、労働者間國際的協定、卑賤民の自立、労働の組織、工業的聯合等に就き論説する所あり。又生産協力組合、國立操業場、信用貸借、爲換銀行、養老貯金、職工保護法、共有權累加税、一般罷工、労働八時間制限、職工會議等の提唱ありき。

共產黨

社會黨各派は一革命黨として成立するに至らざりき。社會的革命に就きその運動は、ブブーフの共產主義復興の形式下に、最初巴甲の革命派共和黨中に始まり、ブブーフ主義者の一遺存者、ビオナロチーが、ヴァアエー、ダルジャンソン、及び其後一八三四年四月の大獄に於ける被告人等を教化せしに由つて、佛の共和黨より共產黨の一派分離し、所有權の廢止に由る社會的一革命を要求したり、其教義は

猶幼稚にして革命專一の躍起黨たりき。而も其傳播は忽ち延びて獨逸に及びぬ。

獨逸に於ても、一八三三年の革命的民主黨中に佛に於けると同様の分裂を來し、ピシネル、ヘースに於て、人の權利なる祕密結社を創起し、其農民に告ぐる書は、對茅屋務撫育、向宮殿試戰闘(Peace to the cottages! War on the Palaces)なる語を冒頭とし、社會

的革命なくして政治的革命は不可能なりと宣言したり。

巴里に於て職工及び亡命獨人等、正義人の同盟なる祕密結社を創立し(一八三三)、幾もなく共產黨同盟會と改稱し、聯合組織となし、コンミュニヌと呼べる團體より成り、俱樂部を置きて聯合し、是より委員を會議に派し、茲に幹部員を選任して同盟會全部を統率せしめたり。

共產黨同盟會は讀書研究、討論會等の職工協會と關係を開き、是に由つて賛同者を募るに努めたり。

斯くて巴里に創立したる同盟會は、政治的自由の國々に蔓延せり。即ち瑞西に於ては裁縫師ウエートリング、茲に定住して(一八四一)獨人たる職工中に傳播を圖れり(彼は、平等、調和等の感情的教義を説き、所有權を排撃するに限り、血を流さずして革命を遂行せんと欲したり。又彼の著は「可憐なる漁夫の經典」(一八四五年)なる書は、基督教義の共產黨的

なりき書。英國に於ては、一亡命客シヤヘル倫敦に一コンミューヌを創立し(一八四四)白耳義に於てはカール・マルクス及びエンセル、ブリュッセルに一團體を創立したり(一八四五年)。總て此等團體に於ては獨人勢力を占めたりき。即ち主に過激黨詩人(Franz Mehring, Heine, Weich, Gutzkow)及び「ヴェルヴァルト」新聞に従事せし民主黨等と關係ある上流職工及び猶太人はなりき。佛政府此新聞を禁止し、二三の記者を放逐し、カール・マルクスはブリュッセルに去り、モイズ・ヘースは獨逸に還れり。この時に當り萊茵河沿岸地方に(Cologne, Treves, Dusseldorf)共產黨傳播の幹部ありて、頻に禁制の文書を發行したり。ブランキー、バルベの獄に關連せる追窮を遁るゝ爲め、同盟會本部は巴里より倫敦に移り、一八四八年まで茲に留り、一八四六年、在ブリュッセルのカール・マルクス及びエンセルを説きて入會せしめ、之に一檄文の起草を囑託し、一八四七年の會議に由つて之を容受したり。これ名高き共產黨の檄にして、一八四八年の初め、佛の革命前に發表し、其當時は左して世の視聽を惹くことなかりしが、後年に至り聲價頓に騰り、共有主義黨の經典となれり。蓋し其文簡潔にして而も熱誠燃ゆるが如く、善くマルクスの教義を概括したればなり。書は四部に分れたり。第一、財本主及び卑賤民の章

に於て社會的進化の歴史を叙し、第二、卑賤民及び共產黨の章に於て教義の解説及び黨議の實行的綱領、第三、社會黨及び共產黨諸士傳の章に於て社會黨各派の教育、即ち反動的社會主義、中流人士派、獨逸派、保守黨的且つ中流人士的社會主義(Proudhon)批評空想的社會主義及び共產主義者(Owen, Fourier, Cabet)を評論し、第四、反對の諸黨派に對する共產黨の地位の章に於て、本黨の取るべき方略を述べたり。

結論は國際的且つ革命的にして、共產黨は各國民主黨派の合同一致に努め、其意見及び目的を矯飾するの卑屈を須ひず、現代社會的一切の秩序の激烈なる顛覆なくして、此目的は達し得ざるべしと斷乎として宣言せり。而して檄文は名高き呼號辭、各國の卑賤民よ協同一致せよを以て終結せり。

一八四八年佛國革命間の革命黨及び反動

一八四八年以前歐洲に於ける政

治的若くは社會的革命黨、民主社會、共產黨派共和黨は、或る都市に於ける孤立の小團體たるに過ぎずして、警察に追窮せられて其行動を祕密にし、時に全く出沒を晦まし又は逃亡するの已むを得ずして、公衆に知悉せられず、或は輕侮せられたりしが、平等權及び共和制の名に於て、社會黨派民主黨の勝利に歸したる一八四八年の

佛國革命は大に歐洲革命徒の意氣を軒昂し、獨伊の亡命者をして其國に還りて、革命に與らしめたり。革命黨は依然甲國より乙國に聲息を通じ、就中他國に往來して叛起の民主黨を援け、その政府を攻撃したる者も多く、主として波蘭人は歐洲の凡ゆる叛起に加はりたりき。されば獨佛に於ける革命黨は、波蘭の爲め強大國の干渉を要求しぬ。然れども一八四八年の革命は國際的黨派の事業にはあらずりき。畢竟諸國の革命黨は他の例證と獎勵とに由りて互に刺戟したりと雖、而も全體通有の統率なくして、唯各自國民的叛亂をなしたるのみ。

佛に於ける革命黨は一朝政權の主となるや、社會的革命の敵手たる民主黨派共和黨と、社會黨派民主黨とに相分離し、其不和は遂に内亂までに至りぬ。

他の諸國に於て共和黨は猶君主制政府に對して争闘せざるを得ざりしを以て、翁然一致して留りたり。普、奧、伊、獨逸諸國。蓋し教義の差違は理論的に過ぎざりしを以て、社會共產の兩黨は民主黨派共和黨と戮力行動するを妨げざりき。然れども獨逸に於ては職工的二三黨派の組織成りたり。——伯林に於て社會民主的職工同盟會、一つの職工會議を催し、(一八四八年)是より友愛會なる獨逸の職工聯合起り、(一八四八年)ドレ

スデンの革命に干與したり。——又西部(コロン)に於て、カール・マルクス共產主義の一新聞を創刊し、社會黨職工の一結社成れり。而して一會議は、社會民主的共和制の建立案を通過せり。(一八四八年十月)伯林に於ける非常處分の後、共產黨宣言書を發し、租税の拒絶を勸告したり。是に由つてマルクスはコロンに於て、ラサルはデセルドルフに於て、叛亂煽動の爲め檢舉せられたり。フランクフルトの議會に二三の社會黨坐席を占め、就業權を主張したり。伊太利に於ける運動は、民主的にして且つ國民的に止れり。一八四九年より五〇年に互れる反動は、革命徒の諸團體を破壊し、共產黨は獨佛を始め、白耳義、瑞西に至るまで追窮せられしを以て、倫敦に遁竄し、茲に再び同盟本部を組織し、(一八四九年)佛、獨、瑞のコンミューヌと再び關係を開かんと試みたり。然れども會員硬軟の二派に分れ、硬派(Willich)は引續き武器に藉りて革命を準備せんと欲し、軟派(Friedrich)は傳播勸誘に限らんと望みたり。軟派マルクスの團體は、コロンに移轉せしが、不意に警吏に襲はれた。(一八四五年)コロンに於て共產黨は叛逆罪に問はれたるに因り、マルクスは遂に解黨するの已むを得ざるに至れり。獨逸聯邦議會は二大國(普、奧)の請求に由り、聯邦各政府をして一切職工の政治的協會を解

散せしむべき一令を通過したり(一八五四年)硬派ウィリッシュ團體は依然、瑞西、ブリッセル、佛の各會の指導を司りて、國際的社會民主黨委員會をさへ創立したりしが、遂に佛の警察に依りて發覺せられたり。

社會黨今は潜伏の外なく、全く公人界より消え失せたり。蓋し一八四八年の革命に鑒みて各國政府は、革命的傳播に對し峻嚴なる檢束を加へたれば、社會黨の運動は全然失敗の觀を呈せしなり。社會黨の史家レーボー書して曰く、噫社會主義既死矣、更上之齒牙、恰與對、樞誦祭文一般なりと。

一八五九年以後、政治的生命再び氣を帯び來りたる時、教義の傳播起りしが、社會主義は既に當代人の大半に閉却せられて、其説く所頗る新奇の觀ありたれども、其實一八四八年以前に於ける社會黨運動の再興に外ならざりき。領袖は依然一八四八年のカール・マルクス、ラッサル、ゾーブリネットにして、舊社會黨の教義、定説、行動法を新時代人に傳へたり。

再興はカール・マルクスの萬國協會と、ラッサルの獨逸國民黨との互に無關係にして、而も競敵たる兩黨齊しく之を促進しぬ。

國際的社會黨(一八七二年)

社會黨の新組織社は、會黨の遁竄窟にしてカール・マルクスの寄留地たる倫敦に始まり、英人職工の領袖、彼の同業組合の書記長の發起に係れり。一八六二年、倫敦の萬國博覽會に際會して、英人職工は佛、白の職工の委員と相知り、翌年叛旗を翻せる波蘭人に聲援して抗議せんが爲め倫敦に催したる大會同に於て、來會の佛國委員に再會して、國際的結社の事を謀議したりき。

此佛人は一八四八年の社會黨と關係なき新時代人(Tolain, Fribourg)にして、其理想は國家の干涉なき職工の結社、即ちブリュードンの共濟主義にありき。同業組合の英人は、既に其國民的職工の結社に慣れたるを以て、一步を進めて國際的結社となし、是に由りて職工間の連帶權義を各國に擴及し、以て工場主が諸國の職工を使用し、て相對抗するを沮止すべく夢想したり(蓋し彼等は英國の工場主が外國の職工を迎へて、本國職工の同盟罷工を制せんとする事に不平なりき)。結社の趣旨は猶職業的にして、毫も政治的目的を存せざりき。

倫敦に於ける確定會同(一八六四年十月)に於て、五十人より成れる委員に結社規約の起草を託し、舊革命徒、其案を提出したり。即ちマジニは強固なる中央集權組織、マルク

スは聯合會案を提出し、マヅジニ案は職工協會の爲め畫策せるものと看すして排斥せられ、マルクス案假規約として採用せられたり(一八六四年)。

斯くて労働者萬國協會は聯合組織に成り、協會の趣旨に賛成を表する所の會員は、自治の各部に團體し、各部に事務委員を置き、殆ど名義的なる少許の醜金を徴し、協會に通有の二機關を置きたり。其第一は各部より派遣の委員會にして毎年一回開會し、之に主宰權を授けたり。第二は理事會にして、委員會之を選擧し、倫敦に在りて會務を處理し、各部との通信を掌らしめたり。蓋しこれ英國の同業組合に則りたる者にして、毫も從前の革命的祕密結社の性質を帯びず、一切職業的條件を要とせず、佛國委員の手工的労働者に限るの説は排斥せられたりき。實際此萬國協會の入會者は職工のみにあらず、革命徒及びジュール・シモンの如き博愛篤志の中流人士をも交へたりき。其聲明せる目的は凡そ労働階級の保護、進歩、及び獨立を唱道する各國労働者諸協會の間に聯合一致及び秩序整然たる活動の中心を設立するにありて、全く平和的協定に由りて行動すべきものなりき。

萬國協會員の募集は當初徐々にして、第一回委員會は漸く一八六六年に於てセネ

ブに開催せられ、茲に本會の確定規約を採定したり。爾來毎年一小國毎に瑞西に於て催し、マルクス理事會の指導を掌り、遂に實際の權力者となりぬ。忽ちにして萬國協會は一政社の歩調を取りて、委員會議毎に倍、革命的となれり。一八六六年の會議(セネブに於ける)は、一般主義を式定するに限りたり(職工階級の獨立は、職工階級の自

力をも以て取得せざるべからず)のみ。而して此獨立は地方的獨立は、最終の目的なるに由り、總て政治的運動は其方便となすべし。是は先進各國共同の活動に關す。然るに早くも茲に階級争闘論たるマルクスの根本的意想を表し來りて、彼は財本主の奸策に對する職工間の協定を整へ、各國職工の狀態に就き實地の調査をなし、生産協力結社及び職工組合を獎勵せんことを勧告したり。彼は又常備兵の廢止を論求しぬ。

翌一八六七年度の會議(ローザンヌに於ける)は、労働者の社會的獨立は政治的獨立と相待つて離るべからざるが故に、政治的自由の獲得は第一の必要なりと宣言し、又總て運搬の方法は國家の專業に歸すべしと議決したり。

一八六八年の會議(ブリュッセルに於ける)は、戦争及び賃金制に對して抗議し、國際的罷工組織の爲めに賛成を表し、鑛石坑、交通機關、森林の共有制を要求したり。土地に就

きては、經濟的進化に於て耕作地を國家の共有となすは、社會的必要なるべしとの意見を發表したり。即ち萬國協會はマルグスの共有主義を採用したるなり。

一八六九年の會議(パウル)に於けるは、個人的所有權の與黨たる佛人(Folain)の拘らず、前年の解決案を承認し、社會は土地の私有を變じて共有となすの權利を有す。而も此變化は實に吃緊の事たりと宣言したり。

斯くて萬國協會は漸次一八四八年の共產黨の綱領に復還せり。即ち労働機關の共有制を確立する爲め、各國の賤民を團結する是なり。遮莫、唯これ一の教義に過ぎずして、之を實現すべき實際の手段に就ては、何等精確なる次第書を式定せず、猶且つ協會は何等強力を用意せざりき。世人は之を英國同業組合の如く資力ありと思料せりと雖、其實罷工の場合に於て扶助を受けんが爲めに賛同せる職工尠からず、又工場主中此想像的扶助を懸念して讓歩せる者もありき。然れども賛同者兎角醜金を怠り、従つて協會の金櫃は常に殆ど空乏を告げたりき。

萬國協會は大に各國の政府及び中産階級の視聽を聳動せしかば、佛に於ては先づ巴里部の役員檢舉せられ(一八六七年)、尋いで其領袖拘禁に遇ひたり(一八七〇年)。實際に於て

協會は教義傳播會として行動したるのみにして、四面の攻撃と同時に内部より崩解して、甚だ短命なりき。

一八七〇年の普佛戦争は、凡ゆる國際的團體に對して、國民的愛國心を刺戟し、以て之を衰微せしめ、獨逸の侵略戦争に對する理事會の抗議は雲煙過眼視し去られたり。此戦争は巴里コンミュンヌの亂を誘致したれども、これ萬國協會の産物にあらずして、寧ろ一七八九年の二舞たりき。萬國協會員の極めて少數の亂徒に與したりしも、其協會を代表したるにあらざるなり。然れどもコンミュンヌ敗北の後、協會の理事會の名に於てカール・マルグス、労働者及び職工階級の殉難者に對し、巴里の名譽として頌狀を發したり。是に由つて協會員はコンミュンヌ連累に擬せられ、佛國の議院は彼等に對し、特別保安令を決議し、英に於ては職工彼を見棄て、猶僅に殘喘を保つは獨白、瑞及び南部の諸國に於ける賛同者に過ぎざりき。

同時に協會は内部の争鬭に由りて紊亂せり。一八四八年の革命徒にして、瑞西に遁竄し無政府黨となりたる一露人バクニーマなる者、一八六八年、協會に加入しけるが、彼は夙に社會黨的民主政萬國同盟なる聯合的一社を創立し、ゼネブに本部を置

き自ら其首領となり、瑞西の一部、伊、西、白等羅甸轉來語國に於て會員を募り、其組織を保全して、萬國協國に合同せんことを請求せり。理事會は部會をば容るべきも、聯合の一社は否らずと復答したり。バクニニーヌ乃ち其同盟會を解散し、每部協會に加入すべきに決定せり(一八八六年)。然るに各部間の聯合は隱然存続したりければ、幾もなく羅甸語原國聯合會議(一八八七年)と、露に於けるネツチャジュウの暴制黨傳播と際會して、萬國協會の理事會と紛争を開きたり。蓋しこれバクニニーヌ、マルクスなる革命徒兩領袖間の争鬪にして、即ちバクニニーヌに歸依したる南方人と、マルクスの與黨たる北方人との二集團間——マルクスの共同主義と、バクニニーヌの無政府主義との二政綱間——マルクスの合法的なる政治的活動と、バクニニーヌの議員投票の禁斷及び強暴的革命との兩方略間——マルクスは協會統一の爲め理事會の權限を鞏固にせんと欲し、バクニニーヌは各部を獨立たらしむる爲め、理事會をして、郵便受函と一般ならしめんと望める兩組織案間の衝突是なりとす。

一八七〇年及び七一年に於ける年會は、普佛戰爭と獨逸社會黨に對する追窮とに由つて妨げられたり。七二年の會議はハーゲに催し、競敵たる兩領袖間に向背を決

すべき會議なりき。バクニニーヌが理事會の專制的なるを以て之を廢せんとの發議に由つて愈々争端を開き、多數黨なるマルクス派は反對に理事會は各部及び聯合をも中止するの權ありと決定し、且つバクニニーヌ及び其賛同者の除名を決議し、理事會の會所を米國ニューヨークに移したり。佛のブランキ一の一派は、萬國協會を譏りて戦士が戰場より逃亡したるに等しき卑怯の舉として脱會し、殘れるは英人、獨人、米人のみとなりき。一八七三年、ゼネヴに於て猶小會を催し、一八七六年、遂に解散を宣言したり。

斯くて萬國協會は何等積極的效果なく沒滅せり。國際的協定に由りて、社會的改革を獲得する爲め創立したる本會は、徒に各國政府及び公衆をして變動せしめたる外何等獲る所なし。之を黨派の國際的組織最近の經驗とす。

獨逸に於ける社會黨綱領の成形(一八六三年乃至七五年) 萬國協會が、社會的革命的國際

的一黨を創立せんと企圖せし間、獨逸に於て綱領と組織とを具備し、全歐の爲め一模範を供したる國民的一社會黨成立を告げたり。此社會黨は曩に一八四八年の革命徒たりしラッサルの創立する所にして、伯林に於

ける黨派の紛争に際して催せる政談會に其端を發きたり(一八六三年)蓋し當代の職工は、猶未だ社會黨の理義に暗かりしも、而も已に彼等の状態改良の手段に就きて講究を始め、職工の利益を計議すべき職工會議組織の爲め、ライプチークに一委員會を成形せり。此委員會、ラッサルに諮りたるに、ラッサル公開狀を以て復答し(一八六三年三月)彼は政權を獲得する爲め、中産階級の黨派に關せず、獨立的職工の一黨を結構すべきことを労働者に勸告したり、其目的は労働者の平均賃銀をして、競争に由り常に生活上必要なる最低度に減殺せしむる鐵籠を免るゝにあり。職工は經濟家の所説の如く、自力に由りて其状態を脱出することを得ず、私立結社(協力組合及び信用會社)に由るも亦難し。須らく國家の助力を藉らざるべからず。其實行手段は國家の補助ある生産職工の結社を創造するにあり。然れども此補助を獲得せんとせば、先づ政權の取得を必要とす。而して其第一の條件として普通選舉を要求せざるべからずと。乃ちラッサルは佛のルイ・ブランの意圖に復歸し、普通選舉、國立操業場論を唱道せり。又彼は社會黨派民主黨なる舊稱を復せり。而も彼は一八四八年の社會黨の教義と公式經濟學の理論とを調和せり。彼が時代の科學に依りて「武裝す」と謂へるものは是なり(銀貨

の説論はチユルゴの祖述せる自由派經濟學者の理論なりき。

ラッサルは始め萊茵河沿岸工業地の職工を招誘し、ライプチークの會議に於て、獨逸労働者大聯合會を創立し(一八六三年)五ヶ年期に選舉したる一總裁の統率下に鞏固に集權したり。ラッサル總裁に推薦せられ、伯林に來り、進歩黨に對して争闘を始め、而もビスマルクと關係を發きたり。彼の死後(一八六四年決)其黨は有限社會黨綱領を以て君主制民主政黨たる一個の獨逸愛國黨として留りたり。マルクス一派は較遅れて組織成れり。即ち普國政府に賣られたりとの譏を招けるラッサルの國民黨より萬國協會の獨人の分離したるに端を發き(一八六五年)一八六八年に萬國協會に賛同せるサキソンの教育協會を社會主義に教化したるに由つて形造りぬ。本黨はアイゼンナックの會議に於て結黨式を舉げ、玆に始めて完全なる社會黨の綱領を作成したり。會員の多數百十に對する二百六十二はマルクスの徒弟に屬したれば、彼が教義及び定式を踏襲せり。マルクスは近著の資本論(一八六七年)第一卷に於て其體系を示し、ラッサルの如く、彼が一八四八年の社會黨の教義に科學的法式の形を與へ、其價值論の如きは、價值は勞力の成果なりとの公式教義に基き、從來社會黨の感情的にして、而

も空想的なる外觀を避けたり。其他教義は猶一八四八年の其れと同一にして、共同消費及び共同生活を主張せるパブーフ派の舊共產主義とは大に異りて、マルクスは唯生産の手段を共同となすに限りたり。共產主義は一八四八年以降頓に不評を來し、共有主義之に代りたり。

マルクス黨は社會民主派職工黨なる一八四八年の舊稱號を冒し、綱領を三部に分ち、第一、目的(民主的創造)、第二、黨員の支持すべき主義、第三、直ちに實行すべき綱領是なり。教義は一八四八年の檄文の其れにして、即ち階級の争闘、社會的革命に到る爲め政權の獲得、國際的協定にあり。直ちに實行すべき綱領に急激民主黨の其れに齊しく、唯労働時間の制限、婦女労働の軽減、童子労働の禁制所得及び遺産に累加單一税の賦課、生産結社に國家の補助等、社會的改革的の數項を増加せるのみ(此末項はラッパリの爲め)。

組織はラッサルの其れと反對に聯合的たり。ベベル(ヤキツニ一の職工に)宣言して曰く、官權萬能、人物崇拜を防止せんと欲すと。政社法の檢束を免るゝ爲め、常設會を形造らず、同一市府の賛同者隨時集會し、總會の召集、醜金の收受を託するに足るべき信

憑ある一個の人士を指定し、公選の委員毎年相會し、其會議に於て全般の事務を處理す。會議は五人の理事委員、十一人の監督委員を擧げ、兩委員は相異りたる都市に住居し、醜金を以て維持せる機關新聞を有したり。

斯くて二個の獨逸社會黨は各別に其會議を催し、議員の候補者も別個に推擧し、一八七五年に至るまで絶えず競争したり。然れども兩黨とも普魯西に於て政社の聯合禁制法の名に於て追窮且つ解散せられ、遂に獨逸社會職工黨なる一黨に合併したり。其綱領はゴータに於て相共に作成し(一八七五年)、教義の解説と政綱との二部に分ち得べく、教義は多少の抵觸に介意せず、ラッサルの定式を參酌して一層精確にしたる一八六九年のマルクス綱領の教義なり(マルクスは此折衷の綱領に對し、激烈の書を其、興黨に致し、一八九〇年に至り之を公にしたリ)。即ち、勞力は富の唯一の本源たるが故に、賃銀の鐵範を免るべき事、國家の補助を以て生産會社を創立する事、政治的職工黨の成形に由つて職工階級を獨立せしむる事、運動は國際的性質として、行動は國民的範圍に於てする事、是なり。

政綱亦二部に分れ、第一、政治的理想とする國家の基礎、即ち普通選舉、直接立法、民兵、出版、結社、集會の完全なる自由、人民に依る裁判、無償一般教育、宗教を私事となす事

(これ一八六九年の)第二、現社會に於て直ちに實行すべき社會的改革として、理想の意義に於ける権利の擴張、單一累加税職工聯合の自由、一定労働時間、童子労働の禁制、職工保護法、諸工場鑛坑及び住家の衛生監督、工場主の責任、監獄の就役規則等を掲げたり。

組織は聯合的にして、一八六九年のマルクスの其れに酷似し、地方的自治團體、全權を帯びたる派遣委員の會議、五人より成れる理事局、他の都市に置くべき七人より成れる監督局、兩局間の裁定を司るべき十八人の委員會との三機關より成れる總理局、機關新聞、一金櫃是なり。

教義は一八四八年の檄文に掲ぐる所と大同小異にして、組織は萬國協會に類似せり。共產主義の名義と國際的協會との形式下に失敗したるマルクスの企圖は、遂に共有主義の名と國民的一黨との形式下に於て成功したるなり。獨逸に於ける本黨の創立は實に國際的一個の出來事にして、始めて一大國に於ける常設的組織(一總一每年議會)に依つて統率せられたる社會職工黨を形造り、整然たる豫算を備へ、教義的たると同時に實行的なる明確なる綱領の名に於て行動し、政黨の間に耐久の地

位を占むるに至りぬ。此獨人黨は將に諸國社會黨の模型とならんとす。此黨は創立者の國際的精神を體認せるが故に、實例と傳播とに由つて、一回失敗せる萬國協會の事業を再興したるものとす。

無政府黨

無政府及び無政府黨なる語は、久しく革命徒に其敵手が適用した

る罵詈雑言の名詞なりしが、ブルードン第一に之を其學說體系に使用したりき。批評辯駁を専としたる彼の著書より確實なる法式を推斷し得ば、彼が理想は政治的統轄なき職工及び農夫の任意的結社の一聯合にありと謂つべし。一八四〇年より四八年に至る革命徒の或る者類の傾向を示したれども(獨逸に於ける Hess and Grün)而も一黨を形成するに至らざりき。(瑞西に於ける Marr)

無政府黨の創起者は露の舊士官にして、巴里滞在中(一八四三年)ブルードンの門弟となれる戰鬪的革命徒にして、一八四九年に於けるドレスデン一揆の領袖の一人として、西比利亞に流竄せられ、謫所を脱して倫敦に遁れ、茲に同國人ヘルセンの新聞紙の編輯に従事し、尋いで瑞西に奔りたるバクニエヌなり。彼は無政府及び結社聯合の思想をブルードンに受けたり。而も之に文明制度の憎惡と、之を破壊せんが

爲め組織的に暴力に訴ふべきことを加へ、壓制せられたる階級は、自ら獨立を圖るの能力なし。若し夫れ被壓制階級にして一新社會を改造し得んか、これ亦前者と齊しく新社會を壓制すべし。是に於てか一切積極的創造を斷ちて、所謂惡情慾を放縱し、又一切秩序と呼ぶ所のものを破壊するに限らざるを得ずと宣言せり。其方略は騒亂を鼓舞するにあるを要す。一八六八年、バクニーマの創起したる社會民主黨同盟會は、祕密規約及び無政府黨綱領を有し、啻に各人完全の平等、土地及び勞働機關の共有制を要求するのみならず、社會的、哲學的、經濟的及び政治的なる一般の革命を要求せり。其目的は、總て國家及び教會は、其宗教的、政治的、裁判的、理財的、警察的、學的、經濟的及び社會的の制度と共に、悉く之を破壊せんとするにありき。

此同盟會は一八六九年に於て一回萬國協會に加入し、尋いでバクニーマと共に之を脱會せり。本會は羅甸轉來語國の革命徒、即ち萬國協會員中、瑞西カントン黨の叛亂に與したる伊、西、各部の最も激烈且つ不紀律なる會員と、白耳義の部及び少數なれども甚だ活動的なる瑞西の部に於けるノイシヤテルの時計職工中に募れる會員とより成り、一八七二年より七七年まで、前後五回總會議を催したり。

黨員の數多からず、而も社會黨より激烈に攻撃せられたる無政府黨は、社會黨の組織猶成らざる邦國に於て、終に會員を募集せしのみ。然れども爆裂に依りて加害を逞うする露國暴制黨の方略を採り、以て其數に反比例なる政治上の勢力を得、其理論を立つるに及んで、兇名世界に隠れなきに至れり。從來革命黨は自黨の妨害たる一丁を抜き去りて、一定の奏效を期する爲めの外暴行を用ひざりしが、無政府黨の理論は假令正確の目的なきにもせよ、暴行を以て社會の缺點に就き公衆の注意を引き、其反省を強ふる爲めの廣告手段と看做すにあり。蓋しこれ事實に依る傳播法なりき。

無政府黨は其方略の性質上自ら常設政黨として成立する能はず、縱令或る國に於て活動的一團體を成形するも、忽ち其行爲に依りて真相を呈露し、幾もなく殲滅せられ、餘黨は政府が間諜を放つて包圍しつゝ、假借せる文士の黨員に過ぎず。猶且つ無政府黨員の大半は其氣風及び教義に於て苟くも權威たる以上は、縱令任意的のものたりとも認識を厭ふが故に、無政府黨は政黨たるよりも寧ろ同志の集團たるの姿を呈し、而も協同一致して行動せざるなり。實際彼等の政治上に及ぼせる影響

は暴行的傳播に由りて挑發せる反動に限られて、其歴史は諸國に於ける彼等の個人的所爲の逸話に過ぎざるなり。

同盟會の殘黨及び巴里の一團倫敦に會議を催し(一八八八年)今猶本黨の運動に與らず、而も合法的手段の有效にして且つ道義的なりとの迷想を懐く所の衆民の中に能ふべき一切の手段を施して、革命的思想と反抗心とを熾に傳播すること必要なりと宣言し、革命者の爲め既に大なる奏效を致せる化學の研究を黨員に勸告したり。無政府黨の一運動、一八七九年より八二年に亙り、佛國南東地方(リオン、サンエチア、ンヌ)及び巴里に起り、主として二文士(Kropotkin and E. Reclus)の教義の布説、及び忽ち懲罰せられたる里昂の爆裂事件に其痕跡を留めたり(一八八八年)。

モスト及びビュケルトに由りて、奧國に起りたる無政府黨運動は(一八八五年)特別法及び數多の逮捕に由りて撲滅せられたり。——最後の運動は巴里、伊、西、バルセローヌ(一八八五年)に發生したり。——獨逸諸國に於ては其運動社會黨と衝突せり。——英國に於て、倫敦は諸國無政府黨員の避難所に供せられたれども、茲には何等無政府黨的兇行もなかりき。

國民的社會黨の成形 獨逸社會黨は、社會的革命に必要な政權を獲得する爲め、一時的國際的組織を斷念し、専ら選舉及び對議院的組織となして、國民的一黨

を成立したりき。

他の諸國も漸次之に模倣したりしが、其進化は初めに同盟會員たる無政府黨の抵抗に由り、尋いで黨内の分裂と政府の抑壓處分とに由りて遲滯せり。然れども殆ど到る處に獨人黨に矜式し、其綱領を採れる社會黨派職工黨起りたり。即ち奧に於て、は無政府黨撲滅の後、社會民主職工黨は獨逸に於けると一般、國際的共有主義黨の綱領と、會議、總理局及び監督委員とより成れる組織を以て成立し、主として普通選舉及び勞働八時間制の爲めに示威運動せり。——丁抹、瑞典、那威、和蘭、及び白耳義に於ても獨逸式の結黨成れり。波蘭に在りては、露領の製造場多き地方に、一八八二年に於て結黨成りしも、一八八五年に撲滅せられたり。其後(一八八九年)獨逸に倣ひ、共有主義の綱領を取りて之を再興したれども、而もこれ民主的共和制の形狀下に、波蘭の再興を要望する一愛國黨たりき。——佛及び羅甸轉來語國に於ても、共有主義の綱領漸次各革命黨に徹底したれども、而も規則的組織及び總理局の設置を採用

するまでに至らざりき。獨逸社會黨は、除外令(保安條例)施行期間(一八七八年)其公然組織を解き、外國に於て其會議を催すの止むを得ざるに至りしを、期滿ち常法に復するに及んで更に組織し、社會民主黨と稱し、公選の信憑ある人士を以て、地方的團體組織を復興し、常に國會議員選舉委員會の體裁を柱ひ、地方に社會主義の傳播を圖ることに決定したり。エルヒュルトの會議に於て綱領を改正し、ラッサル説引用の部分を刪除し、マルクスの理論を大に敷衍し、自然の進化は勢ひ專有權を消滅して、共有主義を準備すと説き、本黨は階級の争闘を畫策し、職工階級に此争闘の旨趣を覺知せしむるを目的としたり。——實行綱領中に男女の同權、醫療葬儀の無償及び職工的立法に於て、職工の爲め施設せる措置を、農夫及び家僕に普及すべき條項を加へたり。

斯くて歐洲諸國の大半に於て、二機關より形成せる民主的一黨憲を備へたる社會黨創起したりき。即ち綱領及び一般政策を決定する主裁的議事會たる公選代表者の毎年會議、その選任に係る會務擔當の常置委員是なり。猶金櫃、新聞、選舉組織等實際行動の方法を具備し、宛然一政府たるの裝置あり。各黨の成形を同一國內に限れ

るは、蓋し同一議院に對し行動するを要するが故なり(一國內に於ても別個數黨の組織ありて、互に競争する者なきに非ず)

總て此等の政黨は確實なる政綱を有す、そは一八四八年に於けるが如く、單に通有の一傾向にあらずして、而も主權的議會に於て議決し且つ公表して、黨員の承認せる公式の一黨憲なりとす。此政綱は理論的教義の解説(之に由つて本黨の理想)と實際改革事項の列記とより成る。

教義は到る處同一意義に基き、現時の經濟的制度は勞働者階級に不利なり。其改革は職工階級の事業に須つべし。改革は土地をも含める生産機關の共有制を確立する爲め、政治的權能を獲得し、且つ國家の強力を供用し、以て之を遂行すべし。但し消靡は個人的に止むべしと云ふにあり。

實際改革の事項は政治的及び社會的なりとす。其政治的綱領は論理上極端に推及したる急激民主黨の舊政綱と一般、絶對的平等として、普通選舉(女子に至る)、平等兵役、各人の爲め完全の教育、絶對的自由として、出版、集會、結社の自由、政教完全の分離、完全なる俗門化(教士の教育其他世俗の事)、絶對的博愛として、一般平和、解兵、内外人同一

視普通事件の國際的處理是なり。
 黨名に民主的の稱を附するは、黨員を多く民主黨中に募り、源を民主的教義に酌みて社會的革命を要求するに由りてなり。或る國(獨逸)に於ては、本黨は他國に於ける所謂急激黨の地位を占め、有制限投票制(國會議員選挙上)の國(獨逸、瑞典、挪威、丁抹蘭、伊)に於ては、佛に於ける一八四八年前、獨に於ける一八六六年前、白に於ける一八九三年前の社會と一般普通選挙を要求す。

社會的綱領は、職工の状態改良の爲め巨細の改革(事業組合、職工法、労働時間)と、共有黨の意義に於ける經濟的變化(鐵道、礦坑、及び保險)の端を發くべき措置とより成れり。之を綜合すれば民主的、平等的、自由的、俗門化的、平和的、國際的、政治綱領に、法制及び租税に由りて行動すべき國家的社會主義の綱領を連結せるものとす。相關せざる此兩政綱の孰れが果して社會黨に賛同者の多くを吸引すべきかは斷定すること難し。

革命黨の方略

總て革命黨は、十九世紀上半期間に於ては暴行革命、即ち伊人流の謀反(マッジョー)及び佛人流の叛起的暴動(ブランキ)の外、他に活動の手段を知ら

ず、此時代に於ける彼等の成功は、悉皆軍隊内若くは都城内に於ける叛起に由つて獲得せる所なりき。下半期に至りては政府の武装比較的精銳に至りしが故、革命黨は平和的手段なる論說の傳播に藉りて、合法的に政權を略取すべき新方略を案出した。——即ちラッサル創起の結社は其規約に於て聲明して曰く目的は輿論を收攬しつゝ、平和的且つ合法の方法に依りて行動するにありと。——マルクス派の社會黨は、賤民階級の執權を目的とはなせども、暴動を避くるを以て常規とし、マルクスが諄々と社會黨に説ける共有制に向つて自然進化の教義の之をして突如たる革命を避けしめたる所以は、蓋し時機早くして事に益なきのみならず、爲めに自黨の滅亡を招くの危険を慮りたるなり。斯くてゴータ會議決定の綱領(一八七三年)に於て、本黨は一切合法的手段に依りて行動すと聲明せり。而して此條項は單に社會主義の傳播をも禁せし一八七八年の保安條例に應ずる爲めなりしかば、一八八〇年に至り之を刪除したり。

社會的革命を準備する爲め如何なる方策を採るべきか、これ各革命黨略上の先決問題にして、實際分裂等の凡ゆる内部の不和は、殆ど皆悉く之に原因せり。

急激民主黨は一切革命的性質を脱却して(露國を除く)對議院的一黨派となり、立法的徑路に依りて細目の改革案を提議し、政局に當らんが爲め多數を制すべき手段を取るに至れり。

又社會黨的革命黨より分離して、他の極端に走りたるものを無政府黨とす。蓋し社會の否定的批難上に就きて無政府黨は社會黨と一致し、久しく其言動を同うしたりければ、公衆は常に之を混同して、齊しく現社會の秩序の公敵なりと看做したり。然れども兩黨の氣風の相違は、根本的に相異りたる方略を採るに至らしめ、共同行為を不可能たらしめたるのみならず、遂に兩者間に融和し難き敵意を挾せしめたり。

無政府黨は各人に絶對的自由を與へざる一革命準備の爲め、一黨の紀律的拘束を受くることを欲せず。一切政治行為に與ることを拒絶し、選舉及び議會を罵倒す。而して人心を激動する爲め強暴的行為を勸告す。即ち其活動せんとする者は露國暴政黨の加害方略を使用す。獨逸社會黨は、一八八七年に於て、特に此手段を批難したり。(暴力は革命者と等しく反動の因子たり、個人的暴力使用方略は、常に本來の目的に到達せざるのみならず、衆民の權利の觀念を凌辱するを以て、斷じて有害にして隨つて罪す)

のときも。

急激黨と無政府黨との間に於て、社會黨は中庸の地位を占め、純然たる對議院的行为と、強暴的行動とは共に之を避けたり。然れども此一般主義は區々に解釋せられ、て數種の方略に導きたり。即ち一は急激的方略に、一は無政府黨的方略に傾きつゝ、ある兩極端方略と一中庸との、越くとも三方略に區別することを得べし。

(一) 獨人黨及びマルクス黨の公然の方略は、對議院の政黨の形狀を採るにあり。而も單に社會黨の思想傳播の方便とす。本黨は議員の選舉に當り候補者を推薦し、議院に黨員を入れ、之を以て對議院の團體を組織す。而も斯く中産階級社會の舞臺に立ち、選舉場に驅逐し、議院に參伍すと雖、是に由つて敢て社會的改革を期待するにはあらず。畢竟之を以て其思想を公表するの一方法、人心を動かし、賛同者を募り、之を組織し、且つ多勢ならん事を計るの一手段となすのみと聲言せり。(當選議員の多かるるを計る)本黨は議院を看て、以て自黨の教義を説くが爲めの演壇と做し、頻に些末なる社會的改革を提議しつゝ、議院の當務に與ることを嫌ひ、又他の政黨との關係を避く。遮莫政府に自黨撲滅の口實を與ふべき一切の革命的運動を斷つべしと

警戒せり。即ちこれ議院を使うて革命的動搖を圖るの一方略に供するものにして、其目的は平和的に満全の革命を実現するにあり。

(二) 左方には無政府黨に轉化しつゝ、突如たる革命を準備すべき爲め、姑息の革命を禁斷する方略あり。即ち選舉に與り議院に參伍せんか、動もすれば互讓妥協を誘致し、革命者をして不知不識の間に本來の主義を閉却せしめ、且つ中産階級との交際に慣れて軟化せしむるの虞あるを以て、一切之が接觸を避くるにあり。乃ち黨員は一切正則的政治行爲を斷ちて、革命の機を待つものとす。革命遂行の方法は種々にして一致する所なく、ブランキー一派は、如今益實行すべからざるに至りたる内亂の舊方略を固執し、他の者は一般罷工なる經濟的戰爭を採擇す。これ暴力に藉りて満全の革命を期待しつゝ、議院外の動搖を事とする方略なり。

(三) 右方には急激黨に轉化しつゝ、互讓漸進を事とする一方略黨輓近現はれたり。即ち滿腔の理想の實現を期待しつゝ、法律の形式下に斷片の現實を容受するもの是なり。是に於てか議院的生活に入り、社會的革命の敵手たる他黨と協定し、之に部分的改革を容れしめざるべからず。乃ち選舉人吸收の爲め、教養的性質なき實踐的の二

三の改革に縮小したる綱領を提出し、特に地方の選舉人を安堵せしむる爲め、生産機關の共有主義を放棄し、自作農民の爲め、個人的偏小の土地所有權を是認するの已むを得ざるに至れり。これ漸進社會的改革を圖り、對議院的活動を事とするの一方略なり。

凡そ社會黨は此三方略中其擇む所に従つて、政治關係に於ける其態度を定めたり。即ち政治的行爲を斷つもの、動搖の手段として政治界に入るもの、社會黨以外の政黨と接觸を開くもの、是なり。當初は概してマルクス主義の中庸態度を経過しつゝ、左方の方略より右方の方略に向つて進化するの狀勢あり而も尙他の方略を採る所の黨派同一國內に存在して、迭に競争するものなきにあらず。

半無政府黨的たる姑息の革命禁斷方略は、少數にして、一個の不意打策の外他に期し能はざる舊黨派の執る所たり。此黨は期待の勘忍なき者、若くは議員と接觸して軟化せる社會黨代表者に不満なる者の一小團體に減退せり。之を佛の一二の團體(アラルマニ一派及)蘭の社會黨の一部分、及び獨逸に於ては青年黨と綽名せられ、黨の領袖が革命的精神を閉却し、社會黨をして單純なる改革黨の一派とならしめたる

りと誹謗せし伯林の小團體たる獨立黨の態度なりとす。此團體は一八九一年の會議に於て除名せられたり。

マルクス派の方略は、教義的一黨の其れにして、最終の勝利を確信し、而も不謹慎に由りて之を遅々たらしむるの危殆を知ると雖、如何せん他黨の排斥する所となり、激烈なる語辭と偏執的對議院的動作の禁斷とを以て其輕蔑に返報したり。保安條例の施行は、獨逸に於て久しく此態度を持續せしめけるが、其施行止みし以來、獨人黨は既に遺傳となれる其方略の主義を留保しつゝ、漸次右方(互譲漸進)の方略に傾向せり。

漸進改革方略は佛に於て職工黨の大部分に採用せられ(一八八八年)、是に由つてポツピリストと正説派マルクス團體との間に絶縁を誘致したり。一八九三年の公然たる調和以來は、此方略他を凌駕して遂に社會急激黨の名稱の下に、社會黨と共和黨の大部分との間に劃然たる分界なき一漸進黨を成形するに歸着し、ナントの會議(一八九四年)に於て偏小なる土地私有權を保存して農民を安堵せしめ、共同の敵たる地主の專權に對し之を糾合せんが爲め、地制更改の綱領を議決して示威表情せり。こ

れ亦英國に於けるファビアン會の方略なりとす。白耳義の社會黨も同一方略を以て、進歩黨との關係を開きたり。獨逸に於ては一八九一年以降黨の會議に於て此方略を討議し、バイエルン社會黨の首領(Vollmar)議院に於て職工法案を討議せんと欲したるに(一八九一年)、獨人黨の領袖(Rebel and Libknecht)之に反對して抑、優勢の階級及び國家に對し、階級争闘の主義を維持するの必要を顧みずして、之を目下實行の一目的の犠牲に供せば、吾黨は單純なる臨機應變黨と化すべしと反駁したり。黨の會議は其可否に就き言明するを避けたり。

獨逸南部の社會黨は、佛の社會急激黨と等しき方略を採り、バイエルンの議院に於て黨の議員は豫算を一括に廢棄するの不可なるを論じたり(一八九四年)。フランクフルトの會議は、各國の社會黨が其方略を選択するは、其自由に放任すべしと決定せり。農民を吸收する爲め、地制改正案は一八九五年の會議に依りて排斥せられたれども、バイエルンの社會黨は絶えず改正の方針に於て人心を動搖せり。而して一八九六年のハールの會議も猶此方略に就き討議したれども、確然たる終結を見るに至らざりき。

國際的社會黨會議

萬國協會の解散以來、各國民的社會黨は、會議に依りて國際的協商を維持し、是に依りて一般の利害に關する社會的改革の一綱領を理論的に討議せんとしたり。然れども先決を要する實際問題として、會議に列席を許すべき委員の條件を一定するを要せり。即ち無政府黨團體の委員の列席の許否はにして、正に半無政府黨たる社會黨と、官權黨、即ちマルクス黨との紛争の原由なりき。第一回會議（一八八七年）はマルクス黨の勝利にして、無政府黨の列席を許したり。蓋し尙之と調和を試みしなり。生産組織に就きて議したるに、無政府黨は一切最上の權柄を置かず、共同一致の方に依れる生産自由團體の理想を提議せり。官權黨は舉國人民の代表者たる國家は、土地及び労働機關の所有者たらざるべからずとの主義を議決せしめ、又労働組合は、資本主の利權に對する労働者の争闘上に於て、最も有効なる手段の一なりと宣言したり。

一八八一年、ゾーリイチに招集し、政府より阻止せられたる會議は、コアールの協會に止り、出席者少數にして決議をなすに至らざりき。——一八八三年及び一八八六年の集會は、佛のボッシピリスト派、英のトレード・ユニオンの委員に依りて巴里に

催されしも、マルクス派異議を唱へ、眞正の會議と看做されず、これ亦協議會に過ぎざりき。

佛國社會黨の分裂は、一八八九年七月十四日を以て、同日に巴里に催したる二會議に依りて露はれたり。其一は主に佛のボッシピリスト派の招集に係り（六百人の委員は、佛人は、完全教育、賃銀最低限、國家補助の就業場を要求し、他の一はマルクス派の招集に係り（三百九十五人の委員中、マルクス派の教義、女子賃銀の均等、聯合の自由、八時間労働童子の労働衛生上有害の作業及び夜間作業の禁止、一週中引續き三十六時間の休業、職工紹介所の廢止、半數を職工中に採る工場監視人の設置等を議決し、八時間労働の爲め、國際的示威運動を企圖すべきことを各國の賤民に勸諭せり、其當日を五月一日と定め之を祝日とす。又常備兵を非議し、巴里コンミューヌの亂の殉難者の墓前に示威表情したり。

ブリッセルの會議（一八九）は列席を望む者は、政治的争闘の必要を認むる旨を言明するを要し、是に由りて無政府黨を排除したり。——本會議はウイヘルム帝が職工法制定の爲め、一八九〇年の萬國會議を催したるは、一八八九年の社會黨會議の決

議與りて力ありとて之を稱揚し、職工保護律の適用の惡しきを鳴らし、職工の狀態に就き實地調査を決定し、世界の勞働者に賃銀制の奴隸たるを免るゝ爲め、其政權を利用すべしと勸誘し、一視同仁にして民族若くは人種の差別を問はざる各社會黨の主義に基き、猶太人排斥主義の如きは、其討議だに拒絶し、只管各國資本主の階級に對し、各國卑賤民階級の争鬭を主張し、争鬭を指導する爲め會議自らを委員組織となすべきことを約諾したり。——多數たりしマルクス黨は、戦争の場合に於ては、一般罷工に依りて應ふべし(同盟罷工に依りて戦争を抑止せんとす)との提議を排斥せり。ツリーチの會議(三・八・九)は無政府黨員が其行法も亦政治的一勢力をなすを以て列席を求めしかども、會議の望む勢力は必ず立法機關に依るべきものたりとて之を排除せり。本會は五月一日を祝日と定むること、八時間勞働、社會黨の政治的方略、同業組合組織、戦争の場合に於て採るべき態度に就きての決定を通過せり。戦争の場合に於て一同盟罷工を以て應ふべきの議を排斥し、單に一切の戦費豫算に反對すべきこと、及び解兵を要求すべきことを社會黨議員に勸告するに限りたり。——地制に就き斷然調和の交渉を絶つが爲め、土地の共有主義を通過せり。

倫敦の會議(一・八・九)來會員八百人も亦無政府黨を排除したり。其列席を許すべしと表決したる少數黨二百二十三に對する百四十四は、マルクス派の敵手、主に英佛人の聯合なりき。會議は普通選舉、レヘンヂュム(法律案を議會外人民に付すること)、女子の獨立、鐵道、鑛山、及び工場の國有、税關の廢止に賛成の決定を通過し、常備兵及び屬領地政略に反對の決議をなせり。

第二十五章　メッテルニッヒ宰制下の歐洲

一八一五年に於ける歐洲問題　一八一四年及び翌一五年に於て、各大國は領土の分合より内政に至るまで悉く歐洲の政治組織を整理し、共に之を維持すべく誓約せり。一八一五年の條約に於ける歐羅巴は、其均勢と正統君主政とを擁護する爲め、即ち革命的政府の復還と佛の侵略戦争とを阻遏する爲め、五大國永久の同盟の上に妥如たりき。

此五大國は總て貴族制君主政にして、就中普、奧、露の三國は專制的にして、他の英、佛二國は立憲的たり。而も外交政策に於ては政府其主公たりき。故に凡百の裁決は一に君主と其輔相との少數者の方寸に關し、其個人的感情、印象、意志は克く歐羅巴の運命を決定したりしが、實際各國が時局の上に重きをなすこと同一ならず。佛王及び其宰相は内治に汲々として平和の必要に制せられ、保守黨たる英國政治家は現狀維持の味方にして、大陸の事局に冷淡なり。普王は小膽遲疑にして、唯々メッテルニッ

ヒの助言に聽從せり。されば孰れも外交の紛糾を避けんことを冀ひ、受動的政策を有せるのみ。獨り發案能動他に自己の政策を強ふるの能力あるは、露、奧の二帝國にして、其本尊はアレキサンデル一世と、メッテルニッヒの二人なり。故に兩者の離合同背は他大國の政策の成敗に關し、歐洲の事局を決定するの指針たりき。一八一五年より、早くも外交家を忙殺すべき數多の問題は起りぬ。

一佛は同盟に加入したれども、其後奈翁エルバ島より脱還して帝政を復興し、所謂百日政府を建設したるを以て、ブールボン系統の政府、即ち正當政府危殆の印象を與へたり。淡白に之を歐洲の協調中に復せしむべきか、將た之に監視を加へ、且つ其内政に干渉すべきか、これ佛蘭西問題にして、エッキス・ラ・シャベルの會議に於て解決せられたる所とす。

二同盟國は各國に其領土を保障したれども、其内政は保障の限にあらざりき。されば各國が随意に新憲法を設定するに放任すべきか、將た君主專制を維持する爲め之に干渉すべきか、これ干渉問題にして、伊太利の革命に際會して解決したり。

三同盟國は土耳其帝國を除くの外、全歐領土の保全を保障しけるが、サルタン(土帝)

の領土をも亦保全すべきか、これ近東問題にして、曩に維納會議に於て一回提起せられたれども、ザール(露帝)之が討議を拒否せり。これ向後希臘の叛亂と共に再起すべき問題なりとす。

四同盟國は亞米利加の植民地に就き何等議定したる所なし。方に西班牙植民地を鎮定する爲め干渉すべきか。これ早くも一八一五年に起りたる問題にして、ヴェローナの會議に於て解決したり。

神聖同盟(一八一五年) 一八一五年の條約は、毫も宗教上の顧慮なき純然たる政治的行爲なりしが、基督教神秘主義の感化を受けしザールは、更に宗教的一同盟に由りて、政治的同盟の鞏固を圖らんと欲したり。

既往三箇年奈翁に對する聯合戰爭の期間、親厚の友誼を結び、兼て信仰の念深き普王之を然賛し、煥帝はザールに對する懇懇の情より之を容諾したり。當時猶佛に滯陣したる此三君主は、一八一五年九月二十六日、神聖同盟の名義を以て、公式に發表したる所の約款を締結せり。

歐洲の外交上嘗つて前例なき此條約は、至聖なる三位一體神への祈誓文を冒頭に

置き、宗教的宣言と道德的誓約とを記載せるのみ。本誓約の目的は各自の内政に處すと、他國に對する交渉に處するとを論せず。各君主は一に皆聖教の訓則たる正義、仁愛、及び平和を旨として違反せざるの決意を、宇内に表白するに在ることを公式に宣言す。云々。締約の三君主は、眞個金石の友情に由つて合致し、時と處とを問はず、緩急相救ひ利害相援け、其臣民を見ること恰も父の子を視るが如く、三國の臣民は一個の基督國民なることを告白し、其君主は天命に依りて、其三支族に君臨す。云々。蓋しこれ革命的博愛に對する基督教的博愛の約款たりと雖、而も之に教會を與らしめず、人民の名に於て、神權者たる各君主に依りて締結せられたり。一は加特力教徒、二は其別派たる希臘教徒、三は舊教派より異端視せられたる新教徒にして、爭の宗派に屬する三君主間に於ける此神聖同盟は羅馬法皇廷の嘉するところにあらず。名高き加特力黨の文士は之を以て宗教心を以て宗教に對抗せる夢想者の氣概なりと指摘し、眞正の題目は總て基督教徒は同一宗旨を奉ずる一眷族に外ならず。之を差別する種々の名稱は何等の意義をも有することなき旨を各君主が宣言する所の合意なりと謂つべしと。實際これ羅馬教會に依りて批難せられたる異

端無頓着主義の一示威運動なりき。

本條約は他の列強の此神聖同盟に加入し、且つ主義の神聖を合式に證認せんことを勧誘したり。佛のルイ十八世は露帝に對する禮讓の爲めに加入し、他の君主の大半も亦之に倣ひたり。英國政府は斯くの如く遍該なる聯盟は、何れの大臣にも副署せしむるに由なしとの理由を以て之を拒絶せり。蓋し英王の一切の公書は、必ず一大臣の之に副署するを要すればなり。事實に於て神聖同盟は實際的結果なく、唯壯嚴なる一の宣言に止りぬ。メッテルニヒ之を形容して、何等反響なしと謂へり。然れども舊政復興の敵手の上に激烈なる印象を與へ、殊に佛に於て公衆は佛國に對抗する列強の同盟と混同し、神聖同盟の稱を以て前年の同盟國を指すの代名詞となすに慣れ、遂に自由黨の爲めに此稱は佛國及び自由制度に對する戰爭と同一辭義となりたりき。

露帝アレキサンデルとメッテルニヒの拮抗(一八一五年) 大國政府に於ける外觀上一致の裏面には當時歐羅巴の政策の機軸を握りしアレキサンデルとメッテルニヒとの兩者間の暗闘潜伏せり。蓋し彼等の間に性格、政治的理想、及び實際的利益

の反對あればなり。

アレキサンデルは溫柔の性質にして感動し易く、信仰的にして惻隱の心あり。君主の本分に通曉して、人道の觀念に心を慮うし、殊に自由主義の瑞西人ラハルプを師傅として啓導せられし彼は、概ね英國トリー黨の政制に倣ひ、君主の優勢權ある立憲君主政を理想としたり。彼は英國と一致して佛蘭西及び瑞西に於て立憲制を維持するに貢獻し、又自らも波蘭土國に一の憲法を許與したりき。

メッテルニヒは冷酷且つ懷疑的外交家にして、相憐の情なく、唯現存事物の保守維持を根本的利益と思惟したり。一八一七年彼は書して曰く、方今政策の基礎は休養に在り、又在らしめざるべからずと。如何なる形狀たりとも一切革新の敵たる彼は、特に貴族的君主專制を擇む旨を言明せり。而して凡そ憲法は革命黨の爲め一の武器なりと思惟したり。

アレキサンデルとメッテルニヒとの軋争の主なる地盤は、内國內政と組織と政黨に對する態度とにあり。アレキサンデルは自由立憲黨を支持し、メッテルニヒは之を排撃したり。次等國駐劄の露奧兩國の使臣は、權數を以て其政府の上に勢力を争ひた

り。獨逸に於て露國の代官は、ワイマール、ウルタンベル、バーデン、バヴァリアの君主が、其臣民に憲法を許與せんと欲するを聲援し、アレキサンデルは南部の立憲國の保護者となれり。バヴァリアとバーデンの兩國政府が、萊茵右岸なるパラチナーの領有を争ふに當り、双方共に彼に訴へたり。伊太利に於て、奧國と一個特別條約の締結(伊太利の數小國を聯邦制とし、之をメッテルニッヒより勸誘せられし(一八一五年)サルヂニアて奧國之を威制せんが爲め)王は英國の援助を請ひしに、英國は奧國の勸誘を容るべしと勸む、王乃ちアレキサンデルに訴へしに、アレキサンデルは一般同盟は一切特別條約を拒否すと言はしめたり。斯くて奧國の勢力下に、伊太利聯邦を創建せんとするの計畫は破られたり。西班牙に於てヘルヂナン王に對し、勢力全能なる露の大使は、專制黨の反對に拘らず、財政の改革を企圖せる内閣を維持し、訓令を超越して金幣を約し、加之葡萄牙の獲得を諾し、又叛起せる亞米利加の屬領地の爲めに、大赦と憲法とを獲得すべく覓求せり。

——佛蘭西に於てアレキサンデルは過激王黨(Extrême)派を以て内閣を改造すべく王に迫らんとしたる過激王黨議院に反對し、憲法の味方たるリセリニ(オデッサの知事として生活したる露國に)内閣に聲援して、過激王黨の示威運動に反對なる覺書をルイ十八世

に致し、一八一五年の條約は王權の確乎不拔たる維持と憲法(一八一六年の)の遵守とに依りて、一八一四年に於て佛國に固立せる事物の秩序を鞏固にするを以て目的とすと聲明し、且つ議院の解散を勸告せり。

アレキサンデルは前記の各政府に對し干渉したる外、尙反對黨の名士と關係を有したり。縱令此事實なしとするも、時の政府に不平なる自由黨は彼の名を利用して憚らざりき。彼がブルボン族を好まず又公許教會の外に、宗教的新傳播を庇護したることも、時人の知悉する所なりき。ポナバルト黨が白耳義に於て企てたるブルボン族を放逐し、露帝の義兄弟なるオランジュ公をして代らしめんと、陰謀もザール之を陰助したるとの世評なりき(一八一六年)——メッヂニコフは伊太利に於ける自由派國民黨の動搖を以て露の間諜の煽動に歸し、其後(一八一九年)伊太利の秘密政社たる俱樂部員を總裁するものは露人なりと誣ひ、又聖書會社に就き露帝の之を獎勵するを愁訴し、露帝に上書して曰く、一八一五年以降アレキサンデルは神祕說に投歸する爲め、激烈革命主義をば遠ざかれり。然れども彼の傾向は絶えず革命的にして、其宗教上の意嚮も猶然り云々。蓋し改宗新說の木鐸たるの願望は彼の目算の第

一位にあり。此精神を以て、伊太利に於て激烈革命黨メッテルニヒは總て立憲制の與黨を此黨名の下に包括せりを募り、歐羅巴に於て異教徒を集むと。又諸内閣に警告して曰く、異教徒の増長は歐洲中央の安寧を迫害す。尙ド・グリュドネル夫人（文才ある者にして一時露帝の信用を被れり）の説教は、地主に對し貧民階級の煽動を事とするが故に特に危険なりと。

近東に於てアレキサンデルは侵略政策を執れり。既に一世奈翁時代に露佛間に第一回同盟を締結し、近東に於ける自由行動の條件を以て、西歐を佛の經營に放棄したり。而して露は一八〇六年より一八一二年に亘り、土耳其帝國の侵略を始め、其一片地たるベッサラビアを占守したりしかば、メッテルニヒは露帝が佛と更に親密の盟約を結び再び侵略を始むべしと疑ひたり。

アレキサンデルは嘗つて維納會議に於て、列強が領土の保障をなせる君主とサルタンとを同一視することを拒みたり。然れども現實に於てアレキサンデルは、露軍を墮落せしめたるダニューブ河畔の戰爭に疲倦し、最早此方面に於て事を醸すを好まざりき。彼は一八一七年に於て、希臘の愛國社員の使節來りて、其救助を切願した

れども聽かざりき。

エツキス・ラ・シヤペルの會議及びアレキサンデルの豹變（一八一八年）

アレキサン

デルとメッテルニヒとの拮抗は露帝の勢力に靡ける國々に於て、專制黨の反動の激烈なるを緩和し、自由派に利益する所多かりき。然れども漸次アレキサンデルは自由黨の進歩を杞憂するに至りしかば、メッテルニヒ彼の上に勢力を加へて專制政略に誘導し始めたり。

アレキサンデルの豹變は佛國の政策に原因して始まりぬ。已に一八一五年以來同盟國は佛に於ける革命の再發に對し警戒を加へ、巴里駐劄の其大使は佛國の形勢を觀察し、佛國政府に忠告を與へ、戰費の支辨を監し、軍隊の運動を協定する爲め、毎週一回集會すべき筈なりき。聯合占領軍の司令たる英將ウエリントンに與へたる訓令を以て、同盟國は革命的一切の動亂に對抗する爲め、武力を以て王（ルイ十八世）を援助すべきことを之に明確に約せる旨を告げ、而して用兵の特宜方法は司令官の「權宜に一任したり」。

一八一五年の條約は、歐洲一般の安寧の爲め、奈翁及び其一族を佛蘭西の政府より

排斥せり。而して四同盟國は共に佛國を監視すべき永久の聯合を締結したるを以て、一定の時期に會同し、各國民の休養繁榮及び歐洲の平和の爲め最も有益なりと認むべき臨機の措置と共同の大利益とを謀議すべく協定せり。蓋し此會議を以て強大國が歐羅巴を指導し佛蘭西を監視すべき常設制度となさんと欲せるなり。果して會議の第一機會は佛の政治的狀態に就て起れり。リセリユー内閣はアレキサデールに請ふに、佛國領土より撤兵を早めんとを以てしたるに、英國政府は償金一部を支拂をなすに於ては、占領兵を減せんことを承諾せるに因り、佛國は英の一年。銀行が應募したる五分利五五の價格に於ける公債に依りて其資金を得たり(一七八年)。

同盟國は撤兵處分確定の爲め會議の開催に決定せしが、アレキサデールは嘗つて維納會議に於けるが如く、歐羅巴各國を招集すべしと提言し、メッテルニヒは維納會議に於て被れるが如き煩勞を避けんが爲め、單に四同盟國の協議會となし、之に佛國を招邀すべしと主張し、遂に之に決定せり。

ア當にエッキス・ラ・シャベルの會議(一八八一年十一月)と稱呼せる此協議會は、露、奧、普の三君主

と五大國の首相との個人的會同にして、四同盟國は佛を招くの前既に協議を始め、撤兵の事を處理したり。當時露國に於ける士官の秘密結社の發覺に因り警戒せるアレキサデールは、佛國に於ける十月の選舉に、自由黨の成功せるを見て頗る憂慮せり。(是より先、彼は己にルイ十八世。メッテルニヒ乃ち此印象を利用し、四同盟國の間に選擧法の變更を勸告したり。)一の秘密協約を遂げたり(十一月)。是に依りて同盟國は若し佛國に於て何等かの事變勃發し延いて近隣諸國の安寧を妨害するの虞ある時は、共同一致其兵力を用ふべきことを約したり。(英國はゴナバルト系統者が王位に即。此秘密協約は佛國に革命の發生せる場合に於ける開戦の方法、軍隊の行進、城塞の防禦等を豫定せり。露帝は戰計畫をも發。斯くの如く佛國に對し不虞の備をなしたる後、同盟國は十月に於て議したりき。)拒絶したる佛國の同盟加入は一の秘密覺書(十一月)と公然たる宣言との形式に依り、リセリユーに之を聽したり。然る後協議會は獨逸、西班牙、及び植民地の事件を討議せり。

エッキス・ラ・シャベルの協議會は、メッテルニヒ政策の確乎たる成功にして、其主要なる結果は、革命黨に對し同盟の維持を公式に宣言するにありき。メッテルニヒ書して曰く、

「最も慶すべき結果は現存事物の秩序に何等の變更もなかるべきの一事たり。而もこれ嘗つて新奇改革論に訴ふることなかりし各内閣の爲め赫々たる成功なるべし」と蓋し所謂時代の精神を敬重し其言議に由つて新奇改革者及び宗教の異說者をして望を屬せしめたる朝廷即ちアレキサンデルの爲めには精神上の一失敗たりき。

會議終局の後メッテルニヒ書して曰く、此會議は列國に於ける秩序平和の友を獎勵し、到る處に好新好亂の徒を辨恐せしめたり」と。

エックス・ラ・シャベルの會議の當時より始まれるアレキサンデルの豹變は、獨逸に於ける學生の示威運動(一八一九年)、佛國議員の選舉、主として在獨逸の彼が代官の刺殺に變動して之を果せり。メッテルニヒ之を奇貨とし、アレキサンデルをして、獨逸全部に涉る一大陰謀あるのみならず、普王を繞圍せる自由の徒を獎勵し、異教徒の指導に係る全歐自由黨の革命的、一大畫策あるが如く思料せしめたり。斯くてメッテルニヒは、獨逸に於ては大學と出版とに對して抑壓を加へしめ佛國に對して干涉を提言せるはアレキサンデル自らなりき。露帝に見棄てられしデカリーズ内閣は、英國政府に

憑頼したるに、英國は干涉説を拒否したり。

奧太利開議及び干涉(一八二〇年)

西、伊の革命はアレキサンデルの上にメッ

洲 歐 の 下 制 宰 ヒ ッ ニ ル テ ッ メ

(589)

ルニヒの成功を完成したり。西、伊、ナポリ及びサルヂニアの祕密結社と通謀して軍人の企てたる四箇の革命亂一年間に接踵して起り、孰れも佛國の一七九一年の革命憲法に模倣し、人民の主權論に基きたる憲法を目的とせる同一政綱を以てしたり。同時に佛國に於ける一貴族の暗殺と軍人陰謀の類々たるものは、メッテルニヒの豫言と警告とを事實に證明せるが如く見えたり。斯くて革命の危険を認めたるザールは、遂にメッテルニヒの主唱に係る干涉主義に變説しぬ。各大國政府は革命に依りて動亂を來したる邦國の秩序回復の爲め數次會議を催し、其會議は孰れも奧國の領土に於てし、一八二〇年にトロポー、翌二一年にはライバック、二三年にはヴェロナに於て之を開けり。

アレキサンデルは西班牙の革命鎮壓の爲め、躬ら五國同盟の干涉を提議したるに、英國政府は西國民を侮辱するの虞ありとて拒絶せり。然るにナポリの革命は、延いてロンバルデー地方に及び、奧國の屬民たる伊太利人は自由黨と通じて謀叛し、直

接に奥國の利益に關係せしかば、奥國は出兵の準備をなし、且つ告知して曰く、皇帝は伊太利に於ける公安の自然的監視者にして、且つ保護者たるの任務を充たさんとす。佛國政府は奥をして伊太利に於ける主權國を以て自任せしむるを欲せず、奥軍の進入を危懼せる伊太利人を安堵せしめん爲め、與國連合して干涉すべしと提議したり。露帝之に賛同し五大國の會議を催すことに決著したり。即ちトロボイ會議は、ナポリ事件の爲めにして、メッテルニヒは一八一五年奥國との條約を以てナポリ王フェルデナンドが改廢せざる事を誓へる專制制度恢復の爲めに干涉すべく提議せり。露佛は先づナポリ王と交渉を開き憲法を全廢することなく其革命的性質を帶ぶる部分を改削せしめんと欲したり。英國は一切干涉を聽さずと聲明し、列強は宜しく歐洲諸國領土上の均勢のみを保障すべし。其内治政策には干涉すべからずと。斯くて當時歐羅巴に於て專制國の隨一たる奥國の主張せる干涉説と、最自由國たる英國の主張せる非干涉説との相反對せる二主義定説せられたり。然れども是に由りて英奥は露に對して自然的盟邦たるを妨げざりき。爾來干涉は專制派政綱の一部となり、非干涉は自由派政綱の一部となれり。(後者は羅馬法皇の)

批難する所たり。

英佛は列強連名の宣言書に署名するを拒絶せり。然れどもメッテルニヒは葡萄牙、ルソアの議會、聖彼得堡に於ける近衛兵の騒動等、到る處革命の凶徹切迫の狀を具して(革命の原因に就き詳細な、アレキサンデルを説破し、遂に露奥、普の東歐三國は一の主義宣言書に署名するに至れり。其要に曰く、歐洲同盟の各國にして内治上革命を行へるものは、是に由りて同盟國たるを罷め、其狀態が正當の秩序回復の保障を呈するまで、之を排除す。列強は不法なる改革の承認を拒絶し、且つ之を遂行せる邦國を説きて同盟中に復還せしむる爲め、當初は友誼的交渉をなし、後は必要に従ひて強迫の措置を施すべしと。正にこれ歐洲國際法中に干涉主義を公然認めたるものとす。同盟國は革命に對し、連帶的争闘の勞を取り、而も啻に版圖上の事に限らず、人民の意思は固より、縱し政府の意思に反するとも專制制度の政治的復興をも併せ、威力に藉りて一八一四年の遺業を維持すべき用意ありと宣言したり。されば同盟國は、革命に對して、國際的警察を行はんが爲め、自ら歐羅巴の政治高等法院を構成したるなり。

西歐の二立憲君主國たる英と佛とは、此示威運動の外に超然たりき。而も受動的態度を持して、東歐の君主專制國に自由行動の餘地を遺せり。

メッテルニヒの此成功は露政府より在ナポリ大使へ宛てし公然の形式を以て世界に公表せられたり。曰く、ナポリの革命は其性質憂慮すべきものありて、列國君主の注意を惹けり。——同一精神の動亂紛擾久しき以前より世を攪擾するを認めたり。

——列國君主はナポリ王國內に於て、革命篡奪に依りて改易せんとする一二の事項を適法なりと許容する能はずと一齊に斷定したり云々。故に二君主は革命政府と交渉することを拒絶し、ナポリ王自らライバッグの地に來りて協定すべしと勸告せり。而して會議を此地に移し、伊太利の他の王侯をも招集したり。

ライバッグの會議はナポリ王國內治の状態を處理せり。フェルデナンド王は出發の際憲法の擁護、革命黨に迫られ誓ひしも、會議に於ては翻りて專制制度の復興を請へり。各大國に於ては若し王の臣民にして不服を唱へなば、煥國の軍隊を派遣すべしと決定し、其決定書は法皇の使節を除くの外、伊太利諸邦國政府の使節に回付して、之に副署せしめたり。佛國は先づ調停手段を取らんことを請ひしも、其効なく、煥

國は同盟各君主の名に於て行動し、ナポリ王國內に一軍を發遣したり。其占領の期限は更に會議に於て之を協定すべきものとなしぬ。

ライバッグの會議は大國間に主義所見の一致せることを煥國より公然宣言したるに由りて終結せり。佛國政府、解釋的牒書を以て之を訂正したるに、メッテルニヒ之を利用して佛國を革命の焦點なるが如く、ザールに誣説したり。各君主が煥國のナポリ出征の終局を俟ち、將にライバッグを去らんとするに際し、ピエモン革命の急報に接し、忽ち又モルダヴィに於て、希臘人イブシランチの叛亂接踵して起れり。アレキサンデルは躊躇なく革命者に反對を表し、ピエモンに向つて出兵を提供し、希臘に對してはイブシランチを非認し、彼が露國の軍籍にあるを削らしめたり。

ナポリ王國に發遣せられたる煥國軍は、殆ど戰を交へずして之を平定したり。(一八三〇年三月)ピエモンに於ては一煥國叛徒に與せざりしサルヂニア聯隊に合し、ノヴァールに於て叛徒を散亂せしめ、又イブシランチの群類は土耳其之を討滅せり。メッテルニヒは斯く叛亂踵を接して起り、アレキサンデルの憤慨せるに乗じ、革命と佛國とに對して益之を刺戟せんが爲め、事物の現狀顛覆の爲め組織せる廣大なる陰謀、不敬

神的結社、及び各君主が此怒濤狂瀾に對して築くべき防柵に就き、更に一公示的宣言書を發せんと圖りたり(アレキサンデルには、會此時希臘の叛亂及び虐殺事件に別に一書を致せり)。由りて近東問題を再發したり。希臘教徒の年來の保護者たるザールは、最後の要求書を土帝に致し、抗議して(一八二二)年六月二日曰く、基督教國は苟くも基督教一國民の殄滅を坐視するを得ずと。然れども、埃英の抵抗に面じ、サルタンをして基督教叛徒を鎮定せしむべき時日を假さんば爲め、遂に其調停を容れたり。メッテルニヒはアレキサンデルを蕪療したりき。

猶殘る處の處理は西班牙の問題にあり。これヴローマ會議(一八二二年十月)の案件にして例の如く東歐の三君主強大國の全權及び伊太利の王侯玆に會同せり。西王は親らルイ十八世に書を致して、其臣民(叛)に對する救援を請ひしに佛國政府は嘗つて奈翁に對する西國民の敵意を銜みて、應援を好まず。英國政府も亦干涉の危険なるを言明して、應援に與みすることを拒絶せり。然るにアレキサンデルは佛に依つて西に對し、又佛の西に對すると否とに拘らず、佛に對して一戰を欲したり。英國を除くの外、列強は西國政府に一書を致し、且つ歐羅巴に干涉の事を告知すべく協定

せり。佛國政府は猶暫らく躊躇したれども、議院に於てブールボン長系統派が示威の爲め戰を欲せしかば、乃ち佛國は西王の權威恢復の爲め開戦したり。而もこれ一の軍事的運動に齊しく、カヂキスの攻圍を以て終局を告げたり(一八二三年)。

カンニングの英國政略 此時に至るまで五大國の同盟は公然維持せられたれども、英國は同盟國と共に西國に干涉するを拒絶せり。而も同盟國に對して干涉することをばなさざりき。同盟は一八一五年に於て未解決の二問題に際會して解弛の端を開けり。即ち西班牙植民地問題と近東問題と是なり。英國政策の此變更は外相更迭の結果なりとす。前の外相カッスルレアール自殺し、カンニング之に代りしが(一八二三年)。カンニングが劈頭第一に西國に對する干涉に反對してヴローマ會議に抗議し、而も受動的態度を去り以て同盟國と反對の方針に於て干涉したり。彼が政策はメッテルニヒの政策の正反對にして彼は前任者と一般、一八一五年の條約に依つて各君主に約せる保障は、版圖上に限りて政治的にあらず。故に革命に反對して内治制度を維持するの義務なしと謂ひ、帝に干涉主義を排斥せしのみならず、尙一步を進めて他國の政治的干涉を阻退するの權利を要求せり。

南米西班牙の植民叛旗を翻し、自ら獨立國を組織せるに當り、ヴェローナ會議に於て、佛國の使節(Chateaubriand)は干涉の主義を殖民地に擴充し、西班牙を援助して之を平定せしむべく提議したるに、カンニングは先づ議院に於て各國人民の獨立及び國民の名譽なる題目の下に、一演説を試みて之に應對し、尋いて西班牙屬領の共和制建國を公然承認し(五年)尙佛國の西班牙出征の返報として、葡萄牙に干涉しドンミゲル專制王に對向して一艦隊を派し、尋いで一軍隊を遣せり(六年)これメッテルニッヒの方式に對して第一破口を開けるものとす。

近東に於ける干渉(一八二三年) 近東問題は已に一八二一年以來提起せられたり(近東問題なる語は當時起り土帝)歐羅巴の輿論は叛旗を翻せる希臘人に厚意を表したれども、各政府は其運動外に超然自持し、ヴェローナの會議に希臘の使節を迎接することをさへ拒絶し、且つ其叛起を非難せり。此時希臘人を交戦者と公認すべしとの發議をなしたるは、英のカンニングたりとす(三年)アレキサンデルは希臘人の望を屬する所にして、且つ其繞圍者は戰爭を慫慂せしかども、革命者たる希臘人の贊成者とし、將た又基督教國民の敵たる土帝の味方とも判然決意する所なく、平

和克復の爲め聖彼得堡に協議を開催し、希臘を自治の三公國に分立せしむべき折衷案を提出したるに、孰れの黨與も皆之を排斥しければ(四年)協議會はサルタルをして列強の調停を容れしむべく勸誘するに止り、彼に平和を課すべき威迫を加へざりき。

アレキサンデルは愈々處決せんとするに際して殞落したり(五年)其死は露國政策の急轉を促したり。繼嗣ニコラスは希臘人の保護を英國の獨專に委するを欲せず、即位前より已に叛起の基督教民に同情を表したりき。カンニング其意嚮に乗じニコラスと協商の爲め聖彼得堡にウエリントンを遣はし、英國よりサルタンに調停を發議し、露國は之を贊成すべく協定したり(四年)蓋しこれメッテルニッヒ政策の拋棄なりき。

露國は土國政府と他の案件に就きて商議を開始し、その結了を俟ちて希臘問題を提起せんとしたるが故に、土國大宰相が一八二六年の英露議定書の公式照會に接したるは、漸く一年の後(年四月)に係り、彼は之に留意することを拒絶せり。然れども英露は其議定を固執し、佛も亦既に議定書に贊同したれば、三強國は武力に籍り

て希臘の自治を強ふるの覺悟ありと聲言し、希臘に一艦隊を派遣し、希臘の爲めサルタンに休戦を請求し、之を容れざるに於ては適應の手段を取るべしと脅迫したり(一八二七年八月)。是に於てか、時局は七年前(一八二〇年)の形勢と全く顛倒して干渉するは英佛にして、而も一革命支持の爲めにし、干渉を拒絶せるは奧普たりとす。露に至りては一八二〇年に於ては、臣民に對して干渉し、今回(一八二七年)は君主に對して干渉したりき。

意外なるカンニングの死去(四)は、英國内閣の政策を變更し、その後繼者は一切紛糾を避けんと欲せしかども、既に三國は協約に結束せられ、英將を司令官としたる其艦隊は、希土の雙方に休戦を強ふるの任務を帯び、モレーの西海岸に遊戈せり。イブラヒム(埃及王の子)は、初め艦隊の使命を容諾したれども、後土帝の命令に依りて、メセニア地方の劫掠を始めた。茲に於て歐洲艦隊干渉し、埃及艦隊を勸告したるに、大將イブラヒム不在なりとて、士卒は移動する事を肯んせず、此際聯合艦隊はナヴァリノ港内に來りて、埃及艦隊と相並びて繫泊せり。基督教國艦隊の乗員は回教徒國艦隊に對して激昂甚しかりしが、會、埃及の一艦より放ちたる一發の砲火を動機として、

遂にナヴァリノの大海戦となり、埃及艦隊は殄滅に歸し(十月三日)さて歐洲艦隊は悠然として退却したり。サルタンは、聯合艦隊の舉動の非認と賠償とを要求したれども、拒絶せられたるを以て、三強との國交を絶てり(一八二七年十二月)。斯くて、干渉は竟に三強とオットマン帝國との平和の破裂に歸著したり。然れども、破裂は一般の戦争を惹起するに至らず。僅に英は埃及に一艦隊を遣はし(一八二八年八月)メヘメット・アリーをして在希臘のイブラヒムを召還せしめ、佛はモレーに一遠征隊を遣はしたるに止り、露獨り戦を交へたり(一八二八年)。

戦争は二役より成れり。一八二八年の役はルーマニアを横斷して露人直進し、陸續要塞の攻圍をなせしに過ぎざりき。蓋し供給繼かず、司令惡かりし露軍は、巴爾幹一帶の地に達するの、前、スズーラの設堡野營に依つて抑止せられたり。一八二九年の役は、ブルガリアに於ける一戦鬪に勝敗を決せり。即ち親衛隊の殄滅以來、紊亂せる土軍は脱隊離散したり。露將ヂェビッチ其機に乗じて、巴爾幹を横斷し、アンドリノールに直下したり。此時彼が率ゆる所の兵は二萬に過ぎず。而も其一部分は戦鬪に堪へざるものありて、コンスタンチノールを攻陷するには餘りに薄弱なりき。

然れどもチエビッチの決然たる態度に脅かされたるサルタンは、露人の掌中に陥れり（露）と覺悟し總て露の要求せる條件を容れたり。即ち軍費の賠償ルーマニアに於ける要塞の破壊、各國の船舶海峡（ボスボラス、ダ）通航の自由、希臘王國の創建是なり（一八二九）。アンドリノール（土は償金を以て之に代へんとす）の此和約は、近東に於ける露國の優勢を樹立した（土は償金を以て之に代へんとす）。

歐洲同盟の瓦解　メッテルニッヒの宰制は、カンニングの政略と露土戦争とに由りて已に撼搖せり。然れども從來列強は一八一五年の條約以外の問題に就き、其範圍外の國に於て墮と紛争を開きたるに過ぎざるを以て、該條約は依然存立せり。佛國に於ける一八三〇年の革命は、維納會議の遺業に於ける第一破口なりき。同盟國の保障したるブルボン系統の政府より佛國を奪ひて革命黨の教義たる人民主權の名に於て、而も革命黨の標號たる三色旗を以て、叛徒の擁立せるルイ・フィリップの革命政府に之を與へたり。

尋いで白耳義の革命起り、齊しく維納會議の事業たる和蘭王國を兩斷したるあり。終に英國に於ては佛に對し君主專制主義國に結親せる保守黨が歐洲自由派に結親せる自由黨に其位置を譲りたるあり（一八三〇年十一月）。此に至りては一八一五年の同盟は明確に破壊せられメッテルニッヒ式は全く放棄に屬したり。

第二十六章 露英の拮抗

(一八三〇年—一八五四年)

一八三二年以後外交政略の状態

佛國に於ける一八三〇年の革命と英國に於ける自由黨の廟堂に立ちたるに由りて歐羅巴の政治的形勢を變化し、西境の二大國は自由黨に依りて支配せられたる議院政治となり、依然復興政の主義を墨守せる三國との同盟を破毀し、歐羅巴は正に兩分して、東歐は專制に留り、西歐は自由制となりぬ。

東歐の君主專制國に於ける樞機は、依然君主若くは輔相其人に聚中して留れり。即ち政治の主公は、奥に在りてはフランシス帝、後フェルデナンド帝(一八三五年)の名に於て政を行ひし、メッテルニヒ(一八四八年)の革命後は、シニバルゼンブルグ公(一八四八年)に露にありては、武斷的獨裁のニコラス帝親ら其外交を指揮し、——普にありては小膽にして平和的なるフリードリヒ・ウィルヘルム二世王、一八四〇年以後は同四世にして、活動の妄念は勃々たるも、一時(一八四九年)を除くの外は嘗つて自家の外交政

策を有せざりき。メッテルニヒは既に老朽無氣力、且つニコラスの上に個人的勢力なく、活動の手段たる武力なくして(蓋し奥軍の策亂せるは時)外交界を率制すること熄みぬ。優勢は戰捷軍の(土耳其)主公たるザールに移り、ザールは一八三〇年より五四年に至るまで專制主義の代表者にして、革命及び佛國の敵手たりき。

西歐の議院政治的君主國に於ては、政府は最早外交政策を獨斷する能はず、議院と中産階級の輿論とに打算せざるを得ざるなり。——佛に於てルイ・フィリップは其在位を安固にし子孫の長計を圖るの情禁する能はず、個人的に平和政策を懐きたれども、議院政治國の君主として政治を宰相に放任するの觀を装はざるを得ざるなり。彼は自家政略の與黨たるカシミル・ペリエー、プローリー、ギゾー若くは無偏政策なるモレー、スートルト(或は又左黨進歩)内閣を擧ぐるの已むを得ざるときは、ラフィット(チェール)の輩を交採用しつゝ、好く内に之を掣肘して時局の困難を排したり。實際佛國の政策は即ちルイ・フィリップの政策たる平和無爲の政策にして、唯時に人民の誇負心を鎮撫せんが爲め、主戰的示威運動をなしたるに過ぎざりき。

英國に於ては君主ウィリアム後(ヴィクトリア)は、内政は勿論外務の總理をも時相に

放任せり。即ち英國の政策は在朝の黨派に關係し、議會多數黨の變動に従ひて變更せり。保守黨は平和無爲の政策を執れりと雖毎に其在朝の期間比較的短少なりき。(一八三四年乃至三五年、一八四一年乃至四六年、一八五一年)是に由りて英國の態度を一定したるは自由黨にして、本黨は殆ど毎回外相パーマーストンをして意の如く外交政策を操縦せしめたり。パーマーストンは英國人民の聲譽と自由制度の辯護者を以て自任し、其韜略は武力の展開と交戦の脅嚇とに依りて列強を威壓し、又竊に各國の自由派不平黨に款を送り、之を刺戟して其政府に反對せしむるにあり。彼は三十餘年間(一八六五年)克く英國の軍事的弱點を隱蔽し得て、之をして露と拮抗の主動國たらしめたり。實に一八三〇年より一八五四年に至る歐羅巴は、專制的東歐と自由的西歐との兩標號たるニコラスとパーマーストンとの拮抗に依りて左右せられたりき。

此等公的手段の下に、サキスコブール族なる一新君主族に依りて、歐洲の外交界に連れ役的技は演せられたり。迎へられて自耳義の王となり、後又佛王の女婿となれるレオポルドは、其甥の一人フェルヂナンドに葡萄牙女皇を娶らしめ(一八三六年)、他の一人アルベルトを英國女皇の配偶とならしめたり(一八四〇年)。斯くてヨーロッパ系統の他

の在位者と姻戚たる關係は、時に大國の朝廷間に仲介者の用をなしめ。

歐羅巴の政策は復興政時代に比し、較複雑にして而も恒なきに至れり。蓋しこれ霸氣横溢にして而も錯綜せる權數、激變、示威の時代にして、新聞紙は其評論記事を以て充され、熾に輿論を沸騰せしめられたれども、究竟甚だ微々たる變化に歸着したりき。

外交政略は公然たる或る定説に依りて表明せられたり。——條約の維持、即ち一八一五年に行はれたる領土處分の存置是なり。——干涉即ち一八一五年に定立せる政制維持の爲め、強大國の第二等國の内政に干涉するの權利を意味す。——強大國が互に反對の方針に於て干涉する時は、勢力の争を生すべきを以て、數次協議會を催し、歐洲協調の修覆を計れり。——陳套の定説たる歐洲の均勢、即ち五大強國の孰れを問はず、版圖の増大を圖るを阻遏す。主として一八一五年の條約の範圍外に附したる土帝國內の侵略を防遏すべき顧慮是なり。

各邦國に於ける内治上の紛擾は、毎に大國が其勢力を伸張する爲め干涉の誘因となり、又は條約を維持し、若くは歐洲の均勢を救濟せんが爲め、干涉を要すべきや否やを討議するの機會となりぬ。

一八三〇年七月の佛國君主政の公認 佛國の一八三〇年の革命は、一八一五年の條約違反にして列強の保障したるブルボン系統を佛國より驅攘し、一八一八年の約定に豫見せる開戦の事由を生じたり。是に於てか革命に對し佛國に干渉の問題は起れり。然れども同盟國は力相如かざるを自覺し、ルイ・フィリップ(新立の)も亦自家の王位に登りしは、畢竟革命を防止せんが爲めに外ならず。獨り自家の出現に由りて佛國をして共和政に變せしめざるを得たりと辯解し、而も一八一五年の條約を維持すべきことを保證せり。英は保守黨内閣極めて小數の差を以て自由黨に一籌を輸せられ、佛に干渉するを拒絶し、その大使に依然巴里に駐留すべきを命じ、尋いでルイ・フィリップの政府を公認した。——メッテルニヒも亦一八一八年の約定の履行、即ち干渉の要求だに敢てせざりき。要するに列強孰れも進撃の用意ある軍隊を有せざりしか故なり。——獨りザールは革命黨撲滅の爲め干渉せんことを欲し、佛國在留の其臣民に退去を命じ、三色旗船の露國港灣に入るを禁じ、且つ墮普の宮廷に特使を派して開戦を促さしめたり。然れども他國政府舉りて所謂王位篡奪者を承認せるを以て、ザールも亦竟に之に倣ひたり。唯だ他の君主と等しくルイ・フィリップ

プに、朕が同胞の敬稱を用ふることを拒絶し、聊か蔑視の意を表示するに止れり。斯くして佛の革命的君主政は一八一五年の條約に拘らず、歐洲の協調内に入したり。然れども障壁王(ルイ・フィリップは元來叛徒た擁立せられ、叛徒は街路の數石等を以ては)は他國の君主より僭越者を以て目せられ、彼自らも歐羅巴より成上者と看做さるゝを感知し、此擯斥を免れんとの願望は常に彼が政略上機微の一なりき。

白耳義の處分(一八三〇年)

白耳義の革命は一八一五年の條約に對し第二の

破口を開くものなりき。蘭王ウィリアムは大強國が一八一四年に於て彼に保障したる領土の還附を之に請求せり——英國は白耳義人を説伏して行政上の分離に満足せしめ、以て和蘭王國を救はんが爲め、倫敦に一協議會を招集せり——蘭王の義兄弟たる普王は、和蘭の國境に一軍を配備したり——露帝は六萬の兵を提供し、且つ其特使をして普王に開戦を慫慂せんが爲め、二箇月間伯林に滯留せしめたり。遮莫、佛國政府は活動黨に迫られて白耳義人に左袒せり。其意は縱令第二段にせよ、非干渉主義を提議し、且つ佛國に對し築きたる白耳義の要塞を撤壊せしめ、以て一八一五年の條約を破毀し、尙一片領土の割讓をも獲得し、以て自由派愛國者の國民

的誇負心を満足せしむるにありき。故に若し普の一軍、白耳義の東部より進入せば、佛の一軍も亦直ちに西部より進入すべしと宣言し、以て佛は普の進軍を抑制したり。露帝之に干渉せんとするに際し、會波蘭に於ける革命の勃發に由りて妨げられたり。

倫敦の協議開けし時、英の保守党内閣は自由黨の代はる所となり、パーマーストン政局に當り、英佛兩自由國の協定政策を採り、佛の代表者タレーランと協致して、白耳義の絶對的分立主義を提議したり。東歐列強の使節は、言を明確なる訓令を有せざるに託して讓歩し、協議會は白蘭の雙方に休戦を強ひ、從つて白耳義の獨立を承認しぬ。(一八三〇年十二月)協議會は新王國の領土、蘭白兩國間に國債の分割及び白耳義王の選立を決定せざるを得ざりき。然るにタレーランは佛國民の自負心を満足せしめん爲め、領土一部分の領有を、リユクサンブルか擧ぐともヒリブヴェルとマリンブル(リ)請ひしに、パーマーストンは英國民の自負心に由りて之を拒絶したり。(パーマーストンは曰く、佛國政府毎に我等に言ふ、彼も是も佛の輿論を満足せしむる爲めに之を要すと。然れども英國にも亦た佛國に於けると一戦、自から輿論あるを察知せられんことをタレーラン氏に望む。)王の選擇に就ては五大強國の王族は、孰れも其候補を避くべしと協定したり。

協議は順次左の三協定を遂げたり。

(其一)一八三一年一月二十日、分立の基礎を定め、リユクサンブルは全部蘭王に還附し、全國債の凡そ半額を白耳義に負擔せしめんとしたるに、蘭王は之を容諾したり。しかど、白耳義の國會は之を拒絶し、而もルイ・フィリップの一子を王に選擇したり。——パーマーストンは佛若し之を聽さば、交戦を辭せずと脅し、ルイ・フィリップも亦其内閣(活動黨)の反對に拘らず、隱忍之を謝絶したり。茲に於てサックスコープールのレオポルドに王國を捧げ、レオポルドは之を受くるに先ちて、豫め一月二十日の協定に係る分立條件の輕減を要求したり。

(其二)一八三一年六月二十三日を以て、十八箇條を協定せり。即ちリユクサンブルの現状維持、一八一六年以前の國債は和蘭の負擔に歸すること等にして、白耳義之を容諾したるに、今回之を拒絶せるは蘭王にして、一軍を白耳義に發遣したり。——レオポルド援を佛に請ひ、佛軍は協議會の決議實行の爲め來れり。——パーマーストンは白耳義に佛軍の進入するを見て、危懼の念を懷き、之が撤退を要求し、且つ休戦を商議したり。然れども佛軍は依然留りて、協議會に於て佛國に對し築きたる要塞

撤壞の協定の成るを俟ちたり。

(其三)一八三一年十月十五日の協定は二十四箇條にして、リテサンブルとランブルの一部とを和蘭に還附すること等にして、白耳義隱忍以て之を容れ、蘭王は之が拒絶を固執したれども、協議會は確定條約を締結し、遂に強大國は中立國として白耳義王國を公認したり(二八三)。猶アンウエルの要塞を蘭人より奪取する一事を餘せり。因りて西歐の兩國は他の列強に拘らず、威力を用ふべきことに協定したり。

波蘭問題(一八三〇年)

ザールに對し叛旗を翻したる波蘭人は、英佛の政府に救援を請ひたり。自由黨はニコラス帝を嫌惡して之に聲援し、全歐具瞻社會の輿論も、之に同情を表し、佛のラフィット内閣はサルタンを懲慝して露に開戦せしめんと試み、カシミール・ペリエー内閣は共同の居中調停を英國に提議したり。然れども英佛共に波蘭に於て露軍に對する活動手段兵力を有せず、又パーマーソンは實際的効果なき交渉に與することを拒絶せり。是に由りて時人は同情を表彰するに止まり、佛の議院は王への上奏文中に其確信を示し、波蘭民族は滅亡せざるべし

との一句の添加を通過したり。

東歐の列強は分離せり。奧は局外中立を宣言し、縱令叛旗を掲げたるにもせよ、暗に波蘭人に好意を表し、波蘭人の仇敵たる普は糧餉を給して露軍を援けたり。されば波蘭戦争は露軍と波蘭軍との戦に縮少し、波蘭國民の破滅に終局せり。パーマーソンは一八一五年の條約に依り、波蘭に保障せる特權の維持を要求したるに、露は維納の條約は内政上如何なる條件をも課することなし、一八一五年の波蘭憲法は、ザールの特典に過ぎざれば、謀叛の事實に因りて消滅せりと復答したり。

佛國に於てワルソー(波蘭の首都)陥落の報は、國喪に等しく迎へられ、巴里に於ては取引所休業し、劇場を閉鎖し、外務卿がワルソーに於て秩序行はるとの宣言は、公衆の感情を凌辱するが如く看取せられたり(二八三)。

奧佛の伊太利干涉(一八三二年)

伊太利に於ける中央邦國の革命(羅馬教會國、モデーリス、パムル)の結果として、孰れも假設政府を建立するに至りたれば、篡奪に遇へる各君主、救援を奧國に請へり。佛國に於て活動黨は奧の保護民に對抗して自由黨叛徒を支援すべく迫り、ラフィット内閣は奧人のバルムを占領するを問はざるべけれども、羅馬

教會國に就ては然らずと宣言せり。澳軍は早くも、叛起諸國を悉く占領したり(一八三一年)。カシミール・ペリエー内閣は袖手傍觀、唯叛徒平定の後、澳軍の撤退を要求するに止り、國民の自負心を慰せんが爲め、若し夫れ澳兵にして議院の開會前に撤退せざらんか、教會國の一部分を占領すべしと宣言したるのみ。

澳軍は其任務を果したる後、一回教會國を撤退したれども、法皇の召喚に依り再來したりければ(一八三三年)、佛國政府は威脅を實にするの已むを得ざるに至り、三艘の艦船を以て千二百人の軍兵を遣はし、アンコーンの城砦を占領せしめたり。澳之に乗じて其兵を一八三八年まで教會國內に駐屯せしめたり。

西班牙及び葡萄牙に於ける干渉(一八三三―一八三六年) 西葡兩國に於ける干渉は、自由黨に頼れる西のイサベル、葡のマリアなる幼沖の女王と、專制黨の支持せる争位者なる西のカルロと葡のミゲルとの間に於ける繼嗣争に際會して其端を開き、西歐兩議院政國は女皇を公認し、東歐の三專制君主國は公然承認はせざれども、兩專制的争位者を支持したり。

西の自由黨内閣は英に援助を請ひたり。パーマーソンは二女皇の政府と英國と

の間に同盟を勧め、タレーラン亦佛國をして此結合に参加せしむるを得たれば、茲に四國同盟の協約締結せられたり(一八三四年)。是に依つて同盟國は葡萄牙より二争位者を放逐せんことを約し、英國は艦隊を、西國は軍隊を供せり。佛國の参加は必要に應じ、追つて協定すべきものとしたり。西國の爲めの干渉に就きては、何等結約する所なかりき。蓋しパーマーソンは西班牙半島内に、佛國の勢力扶植の機會を與ふるを欲せざりしなり。パーマーソン此四國同盟を以て、東歐の三專制君主國の合縱に對抗すべき西歐の四立憲制君主國の連衡の如く吹聴したり。蓋しこれ現實的行爲たらんよりも寧ろ一個の示威運動にありて、葡萄牙に於けるの外、殆ど何等の結果をも呈せざりき。

近東問題(一八三三―一八三九年) 一八二九年の平和條約以來、ザールはオットマン帝國を其勢力下に從へたり。佛は埃及の藩王メヘメッド・アリーを支持し、其輿論は彼をオットマン帝國將來の中興者に擬し、且つ忠實なる佛の盟友なるが如く看做したりき。パーマーソンはオットマン帝國の保全を以て英國の利權に缺くべからざるものと宣言したり、これ彼が爲め論争すべからざる獨斷見なりき。彼はメヘメッド・アリー

に信を措かず、一の亞刺比亞國創立の企圖を懐くものとなせり。
 藩王の世子イブラヒムのシリアの遠征尋いで埃及軍の中央亞細亞の行進は輿論
 の上に激烈なる印象を與へたり(一八三三)。サルタルは海軍國の援助を得る能はざり
 しを以て露に依頼し、露は埃及兵の土國侵入に備ふる爲め、軍隊を發遣せり(一八三
 三)月。

英佛はサルタンを威嚇して、メヘメッド・アリーの要求條件を容れしむるを得たり。露
 は之を傍觀せしかども、サルタンの憤慨せるに乗じて、ウンキアルスケレシーの同
 盟條約を訂結した(一八三三)。(同盟の形式下に露の保護權を樹立し、海峽を露の軍艦の航通の爲め開けり)。

英佛は其報に接して抗議せり、而も露に對し共同行動を執るの協定に至らざりき。

逃竄者及び專制君主國の同盟(一八三三) 露、普の東歐三強國は、西歐強國の白、

西、葡に於ける干涉に對して不滿なるに尙瑞西及び佛蘭西に逃竄せる波蘭、獨逸、伊
 太利の革命黨の動搖に危懼を懷き、革命の不虞に對する示威運動をなすべく協定
 せり。これ、露、奧兩帝と普國皇太子とのミュンヘングラツ會見の結果にして(一八三三)茲
 に一の宣言文を作りたり。而も普王は交戦に關係せんことを恐れ、其署名を拒絶し

たりしかば、之を伯林の祕密條約に止めたり(一八三三)其要は三君主は、公法及び條
 約、特に一八一五年の條約に依り、定立せる秩序の絶えず迫害せらるゝの危殆なる
 に鑑み、其政策の動かすべからざる基礎たる、守成の法式を一層鞏固にせんことを
 全員一致決定したる旨を宣言し、是に由つて、總て獨立君主は當該國の内亂外交の
 危機に際し、之を援助するに最も適當なりと思惟すべき他の獨立君主の救援を要
 するの權を有す。而して此要求を受けたる君主は其利害と便宜とに従つて、救援を
 聽許し又は拒絶するの權を有す。之を聽許すべき場合に當り、倚賴を受けざる他の
 強國は、此救援を妨害し若くは反對の方向に行動する爲め干涉するの權なし。三朝
 廷の一に於て、物質的援助の請求を受けたる場合に當り、假令孰れの強國たりとも、
 武力に依りて反抗せんとするに於ては、三朝廷は此目的を以てなせる一切の敵對
 行爲を各自に對するものと看做すべし云々。これ一八二〇年の協定に係る干涉の
 教義を維持するの契約にして、西歐の合縱に對する東歐の連衡なりとす。

奧帝フランス殞落の後、猶三朝廷の協商は波蘭のカリッシェトリツチに於ける二回
 の會見を以て重修したれども、一切公然たる表示をなさざるに一致せり。メッテルニッ

と書して曰く、三朝廷の欲する所は一般に知悉せられたり。今更に之を反復言明するは無益にして、却つて其不拔の態度を弱むるの結果を來すべし。

英佛同盟の破毀(一八三〇年) 一八三〇年の英佛間の協約は、其政府の利害を異にするに因りて自から破れたり。

(第一)雙方共に中産階級選挙の議院政治なれば、中流社會の欲情を顧慮せざるを得ざるに、曾つて英佛間の長期戦争の追懷猶歴々として渙散せず、英に於けるウオーターローの戦捷者ウエリントン、佛に於ける英人の不俱戴天的仇敵たる奈翁一世は共に國民的英雄として崇拜せられたり。貧者獨り軍隊を形成せる當時なれば、佛の自由派の中産階級は、忌はしき一八一五年の條約を破棄し、ライン河アルプス山の天然的國境を克復する爲め、交戦侵略を放言し、英のバリーメント亦英國の聲譽制海權歐羅巴に於ける其優勢を誇稱するを好み、英人の愛國論は、一に島帝國的事物を崇重し、大陸的なる語は侮蔑の代名詞に用るに存せり。英國に於ては内政の改革緒に就き、佛國に於ては新君主政漸く鞏固となり、嘗つて政黨の専心傾意せし、政治問題の大半落著せるに隨ひ、兩國の親交は愈、困難を加へたり。兩國共に内政銷沈して

公衆の熱情を冷却し、新聞紙は材料に缺乏を告げられたれば、筆鋒を外政上に一轉して、熾に之を論争せり。主として佛に於ては政府に對し中流社會を刺戟すべき材料を内政上に見出さざりしに由り、反對論を外交政策の上に轉向し、國民の敵愾心を奮興せしめんことを求めたり。斯くの如く互に嫉視し、慢心の増長せる兩國民間に於ては、軋轢絶えず衝突止むことなく、政府は民望を失墜するの虞あるを以て、常に國民的名聲を維持するの注意を要せり。これ實際に於て對手國の要むる所は、每事之を拒絶するを意味するものにして、此感情の扞格は和協を困難ならしむるに餘ありき。

第二ルイ・フィリップは正統君主の待敬を得、奕世舊家の王朝との同盟に依つて、一族を君主社會に友昵せしめんことを望み、當時歐洲の各宮廷を感化せし東歐君主國の歡心を得て、英國自由黨内閣との失計的聯盟を離れんことを個人的に務めたり。英佛の國交冷却の狀は、早くも一八三六年以來外觀に現はれたり。曩に兩國提携して干涉せる希臘、西班牙、葡萄牙の各邦に於て、英佛は各其勢力に服従したる黨派を支持し、其代官は隠然一方の黨派を他方に對して使嚇せり。不一致は特に西班牙に

於て露はルイ・フィリップは其親戚たるクリスチーナ及び溫和黨を支持し、英國は進歩黨に與したり。

カルリスト黨(争位者カ)より脅されたる西班牙政府は、一八三六年の四國同盟條約に依りて援を請ひ(一八三三)、佛のルイ・フィリップは之を約諾せり。然れども西の進歩黨革命に藉りて政柄を掌握したりしかば、彼は輔相テール(主戰論者)と絶ち、イサベルとカロとの間に超然中立に留りたり。

ルイ・フィリップは東歐の列強に親近せり。彼は其世子オルレアンの妃を求めんが爲め、之をして、奥普の兩宮廷を訪問せしめたるに、維納に於ては迎接冷淡にして、正統派たる奥國貴族は會見を避け、奥皇族の息女を娶らんと請ひしも謝絶せられたり。ルイ・フィリップ隠忍普王の媒介に係るメクレンブルのヘレーヌ王女を納れてオルレアン公妃となせり。

近東問題及び海峽條約(一八三九年) 英佛同盟の公然たる破毀は、近東問題に就て之を實現したり。總て強大國はオットマン帝國の保全を維持すべき意志を表白せしに、獨り佛國は其政策を判然せず年來の盟友たるサルタンと、其被保護者たる

埃及藩王メヘメッド・アリーとの間に躊躇せり。

本問題は英國の代表者の個人的權數に由りて、漸次紛糾を重ねたり。サルタン(Mahmoud)は英國大使(Pomsonby)に懇懇せられて、一八三二年敗衄の復仇をなさんと欲し、その軍隊にシリア侵入を命じたるに、埃及軍は機先を制して、已に國境に備へたりき。

英佛は猶共同一致して、雙方に休戦を強ひんと欲したり。然れども佛使が交戦を制止すべき爲め土京に到着せし時、英使ボンソンビーは訓令に接せずとの故を以て、佛使に助力することを拒絶せり。是に由つて土國政府は、英は開戦を欲するものと推斷し、愈進撃の命令を發したり。然るに土軍は撃退せられ(一八三三)、尋いで其水師提督は反覆して戰捷者に與し、艦隊を率ゐてメヘメッド・アリーの艦隊に投合しぬ(七月)。會土帝マームードの殞落に際したれば、新帝アブデルメヂドの名に於て、大宰相コズレウ講和を提議したるが、メヘメッドは彼との商議を拒絶せり。

ザールは一八三三年の條約に依り、當に之に干渉せんとしたるに、他の列強は其單獨行動を阻碍する爲め、案件を掌握せることを土帝に言明し、其商議に先ち列強交

渉の結果を俟つべしと勸告したり(七月二日)然るにメヘメッド・アリーに強ふべき條件に就き英佛間の和衷破れたり。蓋しパーマーストンは土耳其艦隊の還附を望み、最後の要求書を致し、之を要求すべしと提議せしに、佛國政府の之を拒絶したるに坐す。パーマーストン方略を一變しつゝ、東歐の強國と交渉を開き、先づ奧國に提言して、艦隊の還附をメヘメッドに要求し、彼若し之を容れざるに於ては、埃及とシリアの海岸とを封鎖すべしと謂ひ、尙附言して、已むを得ずんば、英國は、四強國に關せず、行動すべしと。ザール此機を捉へて佛國を孤立に陥れんが爲め、英國に其協力を提供したり。即ち一八三三年のサルタンとの別個條約を放棄して、將に他の同盟國と協致して行動すべし、唯佛國と與にせざるを擇むのみと言明したり(一八三九年十月)。

パーマーストンは英露佛三國艦隊同時進向の提議をなし、佛國政府(Soult)之に賛同したれども、會議院開會し、スールト内閣倒れ(一八四〇年一月)佛の輿論は明白にメヘメッド・アリーに對し、一切最後の要求を致すに反對を表せり。

パーマーストンは佛國以外に於て商議を終へ、他の四大強國とサルタンとの間に、倫敦の條約を締結し(一八四七年十月十五日)、メヘメッド・アリーに強ふべき最後の要求を協定し

たり。即ちサルタンは世襲的埃及の本地と、一代限りの領有としてシリアの一部とをメヘメッド・アリーに提供し、而も之に對し十日以内に容諾を表すべく、若し此期日を経過せばシリアの提供を取消すべし、又次の十日後はサルタンに於ては何等の義務をも負ふ所なかるべしとの條件を以てし、列強は威力に依つて此條件を認諾せしむべしと相約したり。

佛國は一八一五年に於けるが如く、四同盟國に向ひ孤立に陥り、四強國の斷案は恰もメヘメッド・アリーの頭上を掠めて、佛に最後の要求を致されたるが如き觀を呈し、近東問題は正に國民的名譽問題となれり。議院激昂し、國人は歐羅巴に對し争鬪を再開して、一八一五年の條約を破却し、ライン河の國境を克復すべしと揚言せり。是に由りて獨逸に於て反對運動を惹起したり。國民の感情に由りてのみ支持せられたるチェール内閣、戰備を始め、普奧兩國は應戰に備ふべき協約を締結しぬ(十一月)然れどもルイ・フィリップ及び議院共に開戰を欲せざりき。メヘメッド・アリーは最後の要求を斥け、佛國は其艦隊をツローン港に召還し、袖手傍觀列強をして彼に對し自由に行動せしめたり(佛國政府は英國との經緯に先ち、セント・ヘレナ島より拿破崙一世の遺骸を、佛國に迎葬するの許可をパーマーストンに請ひ、其快諾を得て、ジョージンビル公

之を奉じて歸來の際、内閣閣員、遺骸を廢兵院(アン・ダ・ウ・リイ)に安置したるは、一の儀典に外ならず(リキ)。

英、澳、土聯合の一艦隊シリア港を砲撃し、難攻不拔の海嶺と聞えし、サン・ジュアン・ダークルを三時間に破壊し、轉じてアレキサンドリアを封鎖したり。佛國より見棄てられたるメヘメッドは降伏せり(一八四一年)。茲に於てか同盟國は倫敦條約を取消し、更に海峽條約(一八四二年)なるサルタンと各國との一般條約を以て之に代ふること、同意せり。之に依りて一切の軍艦に對し、ダーゲネルス・ボスボラス海峡を閉鎖すと宣言したり。遮莫、佛國は其自負心に一損傷を受けたるは、蓋し中流社會が英國に宥恕せざる所なりき。

英佛の親善的協商(一八四四年)

佛に於ては中央左黨内閣ギゾ、英に於ては保守黨外務の局に當り、雙方共に平和且つ融和の政策を採り、兩國の政府間に親近の念を誘起したれば、彼等は兩國間に和協の恢復を企圖したり。兩君主互に訪問を交換し、ヴィクトリアは佛に來り(一八四三年)、ルイ・フィリップは英に往き(一八四四年)、宰相は親密に會談しければ、時人親善的協商に就き公然相語りたりき。

遮莫、協商は兩國政府間の事に屬し、兩國民間の軋轢を避けんが爲めには輿論と闘

はざるを得ざりき。——佛に於ては檢船權(奴隷賣買を禁ずる爲めなる)及びブリトニヤル賠償金(佛の屬領タイチに於て被る害の英國領事に對する)事件に就き國論沸騰し、英に於ては佛、白瑞間の關稅同盟案に對し輿論反抗し、此舉を以て英國政府は自耳義の獨立を妨害するものと看做し、英國は佛兵がアントヴェルスに於て稅關吏に假裝して、行動するを默視する能はずと聲明したりき(一八四四年)。佛のマロクに對する戰爭に就きても亦英の輿論動搖したり。

此時に當りニコラス帝英國に來遊し(一八四四年)、瀕死患者と思惟すべき土耳其帝國の運命に關し、共同處理の爲め商議せんことを保守黨政府に提議し、彼自ら毫も略地の意なきを以て、他國の略取も亦忍ぶこと能はずと言明せり。英國内閣は該問題の討議を謝絶したり。

西班牙の結婚(一八四四年)

西班牙女皇イサベル及び其妹ルイズ婚期に達せしかば、母后は之を佛の皇族に嫁せしめんことを冀ひ、ルイ・フィリップは其子モンパンシエ侯を世に立てんが爲め、此機會を利用すべく望みたり。佛英の兩政府は共に此結婚を處置すべしと協定し(一八四四年)、イサベル女皇はブルボン系統の一皇族に配偶す

べく、而して女皇一子を擧ぐるを俟ちて、皇妹をモンパンシエー侯に嫁せしむべきことを主義と定め、女皇の配として其二人の従兄弟を媒介せり。即ち佛はフランシス・オヴ・ア・シーズ、英はその弟アンリーを以てしたり。然るにクリスチーナ(女皇の母)は身心共に懦弱なるフランスを擯斥し、且つ進歩黨に關係せるアンリーを嫌惡し、全歐中他の一王族を擇べるが如し。是に於て兩國政府は其決意を促さんが爲めに協議せり。然れども在西の佛英代表者ブルソンとブルヴェルの兩人は、個人的競敵にして互に排擠を事としブルソンは母后を促して、其二人の皇女の婚嫁を同時になすべしと勸め、ブルヴェルは皇妹の婚嫁を妨げ、イサベルの爲めにコブール家の一王族を迎へしめんと努めたり。クリスチーナ、ゴブール公の親父の許に使者を遣して之を申請せしめたり(一八四六年四月)。佛相ギゾーは若しブルボンの系統の候補者を排斥するに於ては、佛國は復たモンパンシエー侯の爲めに行動するの自由を復すべしと告げれば、英相アベルデンはブルヴェルの舉動を非認し、之をギゾーに通知したり。然るにアベルデン所屬の保守黨内閣顛覆し(一八四六年)、パーマーストン外政の局に當り、本問題に對する態度を一變し、イサベル女皇の二人の従兄弟、又はコブール王族

の三候補者中の孰れたるを問はず容諾すべしと言明せり。然れども兩國政府は專擅たり。其宰相は速に立憲制に復還するを要すと附言したり。ルイ・フィリップは一八四五年の協約は(共に處す)既に破棄に屬せるものと看做しぬ。さればブルソンは訓令なきも女皇はフランス、皇妹はモンパンシエー侯と同時結婚の斡旋に努めたりしが、佛國は敢て之を非認することをなさず其交渉を繼續せしめたり。英國政府の勢力を嫌ひしクリスチーナ母后は、遂にイサベルをしてフランスを迎へしむべく決定し、而も姉妹の二結婚は同時に公表せられ、尋いで舉行せられたり。英國政府は此事を以て背信の行爲の如く吹聴し兩國間の協約は沮壞せりと宣言しぬ。

クラコー事件(一八四六年) 一八一五年に於て同盟國は、波蘭クラコー州を貴族政共和國となし、奥國の監視の下に元老院をして之を統治せしめけるが、波蘭王國破壞後波蘭の民族的運動の中心となり、爰に波蘭人民協會の創立ありて、其支部波蘭の各地方に蔓延せり。革命的憂國の徒は奥、普領をして一齊に蜂起せしむべく決意したり。然れども普國警察之を探知し、徒黨の領袖を逮捕せしかば、謀反は唯ガリシアの一地方に發生したるのみ。クラコーの元老院秩序維持の責に答ふる能はずと

言明したるに由り、奥國は之を擁護する爲め軍兵を發遣したり。愛國の徒は愈、叛起し、奥兵を驅攘して假政府を成立し、一の檄文を公發したり。(一八四六年二月)幾もなく奥國の大軍捲土重來せり。而も東歐の三君主國はクラコフ共和國を廢滅すべく協定したり。メッテルニヒはクラコフが其政治上の存立を破壞したるは自業自得なるが故、當初の所屬國に回復するは當然なりと辯明し、以て奥國への併合を公告せり。英佛は恰も西班牙の結婚問題に就き紛争なりしかば、唯一八一五年の條約の名に於て抗議したるのみ。

葡萄牙及び伊太利の事件(一八四七年)

西班牙結婚事件後、ルイ・フィリップは東歐保守

的君主政國に向つて親近の機動に成功したりしかば、英國政府は孤立に陥り、他列強と反對の方針の單獨の行動を始め、葡萄牙の内亂終結の爲め之に干渉せり。英國パトリメントはパルマーストンが非干渉主義に背きたるを批難する決議を通過するに至れり。伊太利に於てもパルマーストンは自由的及び國民的運動を獎勵し、各君主を勧誘し、以て改革を斷行せしめんが爲め干渉せり。メッテルニヒ顯然奥國を敵視する此運動を憂懼し、四大強に移牒し、彼の有名なる伊太利の小列國は地理上

自然の相合なり、その語を反覆し、伊太利を獨立自主の數邦國に分立せしめたる一八一五年の條約を維持せんと欲するやと借問せしに、パルマーストンは伊太利各君主の主權は、他の沮議を受くることなく改革を行ふの權利を之に保障せり。不平の徒を鎮撫する爲め改革は實に必要なり。ナポリに於て之を遂行する爲め一臂の力を假されんことを奥國に勸告すと復答したり。(八月十日)伊太利の諸政府は奥國は武力的干渉をなさんが爲めに唯其口實を俟てるのみとの印象を懷き、パルマーストン此情報に接し、ロード・ミンストンを特派し、サルヂェア王に英國の友情を保證せしめ。(一八四七年九月)法王、サルヂェア及びトスカニの間に関稅同盟を誘結し、サルヂェア王に休戰を強ひ、シ、リーの内亂を抑制したり。斯くて英國政府は專制の奥國に對抗し、伊太利人の保護者を以て自任したりき。

瑞西事件(一八四七年)

一八一五年の條約は瑞西の憲法を保障したりしが、急

進黨其修正を提議し、以て同盟列強の遺業を破壊せんとする勢を呈し、且つ其民主的內治政策に依つて、君主國政府を憂慮せしめたり。普王は瑞西を聯邦共和制に變化するは、ノイシテルの國主たる其權利と相容れざるを以て、之を阻碍せんと欲せ

り。曩に一八四五年の頃より、奥普佛は革命を阻碍し、ソンデルブンド黨(七邦の聯盟を主とする)を支持するの必要上に就きては所見を同うしたれども、而も其手段に就き協致するを得ざりき。即ちメッテルニヒは武力干渉を提議し、ギゾーは保守黨と急進黨とを問はず、凡そ瑞西人の國民的獨立心を凌辱するを慮り、平和的鎮壓を主張し、實際の干渉は戦端の啓くるを俟ち、英國をも参加せしめて、條約保障の各強國共同の行動を望み、佛公使の黨争に關係することを制止したり。瑞西の議會がソンデルブンドの解散を決議せんとするに際し、メッテルニヒは其決議に先ち、議員威壓の爲め、同文通牒を致すべしと提議したるに、ギゾー之を拒絶し、在瑞の公使をして聯邦憲法及び一八一五年の條約の性質に就き、理論的忠告をなさしむるに止めたり。パーマーストン此機に乗じ、四強國を翻弄し、干渉を辭せずして商議を遲滞せしめ、而も竊に議會に告げて迅速の行動を促したり。列強が平和を強ひんが爲め、一の同文通牒を作成するの間早くも瑞西政府は主戰の議を決したり(十一月四日)。パーマーストン尙時機を得て又對案を提議し、他の列強之を排斥したれば、彼亦ギゾー案の署名を拒み、而も在瑞英使は將軍デュプールに速に戦局を終ふべしと傳言せしめ、列強の同

文通牒到達せし時は、既に戦の終りし後なりき。ノイシャテル邦は局外中立に留りしを以て、議會より罰金を科せられしが、尋いで革命を企て、普國の太守を放逐して、共和政を建設したり。普王激烈に之に抗議し、列強の干渉を請求したりしが、終に斷案を一協議會に附すべきの議を容れたり。會一八四八年の革命接踵して起り、此事中止に屬せり。

一八四八年の革命

革命は已に前年瑞西に始り、本年一月シシリに續發したり。されば佛の革命を以て嚆矢となすべからざれども、影響の著しきは之に如くものなく、其例證に依りて民主的及び國民的叛亂の一般的騷擾を勃發したり。列國の政府は猶未だ鎮壓の術に經驗なく、革命を以て不可思議にして滋蔓測り難き一勢力と思料し、一種微妙の恐怖心に驅れて冷靜を失し、辛うじて之に抵抗したり。西歐の諸國(英、西、葡、及)及び瑞典、那威露西亞を除くの外、歐洲の凡ゆる諸國に於て騷擾發生したり。白蘭丁に於ては、選舉法若くは憲法の改正を目的とする平和的形狀を呈せり。佛(二月)、奥、普(三月)、獨逸、中央伊太利に於ては内治上の革命たり、伊太利の北部、シュレスウイグ、ホルスタイン、洪牙利に於ては國民的一戰なりき。

革命は中歐三國の狀態を變化し、全歐の政策を攪亂したり。即ち革命は突然佛をして保守的君主政との協約より脱却せしめ、奥普を麻痺したり。獨り英露は活動の自由を保ち、互に反對の方針に主裁者の任を取らんが爲め之を利用したり。

新共和國佛蘭西は、一時世人をして共和主義傳播戰爭の遺傳を踏襲すべきが如く思惟せしめたり。巴里に於て、伊太利及び波蘭に干涉の爲め、示威運動ありしかども、假設政府は平和政策に決意し、ラマルチエは公式の宣言を以て歐羅巴に之を告白したり。^(三)然れども波蘭應援の干涉を要むる爲め、五月十五日の一揆等の主戰的運動絶えざりしかば、全歐の革命徒は、再び革命ありて佛の革命黨政局に當りなば、其の助力を期待し得べしとの望を絶たざりき。パーマーソン、ギゾー内閣の没落に満足して、率先共和政を公認し、他の列強をして容喙の爲め協議するの迫なからしめたり。奥地利は維納及び其伊太利領土ロンバルドヴェニスに於ける叛亂の鎮定に忙殺せられたり。^(三)伊太利國民黨の運動に依りて促されたるサルヂェア政府初めて奥國進撃を敢行し、ミラン蜂起の後、其軍隊は交戰の宣言をも爲さず、ロンバルドに侵入したり。

奥國政府はメッテルニヒを貶け、英國の友邦たるサルヂェア

抑制の事をパーマーソンに依頼したり。パーマーソンは茲に於てか奥國と伊

太利諸邦國間の主裁者となれり。

奥國政府の一度冷靜に復するや、伊國に駐屯し角面堡内に全部固守して留り、今又二萬の増援を得たるラッドトズキーの軍は驟然として攻勢を取り、ヴェニスを除くの外、ヴェネシア全州を克復し^(六)、尋いでサルヂェア軍を攻撃し、キヌタザの一戰鬪^(七)に於いて勝敗を決し、サルヂェア軍退却し、奥軍ロンバルデー全部を占領したり。サルヂェアは佛英に援助を請ひ、兩國は其仲裁提供の爲め協議し、休戰を結約せしめ、善後策に就きブリュキセルに協議會を開催すべく決定せり。然れども戰捷者たる奥國は一切領土の割讓を拒絶し、商議は中止に留れり。

英國は又ナポリ王に對し、斷

然シ、リー島の其臣民との戰爭の休止を強ふる爲め干涉したり^(一八)。

獨逸に於て革命は國民的パーリメントの開設に歸著し、パーリメントは帝國の一政府を創立したり^(一八)。然れども英は獨逸の商業的統一に反對し、佛は民主政的憲法を以てするにあらざる限りは、獨逸の統一を欲せず、露は一切の革新を敵視し、此新政府は孰れの大國よりも其公認を得る能はざりき。

シュレスウイグ、ホルスタイン侯國に於ける革命は當初地方的なりしが、獨人の一政府を建立し、遂に獨逸の義勇兵尋いで普國軍隊の後援ある獨人と、丁人との民族的戰爭に歸著せり。北歐の列國は丁抹君主國の維持を望めり。蓋し英國は獨逸海軍の創設を阻碍せんと欲し、露帝は革命の嫌惡と丁抹王と威腕の關係あるに因つてなり。英、露、瑞典協議して倫敦の協議會を催し、會議は雙方に休戦及び假解決を強ひたり。

復興政策(一八四九年)

一八四八年の革命に最も撼搖せられたる奥國先づ武斷國的反動の先驅をなせり。即ちシュルゼンベルグ公政柄を握りて、革命黨の事業の破壊に努めたり。實に復興政は奥國に始まり(月十)普王其例を繼げり(月十二)。然るに奥國の復興政は洪牙利の革命と、普王を推戴せんとしたる獨逸帝國創設の企圖とに忙殺せられて中絶したり。

伊太利に於ては共和黨此機に乗じ中部伊太利共和國の建設を企て(一八四九年二月)サルヂニアは奥に對し再び開戦せり。然れども奥軍はサ軍を攻撃し、唯一戰に於て之を潰走せしめ、之れをして和を請ふの已むなきに至らしめたり。是に於て奥は伊太利の各共和國の廢滅を要求し、自らトスカヌ地方の管治に任じたり——羅馬の爲め

には干涉較遅々たりき。蓋し加特力教國は何國が其衝に當るべきやを商議したるに奥國を抑制する爲め佛國之に當るに至れり。遮莫佛國議院の多數黨は全然法王政府の復興を望み、大統領は俗門化の意義に改革したる後、而も住民の協賛を得て羅馬國を法王に還附すべく欲せしなり。此の不一致は軍事的行動の矛盾せるに因りて露はれたり。佛國の遠征軍は上陸しつゝ、奥國の干涉を阻止する爲め來れり。告示し、羅馬共和國の兵と交戦したり。然るに圖らずも羅馬城門の閉鎖せるを見、急襲一番して撃退せられたり。この時ナポリ、西班牙、奥地利の兵、法王の救護に到着し、奥兵はロマグナ州を占領せり。佛使(De Lessipis)羅馬人と一つの互讓妥協案を協定したれども、佛政府之を排斥せり(五月三十一日)。増援を受けたる佛軍は遂に羅馬の攻圍を斷行し、之が降伏を迫りたり。斯くて法王政府の復興は果せしが、佛國大統領ルイ・ナポレオンは公開の書を以て不満足の意を表したり。

獨逸に於て、民主黨と政府との紛争は一轉して遂に叛亂となり、普王は武力に藉りて、バード及びサクソンの舊政復興を遂行し、パトリメントは自ら解散したり——侯國事件は休戦の満期に當りて再燃せり。然れども普王は既に此戰に倦み、而も親

ら交渉を擔任し、其協議會を伯林に移したれども、結局確定處分に就き協定し能はずして復た休戦に止めたり。

洪牙利に於て革命は一共和政に歸著したれば、復興は正しく洪軍に對する一戰爭に依りて成れり。而も洪人慄悍攻守地を替へんとするの虞ありしかば、奥國は露帝に依頼せり。而して洪牙利を克復したるは露軍なりき。

ニコラスは、正統君主政の中興者を以て抱負とし、パーマーソンは革命的愛國者の保護者を以て自任せり。五千の洪牙利人土耳右に逃走し、奥露帝國之が交附を要求したるに、パーマーソンはサルタンに其拒絶を勸告し、奥露兩帝は之と一旦外交的關係を絶ちて威迫せるに拘らず、唯之を土國より放逐せしのみにて事なきを得たり。サルタンは猶三十餘人を拘禁しけるが、パーマーソンは二年間の談判を以て終に之を解放せしめたり。——英國は又ナポリ王國に於ける國事犯拘禁者の待遇方に對して抗議したり。

普に對する奥の大成功(一八五〇年) 伊太利、洪牙利の方面に多事なりし奥國は獨逸の事を舉げて普王の指導に放委したれば、普王は叛亂を撲滅し、聯邦を組織し、侯

國問題を引請けたり。遮莫、奥露兩國は、普の事業を破壊し、以て完全なる復興をなすに一致しぬ。

普王は兩個矛盾の感情を懷けり。即ち獨逸人たるの愛國心に由りては侯國の獨逸民族を支持し、誇負心に由りては聯邦を賛成せり。何となれば奥國は之を破毀せんと欲するなり。然れども彼が正當君主政を尙重するの厚きは、謀反せる臣民を偏愛し、又革命黨的パトリメントの議決せる憲法を稱賛するに忍びざりき。因りて已に解散と見做せる議會を参加せしめず、普奥間の協議會に依りて聯邦憲法を變更すべきことを容諾せり。奥國政府は之を議會に附議すべしと主張したり。蓋し奥は單

獨に普と戰を開くを欲せず、露及び獨逸諸國を之に誘致せんと企圖せしなり。シヨルセンベルグの政策は、先づ普國於昇地、而後倒壞之との名高き成語に概括せられ、普王をして復興政に反對の形跡を暴露せしめ、露帝に對し之を排擠するにありき。ニコラスは丁抹王に好意を表し、民政主的憲法を頒ちたる普王に不滿なれども、さりとして獨逸に於ける保守的の二大君主國の構難をば避けしめんと欲したれば、八一五年の條約に忠實なる方に與すべしと言明せり。

伯林の協議會は不成功にして、侯國事件を處理するに至らざりき。而も英佛は其終結を望めり。盤根錯節なる此案件に就ては列國舉つて、一八一四年前の政制に復還すべき意向を示せしかば、普王恐れて侯國內の獨人を棄つるに決意したり。(十二月伯林條約)乃ち協議會を倫敦に移したるに英佛露の三國は丁抹君主國の保全を維持すべく協約せり。斯くて侯國事件は歐羅巴的一問題に變化し、後日(一八五二年)三國は侯國を丁抹に聯合すべき意義に繼嗣問題を裁斷せり。

茲に於て奧地利は聯邦問題より折衝を開き、エルフルトの憲法(聯邦憲法)廢止の宣明を普王に請求したり。普王は此憲法の實行難をば認知したけれども、而も其主義を放棄するを欲せざりき。是に於てシュワルゼンベルグ動員を行ひ、ウウルテンベル、バヴァリアの兩王は普に反對して奧に與し、三君主は會見を催し主戰的毒杯を擧げたり。(十月)

普國の廟議は和戰の兩派に分れ、普王は初め内閣に放委し平和の多數説に決定せしめしが(太子ウイヘルムは)尋いで奧國既に兵をバヴァリアに進入せしむるの報に接し、動員を命じたり。(十一月五日)世人方に戰端の開けたるを信じ、實際既に一激戰ありしも、此時シュワルゼンベルグは普國軍隊の撤却を要求せり。普王之に服従し尋いで聯邦問題に就きても亦讓歩し盟邦をして其解散を宣言せしめ、單にホルスタイン及びヘースに於ける議會の決定の執行(ヘースの憲法)を擔當せんことを請ひしも、奧國之を拒絶し、露帝亦奧國を支援せり。

普王は孤立、危懼、尙讓つてシュワルゼンベルグに會見を請へり。これ有名なるオルミュツの會見(一八五〇年十一月)にして、正しく普國窘敗の表號なりき。普使は解兵を約し、其交換として普は僅に一協議會開催の約言を獲得し、ドレスデンに於て開催せられしかども、議事録を交換せる外何等歸著する所なかりき。(一八五一年)此に至りて普の計畫は悉く畫餅に屬せり。而も公然と普の退讓するを目撃せし獨逸は、尙永く彼が奧の敵たるに足らざるの印象を懷きたり。

佛帝國の公認(一八五二年) 佛國に於ける君主政制の復興は、強大國の歡迎を受けたり。ザールは豫め皇帝の稱號に對して抗議しつつ、非常處分に依り政體變更の一舉は然賛せり。奧國政府は、閔歴ルイ・ナポレオンの如き輩に對等の列位を與ふるは舊き皇帝の威嚴に關するの觀あるにも拘らず、皇帝の稱號をも容認した

り——英國に於てはバーマーストンは斷じてナポレオンの非常處分を認容したりければ、閣僚及び女皇ヴィクトリア其閣議に反して專斷せるを非難し、一場の葛藤を生じたり——普王は篡奪者に對し好意を懐かざりしも他國政府の例に倣へり。佛帝國の宣示は更に佛蘭西問題を再發しぬ。蓋し一八一五年及び一八八年の條約は、永久にボナパルト系統を佛の皇位より排除したれば、ナポレオンの登位は乃ち一個開戦の事由なりき。殊にナポレオン三世の世數に至りては、同盟國の嘗つて公認せざるナポレオン二世を正統の君主と數へざるを得ず。條約を無視すること一層甚しきものありき。遮莫時勢上佛國に於て君主政の再興を見るの勝れるより、列強政府は新帝國を容認するに斷決せり。ナポレオン三世は仍ほルイ・フィリップと同じく、平和を維持すべき意志を明確に列強に保證したりき。

四大強は先づ奈翁の平和的宣言を得、且つ相共に現状維持を督勵すべき約言を確めて満足し(一八五二年)。然る後英政府を首とし、各政府は帝國を公認せり。但しザールは、良友の敬稱を附すべく、露の宮廷に於て親愛なる兄弟なる敬稱は、ザールと同一なる權原を以て君臨する君主に對してならでは之を用ひずと辯解したり。ナポレ

オンは已に公認を経たりと雖、私に擯斥せられて歐羅巴の他君主より對等の待遇を受くるに至らず。其後を娶らんとするに、大王家は素よりヴァザ、ホーヘンツォルレン・シグマリンゲンの小王家に至るまで其女を與ふるを欲せず。彼は終に西班牙貴族の舊家なるユージェニーを娶るに決せり(一八五三年一月)。

露帝及び近東問題(一八五三年) ニコラスは西歐に於ける秩序の復舊を成就せしかば、一轉して近東問題を處理せんと欲せしが、奧普は與し易しと思惟しければ餘す所は英國と協籌するにあるのみ。然れども革命黨の保護者たるバーマーストンと交渉するを欲せざりしに、恰も好し保守黨(英文には聯立)首相(Aberdeen)代りて政局に當りしかは、嘗つて一八四四年の保守黨内閣に對し成功せざりし本問題を更に協同處理すべく提議し、親ら英國大使に語つて曰く、患者(土耳其)方に死に頻す。其埋葬に就き貴國と協定するの時機なりと思惟す。自國の爲めにはコンスタンチノーブルを抵償に占領すべしと斷決せり。但し永久に占領するが爲めにあらずと。尋いで埃及とクリート島とを英國に提供したり。

英國政府は遺傳に従ひ、土耳其帝國の維持を國定としたり。個人的に露の敵手たる

コンスタンチノープルの英大使 (Straford Canning) は、サルタンをしてザールに抵抗せしむべく鼓舞したり。一八五〇年以來、聖地(セルサ)の占有に就き、佛の保護民たる加持力教徒と、露の保護民たる希臘教徒との間に紛争を生せしが、兩競争國間に挟まりたる土國政府は、互に相矛盾せる二公文を發して之が處理を圖りたれば(一八五二年二月)佛露各、自個に對する公文の意義に従つて之が解決を要め、而も威力を以て土帝を脅したり。

ザールは言を本問題の處理に託し、マンシユフを特使として派遣し、使節は壯大なる護衛兵を具し、威容堂々主宰者の步調を以て土京に到着せり(一八五三年四月)英大使は彼の來るは全土帝國內に於ける希臘教會の保護をザールに託すべき秘密條約締結の爲めなることを偵知せしかば、聖地の處分は露の意に従ふべく、希臘教會保障の爲めの條約をば排すべく土政府に勧め、果して其如く行はれたり。茲に於て露使は最後の要求を提起せしに、サルタン之を拒絶し、露使は國交を絶ちて歸國したり。ザール赫として怒り、開戦を欲したれども、輔相平和を勧めしかば、思讓して姑息處分を執り、一軍を派してルーマニア公園を占領せしめたりしが(七月)而もサルタン

に對し開戦の宣告をなさざりき。蓋しこれ前に既に用ひたる強迫の一手段なりき。此舉措は英國の輿論を激昂せしめ、奧國に不満を懷かしめたり。強大國政府は猶敢て戰意なく、調停の書を致すべきに協定し(七月三十一日)ザール之を容れぬ。然るに英使カニンギンはサルタンを説得して、其文案の改竄を要求せしめしかば、ザール之を拒絶しぬ(十月)。

英佛の艦隊はザールの請求に由りて海峡に進入したり。これ一八四一年の協約に反する所なるを以て、露國抗議せり。英國復答して曰く、露に於て公國の占領以來土國既に平穩にあらずと。サルタンは軍隊にダニュープ河を渡るべく命令し、且つザールに對して開戦を宣告せり。茲に於て近東問題再發したり。而も今次はサルタン、獨りザールと相對するにあらず、一八一五年以來初めてなる強大國間の交戦とならんとす。歐洲の協調は全く破れたる。

第二十七章 佛の優勢及び民族的戦争

(一八五四年——一五七〇年)

歐洲政策の變化 一八四四年より一八五四年に至る時代は、各國內部は革命、外交は平和の時代にして、既往四十年間絶えて歐洲に大戦争なく、一八一五年の歐羅巴に變更を來したるは、單に希臘、白耳義二小王國の創立と、クラコイ小共和國の滅亡ありたるのみ。今やクリミア戦争と領土變更との一時代開始し、十六年間に強大國間に四大戦争あり。伊太利丁抹の地方的戦争は此外なりとす。中部歐羅巴の版圖は一圓剛正せられたり。この變化は從來不活動の佛及び普に於て新人物の朝に立ちたると、二等國サルヂニアが一躍して歐洲大國の斑列に登りたるとの結果なりとす。

佛に於てナポレオン三世は、議院と輿論とに關係なく、宣戰媾和の大權を帶び、外交政策に就き絶對的主公にして、其軍隊は強大を以て稱せられ、且つ彼は戰意の前に退讓せざりき。されば内政上生命を斷たれたるに由りて、佛國は外政に於て再び歐

洲に優勢を發揮す。然れどもナポレオン三世は自家の私見を以て此勢を左右し、平和及び國利政策の君主政的遺傳を放棄す。前に民族的統一の黨與にして、元と伊太利の革命黨たりし彼は、個人的に革命的一策を有す。澳國の敵手にして一八一五年の條約の反對者として隠れなき彼は、政治的運命を自ら處決すべき人民の權利を鼓吹し、同盟國當年の事業を破壊せんと欲す。彼は又壓制に苦める他國民の獨立を援助すべき霸氣的事業に佛國を驅役し、而もその報償として(ビスマルク之を嘲りて)「酒代ト呼ビ」若若干版圖の増大を獲得せんと志望せり。之を版圖の併合に關聯せる、同民族統一政策とす。遮莫ナポレオンの繞圍者は相反したる二派に分れ、セローム親王の統率する革命派は、民族主義の爲めの干渉及び對澳戦争を促し、皇后に由りて代表せられたる保守派は、平和及び加特力教權の維持を望みたり。個人的勢力に感じ易きナポレオンは兩派の間に彷徨し、動もすれば輒ち自家擅著の措置を施し、時としては輔相に祕して密使を送り、政府の公的行動の方針に反せる個人的交渉をなさしめたるを以て、彼の政略は紆餘曲折、首尾一貫せざるの觀ありき。

サルヂニアに於ては新王ヴイクトル・エマニユエルが一小軍なれと用ふるに足るべき

勁兵を有し、百方伊太利の統一を圖らむと決意せる愛國者、カヴールに外交政策の指導を一任したり。

普魯西はウィルヘルムの登極に至るまでは受動的に留れり。二先王と同じく個人として平和的なるウィルヘルムは第一に堪能なる元帥にして主戰論に動き易し。彼は武力に藉つて獨逸の統一を圖らむと決志せる愛國者ビスマルクに一八六二年以來普國の外交を總理せしめたり。今や普國の軍隊は國民皆兵制、完全なる武装迅速の動員、卓識なる戰術に由りて、歐洲最強の軍旅として實現せんとす。

斯くの如き状態に於て活動せんとする三強と相對しては、從來歐羅巴を睥睨せる列強も受動的的地位に陥らざるを得ず。——洪牙利の國民的反抗に因り衰弱し、財政に困憊せる奧國は守勢的政策を採るの外なし。親ら外務の指揮を執れるフランシス・ジセフ帝は戰を好まざれど、之を避くるに由なく、武装惡しく統率不良にして、動作緩慢なる軍隊を以て、不利極れる状態の中に應戰せざるを得ざるに至れり。——露に在りてニコラス帝は一八五五年を以て仁慈にして平和的なるアレキサンデルの繼ぐ所となり、二十年間歐洲に於て難を構ふることなく怡然として留るべし。

——英に在りてはパーマーストンが死に至る(一八六五年)まで依然外務を總理せしかども、彼が得意の威嚇手段は、干戈を辭せざる強國に對しては最早その効を奏せざるなり。蓋し英國が義勇兵より成れる小軍を以て、兵役強制法に由りて徵募せる大陸の大軍に對抗するは難く、該政府も漸く顯然たる此無力に隱忍し、剴切なる利權擁護の爲めの外、攻撃的政策を絶ちたりき。

されば此時代に於て歐羅巴の牛耳を執れるは、佛、伊、普、即ちナポレオン、カヴール、ビスマルクにして、政略は一に彼等の關係と相關聯せり。三者は皆利害通有の立場を有せり。同民族統一主義及び奧國への反抗是なり。從來歐羅巴の協調は條約の維持に基きたれども、一八四八年の革命は、一時新國民伊太利、獨逸及び洪牙利の成立を現實にし、以て此條約に依りて定立せる列國制を撼搖し、且つ新に中央歐羅巴に於て、同民族統一主義の新問題を提起したり。革命の反動は民族的騷擾をば鎮定し得たれども、此問題をば解決するに至らずして更に提起せられむとす。而も今次は保守國たる奧は單獨にして、民族的革命の左袒者となれるナポレオン、カヴール、ビスマルクの三傑に當らざるを得ざるなり。

クリミア戦争(一八五三年) サルタンとザールとの交戦は、前回一八二二年に於けるが如く、該地方に局限せずして、延いて歐洲の一大戦争となれり。奈翁三世は歐洲に於て地位を作らんと想ひ、オットマン帝國掩護の爲め英國政府と聯合せり。乃ち英佛は共に其軍艦をコンスタンチノーブルに派遣したり。是より先、黒海遊弋の露國艦隊はシノプに於て土耳其艦隊を撃破せり(一八五三年十月)。英國にては平和の維持を望める時の外相アベルデン及びアルベルト公に反對して輿論激昂し、露國をして擅に黒海の主公たらしむるを欲せざりしかば、政府は遂にナポレオンの提言を容るゝに決し、佛英聯合艦隊は、露が其艦船を擧げてセバストポールに退却せんことを勧告すべき命令を帯びて黒海に進航したり(一八五四年一月)。ザール怒りて英佛と國交を絶つに斷決せり。

破裂は普墺兩國と交渉の爲めに遅延したれども、遂に英佛はルーマニア公國より露の撤兵を要求し、ザール之を拒絶せるを以て、英佛はサルタンと一の條約を締結し、土に援軍の派遣を約し、且つ互に別個に協約することなきを誓ひ(三月十)、従つて露に戦を宣し(七月十)、且つ共同の行爲を一貫し、各特殊の利益を求めざることを約

したり(四月十)尙他列強に連合を勧誘したるに、普王はナポレオン及びバスマーストンの革命的企畫に嫌焉たるを以て之を拒絶せり。而も墺をして中立を保たしめん爲め、攻撃の場合に當り之が後援たるべきことを約諾せり。

ルーマニア地方に露兵のあるは、墺をして露に反抗せしむべき唯一の事由なるを以て、同盟國は初めに其掃蕩をなすことを欲せず、守勢的作戰に止め、土京防衛の爲めガリポリに英佛の一小軍隊を送り、又希臘人抑制の爲め、ビレーに一遠征隊を向はしめたり。露軍敢て前進せざるを以て、發向軍隊を更に乗船せしめ、土耳其の請求に従ひ、初めにヴァルナ、尋いでドビュジャに移動せるに、會、虎列拉病流行して夥しく兵員を凋亡せしめたり。此行動は緩慢にして且つ混亂を極めたり。

ザールは猶躊躇して、其舊同盟國たる普墺との調和を試み、終にルーマニアより撤兵したれば戦争の事由は最早存せざりき。然れども英佛は將來の爲めに保障を收めむと欲し、ザールに強求すべき條目を墺と共に取極めたり。其一、ルーマニア公國を歐羅巴の保障に附す(露一國に)、其二、ダニューブ河自由の航通、其三、海峽の改正(黒海を中立せ)其四、サルタンの宗主權を侵害せずして、其臣民たる基督教徒を保護す、是なり

(八月)露は此四條目を拒絶し、時局の推移を俟つべしと言明したり、是に於て奥土の兵は進みてルーマニア地方を占領せり(九月)。

守勢的作戦は既に終局せり。ナポレオンは高加索を煽動蜂起せしむべく提唱し、英は黒海内の露の軍港セバストポールの攻撃を擇びたり。斯くてオットマン帝國掩護の戦争は遂にクリミアに向つての遠征に歸著したり。

露人は此方面の攻撃を豫期せず、バルチック海に二十萬人、波蘭に十四萬人、ダニューブに十八萬人、クリミアには僅に五萬人を備へしのみ。露の一小軍隊は聯合軍の上陸を阻止するに足らず、然れども天險に據りたれば、アルマの第一戦闘は非常の難戦にして、英佛の軍は茲に停止せり。而してセバストポールの戍兵が艦船を灣内に沈没し、土壘を築き、以て防禦の設備をなすの時日を與へたり。セバストポールに到りて佛將カンロベルは肉薄を敢てせずして、正規の攻圍を行へり。

蓋しこれ緩慢且つ殘虐なる攻圍にして、聯合軍全力を盡したれども、奈何せん虎疫の猖獗に因りて其行動遲滞したり。大攻撃の準備漸く整ひし時は、露の援軍既に到り、攻圍軍をして高地の上窪路の内に於て激戦を交ふる(Inkermann, Balaklava)の戦の

已むなきに至らしめたり(一八五四年十一月)聯合軍は荒涼たる此地方に於て祁寒を冒し、冬營をなさざるを得ざれど、其準備なく、英軍は陣營不整頓にして、糧食繼かず、其兵員の一半を喪ひたりしかば、英國の輿論を感動して、遂に内閣を倒すに至れり。

同盟國は新に援兵を送り、且つユーパトリアの戦捷を得たる土耳其の一軍と、サルヂニア兵の一隊との増援を得たり。サルヂニアは奈翁の歡心を買はむが爲め交戦に加はり(一八五五年一月)奥太利も亦攻勢同盟を約し(一八五四年十二月)且つ普魯西及び聯邦議會に戦備を勸告せり。然れども從來毎に柔順なりし聯邦議會之に抵抗せしかば、奥は敢て動兵を決行せざりき。

此際に當り突如としてニコラス帝殞落せり(一八五五年三月二日)。途説に曰く、土耳其人に敗れを取りし爲め憤死せりと。兎に角交戦は最早理由なかりしを以て之が終局の爲め維納に商議を開きしに(三月)荏苒として決著する所なし。何となれば新帝アレキサンデルは條目中の第三、黒海上露國戦艦の数を制限する箇條を拒否し、英は頑強に之を主張したればなり。是に由つて同盟國はセバストポールの攻圍を完成せり。而も猶砲撃を要したり(砲彈二十萬發、死者八千人、四月)。

一の大戦闘(Tchernāra 月)——マメロンヴェル

要塞の攻撃(死一萬三、千人。六月)——攻撃の失敗、——第二次の總砲撃、——マラコフ攻撃の後、露軍終に所在の砲機を破毀して、城市を撤退したり(九月)。聯合軍は正にセバストポールの主公とはなりたれども、如何にしてザールに和を請はしむべきかの手段に窮せり。ナポレオンは波蘭、芬蘭、高加索を煽動して民族的叛亂を起さしむるか、若くはバルチック海を封鎖して、一海戦をなすべしと提議せり。然れども瑞典は戦争に與するを肯んせず。英は初めより戦争を局限せんと欲したれば、バルチック海に於ける英佛艦隊は、二三の離隔せる地點を占領し、若くは砲撃したるに過ぎざりき(一八五四年。乃至一八五五年)。パーマーソンが獨り土耳其と共に戦を繼續せむと欲せしに拘らず、ナポレオンは斷然媾和に決意したり(十一月)。奥國四條目より成る最後の要求書をザールに致すの勢を取り、ザール之を容受し(一八五六年一月)、關係の列強が巴里に會議して媾和條件を協定すべく決定せり。

巴里の會議(一八五六年) 巴里の會議は佛、英、露、土、奥、及びサルヂニアの六國より各、二人の全權委員を派遣し、佛の全權委員を議長に推し、次で普魯西の會同を招致せり。

會議は近東問題處理より著手したり。第一、オットマン帝國の保全は列強之を保障し、サルタンは改革を約し、列強は一切其内治に干渉を絶つ。第二、ダニューブ河航通の自由を宣示し、七箇國の代表者より成れる委員は、航通を便にすべき措置を施し、其費用支辨の爲め航通税を賦課するの任務を行ひ、然る後監督は沿岸國の一委員に移すべし。第三、黒海を中立と公認し、孰れの國も其沿岸に造兵廠を設くるを得ず、十隻の輕船を除くの外、軍艦を游弋するを得ず。第四、モルダヴィア及びヴァラシアを自治國とす。

媾和條約締結の後、會議は向後歐洲國際公法の一部となりし所の四箇條の決議をなし、以て海上法問題を處理せり。其一、敵國商船の捕獲を廢す。其二、中立國々旗の下に航運する敵國商品は中立たり。其三、敵國々旗の下に於ける中立國一切の商品は中立たり。其四、封鎖は單純の宣言を以て定立せず、實行的にして初めて有効とす。サルヂニアの代表者カヴールは英佛の代表者と謀りて、會議に於て伊太利問題を提起することを得たり。彼等はピレール地方より佛の軍隊撤去の事を論じ(これ附近として討議)、ピレールの占領論を演繹して、奥國に於て(宿願)トスカヌ占領の事に議及

し、英國は占領を止めしむべく望み、奥國は問題外として本件の討議を拒絶したり。遮莫カヴールは伊太利の悲歎すべき状態を描寫する爲め、善く此機會を利用したりき。

奈翁の優勢(一八五五六年)

巴里の會議は、ナポレオン三世と彼が政策の爲めに個人的に成功なりき。彼は帝に佛國をして再び歐羅巴の協調内に入らしめたるのみならず、初めて歐羅巴會議を其領土に於て、而も彼が司會權の下に開催し、ルーマニア國民の爲め自治權を獲得し、且つメッテルニヒが民族論に對抗の爲め創造せし器具(干渉)を取りて、同民族統一の爲めに供用し、以て伊太利の民族問題を提起した。爾後彼は毎に此快感に驅られて、彼が政策は歐羅巴を改造し、一八一五年の條約を全廢する爲め、更に大會議の開催を目的としたりしが、而も遂に果さざりき。

巴里の會議は歐羅巴に於けるナポレオンの位地を一變したり、各國君主は彼が内に鞏固を致し、外に有力なるを見て、彼に親近し來れり。其率先者はコブール系統にしてエルネスト・ド・コブールゴータ第一著に訪問をなせり(一八五四)、次で白耳義王レオホルド、葡萄牙王、終にヴィクトリア女皇の配アルベルト公、ナポレオンとの會見を

諾したり(一八五四)。ナポレオンは其后と共に英國を往訪し(一八五五)、ヴィクトリア及びアルベルト之が答禮として英國に來りたり(一八五五)。是まで首肯せざりしヴィクトル・エマニュエルも意を決してコブール家の例に倣ひたり。又會議後(一八五六年)、ウルタンベール、バヴィエール、トスカヌの君主の來訪ありき。

ナポレオンは此好誼を利用して一層活動の政策を執らんと欲し、先づ普王を籠羅同心せしめんと希求しけるが、應諾の色なきを以て、轉じて英の宮廷に説き、一八一五年の條約を改訂せんと謀りたるに、冷淡に迎へられたり(一八五七)。再轉じて露に接近し、一八五七年十月、スチットガルトに於てザールと會見したり。翌年、佛露は土奥英に反對して、ルーマニアの統一の爲めに戮力行動し、セルヴィアに就ても俱に奥に反對し、獨立の謀主オプノヴィチを支持したり。

佛蘭西とサルデニアとの同盟(一八五五)

カヴールは對奥戰爭に決意し、維納の主義とチュリン(都)の其れとは、到底相容れずと公然議院に言明したり。奥は依然皇帝干渉の權利を行使すべしと應對し(一八五五)。遂にサルデニアと外交關係を絶ちたり。ナポレオンは猶躊躇せり。マッヂニ(黨)の一人オルシニ(黨)は、ナポレオンが

伊太利の獨立に努むべき青年時代の誓言に背くの罪を鳴らし、殺害を試みたり(一五八年)。此未遂犯は痛くナポレオンを感動し、彼はオルシニの檄文を公表せしめ、尋いでカヴールを招き、プロエンピールに於ける兩者の密會に於て同盟を締結し、且つ開戦を準備したり(一八五七)。彼等は敏速に實際的條件を協定せり。即ち總て伊太利に於ける奥の屬領はサルヂニアに、サヴィアは佛に、未必的に、バルム及びモデナをサルヂニアに、其場合に於てニスに佛に兼併すべしと訂約せり。されど彼等は開戦の辭柄に就き協定に苦みぬ。そはナポレオンが革命に加擔するの外觀を好まざればなり。同盟に酬ふる爲め、ヴィクトル・エマニエルは王女クロチルドを皇帝の從兄弟にして同民族統一政略の與黨たるゼローム公に嫁せしめたり。ナポレオンは尙伊太利の國民叛起を奇貨とし、トスカンを其從兄弟に、ネーブル王國をミュラ公に與へしむべく冀望したり。彼は奥國を孤立に陥らしむる爲め、從兄弟をザールに介し、ザールは傍觀中立を約したり。又普の同盟を請ひしに普は之を拒絶せり。同時にナポレオンは自家の身體に對する徒黨に就き危悞を抱き、佛の國事犯逃亡者に對して、警戒の爲め連に外交的運動をなし、サルヂニアに於てはカヴール、白耳

義に於ては自由黨新内閣をして、外國の君主に對する侮辱懲罰の爲め、特別法を制定せしめ得たり。然れども英に於てはパーマーストンの提出に係る同法案が國民の感情を害し、庶民院非難の動議を通過して(一八五八、二月)、内閣頓覆し、保守黨新内閣(Dor-
ry)は奥國に親近したり。

伊太利の戦争(一八五九)

對奥戦争の計畫は秘密の中に成り、突如として二個の示威表情に依りて呈露せられたり。即ち一は一八五九年賀正の接見に於て、奥大使に對するナポレオンの一言、一はヴィクトル・エマニエルの勅語(十月)中に、痛苦之聲反響於伊國各地云々の一句是なり。動機既に切迫雙方共に武装を始めたなり。

英國は奥の請求に依りて調停を提供し、佛及びサルヂニアに其苦情を披瀝すべく勸告し、伊太利諸邦の撤兵及び或る改革を提議したり。ナポレオン躊躇の色ありたれども、佛の人心は開戦にあり。主として自由黨及び共和黨、即ち政府反對黨は主戰論なりき。大臣、皇后、交際社會、加特力黨、及び實業界は之を非とせり。ナポレオンは露國をして自己宿望の考按たる一會議の開催を提言せしめたり(三月)。奥はサルヂニアを會議に招致せず、且つ其戦備を解くべく要求せり。英は伊の諸邦國を勧誘し、雙方

同時に解兵せしむべく提議したり。ナポレオンは明かに開戦を欲すとは自白し得ざるを以て、已むなく英の提議に賛同し、カヴールに打電して之を容るべく勸告せり。カヴールは失望極まりしも、命に従ふべしと答へたり。是に於て開戦を誘致せるは奥國にして、サルチニア王に最後の要求書を致し、三日以内解兵の誓約を望みたり。サルチニアは覆答を峻拒し、奥軍は已にサルチニアの領域に侵入せり。斯くて奥國戦端を開きたるが如く看えたり。而も依然孤獨なりき。

一八五九年の此戦争は二作戦に成り、兩軍殆ど同様なる混亂と統率の不一致とを呈露したり。奥は二十五萬人を以てし(現用すべき者十一萬人)、佛の三十二の各聯隊は現員一千四百に過ぎず、雙方共に動員遅緩として不十分なりき。

第一、十萬の奥軍は、七萬のサルチニア軍に對して攻勢を取らざりしを以て、十三萬の佛軍をしてアレキサンドリアに於てサルチニア軍に聯絡するの時日を得しめ、尋いで敵軍は南方バルムに向進すべしと觀察し、一枝隊を派せるに、モントペロに於て撃退せられたり。其間佛とサルチニアの軍は北方を通過しつゝ、攻勢を取りて、ロムバルデーに進入せり(パレストルに於て五月三十一日)。奥軍はミラン掩護の爲めに後進

し、一運河を前に控えたる平原に陣せり——マジランターの決戦は全體の作戦計畫なき混戦にして、運河の橋上に佛兵の部分的攻撃より始まり、雙方増援を得て數合の小戦相繼ぎ、奥將は既に其勝利を電報せり。又ナポレオンも自ら敗れたりと思料せる一利邦、マクマホンの部隊到着して、奥軍は退却の止むを得ざるに至れり。混亂せる佛軍は追撃をなさずして其陣地に徹宵せり——結果はロンバルデー地方より奥兵の退却と、次で伊の國民的革命の勃發に歸しぬ。

第二奥軍はヴェネシアに於て隊伍を整へ、皇帝親ら統率し、増援を得て二十二萬の勢となり、暫らく躊躇の後、ロンバルデー克復の爲め攻勢を採り、較少數なる佛とサルチニアの軍は、マンシオーに向ひ進行せり。兩軍互に敵の方向を知らず、期せずして相衝突せり。即ちソルフェリノの邂逅戦にして、箇々別々の三小戦より成れり。即ち北にサルチニア軍は抑止せられ、南に佛將ニエルは固く自持し、カンロベルの之に赴援せざるを譏り(遂に兩人決闘)、中央に於ける佛兵のソルフェリノの攻取は、遂に奥軍をして退却の已むなきに至らしめたり。

奥國との和議(一八五九年)

ナポレオンは戰場を注視して感動し、其將帥の鬭争を

憂慮し、戦争嫌惡の情に禁へず、且つ奥兵が據守せる角面堡を抜くには兵力足らずと思ひしかば、洪牙利の叛亂を煽動して敵を牽制せんと考案し、始めて洪牙利逃亡者の首領ゴーストと個人的交誼を開き、之を巴里に來らしめ、今又伊太利に召見したり。然れども英國と相絶たんことを恐れたり。

獨逸に於ては輿論は佛の成功に驚駭し、普國に促迫して奥の味方たらしめむとし、ウイヘルム皇子は奥をして普の條件を容れしめんことを俟ちしが、終に動員を行ひライン河の佛國境を威脅せり。ナポレオンは列強をして調停を強ふる迫なからしむる爲め、奥帝と直接に交渉を開き、ヴィテフランカに於て個人的會見をなし、(七月十一日)和議の條件を定め、チュリチに於て本條約を締結したり。(十一月)即ち單にロンバルヂーをサルヂニアに割譲し、トスカヌ、モデーナは其舊君主に還付し、伊太利を聯邦となさしめたる是なり。ロンバルヂー割譲の外、他の箇條は孰れも實行に至らざりき。

版圖の併合に伊太利問題(一八六〇年) ナポレオンはサルヂニア政府に援助せられたる伊太利革命黨が伊太利統一を遂行するに放任せしかば、其傍觀中立の代償として、サヴォア^イ及びニースを獲得せり。

此併合はナポレオンに對して一般の疑懼を惹起したり——瑞西は一八一五年の條約に依りて中立地と宣言せられたるサヴォア^イの一部分を要求し、其聯邦會議は兵力を以て之を占領すべく論じたり——蘭王は一八三〇年(白耳義)の舊怨を捐て唇齒の關係を以て自王を訪問せり——獨逸に於ては國民一致黨は佛の併合に對して抗議せり——英に於ては佛兵の上陸に對する海岸防禦の爲め、義勇民兵を募集したりき。

ナポレオンは平和の外他意なき旨を言明し、支那、シリア及び土耳其方面に於て英と協致して行動し、且つ之と通商條約を締結したり。(一八六〇年)然れども猶列國の疑懼は氷解せず、英普奥は佛より致せる國際的一切の通信は、相共に之を討究すべしと誓約せり。

伊太利王國の創造は羅馬問題を提起せり。ナポレオンは之を平和的に處理せんが爲め、列國會議の開催を企圖せしかども、歐羅巴は之を望まざりき。彼は暫らく躊躇し、羅馬の衛戍兵を撤回せず、又法王の非議せる革命の事業たる伊太利の建國をも公認せざりしが、竟に折衷讓和して、皇后の反對せるに拘はらず、伊太利王國を公認

し(一八六一年六月十五日)たり。但し之を保障せず、且つ法王廷抗論の價値を減殺するを欲せずとの制限を以てしたり。彼はヴィクトル・エマニュエルに親書を致し、彼が經歷は羅馬に駐兵するの止むなきの事情ありと告げ、一面法王の與黨たる大使グラモンに代ふるに、伊太利の與黨たるラヴレットを以てし、且つ大司教の分として、領土は伊王に譲與すべきことを法王に提言せしめたり。——法王及び司教等は天主に對する誓旨に依り、本山領土の保全を維持する拘束ありと報復せり。——ガリバルデーの一舉(羅馬)を平げたる後、ナポレオンは法王の與黨と、親奧派とを擧げて再び政局に當らしめたり(一八六二年十月)。

波蘭事件(一八六二年)

伊太利事件に倦厭せるナポレオンは、波蘭民族問題に復還したり。蓋し數年間國民的反抗論の後、波蘭人は列強の干涉を促す爲め叛旗を揚げ、諸方殊に奧國より叛民群集して到れり。各大國に於ける輿論は熱心に干涉を要望せり。

ザールは孤立にして且つ非難多きを苦慮し、個人的に普王に倚賴したり。ビスマルク之を奇貨とし、普露の間に一協商を遂げ、叛徒に對し兩國の軍事的行爲合謀の爲め一條約を締結し(一八六三年二月)、全獨逸の輿論に拘らず、公々然波蘭人に反對を宣告し、

他の大國英佛奧は波蘭人に與したり。

ナポレオンは先づザールに親書を致し、波蘭王國の復興を勸告せしに、其拒絕に遇ひ、英と共同して露に對抗すべく提言せしに、英之を拒絕せしかば、三強は單にザールに波蘭の改革を提言し、且つ外交的示威に由りて彼を苦壓すべく協定したり。而も開戦にまで至るを欲せざりき、露政府之を觀破し、總て文書の往復に止れり。即ち第一、四月の通牒(列強殆ど同文)、第二、六月二十七日の同文回答にして、三強は六箇條の改革を擧示せり。第三、八月の通牒を以て、三強は騷亂彌久し、爲めに時局に及ぼすべき後件に就きては、露國其責を負ふべしと宣言したり。其後奧は露より開戦を以て脅され、叛亂の撲滅を果す爲め、ガリシア地方に戒嚴令を布けり。英は俟國問題(丁)に汲々として波蘭を棄てたり。ナポレオンは宿望の手段を試み、一切の繫争問題(波蘭、羅馬)を擧げて處理し、且つ一八一五年の條約訂正の爲め、列強會議を勸誘せしに、其無益なるを證明せんが爲め、英國進みて其復答を擔當したり。斯くてナポレオンは孤立に留り、勢力已に傾頽し、ザールとは紛糾を開き、羅馬問題

に就きては其處置に艱めり、爾後彼は優勢を失墜し、ザールの盟友たる普國代つて之を占めんとす。

侯國の戰役(一八六四年)

一八四八年に開始せるスレスウイグ・ホルスタイン侯國問題は、一八五二年に於ける列強の條約に由りて一旦終結したれども、丁抹王朝の絶滅に由りて再燃し、獨逸諸國はオーギステンブルグの一族を支持し、列強は丁抹王國の保全を擁護し、奧普兩國は中庸的態度を取り、列強の保障せるギリクスブルグ一族の後繼は承諾すべきも、丁抹の新憲法(一八六四年一月)をば排斥したり。茲に於てか三黨派を現出せり。(一)獨逸諸國を除くの外、大國の後援ある丁抹、(二)獨逸諸國の支持せるオーギステンブルグ侯、(三)普及の奧是なり。

丁抹政府は歐羅巴の後援干渉を打算しけるが、英は丁抹の中立を保障せずと普に言明し、一八五二年の條約に連署せる列強の會議を提議したり(一八六三年)。然れどもナポレオンは英が波蘭事件に就き己れを見棄てたるに不満を抱き、同民族統一主義を適用し、侯國中の獨逸民族の住する部分を獨逸に兼併せしむべく夢想し、武力を以て丁抹を助くることを拒絶せり。ヴィクトリア女皇亦戰意なく、英内閣は最後の要

求書を致すを敢てせざりしに、普奧は已に丁抹に開戦せり(一八六四年一月)。而して此戰は三段に分れたり。

第一段三萬五千の丁抹軍はダヌヴィルク防禦線の背後に據守し、行動を徐々にして歐羅巴に干渉の時日を與へ、而も丁國無二の軍隊なるを以て、堅忍持重すべき命令を領したる。普奧の聯合軍(七萬)は疾く丁軍を撃破して、乗船の地點に達するの迫なからしむべき訓令を帶び、ダヌヴィルクを攻撃せり。丁軍決戦を避け夜陰に乗じて退却し、聯合軍は進みてスレスウイグ全土を占領したり(一八六四年一月二日)。

第二段、丁軍はデュベル堡壘の背後に陣し、ジトランドの峽路を扼せり。攻撃軍のデュベルに對する作戦は、五週間の封鎖砲撃及び堡壘に向ひて六縱列の總攻撃より成り(三月より四月)。丁人終にジトランドより撤退し、聯合軍之を占領せり。茲に於て英國漸く倫敦の協議會を招集し得しも、其開會の時(四月十日)既にデュベルの略取ありて、實際的に問題を解決し、提者たる普奧は一八五二年の條約を認識するを欲せず、侯國全部の分割を要求せり。英は佛と協致して一の最後要求書を致すべく提言せしに、佛は波蘭事件に就き其交渉の甚しき不結果に想到して、攻勢的同盟の締結を欲すべき

かと反問せしに、英は答ふる所なく、會議は遂に無結果に終れり。

第三段、休戦期日経過し(六)聯合軍全島地を占領し、丁國政府和議を請ひ、維納の平和條約(十月三)を以て、侯國を普墺兩國に割譲したり。

普墺間の絶縁(一八六六年)

普墺兩國間には既に一八六〇年以來、獨逸聯邦改

革の企圖に就き紛争の端を開きたりしが、而も侯國問題に就き、墺政府は他の獨逸諸邦との議合はざりしを以て普に接近し、相俱に侵略せる侯國の運命を處理せんとするに際し、更に紛争を開きたり。普の臨時内閣會議(一八六五年七月二十一日)は、墺國の讓歩を不充分とし、而も普國は開戦の用意ありと聲明したり。然れどもウイヘルム王は我より攻撃するを欲せず、墺は軍資缺乏の爲め戦を避けむとを望みしかば、ガスタインの協約に依りて侯國を兩國に割取し、以て懸案を假に處理したり(八月)。佛は此協約は同民族統一主義及び人民の意志を無視し、現代歐羅巴に廢れたる行方を復活するものなりと抗議せり。斯くして佛國流の採決衆民法を以て表明すべき民權論は、普國の採れる侵略權なる遺傳的理論に對して唱導せられたり(力は克く權を制すなる一僞語を以て、佛の公衆はビスマックの政略の特色を概説せり)。

ナポレオンは一八六四年の協約に依りて羅馬問題を延期し、以て再び伊太利に親近せり。一八六二年以來政局に復還せる平和黨は墺をしてヴェネシアを伊に割譲せしめ、以て之と調和せしむべく希望したれども、伊政府は其軍隊を臨戦準備の儘保持せんと欲し、墺は猶固執して伊王國を公認せざりき。

ビスマックは墺に對して伊と同盟の締約に努めたれども、伊は佛の同意なくして行動する能はず、因つてナポレオンの許諾を請はざるべからず、乃ちビスマック其衝に當り之を請はんとす。ピアリッツの會見に於て即ち此交渉は決著したり。ナポレオン再び自家流の利己政策を採れり、即ち伊太利の民族的統一を遂げ、墺に對し普を強め、紛争に乗じて一片の領土を獲得し、且つ一八一五年の條約を破壊せんこととなり。ビスマックの翻弄は明確なる約言をなさずして、此希望を幫助するにありしが、遂にナポレオンをして、普伊對墺戦争に就き、佛の中立を約諾せしめたり。

然るに普伊間の商議は曠日彌久たり。蓋し伊國政府は已に兩回(一八六五年)同盟の申込を受けたれども、ビスマックの誠意を信せず、墺を恐怖せしめんが爲め伊を使用するものと疑ひたり。普墺の風雲急を告るに當り、普は伊政府の意嚮を測量せし

めしに、伊は伯林に一將官を特派したり。然れども商議は猶荏苒決せざりき。蓋し伊は方今君主の空位なるルーマニアを奥に與へ、其交換として、干戈を交へずヴェネシアの故地を獲得せむことを望めり。普に於てウイヘルム王及び政府は平和を欲せしかども、ビスマルクは遂に三箇月を期限とし、攻勢的同盟の條約を締結することを得たり(四月八日)。即ち伊は兵力に藉りて獨逸聯邦改革の爲め普の提案を支持し、普は伊をしてヴェネシアの割讓を獲得せしむべく相約せり。伊は尙奥の領屬たる伊太利の總ての故地を要求し、獨逸聯邦域内なるチロールをも之に包括したれども、ビスマルク之を拒絶せり。ナポレオンは佛の局外中立を約したり。

奥の政略は獨逸に於ける破裂の期を遅くし、普をして攻撃者の地位に立たしめ、以て獨逸諸邦の怨を買はしめ(果して然るを得たり)。一面伊の歡心を得て、普を孤立に陥れんとするにありき。乃ち奥は普に提言して(四月二十五日)、雙方共に解兵すべし、但し伊太利に於ては然らずと言へり。又佛に向ひては若し夫れ伊の中立すべきに於ては、ヴェネシアの割讓に屬望せしめ、其報償として奥は普よりシレシア州を割取すべしと告げたり。

ナポレオンは、ゼローム公と加特力黨との中間に首鼠兩端を抱きけるが、彼の宿望たる歐洲の版圖剛正の爲め一會議開催の案に復還したり。英露之に贊同し、普伊亦奈翁に懇懇なる爲め豫め同意を表したり。會議に於て一切領土の増大を討議せず、且つ之に法王を招致すべく要求し、以て催會を失敗せしめたるは奥國なりき。

破裂は獨逸聯邦議會に於て之を實現せり。普は佛の方面に後顧の患なきを以て、西境の兵を移して其全力を奥及び其與國に對して集中したり。

一八六六年の普奥戦争　伊と聯合せる普と獨逸諸邦の大半と聯合せる奥との間にヴェネシアとボヘミアの兩地に於て、同時に戦は開けたり。ナポレオンは全歐と觀察を同らし、雙方互角の勢なるを以て、交戦久しきに亘るべしと豫想し、交戦國の疲弊したる時機を計り、坐して全能の主裁者となり、以て干渉を逞うせんことを期せしに、意外の状態に因り普軍の成功空前の迅速を極めし爲め、此胸算は全く齟齬せり。

奥國に對し普は三十八萬人を動員して、別個の三軍團を形成せり。即ちエルブ軍、第一シレシア軍及び第二シレシア軍にして、サクソン兵と奥兵との邀撃しつゝ、(六月)

二十六日、三面よりボヘミアに進入し、爰に於て各軍聯絡すべく機動したり。奥軍二十萬人は出帥準備較遅緩にして、隘道を扼するの遑なく、早くも守勢に陥り、ケーニッグラットの附近に於て、築壘設堡せる陣地に集中しけるが、普兵の迅速なる前進と其針銃の速射とに辟易して士氣頓に沮喪したる。

勝敗は唯一戦にして決せり。普の三軍の二(エルブ軍及びシレシア第一軍)は既に連絡して較困難なる通路を取れる第三軍の到着を俟てり。而も二軍を以て森林多き地方に於て險阻なる高地に據り、層々砲列を布きて防禦せる奥軍を攻撃したり。これ即ちサドワの大戦闘にして(七月)長時間の激戦なりしが、普の第三軍は巧に敵の視線を避けて到着し、奥軍陣地の中央迄突進せるに由り、忽ち大捷を博したり(奥軍の言に、濃霧深く敵軍を蔽ひたりと曰へり)。此役を奥軍は二萬五千人を亡ひ、二萬人は捕虜となり、秩序を亂して退却し、爾後遂に維納に向ひて敵の前進を抑止し能はざりき。

伊太利に於て奥軍はヴェネシアを防禦しつつ、守勢の態度を取り、伊軍は較多勢なりしかども、奥軍を襲ひて撃退せられ、キーストザの戦闘(六月二)に於て、伊軍はロンバルデーに退却するの止むを得ざるに至れり。サドワの捷報後、伊軍はヴェネシアの占領

を以て名譽の由つて繋る處となしたれど、竟に決勝的成功を收めず、剩へ伊の艦隊はリッサに於て奥國艦隊に撃破せられたりき。

グラーヴ構和(六年八六) 奥國政府は普軍に對し其兵を集中せん爲め、ヴェネシア

をナポレオンに提供し、以て伊太利との構和を依頼したり(七月)。ナポレオンは正しく歐羅巴の主裁者たるの觀ありき。奥の味方たる其外相は動員を行ひ、普兵の防備なきライン河左岸の地を脅し、普を抑制すべしと恫嚇せり。而も陸相は墨西哥遠征に由りて軍隊紊亂し、四萬人以上を發するの困難なることを自由せり。偶、病瘧にありしナポレオンは普に平和を課すべきか、若くは之と結びて利益を獲べきかと左右思想の間遂にライン河畔の示威運動に依つて、普を威脅すべき時機を逸せり。普國政府の機略は曖昧なる約言を以て巧にナポレオンを操り、普軍が維納に向ひて前進する期間、彼を袖手傍觀の中に支ふるにありき(七月四日午後四時を以て、勳員會議の繼續に決定し、尋いで外相ラヴグアレットが軍隊の不長状態と針銃の卓越なるを描寫するに會して、其決定を中止せり。ドルフィン河岸に武力的一示威を以て事足るべしと反駁せしを以て、ナポレオンは遂に不決斷に留りぬ)。

ナポレオンは初め伊に對して奥に與すべく脅し、以て伊を抑制せんと試みしに、伊は普に謀らずして何等約する能はずと答へ(七月)而も休戦を拒絶したり。ナポレオン茲に於て普の陣營に使を遣はし、普王に伊の休戦を聽許すべく請はしめ、尋いで媾和の基礎を提案したり(七月十)、即ち奥國の保全、獨逸聯邦の解散、北部聯邦の建設、侯國の讓與是なり。此條件に於ては孰れも同意なりしかども、結局の困難は版圖増大の一事にして、普は獨逸の數邦國を併合せむと欲し、奥は其盟邦を棄つるを肯せず、ナポレオンも亦普國膨脹の代償として幾分領土の獲得を望みたり。遮莫ビスマークは普の武威を以て克く時局の司命者たるを知りしかば、毅然として一切其主張條件を押し通したり。

豫修平和條約(七月二十六日)に依りて、奥國は侯國を讓與し新聯邦を創建し、且つサクソンを除くの外、北部諸邦の兼併を普の自由に放委し、以て獨逸より引退せり。ビスマークも形式の讓歩をなせり。(二)將來の聯邦外に留れるマイン以南の諸邦國は、一の聯邦を形成するの權利を有す。(三)シュレスウグ以北の區域は、其住民の望に由りて丁抹に還附する事是なり。プラトグの確定平和條約(八月三)にも此二箇條を存

置したれども竟に畫餅に屬せり。

ナポレオンは若干版圖の増大を普に謀りしに、普使は其望に副はしむべく伴爲せり(七月十)然るにザールが獨逸に於ける領土の變更處理の爲め、一會議の開催を提議するに當りて、之を拒否したるはナポレオン自らにして、彼は普に望を屬し寧ろ之に頼りて多、大の獲得を期し、版圖擴張に關して相互に援助すべき秘密の協商を提供したり。即ち佛はライン左岸に於て、バヴリア及びヘースを領有すべしと。ビスマーク書面を以て具體的案を致さしめ(他日ナポレオンに對し)尋いで之を拒絶し且つ之を泄露したり(シエトクルなる佛新聞の)眼前に獨逸に於ける輿論の動搖に鑑みナポレオンは該案を撤回し、且つ交渉の風説を取消さしめ(八月十)而して白耳義に轉向し、佛が白耳義及びリクサンブルグを取得するを贊助せんことを普に謀議せり(ビスマーク親ら口授して此議を記録せしめ一八七〇年)に於て白佛を離間するが爲めに之を公にしたり)

孤立せる南部獨逸の諸邦は速に普に、壓伏せられたり。諸邦國が佛に居中調停を請はんとするや、ビスマークはナポレオンの南部獨逸併合の腹案を示し、遂に普と攻守同盟の密約を締結するに斷決せしめたり(八月)

是に於てカナボレオンは左支右吾遂に何等實利的結果をも獲得せざりき。而も普は唯一の戦争に由りて獨逸の制御を博し得、歐羅巴は之を阻碍する爲め何等策の出る所を知らざりき。普が戰鬪の新方法は歐洲の協調を無力に歸したるなり。

リユクサンブルク事件(一七八六)

リユクサンブルク大侯國は獨逸聯邦解散の後も

依然聯邦要塞に駐留の普の衛戍兵に依りて占守せられしが、其君主たる蘭王は之を賣却すべく欲せし故、ナボレオンは之を以て版圖増大の好機となせり。彼は普政府が獨逸の輿論を損傷することなく、其衛兵撤去の辭柄を俟つものと思料し、ビスマークも亦此謬見に附し去らしめたるなり。蘭王普の然贊を保留條件として賣却を承諾し、ビスマークも瞭かに之を拒まざりき。然れども彼は普の權勢を示さむが爲め、前年南部諸邦國と締結せる條約を公にして(一七八七年)且つ蘭王に告げて其行爲に就きての責任を負ふべしと謂へり。王はビスマークが處置に困難するものと思料し、承諾の旨を佛に復答したり(三月三十一日)

買收條約の準備既に成り、而も歐羅巴に告白せられし時、普の衆議院に於て獨逸血族の一君主に依りて、獨逸の領地賣却の風説に就き質問起りたるに、ビスマーク答

へて何等猶締結せられしことなしと辯じ、一面蘭王に告げて、刻下獨逸に於ける輿論動搖の現状を顧みず、リユクサンブルクを割讓せば、其結果交戰の事由を生ずべしと言はしめたり。是に於て蘭王は佛の切望に拘らず、承諾を撤回したり。ナボレオン一蹉跌の觀を呈せり。これ普の外交的一勝利なりき。

聯邦の要塞たるリユクサンブルク問題は、歐洲の一協議會に於て一八三九年の條約を更正して處分を了せり(自主の中立國にして、列強の保護を得ず)。

普佛間衝突の潜伏(一八七〇年)

普は軍隊の卓絶なるに由りて、實際既に歐羅

巴に優勢を占め、且つ獨逸の完全なる統一を準備せり。他の強大國は歐洲の舊均勢を威却せし此二革新を黙視せざらんとするも、如何せん、壞は敗餘意氣銷沈し、英は無力、ザールは平和的なり、獨り佛は普を抑制して自己の優勢を挽回するに堪ふべしと思惟したり。佛の輿論は俄然獨逸の統一に敵意を表し、時人敗壞、サドワの復仇戰を放言するに至れり。普に於ては赫々たる成功に由りて發揚せる國民的自負心は、遺傳的讐敵佛に對する威脅に表はれたり。而も双方共に此主戰的感情は非常に恐るべく豫想せられたる一大戦争の憂慮に由りて相殺せられたり。

暫らく躊躇の一期間を存せり。會^二ザール及び普王の巴里萬國博覽會來觀は^{一七八六}年
 平和の瑞祥の如く見えたり。然るにナポレオンと煥帝とサルツブルグの會見は人
 心を危惧せしめしが、殊にナポレオン歸來して公然の勅語中に、水平線上黒雲蟠る
 の一節は痛く之を動搖し、舊平和黨^三は主戰黨となり、普に對抗すべき同盟を覓求
 せり。煥に於てはサクソンの舊相ビーストを舉げて外交の局に當らしめしが、ビ
 ストは普の敵手にして獨逸に於ける煥國の地位挽回の念を斷たざりき。
 此時に當り近東に於て擾亂接踵して起りしが、時人謂へり、これ露をして其全力を
 近東に傾注せしめ、西歐に干涉の遑なからしめん爲め、佛國代表者の煽動に出づと。
 即ち希臘人の支持せるクリート島の叛亂^{一八六六年}、ルーマニアより來りたる群
 類に刺戟せられたるブルガリアの運動^{一八六六年}、ルーマニアの動搖及び武裝^{一八六六}、
 セルヴィアに於ける謀反、ガリシアに於ける波蘭逃竄者の群集是なりしが、而も露帝
 平和的にして泰然動かす、總て鎮靜に歸したり。
 普に對して佛國政府は丁抹を味方に計算したり。蓋しビスマークが一八六六年に
 約せるシュレスウイクに於ける人民の去就投票を行ふの前、獨逸人保護の爲め特別の

保障を要求し^{一七八六}、尋いで割讓すべき地域の協定不調に歸して交渉を絶ちたれ
 ばなり^{一八六八年三月}。——丁國政府陸相を巴里に派遣し^四、伊煥の政府亦佛と連合を望
 みたり。然るに煥に於てビーストは米和の與黨なる洪牙利人と排佛派の獨逸人と
 の爲めに妨げられ、伊に於ては普と同盟の與黨たるコンソルテリア内閣は、マンタ
 ナ事件^五（ガリパルチ、佛及）に憤慨して佛の羅馬拋棄を迫る爲め、普と聯盟すべく望
 める急進黨に威折せられたり。是に於てか形勢頗る紛糾し、總て折衝は祕密に經過
 し、眞その相は種々に解釋せられしも、結局實際的に何等の結果をも見るに至らざ
 りき。
 動機は一八六九年二月、佛の東部鐵道會社が白耳義の鐵道買收の事件に關して、白
 國政府の此買收を禁じたるに發したり。佛國政府は此失敗の原因をビスマークの
 陰謀に歸せり。ナポレオン嚇怒して普の跋扈を制し、煥をして獨逸に於ける舊地位
 を挽回せしめむが爲め、佛煥伊の三角同盟を提言したり^三。其商議は大使に依りて
 上下せられ、煥は佛より戰端を開く場合に於ては中立に止まるべき權利を保留し、
 以て守勢的同盟を容諾せり^四。伊は羅馬より佛の戍兵撤却を請求し、ナポレオンの

成るべく速に撤兵すべき誓約を以て満足したり。而も約款を批准せむとするに際し(五)伊の内閣は直ちに撤兵及び佛が伊太利に關し非干涉主義を承認する言明を要求したりしかば、商議は懸案中止に留り、三君主は單に豫め相互の照會を経ずんば何等の盟約をも締結することなかるべしと誓ふに止れり。尋いでナポレオンは議院政治的内閣を擧げ、其首相たるオリヴィエーは、獨逸と平和且つ調和を旨とすべしと宣言したり。此内閣は普佛同時に兵備を縮少し、歐羅巴の安寧に資すべき協定案を再び採用し(年一八七一)英國其送致を諾せり。即ち佛は徵兵一萬人を減すべきを提供せしに、ビスマークは普の組織は一切の縮少を不可能たらしむと異議せり(二)。

バード大侯國を北部聯邦中に加すべき聯邦議會に於ける提議(四月二)は、普と獨逸の統一とに對する動搖を再發したり。此加入はマイン河以南諸邦國の獨立を保障せるプラグ條約に背戻すべきに、ビスマークが其答辯をなさざりしことに就き批難起りし時、ビスマークは其機關新聞をして、該條約は南部諸邦國の北部聯邦に加入するを妨げずと辯駁せしめたり。奥の大公(Albrec)巴里に二三週間を消し、佛の兵力を調査し、ナポレオンに一の作戰計畫案を提供して曰く、佛軍の薄弱なるは獨

カ普と戰を交ふるに堪へず、宜しく南獨逸に侵入し、爰にバヴアリアを経て到るべき奥伊の兩軍と連絡すべしと。ナポレオン此案を秘して他に示さざりき(三)。

羅馬法王廷の宗教會議、尋いで佛國憲法改正の可否を國民に諮るの一件發生して、佛國政府の注意を一轉したり。加特力教諸國は敢て宗教會議の招集に干涉することをなさざりしも、法王全智無謬の宣傳案の提出あるに當り、佛の外相ダリユはナポレオンと一致し、國家の權利を保留し、且つ會議に佛の代表者の派遣を告知する爲め、一の移牒文を裁したるに(二)法王廳より教務は教會之を自由に處理するの權能を要求するに會し、オリヴィエー(相)移牒を阻止したり(三)ダリユ別に覺書を作成し、奥之を賛成したれども、法王政廳は之を會議に回附するを拒絶せり(四)時は、佛は羅馬より衛兵を撤却すべく威脅し、法王を風動し得たらんも、オリヴィエーはナポレオンに陳諷して此手段を放棄せしめたり。ダリユとオリヴィエーとは憲法改正問題に就き竟に衝突して相絶ちぬ。

内閣の改造に於て(五月十)普に敵手たるグラモンは平和の輿黨たるダリユに代れり。ナポレオン奥國皇族の作戰計畫案を將士に示し、且つ公然の任務にあらずして將

軍ルプランを維納に遣はし、親王の作戰計畫案の修正を謀議せしめたり。即ち煥伊は動員の爲めに六週間を要す。佛は較速に準備し、南獨逸に出陣すべし。煥伊は中立を保ちつゝ、武装すべしと。ルプランが煥帝に内謁の時、帝は佛と同時の宣戰を約するを得ずと言へり(六)。ナポレオンは一時戰意を翻せしが如くに見えたり。何となれば陸相は議院に兵員一萬人の減少を請ひ、且つオリヴェーは近東の爲めに巴里條約、獨逸の爲めにブラグ條約の存するあり、各國政府は歐洲平和の基礎たる此條約を尊長するの必要を解し、平和は未曾有に保證されたりと聲言したればなり(三十日)。

開戰の宣告(一八七〇年)

ナポレオンは病み、普國政府は暑中休暇なりしかば、平和は確實に見えけるが、外交的一波瀾は突如として一紛争を誘起し、僅々數日の後、歐羅巴の兩雄國旗鼓の間に相見るに至れり。

一八六九年以降、西班牙假設政府は國王を索め、加特力教の公子にして、佛の皇族に親善なるホーヘンツォルレン・ジグマリンゲン家のレオボルドに王位を提供すべく、其父君に謀ると四次に及びしに、彼は三次まで謝絶し、第四次に及びて終に容諾し

たり(一八七〇年七月)。前年來此交渉の經過を知悉せる佛國政府は、公然西國政府の通知に接したれども、西班牙が其國君を選択するの自由を妨害するが如き觀あるを以て、西國民の感情を損傷するを避けむが爲め、直接の應答をなさず、普國政府に照會し、此選擇は佛に惡感を懐かしむと聲明したり。蓋し佛の輿論はホーヘンツォルレン族の西國に於ける登位は、普國の教唆威迫に出るものと看做し、佛はシャルル五世(一五〇〇年より一五八八年に在り)、帝國の再建を坐視する能はずと謂ひ、伯林に於ては反對に、西班牙君主の選擇は、普國政府の關知する所にあらず。これホーヘンツォルレン家の一私事のみ。而もウイヘルヘルム王はジグマリンゲン支族の上に權威なしと論じたり(此事實相反したる兩説あり、獨逸人は對普戰爭の爲め加特力教の三國が豫め策畫せし所と思惟し、ホーヘンツォルレン族の候補に佛國政府の突如たる抵抗は畢竟「戰故」を作らんが爲めの口實なりと見做したり。佛人の輿論は之に反して佛國政府の自負心を刺戟して之を戰爭に誘致せんが爲めなるビスマーの論議なりと思惟したり。シーベル氏(獨逸の政治家にして史家は兩説共に正鵠を失ずと論證したり。然れども一八九四年に於けるルーマニア王 Charles rti Holmsteiner)の暗示に依りて考ふるに候補一件は普國政略の器具たりしに相違なかりしが如し。

佛國議院に於て西班牙王位に關し、ホーヘンツォルレン一族の候補に就き一質問の提起あるに會し、多數平和の味方なる内閣は平和的答辯書を作れり。然るにグラモ

ンは一事件をビスマークの陰謀なりと看做し、普に宛てたる一句を加へめしたるに、議院は義憤的喝采を以て之を迎へ(六月)新聞紙は開戦の論説を始めた。歐洲の列強亦ホーヘンツォルレン家の候補に不賛成にして平和の維持を望み、英國政府は西國政府に其提供の撤回を忠告し、ナポレオンは個人的に白王に委囑して、公子親ら其承諾を撤回せむことを勧誘せしめ、公子は正式の宣言を以て之を撤回した(七月十)因りて世人は事の已に落著せるものと思惟し、オリヴィエーも平和の保證せられたるを告白し、公債は二法方の騰貴を見るに至れり。

遮莫、グラモンは既に本問題を新局面に轉置し、更に紛糾を重ねたり。彼はホーヘンツォルレン公子の舉動は普王の密旨に外ならずと確認し、佛に對し侮蔑的なる此候補の受諾を禁止せむことをウールヘルムに請はしめたり。其言に、何人も普魯西の一王族が其族長たる王の許可なくして西班牙の王冠を受領し得べしとは信せざるべし。若し王にして許可したることなくば宜しく之を禁止すべしと(七月)王はエムスの離宮に在り、佛國政府ベネデッチを介して之を促さしめたり。王答へて、此事件は毫も我政府に關する所なし。隨つて自ら公子に何等の禁すべき者なしと言へり。グ

ラモンはこれ普王が戰備を整へん爲め荏苒日を送るものと確認し、其假面を脱却せしめむと欲し、明確なる應答を要求すべしと命じたり。蓋し事は普の起す所にして、佛は強ひて之を退讓せしめしことを歐羅巴に誇示せんと期せしなり。普王は之に反し無關係なる證人の態度を保ち、公子の復答を俟つべしと言へり(七月十)。

七月十二日を以て、ホーヘンツォルレン公が候補拋棄の後、グラモンは最早禁止を要求すべき理由を有せざりしを以て、佛國民の名聲を満す爲め、普王より一の言明を得むと欲し、又議院にては主戰派なる右黨の一團、將來に要すべき保障に就き質問の通告ありしかば、政府乃ち再びベネデッチをして、單に拋棄は我要望に對し十分なる應答にあらず況や將來の保障となすに足らざるを以て、王は公の再び候補に立つを許さずとの誓約するを要すと奏せしめたり。然るに此間佛國內閣は陸相の提議せる動員を行ふことを否斥しぬ。

決著的行爲はエムスに於て経過せり(七月十)王は公園に在り、ベネデッチは午前に来りて保障の要請を執奏す。王答へて、卿は時に限なく、又場合の如何を問はざる約言を要求すれども、予は之をなすを得ずと。ベネデッチ固く請ひしに、王は竟に斷然此意

外の要請を排斥すと言へり。尋いで駐佛普國大使より電報到達し、ナポレオンは王が佛の利權に傷害を加ふるの意なきを保證する爲め、王の親書を致されむことを請求せりと、ウイヘルム赫怒し、最早ベネデッチに接見せざるに決意し、侍從武官をして拋棄を確證するシグマリンゲン公の書翰到來せしに因りて、一件は終始と看做すべき旨を傳へしめたり。ベネデッチは一回の謁見を切願せしかども、武官は王は午前の聲言に留まる旨を答へたり。

グラモンの言明及び佛國新聞の論說に憤怒せるピスマークは蹶起して別墅より伯林に歸り、佛に向つて辯明と保障とを要むべきの意思を英大使に告げたり。彼は又電信に由つて、エムス謁見の消息に接し、之を新聞紙に通報することを許されたれば、直ちに半官報たる北獨逸ガゼットをして、ベネデッチの要請に對する王の拒絶を瞭然たらしむべき簡明なる文體を以て記載せしめたり。

此論說全歐に傳はり、破裂は遂に避くべからざるに至れり。獨逸に於ては國民的示威表情佛に於ては侮辱として迎へられたり。翌七月十四日午前の佛國の内閣會議に於ては猶平和の維持を欲求し、ナポレオンは得意の列國會議を開催し王族たる

諸侯は一切西國の王位より排除の主義を確立せむと夢想したり。午後十時、復た内閣會議を開き(サンクルイの)、猶凝議最中グラモンは電報に接し、讀過一番、直ちに動員を行ふに斷決したり。蓋しこれ佛に對する侮辱の報なりき(此侮辱の性質は常に不分明に留れり。獨逸の歴史家はエムス謁見の消息と混同し、佛外交界の口碑に傳ふる所に)。開戰は翌月(七月十)議院に於て保障に關する質問の答辯に於て告白せられ、政府豫備兵を召集せしことを言明し、且つ動員費を請求したり。即時選舉せる委員、陸相の辯明を聞きしに、陸相は準備已に整へりと言明し、グラモンは侮辱の説明をなし、且つ奧伊の應援に打算し得べきの意を聞かしめたり。尋いで議院は戰費を議決せり。——同日伯林に於てグラモン言明の報に接し、王は動員を命じ、佛は七月十九日を以て公式に開戰を宣告したり。

第二十八章 獨逸の優勢及び武裝的平和

普佛戰爭(一八七〇年)

佛は單に普に對して戰を宣したれども、而も普は北部

聯邦の外、尙南部自主諸國と相連衡したりき。獨逸全部が擧つて而も獨力、佛と戰ふは今次を以て初めとす。

英國は居中調停を提言したる後中立を宣言せり(七月十日)。——ザールは個人的に普王と親結し、且つ一八五六年の條約(クリミア戰)を免れんとの念慮切なりしかば、これ亦中立を宣言したり。而も奧若し佛に應援するに於ては、之に對して干涉すべしと通知せり。——奧伊に對して佛國政府は第一回の敗戦に至るまで商議を繼續し、奧伊が調停を強ふるが爲めに武裝すと聲言しつつ、公然中立を逸出せず、戰備を整へむことを請へり。奧に於てはビースト時機を俟たむと欲せしかども、洪牙利内閣の首相アンドラシー斷然中立に處決せしめたり。然れどもビーストは之を明白に佛國政府に通告するを敢てせず、伊と共同の調停をなすべき爲め之と協商すべき

ことを約したり。伊に於てはヴィクトル・エマニユエル王は戰を欲し、内閣は軍隊及び財政の現狀に鑑み、開戦の不可能なるを信じたれども、猶佛國政府と商議する所ありき。然れども羅馬問題の蟠れるありて、何等の協定にも至らざりき。茲に於てか佛は依然單獨當面の敵たるに留れり。

交戦はセダン敗北の前後に由りて、二大段落に分れたり。

第一、雙方共に攻勢を取らむと欲し、動員は十五日間に行はれたり。獨人は一八六八年以來、モルトケの調整に係る作戰計畫に従ひ、メッツ、ストラスブルグの線に敵の主力を索求して、之を發見せる處に襲撃するを目標としたり。彼等はバーデン國を掩護することをなさず、パラチナに集中し、總勢を三軍に分ち、一回補充を完成し終るや、大約五十萬人に達せり。第一軍(七千)、第二軍(二十萬)はザールを経てメッツに向ひて前進し、第三軍は(十五萬)以上、主に南部獨逸の兵(ストラスブルク)に向ひて行進せり。

佛人はライン河を渡り(多下流)に於て獨逸に侵入し、南部の獨兵と普兵とを遮斷せむと欲したり。

彼等は二軍を有せり。即ちローレーヌ州の前方サール川岸に於けるライン軍(中堅にてナポレオン)と、アルサス州に於けるマクマオンの軍是なり。然るに紙上七十五萬の現役兵は、現實二十五萬にも達せず、六十萬の國民軍は全く組織成らざりき。補充を俟たず、平時現員の儘なる聯隊を國境に送りつゝ、動員を行ひたれば、聯隊は辛うじて其實數の半を有し、ライン河軍十一萬人、マクマオン軍四萬人に過ぎず。ナポレオン三世遂に攻勢を斷念せざるを得ざりき。蓋し其軍は長期服役の老兵より成れりと雖、糧食、彈藥、衛生隊の設備悪くして、而もアルゼリアに於ける不規則なる戰爭に馴れて、一定の作戰計畫なく、敵の勢力及び陣地に就き情報を有せず、地形に暗く、地圖を携帶せざる(敵國の地圖の配付せり)士官の指揮する所にして、前進遅々として秩序なく、各部隊の聯絡悪しく、加ふるに斥候もなく、時として前哨もなく、不意の攻撃を冒すの危険ある等、概ねクリミア及び伊太利の戰役に於ける軍狀と同一なりき。而も當時は敵も亦同様の状態にありしかども、一八七〇年の戰爭は之と異りて、舊式の一小軍と科學的に組織せる一大軍との交戦なりき。此戰は三段に分れたる。

(一) 獨人攻勢を取り、アルサス、ラインの兩軍を同時に攻撃せり(八月)アルサス軍はフ

ロエスヴィン、ライシ、ホーンに於て第三軍の爲めに破潰せられたり。バヴァリア兵の期せずして交へたる混戦にして、散々の體にてアルサスを撤退し、ザヴェルヌの峽路を経てシャロンに退却せり。ライン軍はホルバシ、スピータランに於て第一軍に攻撃され、普人斷崖絶壁を突撃す、メーツに退却したり。結果は獨人がストラスブルク攻圍の一事を餘せる所のアルサス州の放棄、オリヴェイ内閣の没落、羅馬の撤兵、及び佛の爲め復た醫すべからざる敗績の印象を歐羅巴に與へたるにあり。猶佛と商議中なりし伊國茲に至つて局外中立に斷決せり。伊は佛と共に中立而も武裝的中立の條約を有せるが故に、ナポレオンの懇求に對抗し得んが爲めに、英と一の條約を締結し、以て兩國共に依然中立に留まるべきを約したり。

(二) 獨の三軍は十五萬人以上に達せる佛のライン軍を攻撃し、此戰爭中最も猛烈なりし三次の戦闘に由りて之を抑止したり。即ち東に於てボルニー(八月十日)南西に於てマルストラッール(八月十日)北西に於てグラウエロトの戦闘にして、此間第二軍はメーツを迂回して佛軍の退路を絶ちたり。其結果は敵軍を抑止するに堪ふべき唯一の精兵(近衛兵)より成れる佛の中軍を四塞して不可動的に陥らしめたるにありき。獨人

は第一第二兩軍を合して一大軍團とし(萬人)メーッの方面に部署し、設堡の長線を以て佛人を圍繞したり、獨の第三軍はシャヨンに向ひて行進し、一個の第四軍(七萬五)は佛の援兵を抑止する爲めミューズに留りたり。

(三)アルサス軍の殘兵と劣等兵の増援とを以て吐嗟の間に編成せる佛の一軍は、北方よりメーッの軍に聯絡すべき爲め、マクマオン之を統率して出發しけるが、その行進遅々にして、獨の第三軍に到達の時間を與へ、最初ミューズの第四軍に抑止せられ、尋いで北方に撃退せられ、終にセダンに包圍せられ、茲にナポレオン三世と共に全軍降伏の已むなきに至れり(九月)茲に於てか佛の正規軍は最早殘る所なかりき。伊太利は(後直ちに)羅馬を占領したり。

第二、交戦の第二段落は較、長期に亘り、複雑なりしかども、用兵の見地に於ては敢て重要ならず、畢竟既に正規軍滅没して、敵軍に侵入せられたる佛國が、國民の面目を苟全せんが爲め、抵抗したるのみ、聯隊の補充兵、水兵、國民兵、及び二十一歳より四十歳に至る壯丁の徵募兵を以て、咄嗟の間に數軍を編成し、英米に於て購求したる武器を携帶せしめ、其抵抗力の侮り難きは、縱令獨人に一驚を喫せしめたるにもせよ、

將た又佛人の妄想の熾なりしにもせよ、結局勝敗の數は逆睹し難からざりき、今や戰は巴里の攻圍と、巴里救援の嘗試とに過ぎず、之を三段に分つ。

(一)獨の第三、第四兩軍は巴里に向つて前進し、此間第二軍はメーッの佛軍を攻圍せり。佛國政府はチエールを遣はして歐洲に其同盟を宛めしめたり(十一月)ナポレオン三世に好からざりし輿論も、俄に餘り強勢を致せる獨逸人に反對して、其侵入を被れる佛國の爲めに一轉せしことは、同情の表彰及び私人の義捐金の醜集に之を徵證し得たれども、而も孰れの政府も進んで干渉することをば敢てせざりき。ジュール・ファール購和の條件を提出したれども(十月六日)我領土の寸地も我要塞の一石も割讓するを得ずと、ペリエールの會見に於てピスマークはアルサスの割讓を要求せしかば、遂に休戦をだに協定するに至らざりき(十月十)獨兵既にシャヨンの高地を略取し、南方より巴里を砲撃するの方途を得て之を包圍したり(十月十)——パゼーヌはメーッの軍を保全せむと欲し、攻圍の突貫を試みず、獨人と交渉を開きたれども、終に飢餓に迫り、其軍を擧げて投降するに至れり(十月十七日)——露國は最早一八五六年の條約に羈束せらるゝことなきものと思惟せる旨を宣言し、再び黒海

上に於て行動の自由を取れり。チエール休戦商議の爲め派遣せられ(十一月三日)ビスマ
 ークはアルザスの地と三十億(六億)の償金とを要求し、商議完結に垂んとして破れ
 たり(十二月五日)の時人が此談判破裂の事由を説くこと一様ならず、或は假設政府が休戦
 保安策の爲め新要求を出したりと云ひ、或はビスマークが巴里に對する
 ベッダのバゼーヌに關する告示に不満を抱きしに由ると云へり。
 (二)オルレアンに於て編成せられたるロアール軍(一萬五千)は、急遽の編成にして、信
 頼し難しとする將軍の意見に拘らず、強ひて巴里に向ひて行軍を始めしめたるに、
 果して途にメーツの略取を終へ、今は豫備たる獨の第二軍に支へられ、戦闘三日(十
 月三日)の後潰敗し、ロアールの背後に退却したり——巴里内に於ては大部分國
 民軍兵と、一種の民兵より成れる一軍(萬人)ロアール軍と聯絡を通ずる爲め南方よ
 り出撃を試みしも果さず、府内に退却せり(十一月三十日)。
 (三)異常の凜寒なる冬役に於て、佛軍隊は全滅に屬したり。即ち獨の第二軍に攻撃せ
 られたるロアール軍(Cher)はマンズに退却し(十二月十六日)ロアール軍の一部分より成
 れる東軍(Dawidki)之は、獨人背後の交通遮斷の爲めに、ベルホールに向ひて行進すべ
 く、北部に於て編成せられたる一軍(Prattier)之は、巴里に向ひて行進すべき筈なりき。

然るにロアール軍はマンズに於て(十一月二十日)北軍はサンカンタンに於て撃
 破せられ(九月十日)互寒の爲め行進遅れたる東軍は堡壘に掩護せられたる敵の一小
 軍に支へられ、南方を塞圍せられたれば、遂に瑞西の領土内に敗走したり(二月)——
 過ぎつる十二月二十七日以來、砲撃を被れる巴里は糧食盡き、救援絶え、無謀の一出
 撃をなし(九月十日)たる後終に降伏せり(十二月十四日)。

倫敦及びフランクフルトの條約(一八七一年) 露國が一八五六年の條約の無効を

通告したるは正に一の戦故を構成するを以て英澳抗議し、英は威嚇の態度をさへ
 示したり。然れども該條約保障の列強は孰れも開戦の状態にあらざりき。ビスマー
 クは協議會に由りて此案件を處理すべしと提議し(年一月一十七日)露も亦一國が恣に本
 條約を破棄するの不當なるを認識したり而もこれ形式的讓歩に過ぎずして、倫敦
 の協議會は露の破棄したる箇條を取消し、一新條約を作成し、露に黒海上の自由を
 回復せしめ(三月十日)サルタン亦異議なく之を容諾したり。

(二)和約を議定すべき議院選舉の時日を假さん爲め、休戦は締結せられたり、佛の東

軍は休戦の範圍外に留れり(十一月二日)。

(二)平和豫修條約は、ヴェルサイユに於てビスマルクと國會の名に於てチエールとの間に締結せられ(十一月十六日)。媾和の條件決定せり。ビスマルクは全アルザス州にベルホルム城を包含せるローレーヌの一部分と、六十億法の償金とを要求しけるが、チエール固く請うてベルホルムを保留し、償金を五十億法に輕減するを得たり。獨軍巴里市内に入り、議院に於て條約を承諾するまで駐屯すべかりしも、議院緊急議を以て百七に對する五百四十六の多數を以て之を通過せしかば(十一月三日)、獨軍は僅に市の一部シジャンゼリセーを占領する時間を有せしのみ。

(三)本條約の商議は三月の下旬を以てブリュキセルに於て開始せり。償金辨濟の方法割讓地域内鐵道の買收、通商の關係を處理するを餘したるに、獨人正貨を以ての仕拂鐵道の無償讓與、一八六二年の通商條約の復活を要求せしかば、何等協定に至らざりき。——巴里コンミンの亂起るに當り、商議中絶し、獨軍は傍觀中立に留まりしも、ビスマルクは獨の議院に於て、軍隊は不虞に備へ置くの必要ありと辯せしかば、チエールは危惧を懷き、フランクフルトに於て商議を再開し(十一月五日)、フランクフルトの

條約を以て新國境、償金五十億法仕拂の方法、獨軍撤退の時期を確定せり(五月二日)。ビスマルクは三億二千五百萬法を以て東部鐵道會社の鐵道を買取し(當初は一億)。償金の一部は確實なる有價證券を充用する事、及び一八六二年の通商條約の復活を放棄する事を容諾したり。然れども兩國間の關稅率は最惠國の稅率に低下せんことを要求しぬ。

一八七一年以後歐洲政策の新狀態

普佛の戰爭は歐洲の政策を擾亂したり。

——此戰爭は獨逸帝國を創興せり。即ち普魯西の武力的支配の下に獨逸の統一を成就し、歐羅巴に於て争ふべからざる優勢を之に與へたり。——此戰爭は羅馬法王の政權を破壊し、伊太利の統一を完成せり。——黒海の中立を終熄し、近東問題を再發せり。——ナポレオン帝國を滅亡し、佛國に初めて永續せる共和政府を樹立したり。——佛をして三縣を割かしめ(人口百五十萬、面積アルサス・ローレーヌの一問題を惹起)したり。

其他外交政策に就き、歐羅巴各國の政府及び人民の觀念を變化したり。歐大陸の各大國は獨逸に模倣して一般兵役法を採用し、富家の青年も兵役を免れしめず、政

府員及び議員をして個人的に戦争關係を割切ならしめたり。軍隊絶大の大集團侵入、徵發、全然實業の停止、破壊的斬新兵器を以てする戦争の新式は、戦争をして極めて凶るべきものたらしめ、各國民等しく之を避くることを冀ひ、且つ其寒心すべき孰れの政治家も開戦の責任を取ることを取てせざるに至れり。又代表的議院は一層其權力の強大を致せると同時に較、民主政的となり、國民中穩健なる衆庶の願望を顧慮すること較、切實となり、而も戦争より遠ざけんが爲め、政府の上に一層重壓を加へたり。

前時代に於て専ら戦争を斷決せる君主及び宰相の個人的意思は、爾後人民の感覺に依りて麻痺せられたり。政治家の手腕にして、一八七一年以來二三畏大なる者ありしかども(ビスマルク、ゴルチャコフ、ストロム)之が時局の上に及ぼせる効果は比較的尠きに至れり。されば引續き戦争と實際外交的操縦の行はるゝは、單に近東に於ける專制の君主と訓練惡しき軍隊とを以て、近世的生活状態の外に留れる邦國に於てのみとす。即ち一八七一年以來、歐洲の國際的政治歴史は巴爾幹半島と其近隣國とに集中したり。文明の歐羅巴に於て外交は干戈に訴ふと謂ふ活動上唯一の有

效なる手段を失ひ、單に同情若くは嫌惡を表示するの競技となれり。外交家は絶えず左提右携、武力的制裁の缺如せる同盟を計畫し、新聞紙は絶えず外交界に得たる人氣を惹くべき情報を探録し、公衆は居常不安の中に住せり。而も幸にして何等現實的の大事變の發生をも見ざりき。

獨人の佛國侵入は佛人の戦争觀を變化せり。即ち佛人は最早之を討伐視せず、而も之を入寇視す。外政の樞機に當る代表者は、選舉人の大多數が如何なる場合に於ても進攻的戦争を欲せざることを明知するに至れり。

然れどもフランクフルトの條約は住民の明確なる意思に拘らず、アルサス・ローレーヌ二州を獨逸に併合せるを以て、歐羅巴に於て一新問題を生じたり。當初佛人の輿論は復讐なる通俗的題目の下に漠然提起せられ、戦争は猶二個國民間に於ける一個の決闘にして、敗者は之を再びするを名譽となすの舊思想に出でたりき。此題目はフランクフルトの條約に對する佛人の抗論が、仍往時一八一五年(維納會議)の條約に對する怨恨と同一の感情より出づとの印象を、單に獨人のみならず、恐らく全歐洲に與へしなるべし。一八一五年に於ては其實唯自負心を翻弄せられしに過ぎず

と雖、アルサス・ローレーヌ州民の意思を排して、之を兼併せるに至つては、政治的公義問題を惹起せるなり。蓋し民主政の根本主義を無視し、被併合地住民の權利に反するが故に、フランクフルト條約の正當を認識することは、佛人に取り不可能の事に屬すればなり。遮莫土地の克復と混合せる復讐の言論は、唯敵愾の國情に基ける單純なる土地還附の要求なるが如き觀を呈せり。今も猶佛國の輿論は人民の權利は合理的地盤上に此問題を判然と提起するに至らざるなり。佛國の代表者は如何に平和の維持を希望するの切なるにもせよ、嘗つて佛人が一八七一年の條約を容認せしとは聲明し得ず、さりとて亦何故に之を容認せざるかをも理解せしむる能はざりき。唯佛は獨逸と融和し難き警敵となり、之に對し開戦の時機を俟つの外なきが如き一點のみ明白に歐羅巴に知れ、後日ガンベッタの須日夜繫諸心頭、慎勿語人との警語の中に其政略の機微を表はせるのみ。

一八一五年後に於けるが如く、歐洲の政略は、主として佛を平和の内に維持するに存在し、當年の奧國と一般、今は獨逸此衝に當れり。獨は昔日の奧の如く最早求むる所なく、滿を持して現状維持、即ち其侵略地、其優勢を維持するに努めたり。然るに奧

は軍隊の後援なき外交を以てしたれば、早く其優勢を失墜し、獨は歐洲最強の軍隊を有するを以て之を持続せり。

三帝の同盟

一八七一年
乃至七六年

總て單に侵略權に基ける一八六四年及び一八六六

年に於けるビスマルクの進取的政略一八六六年及び一八七〇年の版圖の併合は、ナポレオン一世の故智に倣ひ、獨逸が争ふべからざる兵力の卓絶を利用し、連に鯨呑を逞うすべき印象を歐洲諸國に與へ、世人竊に和蘭領獨逸諸邦、獨逸、瑞西等獨逸民族國の侵略を期待せしに、獨帝爾後統一して且つ強大なる獨逸は、歐羅巴の平和を維持するに努むるのみ(三月二十八日の諭告及び三月三十一日の勅語)と宣したり。然れども時人猶此宣明を孤疑し、帝國接壤の小國、白蘭、リグザンブルグ、瑞西、丁抹等に於ては、獨人を危懼し、民情恟々たりき。然れども事實に於て獨逸政府は一八七〇年以來干戈を動かさず、侵略を行はず、嘗つて其平和的政綱より逸出したることなし。

他列強獨逸の優勢を認識し、其政府は平和維持の希望を表彰する爲め互に相親近せり。即ち佛を以て之が首魁とす。蓋し獨逸帝國の創設は彼をして獨逸に於ける優位を恢復すべく、覓求するの念を斷たしめ、今後彼は近東問題に向つて其政策を一

セルヴィア戰を宣し、民兵より成れる一小軍隊、土領に侵入し(七)幾もなく逆撃退斥せられたり。明々地にセルヴィア人の保護者なるザールは、スラヴ族國民黨委員が露人義勇兵を募集するに放委して問はず、恐らくは近き將來に開戦あらんと公然語りしが、終に二箇月の休戦を土に強求せり(十一)尋いでスレリーは英國に於て威脅的宣言をなせるを以て、ザールは動員を行ひ始めたり。然れども猶六箇國の大使より成形すべきコンスタンチノーブルの協議會を英に容諾せしめ、改革案作成せられたりしかども、土國政府はそれを拒絶せり。

列強は其大使を召還し(年一八七七)たり。而も露は遂に他の列強を説破して、倫敦の議定書に署名せしむることを得、之に依りて若しサルタンに於て豫て約せる改革を斷行することを誓は、露に於て解兵すべきを約したり。土廷は、此議定書を排斥したるを以て、露は改革案は悉皆土廷の打勝ち難き抵抗に衝突せるが故に自國の權利上動亂を終熄せざるを得ずと通告したり。蓋しアレキサンドル二世の素志は平和にあるに拘らず、二箇年以來新聞(Asiaticの指)の運動に由つて、政府を誘て土人に虐待せられたるスラヴ同胞の救済に決意せしむべく努めし國民派に思讓したるなり。

土耳其の戦争(一八七七年)

歐羅巴の列強皆中立を宣言し、英は條約の名に於て抗議したり。然れどもスエズ運河、コンスタンチノーブル、ダーダネルスに關し、英國の利權を擁護する爲めの外、干渉せざるべしと附言したり。

露は既に交戦中のモンテネグロの外、ルーマニアをして連合せしめたり。ルーマニアは中立を欲せしかども、土耳其聽さざりしかば、寧ろ露と協定するを擇び、露に於て其領土の保全を保障すべき條件を以て、露軍に道を假したり。

交戦は之を四作戦に分つ。

第一、露軍はルーマニアに入り(四)土國の小艦隊を物ともせず、悠々ダニューブ河を渡れり(五月、六月)。此際ルーマニアの輻重材料を使用したれども、其軍隊の補助をば謝絶したり。

第二、露軍はブルガリアに侵入し、土の角面堡を側らに遺しつゝ、巴爾幹半島に嚮進したり。前衛(Chirak)之(シトブカの峽路を急襲占領し、前方に降下すべく試みしに逆撃せらる。然れども峽路は之を守持したり。土軍は主要なるブルガリア街道の交叉點に於けるブレヴナ要塞に據り、兩回の襲撃を撃退せり(七月)。露軍斷然正則的攻圍を

行ひ、且つルーマニア軍の助力を請ふに至りたり。

第三、ブレヴナの攻圍は長くして而も激烈を極めたり。(十月より十二月)。土耳其の兵は大半アルバニア人にして、其士官を放逐して、小群に分れ堡壘に據り、良銃を有し(マルチニイ)。彈藥はブレヴナの造兵廠より随意に運搬し來りて、健闘力戦し、敵を斃すこと無數なりき(露人一萬六千、ルーマニア人五千)。露軍は供給繼がずして工兵の器具に乏しく、要塞の攻圍を完成せんが爲め増援兵の到着を俟つを要しけるが、遂に糧道を絶ちて之を陥るべき爲め全く四塞し得たり(十二月)。土の援軍は中途に抑止せられ、ブレヴナは援絶え糧盡き要塞を出で、突撃したれど、重圍に陥りて遂に降伏せり(十二月)。是より先武装せるセルヴィアは此際更に開戦を宣したり。

第四、露軍は寒風深雪を冒して、巴爾幹を通過し、狭隘を扼し土軍を山中に包圍して遂に之を擒にし、尋ひてマリトサの溪間よりフリホボリに直下し、爰に土國最後の殘軍を潰走せしめ(一八七八年一月十四、五兩日)。益前進してアンドリノールに到着せり。

サン・ステファノの媾和及び伯林會議(一八七八年)。サルタン已に兵盡きたるを以てザールの雅量に委ぬと宣言して和議を請ひ、露はアンドリノールの議定書を以

其の條件を示せり(十一月三)。即ちルーマニア、セルヴィア、モンテネグロの獨立及び増大、ブルガリアの侯國制、ボスニアの自治制、是なり。英國は危惧を懷きて一艦隊の發遣を準備し(十一月二)。尋いでサルタンの抗議に拘らず、ダーダネルス海峡に其戰艦を進航せしめたり。露は此示威に應じてコンスタンチノールを占領するも自由なりと思惟する旨を言明せしが(二月)。假定協商を以て衝突を避けたり。土國政府は荏苒商議を長引かしむるを以て、大公ニコラスは其本營をサン・ステファノに移し、茲より全權大使イグナチエフ最後の要求を致せり。乃ちサン・ステファノの豫約は(一八七八年三月三日)。

一月三十一日の議定書を基礎として平和を締結せり。露は専ら其保護民たるスラヴ民族の利益を圖りて行動したり。英國政府は主戰的示威に由りて之に應對したれども、他列強の附隨する者なきを以て單獨紛争の渦中に投ずるに躊躇せり。露も亦疲弊の餘り平和を望みたれば、英露兩國政府は遂に歐羅巴列國會議に於て案件を討議すべきに協定したり。露の亞細亞に於て收得せる所に對し均衡を保たむが爲め、英はサルタンと祕密條約を締結し、若し露の領有にして維持せられなば英は中央亞細亞を防禦すべきを誓ひ、其交換としてサルタ

ンは該地方の改革を約し、且つ英のサイプラス島を占領することを許した。伯林の會議はビスマルク司會の下に六大國(露、獨、伊、英、佛、奧)及び土の大員及び大使より形造り(一月一八七八年六月)歐羅巴に於ける獨逸の優勢を發揮した。ビスマルクは裁定者にあらず、平和の克復に資せむ爲め、實直なる仲介者の任を受諾せるのみと言明したり。會議は叛亂と戦争とに因り、オトマン帝國に起れる一切の案件を處理したり。即ち奥のボスニア占領は、列強一致して之を土國に強求せり。——ブルガリア、中央亞細亞、ダニューブ河に就ては一致を缺き、ブルガリアに就きては露國をして讓歩の已むなきに至らしめたり。——露の中央亞細亞の領有に就きては、英は形式的抗議をなし、此機に乗じてサイプラス島占有の密約を發表したり。——ダニューブ河問題に就きては、奥國迫りて露をして已むなく該河の中立及び要塞の廢毀を容諾せしめたり。

會議は亦希臘の事をも討議し(佛、伊、希の爲め土と特別條約に依り、版圖幾分の増大の約を獲得せり)又セルヴィア、ルーマニアをして、猶太人に政權の平等を強行せしめたり。

三國同盟の成形(一八七九年) 伯林會議に於ける近東問題の處理は、三帝國間

の親善協定を破れり。ゴルチャコフはビスマルクが露の請求を支持せざりしことを恕さざりき。奥はボスニアの主公となりて、巴爾幹半島の基督教民の上に其勢力を扶植し、且つサロニカ地方を経、通商路を開拓すべく努めしを以て、自から露と競争の地位に立てり。不和は獨に對する露の新聞紙の論説と、奥の國境に於ける露の軍備とに由りて徴證せられたり。ビスマルクは近東に於て露に對し奥を支持すべき爲め、一層堅實に之に親近し、奥は獨逸帝國と平和且つ相互防禦同盟の密約を締結したり(一八七九年十月)。此同盟は特に兩國の一方が露より攻撃せられし場合に備へたるが如し。何となれば他の強國(佛、國)よりする攻撃にして、露が攻撃者を支持することなき限りは、善惡の中立を約したればなり。

アレキサンデル二世のウイヘルムに對する個人的親交は、公に和合の外觀を保ち、猶皇帝の會見ありて(一八八七年)、アレキサンデルが乾杯の辭に、最善の友ウイヘルム云云と言へり(一八八〇年三月)。遮莫露國政府は西方に對する戰意に擬し、波蘭に於て軍備を修め、新聞紙が頻に排獨親佛の論説を逞うするを看過したり。佛國に於ては、曩に一八三〇年以前に數回試みたる露佛間協約(ナポレオン、リセリユ)の意見は波蘭に於

ける露の政策に對する憤慨の下に、半世紀間放擲せられたりしが、獨に對して與國を覓むること割切なる輿論の裡と、獨の優勢に激動せる露の輿論の裡とに再現し始め、ゴルチャコフの佛の新聞記者(Du Sautel)との會談、其後ガンベッタの聲言、露將(Sko-
rov)の演説に於て之を表はしたり(一八八八年)

近東問題は東歐君主政國の協定を破壊して、一新結合を準備し、植民地政策を動機として此變化を果したり。即ち佛は、堅忍政策を放棄し、以て亞弗利加及び亞細亞に於て略地的發展を覓求しぬ。是に由りて佛は伊と紛争を啓きたり。伊は一八七〇年以降佛に對しては法王の政權の恢復を欲するものと猜疑し、奧に對してはテロルツリエストの故地回復の宿望措く能はず。兩者の間に向背を定むるに躊躇し、好機を利用せむが爲め拘束を避け、自由手腕の政策を續行しけるが、佛に於て共和黨の勝利以來は之に親近し、インダンチスト黨(故地の回復統一を目的とする急激黨)を支持するの傾向を呈したれども、佛がチュニスを占領するに當りて忽ち其態度を一變し、佛と絶ち、インダンチスト主義を放棄して奧に親近し伊皇佛帝を訪問したり(一八八八年十月)

英に於ては自由黨朝に立ち、近東政策を一變し、排土耳其として隠れなきグラッドス

トーン(相首)は、モンテネグロ及び希臘に與したり。

アレキサンデル二世の殞落は、遂に三帝の協定を全く破壊し了りぬ。後嗣アレキサンデル三世は個人的に獨の勢力の敵手なりき。然れども平和の維持を專一と決意せる彼は、平和的一宰相ギェルスを外相に擧げ(一八八八年)皇帝間訪問の遺風を襲ひたり(獨進行一八八一年、一八八四年、奥行一八八五年)

伊國政府は、蓋し君主政の鞏固を圖るが爲めならんか、獨奥間の守勢同盟に加入を請へり。斯くて推測上佛若くは露の戰意に對して、中央歐羅巴三強國の聯合に由り平和を維持すべき三國同盟は締結せられたり(一八八八年)。佛に於ける輿論は三國同盟の純然守勢的性質たるを信せず(故に平和的)、正しく之を主戰的威嚇と看做すに慣れたりき。

佛露協定の成形

三國同盟當初は各君主政國の爲め一の中心たるの觀を呈し、ルーマニア、セルヴィア、西班牙等の各王獨逸を訪ひ、英は埃及、印度、支那の事に關し佛と、アフガニスタンの事に關し露と紛争を啓き、伊に接近したり。アフガニスタンの風雲は急なれども、ザールさへ平和の維持を望み、一の祕密條約を締結し、之に依

りて露獨は其一方が攻撃を受くる場合に當り、互に善意的中立を約したり(一八八八年十月 Skerwic 條約は一八八九年ビスマークの機關新聞に大意を掲げたり)。孤立せる佛は植民地の經營に専心し、亞弗利加處分(チヌニ)の爲め含忍以て獨と協定せり(一八八四年より八五年)に互る柏林の協議會

歐洲の政策に復た亦變更を來せるは近東問題なりとす。即ちルーメリアの革命(一八八五年)は列強をして旗色を鮮明ならしむるの止むなきに至らしめ、列強は先づブルガリアとの聯合は一八七八年の條約に反し無効なりと宣言したり。然るに奥は遂にブルガリアを庇護せり。ビスマークはブルガリア王(Ferdinand)を公然認識せず、又獨逸の利害に關係なき事局に進みて干渉するを拒絶せり。

アレキサンデル三世は、ブルガリアの反對者となり、奥獨に對して憤激したり。露の輿論此機に乗じて獨人に對する怨嫌を表示せり(一八八六年)。(新聞 Kellin のビスマーク士官の奥に對する聲言(Male News)イゲナチエフのセルツィア新聞記)この動搖は偶、佛に在者との會見、ニコラス親王(Prince Nikolas)に於て(一八八七年十月)この動搖は偶、佛に在りて獨の國境に於ける格事(佛の一等官逮捕の一件にして、獨政府之を解放したるも、俄夫を銃殺したるが獨)と愛國黨の躍起運動に困りて生じたる動搖と相俟つて、兩國

に於て露佛の同盟對開戰を放言するに至れり(一八八八年)この示威表情の實際的影響は討究を要すべきものたるに拘らず、ビスマークは一八七九年、奥と同盟の條約を公にし(一八八八年)且つ獨の現役兵を増加して以て之に應對したり。當時世人の信せしが如く、露獨間の絶縁を見ざりしは、蓋し一八八四年の中立條約が一八九〇年まで存続したるが故のみ。然るに露の國債を有する獨人は之を賣却して警戒を示し、時人をして三國同盟は孤立の露及び佛に對して、倍、鞏固を加ふるの印象を懐かしめたり。プーランゼーの失敗(佛の陸相にして主戰派に)は、佛に於ける動搖を鎮靜し、アレキサンデル三世は彼の平和的政策を持續し、モンテネグロ公に捧觴の辭中、露國の誠實なる唯一の友なる語を以て、不滿の意を示せるに止れり(一八八九年)然れどもビスマーク付れて後、獨政府は一八九〇年に於て滿期となるべき露との條約を更新するを拒み、且つボスマニア地方の波蘭人黨と融和し、以てザールに一層の不滿を懐かしめたり(獨の此政略の一變はハシブルグ新聞の暴露する所に係り、之を)。

一八八六年以降、保守黨内閣(Salisbury)に依りて統率せられたる英國は、三國同盟君主政國に向つて傾心し、其協契は獨の故地たる一小島ヘリゴランド(泰西の大陸封鎖令以來英の封

占領)を獨逸國民に讓與したるに依りて微證せられたり。これ獨逸の國民的誇榮心を満足せしめむが爲めに於て、獨逸は東部阿弗利加に於ける或る讓歩を以て之に報酬したり。

然るにザールは遂に公々然佛に親近するに決意し、公式の示威運動に由りて之を表示せり。バルチック海に發遣したる佛の一艦隊を、クロンスタットに於て盛式を以て迎へ、ザールは佛の國譜を吹奏せしめ、起立して之を聴き、且つ大統領に電報を送り露佛を結合する深厚なる同情を宣揚せり(一八九一年七月)。露は又國債を佛に於て募集し、佛人の應募に由りて充滿せられたり。ザールが獨帝に答禮すべき訪問は遷延せられて、丁抹淹留の歸途僅に數時間キール港に立寄りしに過ぎざりき(一八九二年六月)。露の一艦隊佛の軍港ツローンに來り、一枝隊を巴里に派し、歡呼と盛典とを以て迎接せられ、ザール大統領互に電音を交換し、ザールは兩國を結合する連鎖の堅きを述べたり(一八九三年十月)。佛の輿論は露佛は正に明確なる同盟に依りて聯合せるものと假定せり。縱令然らざるも露佛間に斯くて一協定の成立したるは勿論なるが如く見えしが、此協定の精確なる性質は祕密に留りたり。英は一艦隊の往訪に由り、伊と親交

の示威運動を以て之に應對せり(一八九三年)。爾後歐羅巴の政策は、中歐の三國同盟と露佛の聯結との間に、隱然對衡の勢に依りて制せられたり。雙方共に平和の維持たる公明正大なる同一目的を有したれば、其對衡は歐洲に於ける一般的協定に均しき實際的效果を生せり。而も露は一切の機會に於て毎に佛の應援を得ること確なるを以て、近東及び極東の事件に於て一種の優勢を占むるに至り、日清戰爭の後孤立に留まるを欲せざりし獨逸を誘ひ、日本に平和を強ふる爲め(遼東)佛國と共に干涉したり(一八九五年)。

アルメニアの虐殺に由りて近東問題の再燃するや、露英は遺傳的態度を轉せる觀を呈し、英はサルタンに強ふるに、基督教徒たる其臣民の爲め、或る改革を以てせんことを歐羅巴に提議せり。而して干渉及び改革を阻止する爲めサルタンに左袒したるは露なりき。佛の與援ある露は英を擁護せしめたり。獨逸は近東に於ける紛争の渦中に投ずるを避けむが爲め露の政策に賛同したり。されば一八九五年、六年の歐羅巴の協調は、土國に關して何等現實的措置をも施すに至らざりき(一八九五年、六年)。露は再びブルガリアに於て勢力を占め、且つオットマン帝國より歐羅巴の干渉を排せ

しかば、巴爾幹半島に於ける優勢を挽回したるが如き觀を呈す。露は又ニコラス帝の巴里の訪問に由りて、露佛協約を鞏固にし、兩國間に完全なる同盟の成れる印象を與へたり(一八九六年十月)。斯くて西歐に於ける獨の優勢は、東歐に於ける露の優勢と相對衡す。是を歐洲均勢の新狀態とす。

武裝的平和

一世紀の四分の一間に於て獨逸及び伊太利統一の成功を告げし以來、巴爾幹に於ける半野蠻國を除く外、全歐洲に於て大小を問はず、一切兵革の事なかりき。歐羅巴が全然平和に斯く長期を経過したるは、實に空前の慶事とす。然れども此平和は常住不變の敵意を包藏す。獨佛間にはアルサス・ローレーヌ問題に就き意見の衝突あり。之に就き佛人の見地は依然混亂して留れども、而も柄撃相容れざる兩個の法理上の概念に坐せる反對とす。即ち侵略權に由る政府の主權説、之を君主政たる獨の主義とす。人民の主權説に胚胎し、人民の其國籍を定むる權利を認む、之を佛の民主政的主義とす。—— 奧露間には巴爾幹半島に勢力争ひの形狀下に近東問題の宿昔紛争ある是なり。

往時よりも遙に大に恐るべくなりし戦争の憂慮は、敵對行爲を抑制し、各國民の之

を戒むること剴切にして、政府が政策主張の爲め威脅手段に供するをさへ肯んぜ

ず、孰れも平和の維持を政策の根本的定規となすに一致せり。

遮莫、平和の爲め衆望一致の此表情は、未だ以て人心を安堵せしむるに足らず、爾來十五年間世人は禍機切迫して一陽來復をも期し難しと説き、國民的猜疑心の深刻なる互に隣國の誠意を信せずして其平和的宣言は他を安眠の間に襲撃せむが爲めの策略の如く思惟したり。蓋し今來の戦争に於ては動員迅速にして、攻勢を取るの利確なるを以て、抵抗の捷運を博せんが爲めには、常に戰備を修めて相持するを要す(ビスマルク會つて一八八七年、八八年の兩國軍事法案に、戰術の日新なる進歩は各要す(就き、議會に於てなしたる演説を以て此情勢を詳述せり))。戰術の日新なる進歩は各國をして他に遅れざらむが爲め、數次兵器材料を改修し且つ兵員を増加するの止むを得ざるに至らしめ、今日平時の現員は従前戰時の兵數に匹敵するの多大を致せり。世人屢歐洲列國の軍費の計表を作るあり、而も尙兵役に消失せる時間に因りて生せる生産の缺損を計算し得ざるにあらずや。世人屢この負擔を免れたる亞米利加及び亞細亞の競争に於て、歐洲の爲め經濟的危險を指示したり。萬國平和同盟會は各國民間に仲裁説を容れしめ、以て兵備を解きて戦争を不可能のたらしむべ

レオンとに對する一般の反動兩者の侵略したる領土還附其破壊したる政府の復興に依りて端を發くなり。全歐洲に於て政權は貴族の支持せる世襲的君主に復還せられたり。殆ど各國に於て君主及び大臣は絶対的主公として政治を行ひ憲法なく、代表議會なく、監督なかりき。唯數國(英、佛、和、蘭、瑞、西、南、部、獨、逸、諸、邦、瑞、典、那、威、波、蘭、洪、牙、利)のみ制限ある選舉にして、憲制的監督權を帶び、專横に對する保障と共に、公選的一議會を有したり。而も此數國中央英國に於てすら、猶議會は實際大臣に從屬して留れり。況や其他に於てをや。歐洲大陸の一般政制は、一八一四年の交に於ては依然十八世紀に於けるが如く、官僚の輔佐を以てし、而も南歐の或る國に於ては君側朋黨の司配をさへ以てせる君主の親裁的政府なりき。勃興しつゝある實業家貴族よりも猶富裕なりし地主貴族は經濟的權力、社會的司配に君主の上に勢力を保ち、而も議會ある國に於ては選舉上の權力を有して、有司と共に國民の制御に與りたり。志願若くは強徴に依りて募集せる軍隊は、國民的一強力にあらずして、君主の用役に供せる制御の器具たりき。俗門權に從屬せる僧侶は、南歐の諸國を除くの外、往時の教門の權力を失喪し、到る處國家の官吏の一體となりぬ。

此政制は權力を占有せる諸國體の一聯合に依りて擁護せられぬ。公式の一同盟は各大國の政府をして一八一五年に成れる領土の處理を維持すべき義務を負はしめ、佛國政府はメッテルニヒの勢力に藉りて共通政策を指導し、而も現状維持の保障を擴張して諸國の内治制度に及ぼし、歐洲に於て一切の政變を防止すべく、兎求せり——各國内に於ては、君主、官僚、貴族、僧侶及び軍隊間の暗黙の聯盟を以て政治制度の維持を努めたり。

萬能勢力の此聯盟に向ひて反對の勢力としては、猶少數にして而も往々倚賴的な中産階級、或る大都市、學校の青年、新聞記者の若干及び數小國の分裂に係り、若くは外國の統制に屬する國に於ける民族的愛國者の外はなきなり。此等不平の徒は政治的活動の方法なく、物質的力なく、亦統率者もなくして、保守的權力の重壓に對し全然無力たるの觀あり。孰れの國に於ても人民の大衆たる農民及び下流中産階級は無氣力にして、一切政治生活に無關係なるを以て、毫も反對黨に勢力を齎らざるなり。外觀上極めて鞏固なる此政制にして半世紀間も持續せざりしは、蓋し革命の時代を距る日猶淺く、之を回想して遺憾措かさりしも自由黨、民族黨等諸種の

不平の徒相集りて一個の力爭的參謀部を形造り、徒黨都市の騷動、軍人謀叛民族的叛起等の強暴手段に藉りて、復興政の事業に對し斷ゆることなき攻撃を密指せり。諸國政府は檢舉、刑罰、佛國及び中歐に於ては時に間歇あり、南歐に於ては引續たる迫害制度に依りて之に應對したり。然れども政府は薄弱にして而も武装平凡なる軍隊と、無經驗なる警察とを其敵手に對向せるのみなるに、革命の徒は生來の貴族と上流中産階級、僧侶と官僚、武官と官廷、又主として民族的憎怨と國家間との拮抗等、確立せる秩序の擁護者間の不和合をも利用したりき。

到る處抗爭は政治生活の同一なる根本問題に就きて起れり。即ち權利に於て主權は如何なる機關に屬すべきか、如何なる黨派が事實に於て之を行使すべきか、是にして文明諸國に於ける政黨類別の酷似せる所以は、蓋し茲にあるなり。民族黨を除き、個人的朋黨及び和協本位の集團を看過すれば、到る處に概ね同一募集に依りて同一政綱を以てする四大政黨の成るを見るなり。

第一、高官と地主貴族とより成る專制派保守黨は專制政府、僧侶の權威、出版の檢閲を維持せんと欲し、歐洲の中部、東部及び南部の諸國を支配せり。此黨は英國には已

に存在せざりき。彼のジョコピン黨なる舊專制黨は政治的自由の一世紀間に消滅したるなり。(これ英人進化的の穩健にして世人が不適當に政黨の二類別と稱し、黨派の妙き理由の一なり)和蘭、瑞典、那威に於ては嘗つて本黨の成立を見ず。佛國に於ては絶えて本黨單獨に政柄を握りしことなし。

第二、保守黨若くは憲制黨(中央右黨)は、中産階級の上流と自由主義の官僚とより成り、政府の行政上、主として財政上に議會の監督を要求せり。其理想は貴族的一院と民選的一院とより成る一議會を備へたる君主の親裁的政府にありて、資格の高き選舉團體と、議會は毎年豫算を議決すべきも、大臣選任の權を君主に放任し、且つ之をして一般政略を統率せしめ、出版の檢閲法を非とすれども、而も富者階級に限りたる出版の自由を望み、人民の權利は一憲法に依りて保障せらるゝにあり。本黨は憲制國及び專制君主政國に於て權力を有し、一憲法と、一議會と、出版檢閲法の廢止とを要求せり。

第三、議院政治的自由黨(中央左黨)は、之を中産階級に募り、常に民選議院に依れる監督のみならず、君主、大臣、及び貴族的議院の上に其優勢を有すべく要求せり。其理想は議院政治的制度にありて、内閣は議院の多數黨中より舉げて、國民の代表者の意

志に従ひ、君主の名の下に政治を行ふを要し、憲法は人民の最上權(主權)、政治的自由(出版、集會、結社)、宗教の絶對的自由を認むるを要とせり。物質的保障として大陸諸國に於て本黨は國民兵、即ち中産階級が其參政權を擁護する爲め武装することを請求したり。又本黨は制限ある選舉權をのみ容諾せしかども、而も下流なる中産階級をして選舉團體に入らしめんが爲め、資格を低下するの傾向あり。本黨は各國共に復興政に由りて政局より排斥せられ、一八三〇年以後に至り漸く之に近づき始めたり。

第四、民主黨即ち急進黨は學生、勞働者、文士、辯護士等より成り、佛國革命の題目に従ひ、人民の主權と政治的平等權とを要求せり。本黨は議院政治の黨の要求に加ふるに普通選舉、議員の歳費、財産に基く政治上一切の特權の廢止と政教の分離とを以てしたり。其理想は國民議會式にして純然たる民主的代議政府にありて、政體は共和制を擇び、進んで人民の立憲的權能を以てする直接民主政府をさへ不可とせざるなり。一八一五年の交に於て、佛國、瑞西、那威を除くの外、孰れの國に於ても本黨は政權に近づき得ざりしは固より、其政綱を公然式定する權利をだに享有せざりき。專制黨と民主黨との極端なる兩黨は、政府と社會とに就きて正反對の兩個の概念

を懐けり。專制黨は遺傳的不平等に基ける一社會と強制的宗教とを以て、一切の權威は君主の一身に聚中し、而して委任に依りて上より次第に下及せる君主の絶對的主權に基礎せる一政府を欲し、民主黨は政治的遺傳も教門の權威をも容認せずして社會的平等を要求し、權威は公民の委任に依りて下より次第に上及し、國家は純俗門的にして、主權は人民に在るを望めり。遮莫、四政黨は相連りて次第に進化するものなるが故に、國も漸次の進化に由りて此矛盾せる制度の甲より乙に推移するを得たりき。專制的制度は君主が一憲を布くことを允許せば(一八一六年より一八一九年に至る獨逸諸國に於けり)、立憲となり、立憲制は君主が民選議院の意志を顧慮すること多大なるに準じて、無意識に議院政式に變化す(一八三〇年以後英國が如し)。議院政式は人民の投票權を擴張して、民選議會が凡ゆる他の權力の上に優勢を占むるに準じて、民主制に推移するなり(瑞西に於けり)。蓋し選舉團體の擴張は過渡推移の次第するに由りて行はる。君主の主權より人民の主權に移るは理論上解し難きが如しと雖、議會の勢力の徐々に増大するに由りて之を果し、議會は何時しか其監督を全く支配に變化したるを見るなり(此進化に由りて英語の Control)。

此漸次の進化は近き黨派間に聯合を能くし得べからしむ。黨派の自然的傾向は當局の黨派に對抗して聯合するにあり。即ち專制系統は其反對に自由派三黨の聯合を有し、立憲制は議院政治の黨と民主黨との聯合に依りて攻撃せられぬ。極端黨の自然的方略は共に一步を進めんが爲め、政府黨に最も近き近き黨派の背後に立つにあり。(佛の自由黨は憲法萬歳を叫び、英の急進黨はホイグ黨の改、反對黨は英國に於て草案に賛成し、獨及び伊の民主黨は憲法を要するが如し)。反對黨は英國に於てすら、毎に同黨一味に成らずして、寧ろ一個の聯合に成りぬ。

英と佛とは一憲法、一議會及び政治新聞を具備したりしかば、自由主義の人士の爲めに模範國となり、且つ全歐に其教義を供給したり。政府に對する抗爭は、英國に於ては、一八一六年より一九九年に至るまで、急進黨の失敗せる改革運動に由りて始まり、佛國に於ては、一八一六年以後自由黨の選舉運動に、獨逸に於ては、大學の運動に端を發きたり。尋いで政爭は西班牙、葡萄牙、ネーブルス、サルヂニアに於ては人民の主權を名として、武斷的革命の形を呈せしが、同盟國政府は小許の戰爭に藉りて之を鎮壓し、而も此機に乗じ革命に對して干涉の教義を定説したり。(一八一三年乃至一八二〇年)。

然るに專制黨の勝利は永續せず、政府間の同盟は一八一五年の處理外に係る問題(西班牙の南米領地及、び土耳其帝國の問題)に就きて弛み、一八三〇年の革命に由りて破れたり。此革命は蓋爾たる共和派民主黨の事業に係り、シャル、十世と議院との確執に乗じたる一揆の成功したるものにして、佛國に主權在民の教義、制限選舉の議院政治的制度、國民兵の政治的權力、言論の自由を樹立したり。

之に酷似すれども、而も平和的なる進化は、一八三二年の改革に由りて英國に全然議院政治的制度を確立し、議院は眞に代表的となり、選舉權は擴張せられたり——斯くて佛國及び英國の政制は議院政治黨の理想となり、兩國政府援助せられたる民族的一革命(一八三一年)に由りて白耳義に輸入されたり——之に類似せる一運動は瑞西に於て、防衛なき保守黨の當局を顛覆して、維新せる大邦をして代表的民主制に移らしめたり。

伊太利に於ける運動は失敗せり。東歐に於ける運動は波蘭國民と其立憲制との滅亡を誘致せり。佛國に於ける民主黨は實に革命を企てんと欲して、其舊同盟者議院政治黨に依り破潰せられたり。西班牙、葡萄牙に於ては、兩國共に繼承争の結果、立憲

政體及び歐洲的政黨に模倣したる政黨を採用するに至れり。而も軍隊は依然として現實政治的權力者に留りぬ。

歐洲は兩部に分れ、東部と中部とは依然專制制度にして、西部は議院政治的制度となれり。舊同盟は二聯合に割れたり。即ち一八四〇年の近東事件まで繼續せし英佛の提挈と、保守的三君主政國の聯合是なり。——瑞西に於ける革命は、ソンドルブンの加特力黨失敗し、一八四八年の聯邦憲法の採用に至るまで繼續したりしが、此憲法を以て全瑞西に民主的共和政府を建立したり。——英國に於ては政治的、勞働的、チャーチスト、愛蘭人等の大動搖の時代にして、實に非常なる大示威運動ありしかども、平和的にして何等の改革をも課し能はざりき。——他の歐洲諸國は一八三五年より四七年に至るまで殆ど靜止的にして、而も佛國は立憲制君主親裁的政府に向つて退歩せり。

此小康は當世紀の晩年に漲溢せる政黨及び思想の爲め準備の成敗的時代にして、一種國際的性質を有する二個の新政黨起れり。加特力黨と社會黨(黨共産)是にして、舊政黨の出なれども、而も政治を看て以て宗教的、若くは社會的組織の概念を實現す

る爲めの方便と做すに過ぎざるなり。——加特力黨は保守主義の大衆主として從來無氣力たりし農民を網羅し、以て教會の公的權威を復興せんと努め、社會黨は民主黨中に黨員を募り、普通選舉制を要求せり。而も之を以て舊社會的一革命に到達すべき手段となしたり。——同時に中歐(埃、獨)諸國に於て民族黨成立せり。外人排斥と不適當に同人種と稱したる用語の共同とに基ける本黨は、貴族的君主政黨より民主的共和黨に至るまで、各種の愛國者を鳩合したり。而も政府に對しては反對の黨派に聯合して革命黨となりぬ。

佛國に於ける一八四八年の革命は、民主黨と議院政治黨とを盾とし、社會黨一派の企てし所にして、民主黨と社會黨との聯合黨を政局に導き、一舉にして佛國に公然民主制度を樹立したり。即ち共和制、普通選舉、主權的民選議會、平民的國民兵、課稅的制限の廢止に由れる新聞紙の自由、政社俱樂部の自由是なり。少數黨たる社會黨の強求せる社會主義的改革の第一嘗試(就業權、國)は、六月の社會黨一揆撲滅中に跡を絶ちたり。佛國の革命に倣ひて中歐に民主的一般運動起りたり。諸政府は事の急遽

なるに恐怖し、而も革命黨の實際の力を過大視し、以て革命の遂行に放縱し、若くは
 隱忍自ら之を行ひたり。斯くて和蘭王國は立憲制より議院政治に、丁抹は專制々度
 より立憲制に移れり——獨逸、奧、太利、普魯西に於ける革命は、君主政體と軍隊とに
 手を觸るゝことなく、民主的組織(普通選舉權、利の平等、立憲、議會、新聞紙、政治俱樂部)を導き、獨逸統一の民族的
 運動と結合したり。此運動は民主的一聯邦若くは普王統治下の—帝國制なる兩體
 制の間に去就を躊躇せり——奧國に於て革命は中部に於ては民主的にして、洪牙
 利、スラヴ、伊太利人の棲息せる地方に於ては民族的なりき——伊太利に於てサル
 チニア王國は、極めて自由なる選舉權を以て立憲制を採用し、對奧民族的運動の指
 導に當り民主派共和黨は一八四九年中、伊太利に共和制を樹立したり。
 日ならずして反動起り、猶儼然存在して君主の用役に供せられたる軍隊に藉りて
 大都市の民主黨は鎮壓せられたり。反動は獨逸人と洪牙利人とに對し、スラヴ人の
 援助を以て、奧帝之を始め、普王之に倣ひて先づ普國より始めて他の獨逸諸邦に及
 ぼし、伊太利に於ては諸外國の軍隊に藉り、洪牙利に於ては露國軍隊の援助を以て、
 獨逸に於ては露帝の威嚇に依り、侯國に於ては一八五〇年歐洲列強の干涉に依り

て之を完成せり。佛國に於ける内治的反動は、一介のナポレオンを行政權に齎らし、
 尋いで加特力派保守黨を立法權に導き、民主黨に對抗して相共に行動したる後、彼
 等は鬭争を開き、其結果は遂に帝國制の再建となり、佛國は武斷的專制々度まで退
 却したり。西班牙は立憲制の體制下に親裁的政府に復還せり。
 列國政府は革命に鑒みて凡ゆる保守的權力の聯盟を組織し、社會黨の運動を危懼
 せる中産階級及び羅馬共和國の建設に恐怖せる法王之に加入したり——革命黨
 及び其器具たる新聞紙及び集會に對し施したる抑壓は、帝に凡ゆる政治監督の黨
 派のみならず、議院政治黨をさへ麻痺したり。茲に於てか專制々度は瑞西及び一八
 四八年の革命の波動外に留れる英、白、和蘭、那威を除く外、全歐洲に擴張せり。而して
 專制黨の治平は十年間繼續し、唯西班牙に於ける一八五四年の地方的革命が立憲
 制を復興して之を中斷したるのみ。
 遮莫、一八四八年の革命は佛、魯、伊の三國內に一變化の事蹟を留めたり。即ち佛國に
 於ける普通選舉及び主權、在民の公式教義、普國に於ける一八五〇年の憲法是なる
 が、此憲法は範を自耳義に取れると、其革命的本源たるとの故に、自由の理義と殆ん

と普通選舉に近き選舉權とを存續したりき。サルヂニアに於ける一八四八年の憲法は、半ば議院政治的政府殆ど民主政的選舉資格及び俗門的國家の政制を樹立せり。尙又民族的統一の失敗せる企圖は、サルヂニアをして伊太利統一の志を立てしめ、普魯西をして獨逸統一の念を固めしめたり。而して元と革命黨なるナポレオンは依然個人的に、民族一政策の與黨に留りき。ナポレオンは初めに英國と聯盟して露帝を抑制し、近東問題の處理に乗じてルーマニア建國の畫策を示し、又伊太利問題を提起したり。尋いて革命的三政府は、伊太利及び獨逸の統一を阻礙せし保守國、奧太利に對抗の結合をなせり。而してナポレオンは一八五九年に於て其軍隊に藉りて、サルヂニアが伊太利統一を肇むるを援け、伊太利の地より奧太利を驅逐するを第一着手とせり。又彼は其傍觀中立に依りて、獨逸より奧太利を驅逐し、以て普魯が西一八六六年に於て獨逸の統一を肇むるを援けたり。斯くて兩統一は一八七〇年に於ける佛國敗戦の結果に由りて成就せり。

一八五九年の民族的第一戦争(伊太利)は反動時代の終にして、一八四九年以來實際に

樹立せる專制々度は理義に於て最早擁護の餘地なく、教養ある公衆の輿論は猶佛國流の民主的革命をば是認せざりしかども、而も英國風の自由的教養に透徹せられて、其自治制と貴族的代表制度とに熱中するに至り、向後約十年間殆ど全歐洲を風靡し、政府の助成を以て自由主義の中興を來し、政治的制度變化の一般運動を發生したり。現今の歐羅巴は正しく此平和的革命の出たるなり。

英國は一八六七七年の選舉法改正に由りて、民主的議院政治に移り、佛國は皇帝の讓步相次いで略自由的にして、而も全然民主的政治に幾き一の立憲制に到達したり。奧國は財政以上の必要に迫られ、利權代表なる一種の貴族的選舉法を以てせる立憲制を採用し、尋いで中央集權的政制を保存せんと望める優勢なる獨逸民族と、聯邦制要求の爲め貴族及び僧侶等舊制維持の黨派に聯盟せし洪牙利人、チエーク人、波蘭人、スロヴェニア人なる隸屬民族との間に軋争の危機を経過し、結局の組織は外國に對しては聯合なるも、内治上に於ては二國並立制に由りて完成せり。即ち洪牙利は一八四八年の革命の期間に設立せる貴族的議院政治を回復し、奧太利は僧侶との聯盟を絶ちつゝ、獨逸種族の優勢下に中央集權の立憲制を守成せり。

普國に於ては、議院政黨と長き争議の後、保守黨内閣は一八六二年より六六年に互る戦捷の勢を利用し、交譲妥協に依りて王と大臣とに優勢權を保留せる武治的立憲制を設立したり。獨逸に於て普國は、一八六七年に民主政的選舉、普國式の君主制的民主々義の兵役及び普王と尙書の主宰權とを以てせる共通立憲制の下に聯合的統一を樹立せり。一八七〇年に於ける帝國の創設は獨逸諸邦を擧げて此一統に加はらしめ、各邦は其憲制、半ば民主政的選舉法を以て民選議院に依りて監督せられたる官僚政府を保持したり。

伊太利は民族的統一の名に於てサルヂニアの革命政府と共和黨との協定に由りて統一を準備し、法王の抗議に拘らず、合式なる人民の合意を以て、サルヂニア王國に全伊太利諸邦を次第に併合せるに由りて、建國の業を果し其憲制を保持し、加特力派保守黨の選舉棄權を僥倖として、南部の急進黨の指導下に、議院政的にして而も民主的なる政制に向つて進化せり。

從來政治的進化の外に留りし露國さへも、アレキサンデル二世の改革に由りて變化を來し、隸農の解放、地方議會の創設あり。又司法及び出版の自由的改革のあるあ

り。是に由りて一個露西亞國民の成形と、ザールの親裁的政府の下に一輿論の成形とを準備したり。波蘭人は歐洲の公論に勵まされて、民族的にして而も民主政的なる叛起を企圖したりき。然れども歐洲の諸政府は武力に藉りて之を支持すること敢てせざりしかば、スラヴ民族統一の名に於て鎮壓せられ、自由に向つて一般進化の眞最中に波蘭は民族的及び宗教的強壓の制度に向つて退歩せり。

戰爭の結果侯國より分れたる丁抹は、一八六六年に民主的憲制を採用し、以て一八四八年來起れる憲制の危機を脱し、新制に於て實權は一八八六年より九二年に互れる憲法上の争議が證明せる如く、依然として王之を握有しぬ。瑞典は其階級に依れる舊制を近世的一議會に變改して民主的憲制を採用したりき。

土耳其帝國より分割せる基督教の各新興國は歐洲の例に倣ひて變化したり。希臘は一八六二年に於ける一革命に由りて立憲制より單一議院希臘には貴族なきが故に、を以て、全然民主的議院政治に移りぬ。ルーマニアも亦一八六六年の一革命に由り親裁的政府を排斥し、幾ど議院政治的にして而も猶貴族的政制を採用したり。セルヴィアは元來農民國にして親裁的制度的下に晏如たりしかども、攝政政治の期

間民主的君主政の一憲法を授かりたり。西班牙は一八六八年に於ける軍人的革命に由りて急速なる進化を來し、普通選舉と共に俗門的議院政治的君主制を導きて、米國式聯邦主義の民主的共和制に至らしめしが、一八七四年に於ける軍人的復興政は更に内閣及び僧侶の司配せる立憲君主政を再興したり。瑞典は各邦の憲制を著々改修して、公民全體に依れる直接立法の先鞭的實驗制度を組織せり。

專制々度は中央歐羅巴より排棄せられて露國に於て官僚政的君主制、土國に於て獨裁的專制の形狀下に、東歐の三帝國に限局せり。されば一八一五年及び一八五二年に於て一般の政制たりし專制は、今は僅に餘喘を保つのみにして、自由的政制は西歐に於ては民主的議院政治、中歐に於ては立憲制の形狀下に歐洲の常態的政體となり、政府自ら自由黨を招きて權力を分つに至れり。政治的自由の此制度の下に民主黨再興したり。即ち佛に於ける共和急進黨、伊に於ける君主政に賛襄せる急進黨、獨逸に於ける社會黨、瑞典、那威、丁抹諸國に於ける農民黨是なり。

加特力黨及び社會黨なる國際的兩黨は、他黨争鬪の裡に再現したり。諸政府の俗門的新政策に由りて、一回守勢の地位に攻撃せられし加特力黨は、一八六八年に於て伊太利王國と近世的自由とに對する法王の抗議に準由して、革命に抵抗の臍を固め、教會の權利に關し、諸政府と一般的論争を開き、白耳義の外到る處に敗拆したりしかと、而も不撓不屈、政争の爲めに組織を整へたり。一八四八年の殘黨に依り再興せられし社會黨は、國際的結社を企圖せし後、社會黨派民主黨的政綱を以て、常設的一幹部の下に組織せる國民的政黨の形を成し、先づ獨逸に起り急進黨の地位を占め、尋いで他の諸國に及べり。此間歐洲の均勢は戦争に由りて攪亂せられたり。從來二等國たりし普魯西はナポレオン一世に對する戦争以後、君主政的民主々義の兵役法を固守し、之に學識達觀なる戦術と精銳なる武装とを按排し、是に由りて普國をして一八六六年以來獨逸に於て、一八七〇年後は歐洲に於て武力的優勢を占有せしめたり。

一八七〇年の戦争は民族的戦争てふ危機の終局なりき。歐洲に於て優勢なる獨逸

は他國をして其軍制を採用するの已むなきに至らしめ、而も戰爭をして非常に凶なるべきものたらしめ、以て之を思止らしめたり。アルサス・ローレーヌを割取し、以て獨佛の間に永恆的敵意を挟ましめ、是に由りて歐洲の對外政策をして悉く平和維持の爲めなる外交的結合の競技に限らしめ、一切主戰的活動は近東及び歐洲以外に齎らし往けり。近東問題は歐洲列強の嫉視反目の爲め合理的解決を妨げられ、而も基督教國の新興に由りて、不十分ながら漸次解決を見るに至れり。されど此等の諸國は、列強間勢力の競争及び歐洲文明と民族的舊習との衝突に由りて依然紛擾止まざるなり。

戰爭は絶息せり。警察の完備せると政府の兵力の絶大なるとは、革命をして實際不可能たらしめられたればなり。是に由りて各國は軍備的變化の行はれし當時に現存せる政制に固著して留り、政府は其強力を恃みて立憲制より議院政治に向つての進化を抑制したり。獨り佛國は軍隊を失へる帝國制を顛覆し得て、民主的議院政治を樹立し、加特力派君主政黨と久しき鬭争の後、一八七九年に於て急進黨政柄を把握し、而も政制をして直接代表政府に向つて徐に進化せしむ。他の列國は從來の政制

を保存せり。西歐に於ける議院政治、中歐に於ける立憲制、是なり。

中歐(獨逸、伊太利)に於ける民族黨は、同民族の新政府を贊襄し、以て其反對を弱めたり。遮莫、内政上の進化は遅緩ながら平和的に繼續し、而も政黨は次第に變化を來して、漸々民主政主義に趨向せり。諸政府已に專制々度を放棄したりしかば、保守黨は之に隨伴するの已むなきより、遂に立憲自由黨の舊地位に移れり。議院政治黨は制限選舉を維持し得ずして、民主政的政綱に接近したり。斯くて自由派中産階級の兩中間黨は殆ど全く合同して、憲制黨は保守黨となり、議院政黨は民主黨となりぬ。那威は軍隊と一八一四年の革命的憲法との缺如たるを僥倖とし、王に強求して民主的議院政治的制度を許容せしめたり。英國に於て自由黨は愛蘭黨との提挈に由り、黨狀の紊亂を來して急進黨に混同せり。白耳義に於て制限ある選舉法に執著せし舊自由黨は、労働者が革命の威迫に由りて議會に強求せる普通選舉法の設定後一掃せられたり。佛、伊、獨に於ける舊議院政治黨は民主派急進黨との選舉競争に堪へ得ずして、殘黨の有様に陥れり。されば依然として歐洲に存立するは保守黨と民主黨との兩黨に過ぎず。而もこれ一八一五年の交に於ける其れに比すれば、其懸隔甚だ

勘し。何となれば保守黨をして自由黨の地位に推移せしめし進化は亦之をして民主々義に趨向せしめられたればなり。ピスマーク及びヴィルヘルム二世、スレリー、ナボレオン三世、及びコント・ド・パリは、民主々義的君主政の新説を立て、其理想は人民の傳來的報効心に倚れる君主の親裁的政府にありて、大政を統率する君主と、一般投票に依りて其行爲を是認すべき臣民との間に常恆的の和調を圖るにありき。

加特力黨及び社會黨の國際的兩黨は愈々其組織をして政治界に常恆的地位を占め、而も舊政黨間に其主義を透徹し始め、保守黨は加特力黨と合同し、若くはプロテスタント國に教會の保守的權威を挽回せんが爲め、之と聯盟するの傾向を呈す。民主黨は社會黨の思想に漸浸せられて、自黨固有の政綱を遂行し盡せる國に於ては、社會的改革の方法に之を更新すべき傾向あり。

されば政黨は白耳義に於けるが如く、兩集團に聚中するの趨勢たり。其一是保守的、他の一は民主的にして、二者共にかの時の政策を看て以て一方便と做す極端なる教義的兩黨の理論的鼓吹を感受するの傾向あり。蓋し此兩極端黨は政治生活に導かんと力むる根本的に相反せせる二概念を其教義に示し、且つ嚴格に之を其組織

に適用す。即ち教會の與黨は上天より授り、而も神聖的性質を帶べる首長の行使する主權的權威の專制的遺傳を執守し、社會黨は民主的主義に従つて下人民の選舉せる代理者に委任せる權威ならでは容認せざるなり。されど政治生活實際の指導は孰れの國に於ても、教義より寧ろ實際の政務に専心せる議院政黨若くは自由派保守黨即ち和協黨派たる中間黨派の掌裡に存し、中間黨は相反せる兩概念の衝突を緩和し熱誠なる論戰の中に歐羅巴未曾有の社會的平和と自由とを維持す。

大なる結果を大なる原因に歸する自然の傾向は、吾人をして政治的進化は地質學上の進化と一般深遠にして而も繼續せる効力に維れ因り、個人的所業より一層廣大なる者と説かしむと雖、而も十九世紀の歴史は此概念と善く一致せざるなり。

獨り英國及び瑞典那威のみ引續きたる内部の發達に由りて生せる略規則正しき政治的進化を遂げ、他の諸國は一八一四年より一八七〇年に至るまで、不意の出來事に由りて誘致せる突如たる危機に遭へり。即ち第一、一八三〇年の革命は往年の革命に對する歐洲の同盟を破壊し、西歐に議院政制度を扶植し、且つ加特力黨及び

社會黨の輝化を準備せり。第二、一八四八年の革命は普通選舉を實地の應用に導き、中歐の民族的統一を準備し、社會黨と加特力黨とを組織せしめたり。第三、一八七〇年の戦争は獨逸帝國を創造せしめ、之をして歐洲の優勢國たらしめ、法王の政權を破滅し、戦争の性質を一變し、而も武裝的平和の政制を樹立せり。

一八三〇年の革命は、シヤル、十世の無經驗に乗じて朦朧たる共和黨の一團の成せる事業にして、一八四八年の革命はルイ、フィリップの頓に意氣阻喪せるに由りて勢を得たる民主主義及び社會主義の或る煽動者の事業たり。一八七〇年の戦争はナポレオン三世の權策的政策に由りて準備せられたるビスマルクの豪英の事業なりとす。豫想外なる此三個の事實に關して、歐洲大陸の智力的、政治的若くは經濟的狀態に於て何等一般の原因を見出さざるなり。現代歐羅巴の政治的進化を促したるは蓋しこれ三個の出來事なりとす。

歐洲現代政治史 下卷終

明治四十四年七月二十日印刷
 明治四十四年七月三十日發行

歐洲現代政治史下卷

非賣品

(第四十四回配布分)

編輯兼發行者

大日本文明協會

右代表者

磯部保次

印刷者

武廣和雄

印刷所

東京市京橋區南鍋町十番地
 會社 東京 國文社
 東京市京橋區宗十郎町十五番地

東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地

大日本文明協會

電話新橋 一七七八
 振替貯金口座 一三七〇二一〇

發行所



大日本文明協會役員

本會會長 伯爵 大隈重信

本會評議員

東京帝國大學文科大學教授
東京帝國大學農科大學教授
東京帝國大學農科大學教授
東京帝國大學農科大學教授
東京高等師範學校校長
早稻田大學學長
早稻田大學教授
東京帝國大學文科大學教授
早稻田大學教授
東京帝國大學工科大學教授
「日本及日本人」主幹
東京帝國大學文科大學教授

實業學務局長

文學博士
理學博士
法學博士
法學博士
文學博士
文學博士
文學博士
文學博士
文學博士
文學博士
文學博士
法學博士

(イロハ順)

井上哲次郎
石川千代松
和田垣謙三
嘉納治五郎
高田早苗
坪内雄藏
上田萬年
浮野和文
眞宅二郎
三宅勇次郎
元良次郎
杉山重義
磯部哲次

本會編輯長
本會編輯主任
本會理事
本會理事

78
98

9.8.24

終